

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果  
－説明責任の向上に向けて－

平成 24 年 10 月  
総務省行政評価局





## はじめに

租税特別措置等については、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定。以下「22年度大綱」という。）において「今後4年間で抜本的に見直す」こととされた。これを踏まえ、平成22年5月に、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）が改正され、各府省が法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等（国税における租税特別措置、地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものをいう。以下同じ。）の新設に係る政策を決定しようとする場合及び既存の租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に事前評価の実施が義務付けられるなど、租税特別措置等に係る政策評価が制度化された。

総務省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第12条第2項において、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、「政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価」を行うこととされ、これまでも評価専担組織として、各府省の政策評価について点検活動を行っている。また、平成22年度からは、租税特別措置等に係る各府省の政策評価についても、政策評価の説明・分析の内容が一定水準に達しているかどうかの観点から点検活動を行っている。

本報告は、平成25年度の税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書のうち、点検対象とした163件についての点検結果<sup>(注)</sup>を取りまとめたものである。

(注) 租税特別措置等に係る政策評価の点検対象には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律に規定される税制上の措置に係るものも含まれる。また、点検対象となった評価書163件のほか、独立行政法人制度の見直し等に伴う税制改正要望に係る評価書が4件ある。なお、政策評価の対象となった租税特別措置等そのものの是非について点検を行ったものではない。



# 目 次

はじめに

## I 点検結果の概況

1	租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2	租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況	
(1)	点検の対象	2
(2)	点検の観点	5
(3)	点検過程	5
(4)	点検結果	5
(5)	課題を指摘した主な事項	10
3	租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題	11

## II 個別の点検結果

1	点検結果の一覧表	12
2	点検結果表	
	<点検結果表の見方>	23

### <内閣府>

・内閣01	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	28
・内閣02	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	32
・内閣03	「国際戦略総合特区」における特例措置	36
・内閣04	地域活性化総合特区における特例措置の拡充	40
・内閣05	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加	46
・内閣06	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制	50
・内閣07	データセンター地域分散化促進税制の創設	54

・内閣08	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	58
・内閣09	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	62
・内閣10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	68
・内閣11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化	74
・内閣12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）	78
・内閣13	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	86
・内閣14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）	92
・内閣15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	96
・内閣16	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	100

#### <金融庁>

・金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	104
・金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	108
・金融03	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	112
・金融04	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	116
・金融05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	120
・金融06	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	124
・金融07	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	128
・金融08	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等	132

#### <復興庁>

・復興01	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化	138
・復興02	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	142
・復興03	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	146
・復興04	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	150

- ・復興05 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用…………… 154
- ・復興06 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用…………… 158

<総務省>

- ・総務01 公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長…………… 164
- ・総務02 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長…………… 170
- ・総務03 データセンター地域分散化促進税制の創設…………… 176
- ・総務04 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）…………… 180
- ・総務05 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除…………… 186
- ・総務06 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置…………… 196
- ・総務07 技術研究組合の所得計算の特例…………… 204
- ・総務08 過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設…………… 208

<財務省>

- ・財務01 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例…………… 212

<文部科学省>

- ・文科01 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置…………… 216
- ・文科02 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除…………… 220
- ・文科03 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置…………… 230
- ・文科04 国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置…………… 238
- ・文科05 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置…………… 242

<厚生労働省>

- ・厚労01 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 246
- ・厚労02 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長…………… 252
- ・厚労03 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除…………… 256
- ・厚労04 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置…………… 266
- ・厚労05 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置…………… 274
- ・厚労06 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設…………… 278
- ・厚労07 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し…………… 282

・厚労08	社会保険診療報酬の所得計算の特例	286
・厚労09	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	290
・厚労10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	298
・厚労11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	306
・厚労12	雇用促進税制の拡充	310
・厚労13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長	316
・厚労14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	322
・厚労15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	326
・厚労16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	332
・厚労17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	338
・厚労18	社会保険診療報酬の所得計算の特例	342
・厚労19	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	346

#### <農林水産省>

・農水01	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）	354
・農水02	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例	360
・農水03	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	366
・農水04	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	372
・農水05	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	378
・農水06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	384
・農水07	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）	390
・農水08	技術研究組合の所得計算の特例	396
・農水09	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	400
・農水10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	410
・農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	418
・農水12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	426
・農水13	商業・サービス中小企業活性化税制	430
・農水14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置	436
・農水15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	454
・農水16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	458
・農水17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	462
・農水18	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	466

・農水19	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	470
・農水20	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	474
・農水21	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	478
・農水22	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	482
・農水23	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	486
・農水24	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	490
・農水25	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	494
・農水26	転廃業助成金等に係る課税の特例	502
・農水27	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	506
・農水28	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	510
・農水29	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	514
・農水30	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	518
・農水31	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	522
・農水32	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（漁業信用基金協会）	526
・農水33	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（ジェイエフマリンバンク支援協会）	530
・農水34	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	534
・農水35	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	538
・農水36	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	542

#### <経済産業省>

・経産01	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	552
・経産02	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	554
・経産03	創設時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	558
・経産04	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	564
・経産05	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	568
・経産06	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	574
・経産07	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例	580
・経産08	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	584
・経産09	保険会社等の異常危険準備金の延長	588
・経産10	中小企業者等の法人税率の特例	592
・経産11	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	598
・経産12	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	602

・ 経産13	商業・サービス中小企業活性化税制	606
・ 経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	610
・ 経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（グリーン投資減税）	620
・ 経産16	技術研究組合の所得計算の特例	628
・ 経産17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	632
・ 経産18	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化	638
・ 経産19	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	642
・ 経産20	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	646
・ 経産21	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	650
・ 経産22	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	654
・ 経産23	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	660
・ 経産24	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	664
・ 経産25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	668
・ 経産26	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	672
・ 経産27	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置	676
・ 経産28	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	680
・ 経産29	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置	688

#### <国土交通省>

・ 国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	698
・ 国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	708
・ 国交03	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	716
・ 国交04	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	720
・ 国交05	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	724
・ 国交06	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	730
・ 国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	736
・ 国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	742
・ 国交09	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	746
・ 国交10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	750
・ 国交11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	754



・ 国交12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	758
・ 国交13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	764
・ 国交14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特別措置の延長	768
・ 国交15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	774
・ 国交16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	780
・ 国交17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	784
・ 国交18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充	788
・ 国交19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充	792
・ 国交20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	796
・ 国交21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	802
・ 国交22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	810
・ 国交23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	814
・ 国交24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長	822
・ 国交25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	828
・ 国交26	船舶に係る特別償却制度の延長	834

<環境省>

・ 環境01	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	842
・ 環境02	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	848
・ 環境03	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	852
・ 環境04	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	856
・ 環境05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	860
・ 環境06	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	870
・ 環境07	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	878
・ 環境08	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	884
・ 環境09	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	888

<防衛省>

・ 防衛01	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	896
--------	-------------------------	-----

・防衛02	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	904
・防衛03	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	912
・防衛04	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	920
3	点検項目ごとの評価の実施状況表	928
<b>【資料】</b>		
資料1	平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）	944
資料2	租税特別措置の見直しに関する基本方針 〈平成22年度税制改正大綱の別紙1〉	945
資料3	政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」） 〈租税特別措置の見直しに関する基本方針の別添〉	946
資料4	地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針 〈平成22年度税制改正大綱の別紙2〉	947
資料5	中期財政フレーム（平成24年8月31日閣議決定）（抄）	948
資料6	租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン （平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）	949

## I 点検結果の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第9条並びに評価法施行令第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとするとしている（基本方針I-4-キ）。

#### イ 事後評価

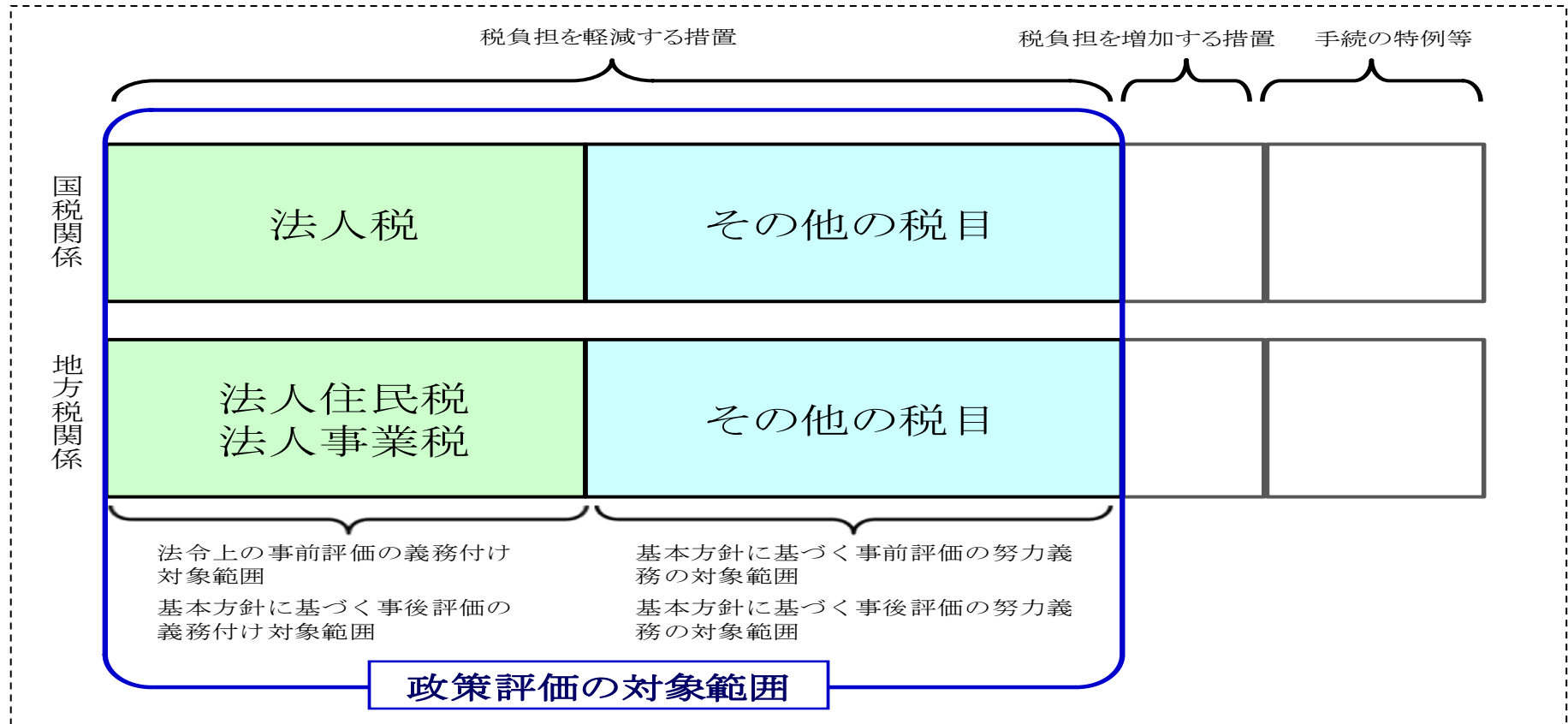
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（評価法第6条の規定に基づき各府省が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとするとしている（基本方針I-5-カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各府省は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各府省における検討作業や政府における税制改正作業に有益な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

### (1) 点検の対象

平成25年度の税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書のうち、点検対象としたものの件数は、12府省（内閣府、金融庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の計163件となっている。このほか、独立行政法人制度の見直し等に伴う税制改正要望に係る評価書が4件ある。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は131件、義務付け対象外となっている政策評価の評価書は32件であった（経済産業省12件、内閣府9件、復興庁6件、その他5件）。

評価書の点検実施件数の内訳は、図表2及び図表3のとおりである。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の点検実施件数

府省名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充延長	計		
内閣府	8	6	1	1	16	0	16
金融庁	3	3	0	1	7	1	8
復興庁	1	5	0	0	6	0	6
総務省	2	3	2	1	8	0	8
財務省	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	1	2	0	0	3	0	3
厚生労働省	7	5	4	2	18	1	19
農林水産省	3	3	7	1	14	22	36
経済産業省	12	10	6	0	28	0	28
国土交通省	4	8	12	2	26	0	26
環境省	3	3	1	0	7	1	8
防衛省	0	0	0	0	0	4	4
合計	44	48	33	8	133	30	163

(注) 「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において拡充及び延長の内容の要望が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による点検実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	7	9	16	0	0	0	7	9	16
金融庁	6	1	7	1	0	1	7	1	8
復興庁	0	6	6	0	0	0	0	6	6
総務省	8	0	8	0	0	0	8	0	8
財務省	0	0	0	1	0	1	1	0	1
文部科学省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
厚生労働省	17	1	18	1	0	1	18	1	19
農林水産省	14	0	14	22	0	22	36	0	36
経済産業省	16	12	28	0	0	0	16	12	28
国土交通省	25	1	26	0	0	0	25	1	26
環境省	5	2	7	1	0	1	6	2	8
防衛省	0	0	0	4	0	4	4	0	4
合計	101	32	133	30	0	30	131	32	163

## (2) 点検の観点

点検に当たっては、22年度大綱における別紙1「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)」等を踏まえ、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から主要な要素を点検項目(図表4参照)として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、説明・分析の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、説明・分析が不十分な項目については課題を指摘した。

※「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。

## (3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、点検過程において、各府省に補足説明を求め、当該補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有益な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

## (4) 点検結果

点検対象の評価書163件の点検結果は、図表5及び図表6のとおりである。各府省の評価書では、説明・分析の内容が一定水準に達しているものはみられなかったが、各府省からの補足説明を踏まえた点検の結果、説明・分析の内容が一定水準に達しているものは33件であった。評価書の大半(163件中130件)は、特に、「有効性」の説明・分析が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後 評価
	新設	拡充等	
<b>租税特別措置等の合理性</b>			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
<b>租税特別措置等の有効性</b>			
③達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
④過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑥将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑧将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑨過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑩将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑪過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑫将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
<b>租税特別措置等の相当性</b>			
⑬政策目的の実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑭同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。



図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

府省名	説明・分析の内容が一定水準に達しているもの	説明・分析の内容に課題があるもの				合計
			うち 合理性の説明・分析の内容に課題があるもの	うち 有効性の説明・分析の内容に課題があるもの	うち 相当性の説明・分析の内容に課題があるもの	
内閣府	1 (0)	15 (16)	3 (9)	15 (16)	1 (9)	16
金融庁	1 (0)	7 (8)	1 (8)	7 (8)	1 (6)	8
復興庁	0 (0)	6 (6)	2 (5)	6 (6)	0 (5)	6
総務省	3 (0)	5 (8)	0 (4)	5 (8)	2 (2)	8
財務省	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1
文部科学省	2 (0)	1 (3)	0 (3)	1 (3)	1 (1)	3
厚生労働省	2 (0)	17 (19)	8 (17)	17 (19)	6 (11)	19
農林水産省	13 (0)	23 (36)	1 (23)	23 (36)	0 (5)	36
経済産業省	2 (0)	26 (28)	4 (18)	26 (28)	4 (17)	28
国土交通省	2 (0)	24 (26)	3 (18)	24 (26)	3 (11)	26
環境省	2 (0)	6 (8)	1 (6)	6 (8)	2 (6)	8
防衛省	4 (0)	0 (4)	0 (4)	0 (4)	0 (4)	4
合計	33 (0)	130 (163)	23 (115)	130 (163)	20 (77)	163

(注) 1 ( )内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 説明・分析の内容に課題があるものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上した。

3 「合理性」、「有効性」又は「相当性」について、一つの評価書において複数の区分にわたる課題を指摘しているため、合計は「説明・分析の内容に課題があるもの」の件数に一致しない。

図表6 義務付け対象・義務付け対象外ごとの点検結果

府省名	義務付け対象						義務付け対象外					
	説明・分析の内容が一定水準に達しているもの	説明・分析の内容に課題があるもの			合計	説明・分析の内容が一定水準に達しているもの	説明・分析の内容に課題があるもの			合計		
		うち合理性の説明・分析の内容に課題	うち有効性の説明・分析の内容に課題	うち相当性の説明・分析の内容に課題			うち合理性の説明・分析の内容に課題	うち有効性の説明・分析の内容に課題	うち相当性の説明・分析の内容に課題			
内閣府	0	7	2	7	1	7	1	8	1	8	0	9
金融庁	1	6	1	6	1	7	0	1	0	1	0	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	6	2	6	0	6
総務省	3	5	0	5	2	8	0	0	0	0	0	0
財務省	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	16	7	16	6	18	0	1	1	1	0	1
農林水産省	13	23	1	23	0	36	0	0	0	0	0	0
経済産業省	2	14	2	14	1	16	0	12	2	12	3	12
国土交通省	2	23	3	23	3	25	0	1	0	1	0	1
環境省	2	4	0	4	1	6	0	2	1	2	1	2
防衛省	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
合計	32	99	16	99	16	131	1	31	7	31	4	32

(注) 1 説明・分析の内容に課題があるものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上した。

2 「合理性」、「有効性」又は「相当性」について、一つの評価書において複数の区分にわたる課題を指摘しているため、合計は「説明・分析の内容に課題があるもの」の件数に一致しない。

また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」についての説明・分析の内容について、不十分なものの組合せは、図表7のとおりであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の全てについて説明・分析の内容が不十分な評価が4件みられた。

図表7 説明・分析の内容に課題があるものの組合せ

府省名	合理性 有効性 及び 相当性の 説明・分析の 内容に課題	合理性 及び 有効性の 説明・分析の 内容に課題	合理性 及び 相当性の 説明・分析の 内容に課題	有効性 及び 相当性の 説明・分析の 内容に課題	合理性のみ 説明・分析の 内容に課題	有効性のみ 説明・分析の 内容に課題	相当性のみ 説明・分析の 内容に課題
内閣府	0	3	0	1	0	11	0
金融庁	0	1	0	1	0	5	0
復興庁	0	2	0	0	0	4	0
総務省	0	0	0	2	0	3	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	1	0	0	0
厚生労働省	2	6	0	4	0	5	0
農林水産省	0	1	0	0	0	22	0
経済産業省	2	2	0	2	0	20	0
国土交通省	0	3	0	3	0	18	0
環境省	0	1	0	2	0	3	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	19	0	16	0	91	0

(5) 課題を指摘した主な事項

ア 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<費用対効果の説明が不十分>

費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、説明・分析が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

<適用実態・見込みの説明が不十分>

租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。

租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

イ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>

租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていない。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

### 3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、今年度で3年目を迎えた。初年度は、全ての評価書について「合理性」、「有効性」又は「相当性」のいずれかの説明・分析に不十分な点があった。昨年度から、各府省からの補足説明を求めているが、これを踏まえた結果、説明・分析の内容が一定水準に達している評価書が、昨年度は全体の約1割（16件）、今年度は全体の約2割（33件）となっており、大半の評価書の説明・分析の内容は依然として一定水準に達していないが、回数を重ね、評価書に記載される内容は充実してきている。

それぞれの項目に着目すると、「有効性」については、いまだ多くの評価書において、特に費用対効果に関する説明・分析の内容に不十分な点があった。これについては、補足説明により一定程度改善されたものの、費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であることから、今後もなお、説明・分析の内容の更なる充実を図ることが必要である。また、「合理性」及び「相当性」については、提出された評価書における説明・分析が不十分なものが多くあったが、補足説明により相当数が改善されたところである。

このように、各府省からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところであるが、補足説明されたような内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものであり、政府全体として評価書に記載する内容の充実を図る取組が必要である。

また、今後は、点検結果において説明・分析が不十分であると指摘しているものについて、各府省が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、説明・分析の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じた更なる説明・分析に努めることが期待される。

## II 個別の点検結果

### 1 点検結果の一覧表

〈点検結果の一覧表の見方〉

#### 1. 「制度名」

各評価書に記載されている租税特別措置等（以下「租特」という。）の名称を記載している。

#### 2. 「区分」

租特の要望区分等に応じて、以下を記載している。

- 新 設 : 租特の新設要望に係る評価を表す。
- 拡 充 : 租特の拡充要望に係る評価を表す。
- 延 長 : 租特の延長要望に係る評価を表す。
- 拡・延 : 租特の拡充及び延長要望に係る評価を表す。
- 事 後 : 期限の定めのない租特に対する評価などを表す。

#### 3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載している。

#### 4. 「説明・分析が一定水準に達している」

各府省が補足説明を行った結果、評価の説明・分析が一定水準に達したものに「☆」を記載している。

#### 5. 「説明・分析が不十分」

点検結果の内容に応じて、「●」、「※」、「—」又は「／」を記載している。

- : 評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
- ※ : 点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。
- : 区分（新設及び事後）の性質上、記載の必要のないもの等。
- ／ : 課題の指摘には至らないもの。

#### 6. 「補足された評価に有益な説明」

評価書においては明らかでなかった事項について、点検過程において各府省から補足説明がなされることにより、評価に有益な情報が明らかにされた場合に「○」を記載している。

- 政 策 目 的 の 根 拠 等 : 租特の背景にある政策目的が、法律や閣議決定等に規定されるなど、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。
- 当 初 の 目 標 の 達 成 状 況 等 : 当初（租特創設時や前回要望時）の目標が達成されているか否かが説明されているか。  
租特を継続する理由（達成されていない場合は、その原因分析も併せて）が説明されているか。
- 僅 少 ・ 偏 り : 適用数が当初の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。
- 税 収 減 の 是 認 効 果 等 : 租特による税収減に見合う有効性（費用対効果）が説明されているか。
- 租 特 の 手 段 を と る 必 要 ・ 適 切 性 : 他の政策手段（補助金や規制等）と比較して、租特の手段をとることが適切であると考えられる理由が説明されているか。
- 他 の 支 援 措 置 と の 役 割 分 担 : 他の政策手段がある場合に、租特との役割分担がなされていることが説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分					補足された評価に有益な説明														
					6つのテスト																			
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性									
					政策的根拠	目標等	当初目標達成状況	現状の僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	他援と割	の措置の分	支置役担	政策的根拠	目標等	当初目標達成状況	現状の僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	他援と割
内閣府																								
内閣01	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	※			—	—	○	○									
内閣02	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—			○	○							
内閣03	「国際戦略総合特区」における特例措置	拡充	有			●	※	●				○	○	○										
内閣04	地域活性化総合特区における特例措置の拡充	拡充	有			●	※	●	※	※		○	○	○	○	○								
内閣05	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加	拡充				●	※	●	※				○	○	○									
内閣06	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制	新設				—	—	●	※			—	—	○	○									
内閣07	データセンター地域分散化促進税制の創設	新設	有			—	—	●				—	—	○										
内閣08	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	拡・延	有					●	●					○	○									
内閣09	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	有					●	●															
内閣10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	拡充				※	※	※	●	※		○	○	○										
内閣11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化	新設				※	—	—	●			○	—	—	○									
内閣12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）	拡充				※	●	●				○		○										
内閣13	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	拡充				※	※	※	●	※		○	○	○										
内閣14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）	新設		☆		—	—	※	※	※		—	—	○	○									
内閣15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	新設				※	—	—	●			○	—	—	○									
内閣16	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有			※	—	—	●	●	●	○	—	—										

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明							
					6つのテスト						6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性			
					政策的拠	根拠等	当初目標達成状況	現状の僅少	税収効果	減認等租手と要切	特段の必要性	他援と割	支置役担の措の分	政策的拠	根拠等	当初目標達成状況	現状の僅少	税収効果
金融庁																		
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	新設	有		※	—	—	●			○	—	—					
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	拡充	有			●	※	●	※	※			○	○	○	○	○	○
金融03	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	拡・延	有			※	※	●	●			○	○	○				
金融04	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	新設	有		※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○		
金融05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○
金融06	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○			
金融07	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	事後	有	☆	※	※	※	※		※	○	○	○	○	○			○
金融08	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等	拡充	有			※	●	●				○		○				
復興庁																		
復興01	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化	拡充			※	※	●	●			○	○	○	○				
復興02	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	拡充				※	※	●	※	※		○	○	○	○	○	○	○
復興03	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	拡充				※	※	●		※		○	○	○				○
復興04	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	新設				—	—	●		※		—	—	○				○
復興05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	●	※	●	※	※	○		○	○	○	○	○	○
復興06	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	●	※	●	※	※	○		○	○	○	○	○	○



番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明																
					6つのテスト						6つのテスト																
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性												
					政策的根拠	目標等	当初目標達成状況	現在の状況	少偏り	・	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	の措置の分割	支置役担	政策的根拠	目標等	当初目標達成状況	現在の状況	少偏り	・	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	の措置の分割
総務省																											
総務01	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長	拡・延	有						●	●																	
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有					※	●								○		○								
総務03	データセンター地域分散化促進税制の創設	新設	有			—	—		●							—	—		○								
総務04	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）	拡充	有	☆		※	※	※									○		○		○						
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※									○		○		○						
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※									○		○								
総務07	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有			※	●	●									○		○		○						
総務08	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設	新設	有			—	—		●	●							—	—									
財務省																											
財務01	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	事後	有	☆				※																			
文部科学省																											
文科01	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有			※	—	—	●	●	●		○	—	—												
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※									○		○		○						
文科03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※									○		○								
文科04	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置	新設	有														—	—									
文科05	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有														—	—									

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明					
					6つのテスト						6つのテスト					
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
					政策的拠	目標等	当初目標達成等	の状況	・	少	税収の効	減認等	租手と要切	特段の・性	の必	他
厚生労働省																
厚労01	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			※		●				○		○		
厚労02	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			●	●	●	●	※				○		○
厚労03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○		
厚労04	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○		
厚労05	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設			●	—	—	●				—	—			
厚労06	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	新設	有		●	—	—	●	●			—	—			
厚労07	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し	新設	有		●	—	—	●				—	—			
厚労08	社会保険診療報酬の所得計算の特例	延長	有			●	●	●		※				○		○
厚労09	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●			○	○	○		
厚労10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有			※	●	●	●			○		○		
厚労11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●				—	—	○		
厚労12	雇用促進税制の拡充	拡充	有			●	●	●						○		
厚労13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長	拡・延	有			※	※	●				○	○	○		
厚労14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	新設	有		※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○
厚労15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	拡・延	有			●	●	●	※			○			○	
厚労16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	新設	有			—	—	●	※			—	—	○	○	
厚労17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	拡充	有			※	※	●	●			○	○	○		
厚労18	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	有			●	●	●		※						○
厚労19	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有			※	—	—	●	●	●	○	—	—		

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明					
					6つのテスト						6つのテスト					
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
					政策的拠	目標の等	当初達成等	の状況	・少	税の効	減認等	租手と要切	のを必須	他援と割	の支	置役担
農林水産省																
農水01	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律）	延長	有	☆				※						○		
農水02	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	有					●						○		
農水03	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	拡・延	有				※	●					○	○		
農水04	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有				※	●					○	○		
農水05	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	延長	有				※	●					○	○		
農水06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有				※	●					○	○		
農水07	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）	延長	有				※	●					○	○		
農水08	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有			※	●	●					○	○	○	
農水09	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※					○	○	○	
農水10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※					○		○	
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	拡充	有			※	※	●					○	○	○	
農水12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●					—	—	○	
農水13	商業・サービス中小企業活性化税制	新設	有			—	—	●	※				—	—	○	
農水14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置	新設	有			—	—	●		※			—	—	○	
農水15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※		●					○			
農水16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○		
農水17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○		
農水18	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	事後	有	☆		※	※	※					○	○	○	
農水19	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※	※				○	○	○	

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明												
					6つのテスト						6つのテスト												
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性								
					政策的根拠	目標等	当初目標の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	他援と割	支置役担	政策的根拠	目標等	当初目標の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要切	特段の必要性	他援と割
農水20	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○									
農水21	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○									
農水22	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○									
農水23	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※					○	○	○								
農水24	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※		※				○	○									○
農水25	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	事後	有	☆		※	※		※				○	○									○
農水26	転廃業助成金等に係る課税の特例	事後	有	☆		※	※	※					○	○	○								
農水27	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	事後	有	☆		※		※					○		○								
農水28	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●					○										
農水29	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有	☆				※							○								
農水30	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●					○		○								
農水31	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●					○		○								
農水32	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（漁業信用基金協会）	事後	有			※		●					○										
農水33	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（ジェイエフマリンバンク支援協会）	事後	有			※		●					○		○								
農水34	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※					○	○	○								
農水35	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※					○	○	○								
農水36	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	事後	有			●	※	●					○										

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明															
					6つのテスト						6つのテスト															
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性											
					政策的拠	目標等	当初達成等	の状況	・	税の効	減認等	租手と要切	の必須性	他援と割	の措置	支置役担	政策的拠	目標等	当初達成等	の状況	・	税の効	減認等	租手と要切	の必須性	他援と割
経済産業省																										
経産01	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—					—	—													
経産02	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○	○										
経産03	創設時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	新設				—	—	●		※		—	—													○
経産04	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	新設				—	—	●				—	—	○												
経産05	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	拡充	有			※	※	※	●			○	○	○	○											
経産06	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	拡充				※	●	●				○														
経産07	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例	新設				—	—	●	※			—	—												○	
経産08	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	延長				※	※	●				○	○													
経産09	保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	有				※	●	※	※				○	○	○	○									○
経産10	中小企業者等の法人税率の特例	拡充	有			※	※	●				○	○	○												
経産11	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●				—	—	○												
経産12	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	新設	有			—	—	●	※	※		—	—	○	○	○										○
経産13	商業・サービス中小企業活性化税制	新設	有			—	—	●	※			—	—	○	○											
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○												
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●			○	○	○												
経産16	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有			※	●	●				○	○	○												
経産17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	延長				※	※	●	※			○	○	○	○											
経産18	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化	拡充	有			※	※	●				○	○	○												
経産19	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	新設	有			※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○									○

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分					補足された評価に有益な説明											
					6つのテスト						6つのテスト										
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性						
					政策的根拠	目標等	当初の状況	少偏り	税収効果	減認等	租手と適切	特段の必要性	他援と割	支置役担	政策的根拠	目標等	当初の状況	少偏り	税収効果	減認等	租手と適切
経産20	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	拡充				※	※	●	※	※		○	○	○	○	○					
経産21	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	拡充				※	※	●		※		○	○	○							○
経産22	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	拡充					●	※	●	●		○	○	○							
経産23	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	延長	有			※	※	●	※			○	○	○	○						
経産24	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有		●	—	—	●		※		—	—								○
経産25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有		●	—	—	●				—	—	○							
経産26	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	新設				—	—	●	●			—	—	○							
経産27	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置	新設				—	—	●		※		—	—								○
経産28	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○							
経産29	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置	延長				●	※	●	●	●		○	○	○							
国土交通省																					
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○							
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○							
国交03	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	新設	有			—	—	●	※	※		—	—							○	○
国交04	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	拡・延	有				●	●				○	○								
国交05	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有				※	●				○	○								
国交06	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	拡・延	有				※	●				○	○								
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	延長	有			※	※	●				○	○	○							
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有				※	●	※			○	○	○							
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有				※	●	※			○	○	○							

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明										
					6つのテスト						6つのテスト										
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性						
					政策的根拠	目標等	当初の状況	少偏り	税収効果	減認等	租手と適切	特段の必要性	他援と割	支置役担	政策的根拠	目標等	当初の状況	少偏り	税収効果	減認等	租手と適切
国交10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	拡充	有		●	※	●	※	※			○	○	○	○						
国交11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○						
国交12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	有		※	※	※	●		※	○	○	○								○
国交13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	新設				—	—	●		※		—	—	○							○
国交14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有			※	※	●				○	○	○							
国交15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	延長	有			●	※	●				○	○	○							
国交16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	新設	有		※	—	—	●			○	—	—	○							
国交17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	延長	有		※	※	●	●			○	○	○								
国交18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充	拡充	有		※	※	※	●			○	○	○	○							
国交19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充	拡充	有			※	※	●	●	●		○	○	○							
国交20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●													
国交21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●			○	○	○							
国交22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	拡充	有			※	●	●				○		○							
国交23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有			※	●	●	●			○		○							
国交24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○				○	○	○
国交25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	拡充	有		※	※	●	●			○	○	○	○							
国交26	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	有		※	●	●	●			○	○	○	○							

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明															
					6つのテスト						6つのテスト															
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性											
					政策的拠	目根	当初達成等	の状況	僅少・	税収効果	減認等	租手と要切	の必要性	他援と割	の措置	支置役担	政策的拠	目根	当初達成等	の状況	僅少・	税収効果	減認等	租手と要切	の必要性	他援と割
環境省																										
環境01	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	事後	有			※	●	●	※	※		○		○	○	○										
環境02	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	新設	有		※	—	—	●		※		○	—	—	○										○	
環境03	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	新設	有			—	—	●		※			—	—	○										○	
環境04	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—						—	—												
環境05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※					○	○	○											
環境06	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●				○	○	○											
環境07	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	延長				●	●	●	※				○	○	○	○										
環境08	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	新設				—	—	●	●				—	—	○											
環境09	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※					○		○											
防衛省																										
防衛01	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※		※			○	○	○											○
防衛02	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有	☆		※	※	※		※			○	○	○											○
防衛03	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※		※			○	○	○											○
防衛04	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※		※			○	○	○											○



## 2 点検結果表

### <点検結果表の見方>

1. 「制度名」  
各評価書に記載されている租特の名称を記載している。
2. 「税目」  
評価の対象となった当該租特の税目を記載している。
3. 「区分」  
[新設] は租特の新設要望に係る評価、[拡充] は租特の拡充要望に係る評価、[延長] は租特の延長要望に係る評価、[事後] は期限の定めのない租特に対する評価を表す。
4. 「評価の実施状況」  
各点検項目について、2から4の区分を設けており、該当する区分を「■」で示している。
5. 「課題」  
[○] 印：各点検項目において、数値が示されていない、分析内容が妥当でない、又は、論理的でないといった課題（疑問点・問題点等）があることを表す。  
[※] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したことを表す。  
[◎] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題の一部が解消したことを表す。なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題について記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。
6. 「① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け」  
[明らかな]：租特により実現しようとする政策目的の根拠・政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされていることを表す。  
[明らかなでない]：当該根拠・位置付けが明らかにされていないことを表す。
7. 「② 所期の目標が達成していない状況」  
[達成されていない]：所期の目標について、いまだ達成されていないことが説明されていることを表す。  
[達成されている]：所期の目標について、既に達成されていることが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該状況について説明されていないことを表す。
8. 「③ 達成目標及び測定指標」  
[定量化]：租特により達成しようとする目標に係る定量的な測定指標が設定されていることを表す。  
[定性的記述]：当該目標に係る定性的な測定指標が設定されていることを表す。  
[説明なし]：当該目標に係る測定指標が説明されていないことを表す。

9. 「④ 適用数等の実績把握」  
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：適用数等は定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[定性的記述]：適用数等が定性的に把握されていることを表す。  
[把握なし]：適用数等が評価書において把握されていないことを表す。
10. 「⑤ 僅少・偏りのない状況」  
[説明あり]：租特の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っていないかが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
11. 「⑥ 適用数等の将来予測」  
[定量化]：適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：適用数等が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[定性的記述]：適用数等が定性的に予測されていることを表す。  
[予測なし]：適用数等が評価書において予測されていないことを表す。
12. 「⑦ 減収額の実績把握」  
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[把握なし]：減収額が評価書において把握されていないことを表す。
13. 「⑧ 減収額の将来予測」  
[定量化]：減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[予測なし]：減収額が評価書において予測されていないことを表す。
14. 「⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握」  
[把握あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が把握されていることを表す。  
[把握なし]：当該効果・状況について把握されていないことを表す。
15. 「⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測」  
[予測あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が予測されていることを表す。  
[予測なし]：当該効果・状況について予測されていないことを表す。
16. 「⑪ 税収減是認の効果の実績確認」  
[説明あり]：税収減を是認するような効果が確認されていると説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該効果が確認されていないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。

17. 「⑫ 税収減是認の効果の将来見込み」  
[説明あり]：税収減を是認するような効果が見込まれると説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該効果が見込まれないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。
18. 「⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性」  
[説明あり]：補助金や規制など様々な政策手段がある中で、租特の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
19. 「⑭ 他の政策手段との役割分担」  
[他の政策手段はない]：同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないことを表す。  
[説明あり]：他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担が説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
20. 「【課題の説明】」  
各点検項目における評価の課題について、各府省からの補足説明も踏まえて記載している。
21. 「<点検結果表の別紙>」  
各点検項目について、各府省からの補足説明等の内容を記載している。



内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
内閣02	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
内閣03	「国際戦略総合特区」における特例措置
内閣04	地域活性化総合特区における特例措置の拡充
内閣05	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加
内閣06	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制
内閣07	データセンター地域分散化促進税制の創設
内閣08	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
内閣09	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
内閣10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
内閣11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化
内閣12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）
内閣13	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
内閣14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）
内閣15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化
内閣16	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（PFI事業規模）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2010年～20年のPFI事業規模：少なくとも10兆円以上）の実現状況の将来予測について、定性的に「PFI事業の拡大に資する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

公共施設等運営権は改正PFI法施行（平成23年6月1日改正、同年11月30日施行）に伴い導入された制度であり、PFI事業の実施が検討され、実際に事業化されるまで時間を要することから、平成25年度以降の予測を立てることは困難ではある。あえて推計を行うとするならば、PFI制度が導入された直後の実施方針公表件数の増加の状況から、制度導入から本格的な普及・活用までのタイムラグを推計することになるが、PFI制度導入時と同様の普及を見込めると仮定すると、全分野の公共施設等運営権について、平成25年度は4件程度、平成26年度は7件程度の新規案件が予測される。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共施設等を国・地方公共団体等が整備した場合は登録免許税が課税されないのに対し、公共施設等運営権を活用したPFI事業については、公共施設等運営権の登録に対し登録免許税が課税され、課税された金額はPFI事業のコストとなり、最終的には国民負担となる。官と民のイコールフットイングの観点からはPFI事業により整備された公共施設等に対して課税されるべきではないと考えられるため、他の登録免許税の軽減措置の例にならない、今回軽減措置を要望しているものであり、他の政策手段では代替できないと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設（国7）（登録免許税：外） <b>（新設・延長・拡充）</b>
2	要望の内容	H23年のPFI法※改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。 改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。 その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、公共施設等運営権を活用した事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の軽減措置を要望するもの。  ※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「PFI制度にコンセッション方式（公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。）を導入し、既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す」とされた。 さらに、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～20年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。  運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置により、公共施設等運営権を活用したPFI事業を促進し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能となり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進されるこ

			とから、本軽減措置が必要。
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【新成長戦略】(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のPFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大</p> <p>【日本再生戦略】(平成24年7月31日閣議決定)</p> <p>○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>4. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>新たに創設された公共施設等運営権に係る登録免許税が軽減されることで、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能になり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>&lt;&lt;適用数の実績把握&gt;&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;&lt;適用数の将来予測&gt;&gt;</p> <p>平成25年度において数件程度の適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>平成23年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。</p> <p>99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑩租特の手段をとる必要性・適切性</p> <p>新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑪他の政策手段との役割分担</p> <p>【当該要望項目以外の税制上の支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等運営権の償却可能化(措置済み)</li> </ul> <p>【予算上の措置等の要求内容及び金額】</p> <p>被災地における震災復興案件等の募集制度(平成24年度予算5.8億円)</p> <p>予算措置は、PFI事業の検討段階などその立ち上げの段階で地方公共団体等を支援するものであるのに対し、本要望は、公共施設等運営事業を実施する民間事業者が選定され、運営権が設定された際、選定事業者が支払う登録免許税が軽減されるもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	府省名	内閣府
税 目	法人税、法人住民税、事業税		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（P F I 事業規模）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2010～20年のP F I 事業規模：少なくとも10兆円以上）の実現状況の将来予測について、定性的に「P F I 事業規模の拡大に資する」と説明しているが、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

大規模修繕が必要となる公共施設等について、予算措置等の政策手段により大規模修繕に備えた措置を実現しようとした場合、PFI事業を実施する民間事業者に利用料金収入等により回収を行うというインセンティブは働きにくいですが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働くと考えられる。これは「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において示された独立採算型PFI事業の拡大に資するものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段としては補助金や規制等が考えられるが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働き、独立採算型PFI事業の拡大に資すると言える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設 （国8）（法人税：義） （地3）（法人住民税、事業税：義） <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。  PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p>

			<p>《政策目的の根拠》 【日本再生戦略】 ○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 4. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>&lt;&lt;適用数の実績把握&gt;&gt; — &lt;&lt;適用数の将来予測&gt;&gt; 大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑩租特の手段をとる必要性・適切性 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑩他の政策手段との役割分担 —</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、地方公共団体におけるPFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めて





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「国際戦略総合特区」における特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのかが不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「国際戦略総合特区」内における企業の新規誘致件数、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

国際戦略総合特区制度は、平成23年12月に第一次の地域指定を行ったところ、現在、国と地方の協議を経た各総合特区における取組が行われているため、現時点で所期の目標が達成される段階にはない。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。

総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。

総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④参照。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度～25年度：国際戦略総合特区（7地域）において各20事業所（指定自治体からの聞き取りにより推計）

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

<国税>

平成23年科学技術研究調査（総務省）から、国際戦略事業の関連産業（※）における企業（資本金1億円以上）1企業当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は183.3百万円と推計するとともに、「平成21年経済センサス-基礎調査（総務省）」から、当該産業に係る1法人当たりの事業所数は7.4事業所であることから、1事業所当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は24.9百万円と推計した。

上記推計に基づき、国際戦略総合特区（7地域）において各20事業所（指定自治体からの聞き取りにより推計）が特例措置を活用し、そのうち10社が特別償却を選択、10社が税額控除の上積みを選択した場合を想定して、下記のとおり算出した。

特別償却（50%）による上乗せ効果： $50\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 875 \text{ 百万円} \dots (i)$

控除割合上乗せ（2%）による減収効果： $25 \text{ 百万円} \times 2\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 35 \text{ 百万円} \dots (ii)$

国際戦略総合特区全体の減収効果： $(i) + (ii) = 910 \text{ 百万円} \approx 1,000 \text{ 百万円}$

※化学工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

<地方税>

国際戦略総合特区における法人税の減収が1,000百万円と推計されることから下記のとおり算出した。

法人住民税の減収額： $1,000 \text{ 百万円} \times 17.3\% = 173 \text{ 百万円} \dots (i)$

法人事業税の減収額： $1,000 \text{ 百万円} \times 4.1\% = 41 \text{ 百万円} \dots (ii)$

地方法人特別税の減収額： $41 \text{ 百万円} (ii) \times 105\% \approx 43 \text{ 百万円} \dots (iii)$

$(i) + (ii) + (iii) = 257 \text{ 百万円}$

※ 減収額の将来予測は単年度ごとの予測であって、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度同額の減収額となることを見込んでいる。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

④参照。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「国際戦略総合特区」における特例措置 (国9) (法人税、登録免許税) (地4) (法人住民税、法人事業税)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	<国税>  総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税における特例措置について、研究開発に係る特例措置を拡充する。  ①国際戦略総合特区において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略事業を行うために開発研究用減価償却資産を取得して、その事業の用に供した場合には、その取得額に係る特別償却又はその減価償却費に係る既存の研究開発促進税制の税額控除割合の拡充のいずれかを選択できる制度を創設。【法人税に係る研究開発資産の特別償却又は研究開発促進税制の特例】  ②研究開発促進税制の対象となる試験研究費について、現行、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているところ、研究成果展示のための設備投資に係る減価償却費についても研究開発税制を適用する。【法人税に係る研究開発税制の対象拡充】  また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間	2013年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。

			《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「国際戦略総合特区」内における企業の新規誘致件数、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。	
8	有効性等	① 適用数等	「国際戦略総合特区」7か所において適用する。
		② 減収額	1, 000百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>諸外国では研究開発費にかかる税制上の優遇措置が充実しており(例:シンガポールでは国内での支出に対しては150%が損金算入可)研究開発拠点の誘致を行っているところ、租税特別措置の拡充が、我が国のイノベーションを支える研究開発拠点の海外への流出を防止し、また、海外からの流入を促進させる手段となりうる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては、</li> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> <li>・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>・ 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む」と定められている。</p> <p>委託費等の予算措置が、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることに対し、税制措置は民間活力による研究開発投資を幅広く促進することが可能であり、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における特例措置の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域力の向上）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「地域活性化総合特区」内における新規設備投資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数等）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、各特区における具体的な効果見込みを説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

総合特区制度は、平成23年12月に第1次、平成24年7月に第2次の地域指定を行ったところであり、現在、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われているため、現時点で、所期の目標が達成される段階にない。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。

総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。

総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④参照。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度全特区において8社ずつ適用があるものと仮定している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

民間投資・除却調査（内閣府）から、地域活性化総合特区の関連産業（化学工業（2特区）、電気機械（6特区）、輸送用機械（3特区）、医療・福祉（9特区）、農林水産業（5特区））における企業の新設設備投資額を推計。

業種（中分類）	新設設備投資額（資本金1億円未満の法人1社あたり） （単位：百万円）				
	合計	機械・装置	建物	附属設備	構築物
化学工業	1,006	463	212	65	24
電気機械器具製造業	2,211	1,079	181	77	13
医療・福祉	2,182	3	67	126	5
輸送用機械器具製造業	1,710	865	338	75	92
農林水産業	540	208	91	60	68

(1) 投資税額控除

控除限度額は、機械等の15%、建物等の8%の組み合わせとし、各業種における減税額は、  
 「新設設備投資額（機械等）」×15%+「新設設備投資額（建物等）」×8%×8事業所×特区数

	化学工業	電気機械製造業	医療・福祉	輸送機械製造業	農林水産業	減税額計 単位：百万円
機械等15%・建物等8%	41	74	8	99	21	242
特区数	2	6	9	3	5	25
分野別減税額	82	441	70	297	106	<u>996</u>

(2) 特別償却

償却限度額は、機械等の50%、建物等25%の組み合わせとし、各業種における減税額は、  
 「新設設備投資額（機械等）」×50%+「新設設備投資額（建物等）」×25%×税率30%×8事業所×特区数

	化学工業	電気機械製造業	医療・福祉	輸送機械製造業	農林水産業	減税額計 単位：百万円
機械等50%・建物等25%	40	73	7	97	21	239
特区数	2	6	9	3	5	25
分野別減税額	80	438	66	292	104	<u>980</u>

(1)(2)は選択適用であることから、地域活性化総合特区の減収効果は約1,000百万円弱。

<地方税>

国際戦略総合特区における法人税の減収が1,000百万円と推計（※）されることから下記のとおり算出した。

法人住民税の減収額 : 1,000百万円×17.3%=173百万円…(i)

法人事業税の減税額 : 1,000百万円×4.1%=41百万円…(ii)

地方法人特別税の減税額 : 41百万円(ii)×105%≒43百万円…(iii)

(i)+(ii)+(iii)=257百万円

※減収額の将来予測は単年度ごとの予測であって、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度同額の減収額となることを見込んでいる。



【内閣04】

※参考  
 <国税>

平成 23 年科学技術研究調査(総務省)から、国際戦略事業の関連産業(※)における企業(資本金 1 億円以上) 1 企業当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は 183.3 百万円と推計するとともに、「平成 21 年経済センサス - 基礎調査(総務省)」から、当該産業に係る 1 法人あたりの事業所数は 7.4 事業所であることから、1 事業所当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は 24.9 百万円と推計した。

上記推計に基づき、国際戦略総合特区(7 地域)において各 20 事業所(指定自治体からの聞き取りにより推計)が特例措置を活用し、そのうち 10 社が特別償却を選択し、10 社が税額控除の上積みを選択した場合を想定して、下記のとおり算出した。

特別償却(50%)による上乗せ効果:  $50\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 875 \text{ 百万円} \dots (i)$

控除割合上乗せ(2%)による減収効果:  $25 \text{ 百万円} \times 2\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 35 \text{ 百万円} \dots (ii)$

国際戦略総合特区全体の減収効果:  $(i) + (ii) = 910 \text{ 百万円} \approx \underline{1,000 \text{ 百万円}}$

※化学工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明)

④参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明)

④参照。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

地域活性化総合特区は、地域の課題解決に取り組む企業が志ある資金を円滑に調達できることが必要であると考えており、そのためには国際戦略総合特区と同様、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担(評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

内閣官房・内閣府において所管されている「構造改革特区制度」においては、規制緩和の全国展開を視野に、特定地域において規制の特例措置の適用が認められている。

一方、「地域活性化総合特区」は、全国展開を念頭に置いている点では共通しているものの、地方のコミットメントの下、規制の特例措置のみならず、税制・財政・金融の支援措置を一体として実施するものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における特例措置の拡充 (国 10)(法人税、登録免許税) (地 5)(法人住民税、法人事業税)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却、(①、②については、事業者の判断による、いずれか1つの選択制)を、地域活性化総合特区においても導入する。  ①、②特別償却・投資税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の 50%(建物等については 25%)の特別償却又は 15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。</li> <li>■ 対象とする設備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物</li> <li>・ 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">機械・装置：2,000 万円以上 建物・附属設備・構築物：1 億円以上</p> <p>また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度、総合特区制度創設に伴う措置として創設。
6	適用又は延長期間	2013 年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。

			<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標 5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑥ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」内における新規設備投資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>各特区における具体事例については以下のとおり。</p> <p>(参考)</p> <p>ア) あわじ環境未来島特区 企業数：14 社（太陽光発電事業者、洋上風力発電事業者等）</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数：9 社（医療関連事業者、観光関連事業者）</p>
		② 減収額	1,000 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p>

			<p>(参考)</p> <p>ア) あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。</p> <p>そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 法人税の軽減措置を呼び水として、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p> <p>(参考)</p>

		<p>ア) あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「総合特区推進調整費」を要求する予定。 (参考) 各特区における取組み</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 ・国際医療交流の拠点づくり促進補助金 (大阪府/H24年度予算額/10億円) ・企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和 (泉佐野市/H24年6月市議会日程)</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の達成目標（持続可能で自立した発展が可能な地域の構築）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「地域活性化総合特区」内における企業への出資額等）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。  
 総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。  
 総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ④参照。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度5社ずつ適用があるものと仮定している。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 ④参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 再生可能エネルギー関連事業を行う中小企業の資本金については、法人税法上の中小企業の資本金の上限に倣い、一律1億円と仮定。また、個人投資家1人当たりの年収額及び出資額について、経済産業省「エンジェル税制Q&A集」の計算例を基に、収入金額800万円、出資額300万円と仮定すると、投資家数は33となる。  
 また、租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度5社ずつ適用があるものと仮定。  
 これらから試算すると、  
 ア) 出資に係る所得控除を適用しない場合の所得税額 70万円/人  
 イ) 出資に係る所得控除が適用された場合の所得税額 22万円/人  
 ⇒出資に係る所得控除の適用による減税額 =  $(70 - 22) \times 33 \times 5 \text{社} = 79 \text{百万円}$   
 ≒約 80 百万円
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 ④参照。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

④参照。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

地域活性化総合特区は、地域の課題解決に取り組む企業が志ある資金を円滑に調達できることが必要であると考えており、そのためには国際戦略総合特区と同様、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加 (国11)(所得税)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	総合特別区域法第2条第3項第2号に定める特定地域活性化事業について、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)の対象事業に以下の事業を追加する。 ・農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間	2013年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。  《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日) 〈地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。・・・「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等・・・を講じる。〉
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進

		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  「地域活性化総合特区」内における企業への出資額等  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。 また、豊富な日照、良好な風況、速い潮流など、淡路地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源や大規模未利用地の活用によるエネルギー創出の拡大や、全国に誇る農水産業の活用による農と食の専門人材の育成などを実現することにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上が図られる。
		8 有効性等	① 適用数等 「地域活性化総合特区」6箇所程度において適用する。  ② 減収額 〈所得税の減収額(試算)〉 7,644万円  ※1人当たり年収額:800万円(経済産業省作成「エンジェル税制Q&A集」における計算例に準ず)  ※1人当たり投資額:10万円(あわじ環境市民ファンドでの想定)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度)  外的な環境変化や災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域を作るには、エネルギー面での自立と食料面での自立が不可欠である。このため、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、大規模未利用地を活用した太陽光発電、良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電、日本有数の速い潮流を生かした潮流発電、豊かな日照量を活用した太陽熱発電など、地域特有の資源を生かした事業に対して、投資が促進されることにより、エネルギー創出拡大に寄与する企業の集積が進み、地域力の向上が図られる。

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、地域戦略として志のある資金を結集すべき事業や、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
			<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>・農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用したエネルギー創出に取り組む事業が普及・促進されることにより、エネルギー創出が一層拡大するとともに、エネルギー創出に寄与する企業の集積が進むことにより、将来的には税收減を上回る追加的な税收が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や地域資源を最大限活用するために必要な具体的な事業は、事業者の知恵と工夫を生かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等」、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じると定められている。</p> <p>また、本税制措置は、投資家の積極的な投資により、再生可能エネルギーの創出を一層促進し、「エネルギーが持続する地域」を実現することを目的としているものであるが、投資家を対象とした同一目的・対象要件で交付される補助金等の支援措置は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。</p> <p>また、提案者である「あわじ環境未来島特区」の「あわじ環境未来島構想」では、世界人口の増加、経済発展による資源制約、地球環境への負荷増大や災害等への脆弱性、人口減少、少子・高齢化など、日本各地あるいは世界各地が抱える共通課題に対し、住民、企業、行政の協働で社会実験として取り組</p>

			<p>むこととしている。</p> <p>また、日本の地方の縮図の要素が凝縮された淡路において、豊富な自然エネルギーの賦存量、全国に誇る農水産業など、高いポテンシャルを生かして持続可能な地域社会モデルを創出することを目指している。</p> <p>地域に蓄積した持続社会づくりの知恵・ノウハウを最大限に活用した淡路島モデルを確立し、共通課題を抱える他地域へ応用することは、国内外の地域活性化に資するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（ふるさと投資の総額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志を活かした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となること）の実現状況の将来予測について、定性的に「家計の志を活かした個人による地域再生事業者に対する投資が促進され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色のある地域再生を推進することが見込まれる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ふるさと投資を取り扱うファンド会社の公表情報によれば、ファンド組成額 28 億円に対し、投資家数は 5 万人とのことであり、前者を後者で除すると 1 人当たりの投資額は約 5.6 万円と推計される。測定指標である 2013 年～2015 年の 3 年間でファンド組成額 50 億円の達成のためには、50 億円 ÷ 3 年 ÷ 56,000 円 = 約 3 万人からの投資が必要となる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 算定根拠は下記のとおり。  
 $30,000 \times (56,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 162 \text{ 百万円}$   
 ※30,000：毎年度の適用数  
 ※56,000：1 人当たり投資予定額  
 ※2,000：基礎控除額  
 ※10%：所得税率
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 投資家に対して直接投資インセンティブを付与することが困難な補助金等他の政策手段に比べて、投資家に対して直接投資インセンティブを付与することができる租税特別措置等の手段は相当であると考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制 （国 1 2）（所得税） （地 6）（個人住民税）  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、ライフ、農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して、個人が匿名組合出資を行った場合、所得控除（寄附金控除）の規定を適用する税制上の特措置を創設する（所得税及び個人住民税（所得割））。 また、投資に損失が出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、繰越し控除できるものとする（所得税及び個人住民税（所得割））。  所得控除（寄附金控除の規定を適用） （投資額 - 2,000 円）をその年の総所得額等から控除 ※投資額の上限は、総所得金額 × 40% と 1,000 万円のいずれか低い方損益通算 投資に損出が生じた場合、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、順次株式譲渡益と通算
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	2013 年から 2015 年まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定、平成 24 年 4 月 27 日一部変更）において、医療、福祉、リサイクル、新エネルギー、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大の促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずるとされている。 また、「成長ファイナンス推進会議」（平成 24 年 2 月 15 日官房長官決裁）取りまとめ（同年 7 月 9 日）において、各地の伝統産業やソーシャ

			<p>ルビジネス等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総合特区制度等既存の制度を活用した税制等の支援措置等を講ずるとされている。</p> <p>さらに、「成長ファイナンス推進会議」取りまとめを柱の一つとして反映させた日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）においては、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による企業等の支援を対象にした投資ファンドの組成を後押しするとされているほか、地域の活性化等に結びつき、その速やかな実施が特に求められるグリーン、ライフ、農林漁業の3分野と、中小企業を加えた日本再生プロジェクトを優先するとされている。</p> <p>これらを踏まえると、こうした民間事業に対して、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実施を通じて地域の活性化を図るため、税制上の特例措置によるインセンティブ付与が必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【政策】</b> 5. 地域活性化の推進</p> <p><b>【施策】</b> ③地域再生計画の認定</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。</p> <p>→ふるさと投資の総額 目標値：2015年末 50億円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ふるさと投資の総額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、ふるさと投資は、株式等と同等の税制優遇を受けることが可能となり、個人の地域再生事業者に対する投資を促進し、当該事業者の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成25年度 30千人 平成26年度 30千人 平成27年度 30千人

		② 減収額	<p>&lt;国税&gt; 平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p> <p>&lt;地方税&gt; 平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 地域再生事業者に対する投資は、金融機関による間接金融が中心であるが預貯金の低下、預金の増加に伴う金融機関の国債保有の増加など、必ずしもリスクマネーの供給が十分になされているとはいえない状況である。 本特別措置により、家計の志を活かした個人の金融資産が地域再生事業者の下に投資の形で活用され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができるようになり、政策目標の達成に寄与するものといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 本特例措置により、家計の志を活かした個人による地域再生事業者に対する投資が促進され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色のある地域再生を推進することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 本特別措置が創設されなければ、地域再生事業者は資金支援を幅広く集めることは難しく、政策目的の達成は困難である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 個人の地域再生事業者に対する投資が促進され、より多くの民間資金を元手として地域再生に不可欠な事業が円滑に遂行されることで、地域の特色ある地域再生の推進につながり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生は、自治体が住民や地域の民間企業等との協力の下に、自主性と創意工夫を活かすことが重要であり、国の支援策としては、地域の自主性と創意工夫を尊重した上で民間の力をうまく引き出すための政策が重要であり、当該施策のツールとしては、地域再生事業に対する民間投資にインセンティブを付与するための税制上の特例措置が有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置なし



		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域再生計画は、地域の再生を図るための計画を国が認定するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 平成24年版情報通信白書127ページによれば、本租税特別措置等の制度が存在しない現状においても、「震災後の首都圏での電力供給事情の悪化」や「22道府県82市に及ぶ地方自治体の支援施策」によって、既に「全国でデータセンターの立地が相次いでいる」とされており、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている「国内データセンターのうち東京圏に立地する割合」は、電力供給事情や地方自治体による支援施策等、他の外部要因の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。（＜点検結果表の別紙＞③参照）

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認する効果について、「本措置による投資促進効果により、データセンター市場（約14,000億円）が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる。」と説明しているが、投資促進効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、本租税特別措置等のみの効果として「120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる」ことを説明しておらず、これらを明らかにした上で、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本措置の適用期間中に東京圏に立地するデータセンターの割合を60%まで下げる）の実現状況の将来予測について、「東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

現状として、東京圏に集中するデータセンターの割合は今後も大きく変わらないことが見込まれており（※）、東京圏への集中度合が緩和された場合には、本税制措置等を踏まえた上で企業が経営判断により設備投資をした結果であると言える。また、設備投資に対しては従来から自治体による支援策が講じられているところであるが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られていない。したがって、この測定指標は、本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。

なお、本税制措置の適用を受ける設備については、電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号）に基づき総務省で認定を行うことから、本税制措置の適用を受けたことによる東京圏への集中度合（サーバールーム床面積）の変化は把握可能である。

※「データセンタービジネス市場調査総覧2012年版（富士キメラ総研）」

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制措置により実現しようとする政策目的は、「情報通信基盤の耐災害性の強化」だけでなく、「地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化」を目指すものであり、地方への投資促進効果をもって税収減に対する効果を説明することは妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の創設 (国14)(法人税:義)
2	要望の内容	電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に定める東京圏(以下「東京圏」という。)を除く地域内のデータセンターに設置するサーバ一等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。 (1)対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。) (2)対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画(認定計画)に従って取得した電気通信設備 ①サーバ、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置(②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。) (3)措置内容 取得価額の30%の特別償却
3	担当当局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバ一等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ■日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) ○環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 データセンターの分散化や稼働の効率化を通じて省エネ・節電を進めるためのクラウド技術の開発・導入等。 ■ICT地域活性化懇談会提言(平成23年7月12日) ○防災・減災や災害時の対応を念頭に置いたICT利活用基盤の整備 ネットワークの冗長性を確保する観点からは、IX(Internet eXchange)機能やデータセンタの地域分散化を始めとして、衛星インターネットと固定・移動通信ネットワークを組み合わせた網構築、通信途絶時のメッシュ型無線LAN(Local Area Network)網による応急復旧等を推進すべきである。このような取組を通じ、災害時等において、必要な人に必要な情報を届けることが可能な運営体制の整備を進めていくべきである。

			<p>■大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 最終とりまとめ(平成23年12月27日) ○インターネットのネットワーク構築の在り方 回線容量等の増強については通信事業者における取組が進められているところであるが、<u>首都圏に集中したインターネットの相互接続ポイント</u>やデータセンタの地域分散化などの取組も併せて行うことは、ISPにとっては設備投資や事業運営に必要な資金の確保等が困難になることが考えられる。関係事業者における検討・取組を基本として、それらの状況を注視しつつも、現下のインターネットをめぐる環境変化やISPの置かれている状況等も踏まえながら、国において所要の方策や支援策を検討することが必要である。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(内閣府本府政策評価基本計画(平成23年内閣総理大臣決定)) 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32(2020)年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることが目標とし、本措置の適用期間中に東京圏に立地する割合を約60%まで下げることが目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内データセンターのうち東京圏に立地する割合(サーバールーム床面積) なお、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想される中、本税制優遇措置は、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に適用し、国内データセンターの地域分散化を促進するものであり、本税制優遇措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターの地域分散により、我が国における情報通信基盤の耐災害性強化及び地域経済の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 約200者 平成26年度 約200者</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」(富士キメラ総研)に掲載のデータセンター事業者は329者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は282者(約86%)。また、事業者に対するアンケートの結果によると、約70%が本措置の適用を受ける見込み。(282者×70%=197者)</p>

	②	減収額	<p>平成25年度 12,172百万円 平成26年度 12,546百万円</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年度版」(富士キメラ総研)に掲載の設備投資見込額を基に、本措置による投資促進効果を加味して算出(平成25年度は設備投資見込額144,645百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。また、平成26年度は設備投資見込額149,087百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。)</p>
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図るために、本措置により、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与し、国内データセンターの地域分散化を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 国内データセンターの約63%が東京圏に集中し、今後もその傾向が変わらないとされている現状から、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与する本措置により、国内データセンターの地域分散化を促進し、東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 東日本大震災以降、情報システムの安全性を確保する観点からデータセンターの需要はますます高まっている一方で、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想されている。こうした状況のまま、関東で大規模災害が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 首都直下地震等に備え、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されるほか、ICT利活用の重要な拠点であるデータセンターが地方に分散されることにより、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによる新たな産業の創出につながるものが当該地域において期待される。本措置による投資促進効果により、データセンター市場(約14,000億円)が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度(減収見込額と同等)の法人税収増が見込まれる。 また、一部の事業者で、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、産業の空洞化を避けることによる経済効果も期待される。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が17%であるのに対し、我が国では法定実効税率が40%弱（復興法人税率10%を含む。）と高くなっており、データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p> <p>なお、限られた事業者を対象とした補助金等の予算措置では、東京圏以外に設備投資を誘導するには不十分である。また、規制により地方立地の義務付け等を行うことは、国内データセンターの国際競争力を低下させ、更なる海外流出を招く恐れが高いことから適切ではない。</p> <p>平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところ。それ以外では特段、制度改善等の要請はなく、本措置によりインセンティブを付与することによって、積極的な誘致策を行う自治体と一体となって事業者の地方への設備投資を後押ししていくこととしている。</p> <p>多くの自治体がデータセンターの誘致活動を実施しているように、地方においてデータセンターの新規立地及び既存の地方型データセンターの利活用が促進されることは、当該地域において、関連産業の創出、関連産業も含む雇用創出及び将来的な固定資産税の増収等につながるため、データセンターの地域分散は自治体にとってもメリットが期待される。</p> <p>また、地方に立地する場合には、広大な土地にコンテナ型データセンターを並べた拡張可能な運用形態や、冷涼な気候又は再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のデータセンターなど、東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用したデータセンターを構築することが可能となり、地域の活性化にも貢献することができる。</p> <p>さらに、当該地域が進めるICTを活用した新たな街づくりの中で、データセンターを拠点としてクラウドコンピューティング等の導入を促進することにより、データの分散管理や社会インフラの高度化を図ることができ、災害にも強い街づくりを実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（営業用倉庫からのCO<sub>2</sub>排出削減量）は、他の地球温暖化対策等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（営業用倉庫からのCO<sub>2</sub>排出量削減）の実現状況について、「平成23年度末における…営業倉庫の排出削減量は89,095トン」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「効率的で環境負荷低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年（2020）度末までにCO<sub>2</sub>排出量を1990年比25%削減する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本特例の適用数 45 件のうち、事業者数は 35 社であり、特定の倉庫業者に偏っているものではない。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
本租税特別措置により、402 百万円（平成 17 年度から 23 年度までの累計）の税収減に対して、89,095 トンのCO<sub>2</sub>排出削減効果があり、一定程度の効果があったものと考え。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
本租税特別措置により、年間 55 百万円の減収見込みにに対して、年間 2.2 万トンのCO<sub>2</sub>排出削減を目標としており、一定程度の効果があるものと考え。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (国16)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(5年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業は多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な中小事業者(倉庫業の約9割)であっても取り組めるよう、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限る)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷揃の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	政策統括官付(防災担当)付災害緊急事態対応担当参事官
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成 12 年度 延長 (16/100)</p> <p>平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成 18 年度 延長 (10/100)</p> <p>平成 19 年度 延長 (10/100)</p>

		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し																		
6	適用又は延長期間	2年間																		
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総合物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進																		
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。																		
8	有効性等	① 適用数等 《過去の実績》 (単位:件) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>176</td> </tr> </table>	年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	件数	6	17	23	28	37	37	28	176
年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計												
件数	6	17	23	28	37	37	28	176												

		税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成 23 年度は見込み 《将来の推計》 (単位:件) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>32</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>283</td> </tr> </table> アンケート調査を基に集計 平成 17 年度から平成 23 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 168 件、税制利用棟数は 45 棟あり、約 27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は 31 年、冷蔵倉庫は 21 年、倉庫附属設備は 12 年であり、毎年設備投資が行われるものではない。	年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計	件数	32	37	38	283																		
年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
件数	32	37	38	283																										
	② 減収額	《過去の実績》 (単位:百万円) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>百万円</td> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>402</td> </tr> </table> 税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成 23 年度は見込み 《将来の推計》 (単位:百万円) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>百万円</td> <td>61</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>566</td> </tr> </table> アンケート調査を基に集計	年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	百万円	6	31	51	66	88	92	68	402	年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計	百万円	61	57	46	566
年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計																						
百万円	6	31	51	66	88	92	68	402																						
年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
百万円	61	57	46	566																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 23 年度) 平成 17 年 10 月 1 日の物流総合効率化法施行後、平成 24 年 3 月末現在で 168 件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160)件の排出削減量は 89,095 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 31%) 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32 年(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年比 25%削減する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 24 年度) 環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成 24 年度末までに CO2 排出量を 20 万トン削減する(営業倉庫については 12 万トン(1990 年比 11%相当)を削減)と目標を定めていた。 平成 23 年度末における総合物流効率化計画の認定件数は 168 件、そのうち営業倉庫(160 件)の排出削減量は 89,095 トンであり、平成 24 年度末までにあと約 3 万トンを削減する必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 26 年度) 近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020)年度末までに 25%(1990 年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>CO2 削減量(トン)</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>89,095</td> </tr> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	件数	22	29	35	29	18	12	15	160	CO2 削減量(トン)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095	
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計																						
件数	22	29	35	29	18	12	15	160																						
CO2 削減量(トン)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095																						



			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうちいまだ浸水のおそれのある家屋数）は、公共事業による河川改修等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

また、「本件税制の存置により、…税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約 20,000m<sup>3</sup>程度の対策容量が確保されており、「税制を存置することの効果は高い」と説明しているが、租税特別措置等が対策容量の確保にどの程度寄与し、ひいては目標である過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、いまだ浸水のおそれのある家屋数の減少にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、…平成 23 年度時点の実績は約 390 万戸」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 25 年度からは…過去 10 ヶ年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が

目標の達成にどの程度寄与するのが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (国17)(法人税:義)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m3以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m3以上→200m3以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m3以上→100m3以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m3→300m3以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上→5,000㎡以上
6	適用又は延長期間	平成27年3月31日までの2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。 一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。 このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、

			<p>広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（素案） 1-3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (1) 大規模水害の未然の防止等</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）)</p> <p>【政策】 9. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜大規模水害の未然の防止等＞ 人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大規模水害の未然の防止等 ＜水害対策に関する指標＞ 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度末)→約5.3万戸(H26年度末)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】</p>

			<p>H20年度以前については(社)雨水貯留浸透技術協会が、H21年度以降については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 (推計方法は別紙に記載)</p>
		② 減収額	<p>H10年度：0.4百万円、H11年度：3百万円、H12年度：19百万円、H13年度：35百万円、H14年度：28百万円、H15年度：76百万円、H16年度：38百万円、H17年度：49百万円、H18年度：62百万円、H19年度：73百万円、H20年度：46百万円、H21年度：83百万円、H22年度：49百万円、H23年度：97百万円、H24年度：81百万円、H25年度：89百万円、H26年度：96百万円</p> <p>【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成19年度 525万戸 → 平成23年度 390万戸</p> <p>本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることにより、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、中核・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成24年度までに約235万戸にする目標を掲げているところ、平成23年度時点の実績は約390万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>平成25年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去10年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成26年度) 例えば新川(愛知県)を例に取ると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が1.1倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19年度～平成23年度)</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m<sup>3</sup>程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池(貯留量12,500m<sup>3</sup>)の整備では施工期間4年、建設費約17億円(用地費含まず)を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税込の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共(国・地方公共団体)が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p style="text-align: center;">—</p>

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1) 政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策—特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証—」 (平成22年3月国土交通省)」</p> <p>(2) 政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p style="padding-left: 20px;">小幡 純子 (上智大学法科大学院院長) 城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授) 小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) 重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授) 清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3) 具体的提言等 評価書31頁11～14行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31頁32～36行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助・共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既存市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>前回の事前評価 平成22年9月</p>



(別紙)

適用件数・減収額の推計  
【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数をもとに、任意のアンケート調査を実施
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分  
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。

なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50% と仮定。

2. H25～H26年度の適用件数・減収額の推計<貯留施設>

- ①直近6年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいてH25～H26の適用件数を推計。

近似式  $y=0.8571x-1416.6$

→ 適用件数 H25=308件、H26=310件

- ②貯留施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1件当たり貯留施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 308件 × 5,406万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,524万円

H26 = 310件 × 5,406万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,547万円

※貯留施設の1件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物1件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1件あたり5,406万円を設定。

※割増償却率  $0.083 \times 10\% = 0.0083$ （耐用年数30年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用ものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年に該当。

※法人税率 25.5%

3. H25～26年度の適用件数・減収額の推計<浸透施設>

- ①直近4年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$y=7.9x-15844$

→ 適用件数 H25=59件、H26=66件

- ②浸透施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1件当たり浸透施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 59件 × 14,293万円/件 × 0.0250 × 0.255 = 約 5,376万円

H26 = 66件 × 14,293万円/件 × 0.0250 × 0.255 = 約 6,014万円

※1件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件1件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。

1件あたり14,293万円を設定。

※割増償却率  $0.250 \times 10\% = 0.0250$ （耐用年数10年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年に該当。

※法人税率 25.5%

4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25年度		
（貯留施設）	適用件数 308件	減収額 3,524万円
（浸透施設）	適用件数 59件	減収額 5,376万円
計	適用件数 367件	減収額 8,900万円
H26年度		
（貯留施設）	適用件数 310件	減収額 3,547万円
（浸透施設）	適用件数 66件	減収額 6,014万円
計	適用件数 376件	減収額 9,561万円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況				課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない			※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり			<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について、「①認定特定非営利活動法人267法人（平成24年8月1日現在）、②寄附金控除の申告を行ったものは23万人（平成22年度）」と、種々の要因に基づく寄附活動の結果としての受入者数（又は寄附受入可能者数）と寄附者数のみを示しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増とする上で必要となる税制上の措置である。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 寄附者が156万人増加すると推計しているが、これは、本租税特別措置等によって、20歳以上の全ての国民の中で、これまで寄附金の還付率が低いことを理由として認定NPO法人に一度も寄附をしたことなかった人が、「還付率が高くなった」と判断して寄附をするようになるという推計になっているところ、本租税特別措置等によってこれら全員が「還付率が高くなった」と判断する根拠はなく、まして、寄附するとも限らず過度な推計になっていると思われることから、適切な算定根拠に基づき推計を行う必要がある。

⑧ 記載されている減収額及び計算式は平成23年度税制改正時の制度改正に伴う減収額とその根拠となる計算式であると推測されるため、本租税特別措置等の減収額



の将来推計が予測されておらず、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
- ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
    - IV 2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
      - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
  - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
    - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
      - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
  - ・「新しい公共」宣言（平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議）
    - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
  - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
    - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
    - （目的）
      - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 前回要望時における達成目標の設定はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 寄附金控除適用者全体に適用となることから、適用者実数による算出であるため、僅少及び偏りはない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【内閣10】

寄附金控除及び税額控除の算出における規定の改正要望であるため、他の政策手段との比較は困難。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国1)(所得税:外) (地1)(個人住民税:外) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する2000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</li> <li>・平成23年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から2000円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。</li> <li>・しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって2000円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。</li> <li>・ただし、適用下限額の2000円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</li> </ul> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定)</li> <li>・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</li> <li>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日)</li> <li>・「市民公益税制PT中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)</li> </ul>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【政策分野】</b> 経済財政政策</p> <p><b>【政策】</b> 4. 経済財政政策の推進</p> <p><b>【施策】</b> ⑩市民活動の促進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附促進の阻害要因の一部となっている。また、平成23年度税制改正において、PST基準の絶対値基準として「3000円以上の寄附を100人以上集めること」が追加されたところであり、新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000円の控除の撤廃を行う必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、ツ法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>寄附金額の全額が控除対象となることにより、認定特定非営利活動法人への草の根の寄附が増加することが見込まれる。これにより、認定を受けるインセンティブが高まることで、財政基盤の整備等が進むと考えられる。</p> <p>〔 ・下限額控除の撤廃による寄附者の増加試算 ①10,420万人×②23.1%×③57.7%×④11.3%=156万人 〕</p> <p>※①20歳以上人口(平成22年国勢調査より) ②過去に寄附を行ったことがない割合(平成24年内閣府調査より、以下③、④同じ) ③認定NPO法人に寄附したいと思わない割合 ④寄附金をしない理由が寄附金の還付率が低いことによる割合</p> <p>〔 ・下限額控除の撤廃による寄附金額の増加試算 156万人×3,000円(寄附金額(前年寄附金額0円)の中央値)=4,680百万円 〕</p>

		② 減収額	<p>初年度及び平年度:国税▲69(百万円)、地方税▲29(百万円)</p> <p>〔算定根拠については次のとおり。なお、寄附金控除適用者数、寄附金控除金額については別添参照〕</p> <p>① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうちNPO法人に対する寄附者 (121.9万人+25万人)×10.2%<sup>(注)</sup>=14.9万人 (注)別添「『平成23年度実態等調査』図表3-34」の寄附した相手としてNPO法人を挙げている割合</p> <p>② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額 14.9万人×▲2,000円=▲2.9億円……………税減収対象寄附金額</p> <p>③ 税減収額 (1) 国税所得控除 ▲2.9億円×91%(所得控除を選択する比率)×22.7%(平均所得税率) =▲0.6億円</p> <p>(2) 国税税額控除 ▲2.9億円×9%(税額控除を選択する比率)×40%(税額控除適用割合) =▲0.1億円</p> <p><b>国税 税収減合計▲0.7億円(69百万円)</b></p> <p>(3) 地方税税額控除 ▲2.9億円×10%(道府県民税率4%、市町村民税率6%) =▲0.3億円</p> <p><b>地方税 税収減合計▲0.3億円(29百万円)</b></p> <p>(参考)所得控除と税額控除の按分方法について 平成23年分の所得税における控除対象の寄附金額計 1,262億円(所得控除分)+(50億円÷40%(税額控除分)) =1,262億円+125億円 =1,387億円</p> <p>所得控除を選択する比率:1262億円÷1387億円=91% 税額控除を選択する比率:125億円÷1387億円=9%</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・認定特定非営利活動法人数 267法人(平成24年8月1日現在)</p>

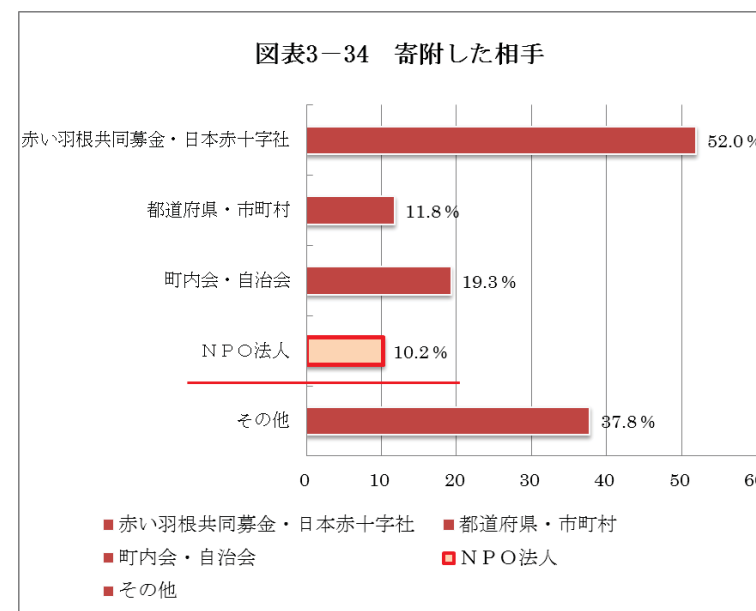
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・【法人】 認定特定非営利活動法人 267 法人(平成24年8月1日現在)</p> <p>・【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者 約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・現行、2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)とする(「新成長戦略」)うえて必要となる税制上の措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月)</p> <p>「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

寄附金控除等の適用状況

(国税庁発表資料「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について」より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

図表3-34 寄附した相手





【内閣11】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について予測されていないため、予測する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（2020年までに個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
    - ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
      - IV2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
        - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
    - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
      - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
        - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
    - ・「新しい公共」宣言（「平成22年6月4日新しい公共」円卓会議）
      - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
    - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
      - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
    - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
      - （目的）
        - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
  - 確定申告により寄附金控除を適用した給与所得者 約9万人  
（平成24年2月国税庁長官官房企画課「平成22年分申告所得税標本調査」より）
- ⑧ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
  - 手続の変更要望であるため、税減収は発生しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国2)(所得税:外) <b>【新設】延長・拡充</b>
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とすること。
3	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進することで、もって公益の増進を図るという目的の達成のためにも寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。  《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) ・「市民公益税制PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)
		② 政策体系における政策目的の位置付け
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成23年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調



			<p>整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者にとって負担が軽減され、認定特定非営利活動法人にとっては寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3,000億円(GDP比0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加するため認定を受けようとする法人が増加し、財政基盤の整備及び認定特定非営利活動法人の増加につながる。
		② 減収額	0(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・認定特定非営利活動法人数 267法人(平成24年8月1日現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・【法人】 認定特定非営利活動法人 267法人(平成24年8月1日現在) ・【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者 約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡がりの最大化に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇) -</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金控除の年末調整化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、認定特定非営利活動法人の財政基盤の整備及び更なる市民活動の促進につながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月) 「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月





【内閣12】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される寄附者数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況を用いて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「約10,000人程度（申告所得税標本調査から推計）」と算定に用いた数値の出典が示されているが、算定根拠に問題があることから、適用数の見込みについて分析対象期間の年度ごとに説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（寄附者数、寄附金総額の増加による公益活動の活発化）の実現状況の将来予測について、「公益活動が活発化される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
公益社団・財団法人が税額控除と所得控除の選択制の対象となるためには、P S T要件をクリアする必要があることから、活動の重要な原資である寄附を必要とする全ての法人が寄附を集めやすい状況とはなっていない。とりわけ、小規模な法人や地域密着型の法人、設立間もない法人等については、税額控除の対象となっている法人と同様の活動を積極的に行っていても、当該要件を満たすことができないために税額控除の対象となっていない傾向にあり、公益社団・財団法人の財政基盤の強化及び公益活動の活発化が達成されているとは言えない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成23年度確定申告状況によれば、「政党等寄附金等特別控除」による控除申請者数は約25万人となっている。（「政党等寄附金等特別控除」は、「政党等寄附金特別控除」のほか、平成23年度において措置された「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定N P O法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を合計したものであり、公益社団・財団法人への寄附金のみに係る実績については把握していない。）（出典：「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（平成24年5月国税庁プレスリリース））
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
・別紙の減収見込みを参照のこと。  
・減収見込みについては、平年度の数字である。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成23年度確定申告状況によれば、「政党等寄附金等特別控除」による控除額は約50億円となっている。（「政党等寄附金等特別控除」は、「政党等寄附金特別控除」のほか、平成23年度において措置された「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定N P O法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を合計したものであり、公益社団・財団法人への寄附金のみに係る実績については把握していない。）（出典：「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（平成24年5月国税庁プレスリリース））
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙の減収見込みを参照のこと。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）  
・本租税特別措置の税減収額については、現時点では公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除額の統計的資料が存在しないため、把握することは困難。

## 【内閣12】

- ・内閣府の把握している各公益社団・財団法人のデータによると、税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人は、税額控除適用前と比べて寄附金受入額が増加傾向にある（寄附金受入総額ベースで適用前比167%）。

別紙

### 税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成22年分 申告所得税標本調査-調査結果報告-平成24年2月 国税庁長官官房 企画課 第3表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500万～2000万円が一つの所得階層とされているが、1800万円を境とするために、当該所得階層については、1500万～1800万：1800万～2000万の金額・人数比率を3：2と仮定し、分割している。

※ 標本調査結果は、指定寄附金・特定公益増進法人に対する寄附金の合計額であることから、そのうちの公益法人分について算出。その際、特定公益増進法人に占める公益法人の割合である5%を、寄附金支出額のうち公益法人への寄附金支出額の割合及び寄附金支出者のうち公益法人への寄附金支出者の割合と同じであると仮定する。（特定公益増進法人における公益法人数は、「平成22年4月1日現在における特定公益増進法人一覧」（財務省HP）による）

#### 所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

- ・税額控除制度：所得税額－（寄附金額－2千円）×40%
- ・所得控除制度：〔所得額－（寄附金額－2千円）〕×所得税率

これを踏まえると、所得税率40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、**公益法人に対する寄附者のうち、所得1800万円（所得税率：40%）を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動する**ものと仮定する。

公益法人への寄付者数・金額（税額控除導入による効果）について

(1) 寄附者数の増加

平成 20 年 1 月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が 12.8%を占めている。(内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No.135)

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、**所得 1800 万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、12.8%増加**するものと仮定。

所得 1800 万円以下の公益法人への寄附者が約 9,200 人いるため、9,200 人×0.128 より

公益法人について、**新たに約 1,200 人の寄附者が発生。**

(2) 寄附金額の増加

1 人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得 1800 万円以下の各所得階層ごとに、**既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加**するものと仮定。

(算出方法)

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除制度における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得 1800 万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除		
		人員	一人あたり 寄附額	金額		人員	一人あたり 寄附額	金額
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円
70万円以下	5%	102	49	5	47	115	77	9
100万円〃		199	25	5	23	224	37	8
150万円〃		612	29	18	27	690	44	30
200万円〃		943	31	29	29	1,064	47	50
250万円〃	10%	926	33	31	31	1,045	50	52
300万円〃		611	39	24	37	689	60	41
400万円〃	20%	911	46	42	44	1,028	72	74
500万円〃		738	53	39	51	832	84	70
600万円〃		628	59	37	57	708	94	67
700万円〃		540	67	36	65	609	107	65
800万円〃	23%	461	74	34	72	520	119	62
1,000万円〃		727	81	59	79	820	130	107
1,200万円〃	33%	576	99	57	97	650	160	104
1,500万円〃		721	117	84	115	813	190	154
1,800万円〃		493	140	69	138	556	229	127
小計		9,188	569	569	10,363	1,020	1,020	
2,000万円〃	40%	329	140	46	—	329	—	46
3,000万円〃		770	197	152	—	770	—	152
5,000万円〃		572	276	158	—	572	—	158
1億円〃		304	526	160	—	304	—	160
2億円〃		80	1,250	100	—	80	—	100
5億円〃		24	2,417	58	—	24	—	58
10億円〃		6	7,833	47	—	6	—	47
20億円〃		2	19,500	39	—	2	—	39
50億円〃		1	18,000	18	—	1	—	18
100億円〃		0	—	—	—	0	—	—
100億円超	0	—	—	—	0	—	—	
計		11,276	1,347	1,347		12,451	1,798	

算出方法

$$\text{一人あたり実質負担額} = 1 \text{ 人当たりの寄附金額} - (1 \text{ 人当たりの寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}$$

$$\text{税額控除導入後の寄付者数} = \text{現状の寄附者数} \times (1 + 0.128)$$

税額控除導入後の一人当あたりの寄附金額想定

$$: 1 \text{ 人当たりの実質負担額} \times 10/6 - 8000/6$$

(計算過程)

- ・ 税額控除制度における実質負担額 = 寄附金額 - (寄附金額 - 2 千円) × 40%
- ・ 1 人当たりの実質負担額を A、寄附金額を x と置く。

$$\textcircled{1} A = x - (x - 2000) \times 0.4$$

$$= x - (0.4x - 800)$$

$$= 0.6x + 800$$

$$\textcircled{2} 0.6x = A - 800$$

$$\textcircled{3} x = 10/6 A - 8000/6$$

$$\text{寄附金額} = \text{寄附者数} \times 1 \text{ 人当たりの寄附金額}$$

税額控除制度の創設による減収見込み額

(1) 現時点における減収額 = (寄附金額 - 2千円) × 所得税率(累進) = 約 4.4 億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

① 所得 1800 万円以下の者：減収額(税額控除額) = 所得税額 - (寄附金額 - 2千円) × 40%

② 所得 1800 万円以上の者：(1) と同額

→ 税額控除制度の創設による減収額は、約 7.1 億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

○ 約 7.1 億円 - 約 4.4 億円 = 2.7 億円

<表> 税額控除制度を創設した場合の減収額

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除			
		人員	一人あたり 寄付額	減収額		人員	一人あたり 寄付額	減収額	
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円	
70万円以下	5%	102	49	0	47	115	77	3	
100万円〃		199	25	0	23	224	37	3	
150万円〃		612	29	1	27	690	44	12	
200万円〃	10%	943	31	1	29	1,064	47	19	
250万円〃		926	33	3	31	1,045	50	20	
300万円〃		611	39	2	37	689	60	16	
400万円〃	20%	911	46	8	44	1,028	72	29	
500万円〃		738	53	8	51	832	84	27	
600万円〃		628	59	7	57	708	94	26	
700万円〃	23%	540	67	7	65	609	107	26	
800万円〃		461	74	8	72	520	119	24	
1,000万円〃		727	81	19	79	820	130	42	
1,200万円〃	33%	576	99	18	97	650	160	41	
1,500万円〃		721	117	27	115	813	190	61	
1,800万円〃		493	140	22	138	556	229	50	
小計		9,188		132		10,363		400	
2,000万円〃	40%	329	140	18	-	329	-	18	
3,000万円〃		770	197	60	-	770	-	60	
5,000万円〃		572	276	63	-	572	-	63	
1億円〃		304	526	64	-	304	-	64	
2億円〃		80	1,250	40	-	80	-	40	
5億円〃		24	2,417	23	-	24	-	23	
10億円〃		6	7,833	19	-	6	-	19	
20億円〃		2	19,500	16	-	2	-	16	
50億円〃		1	18,000	7	-	1	-	7	
100億円〃		0	-	-	-	0	-	-	
100億円超		0	-	-	-	0	-	-	
計			11,276		442		12,451		709

所得控除減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 所得税率 × 寄付者数 / 1,000

税額控除減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 40% × 寄付者数 / 1,000

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)(国3)(所得税:外) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	個人からの公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるPST(パブリックサポートテスト)を満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度の税制改正要望において、公益認定を受けたすべての公益社団・財団法人等への寄附を所得控除と税額控除の選択適用とする要望を行った。平成 23 年度税制改正により、一定の要件(PST 要件)を満たした公益社団・財団法人のみが税額控除の適用となった。平成 23 年度税制改正大綱においては、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄付を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」等とされた。平成 24 年度の税制改正要望において、税額控除適用の要件とされる PST 要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の適用とする要望を行った。平成 24 年度税制改正においては、「どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。」等とされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民、市民が支える「新しい公共」を実現する。 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) (目的) 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。  ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議) 「新しい公共」を作るために (3) 政府に対して 「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能



	<p>にする税制改革を速やかに進めることを期待する。特に、円卓会議における総理からの指示(税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人)を踏まえて検討を進めることを強く期待するものである。以上のような制度整備を行う際には、「新しい公共」を国民が担うという観点から、既存の規制を改革し見直すことのなかで、それらと整合性が図られるように進めることが重要であると考えられる。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議)</p> <p>1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備</p> <p>(1) 寄附税制などの制度整備</p> <p>・税額控除の導入</p> <p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <p>・草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。</p> <p>・「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</p> <p>・新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)</p> <p>《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》</p> <p>20. 新しい公共</p> <p>政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公(おおよけ)」に開く。このため、「新しい公共」円卓会議や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、市民公益税制の具体的制度設計やNPO等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。</p> <p>《工程表》</p> <p>VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」一働きあひと活気のある社会の構築～②</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標</p> <p>国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増</p> <p>・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</p> <p>提案3:「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備を行う</p> <p>◇新たな仕組みで寄附に応える</p> <p>税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広めるなど、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>・復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</p> <p>第1章 新しい地域のかたち</p> <p>(6)復興事業の担い手や合意形成プロセス</p> <p>② 住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用</p>
--	--

	<p>復興事業に際しては、公的主体によるもののほか、民間の資金・ノウハウを活用した官民連携(PPP)や、ボランティア・NPOなどが主導する「新しい公共」による被災地の復興についても促進を図る。</p> <p>(8)復興のための財源確保</p> <p>なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。</p> <p>・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)</p> <p>4 あらゆる力を合わせた復興支援</p> <p>(2)民間の力による復興</p> <p>東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。</p> <p>具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携(PPP)、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的な活用等を図る。</p> <p>5 復興施策</p> <p>(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり</p> <p>④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>(iii)「新しい公共」の重要な担い手として、多様できめ細かな復興支援活動を展開するNPO等の力が最大限に発揮されるよう、寄附税制の周知・活用の促進を図るとともに、特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行を支援する仕組みを構築する。</p> <p>・日本再生戦略(平成24年7月31日 閣議決定)</p> <p>IV. 日本再生のための具体策</p> <p>2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～</p> <p>(2)分厚い中間層の復活</p> <p>③持続可能で活力ある国土・地域の形成</p> <p>[国土・地域活力戦略]</p> <p>多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。</p> <p>《工程表》</p> <p>(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成～ 国土・地域活力戦略～</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標</p> <p>国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増、個人寄附GDP比0.02%(2009年)→GDP比0.1%～0.2%</p> <p>(注)家計調査の1世帯当たりの年間寄附金額に世帯数を乗じて推計</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】</p> <p>15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>
--	---

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化し、その公益活動の活発化を図る。</li> <li>・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額</li> <li>・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公益社団・財団法人の活動を支える個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれ、公益社団・財団法人の財政基盤が強化されることで公益活動が活発化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄付を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約10,000人(申告所得税標本調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。
		② 減収額	初年度及び平年度：▲270(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成24年8月)</p> <p>現時点(平成24年7月末)において、約5,400の公益社団・財団法人が誕生しており、当該法人に対する個人からの寄附金は特定公益増進法人への寄附として、所得控除の対象となっている。</p> <p>そのうち、これまでに約400法人に対して税額控除の証明書を発行しており、所得控除と税額控除の選択適用の対象となっている。</p> <p>東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定している。現状の申請率は低くなっているが、新公益法人制度への移行が一段落した後は、申請数は増加するものと想定される。</li> <li>・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。</li> <li>・寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。</li> </ul>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年6月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PST要件を満たす法人は関係企業等に支えられた大規模法人が多く、最も草の根の寄附促進が期待される地域密着型の法人や小規模な法人が対象になりにくくなる。</li> <li>・認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人より認定NPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年8月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略、日本再生戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。</li> <li>・税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</li> </ul>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間団体からの補助金等や国からの直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を整備し、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤拡大を支援することが「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)</li> <li>『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』</li> <li>・復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</li> <li>『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押し、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』</li> <li>・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</li> <li>◇新たな仕組みで寄附に応える</li> <li>税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広める</li> </ul>



	<p>など、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ (平成 23 年 3 月 31 日 公益認定等委員会委員長 池田守男) 『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成 24 年度税制改正に関する要望について(平成 23 年 7 月 公益財団法人 公益法人協会) 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上に PST 要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <p>平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人 公益法人協会) 『法人法制、公益性の認定基準、税制との関連性が異なるにもかかわらず、公益法人に税額控除を適用するに当たり、特定非営利活動法人に特有の PST 要件を課することは、法制と税制が実質的に一体となった公益法人の制度的理念を損なうものであり、大きな違和感を禁じ得ません。』 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等若しくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益団体として、適格性が認められた法人であり、その上に PST 要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p>
11 : 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を図ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）に疑問がある。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について、「①公益社団・財団法人約5400法人（平成24年7月現在）、②平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人」と、種々の要因に基づく寄附活動の結果としての受入者数（又は寄附受入可能者数）と寄附者数のみを示しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を図ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増とする上で必要となる税制上の措置である。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

寄附金控除及び税額控除の算出における規定の改正要望であるため、他の政策手段との比較は困難。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
- ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
    - IV2.(2)③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
      - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
  - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
    - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
      - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
  - ・「新しい公共」宣言（「平成22年6月4日新しい公共」円卓会議）
    - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
  - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
    - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
    - （目的）
      - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 前回要望時における達成目標の設定なし。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 寄附金控除適用者全体に適用となることから、適用者実数による算出であるため、僅少及び偏りはない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国4)(所得税:外) (地2)(個人住民税:外) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する2000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局	大臣官房公益法行政担当室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 平成23年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から2000円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって2000円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ただし、適用下限額の2000円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定)</li> <li>・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</li> <li>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日)</li> <li>・「市民公益税制PT中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)</li> </ul> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p><b>【政策】</b> 15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p><b>【施策】</b> ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることになっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。平成23年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000円の控除の撤廃を行う必要がある。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5~10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円~1兆3千億円(GDP比0.1~0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)
8	有効性等	① 適用数等 寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
		② 減収額 初年度及び平年度:▲90(百万円)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     下限額控除の撤廃に伴う減収額の考え方                      ・所得控除 ▲49百万円                      (121.9万人(寄附金控除適用者数)×20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合)×2,000円×10%(所得税)として計算)                      ・税額控除 ▲40百万円                      (25万人(税額控除適用者数)×20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合)×2,000円×40%(控除率)として計算)                      ・税収減合計 ▲90百万円                 </div>
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月) 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月) <b>【法人】</b> 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在) <b>【個人】</b> 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・現行、2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%))とする(「新成長戦略」)うえで必要となる税制上の措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月)</p> <p>「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」</p> <p>・平成25年度税制改正に関する要望について(平成24年7月 公益財団法人公益法人協会)</p> <p>「現在、2,000円を超える金額が寄附金控除の対象額となっていますが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める(寄附金が2,000円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする)のも有効と考えられますのでご検討くださいますようお願いいたします。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

寄附金額の全額を寄附金控除対象とした場合の効果について

当該制度の見直しにより、下のような税収減が見込まれる。

国税(所得税)

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者  
 $(121.9 \text{ 万人} + 25 \text{ 万人}) \times 20\% \text{ (注)} = 29.4 \text{ 万人}$

(注) 特定公益増進法人のうち公益社団・財団法人が占める割合(「平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧」(財務省HP)より)

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額  
 $29.4 \text{ 万人} \times \blacktriangle 2,000 \text{ 円} = \blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \dots\dots\dots \text{ 税減収対象寄附金額}$

- ③ 税減収額
- (1) 所得控除  
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 91\% \text{ (所得控除を選択する比率)} \times 22.7\% \text{ (平均所得税率)}$   
 $= \blacktriangle 1.2 \text{ 億円}$
- (2) 税額控除  
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 9\% \text{ (税額控除を選択する比率)} \times 40\% \text{ (税額控除適用割合)}$   
 $= \blacktriangle 0.2 \text{ 億円}$

**税収減合計▲1.4億円**

地方税(個人住民税)

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者  
 $(121.9 \text{ 万人} + 25 \text{ 万人}) \times 20\% \text{ (注)} = 29.4 \text{ 万人}$

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額  
 $29.4 \text{ 万人} \times \blacktriangle 2,000 \text{ 円} = \blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \dots\dots\dots \text{ 税減収対象寄附金額}$

- ③ 税減収額  
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 10\% \text{ (道府県民税率4\%、市町村民税率6\%)}$   
 $= \blacktriangle 0.59 \text{ 億円}$

※住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合

**税収減合計▲0.59億円**

【内閣13】

(参考1) 所得控除と税額控除の按分方法について

平成23年分の所得税における控除対象の寄附金額計

$$1,262 \text{ 億円 (所得控除分)} + (50 \text{ 億円} \div 40\% \text{ (税額控除分)}) = 1,262 \text{ 億円} + 125 \text{ 億円} = 1,387 \text{ 億円}$$

所得控除を選択する比率：1262 億円 ÷ 1387 億円 = 91%

税額控除を選択する比率：125 億円 ÷ 1387 億円 = 9%

(参考2) 平均所得税率については別紙参考

(参考3) 寄附金控除等の適用状況 (国税庁統計より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

(参考4) 平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧 (財務省HP) 抄

	特定公益増進法人数	
第3号 (公益社団・財団法人)	5,341	<u>5,341</u> ÷ 26,897 = 20%
総計	26,897	



【内閣14】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）  
公益社団・財団法人約5,400法人（平成24年7月現在）への適用が目標。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
公益社団・財団法人約5,400法人（平成24年7月現在）に適用が予測される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）  
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値の設定はなじまない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、補助金等の政策手段による解決・補完を図ることはできない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、補助金等の政策手段による解決・補完を図ることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税） （国5）（消費税：外） <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	消費税の仕入れ税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする事で、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人等の活動環境を整備する。  《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） （目的） 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け <b>【政策】</b> 15. 公益法人制度改革等の推進 <b>【施策】</b> ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益法人等の活動環境が整備される。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益法人等の活動基盤が整備されることで、法人の行う公益活動が活発化する。
8	有効性等	① 適用数等 現時点（平成24年7月末）において、公益社団・財団法人数は約5,400法人となっている。

【内閣14】

		② 減収額	初年度及び平年度：－
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) 現時点(平成 24 年 7 月末)において、約 5,400 の公益社団・財団法人が誕生しており、特に東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、公益活動が活発化することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) ・仕入れ控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。 ・寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を公益法人等に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加、及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。</p>
		9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入れ控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の要望は、消費税(国税)に係るものである。
10	有識者の見解		平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人公益法人協会) 『Ⅲ 寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて 補助金、寄附金等の対価性のない収入(特定収入)により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入れ控除税額の対象から除外することとされていることから、事業型の公益法人にあっては、寄附金収入が多額になればなるほど仕入れ控除税額が減額され、結果的に消費税の納付額が増加するという状況となっ

		ています。(略)』 『弊協会においては、東日本大震災の被害者の救援活動に従事する公益法人や特定非営利活動法人等の非営利団体や被害を受けた福祉施設への支援金として配分するために「被害者救援のための救援基金」を設け、募集した寄附金を現地の非営利団体等に配分したところですが、このように寄附金の使途が、課税仕入れに一切充てられることのないものであっても、現行法令上は、特定収入に該当し、本来控除できるはずの仕入れ控除税額を圧縮(納付税額は増加)させているという状態になっています。』
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	



【内閣15】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について予測されていないため、適用数の将来推計について予測する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（2020年までに個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
- ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）  
IV2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）  
P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
  - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）  
第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）  
P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
  - ・「新しい公共」宣言（平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議）  
P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
  - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成22年4月8日）  
P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
  - ・特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）  
（目的）  
第1条  
「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
確定申告により寄附金控除を適用した給与所得者 約9万人  
（平成24年2月国税庁長官官房企画課「平成22年分申告所得税標本調査」より）
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
手続の変更要望であるため、税減収は発生しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国6)(所得税:外) <b>【新設】延長・拡充</b>
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るという目的の達成のためにも、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。  《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) ・「市民公益税制PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)
		② 政策体系における政策目的の位置付け <b>【政策】</b> 15. 公益法人制度改革等の推進 <b>【施策】</b> ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成23年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。

【内閣15】

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3,000億円(GDP比0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金控除の手続きが年末調整で行われることになることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
		② 減収額	▲0(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 【法人】 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在) 【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡大に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 —</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金控除の年末調整対象化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月) 「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」 ・平成25年度税制改正に関する要望について(平成24年7月 公益財団法人公益法人協会) 「東日本大震災に係る義援金は、日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた分だけでも総額約3,584億円(平成24年6月27日現在)と報告されていますが、通常時の年間の個人寄附は宗教関連の寄附や政治献金を含めても年間約4,874億円と推計されており、欧米諸国と比べ依然として低調と言わざるを得ないのが実情です。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策の一つとして寄附金の年末調整の対象化が考えられます。 現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が2,000万円を超えるなどごく一部のの人々に限られています。年収2,000万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れた確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月





【内閣16】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、その他の関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の達成目標（子どもが健やかに成長することができる社会を実現）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
        - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
（目的）  
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
  - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（改正後）  
（目的）  
第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 (国13)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目:外) (地7)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税その他の関連する税目:外) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	○ 平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。 ○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。 ○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 藤原 朋子(内線44160) 代表TEL 03-5253-2111 担当補佐 松川 伸治(内線44161) 直通TEL 03-3581-1403 担当者 塚田 晃成(内線44158) F A X 03-3581-0992
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。 こうした問題に対処するため、 ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</li> <li>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>11. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ)</li> <li>・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設</li> <li>・ 地域の子ども・子育て支援の充実</li> </ul> <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置</li> <li>・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置</li> <li>・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置</li> <li>・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
金融03	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
金融04	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
金融05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
金融06	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
金融07	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例
金融08	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（日本国内に自動発注サーバを設置し、有価証券等の売買を行う海外投資家の増加による、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合）は、国内投資家による自動発注サーバ経由の注文等の増加、国内外の経済状況等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
本施策は市場取引の活性化を図るものであり、政策体系の中では活力のある市場を構築し、円滑な金融等を実現することに対応するものである。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自動発注サーバに係る非課税措置の創設 (国税7)(法人税:義) (地方税2)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税:外)
2	要望の内容	有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ(以下「自動発注サーバ」という。)を恒久的施設に含まれないものとする。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。 《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成24年7月31日付閣議決定)94頁中「2020年までに実現すべき成果目標」のうち「総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す」
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の市場の魅力を上向きさせるためには、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サーバを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要である。
8	有効性等	① 適用数等 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。

		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)          自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)          自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)          当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)          税収減はないと見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（投資法人が物件売却による資金を買換え・建替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]
    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。
  - 将来の見込み]
    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（投資法人の圧縮記帳の適用実績）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等

による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
本件要望は、投資法人につき、圧縮記帳の適用を通じて資金調達を多様化し（内部留保による買換え資金の確保のこと）、物件の買換えを後押しする要望である。そのため、「投資法人の圧縮記帳の適用実績額」というのが、投資法人が内部留保し買換え資金として用いた金額と一致するため、測定指標として適切である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成24年7月末 上場投資法人35社  
平成23年7月末 上場投資法人37社  
なお、上場投資法人は、全て導管性要件を満たしている。なお、上場準備段階の投資法人については、通常、導管性要件を満たしていない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っているという状況はない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
③に記載のとおり、「圧縮記帳の適用実績」は、測定指標として適切である。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
資金調達の多様化のために、補助金という手段は不適切であると考え。一方、投資法人における内部留保という形による資金留保（調達）は、税務上の導管性要件により制約されていることから、租税特別措置の改正により対応する必要がある。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の政策手段はなし。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し (国税15)(法人税:義) (地方税13)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の90%超配当要件の見直しを行うこと(拡充)。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成10年度に創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人のファイナンス方法を多様化することにより、保有物件の買換えを促進し、不動産投資市場の活性化を図るとともに、資産デフレからの脱却を図る。 《政策目的の根拠》 日本再生戦略 ～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋) 「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。」 「財務基盤安定に向けた資金調達手段多様化等の検討」 「保有不動産の買換え促進策の検討」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人の圧縮記帳の適用実績。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 多様な資金調達・運用の機会を提供することにより、投資法人による物件の買換えを促進し、不動産投資市場の活性化、資産デフレからの脱却に寄与。
8	有効性等	① 適用数等	上場投資法人35社(24年7月末)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。  《税収減を是認するような効果の有無》 税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化され、不動産投資市場の活性化が図られる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（損害保険会社における異常危険準備金積立残高等）は、保険業法（平成7年法律第105号）によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去（平成21年度～23年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標（損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）の実現状況について、「平成23年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、・・・1,643億円（積立残高率：正味収入保険料の9.6%）となっており、平成21年度（前回要望時）から、2,775億円減少し、積立残高率が15.9%下降している。経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,341億円（正味収入保険料の160%）であり、平成23年度末の残高からすると、・・・準備金残高を早急に回復させる必要がある。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。」と説明されているが、補助金や規制（積立の義務付け額の増額）等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は、正味収入保険料の160%の積立残高（有税分及び無税分の合計）を確保することであった。  
 租税特別措置により毎年4%で積立てを行ってきたが、東日本大震災等の巨大災害発生により取崩しが発生したため、平成23年度末で15,373億円（正味収入保険料の90.0%）となり、前回要望時点（平成20年度末93.3%）に比し低下する結果となった。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）  
 測定指標に係る目標値については、正味保険料収入の160%としている。なお、異常危険準備金の残高は、今後の異常災害の発生状況に大きく依存し、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立てを行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことにもなりかねないため、目標達成時期について示していない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 分析対象期間分の適用数等については、火災保険を引受けている損害保険会社等が対象であり、適用数に特段の変化は生じないことから、件数の明示的な記載はしていない。  
 なお、その適用数は、平成21年度33法人、平成22年度31法人、平成23年度33法人となっている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本特例措置の適用者数については、対象となる保険商品を取り扱うことができる者が法律により制限されている。なお、平成24年3月末現在の損害保険会社数は53社であり、そのうち33社（62.3%）が適用者数であり、適用者数が想定外に僅少、又は想定外に特定の者に偏りが無いことは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 分析対象期間分の適用数等については、火災保険を引き受けている損害保険会社等が対象であり、適用数に特段の変化は生じないことから、件数の明示的な記載はしていない。  
 なお、その適用数は平成23年度33法人であるが、前回要望時においても33法人であり、現在の保険市場を鑑みると新たに参入あるいは撤退の動きはないものと想定される。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間で見ると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの。



【金融03】

なお、法人税の減収額は、平成21年度9,719百万円、平成22年度9,460百万円、平成23年度9,586百万円、法人住民税の減収額は、平成21年度1,793百万円、平成22年度1,745百万円、平成23年度1,768百万円である。租税特別措置の積立率4%と本則2%の積立率で計算した税額の差額を減収額としている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、実際に増減収部分を計算すると、長い期間で見ると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの。

平成25年度の法人税の減収額は、本則2%から要望している5%に引き上げられた場合14,190百万円、現状の4%から5%に引き上げられた場合4,730百万円、法人住民税の減収額は、本則2%から要望している5%に引き上げられた場合2,617百万円、現状の4%から5%に引き上げられた場合872百万円であるが、タイ洪水の保険金支払いによる益金参入、10年経過の益金参入を差し引くと実際には増収になるものである。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

法人税の減収額は、平成21年度9,719百万円、平成22年度9,460百万円、平成23年度9,586百万円、法人住民税の減収額は、平成21年度1,793百万円、平成22年度1,745百万円、平成23年度1,768百万円である。租税特別措置の積立率4%と本則2%の積立率で計算した税額の差額を減収額としている。

上記のように税収減となっているものの、本租税特別措置等の効果により無税積立を促進し、平成23年度の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等に際して、円滑かつ確実な保険金支払いに寄与した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 (国税3)(法人税:義) (地方税4)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	異常危険準備金制度について、火災保険等 <sup>*</sup> に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率(4%)について5%に引き上げること。洗替保証率(30%)を40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。  <sup>*</sup> 火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度創設 昭和28年度</li> <li>無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:6%、昭和53年度:5%、昭和54年度:4.5%、昭和55年度:3.5%、昭和57年度:3%、昭和59年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成22年度:4%(残高率30%超の場合は2%)</li> <li>洗替保証率の変遷 昭和28年度:100%(累積限度額)、昭和35年度:50%、昭和51年度:47%、昭和52年度:44%、昭和53年度:41%、昭和54年度:38%、昭和55年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%</li> </ul>
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備



		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金積立残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	33 法人
		② 減収額	0 百万円(平成 25 年度)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21～23 年度) ※以下のデータは、日本損害保険協会加盟 18 社のもの 平成 23 年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等の自然災害の増加から過去最低水準にまで取り崩されて、1,643 億円(積立残高率:正味収入保険料の 9.6%)となっており、平成 21 年度(前回要望時)から、2,775 億円減少し、積立残高率が 15.9% 下降している。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,341 億円(正味収入保険料の 160%)であり、平成 23 年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 23 年度) 過去、無税積立率が 2% (昭和 59～平成 7 年度)ないし 3% (平成 8～16 年度)であった時期においては、平成 3 年度の台風 19 号襲来時、平成 16 年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たしてきた。</p> <p>他方、無税積立率が 4% となった平成 17 年度以降についても、異常危険準備金の積立では着実に進捗し、平成 23 年度の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等に際して、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たすこととなった。しかしながら、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は過去最低水準の 9.6% となり、また、平成 24 年度にもタイ洪水の保険金支払の進展などにより取崩しが見込まれることから、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである</p> <p>現行制度の 30% については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23 年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、30% (業界全体で 5,000 億円レベル)では十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～27 年度) 平成 23 年度末の積立残高 1,643 億円(積立残高率 9.6%)に対して、平成 25 年度～27 年度に現行の 4% で積み立てた場合、平成 24 年度にも取崩しが予想されることもあって、平成 27 年度末の積立残高は、3,323 億円(積立残高率</p>

			<p>19.5%)程度と予測され、東日本大震災などによる取崩し発生前の水準(平成 22 年度末の積立残高 4,835 億円)とは大きく乖離している。</p> <p>平成 24 年度も大型の自然災害が頻発し、巨大災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 23 年度) 異常危険準備金を積み立てることにより、平成 3 年度、平成 16 年度、平成 23 年度といった巨大災害が発生した年度においても保険金支払を確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。	
10	有識者の見解		—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数）は、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられているような他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」については、「38の重点施策」の1つとして、「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」が定められている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
評価書中8①「適用数等」欄の【算出方法】の①及び②の算定根拠については、以下のとおり。  
①に関しては、信用調査機関のデータに基づく条件変更先数の推計30~40万社のうち、再生支援等が必要な割合を、当庁ウェブサイトで公表されている「自己査定による債務者区分の推移」（<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819/07.pdf>）から16%と仮定計算（（要管理先+破綻懸念先の債権額）÷（その他要注意先+要管理先+破綻懸念先の債権額））した上で、算出したものである。  
また、②に関しては、中小企業庁ウェブサイトで中小企業再生支援協議会の活動状況と公表されている数値（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/2304.htm>）であり、その算定に用いた数値も記載されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
個別の事業再生事案を補助対象とすることはできないことから、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を促す施策としては、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
個別の他の政策手段はない。事業再生を支援したり、これを行うことを義務付けることは適切ではないことから、役割分担の対象となるものがないことから、「一」としたところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充 (国税17)(法人税:義) (地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。 このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。 加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上(損金算入)を認めること。
3	担当部局	金融庁監督局総務課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。 また、中小企業金融円滑化法が最終期限(平成25年3月末)を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成24年4月20日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。 上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p>

【金融04】

		② 政策体系における政策目的の位置付け	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化
8	有効性等	① 適用数等	500～600社  【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5～6万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1%  ※①×②=500～600社
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化が見込まれる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化が図られないことにより、中小企業の倒産が増加する可能性がある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 税収減は生じないと考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図るものであり、本措置は妥当なものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし		○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかつて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）  
提出した租税特別措置の政策目的は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の法目的であるため、具体的な条項を示していないところ。
  - ・二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）  
被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。  
「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。
  - ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）  
政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
当庁は前回は要望省庁に入っていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
両機構による債権放棄がいまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
④のとおり。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

両機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

両機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 (国税 24) (法人税：義) (地方税 20) (法人住民税：義、法人事業税：義)
2	要望の内容	「東日本大震災事業者再生支援機構」(以下、「震災支援機構」という。)や「産業復興機構」(以下、「復興機構」という。)が単独で債権放棄を行う場合についても、「企業再生税制」の適用(評価損の損金参入、期限切れ欠損金の優先利用)を受けられるようにすること。  (法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 59 条第 2 項、同施行令第 24 条の 2、第 68 条の 2)
3	担当部局	金融庁監督局銀行第二課
4	評価実施時期	平成 24 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	震災支援機構及び復興機構(以下「両機構」)による支援が行われる期間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、その再生を支援する。  《政策目的の根拠》 震災支援機構： 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)  復興機構： ・二重債務問題への対応方針(平成 23 年 6 月 17 日 関係閣僚会合) ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部)
		② 政策体系における政策目的の位置付け II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。
8	有効性等	① 適用数等	両機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	— ※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。  《税収減を是認するような効果の有無》 両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	



		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものであり、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大及び不動産投資市場の活性化を図ること）のうち、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大）は、不動産投資活性化に係る規制緩和、国際的な経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要があります。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「利益の配当等に係る金額について、仮に損金算入が認められた場合であっても、当該算入金額は現状において、そもそも発生していないもの」であり、『トータル』では投資家への配当段階での課税による税収増が見込まれるため、(中略) 税収減は想定されないと説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）、「減収額」とは、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から得られなくなっていると想定される税収額を、本租税特別措置等の機会費用として計上するものであり、現状の税収額と本租税特別措置等導入後の税収額の比較を行うものではない。このため、その分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）  
日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において掲げられている「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化」に対応するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）  
日本再生戦略に掲げられた「Jリーートの資産規模について、2015年度までに40%増（2011年度比）、2020年度までに倍増（2011年度比）」すること及び本租税特別措置が適用される投資法人の増加を目標とするものであるが、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、現時点において具体的目標値を掲げることは困難。  
また、本租税特別措置の達成目標及び測定指標としては、政府全体の方針として閣議決定された上記が最適であると考えられる。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
投資信託・投資法人法制の見直しについて、業界団体・個社から海外不動産取得に係る要望が多数寄せられていることから、業界におけるニーズが高いと考えられる。  
しかしながら、本租税特別措置等は新スキーム導入に係るものであり、実際に当該スキームを導入するか否かは、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、直ちに「現時点でのニーズ＝将来における適用数」となるわけではなく、現時点において、具体的に本特別措置等の適用数の将来推計を定量的に予測することは困難。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 利益の配当等に係る金額について、仮に損金算入が認められた場合であっても、当該算入金額は現状において、そもそも発生していないものであり、（中略）具体的な数値を掲げることは困難である。
  - ・ 『減収額』とは、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から得られなくなっていると想定される税収額を、本租税特別措置等の機会費用として計上するものであり、現状の税収額と本租税特別措置等導入後の税収額の比較を行うものではない。税収減がないということは、将来的に本租税特別措置の適用を受ける者が見込まれる限りあり得ない」との御指摘ではあるが、本租税特別措置等により、「トータル」では投資家への配当段階での課税による税収増が見込まれるため、御指摘のような税収減は想定されないと考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
海外不動産の取得を行う投資法人に対し、直接に補助金を交付することはおよそ現実的ではない。また、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する不動産取得を可能とするためには、

【金融06】

不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高いが、補助金の交付等では当該政策目的を実現することができないことから、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係) (国税18)(法人税:義) (地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	海外不動産の取得を目的とした現地SPCの株式又は出資を取得する場合には、投資法人に対する当該株式又は出資に係る50%以上保有規制を撤廃すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課(企画官室)
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図ること。 《政策目的の根拠》 投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国の不動産取得を可能とするため、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高い。しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている(投資信託・投資法人法制)。 よって、上記の点については、投資信託・投資法人法制の見直しを講じるとともに、さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっていることから、税制上の措置を併せて講じる必要がある。
		II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大を図ること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置が実現することにより、投資家への多様な商品提供を図られるとともに、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の実現に資する。

8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成24年8月末時点で35法人が上場している。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)  投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図られる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)  本件措置が実現することにより、本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)  本件措置が実現しなければ、不動産への直接投資規制が存在する国等における日本企業の活動に対する制約要素となると見込まれる。	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)  税収減はないと見込まれる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の効果・達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的(新たな財政上の措置等も不要)な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件措置が実現すれば、地方在住の投資家も含め投資家に対し、多様な商品が提供されることになることから、相当である。
10	有識者の見解	金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ中間論点整理において、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直しに関して、どのような規制が適切か事務的に検討すべきとされている。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし	

【金融07】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 法令や閣議決定はないが、「投資信託研究会」（大蔵省に設置された有識者による研究会）からの報告「投資信託の改革に向けて」を受けて、「投資信託の改革について」（平成6年12月12日 大蔵省）において、「投資信託改革のための一連の施策の着実な実施と、日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として別途検討を進めている日経300株価指数連動型投資信託（受益証券を取引所に上場する新しいタイプの株式投資信託）により、個人投資家の証券市場への参加の促進、株式市場の活性化が図られること」や、「投資信託改革の概要について」（平成6年12月12日 大蔵省）において、「日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として、日経300株価指数構成銘柄に投資を行い同指数に連動する投資成果を目指すとともに、受益証券を取引所に上場し取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託（「日経300株価指数連動型投資信託」）の導入について現在検討を進め」ることとされ、証券市場の活性化の一環として株価指数連動型投資信託の定着が急務であり、税制としてもこれを支援することが求められたものである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に配当金益金不算入の対象とし二重課税の調整をすることが本措置の目的であり、達成状況については、事後評価書（8有効性③効果・達成目標の実現状況）のとおり、「平成23年の適用法人数は5,028となり、多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に資して」いるものの、特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし二重課税の調整をする制度は本措置以外に無く、二重課税を調整することにより多様な資金調達手段・適切な投資機会を確保するためには、今後も引き続き本租税特別措置等を実施する必要があると考える。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することが本措置の目的であり、定量的な目標値及び達成時期の設定は適当ではない。  
 なお、益金不算入額については、運用会社が法人に支払った分配金は把握できるものの、分配金を実際に益金不算入したかどうかまでは把握できないため、（実際、益金不算入とした額ではなく）益金不算入の対象となる特定株式投資信託の収益分配額や、適用法人数等を測定指標とすることが本措置の効果を測るためには適切である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本措置は、法人であれば全てに適用されるものであり、適用に偏り等があるわけではない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することが本措置の目的である。益金不算入額については、運用会社が法人に支払った分配金は把握できるものの、分配金を実際に益金不算入したかどうかまでは把握できないため、（実際、益金不算入とした額で

はなく）益金不算入の対象となる特定株式投資信託の収益分配額や、適用法人数等を測定指標とすることが本措置の効果を測るためには適切であり、平成23年の適用法人数は5,028となり、適切な投資機会の提供に効果があった。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 平成23年の減収額は5,724百万円であるが、税制上の公平性を担保し、適切な投資機会を提供するためには、本措置以外の支援措置により対応することはできず、商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とすることが効果的であり、容認されるべきものと考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、租税特別措置以外の支援措置により対応することはできないため、他の政策手段はない。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例
2	租税特別措置等の内容	<p>内国法人が支払を受ける特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。以下同じ。)の収益の分配の額については、その全額を配当等の額として、受取配当等の益金不算入制度等を適用する。外国法人が支払を受ける場合も同様に取り扱うこととする。</p> <p>投資信託の収益の分配の額については、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額の2分の1(または4分の1)に相当する金額を配当等の金額として益金不算入制度を適用することとしている。</p> <p>これに対して、本条により、特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配は、その全額を、株式(外国法人に係るものを除く。以下同じ。)に係る配当と同様に取り扱う。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 24 年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>創設年度:平成7年度</p> <p>改正経緯: (租税特別措置法第 67 条の6) 平成9年度改正・・・ 租税特別措置法第 67 条の7の新設に伴い、本条文の見出しが改められると伴に、本特例について法人税法第 93 条及び第 142 条の適用関係について規定の整備が図られた。 平成 14 年3月改正・・・ 特定株式投資信託の範囲に外国株価指数連動型特定株式投資信託が追加されたことに伴い、当該信託の収益の分配について、外国法人の株式配当と同様に本制度の対象外とする措置が整備された。 平成 14 年7月改正・・・ 引用条文の条ズレに係る所要の整備 平成 16 年度改正・・・ 条ズレによる引用条項の改正 平成 18 年度改正・・・ 条文等規定の整備 平成 19 年度改正・・・ 所要の規定の整備 平成 22 年度改正・・・ 法人税法第 93 条に係る読替えの削除</p> <p>(租税特別措置法第 68 条の 103) 平成 16 年度改正・・・ 単体制度の条項移動 平成 18 年度改正・・・ 単体制度の条項移動</p>
6	適用期間	恒久措置とする。

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>株式からの配当については、法人の収益に対する二重課税の調整を行う観点からこれを受取った法人について当該金額をその他の収益に算入せず法人税課税の対象から除外している。この株式と商品性が同様のものと考えられる特定株式投資信託の利益の配当について、同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う。</p> <p>その結果、収益の源泉が類似の商品間の税制上の権衡を図ることにより、投資家に多様な投資スキームを提供し投資機会を拡大することにより資本市場への参入を促進させる。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定株式投資信託(日経 300 株価指数連動型上場投資信託)の創設の検討(「投資信託の改革について」「投資信託改革の概要について」(平成6年 12 月 12 日 大蔵省))がなされ、税制としてもこれを支援することが求められたもの。</p>																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備																				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>二重課税を調整することにより、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定株式投資信託の収益分配額 適用法人数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるためには、株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う必要がある。</p>																				
有効性等	① 適用数等	○適用法人数	<table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>3,111</td> <td>3,369</td> <td>4,670</td> <td>4,941</td> <td>5,028</td> </tr> </table> <p>○特定株式投資信託の収益の分配の額(法人受益者分)(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>20,217</td> <td>38,728</td> <td>44,030</td> <td>30,020</td> <td>38,160</td> </tr> </table> <p>※暦年で集計 (投資信託協会調べ)</p>	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	3,111	3,369	4,670	4,941	5,028	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	20,217	38,728	44,030	30,020	38,160
		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年																	
	3,111	3,369	4,670	4,941	5,028																		
平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年																			
20,217	38,728	44,030	30,020	38,160																			
② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>3,032</td> <td>5,809</td> <td>6,604</td> <td>4,503</td> <td>5,724</td> </tr> </table> <p>※暦年で推計 ※減収額は、益金不算入額(特定株式投資信託の収益の分配の額×1/2)に法人税率 30%を乗じて算出。</p>	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	3,032	5,809	6,604	4,503	5,724												
平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年																			
3,032	5,809	6,604	4,503	5,724																			
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年～平成 23 年)</p> <p>特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整がなされたことで、平成 23 年の適用法人数は 5,028 となり、多様な資金調</p>																						

			<p>達手段・適切な投資機会が提供に資した。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成23年) 租税特別措置等により、特定株式投資信託についても、株式と同様に益金不算入制度の対象とされ二重課税の調整がなされている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成23年) その商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う本措置は、課税の公平性の観点からは認められるべき制度である。さらに、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供され、我が国経済に資するものであることを踏まえれば、益金不算入に係る税収減は容認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、補助金など租税特別措置以外の方策により対応することはできないため、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、特定株式投資信託の収益分配に係る受取配当金等の益金不算入の適用法人は増加しており、本措置は有効性の高い措置と考えられる。</p> <p>この政策効果を実現・維持させるためには、引き続き、特定株式投資信託に係る課税を株と同様の取り扱いにする必要があり、本租税特別措置等は今後必要な措置である。</p> <p>また、本措置は、収益の源泉が類似する商品間の税制上の権衡を図っており、課税の公平性からも容認されるべき措置と考えている。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（海外投資家の我が国公社債市場への参加）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率）は、国内投資家の投資状況、国内市場の動向等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ④⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、「平成24年6月30日現在で、337銘柄5,113億円及び新株予約権付社債8銘柄1,457億円が適用対象」と把握されているが（ただし、分析対象期間の年度ごとに把握されていない）、本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでないため、

分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「現行の時間的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている…ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、…、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

注3 本評価書のうち、<日本版レバニュー債の拡充>については、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
本租税特別措置等は、一定の結果を達成すれば役目を終えるという性質のものではなく、恒久的に存在することによって、海外投資家による振替社債等の保有及びそれによる我が国資本市場の活性化という目的が達成されるものなので、引き続き実施すべき合理性があることは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債等につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度：15億円、平成23年度：31億円、平成24年度：26億円である。算出方法は暦年のものと同様、初年度の平成22年度については各月末の残高の平均、平成23年度及び平成24年度はそれぞれ平成24年3月末及び平成24年6月末の残高を使用した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等 (国税 18)(法人税:義) (地方税 15)(法人住民税:外、個人住民税:外、法人事業税:外、個人事業税:外)
2	要望の内容	<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等(社会的受益権を含む。以下同じ。)の利子等に係る非課税制度の期限(平成 25 年 3 月 31 日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。 <日本版レベニュー債の拡充> 海外投資家振替社債利子等非課税制度の対象となる、地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する債券のうち「利益運動債」に該当するもの(以下「日本版レベニュー債」という。)の発行を、東日本大震災の被災地の地方公共団体に限定せず、全国に拡大すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 24 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 平成 22 年度税制改正にて 3 年間の時限的措置として導入。 <日本版レベニュー債の拡充> 平成 24 年度税制改正にて海外投資家振替社債利子等非課税制度への上乗せ分として導入。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達を円滑化を図る。  《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日付閣議決定)94 頁中「2020 年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家の我が国公社債市場への参加。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことが必要である。そのためには、諸外国と同様に利子等非課税制度を恒久措置として整備することが手段として有効。  <日本版レベニュー債の拡充> 被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大により、インフラ整備等の事業に関して、先進的な資金調達手法による市場からの調達も増加し、債券市場の活性化にも寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 平成 24 年 6 月 30 日現在で、337 銘柄 5,113 億円及び新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円が適用対象となっている。 <日本版レベニュー債の拡充> 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。	
		② 減収額 -	
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月) <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活発化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足りる投資家層の厚みは未だ形成途上にある。 <日本版レベニュー債の拡充> 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月) <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成 24 年 6 月 30 日現在で 337 銘柄 5,113 億円及び新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。	



			<p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) &lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; 東日本大震災の被災地においては、未だ復興の計画策定段階にあるものと考えられるため、被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大がなされない場合、日本版レベニュー債の発行の実施は大幅に遅れるものと予想される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) いずれも税收減はないと見込まれる。</p>
9	相当性	①	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 本制度がないと、海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性が生じ、海外投資家による投資が著しく減少するおそれがあることから、この二重課税を防止する海外投資家振替社債利子等非課税制度を恒久措置として整備することは妥当である。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; インフラ整備等の事業に係る資金調達については、事業の性質上期間が長期となる場合が多く、銀行借入れに加えて、市場からの資金調達の道も広く開かれていることが望ましい。 そこで、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するレベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認めることは妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担 いずれも他の支援措置や義務付け等はない。</p>

		③	地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解			なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 平成 21 年 8 月 &lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; 平成 23 年 8 月</p>





復興庁



番号	制度名
復興庁	
復興01	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化
復興02	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
復興03	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
復興04	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
復興05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
復興06	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化	府省名	復興庁
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。  
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。  
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの。(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、適用がなかったことが説明されているが、本租税特別措置等が適用される登録免許税の免税措置数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること）の実現状況の将来予測について、定性的に「震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説

明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）及び（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
提出した租税特別措置の政策目的は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第103号）第1条（機構の目的）を根拠としている。  
（参考）  
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第103号）  
（機構の目的）  
第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。  
また、平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。  
政策「復興施策の推進」  
施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
政策評価時点では震災支援機構による債権買取りは1件しか行われていなかったところ、債権買取りを行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となり、登録免許税が免税された事例はまだないため、実績を示すことはできない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
②のとおり
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
②のとおり
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
②のとおり
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

【復興01】

政策評価時点では震災支援機構による債権買取は1件しか行われていなかったところ、債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となり、登録免許税が免税された事例はまだないため、実績を示すことはできないが、登録免許税が非課税となることで震災支援機構がより多くの被災者を支援できるようになる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化 (国税3)(登録免許税:外)
2	要望の内容	東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。震災支援機構が免税措置を受けるためには、現在6大臣(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、農林大臣、経産大臣)の証明書が必要とされているところ。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令) 今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続が煩雑であるため、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化を要望する。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。
		《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となる場合に適用される。
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 震災支援機構による証明書作成等の手続きに時間を要し、迅速な案件処理に支障をきたす。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続きが煩雑であるため、証明書の発行を復興大臣に一元化することは妥当である。なお、本件については主務官庁（金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）は同意している。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。  
政策「復興施策の推進」  
施策「(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
現行の特例措置は、原子力発電所の事故が、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性をもっているところ、原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するために、避難解除区域における既存事業者（3/11時点で当該区域に事業所を有していた者）の事業再開の促進及び当該事業者の支援を目的として、平成24年4月に新設された。同年7月末時点で、避難解除区域にて事業再開している事業者は、約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）  
達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
④と同じ
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収したことが見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、避難解除区域への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、減収額の見込みを示すことはできないが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減が一定程度発生するものの、当該措置により、避難指示解除準備区域等への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）に基づき、避難指示解除準備区域等が新たに設定されたところ、現在避難解除区域において認められている特例措置（特別償却、税額控除）と同様の特例措置を、避難指示解除準備区域等においても適用することが、必要かつ適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の手段として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、これは事業再開等の際の初期投資に対する支援であるのに対し、税制は事業継続中における支援であり、支援する段階が異なるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) (国税4)(所得税:外、法人税:義) (地方税2)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。</p> <p>・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。</p> <p>・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。</p>
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
4	評価実施時期	平成24年4月～
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今般の警戒区域等の見直しの結果、避難指示解除準備区域が新たに設定されたが、同区域は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実で、当面、避難指示が継続されるが、除染等を迅速に行い、一日も早い帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅、製造業等の事業再開等を柔軟に認めることとされている。</p> <p>これらを踏まえ、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を促進すること、及び帰還者を支援すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 (略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまら</p>

			ず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援することで、地元雇用等の回復等につながり、被災地域の復興に資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 特例措置が避難指示解除準備区域に適用されない場合、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還への支援が不十分となり、被災地域の雇用回復が遅れるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 避難指示解除準備区域内の事業所の事業再開を促進することで当該区域の雇用の回復が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成24年7月末現在、約20の事業所が避難指示解除準備区域内で事業を再開していることを確認。</p> <p>特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新規事業者数及び雇用の回復数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このことから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進」

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開の促進及び当該事業者への支援に主眼を置いた制度であり、平成24年7月末時点で避難解除区域にて事業再開している事業者は約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④と同じ

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④と同じ

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収すると見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、税収減是認の効果の将来見込みは困難であるが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減は一定程度発生するものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があると考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の支援策で、避難解除区域等への新規事業者の立地を促す支援措置として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、同補助金は新規立地の際の初期投資に対する支援であるのに対し、本特例措置は立地が完了して事業を開始した後における支援であるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用 (国税5)(所得税:外、法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・現行の避難解除区域等(※)に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>(※)税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・よって、避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の対象に新規事業者を追加する。</p>
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
4	評価実施時期	平成24年4月～
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据えて生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。          現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれた制度になっているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。          したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》          ●福島復興再生特別措置法          ●福島復興再生基本方針          3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢          (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合かつ迅速な施策の実施</p>

			(略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          新規事業者数及び雇用の回復数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することで、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件である、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～)          避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～)          避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～)          現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。          特例措置が新規事業者に適用されない場合、雇用の回復が遅れるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還が促進される。</p>



9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた1万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が取用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了＜点検結果表の別紙＞③参照）は、土地代金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。）の実現状況の将来予測について、「達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。  
政策「復興施策の推進」  
施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」/「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
測定指標に関する目標値（目標水準）は、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了、達成時期は、平成27年度末とする。  
本措置により実現しようとする政策目的は「震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する」ことであり、「住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる」ことを政策目的に係る達成目標としている。  
また、達成目標に係る測定指標については、評価書記載の「譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数」から、「平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了」という指標に変更した。「被災地における住宅確保のための用地の取得数」という数値的指標を設定していない理由は、本措置により実現しようとする政策目的が、必要な数の居住施設が迅速かつ確実に確保されることであり、目標が達成されたか否かの判断基準についても、整備に当たり支障となる課題の解決された数が多ければ良いというものではなく、迅速に課題が解決される方がより適当である、と判断したためである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数は以下のとおり予測。  
宮城県において調査したところ、現在予定している防災集団移転促進事業（以下「防集」という。）の対象地区は計200地区である。うち、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、かつ、売買契約の件数が判明している地区（12地区）において、譲渡所得が2,000万円を超える見込みの件数は33件。  
宮城県の防集の対象地区で、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、現在売買契約の件数が判明していない地区（10地区）において、先の12地区に比し（ $10 \div 12$ ） $\approx 0.8$ の規模と想定し、 $33 \times 0.8 \approx 26$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。  
現時点で、防集は被災地全体で250地区程度予定されており、宮城県以外の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外では（ $33 + 26$ ） $\times 0.25 \approx 15$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収額については、⑥で予測した適用数をもとに、以下のとおり予測。

⑥で述べた売買契約の件数が判明している12地区において、付近の地価等を参考に、譲渡所得が2,000万円を超える見込みである33件について仮の課税所得を積算し、次の計算式により減収額を予測。現行制度（2,000万円特別控除）適用による課税所得（想定）1,067百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る所得税率） $\approx 160$ 百万円。5,000万円特別控除適用による課税所得（想定）490百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る税率） $\approx 73$ 百万円。よって減収額は73百万円 $- 160$ 百万円 $\approx \blacktriangle 87$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 29$ 百万円）

⑥で述べた現在売買契約の件数が判明していない10地区における減収額を次の計算式により予測。12地区に比し（ $10 \div 12$ ） $\approx 0.8$ 倍の規模と想定し、よって、 $\blacktriangle 87$ 百万円 $\times 0.8 \approx \blacktriangle 69$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 23$ 百万円）

現時点では、宮城県以外の防集の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外での減収額を、次の計算式により予測。（ $\blacktriangle 87$ 百万円 $+ \blacktriangle 69$ 百万円） $\times 0.25 \approx \blacktriangle 39$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 13$ 百万円）

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
上記③のとおり、平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了を測定指標とし、本要望に係る措置が当該用地の取得の一層の後押しとなることで、達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了しているものと予測する。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
税収減の対象となる期間は、評価書の「適用及び延長期間」に示すとおり、平成28年3月31日までであり、これは、集中復興期間の期末までである。また、適用の対象者は、住まいを失った被災者の住宅確保のために必要な土地の地権者であり、減収額の見込みの積算根拠にあるとおり、国税で適用期間計195百万円、地方税で同65百万円である。これらのことから、措置の適用期間・適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、住まいを失い居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に貢献し、復興基本方針にある「恒久的な住まいを着実に確保」することに大きく寄与するものと言える。したがって、費用に比して、得られる効果は大きいものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
住まいを確保するに当たり土地を提供しようとする者に対する政策目的を達成するための他の政策手段として、現行では、特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成28年3月31日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合における土地等の譲渡所得の2,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、およそ復興に関連する事業等であれば適用されるのに対し、本要望に係る措置は、多くの土地を短期的に大量に取得しなければならない事情があり、適地が少ない中で代替地の設定も困難である、公益性・強制性の高い事業の用に供する土地の取得に適用しようとする点で、現行の制度とは適用の対象が異なるもの。  
また、他の政策手段として、現行では、土地収用法等の規定に基づき収用される場合、収用権を背景に買い取られる場合、50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買い取られる場合における土地等の譲渡所得の5,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、50戸以

【復興04】

上の一団地の土地に適用されるのに対し、本要望に係る措置は、住宅の戸数に関わらず適用される点で、現行の制度とは対象が異なるもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用 (国税6)(所得税:外、法人税:義) (地方税1)(個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義)	
2	要望の内容	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設を含む。以下同じ。)に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合において、当該土地を譲渡した者の譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除を適用する。 (新設)	
3	担当部局	復興庁復興特区班、国土交通省都市局都市安全課、土地・建設産業局地価調査課公共用地室	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。この目的のため、住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる。 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数

				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地交渉の進捗が図られることにより、住宅団地の用地の確保が困難な被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって、被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	H25:33者 H26:26者 H27:15者	
		② 減収額	H25:▲87百万円 H26:▲69百万円 H27:▲39百万円	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 東日本大震災復興特別区域法において、公営住宅等に関する規制・手続の特例措置を設けており、規制・手続の緩和という観点から、被災者の居住環境の安定性を確保している。	
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 防災集団移転促進事業等の移転事業を進める地方公共団体のうち、既に用地を選定し地権者と交渉を進めているものの当該事業が進捗することにより、早期の居住施設建設が見込まれ、被災者の居住の安定がいち早く図られる。また、制度の導入により、これから用地を選定する段階の地方公共団体においても、適地が少ない中で用地の選択肢の幅が広がることが予想される。	
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 地方公共団体による土地の取得が進まず、居住施設の建設事業が停滞するため、仮設住宅の解消が遅れ、被災者の居住環境が不安定な状況に晒され続けることとなる。	
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの被災者の居住施設を供給するには、その用地に相当の地積を要する。当該居住施設の確保のための事業は、多くの被災者の居住に関わる公益性の高いものであり、かつ、当該事業のための土地の確保は、建設に不可欠なものであり、土地譲渡の推進のため、税制上の支援措置が必要である。 なお、復興整備計画において、真に必要な程度の事業規模にて事業計画が作成・公表されることにより、無秩序な事業範囲の拡大は生じない。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、既存の特別控除額を大きく超える譲渡所得の発生する土地売買契約が散見されることによるものであり、これをカバーする特別控除の措置が必要かつ十分な手段である。控除しきれない額に相当する額を補助金等で助成する性質のものでもなく、規制的手段により解決が図られるものでもない。	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	府省名	復興庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
    - 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられ

たものの、点検課程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」

また、政策目的の根拠について、産業復興機構については以下の説明を追加する。

・二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）

被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。

「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。

・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）

政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
震災支援機構による債権放棄がまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）



【復興05】

震災支援機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

震災支援機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 （国税7）（法人税：義）
2	要望の内容	被災事業者が東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が関与する事業再生手続において、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること（法人税法第33条第4項）、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること（法人税法第59条第2項）が可能となるよう要望する。 また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する（法人税法施行令第24条の2第1項第5号）。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度からの継続要望である。 平成24年度は、債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められている。
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 （震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日（平成24年2月22日）から5年以内（1年延長可）になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資する。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	<p>—</p> <p>※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年3月～7月)</p> <p>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年3月～8月)</p> <p>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解		事業再生研究機構 税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」6において、「東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による買取りが行われた債権について債務免除等を受けた場合において、法人税法第33条第2項（評価損税制、または損金経理方式）の適用を可能とする措置を要望する。」との記載がある。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	府省名	復興庁
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
    - 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられ

たものの、点検課程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」

また、政策目的の根拠について、産業復興機構については以下の説明を追加する。

・二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）

被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。

「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。

・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）

政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
震災支援機構による債権放棄がまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

【復興06】

震災支援機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

震災支援機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 (地方税4) (法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	被災事業者が東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)が関与する事業再生手続において、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること(法人税法第33条第4項)、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること(法人税法第59条第2項)が可能となるよう要望する。 また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する(法人税法施行令第24条の2第1項第5号) 当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 (地方税法第24条第1項第3号、第72条の2第1項第1号、第294条第1項第3号)
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度からの継続要望である。 平成24年度は、債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められている。
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資する。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。



		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	<p>—</p> <p>※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年3月～7月） 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年3月～8月） 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解	事業再生研究機構 税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」6において、「東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による買取りが行われた債権について債務免除等を受けた場合において、法人税法第33条第2項（評価損税制、または損金経理方式）の適用を可能とする措置を要望する。」との記載がある。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	





総務省



番号	制度名
総務省	
総務01	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
総務03	データセンター地域分散化促進税制の創設
総務04	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
総務07	技術研究組合の所得計算の特例
総務08	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（超高速ブロードバンド利用率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（平成24年度末の超高速ブロードバンド利用率60%）の実現状況について、「平成23年度末の利用率は45%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「利用率の向上には、予算措置、税制措置のみならず、競争政策の一層の推進等あらゆる政策手段を動員することが必要」と説明されているが、予算措置、競争政策の一層の推進等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

算定根拠は以下のとおり。

◇教育分野・・・10,962施設

※平成23年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（H24.2.6文部科学省公表）における、調査対象の学校施設数（36,299施設）に超高速インターネットの未接続率（30.2%）を掛けたもの。

◇医療分野・・・6,873施設

※平成20年「医療施設（静態・動態）調査」における、一般病院（7,714施設）のうち遠隔医療システムが導入されている施設数（841施設）を除いたもの。

合計施設数（17,835施設）のうち、ASP事業者等が整備する割合（3割）を考慮し、税制の対象となる施設数を5,351施設と算出。

2015年までの3年間で5,351施設に公共アプリケーションの導入を見込み、年間当たりの適用見込数を1,784施設と算出。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

算定根拠は以下のとおり。

⑥のとおり、1年当たりの税制措置適用見込み数は、1,784施設。

i) クラウド型（共同利用型）による整備施設数は、1,106施設

非クラウド型（個別利用型）による整備施設数は、678施設

※ASP事業者等が公共アプリケーション（システム）をクラウド型（共同利用型）又は非クラウド型（個別利用型）で整備する割合を、平成23年情報処理実態調査におけるクラウド・コンピューティングの将来の利用意向を参考に62%対38%とする。

ii) 1施設当たりのサーバー等の投資額は約9百万円

公共アプリケーション導入事例（LG-WAN税制）を参考に、1施設当たりの光ファイバー以外の投資額を12百万円（サーバー4百万円、光ファイバーケーブル以外の回線設備8百万円）と算出。

また、スマート・クラウド研究会報告書により、クラウド化による費用削減効果が30%から40%と見込まれており、平均値35%を採用。

・クラウド型（共同利用型）による投資額は、12百万円×65%×1,106施設＝8,627百万円

・非クラウド型（個別利用型）による投資額は、12百万円×678施設＝8,136百万円

投資額の合計は、16,763百万円。

したがって1施設当たりのサーバー等の投資額は、16,763百万円÷1,784施設＝9.4百万円≒9百万円と算出。

iii) 光ファイバーの設備投資額は1施設当たりの引込線単価は約1万円

【総務01】

※情報通信利用環境整備推進事業における公共アプリケーション導入事例の平均値を1施設当たりの引込線単価を試算。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	1. 公共アプリケーション利活用促進税制を拡充し、適用期限を延長する。 2. 拡充については、以下のとおり。 (1) 対象事業者 資本金又は出資金の額を1億円以下とする要件を撤廃する。 (2) 対象設備の設置場所 対象設備の設置場所に係る要件を次のとおり緩和する。 公共アプリケーションの提供先に条件不利地域(①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る。))の学校・病院等が含まれることを前提として、条件不利地域及び学校・病院等以外に設置された設備も対象とする。
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度「光の道」推進税制(公共アプリケーション利活用促進税制)の創設
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p> <p>このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するとともに、サービス提供者の設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大や地域のICT産業等地域経済の活性化を図るための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)抄 II. 2. 地域の絆の再生</p> <p>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)] 2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 総務省: 2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u> (5) <u>科学・技術・情報通信立国戦略</u> ～IT立国・日本～ (情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤) 情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」</p>

		<p>へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、<u>新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p>&lt;21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト&gt;  <u>成長を支えるプラットフォーム</u>          V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト          16. 情報通信技術の利活用の促進          (前略)「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、<u>所要の法案等を提出する。</u></p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)          IV. 2. (1) ① [科学技術イノベーション・情報通信戦略]          (重点施策: 情報通信技術の徹底的活用と強固な情報通信基盤の確立)          (前略) 情報通信技術利活用のための規制・制度改革の着実な実施等を通じ、「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】          V. 情報通信(ICT政策)          2. 情報通信技術高度利活用の推進          4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率(全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数)は、平成23年度末現在で45%となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後更なる利用率の向上が必要。</p> <p>これを踏まえ、平成25年度からの3ヶ年度で利用率を100%とするため、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率86%を達成する。</p> <p>この利用率を達成するためには、①事業者間の競争促進による料金の低廉化等、②過疎地域など未整備地域における光ファイバー等の整備の推進を行っていか、ブロードバンドへの関心が比較的低い者への対策として、③税制措置により公共アプリケーションの導入を支援し、利活用を促進させることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率(本税制措置の効果の寄与度は、以下に示す算定根拠により、年間あたり0.9%の向上を見込む。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、民間企業等に投資インセンティブを付与することにより超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するもの。</p> <p>これにより、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進されることで、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。</p> <p>本措置により、適用見込施設の利用者数から加入率向上分を48万人(世帯)と推計。年間あたり超高速ブロードバンド利用率0.9%の向上を見込む。*</p> <p>なお、超高速ブロードバンド利用率の向上に当たっては、本措置を含め、「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより、現在45%の利用率を、本措置の適用期間中(2年間)に86%まで引き上げ、2015年まで同様のペースで利用率を向上させることにより、利用率100%を達成するもの。</p>

			<p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省及び厚生労働省の調査により、1施設あたりの年間利用者数を推計。              教育分野・・・351人/施設              医療分野・・・3,605人/施設</li> <li>・上記の1施設あたりの利用者数から、税制措置適用見込施設(1,784施設(教育分野:1,096施設、医療分野:688施設))の利用者数は、合計約290万人/年と見込む。</li> <li>・平成24年3月末の超高速ブロードバンドの利用率は45%であるため、290万人×0.55=160万人が潜在的な加入見込者であるところ、公共アプリケーションの利用を契機としてこのうち約3割が超高速ブロードバンドに加入するものと予測し、160万人×0.3=48万人(世帯)(利用率0.9%相当)を算出。</li> </ul>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 0件(所期の想定:2,856件)          平成24年度 0件(所期の想定:2,856件)(平成24年7月31日現在)          平成25年度 1,784件          平成26年度 1,784件</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省及び厚生労働省の調査により、今後超高速ブロードバンドを利用した公共アプリケーションを導入する施設数を推計。              教育分野・・・10,962施設              医療分野・・・6,873施設</li> <li>・上記の施設のうち、ASP事業者が整備する割合(3割)を考慮して対象となる施設数は5,351施設と見込む。</li> <li>・2015年までの3年間で導入が見込まれることから、年間あたりの適用件数を1,784件と算出。</li> </ul> <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 0百万円          平成24年度 0百万円(平成24年7月31日現在)          平成25年度 706百万円          平成26年度 706百万円</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバーを除く設備投資額・・・16,763百万円              公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの設備投資額を9百万円と見込む</li> <li>・光ファイバーの設備投資額・・・19百万円              公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの引き込み線単価を約1万円と見込む</li> <li>・総投資見込額(16,782百万円)から減収額を算出(総投資見込額に特別償却率15%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。)</li> </ul>



③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成26年度)</p> <p>本措置は、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進するもの。</p> <p>「光の道」構想の実現については、本措置により公共アプリケーションの導入・利用を促進させ、本措置を契機とした民間事業者による取組を加速・持続させるとともに、あわせて「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより達成する。</p> <p>これまで利用実績がないため、現時点で効果・達成目標の実現状況を計ることができないが、本税制が適用されることで、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進され、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成26年度)</p> <p>平成25年度からの3ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率100%とするため、対象事業者に係る資本金等の要件の撤廃等した本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率86%(本措置の直接的な効果は、2年間で1.8%増)を達成する。</p> <p>平成23年度末の利用率は45%であり、平成22年度及び平成23年度における対前年度増加分は、それぞれ4.7%、4.3%とほぼ同様に推移しているが、前述の理由のとおり、公共アプリケーション利活用促進税制の利用実績がないため当初予定していた目標達成(平成24年度末の超高速ブロードバンド利用率60%)が遅れているところ。そのため、2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とする「光の道」構想の実現を達成するには、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年度～平成26年度)</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率は平成23年度末現在で45%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成25年度からの3ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率100%の達成は困難となる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度～平成26年度)</p> <p>本措置を講じることにより、地域における拠点施設である学校や病院等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、ひいては、生徒や患者等による超高速ブロードバンド利用率の向上が期待され、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p> <p>本減収額(706百万円)に対して、本措置による加入率向上分の48万人(世帯)が仮に、ADSL等の超高速でないブロードバンドを利用していると想定すると、超高速ブロードバンドに加入した際の利用料の差額(月額1,860円)から、107億円/年の経済効果が見込まれる。</p> <p>なお、「光の道」構想の実現により見込まれる経済効果は、73兆円(2011年度から2020年度までの10ヶ年度の経済効果の累積)と試算されており、本措置(2年間)による減収額以上の効果が見込まれる。</p>

			<p>※前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年度時点で全ての世帯が超高速ブロードバンドサービスに加入</li> <li>・2011年度から2020年度までの10ヶ年度分の経済効果の累積値</li> <li>・インフラ投資、既存市場の拡大、新市場の創出、他産業への波及効果の合計</li> </ul> <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p> <p>その結果、当初予定した目標達成が遅れているため、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p>
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現状(平成24年3月末現在)では、超高速ブロードバンドの利用率は45%にとどまっており、更なる利用率の向上を図るため、当該税制優遇措置により、民間企業による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じることが必要不可欠。</p> <p>しかしながら、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化したことで、中小企業の設備投資は急減している。また、公共アプリケーションの提供形態の多くがクラウドサービスによって行われている。さらに、事業者へのヒアリング等によると、対象設備の設置場所は、学校・病院以外に設置されることが多いことから、これらを踏まえた要件の見直しを行うことが必要である。</p> <p>利用率の向上には、予算措置、税制措置のみならず、競争政策の一層の推進等あらゆる政策手段を動員することが必要であり、民間事業者等による投資のインセンティブを確保する意味でも、予算措置等とともに当該税制優遇措置による支援を行うことが妥当と考えられる。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「光の道」構想の推進に関しては、上述のとおり、平成25年度予算要求において、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する情報通信利用環境整備推進交付金を引き続き要求している。</p> <p>本税制優遇措置は、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、予算措置とは対象が異なる民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、地域における拠点施設である病院及び学校等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、「光の道」構想の実現が加速化することによって、住民生活に密着した医療及び教育の飛躍的な向上、設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大やICT産業等地域経済の活性化が期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、過疎対策事業債の発行、政府系金融機関等からの低利貸付け等、他の政策手段の効果の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ること）の実現状況について、「工場立地件数」及び「雇用増加人員」に係る平成21年度から23年度までの実績から、「過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

達成目標の目標値、達成時期については、平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上することを目的とし、記載していたところである。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であることに加え、所期に想定していた適用者数は、平成22年度が62件、23年度が57件であり、22年度の実績66件、23年度の実績47件と比較し、想定外に僅少なものではない。

また、適用者の内訳を見ると、平成22年度の実績のあった適用者数66件のうち、適用市町村は45団体、23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村数は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。  延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。

		<p>《政策目的の根拠》                  過疎地域自立促進特別措置法第30条                  「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】                  II. 地方行財政                  2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8	有効性等	①	適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1,836</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5,112</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,022</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24(見込み)</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,657</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H25(見込み)</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,930</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2,203</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。                  ※H24(見込み)についてはH21~23の3年平均で算出。                  H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。                  H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。                  また、適用者数の内訳を見ると、平成23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	H22	63	3	0	5,112	26	0	H23	47	0	0	1,022	0	0	H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—	H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—	H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—
						適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)																																																		
製造業	旅館業	コールセンター	製造業		旅館業	コールセンター																																																					
H21	42	2	0	1,836	34	0																																																					
H22	63	3	0	5,112	26	0																																																					
H23	47	0	0	1,022	0	0																																																					
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—																																																					
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—																																																					
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—																																																					
②	減収額	<p>平成21年度 5.6億円                  平成22年度 15.4億円                  平成23年度 3.1億円                  平成24年度(見込み) 6.8億円                  平成25年度(見込み) 7.5億円                  平成26年度(見込み) 5.7億円</p>																																																									
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H23)                  本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。                  これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。                  また、本特例措置の延長により、平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである。                  ※H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。                  H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~H23)                  直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域</p>																																																							



## 減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

### 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額	1,869,658	×	0.300	=	560,897	(千円)
	(特別償却実績額)		(法人税率)			
・平成22年度減収額	5,138,310	×	0.300	=	1,541,493	(千円)
	(特別償却実績額)		(法人税率)			
・平成23年度減収額	1,022,398	×	0.300	=	306,719	(千円)
	(特別償却実績額)		(法人税率)			

			<p>の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>所期の目標であった「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にする」ということについて、平成22年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書における指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にする」ということを目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度5.6億円、平成22年度15.4億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となり、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

## 減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

## 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \times 0.255 = 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \times 0.255 = 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \times 0.255 = 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の創設	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 平成24年版情報通信白書127ページによれば、本租税特別措置等の制度が存在しない現状においても、「震災後の首都圏での電力供給事情の悪化」や「22道府県82市に及ぶ地方自治体の支援施策」によって、既に「全国でデータセンターの立地が相次いでいる」とされており、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている「国内データセンターのうち東京圏に立地する割合」は、電力供給事情や地方自治体による支援施策等、他の外部要因の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認する効果について、「本措置による投資促進効果により、データセンター市場（約14,000億円）が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる。」と説明しているが、投資促進効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、本租税特別措置等のみの効果として「120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる」ことを説明しておらず、これらを明らかにした上で、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本措置の適用期間中に東京圏に立地するデータセンターの割合を60%まで下げる）の実現状況の将来予測について、「東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

現状として、東京圏に集中するデータセンターの割合は今後も大きく変わらないことが見込まれており（※）、東京圏への集中度合が緩和された場合には、本税制措置等を踏まえた上で企業が経営判断により設備投資をした結果であると言える。また、設備投資に対しては従来から自治体による支援策が講じられているところであるが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られていない。したがって、この測定指標は、本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。

なお、本税制措置の適用を受ける設備については、電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号）に基づき総務省で認定を行うことから、本税制措置の適用を受けたことによる東京圏への集中度合（サーバールーム床面積）の変化は把握可能である。

※「データセンタービジネス市場調査総覧 2012年版（富士キメラ総研）」

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制措置により実現しようとする政策目的は、「情報通信基盤の耐災害性の強化」だけでなく、「地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化」を目指すものであり、地方への投資促進効果をもって税収減に対する効果を説明することは妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の創設 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に定める東京圏(以下「東京圏」という。)を除く地域内のデータセンターに設置するサーバ一等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。 (1)対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。) (2)対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画(認定計画)に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置(②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。) (3)措置内容 取得価額の30%の特別償却
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・データ通信課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバ一等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ■日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) ○環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 データセンターの分散化や稼働の効率化を通じて省エネ・節電を進めるためのクラウド技術の開発・導入等。 ■ICT地域活性化懇談会提言(平成23年7月12日) ○防災・減災や災害時の対応を念頭に置いたICT利活用基盤の整備 ネットワークの冗長性を確保する観点からは、IX(Internet eXchange)機能やデータセンタの地域分散化を始めとして、衛星インターネットと固定・移動通信ネットワークを組み合わせた網構築、通信途絶時のメッシュ型無線LAN(Local Area Network)網による応急復旧等を推進すべきである。このような取組を通じ、災害時等において、必要な人に必要な情報を届けることが可能な運営体制の整備を進めていくべきである。

		<p>■大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 最終とりまとめ(平成23年12月27日)</p> <p>○インターネットのネットワーク構築の在り方 回線容量等の増強については通信事業者における取組が進められているところであるが、<u>首都圏に集中したインターネットの相互接続ポイント</u>やデータセンタの地域分散化などの取組も併せて行うことは、ISPにとっては設備投資や事業運営に必要な資金の確保等が困難になることが考えられる。関係事業者における検討・取組を基本として、それらの状況を注視しつつも、現下のインターネットをめぐる環境変化やISPの置かれている状況等も踏まえながら、国において所要の方策や支援策を検討することが必要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成32(2020)年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることが目標とし、本措置の適用期間中に東京圏に立地する割合を約60%まで下げることが目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する割合(サーバールーム床面積)</p> <p>なお、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想される中、本税制優遇措置は、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に適用し、国内データセンターの地域分散化を促進するものであり、本税制優遇措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターの地域分散により、我が国における情報通信基盤の耐災害性強化及び地域経済の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成25年度 約200者 平成26年度 約200者</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」(富士キメラ総研)に掲載のデータセンター事業者は329者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は282者(約86%)。また、事業者に対するアンケートの結果によると、約70%が本措置の適用を受ける見込み。(282者×70%=197者)</p>

	② 減収額	<p>平成25年度 12,172百万円 平成26年度 12,546百万円</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」(富士キメラ総研)に掲載の設備投資見込額を基に、本措置による投資促進効果を加味して算出(平成25年度は設備投資見込額144,645百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。また、平成26年度は設備投資見込額149,087百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度)</p> <p>我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図るために、本措置により、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与し、国内データセンターの地域分散化を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度)</p> <p>国内データセンターの約63%が東京圏に集中し、今後もその傾向が変わらないとされている現状から、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与する本措置により、国内データセンターの地域分散化を促進し、東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度)</p> <p>東日本大震災以降、情報システムの安全性を確保する観点からデータセンターの需要はますます高まっている一方で、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想されている。こうした状況のまま、関東で大規模災害が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度)</p> <p>首都直下地震等に備え、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されるほか、ICT利活用の重要な拠点であるデータセンターが地方に分散されることにより、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによる新たな産業の創出につながるものが当該地域において期待される。本措置による投資促進効果により、データセンター市場(約14,000億円)が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度(減収見込額と同等)の法人税収増が見込まれる。</p> <p>また、一部の事業者で、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、産業の空洞化を避けることによる経済効果も期待される。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が17%であるのに対し、我が国では法定実効税率が40%弱（復興法人税率10%を含む。）と高くなっており、データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p> <p>なお、限られた事業者を対象とした補助金等の予算措置では、東京圏以外に設備投資を誘導するには不十分である。また、規制により地方立地の義務付け等を行うことは、国内データセンターの国際競争力を低下させ、更なる海外流出を招く恐れが高いことから適切ではない。</p>
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところ。それ以外では特段、制度改善等の要請はなく、本措置によりインセンティブを付与することによって、積極的な誘致策を行う自治体と一体となって事業者の地方への設備投資を後押ししていくこととしている。</p>
	③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>多くの自治体がデータセンターの誘致活動を実施しているように、地方においてデータセンターの新規立地及び既存の地方型データセンターの利活用が促進されることは、当該地域において、関連産業の創出、関連産業も含む雇用創出及び将来的な固定資産税の増収等につながるため、データセンターの地域分散は自治体にとってもメリットが期待される。</p> <p>また、地方に立地する場合には、広大な土地にコンテナ型データセンターを並べた拡張可能な運用形態や、冷涼な気候又は再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のデータセンターなど、東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用したデータセンターを構築することが可能となり、地域の活性化にも貢献することができる。</p> <p>さらに、当該地域が進めるICTを活用した新たな街づくりの中で、データセンターを拠点としてクラウドコンピューティング等の導入を促進することにより、データの分散管理や社会インフラの高度化を図ることができ、災害にも強い街づくりを実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）	府省名	総務省
税目	所得税、法人税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

<本租税特別措置導入時の所期の目標>

非居住者等の我が国公社債等市場への投資を促進し、我が国公社債等市場の活性化や機構の資金調達の円滑化を図る。

<実現状況>

非居住者等による振替機構債の保有残高及び保有割合は、平成22年6月末には1銘柄・0.6億円（0.0%）であったが、現行の時限的な非課税措置の下であっても、24年6月末には20銘柄・400.2億円（0.24%）に増加しており、我が国公社債市場の活性化や機構の資金調達の円滑化に寄与している（目標を達成している）が、いまだ恒久的なものではなく、投資家層の厚みは形成途上にあるため、本非課税措置を恒久化する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

<測定指標について>

平成19年度に既に非課税措置が導入されている振替地方債において、その海外投資家の保有銘柄数及び金額並びに振替地方債全体に占める割合は、平成22年6月末現在では50銘柄・2,076億円（0.32%）だったのに対し、24年6月末現在では65銘柄・1,968億円（0.28%）とほぼ横ばいであった。

それに対し、平成22年度に本租税特別措置等（非課税措置）が導入された振替機構債は、商品として振替地方債とほぼ同等の性質を持つものであるが、海外投資家の保有銘柄数及び金額並びに振替機構債全体に占める割合は、平成22年6月末現在では1銘柄・0.6億円（0.0%）だったのに対し、24年6月末現在では21銘柄・400.2億円（0.23%）と大幅に増大している。

以上のとおり、市場の動向や他の政策手段等の外部要因に係る条件は同じであるにもかかわらず、振替地方債は横ばいである一方、振替機構債は大幅に増加したことから、この振替機構債の増加分は本租税特別措置等による効果であると考えられる。したがって、今回設定した測定指標（海外投資家が保有する振替機構債の銘柄数、金額及び振替機構債全体に占める比率）は妥当なものである。

<達成目標について>

少なくとも、本租税特別措置等導入前の振替機構債の実績値（1銘柄・0.6億円（0.0%））を上回る水準で、安定的に推移すること。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用対象となっている振替機構債の銘柄数及び金額としては、平成22年度：16銘柄・945億円、平成23年度：21銘柄・497億円、平成24年度：21銘柄・400億円である。適用数のうち、銘柄及び金額について平成22年度及び23年度は各年度末、24年度は6月末の海外投資家の保有実績値を使用した。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額は、平成22年6月末には1銘柄・0.6億円であったが、24年6月末には20銘柄・400.2億円に増加している。当該制度が恒久的なものとはならなかったため、恒久化を前提とした想定数と比較すると少なくなっているが、社会通念上「僅少」というべき数ではなく、また、発行されている振替機構債のうち、海外投資家が保有するものは全て対象となることから、適用にも偏りはない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用対象となっている振替機構債につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度：2.1億円、平成23年度：1.1億円、平成24年度：1.2億円である。算出方法は、初年度の平成22年度及び23年度は各月末の残高、24年度は平成22年6月末から24年6月末の残高の平均を使用した。（算定根拠については、評価書の別紙「振替機構債に係る非課税制度の適用実績（国税）」及び「振替機構債に係る非課税制度の将来推計（国税）」を参照のこと。）

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の将来予測については、平成25年度：1.2億円、平成26年度：1.2億円、平成27年度：1.2億円である。算出方法は、平成22年6月末から24年6月末の残高の平均を使用した。（算定根拠については、評価書の別紙「振替機構債に係る非課税制度の将来推計（国税）」を参照のこと。）

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

測定指標の妥当性については、③と同様である。

本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の過去の実績は、測定指標を用いると、以下のとおりであり、目標は達成されている。

平成22年度：16銘柄・945億円（0.55%）

平成23年度：21銘柄・497億円（0.29%）

平成24年度：21銘柄・400億円（0.23%）

銘柄及び金額について平成22年度及び23年度は各年度末、24年度は6月末の海外投資家の保有実績値を使用した。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

測定指標の妥当性については、③と同様である。

本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計は、測定指標を用いると、以下のとおりであり、本租税特別措置等が要望のとおり恒久化されれば、目標は達成されると推測される。

平成25年度：15銘柄・527億円（0.30%）

平成26年度：15銘柄・527億円（0.30%）

平成27年度：15銘柄・527億円（0.30%）



【総務04】

銘柄及び金額については、本租税特別措置が適用された平成22年6月から24年7月までの各月末における平均値を使用した。(最低でも現状と同程度の投資は見込まれると考えられることから、上記のとおり予測したが、本租税特別措置等が恒久化された際には、事前評価書に記載のとおり、これまで期限切れ後の課税リスクを懸念していた海外投資家の積極的な参加も予想されることから、海外投資家による振替機構債のさらなる保有が期待される。)

⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明)

減収額の実績については、上記⑧のとおり、平成22年度：2.1億円、平成23年度：1.1億円、平成24年度：1.2億円であった。

一方、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況については、本租税特別措置等の導入前において1銘柄・0.6億円(0.0%)と海外投資家による振替機構債への投資がほぼなされていない状況であったのに対し、現状では上記⑨のとおり達成されている。

したがって、海外投資家による振替機構債への投資が促進され、機構資金調達の円滑化に寄与していると考えられることから、本租税特別措置等による税収減を是認するような効果が、実際に発現していると認められる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明)

減収額の将来推計については、上記⑨のとおり、平成25年度：1.2億円、平成26年度：1.2億円、平成27年度：1.2億円と推計される。

一方、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計については、上記⑩のとおり、本租税特別措置等が要望のとおり恒久化されれば、達成されるものと思われる。仮に非課税措置が廃止された場合には、事前評価書に記載のとおり、海外投資家による振替機構債への投資意欲が減退し、海外投資家による振替機構債の保有は段階的に減少して、導入前の状態に戻ると推察されるため、達成目標の実現は困難となる。

したがって、本租税特別措置等による税収減を是認するような効果が、本租税特別措置等の恒久化によって発現されると思われる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化(振替地方公共団体金融機構債分) (国税5:所得税:外 法人税:義) (地方税7:個人住民税:外)
2	要望の内容	非居住者及び外国法人(以下「海外投資家」という。)が受領する地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)が発行する債券(地方公営企業等金融機構が発行した債券及び公営企業金融公庫が発行し機構が承継した債券を含む。以下同じ。)のうち「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債(以下「振替機構債」という。)の利子及び償還差益(以下「利子等」という。)に係る非課税制度の期限(平成25年3月31日)を撤廃し、恒久的な制度とするもの。
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正において、他の社債等と併せ、3年間の限定的措置として導入。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、多様で厚みのある投資家層を形成することで、機構の資金調達の変化する円滑化を図ることにより、地方公共団体に対するより低利での融資を可能とし、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与する。  《政策目的の根拠》 ○地方公共団体金融機構法(平成十九年五月法律第六十四号) 第一条 地方公共団体金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 3. 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、機構の資金調達の更なる円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 海外投資家が保有する振替機構債の銘柄数、金額及び振替機構債全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海外投資家による振替機構債への投資が一層促進されることにより、投資家層の厚みが増し、機構の資金調達が一層円滑化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	非課税措置の適用を受ける振替機構債の銘柄数及び残高 平成 24 年 6 月末：21 銘柄、400 億円
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 24 年 8 月） 現行の時限的な非課税制度の下でも、海外投資家による振替機構債への投資が促進され、機構の資金調達の円滑化に寄与しているが、未だ恒久的なものではないことから、投資家層の厚みは形成途上にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 28 年 3 月） ＜実現状況＞ 海外投資家による振替機構債の保有残高及び保有割合は、2010 年 6 月末には 1 銘柄・0.6 億円（0.0%）であったが、本非課税措置により、2012 年 6 月末には 21 銘柄・400.2 億円（0.23%）に増加している。 本制度が恒久化された際には、最低でも同程度の投資は見込まれる。また、恒久化により、これまで期限切れ後の課税リスクを懸念していた海外投資家の積極的な参加も予想されることから、海外投資家による振替機構債のさらなる保有が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 仮に非課税措置が廃止された場合、海外投資家による振替機構債への投資意欲が減退し、海外投資家による振替機構債の保有は段階的に減少することが予想されることから、今後の機構債の更なる安定消化や調達コストの低減といった非課税措置による効果が望めなくなり、ひいては、機構から資金の借り入れを行っている地方公共団体の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月） 税収減はないと見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方公共団体金融機構は、法律に基づき全都道府県及び全市区町村から出資を受けて設立された地方共同法人であり、債券を発行して資金を一括して調達し、個々の都道府県及び市区町村に対して長期かつ低利の資金を融通することを法律上の目的としていることから、機構債は、地方公共団体が発行する地方債と同等のものといえる。</p> <p>海外投資家が受け取る振替地方債の利子等については既に平成 20 年 1 月より非課税制度が恒久化されているが、振替地方債と同様の性質を有する振替機構債においても、海外投資家による保有を拡大するために、非課税措置を恒久化することは妥当である。</p> <p>二国間における租税条約だけでは、適用対象者が限定されており、適用のための手続きも煩雑である等の理由により十分な措置とはいえないことから、振替地方債並びに租税特別措置法による非課税措置を恒久化することについては妥当である。</p> <p>また、達成目標である海外投資家による振替機構債の保有割合の水準を少なくとも維持し、機構の資金調達の更なる円滑化を図るためには、現在の時限的な非課税措置を恒久化することで期限切れ後の課税リスクをなくし、海外投資家にとって投資しやすい環境の整備を促進する必要がある。</p> <p>なお、現在の時限的な措置は平成 25 年 3 月 31 日までであるため、仮に平成 25 年度税制改正において実現されなかった場合、期限切れによる課税リスクが現実のものとなり、機構の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられるため、本改正において恒久化を実現する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特になし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	そもそも機構は地方公共団体自らが出資して設立した地方共同法人であるとともに、現在の非課税措置が恒久化されることによって、海外投資家による振替機構債への投資が一層促進され、機構の資金調達の更なる円滑化が図られれば、地方公共団体はより低利での機構資金の借り入れが可能となる。
10	有識者の見解		特になし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		特になし

## 振替機構債に係る非課税制度の適用実績（国税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息		1.493%	1.457%
（該当年度決算の実質債券利息）	B		
利子所得 C=A×B		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）		2.1 億円	1.1 億円
	C×15%		

## 振替機構債に係る非課税制度の適用実績（地方税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息		1.493%	1.457%
（該当年度決算の実質債券利息）	B		
利子所得 C=A×B		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）		0.7 億円	0.4 億円
	C×5%		

## 振替機構債に係る非課税制度の将来推計（国税）

		平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	A	527 億円
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	B	1.475%
利子所得 C=A×B		7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）		1.2 億円
	C×15%	

## 振替機構債に係る非課税制度の将来推計（地方税）

		平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	A	527 億円
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	B	1.475%
利子所得 C=A×B		7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）		0.4 億円
	C×5%	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であるとと考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} = \text{上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$



【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上



## 【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

## 1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- |           |              |             |            |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型    | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置  | 21 年度 7.2%、  | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型   | 21 年度 1.5%、  | 22 年度 1.3%  | → 平均 1.4%  |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、  | 22 年度 0.1%  | → 平均 0.5%  |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

## 2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

## 【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
  - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- |       |             |       |            |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

**研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)**

**税制支援措置の効果**

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額:

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業:1.49(149%)、中小企業:1.41(141%)

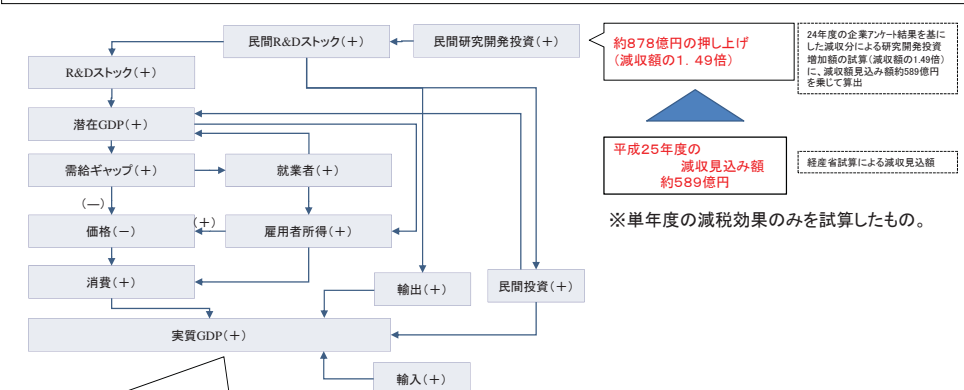
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社基本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税：6)(法人税：義)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型：昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設</li> <li>・総額型：平成15年度創設</li> <li>・高水準型：平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む)：期限なし</li> <li>・増加型・高水準型：平成25年度末まで</li> </ul>
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略：平成24年7月閣議決定)</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>〈総額型〉</p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>(出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉</p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計</p> <p>〈総額型〉</p> <p>平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉</p> <p>平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種</p> <p>下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限20%→30%適用企業業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
② 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>〈総額型〉</p> <p>平成21年度 2,432億円(125億円)</p> <p>平成22年度 3,502億円(165億円)</p> <p>(出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						

	<p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <p>我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="405 730 952 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

	<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1487 209 2040 496"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)</p> <p>平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓(マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;                  ・平成25年度減収額(大企業579億円、中小企業11億円)                  ↓研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                  大企業:1.49倍                  中小企業:1.41倍                  ・研究開発投資押上げ額                  大企業:863億円(579億円×1.49倍)                  中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)                  ↓GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)                  大企業:3,532億円                  中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ（20%→30%）による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：<u>3.596億円</u></p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>・我が国においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（75.3%、主要国中トップ）</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.2%）、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。</li> </ul> <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	総務省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税8)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	①政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ----- 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)  「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)

	②政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	③達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8 有効性等	①適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。  本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度  したがって、中小企業庁アンケート調査より算出した結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言えないといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額  
減収額実績  
平成21年度 23億円  
平成22年度 30億円  
【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み  
平成23年度見込み 23億円  
平成24年度見込み 21億円  
平成25年度見込み 22億円  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)  
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額  
減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  
平成21年度 2,565億円(131億円)  
平成22年度 3,726億円(174億円)  
【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み (うち、税法上の中小企業分)  
平成23年度見込み 3,857億円(137億円)  
平成24年度見込み 3,938億円(126億円)  
平成25年度見込み 4,373億円(131億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】  
※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額  
減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  
平成21年度 2,432億円(125億円)  
平成22年度 3,502億円(165億円)  
【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)  
平成22年度 663億円(12億円)  
【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み (うち、税法上の中小企業分)  
平成23年度 3,735億円(131億円)  
平成24年度 3,759億円(120億円)  
平成25年度 4,178億円(126億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)  
総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額  
平成25年度見込み 589億円(11億円)  
【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位: %)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にも高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率となっている。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分：  
 中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)

- 平成25年度地方税における減収額 1.9億円  
 ↓ (マクロモデルによる計算)
- 10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響：11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望：控除上限20%→30%(国税)】

- 平成25年度減収額  
 (大企業579億円、中小企業11億円)  
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果  
 大企業：1.49倍  
 中小企業：1.41倍
- 研究開発投資押上げ額  
 大企業：863億円(579億円×1.49倍)  
 中小企業：15.5億円(11億円×1.41倍)  
 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)  
 大企業：3,532億円  
 中小企業：64億円
- 平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果：3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- 平成25年度国税減収額 11億円  
 ↓ 地方税に換算：0.173倍
- 平成25年度での地方税減収額：1.9億円  
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.41倍
- 研究開発投資押上げ額：2.6億円(1.9億円×1.41倍)  
 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)：11.1億円
- 10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分)：約11.1億円

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、                      ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ)                      ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、                      ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。                      すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。                      研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。                      予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> </ul>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。                      また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>

	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
<p>10 有識者の見解</p>	—	
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	平成23年9月	

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
平成25年度減収見込額 12,594,000千円



この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（1組合当たりの研究開発費）は、経済情勢や本租税特別措置等の適用対象外の組合における事業費等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発の拡大）の実現状況について、「1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「技術研究組合の設備投資の押し上げ効果…減税額の約1.12倍」、「10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる」と説明しているが、押し上げ効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
平成21年の技術研究組合法（昭和36年法律第81号）改正前から存在する技術研究組合の一部の大型プロジェクトの金額が22年度及び23年度に減少するという特殊要因があり、目標未達成となったが、当該特殊要因を除けば、1組合当たりの事業費である研究開発費は、順調に増加している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の適用組合の組合員数は、各年度で100社から200社程度あり、規模や業種も多様な企業が参加している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙参照。

技術研究組合の所得計算の特例  
利用実績並びに利用見込及び積算根拠

1. 過去5年分の利用実績

区 分		H19'	H20'	H21'	H22'	H23'
①適用件数	組合数	13	12	9	15	13
	組合員数	192	182	105	167	159
②適用額(百万円)		5,178	5,649	12,170	6,536	1,007
③減収額(②×30%)		1,553	1,695	3,651	1,961	302

2. 平成24年度利用見込

区 分		H24'
①適用件数	組合数	16
	組合員数	211
②適用額(百万円)		2,088
③減収額(②×25.5%)		532

経産省・農水省・総務省から、現在の57組合にアンケート調査した本税制の適用件数・額の平成24年度見込に加え、平成24年度中に「新設かつ適用が見込まれる数・額(以下「新設適用数等」)」を、平成21～23年度の新設適用数等の平均から試算する等により算出。

3. 今後3年間の利用見込

区 分		H25'	H26'	H27'
①適用件数	組合数	20	24	28
	組合員数	253	296	339
②適用額(百万円)		2,542	2,998	3,456
③減収額(②×25.5%)		648	764	881

平成24年度の適用件数・額(上記2.)を基に、平成21年法改正前に設立した組合については、毎年度1割(これまでの組合の平均存続年数が約10年である事に基づく)つつ減少すると試算し、同法改正後に設立した組合については、「H21'～H22'、H22'～H23'、H23'～H24'の平均増加数・額」が毎年増加すると試算する等により算出。

※ アンケート調査結果は、公表を前提に各組合から収集した情報ではないため、算出に用いた具体的数値等については記載していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例(国税7)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間)
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>1 組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																							
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211		
		区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																	
	組合数	13	12	9	15	13	16																		
組合員数	192	182	105	167	159	211																			
<p>② 減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,553</td> <td>1,695</td> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532													
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																				
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																				
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>1 組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度)</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																					
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																					
組合数	36	52	55	57																					
1組合当たり事業費	877	800	556	618																					
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																					

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度)</p> <p>○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査(H24年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同ーの方法により試算。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。</p> <p>なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。</p> <p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットィングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、「構成員の拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットィングとなっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設	府省名	総務省
税目	法人住民税、事業税、地方法人特別税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等は、既に成立している「過疎地域における郵便局ネットワーク」の維持を図るためのものであり、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地における営業所数）は、既存の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]
      - 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成23年度における当該適用営業所に係る税額を集計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値が明らかでないため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標（過疎地域における郵便局ネットワーク水準の維持）の実現状況について、定性的に「本措置により、日本郵便株式会社の過疎地における営業所が今後も設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて「他の予算措置は存在せず、当該措置で支援することが適当」と説明されているが、補助事業等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設（地方税4）（法人住民税・事業税：義、地方法人特別税：外）
2	要望の内容	郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税を非課税とする特例措置の創設。
3	担当部局	情報流通行政局郵政行政企画課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1 郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持 2 郵便局ネットワークの水準の維持  《政策目的の根拠》  （日本郵便株式会社法第5条） 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。 （同法第6条第1項） 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎地域における住民の需要に適切に対応するため、当該地域における郵便局ネットワーク水準を維持する（過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間）。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地における営業所数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 過疎地域において郵便局を維持することにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワーク水準の維持を図る。

8	有効性等	① 適用数等	日本郵便株式会社 約5,500 営業所（平成25年度） （過疎地における営業所数が維持できていると仮定した場合であり、現時点における対象営業所数。過疎地における営業所の設置が義務づけられている間においては、毎年同様。）
		② 減収額	住民税：1,036 百万円（平成25年度） 事業税：1,667 百万円（平成25年度） 地方法人特別税：358 百万円（平成25年度）  （平成23年度における当該適用営業所に係る税額を集計（過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間、対象となる営業所数が維持できていると仮定した場合、営業所数が一定となるため、減収額は各年度同額））  ① 法人住民税 （法人税割）平成23年度課税標準×（過疎地従業者数／全従業者数）×標準税率＝減収見込額 （均等割）市町村従業者数（50人超）－過疎地従業者数 ≤ 50人となる市町村について、 1 市町村あたり259万円 ※ 259万円＝300万円－41万円 ② 法人事業税（所得割、付加価値割、資本割） 平成23年度課税標準の2分の1×〔（過疎地従業者数／全従業者数）＋（過疎地事務所等数／全事務所等数）〕×標準税率＝減収見込額 ③ 地方法人特別税 法人事業税の所得割について②により算出した過疎地分 ×148%＝減収見込額
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）  日本郵便株式会社法第6条第1項等の規定により、地域住民の需要に適切に対応することができるようにするなどの基準により設置が義務付けられている営業所が設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）  本措置により、日本郵便株式会社の過疎地における営業所が今後も設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）  日本郵便株式会社の経営状況の改善に影響を及ぼす。  《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）  農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは税収減があったとしても、地域に大きく貢献する。



【総務08】

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、過疎地における住民の需要に適切に対応するため、当該地域での郵便局ネットワーク水準の維持を支援する措置であり、他の予算措置等は存在せず、当該措置で支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の予算措置等は存在せず、過疎地域での郵便局ネットワークの維持を支援するためには当該措置が適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものである。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

財務省



番号	制度名
財務省	
財務01	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例

【財務01】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	府省名	財務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

交換相手方である隣接土地所有者等は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における課税の特例の適用を受けるに当たっては、確定申告書に財務局長等が国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）の規定に基づく交換である旨を証明する書類を添付する必要がある。このため、財務局長等は交換契約を締結したときは、本租税特別措置の適用を可能とするための「国有財産の交換に関する証明書」を、交換相手方が地方公共団体等非課税法人である場合を除き、全ての交換相手方に交付することにより、本租税特別措置の適用に当たり特定の者に偏りが生じる余地がないよう運用している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 (法人税:義、所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該交換により取得した特定普通財産の取得価額から当該交換により譲渡をした隣接する土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で圧縮記帳による課税の繰延べを認める。</p> <p>個人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該所有隣接土地等の交換がなかったものとして、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得の課税の特例又は短期譲渡所得の課税の特例を適用する。</p>	
3	担当部局	理財局国有財産業務課	
4	評価実施時期	平成24年8月 (分析対象 平成18～23年度)	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度創設（以後改正なし）	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 厳しい財政事情の下、税外収入を確保するため、売却が直ちに困難な国有地についても、交換制度の活用により売却を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 国有財産特別措置法(昭和27年6月30日法律第219号)第9条第2項(概要) 普通財産のうち土地及び土地の定着物、各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要がある場合には、当該土地の一部について、隣接する土地等の一部もしくは全部、または当該土地上に存する借地権の一部と交換することができる。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国有地のうち、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地及び権利付財産について、交換制度を活用し、隣接地と土地の一部を交換して進入路の確保、土地の整形化又は借地権の解消(以下、「整形化等」という。)を行うことにより、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることを目標としている。 交換は、相手方の合意に基づき成立するものであり、あらかじめ達成すべき具体的な水準と目標達成時期は示せないものの、整形化等を行った国有地については、速やかに売却を図ることとしている。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当該交換により整形化等が行われた国有地について、平成 24 年 3 月末までに入札等により得られた売却収入。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じることになり、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られ、税外収入の確保に寄与している。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交換件数(法人)</th> <th>交換件数(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>0 件</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>0 件</td> <td>24 件</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2 件</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2 件</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6 件</td> <td>55 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>国は隣接土地所有者等へ須く特定国有財産の交換制度の周知を行っているが、隣接土地所有者の交換ニーズは、土地所有期間の中で生じる建物の建替えや相続などの機会に応じて発生するものであり、隣接土地所有者側のニーズがなければ同制度は活用できないこと、また、交換は相手方との合意に基づき成立するものであることから、事前に適用件数を想定することは困難であり、交換件数が想定外に僅少ではないと考える。</p>		交換件数(法人)	交換件数(個人)	平成 18 年度	0 件	12 件	平成 19 年度	0 件	24 件	平成 20 年度	2 件	6 件	平成 21 年度	2 件	4 件	平成 22 年度	0 件	3 件	平成 23 年度	2 件	6 件	合計	6 件	55 件
			交換件数(法人)	交換件数(個人)																							
		平成 18 年度	0 件	12 件																							
平成 19 年度	0 件	24 件																									
平成 20 年度	2 件	6 件																									
平成 21 年度	2 件	4 件																									
平成 22 年度	0 件	3 件																									
平成 23 年度	2 件	6 件																									
合計	6 件	55 件																									
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税減収額</th> <th>所得税減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>23 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>77 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>15 百万円</td> <td>12 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>204 百万円</td> <td>8 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>6 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220 百万円</td> <td>146 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額については、各年度における実績額を計上。 ※平成 23 年度において法人との交換実績が 2 件あるものの、契約相手方が非課税法人であったため、租特の適用はない。</p>		法人税減収額	所得税減収額	平成 18 年度	0 百万円	23 百万円	平成 19 年度	0 百万円	77 百万円	平成 20 年度	15 百万円	12 百万円	平成 21 年度	204 百万円	8 百万円	平成 22 年度	0 百万円	6 百万円	平成 23 年度	0 百万円	19 百万円	合計	220 百万円	146 百万円		
	法人税減収額	所得税減収額																									
平成 18 年度	0 百万円	23 百万円																									
平成 19 年度	0 百万円	77 百万円																									
平成 20 年度	15 百万円	12 百万円																									
平成 21 年度	204 百万円	8 百万円																									
平成 22 年度	0 百万円	6 百万円																									
平成 23 年度	0 百万円	19 百万円																									
合計	220 百万円	146 百万円																									
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18～23 年度) 国有財産の有効活用が促進された結果、売却収入が得られた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却収入(法人)</th> <th>売却収入(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>365 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>908 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>81 百万円</td> <td>155 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>3,008 百万円</td> <td>127 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>27 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,090 百万円</td> <td>1,583 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 23 年度交換実施分については平成 24 年度に売却予定(法人との交換後の国有地の売却見込額は 595 百万円、個人との交換後の国有地の売却見込額は 86 百万円)。</p>		売却収入(法人)	売却収入(個人)	平成 18 年度	0 百万円	365 百万円	平成 19 年度	0 百万円	908 百万円	平成 20 年度	81 百万円	155 百万円	平成 21 年度	3,008 百万円	127 百万円	平成 22 年度	0 百万円	27 百万円	平成 23 年度	0 百万円	0 百万円	合計	3,090 百万円	1,583 百万円		
	売却収入(法人)	売却収入(個人)																									
平成 18 年度	0 百万円	365 百万円																									
平成 19 年度	0 百万円	908 百万円																									
平成 20 年度	81 百万円	155 百万円																									
平成 21 年度	3,008 百万円	127 百万円																									
平成 22 年度	0 百万円	27 百万円																									
平成 23 年度	0 百万円	0 百万円																									
合計	3,090 百万円	1,583 百万円																									

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18～23 年度) 無道路地・不整形地等の売却が直ちに困難な国有地について、交換制度の活用により売却可能な国有地が創出された結果、法人との交換後の国有地の売却収入については 30 億 9,048 万円、個人との交換後の国有地の売却収入については 15 億 8,350 万円得られた。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～23 年度) 法人税の特例措置適用の減収額 2 億 2,009 万円に対し、交換後の国有地売却収入は 30 億 9,048 万円であり、税収減を上回る売却収入が得られたことから、特例措置は効果があったと認められる。 所得税の特例措置適用の減収額 1 億 4,676 万円に対し、交換後の国有地売却収入は 15 億 8,350 万円であり、税収減を上回る売却収入が得られたことから、特例措置は効果があったと認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間において固定資産を交換する場合には、所得税法及び法人税法により譲渡益にかかる特例措置が認められているが、国有地の交換については、同法が適用されないことから、租税特別措置により国有地についても民間と同様の特例措置を講じたものである。当該租税特別措置以外の他の政策手段を用いることは民間取引における課税の取扱いと異なることとなり、交換契約の成立に支障をきたすおそれがあることから、妥当ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>○財政制度等審議会国有財産分科会答申(平成 18 年 1 月) 「今後の国有財産の制度及び管理処分の方針について一効率性重視に向けた改革—」(抄)</p> <p>・未利用国有地等の売却を容易にするための交換制度の導入</p> <p>未利用国有地については、これまで積極的に売却が行われてきた結果、そのストックは減少した。しかし、現下の極めて厳しい財政事情の下、今後は、市場性に劣る売却困難財産や権利付財産も工夫して売却していかなければならない。したがって、こうした財産の売却を促進するため、可及的速やかに、法律上、国有地の円滑な処分のために行う交換を可能とするともに、借地権と底地(国有地)の交換を可能とすることが適当である。</p>
		11 評価結果の反映の方向性	<p>特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じ、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られるなど、税外収入の確保に寄与していることから、特例措置による効果が認められる。 引き続き、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地等について、交換制度を活用したうえで、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることにより、税外収入を確保する必要があることから、当該措置の継続は必要であると考えられる。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



文部科学省



番号	制度名
文部科学省	
文科01	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
文科03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
文科04	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
文科05	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の達成目標（子どもが健やかに成長することができる社会を実現）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
        - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には租税特別措置等と他の政策手段の役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
（目的）  
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
  - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（改正後）  
（目的）  
第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置  (国税10)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目:外) (地方税9)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他(都市計画税、その他関連する税目(徴収規定等):外)
2	要望の内容	○ 平成22年1月より、関係関係者を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。  ○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。  ○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	初等中等教育局 幼児教育課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多

		<p>くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。</p> <p>こうした問題に対処するため、 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) 地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—

	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ)</li> <li>・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設</li> <li>・ 地域の子ども・子育て支援の充実</li> </ul> <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼</li> </ul>

		<p>保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置</li> <li>・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置</li> <li>・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置</li> </ul>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} = \text{上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

## 【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
 (試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

## 1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- |           |              |             |            |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型    | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置  | 21 年度 7.2%、  | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型   | 21 年度 1.5%、  | 22 年度 1.3%  | → 平均 1.4%  |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、  | 22 年度 0.1%  | → 平均 0.5%  |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

## 2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

## 【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
  - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- |       |             |       |            |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
 総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
 21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
 3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
 23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
 23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

### 研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

#### 税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額:

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業:1.49(149%)、中小企業:1.41(141%)

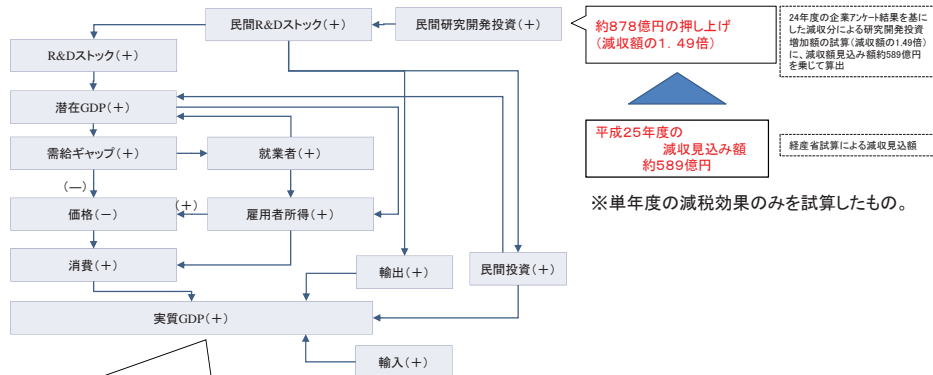
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税11)(所得税(租税特別措置法第10条、租税特別措置法施行令第5条の3、租税特別措置法施行規則第5条の6):外) (法人税(租税特別措置法第42条の4、第68条の9、租税特別措置法施行令第27条の4、第39条の39、租税特別措置法施行規則第20条、第22条の23):義)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
② 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						



③ 効果・達成目標の実現状況	<p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																	
	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)                  我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																													
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																													
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																													
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																													
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																													
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																													
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																													
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																													
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																													
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																													

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度~平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓ (マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;                  ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円)                  ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                  大企業:1.49倍                  中小企業:1.41倍                  ・研究開発投資押上げ額                  大企業:863億円(579億円×1.49倍)                  中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)                  ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)                  大企業:3,532億円                  中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

【文科02】

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>・我が国においては、</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月



【文科03】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	文部科学省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)  「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」

		「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8:有効性等	①:適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。  本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出した結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。  
また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資



の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円  
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)  
経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額  
(大企業579億円、中小企業11億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果  
大企業:1.49倍  
中小企業:1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額  
大企業:863億円(579億円×1.49倍)  
中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)  
↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)  
大企業:3,532億円  
中小企業:64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円  
↓ 地方税に換算:0.173倍
- ・平成25年度での地方税減収額:1.9億円  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)  
↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・我が国においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階</p>
---	-----	---	------------------	---

		における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度	7, 172事業年度(4, 411事業年度)
平成22年度	8, 508事業年度(5, 313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度	51.1%
平成22年度	50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4, 411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2, 254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5, 313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2, 693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額	13, 112, 000千円
平成24年度減収見込額	12, 032, 000千円
平成25年度減収見込額	12, 594, 000千円

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。



【文科04】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しに係る税制改正要望であり、課題の指摘には時期尚早であるため、その指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置 (国税9)(法人税:義)、(所得税:外) (地方税8)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	国立研究開発行政法人への民間企業等からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。  また、国立研究開発行政法人への個人からの寄附金について、寄附金額の40%を税額控除する制度を新たに創設する。  (※)「国立研究開発行政法人」とは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において研究開発型に類型化され、また、同基本方針を踏まえ、5月11日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、「研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ること」を目的として規定された法人をいう。
3	担当部局	科学技術・学術政策局政策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発行政法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。  《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型として、「研究開発型」の法人が位置付けられ、かかる法人に対して、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際頭脳循環の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い等の運用について、法人の業務に応じた適切な内容となるよう、必要な対応を行うこととされている。 また、民主党・行政改革調査会会長からは、同閣議決定の趣旨を踏まえ、今後の国立研究開発行政法人に係る運用改善の方向性について要望がなされ

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	国税: 平年度 155 地方税: 平年度 53  (単位: 百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: )  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: )
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策体系における明確な位置付けはない
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			ており(平成24年4月25日)、要望事項として、「国立研究開発行政法人の税制の検討に当たっては、国立研究開発行政法人に対する民間企業等の寄附は全額損金算入とするなど、イノベーション創出促進の観点からの見直しを行う」と明示されている。 一方、厳しい財政事情の下、国立研究開発行政法人としても、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、国の財政支出のみに依存しない自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、国立研究開発行政法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国立研究開発行政法人への寄附を行う法人、個人(地方税は法人のみ)に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。 また、国立研究開発行政法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





【文科05】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、個人住民税、住民税(利子割)、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、その他関連する税目）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税7)(法人税:義)(所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税:外) (地方税6)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、住民税(利子割)、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他(都市計画税、特別土地保有税、その他の関連する税目):外)
2	要望の内容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合 ○ 独立行政法人国立大学財務・経営センターの廃止及び同センターの業務のうち当面継続されるものについて独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管 ○ 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人海洋研究開発機構の統合 ○ 独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の統合 ○ 独立行政法人教員研修センターの廃止 ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立高等専門学校機構の新たな法人制度及び組織への移行
3	担当部局	大臣官房政策課 大臣官房総務課行政改革推進室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において「全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を」「抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置」が取りまとめられており、これらの見直し等に伴い、新たな法人制度に対して税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。」とされている。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		8 有効性等	① 適用数等
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ) —  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ) —  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: ) —  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ) —

【文科05】

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労02	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
厚労04	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
厚労05	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
厚労06	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
厚労07	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し
厚労08	社会保険診療報酬の所得計算の特例
厚労09	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
厚労10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
厚労11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
厚労12	雇用促進税制の拡充
厚労13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長
厚労14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
厚労15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
厚労16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
厚労17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ
厚労18	社会保険診療報酬の所得計算の特例
厚労19	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（医療安全に資する機器等の購入を促進）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（国内販売台数）は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、「薬事工業生産動態調査より推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（医療安全に資する機器等の購入を促進）の実現状況について、「本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できる」と説明しているが、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（医療安全に資する機器等の購入を促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「相当の需要が見込まれる」と説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による

効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

以下に算定根拠を示す。

	台数	算定根拠
人工呼吸器	81,830	生命の危険がある入院患者の全数と生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者数の1割の台数。(注1)(注2) 算出根拠 $679,092 \times 5.7\% \times 100\% + 679,092 \times 63.5\% \times 10\% = 81,830$
シリンジポンプ	254,319	生命の危険がある入院患者の全数と生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者数の半数分の台数。(注1)(注2) 算出根拠 $679,092 \times 5.7\% \times 100\% + 679,092 \times 63.5\% \times 50\% = 254,319$
生体情報モニタ	81,830	各医療機関において、人工呼吸器設置数と同数設置。 算出根拠 $679,092 \times 5.7\% \times 100\% + 679,092 \times 63.5\% \times 10\% = 81,830$
自動錠剤分包機	11,012	入院施設を有する各医療機関(注3)に対し、2台設置。 算出根拠 $5,506 \times 2 \text{ 台} = 11,012$
調剤誤認防止装置	11,012	入院施設を有する各医療機関(注3)に対し、2台(水剤用・散剤用)設置。 算出根拠 $5,506 \times 2 \text{ 台} = 11,012$
分娩監視装置	7,630	1日当たりの出生数から必要とされる台数。(注4) 算出根拠 $1,071,304 (\text{平成22年出生数}) \times 95\% (\text{正常出産}) \div 365 \times 2 \text{ 日} + 1,071,304 \times 5\% (\text{異常出産}) \div 365 \times 14 \text{ 日} = 7,630$

(注1)平成22年10月の医療施設動態調査によると、総数679,092(精神病床を除いた公益法人の病床数67,438、医療法人583,405、個人28,249の合計)

(注2)平成20年度患者調査によると、生命の危険がある入院患者の割合5.7%、生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者の割合63.5%

【厚労01】

(注3) 平成24年3月の医療施設動態調査(月報)によると、総数5,506(公益法人328、医療法人4,806、個人372の合計)

(注4) H22年人口動態統計の年間推計によると、出生数は、1,071,304人

⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

以下に算定根拠を示す。

医療安全に資する医療機器の導入による減税見込  
平成24年度(見込)

対象機器等	販売金額 (百万円)	対象機器の 割合(%)	特別償却対象 金額(百万円)
人工呼吸器	56,238	100	56,238
シリンジポンプ	1,804	100	1,804
生体情報モニタ	11,830	100	11,830
自動錠剤分包機	6,153	100	6,153
調剤誤認防止装置	3,130	100	3,130
分娩監視装置	1,253	100	1,253
合計	80,408		80,408
特別償却による減税見込額			
= i 医療法人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 30%			
+ ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 22%			
+ iii 個人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 40%			

i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)

= 80,408 × 医療法人換算率(66.5%) = 53,471(百万円)

ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)

= 80,408 × 公益法人換算率(4.5%) = 3,618(百万円)

iii 個人における対象機器の取得総額(推計)

= 80,408 × 個人換算率(4.3%) = 3,457(百万円)

したがって、減税見込額

= i 53,471 × 20% × 30% + ii 3,618 × 20% × 22% + iii 3,457 × 20% × 40% = 3,643(百万円)

さらに、医療法人の利益計上法人は53.1%のため、実質的な特別償却による減税見込額は

3,643(百万円) × 53.1% = 1,934(百万円)

※販売金額は、対象機器販売会社の調査及び薬事工業生産動態調査より推計。

※医療法人換算率、公益法人換算率及び個人換算率は、平成24年3月の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。

※利益計上法人の割合は、平成22年の会社標本調査(国税庁)による。

平成23年度

対象機器等	販売金額 (百万円)	対象機器の 割合(%)	特別償却対象 金額(百万円)
人工呼吸器	45,027	100	45,027
シリンジポンプ	2,217	100	2,217
生体情報モニタ	9,352	100	9,352

自動錠剤分包機	5,455	100	5,455
調剤誤認防止装置	2,233	100	2,233
分娩監視装置	1,181	100	1,181
合計	65,465		65,465
特別償却による減税見込額			
= i 医療法人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 30%			
+ ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 22%			
+ iii 個人における対象機器の取得総額(推計) × 20% × 40%			

i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)

= 65,465 × 医療法人換算率(66.1%) = 43,272(百万円)

ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)

= 65,465 × 公益法人換算率(4.5%) = 2,945(百万円)

iii 個人における対象機器の取得総額(推計)

= 65,465 × 個人換算率(4.5%) = 2,945(百万円)

したがって、減税見込額

= i 43,272 × 20% × 30% + ii 2,945 × 20% × 22% + iii 2,945 × 20% × 40% = 2,960(百万円)

さらに、医療法人の利益計上法人は53.1%のため、実質的な特別償却による減税見込額は

2,960(百万円) × 53.1% = 1,571(百万円)

※販売金額は、対象機器販売会社の調査及び薬事工業生産動態調査より推計。

※医療法人換算率、公益法人換算率及び個人換算率は、平成23年3月の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。

※利益計上法人の割合は、平成22年の会社標本調査(国税庁)による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税7)(所得税:他 法人税:義)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号) なお、対象医療機器等については、関係団体への調査を踏まえ見直しを行う予定。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度及び平成23年度に2年毎の適用期限の延長を行った。  ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台  ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ運動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外)  ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ)  ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間  ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ運動ナースコール制御機を除外。)

6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日																																											
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 医療法(昭和23年法律第205号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」こととされており、平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。																																										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること																																										
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器等の国内販売台数 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。																																										
8	有効性等	① 適用数等	本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、本制度の租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数は以下のとおり。 ※単位:台数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象医療機器等</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,466</td> <td>5,473</td> <td>5,459</td> <td>2,340</td> <td>1,668</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>15,952</td> <td>20,611</td> <td>22,745</td> <td>18,350</td> <td>17,542</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>8,309</td> <td>9,067</td> <td>9,897</td> <td>10,807</td> <td>11,801</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>480</td> <td>1,071</td> <td>1,411</td> <td>1,385</td> <td>1,592</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>707</td> <td>1,707</td> <td>2,350</td> <td>1,986</td> <td>2,206</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>1,106</td> <td>1,062</td> <td>1,096</td> <td>1,328</td> <td>1,401</td> </tr> </tbody> </table> (注)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。	対象医療機器等	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	人工呼吸器	5,466	5,473	5,459	2,340	1,668	シリンジポンプ	15,952	20,611	22,745	18,350	17,542	生体情報モニタ	8,309	9,067	9,897	10,807	11,801	自動錠剤分包機	480	1,071	1,411	1,385	1,592	調剤誤認防止装置	707	1,707	2,350	1,986	2,206	分娩監視装置	1,106	1,062	1,096	1,328	1,401
		対象医療機器等	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																						
人工呼吸器	5,466	5,473	5,459	2,340	1,668																																								
シリンジポンプ	15,952	20,611	22,745	18,350	17,542																																								
生体情報モニタ	8,309	9,067	9,897	10,807	11,801																																								
自動錠剤分包機	480	1,071	1,411	1,385	1,592																																								
調剤誤認防止装置	707	1,707	2,350	1,986	2,206																																								
分娩監視装置	1,106	1,062	1,096	1,328	1,401																																								
② 減収額	平成20年 1,311(百万円) 平成21年 1,513(百万円) 平成22年 1,685(百万円)																																												

		平成 23 年 1,571 (百万円) (見込み) 平成 24 年 1,934 (百万円) (見込み)																													
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。																														
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 本制度の目標設定は、各対象医療機器等における望ましい普及目標台数の 80%を普及させることであり、平成 22 年度における本制度の延長を要望する際、2 年間の租特期間中に即達成するのは困難と見込み、平成 24 年度末の各対象医療機器等の目標普及割合は概ね 4～5 割を目標としたところ。現時点における普及台数及び達成率の推計は以下のとおり。 この指標より、全ての医療機器等においては、平成 22 年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っており、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できる。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税制優遇対象施設の H24 年度普及実績</th> <th rowspan="2">導入が必要とされる対象機器数(台)</th> </tr> <tr> <th>対象施設での H15～24 年度販売台数総計</th> <th>普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>47,818</td> <td>58.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>16,650</td> <td>65.5%</td> <td>254,319</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>80,515</td> <td>98.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>9,141</td> <td>83.0%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>13,145</td> <td>119.4%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>12,061</td> <td>158.1%</td> <td>7,630</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)販売実績は、生体情報モニタは薬事工業生産動態調査より、それ以外は対象機器販売会社の調査より推計。</p>		税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台)	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)	人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830	シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319	生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830	自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012	調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012	分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630
	税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台)																												
	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)																													
人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830																												
シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319																												
生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830																												
自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012																												
調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012																												
分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630																												
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。																														
	《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。																														
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。 また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個																													

		別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		平成 16 年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。 また、平成 13 年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。 さらに、平成 18 年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価されているところ。 これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心で質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。 これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解		平成 13 年 5 月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成 17 年 6 月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。 さらに、平成 19 年 3 月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
  - 本租税特別措置等の達成目標（近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（医療機器購入金額）は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
  - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される設備数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

  - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供）の実現状況について、「対象となる高額医療機器総額」を記載して説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

  - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点



検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

### 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要がある、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的」と説明されているが、予算措置等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行う等により、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

#### ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

財務省の「租税特別措置法の規定による増減収額試算」からの抜粋である。

H24年 137億円（医療安全に資する医療用機器等と高額な医療用機器に関する特別償却の減収額（租特法12条の2、45条の2、68条の29））

H23年 130億円（同）

H22年 169億円（同）

#### ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同様の政策目的に係る他の支援措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 (国税 8 所得税：他、法人税：義)																																																												
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 25 年度以降も延長すること。 (租税特別措置法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 45 条の 2 第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号)																																																												
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																												
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月																																																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 54 年創設以降償却率・取得価格の下限を見直ししながら 2 年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 54 年(創設)</td> <td>25%</td> <td>800 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和 56 年</td> <td>20%</td> <td>1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和 58 年</td> <td>18%</td> <td>1,400 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和 60 年</td> <td>16%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和 62 年</td> <td>同上</td> <td>1,600 千円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>15%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>同上</td> <td>1,800 千円</td> </tr> <tr> <td>平成4年</td> <td>同上</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成5年</td> <td>同上</td> <td>2,200 千円</td> </tr> <tr> <td>平成6年</td> <td>14%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>12%</td> <td>2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>14%</td> <td>4,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年</td> <td>同上</td> <td>5,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 ※</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 ※</td> <td>12%</td> <td>同上 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 21 年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のものに限定。 ※2 平成 23 年延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※	同上	同上 千円	平成 23 年 ※	12%	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																												
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																												
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																												
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																												
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																												
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																												
平成元年	15%	同上 千円																																																												
平成3年	同上	1,800 千円																																																												
平成4年	同上	2,000 千円																																																												
平成5年	同上	2,200 千円																																																												
平成6年	14%	同上 千円																																																												
平成7年	12%	2,400 千円																																																												
平成9年	14%	4,000 千円																																																												
平成 11 年	同上	同上 千円																																																												
平成 13 年	同上	同上 千円																																																												
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																												
平成 17 年	同上	同上 千円																																																												
平成 19 年	同上	同上 千円																																																												
平成 21 年 ※	同上	同上 千円																																																												
平成 23 年 ※	12%	同上 千円																																																												

6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学技術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学技術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療機関における近代的な医療用機器の普及及び医療用機器の整備促進を図ることにより、医学技術の進歩に即応した高度な医療を適時に国民に提供することができるようになり、良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制が整備できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 13,700 百万円の内数 * 財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 19～22 年度) 近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21～22 年度）          対象となる高額医療機器総額を記載。          平成 21 年度 545,446 百万円          平成 22 年度 475,648 百万円          ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》          高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等          国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額以上の高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担          —</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性          —</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

【厚労03】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(\text{2兆3500億円} = \text{上記(A)に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上



## 【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

## 1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- |           |              |             |            |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型    | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置  | 21 年度 7.2%、  | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型   | 21 年度 1.5%、  | 22 年度 1.3%  | → 平均 1.4%  |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、  | 22 年度 0.1%  | → 平均 0.5%  |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

## 2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

## 【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
  - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- |       |             |       |            |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)



⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）  
（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

### 研究開発税制の押し上げ効果の考え方（大企業分及び中小企業分）

#### 税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果（直接的効果）

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額：

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額：23年度控除額（総額型）

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業：1.49(149%)、中小企業：1.41(141%)

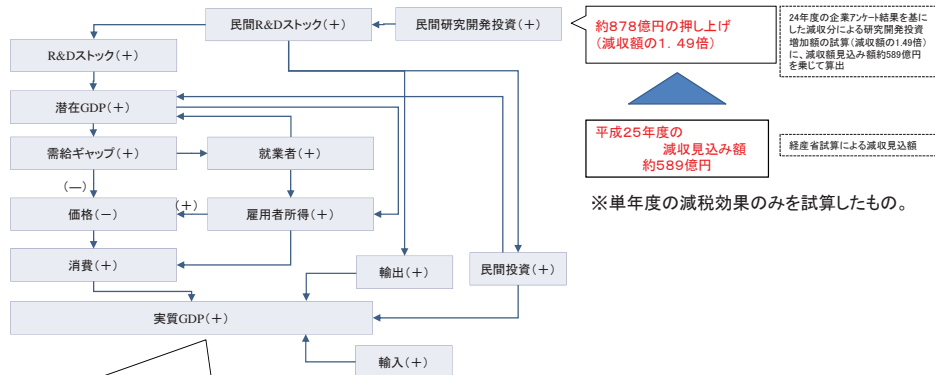
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



約878億円の押し上げ  
(減収額の1.49倍)

24年度の企業アンケート結果を基にした減収分による研究開発投資増加額の試算(減収額の1.49倍)に、減収額見込み額約589億円を乗じて算出

平成25年度の  
減収見込み額  
約589億円

経産省試算による減収見込み額

※単年度の減税効果のみを試算したもの。

【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税42)(所得税:他、法人税:義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施設大目標8) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標I-8-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
② 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						

	<p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
③	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

	<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓(マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;                  ・平成25年度減収額(大企業579億円、中小企業11億円)                  ↓研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                  大企業:1.49倍                  中小企業:1.41倍                  ・研究開発投資押上げ額                  大企業:863億円(579億円×1.49倍)                  中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)                  ↓GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)                  大企業:3,532億円                  中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円</li> </ul>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）

＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税 43) (法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型・高水準型: 平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)

			「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施設大目標8) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標 I-8-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

		<p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>5.6%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																			
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																			
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%																																			
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																			
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																			
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																			
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%																																			
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																			
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%																																			
②	減収額	<p>地方税における減収額 減収額実績 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>減収額見込み 平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円 平成25年度見込み 22億円 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(減収額実績の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p>																																				

		<p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度見込み 3,857億円(137億円) 平成24年度見込み 3,938億円(126億円) 平成25年度見込み 4,373億円(131億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計</p> <p>(参考)国税のうち、総額型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30% 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 663億円(12億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度 3,735億円(131億円) 平成24年度 3,759億円(120億円) 平成25年度 4,178億円(126億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(参考) 総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額 平成25年度見込み 589億円(11億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p>																																																																		
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																															
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																															
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																															
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																															
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																															
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																															
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																															
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																															
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																															
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																															
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																															

<p>現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。</p>																																																																		
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>																																																																		
<p style="text-align: center;">主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																													
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																													
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																													
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																													
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																													
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																													
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																													
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																													
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																													
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																													
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)</p> <p>増加型・高水準型相当分: 中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。</p> <p>・平成25年度地方税における減収額 1.9億円 ↓ (マクロモデルによる計算)</p> <p>・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円</p>																																																																		

<p>上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円</p>
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度) 経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p>
<p>【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】</p> <p>・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍</p> <p>・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(579億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3,532億円 中小企業:64億円</p> <p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円</p>
<p>※地方税部分(要望措置の適用時)</p> <p>・平成25年度国税減収額 11億円 ↓ 地方税に換算:0.173倍</p> <p>・平成25年度での地方税減収額:1.9億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍</p> <p>・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円</p> <p>・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円</p>
<p>9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>・我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p>

		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 2.3億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 2.1億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 2.2億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は6.4億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的（円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する）の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのかが不明であるため、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（持分のない医療法人への移行数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行）の実現状況の将来予測について、「本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人へ移行する」と説明しているが、租税特別措置等の効果を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国税4)(相続税:他)(贈与税:他)</p>
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>(1) 移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間中は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた投資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>(2) 相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存投資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間中は猶予するとともに、移行期間内に、残存投資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存投資者は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、投資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存投資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>(課税判定時期等について)</p> <p>残存投資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存投資者に対するみなし贈与の課税はしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成25年4月1日～平成28年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>持分のある医療法人が、投資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法人が医療を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成18年に医療法を改正し、平成19年4月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付けている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>持分のある医療法人が、投資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医療の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。</p> <p>移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行し、医療を継続することを目指すとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>アンケート結果(※)によると、病院を営む持分のある医療法人の47.3%、診療所を営む持分あり医療法人の12.7%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則としてすべての投資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、投資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現し、地域において医療を継続的・安</p>

			<p>定的に提供することができる。</p> <p>※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約 300 法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に投資者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。</p>
		② 減収額	<p>平年度 167 百万円 (算定根拠別紙)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>平成 23 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は 49 法人にとどまっていることから、業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則としてすべての投資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、投資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、投資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p> <p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存投資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存投資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存投資者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存投資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>

			<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおおよそ 10 法人であるが、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p> <p>投資者の死亡による相続税の負担が業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により業継続を図ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療提供体制のより安定的な確保に資するため、医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## 医療継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

### 【適用対象見込数】

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数	持分あり医療法人数	42,245
	うち一人医師医療法人数	35,589
	上記以外	6,656

※ 平成 24 年 3 月 31 日現在（厚生労働省医政局指導課調べ）

・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」（平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施）（以下「調査」という。）によると、病院を経営する持分あり医療法人（以下「病院経営医療法人」という。）及び診療所を経営する持分あり医療法人（以下「診療所経営医療法人」という。）のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ 33.8%、5.1%。

・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人（一人医師医療法人を除く）とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人（一人医師医療法人）として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人	6,656 法人×33.8%=2,250 法人	
診療所経営医療法人	35,589 法人×5.1%=1,815 法人	計 4,065 法人

○持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。

・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人については、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。

・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で 7.2%、診療所経営医療法人で 5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人	2,250 法人×7.2%=162 法人	
診療所経営医療法人	1,815 法人×5.6%=102 法人	計 264 法人

○本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で 5 人、診療所経営医療法人で 3 人であるので、死亡率（9.9/1000：平成 23 年人口動態統計）から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人	162 法人×5 人×9.9/1000≒8 法人	
診療所経営医療法人	102 法人×3 人×9.9/1000≒3 法人	計 11 法人

※なお、同一年度に 2 人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

### 【減収見込額試算】

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人	172,400,000 円
診療所経営医療法人	39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数)×出資者一人当たり純資産額×相続税平均税率(11.2%)(※)とすると

※「税務統計（相続税関係）（平成 22 年度）」（国税庁）から、納付税額(11,753 億円/課税価格(104,630 億円)=11.2%)

病院経営医療法人	8 人×172,400,000 円×11.2%≒154 百万円	
診療所経営医療法人	3 人×39,812,799 円×11.2%≒13 百万円	合計 167 百万円

## 【持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数】

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

・減収見込み額試算により、  
持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・162 法人  
持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 264 法人・・・①

○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人数

・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人/85 法人=24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人	(2,250-162)×24.7%=516 法人	
診療所経営医療法人	(1,815-102)×24.7%=423 法人	計 939 法人

・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数	516 法人×平均出資者数 5 人	×死亡率 9.9/1000≒26 法人	
診療所経営医療法人数	423 法人×平均出資者数 3 人	×死亡率 9.9/1000≒13 法人	計 39 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数（①+②） 264 法人+39 法人=303 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

・移行検討の定款変更を行った法人は、3 年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定いと 303 法人÷3=101 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、  
 1 年以下 77 法人 1 年超 2 年以下 46 法人 2 年超 3 年以下 12 法人 3 年超 8 法人



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的（救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る）の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（社会医療法人に対する寄附金額が増加）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会医療法人における年間寄付金収入額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

〔将来の見込み〕
  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会医療法人に対する寄附金額が増加）の実現状況の将来予測について、「1法人あたり約75万円、年間約1億5,000万円を上回る寄附金が見込める」と説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「地域住民に必要な不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当」と説明されているが、想定できる他の制度（補助金、交付金、助成金、負担金等）と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 (国税6)(所得税:他)(法人税:義)(相続税:他) (地方税6)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。 ・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金について所得控除あるいは税額控除を行う。 ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。 (寄附税制関連法律) 所得税(所得税法第78条) 法人税(法人税法第37条) 相続税(租税特別措置法第70条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人における年間寄附金収入額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に

			真に必要な医療提供体制が確保できる。
8	有効性等	① 適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が見込める。
		② 減収額	45百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 平成25年度の社会医療法人推計数204法人に対して、1法人あたり約75万円、合計年間1億5,000万円を上回る寄附金が見込める。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(税収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域住民に必要な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措置を講じることが政策として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

## 減収見込み算定資料

## 【前提条件】

○寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金	20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり	348,956 円
個人からの寄附金	23,784,000 円 (461 件)	

○個人からの寄付財産額のうち、90.3%が相続財産以外で個人が得た所得を原資とするものとみなす 21,476,952 円 (416 件) 1 件あたり 51,627 円

○個人からの寄付財産額のうち、9.7%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,307,048 円 (45 件) 1 法人あたり 39,103 円  
(平成24年度予算における歳入総額に占める所得税(14.9%)と相続税(1.6%)の比率により算出)

○寄附をする者の所得税率：33% (課税所得 900 万円超～1,800 万円以下と仮定)

○寄附をする者の相続税率：10% (相続財産額：1,000 万円以下と仮定)

○社会医療法人数

平成 22 年 3 月 末	8 5
平成 23 年 3 月 末	1 2 0
平成 24 年 3 月 末	1 6 2
平成 25 年 3 月 末	2 0 4 (見込み※)

※平成23年3月末→平成24年3月末と同数増加すると仮定

## 【減収見込額】

(1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入  
348,956 円 × 0.255 (法人税率) × 204 = 18,152,691 円

(2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除  
(51,627 円 - 2,000 円) × 0.33 (所得税率) × 208 ÷ 59 × 204 = 11,778,052 円  
社会医療法人に寄附をした者の税額からの寄附金控除  
(51,627 円 - 2,000 円) × 0.4 (控除率) × 208 ÷ 59 × 204 = 14,276,426 円  
※ 半数が税額控除を選択すると仮定

(3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税  
39,103 円 × 0.1 (相続税率) × 204 = 797,701 円

減収見込額合計 45,004,870 円





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的（社会医療法人の経営の安定化を図ることにより地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する）の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）の実現状況の将来予測について、定性的に「当該措置により納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し (国税5)(法人税:義) (地方税5)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。 この規定から医療法人を除外し、過年度分の所得には課税しない措置に改めることによって、社会医療法人の経営の安定性を確保する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する。 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。

8	有効性等	① 適用数等	これまで社会医療法人の認定を取り消された事例はないものの、法人自らが社会医療法人から撤退しようとする場合の他、地域の医療ニーズの変化など外的な事情で救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなるにより、社会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		② 減収額	315百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～) 遡及して課税しない措置に改めることにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～) 認定取消の際に、毎年積み重なっていく利益に対して一括課税措置がなされることにより、年々倒産の危険性が増していく。当該措置により納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～) 一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、社会医療法人の法人税非課税措置に伴う遡及課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し 減収見込み額

社会医療法人の年平均本来業務事業利益

308,781千円

年間1法人が認定取消を受け、遡及期間を4年間とすると

308,781千円 × 1法人 × 4年 = 1,235,124千円

法人税額

1,235,124千円 × 25.5% = 314,957千円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（事務処理の負担が軽減された医療機関の割合）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 適用数の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4割」と説明されているが、想定した適用数と過去の実績とが比較されていないため、適用数が想定外に僅少で偏りが無いことを適切に分析し、説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - 本租税特別措置等の適用数について、30,192件と記載しているが、示されている数値が過去又は将来のいずれの説明であるか不明であり、また、単年度のみ説明であることから、分析対象期間における適用数の実態について、年度及び算定根拠を明らかにして説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、医療経済実態調査等より推計と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
  - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）  
平成 22 年 256 億円  
平成 23 年 245 億円  
（※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より）
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないため、本制度は有効に活用されている。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (国税1 所得税:他、法人税:義)															
2	要望の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置について、存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。</p> <p><u>社会保険診療報酬の所得計算の特例</u>                  医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>3,000万円以下</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>5.7%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	7.2%	2,500万円超	3,000万円以下	7.0%	3,000万円超	4,000万円以下	6.2%	4,000万円超	5,000万円以下	5.7%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	7.2%															
2,500万円超	3,000万円以下	7.0%															
3,000万円超	4,000万円以下	6.2%															
4,000万円超	5,000万円以下	5.7%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成24年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)															
6	適用又は延長期間	恒久措置															
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。  《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。															
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標1) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること															

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。
		① 適用数等	30,192件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計
		② 減収額	250億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算(平成24年8月参議院・予算委員会資料)」より
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) ※平成23年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%/平成22年56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。  歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は全会員の78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成20年では48.2%であったものが平成22年では56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成20年の85.2%から平成22年では92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域医療の担い手である小規模医療機関が、税務に係る事務処理に追われ、医業に専念できる環境でなくなるため、地域医療の質の低下を招き、ひいては、地域医療の存続が危うくなり、国民が質の良い医療を日常圏内で享受することが困難となる。	

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年)</p> <p>平成20年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度事後評価

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
  - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【厚労09】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	<b>1815.9</b>
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	<b>10842.4</b>
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	<b>12658.3</b>

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税) (国税41)(所得税:他)(法人税:義) (地方税41)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	<p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備:熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空調設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け 対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率:「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け 対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日</p>

	から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。
3	担当部局
4	厚生労働省医政局指導課
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。</p>
6	適用又は延長期間
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を継続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P.8~9該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していただく必要がある。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標1)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転</p>

			換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  ・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数(見込み) 平成24年度(見込み) 約66,000 平成25年度(見込み) 約100,000 平成26年度(見込み) 約126,000 平成27年度(見込み) 約148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。) ※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。
		② 減収額	平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)  東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)  グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。 しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しがなされている状況である。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)  グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。  《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)  上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税收減を十分に是認できると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。 一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。 また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【関連する他の支援措置の内容】 税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度  【他の支援措置との役割の違い】 予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。 これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。



		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額  
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、不動産取得税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の達成目標（2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約1%とすることを目安とする。）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
      - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合及び高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合）は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における補助金等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

  - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租税特別措置等の必要性が説明されることとまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「国土交通省アンケート」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
  - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が1.5%（H20）から1.7%（H23）に向上している。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
    - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「アンケートの結果によれば、税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブに

つながると考える者の割合 21%」と説明しているが、「インセンティブにつながると考える者の割合 21%」の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、アンケート結果の21%という数字が、本租税特別措置等の寄与率となることを説明しておらず、これらを明らかにした上で、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説明を行う必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「国土交通省アンケート」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑥⑧参照）。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である」と説明されているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

「8有効性等③効果・達成目標の実現状況」において、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合は1.7%（H23）と明示しており、2020年において3～5%という目標はまだ達成されておらず、また、前回要望時における目標達成時期（2020年）は未到来である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明別紙参照）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明別紙参照）

平成18年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の件数

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	238	戸…①
耐用年数35年以上	226	戸…①
耐用年数35年未満	12	戸…① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円…②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	…③
耐用年数35年未満	0.030	…③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	5.0	割増…④
	耐用年数35年未満	3.6	割増…④

○戸当たり割増償却費

減価償却資産の残存割合(10%)を考慮して、②×(1-0.1)×③×④より、

耐用年数35年以上 (初年度)	9	万円…⑤
耐用年数35年未満 (初年度)	9	万円…⑤

耐用年数35年以上 (平年度)	15	万円…⑤
耐用年数35年未満 (平年度)	15	万円…⑤

3. 減収見込み

・税率 30.0 %…⑥

減収見込額は、①×⑤×⑥×⑦×⑧より、

(初年度) 耐用年数35年以上	6	百万円
耐用年数35年未満	0	百万円
合計	6	百万円

(平年度) 耐用年数35年以上	10	百万円
耐用年数35年未満	1	百万円
合計	11	百万円

平成19年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	35	戸…①
耐用年数35年以上	33	戸…①
耐用年数35年未満	2	戸…① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円…②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	…③
耐用年数35年未満	0.030	…③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	4.0	割増…④
	耐用年数35年未満	2.8	割増…④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %…⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度) 耐用年数35年以上	1	百万円
耐用年数35年未満	0	百万円
合計	1	百万円

(平年度) 耐用年数35年以上	1	百万円
耐用年数35年未満	0	百万円
合計	1	百万円

平成20年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	162 戸・・・①
耐用年数35年以上	154 戸・・・①
耐用年数35年未満	8 戸・・・① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円・・・②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	・・・③
耐用年数35年未満	0.030	・・・③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	4.0 割増・・・④
	耐用年数35年未満	2.8 割増・・・④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %・・・⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度)	耐用年数35年以上	4 百万円
	耐用年数35年未満	0 百万円
	合計	4 百万円
(平年度)	耐用年数35年以上	6 百万円
	耐用年数35年未満	0 百万円
	合計	6 百万円

平成21年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅生活支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者向け優良賃貸住宅が併設されるもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	0 戸	・・・①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	・・・①

と見込まれる。

(2) 一般型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者向け優良賃貸住宅が併設されていないもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	50 戸	・・・①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	・・・①

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的な高齢者賃貸住宅)

(1)の場合	970 万円	・・・②
(2)の場合	900 万円	・・・②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	・・・③
耐用年数35年未満	0.030	・・・③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合	耐用年数35年以上	5.5 割増	・・・④
	耐用年数35年未満	4.0 割増	・・・④
(2)の場合	耐用年数35年以上	2.8 割増	・・・④
	耐用年数35年未満	2.0 割増	・・・④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %・・・⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤(又は①'×②'×③×④'×⑤)より、

(1)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
(2)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.8 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.8 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	1 百万円
		耐用年数35年未満	0 百万円
		合計	1 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、1 百万円となる。



平成22年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

(1) 高齢者居宅生活支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されるもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	0 戸	.....①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	.....①

と見込まれる。

(2) 一般型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されていないもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	0 戸	.....①'
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	.....①'

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的な高齢者賃貸住宅)

(1)の場合	1000 万円	.....②
(2)の場合	750 万円	.....②'

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	.....③
耐用年数35年未満	0.030	.....③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合			
	耐用年数35年以上	5.5 割増	.....④
	耐用年数35年未満	4.0 割増	.....④
(2)の場合			
	耐用年数35年以上	2.8 割増	.....④'
	耐用年数35年未満	2.0 割増	.....④'

3. 減収見込み

・税率 30.0 %...⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤(又は①'×②'×③×④'×⑤)より、

(1)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
(2)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0 百万円
		耐用年数35年未満	0 百万円
		合計	0 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、**0**百万円となる。

平成23年度 サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

別紙

本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	<b>781</b> 戸と見込まれ、	
耐用年数35年以上のものは、	110 戸	.....①
耐用年数35年未満のものは、	671 戸	.....①

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費

(1)の場合	900 万円	.....②
(2)の場合	800 万円	.....②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	.....③
耐用年数35年未満	0.030	.....③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

耐用年数35年以上	4.0 割増	.....④
耐用年数35年未満	2.8 割増	.....④

3. 減収見込み

・税率 20.0 %...⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度)	耐用年数35年以上	1.7 百万円
	耐用年数35年未満	10.1 百万円
	合計	11.9 百万円
(平年度)	耐用年数35年以上	3 百万円
	耐用年数35年未満	15 百万円
	合計	18 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、**18**百万円となる。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 減収試算(国税)

<法人税>

【サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長による減収額】

1. 対象戸数の推計

2020年に約3,612万人と推計される(国立・社会保障人口問題研究所 H24推計)高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を3%とすることを目標とすると、2020年までに高齢者向けの住まいが、約108万戸整備されている必要がある。  
2011年における高齢者向けの住まいは約52万戸であることから、毎年6万戸の高齢者向けの住まいが供給されることを目指し、このうち政策支援措置の対象となるサービス付き高齢者向け住宅の戸数を毎年30000戸と見込む。

うち、法人によって供給される戸数は、現在供給されているサービス付き高齢者向け住宅のうち法人が供給しているものの割合が98%(国土交通省調べ)であることから、  
29400 戸と見込まれ、  
割増償却利用率が56.1%(登録事業者の業態別割合を勘案した黒字率に、アンケートを元を得た本税制利用割合を乗じた率)とすると、割増償却の適用を受けられる戸数は、  
16493 戸と見込まれる。  
うち床面積が25㎡以上のものを、全体の22%と見込むと、  
3629 戸  
うち、10戸以上の建物には全体の91%と見込むと、  
3302 戸  
うち、耐用年数35年以上のものが全体の37%と見込むと、  
(1)耐用年数35年以上のものは、  
1222 戸  
(2)耐用年数35年未満のものは、  
2080 戸

となる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的なサービス付き高齢者向け住宅)

(1)の場合 900 万円 .....⑧  
(2)の場合 800 万円 .....⑧'

○償却率(定額法)

(1)の場合 0.022 .....⑨  
(2)の場合 0.030 .....⑨'  
(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合 4.0 割増 .....⑩  
(2)の場合 2.8 割増 .....⑩'

○割増償却費

(1)の場合 7.92 万円 .....⑪  
(2)の場合 6.72 万円 .....⑪'

3. 減収見込み

○法人税率

40.0 % .....⑫

○減収見込額は、⑦×⑩×⑫(又は⑦'×⑩'×⑫)より、

耐用年数35年以上 39 百万円  
耐用年数35年未満 56 百万円  
合計 95 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (国税44)(法人税:義、所得税:外) (地方税44)(不動産取得税:外、固定資産税:外)
2	要望の内容	(1)現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増)で償却する。 (2)要望の内容 本特例の適用期限(平成25年3月31日)の2年間延長
3	担当部局	老健局高齢者支援課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	平成27年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)において、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられている。 (※)平成23年1月25日においては、改正高齢者住まい法が成立していなかったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)において、基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し、高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する」ことが挙げられている。 ○「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日公表)において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置付けを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置付けられている。 ○「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、在

			宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年を目処に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。 この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約1%とすることを目安とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合 高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	平成18年度 238戸 平成19年度 35戸 平成20年度 162戸 平成21年度 50戸 平成22年度 0戸 平成23年度 781戸 平成24年度 3202戸(見込み) 平成25年度 3202戸(見込み) 平成26年度 3202戸(見込み) ※国土交通省アンケートにより推計 ※平成22年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成23年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約3300戸程度と見込まれる。 平成23年度に供給されたサービス付き高齢者向け住宅戸数(床面積25㎡以上のもの:1527戸(国土交通省推計))や昨今の経済状況を考慮すると、適用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されている。
		② 減収額	平成18年度 11百万円 平成19年度 1百万円 平成20年度 6百万円 平成21年度 1百万円

			平成22年度 0百万円 平成23年度 18百万円 平成24年度 95百万円(見込み) 平成25年度 95百万円(見込み) 平成26年度 95百万円(見込み) ※国土交通省アンケートにより推計 ※平成22年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成23年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度158百万円と見込まれる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度~平成23年度) 現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。 本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。 本租税特別措置は、2011年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数である約3万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合が1.5%(H20)から1.7%(H23)となっており、向上している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度) 〈税による直接的な押し上げ効果〉 平成23年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約7,000戸のうち、 ・面積要件(専用部分25㎡以上)を満たすもの 22% ・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブにつながると思われる者の割合 21% (国土交通省による供給事業者向けアンケート) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度~平成24年度) 租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。 なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと考える者の割合は63%(国土交通省による供給事業者向けアンケート) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度) 今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。 ※参考 単身高齢者は約1.7倍(2005年→2025年) 要介護高齢者は約1.5倍(2010年→2025年) 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成12年と平成23年を比較すると約

			2.7 倍に増加
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。 また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリアフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるため、その負担軽減に割増償却が有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	サービス付き高齢者向け住宅整備事業 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。 〈対象〉 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等 〈補助額〉 建築費の1/10、改修費の1/3(国費上限 100万円/戸)  上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、明確に役割分担が図られている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年度(平成 23 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の雇用管理の改善のために一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を行う事業主の数（＜点検結果表の別紙＞③参照）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を図ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

測定指標については、パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の雇用管理の改善のために一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を行う事業主の数とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (国税23)(所得税:外 法人税:義) (地方税23)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>【現行制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年4月から施行された改正パートタイム労働法では、事業主は、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることにされていることから、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室で、事業主に対する助言・指導等を行っている。</li> <li>○ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。</li> </ul> <p>【要望内容の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。</li> </ul>
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 パートタイム労働法第4条第1項で、「短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努める」とこととされている。</p> <p>また、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)で、デフレ脱却と経済活性化に向け、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援すること」、「分厚い中間層の復活」のため、「全員参加型社会の実現を図り」、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。また、「生活・雇用戦略」として、「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇…により雇用の質の向上を図る」ことが掲げられている。</p>



		②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ：男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること  「日本再生の基本戦略」 Ⅲ-2-(2) 人を動かす Ⅳ-2-(2)-① すべての人々のための社会・生活基盤の構築
		③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
8	有効性等	①	適用数等	パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の待遇改善のために一定の自主的な取組を行う事業主が対象になると見込まれる。
		②	減収額	-
		③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-) パートタイム労働者の公正な待遇の確保や、パートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を促進することにより、パートタイム労働者の待遇の改善につながる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-) -
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-) -			
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-) -			

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	政策目的の達成のためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠であるが、社会経済状況が厳しい中、パートタイム労働者の雇用管理を改善していくことは事業主にとって一定の負担につながり得るものであることから、その実現には、まずは、成長企業における取組が期待されるものであり、事業主に対する効果的なインセンティブとして、本租税特別措置等は必要かつ適切である。  なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)で、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに基づく要望である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成(来年度、均衡待遇・正社員化推進奨励金を改組予定)は、パートタイム労働者を含む非正規労働者のキャリアアップの促進の観点から、欠損法人を含む法人全体を対象とする支援として実施するものに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働者の公正な待遇やパートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を実現することがより期待できる成長企業等に対して、その税負担を軽減するものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	パートタイム労働法第4条第2項で、地方公共団体は、国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとされている。
10	有識者の見解		-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-	





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用促進税制の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況				課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり			<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（17万人の雇用の増加）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（質の高い雇用を確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成24年度7月末において約3.4万人が対象となったと把握されているが（ただし、算定根拠が不明なため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある）、本租税特別措置等が適用される雇用者数の所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]
    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 雇用促進の実績については、毎月受付・達成状況報告件数を下記URLにて公表している。  
 ○平成24年度雇用促進計画の受付状況  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei\\_03\\_leaf.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_03_leaf.pdf)  
 ○平成23年度雇用促進計画の受付・達成報告状況  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei\\_07\\_leaf.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_07_leaf.pdf)
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 国税庁が実施している「平成22年度会社標準調査結果」（税務統計から見た法人企業の実態）によると、中小企業数は2,553,217社で、このうち黒字企業は688,997社。一方、同調査によると、中小企業の法人税納税額は、2,943,083（百万円）。よって、1社当たりの納税額は4,271,547（円）。当税制には納税額に20%の上限があるため、854,309（円）（= 4,271,547×20%）。1人当たり20万円の控除であることから、約4.3人（= 854,309÷20万）として算出した。  
 「21.1%（雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合）」については、（雇用促進計画を提出した）有効回答数627法人のうち、132法人（21.1%）が控除引上げに関心があると回答した。  
 「7.1%（雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心のある割合）」については、有効回答数1,105法人のうち、78法人（7.1%）が控除引上げに関心があると回答した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用促進税制の拡充 （国税28）（法人税：義 所得税：外） （地方税28）（法人住民税：義）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。</li> <li>・特例措置の内容 厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。 ア 現行では当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を40万円に引上げる。 イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含める。</li> </ul>
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度：創設
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。                  雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤も強化する必要がある。                  このことから、（ア）税額控除の額を40万円に引き上げることにより、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。                  また、（イ）税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含めることにより、雇用拡大及び65歳以上の高齢者の雇用維持を図る企業を支援することで、65歳以上の高齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高齢者の生活の安定を図る。</p>

	<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p> <p>(抜粋) I. 基本的な考え方 2. 経済対策の基本的視点 (第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現 「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。 具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。</p> <p>II. 「3段階」の対応について ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2)雇用促進等のため企業減税 ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」</li> <li>・施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」</li> <li>・施策中目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」</li> </ul>
③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大すること等により、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、本税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p>

8: 有効性等	①: 適用数等	ア 39万人 イ 33万人 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)														
	②: 減収額	ア 52,500百万円 イ 36,400百万円 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)														
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ) 平成23年度制度創設時には、年間17万人が本税制の対象となることが見込まれていた。 平成24年7月末時点において、雇用促進計画は約3,000件が達成され、約3.4万人が本税制の対象となったと考えられる。平成24年度には約10万人の雇用者数の増加が推測されるが、制度創設時の目標17万人には達しない。 ハローワークを通じたアンケートの結果では、事業主の雇用に対するインセンティブを高めるには税額控除の額の引き上げが比較的高い割合となった。</p> <p>※雇用増加数の算定方法 ・平成23年度雇用促進計画の受付状況</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度計画受付累計</td> </tr> <tr> <td>一般被保険者の目標増加数(人)</td> <td>209,538</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>30,049</td> </tr> </table> <p>・平成23年度雇用促進計画の受付・達成状況報告状況(速報値) (平成24年7月末時点)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>計画受付</td> <td>達成状況</td> </tr> <tr> <td>一般被保険者の増加数(人)</td> <td>79,230</td> <td>34,180</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>8,396</td> <td>2,834</td> </tr> </table> <p>達成割合 <math>34,180 \div 79,230 = 43.14\%</math> 一般被保険者の増加見込数 <math>209,538 \times 43.14\% = 90,395 \text{人} \approx \text{約} 10 \text{万人}</math></p> <p>※ 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ) 雇用促進税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p> <p>ア 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を引き上げることにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇</p>		23年度計画受付累計	一般被保険者の目標増加数(人)	209,538	【参考】雇用促進計画数	30,049		計画受付	達成状況	一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180	【参考】雇用促進計画数	8,396
	23年度計画受付累計															
一般被保険者の目標増加数(人)	209,538															
【参考】雇用促進計画数	30,049															
	計画受付	達成状況														
一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180														
【参考】雇用促進計画数	8,396	2,834														

		<p>用者」の数に高齢継続被保険者を含めることで、企業が高齢者の雇用を維持・継続するインセンティブが高まるものと期待され、高齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。</p> <p>このため、産業の活性化を図り、「全員参加型社会」の実現を図るために、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。特に、「日本再生戦略」等においても、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれるとされる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者の雇用情勢が厳しいことから、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。しかし、本税制により平成24年度は約10万人の雇用者数の増加が推測され、制度創設時の目標17万人には達しない見込となっている現状を踏まえ、本税制の拡充を措置する必要がある。</p> <p>イ 現在の雇用促進税制では、65歳以前から雇用されている一般被保険者が適用期間中に65歳となった場合(高齢継続被保険者となった場合)は、雇用者数から除かれることとなっている。そのため、雇用促進税制の要件を満たす雇用者数を増加させたにも関わらず、雇用者の一部が高齢継続被保険者となったことにより雇用者数が減少し、要件が満たされず税制の適用対象とならない場合がある。</p> <p>本税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含めることによって、雇用の拡大だけでなく、高齢者雇用を維持する企業も支援することにより、高齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保し、「全員参加型社会」の実現を目指す必要がある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられ(別紙「減収見込額等の推計」を参照)、雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保することができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本制度は、新たに雇用した場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。</p> <p>そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさら</p>

		に支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月



減収見込額等の推計  
【雇用促進税制の拡充】

控除額は、131,293人 × 40万円 = 525億1720万円

**ア 控除額 20万円→40万円**

1. 雇用増加見込額の推計

税額控除額が拡大することで、

- ① 税額控除の頭打ちに達していない法人が雇用者を増加させる
- ② 税額控除額が2倍になることで、雇用増加のインセンティブが働き、税制の適用要件を満たす可能性がある法人が新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

- ① 雇用促進計画提出法人で、税額控除額が、法人税額の10%（中小企業は20%）の頭打ちに達していない法人のうち雇用を増加する法人数

$$10,488 \text{ 法人 (昨年度の実績 ※1)} \times 55\% (\text{※2}) \times 21.1\% (\text{雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合 ※3}) = 1,217 \text{ 法人}$$

上記法人における雇用保険被保険者増加数

$$1,217 \text{ 法人} \times 1.3 \text{ 人 (平均増加人数 ※4)} = 1,582 \text{ 人}$$

- ② 税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人のうち、税額控除額の引き上げにより新たに提出することが見込まれる法人数

$$\text{税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人数}$$

$$224,621 \text{ 法人 (※5)} \times 75\% (\text{給与増加要件達成割合 ※6}) - 10,488 \text{ 法人 (※1)}$$

$$= 157,978 \text{ 法人}$$

この事業所のうち、実際に提出すると見込まれる法人数

$$157,978 \text{ 法人} \times 7.1\% (\text{雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心のある割合 ※3}) = 11,216 \text{ 法人}$$

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

$$11,216 \text{ 法人} \times 7 \text{ 人 (※7)} = 78,512 \text{ 人}$$

- ①+②： 増加する法人数  $1,217 + 11,216 = 12,433 \text{ 法人}$   
増加する雇用保険被保険者数  $1,582 + 78,512 = 80,094 \text{ 人}$

2. 減収見込額の計算

①については、税額控除の頭打ちになるまで雇用を増やすため、全ての雇用者が税額の対象となる。

②については、税額控除額が40万円に引き上がることにより、税額控除の頭打ちに達する割合が上がることになるが、ここでは、頭打ちを意識して提出してくると考えられるため、税額控除額20万円の時と同程度の頭打ちに達していない割合（55%）と仮定する。

一方、目標値の173,057人のうち、40万円に引き上げられたことで、1/2が頭打ちとなると仮定すると、86,529人が控除対象。

よって、税額控除対象者数は、1,582人+43,182人（78,512人×55%）+86,529人 = 131,293人

●雇用増加数 314,649人 (173,057人) ⇒ 394,743人 (131,293人)  
●減収見込額 346億円 ⇒ 525億円  
●対象法人数 12,433法人増加

※「雇用増加数」の（ ）内は税額控除対象者数。

(※1) 昨年度計画提出実績 29,965 法人に、税制の適用になった割合 35% (4月分) を乗じた。

(※2) 税額控除の頭打ちに達していない割合は 55%となっている (財務省試算)。

(※3) 雇用政策課のアンケートより。

(※4) 国税庁調査から中小企業の1社あたりの納税額を算出し、税額控除頭打ち人数を試算すると4.3人となる。したがって、2人雇用した法人は2.3人(4.3人-2人)の雇用増と仮定。同様に3人雇用した法人は1.3人、4人雇用した法人は0.3人。これらの平均値は1.3人となる。

(※5) 法人数 2,579,464 (国税庁)のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。

(※6) 財務省試算による。

(※7) 昨年度計画提出実績では平均7人。

## イ 高年齢継続被保険者の追加

### 1. 雇用増加見込数の推計

現行税制の対象となっていない65歳以上の高年齢者被保険者も対象とする。

高年齢者を雇用し、税制の要件を満たす法人が、新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

#### ① 増加法人数

税制の要件を満たす可能性のある法人数

$$224,621 \text{ 法人} (\ast 1) \times 75\% (\text{給与増加要件達成割合 } \ast 2) = 168,465 \text{ 法人}$$

上記法人のうち、65歳以上の雇用者を雇用している法人数を算出

$$\text{(中小)} \quad 166,222 \text{ 法人} \times 15.1\% (\ast 3) = 25,100 \text{ 法人}$$

$$\text{(大)} \quad 2,243 \text{ 法人} \times 36.2\% (\ast 3) = 812 \text{ 法人}$$

$$\text{計} \quad 25,912 \text{ 法人}$$

このうち、税制の計画を提出することが見込まれる法人数

$$25,912 \text{ 法人} \times 8.9\% (\ast 4) = \underline{2,306 \text{ 法人}}$$

#### ② 増加被保険者数

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

$$2,306 \text{ 法人} \times 7 \text{ 人} (\ast 5) = \underline{16,142 \text{ 人}}$$

増加する雇用保険者数の55%(\ast 2)が、法人税額の10% (中小企業は20%)の頭打ちに達する。

このため、8,878人 (16,142×55%)が控除対象。

### 2. 減収見込額の積算

$$\text{控除対象人数 (推計)} \quad 8,878 \text{ 人} \times \text{一人あたり減税額} \quad 20 \text{ 万円} = \underline{17 \text{ 億} 7560 \text{ 万円}}$$

$$\text{よって、現行制度による減収見込額} \quad 346 \text{ 億} + \text{拡充による減収見込額} \quad 18 \text{ 億} = \underline{364 \text{ 億円}}$$

	【現行制度】	⇒	【拡充後 (見込み)】
●雇用増加数	314,649人 (173,057人)	⇒	330,791人 (181,935人)
●減収見込額	346億円	⇒	364億円
●対象法人数			2,306法人増加

※「雇用増加数」の( )内は税額控除対象者数。

(※1) 法人数 2,579,464 (国税庁)のうち、黒字企業割合 (国税庁)と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計)を乗じて算出した。

(※2) 財務省試算による。

(※3) 高年齢者雇用実態調査(2008)による。

(※4) 雇用政策課のアンケートより。

(※5) 昨年度計画提出実績では平均7人。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間企業における障害者の実雇用率は、他の税制や助成金等の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用数の実績について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率 2.0%の達成）の実現状況について、「障害者の実雇用率は 1.65%、特例子会社数や雇用障害者数も増加」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率 2.0%の達成）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

民間企業における障害者の実雇用率が平成 23 年 6 月 1 日現在 1.65%と、法定雇用率の 1.8%を依然として下回っているが、雇用障害者数は年々増加し、8 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は進展している。今後とも引き続き発注側に対し取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することが必要である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）  
雇用率 2.0%は日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において 2020 年度までの目標としているところであり、助成金及び税制等あらゆる手段を講じて取り組んでいく必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

発注促進税制については、その調査対象は就労支援事業者等と取引している企業及び個人事業主となるため、正確な調査を実施して適用数等を把握することは事実上困難である。

しかしながら、適用となる「働く場」については、毎年増加しており、特定の者に偏る税制の仕組みとはなっていないものと考え。

【参考】工賃倍増 5 年計画対象施設数

平成 19 年度：4,689 施設 → 平成 22 年度：6,356 施設

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 (国税25)(法人税:義 所得税:外) (地方税25)(法人住民税:義)
2	要望の内容	企業(個人事業主を含む。)が障害者自立支援法の就労継続支援事業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に行った固定資産について、上限の範囲内で当該増加額と同額の割増償却を認める措置(固定資産の普通償却限度額の30%を限度)を、平成25年度以降も延長する措置(5年間の延長)を講ずるとともに、適用となる働く場に在宅就業障害者等を加える。 ※(現行)就労継続支援事業者等 ここでいう就労継続支援事業者等とは、障害者自立支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、認められた。平成22年度には、障害者の範囲の拡大(重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加)を行っている。
6	適用又は延長期間	5年間の時限措置とする。 ・企業(法人):平成25年4月1日～平成30年3月31日 ・個人事業主:平成26年1月1日～平成30年12月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者自立支援法(平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)や障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援する。  障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。  就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっており、これを引き上げることが重要な課題の一つとなっている。(注1・注2)  現在、障害者自立支援法や工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等や事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、より効果的に工賃引き上げを図るためには、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要

		である。  また、平成23年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率の1.8%を下回っていることから、障害者雇用をより促進するため、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。(注)  本年6月に成立した国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(障害者優先調達推進法)では、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとしてされている。  (注1)「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)では、2020年度までの目標として、「障がい者実雇用率2.0%、国における障がい者就労施設等への発注拡大8億円」を掲げている。  (注2)平均工賃の推移 平成19年度 12,600円 平成20年度 12,587円 平成21年度 12,695円 平成22年度 13,079円 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; font-size: small;">※平均工賃は、工賃倍増5か年計画対象施設(就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設)の平均工賃</div>
		《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画) ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律附則第3条(税制上の措置) ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること  基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2 障害者の雇用を促進すること
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法定雇用率2.0%の達成 ・工賃向上計画に基づく目標工賃(集計中)の達成  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成23年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用

			率は1.65%と、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は8年連続で増加している状況であり、当該特例措置は、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、支援事業所の取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	平成24年度減税額（見込み） 集計中 平成23年度減税額 1,776百万円 平成22年度減税額 1,280百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 当該税制措置の適用の効果もあり、雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年6月1日） 平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、政策目標である法定雇用率1.8%を下回っている。 租税特別措置が延長されない場合、就労継続支援事業者等との取引、取引金額が減少し、結果として就労継続支援事業者等における工賃の減少や雇用が失われるおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で増加しているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率1.8%を下回っている状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も

			11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現するためには、安定した工賃や収入の確保、雇用の促進が必要になる。 また、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においては障害者を含む「全員参加型社会」の実現に向けて取り組んでいるところであり、税制、助成金等あらゆる手段を講じて対策を推進していく必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就労継続支援事業者等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。就労継続支援事業者等は全国にあり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却（所得税・法人税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税・固定資産税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税）」がある。 また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等がある。 これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。そこで本税制措置により、発注側の企業に対し、就労継続支援事業者等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」とされている。 障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会に

【厚労13】

			<p>おいても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、就労継続支援事業者等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（要望制度の適用事業所数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているにとどまり、その根拠が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る）の将来予測について、定性的に「海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
平成24年雇用政策研究会報告書において、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘がある。  
なお、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）においても、「まずは、現在の中間層の活性化を図るために、…（中略）…生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る」との記載があり、かつ20～64歳の就業率を2015年度までに77.4%、2020年度までに80%を実現するなどの目標設定がなされており、本措置の導入がそれらの実現にも資するものと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
現時点において、海外展開を行う企業数が今後、急激にかつ大幅に増加することが想定しにくいことから、平成25年度の予測が続くものと想定している。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
地方税については別添を参照願いたい。  
また、現時点において、海外展開を行う企業数が今後、急激にかつ大幅に増加することが想定しにくいことから、平成25年度の予測が続くものと想定している。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
補助金や各種雇入れ助成金は、労働者の属性等に応じてその就職を支援するものであり、その目的が労働者の職業の安定となっており、その効果が限定的である。一方で本措置は、雇用を軸にしつつ、国内産業の育成・成長を日本経済の成長のために推進することを目的としている。  
また、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。  
こうしたことから、本措置を講ずることが必要かつ適切であると考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

## 減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

### 1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191社

（算出方法）

- ・第41回海外事業活動基本調査（2010年実績）において、海外に現地法人等を有する日本の中小企業（資本金1億円以下）が、1,519社。  
（うち、製造業は1,047社、非製造業は472社）
- ・「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」（平成23年度厚生労働省委託調査事業）によると、製造業の中小企業で、海外進出を行った企業の80%、非製造業の75%は、過去3年間に雇用を維持・増加させている。
- ・ $1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = \underline{1,191}$

### 2. 減税見込額の積算

- 法人税の減税見込額 =  $1,191 \text{社} \times 34 \text{万円}^{(*)} = \underline{404.9 \text{百万円}}$
- 法人住民税の減収見込額 =  $404.9 \text{百万円} \times 17.3\% = \underline{70.1 \text{百万円}}$

(※) 子育て企業サポート税制創設時の1企業あたりの減税見込額を参考に計算  
1246万円（平均設備投資額） $\times$ 0.32（償還率） $\times$ 0.30（法人税率） $\times$ 0.285（利益計上法人割合） = 34万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設 (国税 29)(法人税:義) (地方税 29)(法人住民税:義)
2	要望の内容	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の32%の割増償却を認める税制上の優遇措置を創設する。(当該企業が雇用を維持・増加させている場合に限定)
3	担当部局	職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在の日本の産業は、産業構造も大きく転換する中で、成長著しいアジア諸国との価格競争、円高基調の継続による輸出産業の苦境など、非常に厳しい状況におかれている。加えて、日本の将来人口が減少していく中、内需の縮小は確実な状況であるから、新たな市場の取り込みを図ることができない限りは、将来的な国内産業の低迷は避けられないところとなっている。産業の低迷は、当然にして、その派生需要である「日本国内の雇用機会」が喪失されることに繋がるものと言える。</p> <p>こうした状況を踏まえると、今後、日本の国内雇用を維持・創出するためには、成長する新たな市場の取り込みが欠かせない条件となってくると考えられる。実際に、日本の企業は、海外展開している場合の方が、国内展開のみの場合よりも、国内の雇用を維持・創出しているという分析も数多くされている状況にある。</p> <p>ただし、この結論は単に海外展開が国内雇用の維持・増加に繋がるということではなく、「国内のマザー工場的な機能等は国内に残し、日本の技術力の厚味を活かしつつ、海外事業と国内事業の差別化を図るなど、国際競争力の維持に努める場合」に、こうした効果は明らかになるものである。</p> <p>このため、政府としては、国内中小企業が海外展開を推進しつつ、国内雇用の維持・増加が図られる状況を支援するため、海外展開している中小企業が、その利益を国内に環流し、当該費用を活用して、設備投資の促進や教育訓練の推進を図ることにより、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用が維持・増加されるよう支援を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成24年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」	
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外から環流した利益を、設備投資の促進や教育訓練の推進に確実につなげることで、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望制度の適用事業所数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置の目標が達成されれば、政策目的も達成される。
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1,191社 平成25年度の予測適用数(詳細は別紙参照)</p> <p>② 減収額</p> <p>404.9百万円 平成25年度の予測減収額(詳細は別紙参照)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練を実施することが増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練の実施が増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間 平成25年度～) 国内企業の海外進出が進む一方で、海外の子会社からの利益の国内への環流が進まないため、国内に雇用を維持・創出できる企業が減少し、結果として国内産業の空洞化を加速させることになり、国内経済が低迷する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間 平成25年度～) 国内産業の高付加価値化を推進しつつ、国内雇用の維持・創出にも資する制度であることから、中長期的な観点から、税収が減少する以上の効果はあるものと考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	雇用を軸としつつ、国内産業の育成・成長と質の高い雇用の維持を日本経済の成長のために推進することを目的としている。そのため、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。こうしたことから、税での支援が妥当である。	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方公共団体においても、各地域で製造業などの一定数の雇用を維持することができる企業の存在は必要不可欠なものと考えられる。そうした企業が海外進出を行ったとしても、その地域に残り、雇用を維持・創出していくことは、地域の発展にも資することから、地方公共団体も協力的であると考えられる。
10	有識者の見解	平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

### 1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191 社

(算出方法)

・ 第 41 回海外事業活動基本調査 (2010 年実績) において、海外に現地法人等を有する日本の中小企業 (資本金 1 億円以下) が、1,519 社。

(うち、製造業は 1,047 社、非製造業は 472 社)

・ 「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」(平成 23 年度厚生労働省委託調査事業) によると、製造業の中小企業で、海外進出を行った企業の 80%、非製造業の 75% は、過去 3 年間に雇用を維持・増加させている。

・  $1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = \underline{1,191}$

### 2. 減税見込額の積算

○ 減税見込額 = 1,191 社 × 34 万円<sup>(※)</sup> = 404.9 百万円

(※) 子育て企業サポート税制創設時の 1 企業あたりの減税見込額を参考に計算

1246 万円 (平均設備投資額) × 0.32 (償還率) × 0.30 (法人税率) × 0.285 (利益計上法人割合) = 34 万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生関係事業者の事業活動の振興のための税制上の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がまだ達成されていないとしているが（＜点検結果表の別紙＞②参照）、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（個々の事業者の経営基盤の強化を図る等）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（大企業製造業の業況判断D I等）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成 21 年度 0 件、22 年度 2 件、23 年度 2 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される施設数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、交際費課税について把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（個々の事業者の経営基盤の強化を図る等）の実現状況について、共同利用施設税制については「企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた」と、交際費課税については「経営安定の寄与は図られている」と定性的に説明されているため、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個々の事業者の経営基盤の強化を図る等）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、「生活衛生同業組合等について、共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である。」であるが、生活衛生関係営業の業況判断D I（▲46.7＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期）は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。

また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置 (国税34)(法人税:義) (地方税34)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。 具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度(以下、「共同利用施設税制」という。)について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度(以下、「交際費課税」という。)について、所要の見直しを行う。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○共同利用施設税制 創設年度 昭和55年度 期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)  ○交際費課税 創設年度 昭和29年度
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度～平成26年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。  生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。  共同利用施設税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。  また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするため、交際費課税の見直しにより、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る。

			《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。また、交際費課税については、法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DⅠ」「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DⅠ」「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数。法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DⅠ」「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DⅠ」「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。  一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実現等を強力に推進する必要がある。  現在の生活衛生関係営業の業況判断DI(▲46.7=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。  このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる共同利用施設税制により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。

			<p>また、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する交際費課税について検討を行うことが必要である。</p>																			
8	有効性等	① 適用数等	<p>○過去5年間の共同利用施設の推移 (対象施設数) (特別償却対象設備取得額)</p> <table border="1"> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> <td>9.4百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2</td> <td>170.0百万円</td> </tr> </table> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係事業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要がある。</p> <p>○過去5年間の交際費支出額の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>3,533,828百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,379,994百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3,226,064百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,997,859百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,935,972百万円</td> </tr> </table> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>	21年度	0	—	22年度	2	9.4百万円	23年度	2	170.0百万円	平成18年度	3,533,828百万円	平成19年度	3,379,994百万円	平成20年度	3,226,064百万円	平成21年度	2,997,859百万円	平成22年度	2,935,972百万円
21年度	0	—																				
22年度	2	9.4百万円																				
23年度	2	170.0百万円																				
平成18年度	3,533,828百万円																					
平成19年度	3,379,994百万円																					
平成20年度	3,226,064百万円																					
平成21年度	2,997,859百万円																					
平成22年度	2,935,972百万円																					
		② 減収額	<p>○共同利用施設税制 (減収額)</p> <table border="1"> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>0.2百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.2百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度(推計)</td> <td>1.0百万円</td> </tr> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>	21年度	0	22年度	0.2百万円	23年度	2.2百万円	24年度(推計)	1.0百万円											
21年度	0																					
22年度	0.2百万円																					
23年度	2.2百万円																					
24年度(推計)	1.0百万円																					
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：創設時～平成27年3月) 財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現</p>																			

			<p>を図っていく。</p> <p>経済情勢の一部で持ち直しの動きが見られたものの、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需及び海外経済の減速等により、再び予断を許さない状況となっており、大企業製造業の業況判断D I(平成24年6月)は▲1、中小企業の業況判断D Iは▲21.7(平成24年4～6月)となっており、我が国経済をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、交際費課税に係る本措置により法人企業の経営安定を図ることが必要。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：創設時～平成27年3月)</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。</p> <p>また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>また、平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、毎期概ね一定の利用実績があり、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。経済情勢の減速や円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、本措置により、中小企業等の経営安定を図る必要がある。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：創設時～平成27年3月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。また、法人企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は法人企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：創設時～平成27年3月)</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の</p>



			改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与する。 また、近時の経済低迷のなか、法人企業等は徹底的なコスト削減圧力が求められているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置により営業性資金の確保を支援することは必要不可欠な支援である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し（全産業 589 万事業所のうち 19.5%、全従業者 5,844 万人のうち 11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和 54 年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。</p> <p>また、資本金 1 億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済活動の沈滞化を招く要因となっている。交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じ GDP 及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第 4 次報告書（平成 24 年 7 月とりまとめ公表）』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点 4 分野（少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備）に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成 25 年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方（平成 24 年 7 月 19 日答申）』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p> <p>さらに、『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第 4 次報告書（平成 24 年 7 月とりまとめ公表）』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡</p> <p>に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（売上額D Iの変動）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目について説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（消費税率引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額D Iを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税における減収額試算

平成25年度	89.6億円
平成26年度	89.9億円
平成27年度	90.3億円

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

③のとおり。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額177億円に対し、本措置によって設備投資額が164億円増加し、GDPが195億円押し上げられ、それに伴い3,152人の雇用創出効果もたらされる。

<試算方法>

・ GDP押し上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出効果については、試算したGDP押し上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出した。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪

影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制の創設 (国税38)(所得税:他・法人税:義) (地方税39)(法人住民税:義)
2	要望の内容	次により、特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種: 中小卸売・小売及びサービス業 (2) 対象事業者: 青色申告書を提出する中小企業者 (3) 対象設備の要件: ①建物附属設備 取得価額1台60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上 (4) 特別償却: 取得価額の百分の三十又は税額控除又は取得価額の百分の七
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで (平成25年度～平成27年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税率の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年5月31日)</p> <p>・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>

			<p>※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」(平成24年5月14日)</p> <p>・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討</p>
	2	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
	3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。</p> <p>具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI(前期比)を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。</p> <p>(参考指標)</p> <p>平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差)は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>売上額DIの変動(独)中小企業基盤整備機構)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用事業者数)</p> <p>平成25年度 23,819社</p> <p>平成26年度 24,772社</p> <p>平成27年度 25,763社</p> <p>(経済産業省推計)</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成25年度 176.7億円</p> <p>平成26年度 177.4億円</p>

		平成27年度 178.1億円 (経済産業省推計)												
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月) 中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起(集客力の増加)のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。</p> <p>【直面している経営上の課題】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1位</th> <th>2位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>需要の停滞(43.9%)</td> <td>販売単価の低下、上昇難(11.2%)</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>需要の停滞(22.8%)</td> <td>大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>需要の停滞(25.0%)</td> <td>利用者ニーズの変化への対応(19.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>((独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成24年4月～6月実績))</p> <p>実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開等に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある&lt;注1&gt;。</p> <p>そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。</p> <p>&lt;注1&gt;</p> <p>(出典) 法人企業統計</p>		1位	2位	卸売業	需要の停滞(43.9%)	販売単価の低下、上昇難(11.2%)	小売業	需要の停滞(22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)	サービス業	需要の停滞(25.0%)	利用者ニーズの変化への対応(19.5%)
	1位	2位												
卸売業	需要の停滞(43.9%)	販売単価の低下、上昇難(11.2%)												
小売業	需要の停滞(22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)												
サービス業	需要の停滞(25.0%)	利用者ニーズの変化への対応(19.5%)												

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月) 足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。 本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告(中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」)もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加(集客力の向上)を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月) 本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月) 本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある。 (経済産業省推計)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置の対象となる業種は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小・商業サービス業に限定しており、国民の名遠くできる必要最小減の特例措置となっている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。 これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>	
10	有識者の見解		-

【厚労16】

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-
----	--------------------	---





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（異常危険準備金の積立残高）は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）によって積立が義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]
    - 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標（「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる）の実現状況について、定性的に「異常危険準備金の積立が行われており、一定の効果がある」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。  
 [将来の見込み]
        - 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
          - 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、3,095百万円と単年度のみを記載しているが、分析対象期間の年度ごとに把握されていないため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
          - 本租税特別措置等がどれだけ目標の達成に寄与するのかがについて説明が不足していることから、適切な測定指標を用いて、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
  - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
    - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、他の支援措置はないと説明されているが、予算措置等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 前回要望（平成12年）時の目標は、正味掛金収入に対して150%の異常危険準備金の積立てを行うことであった。  
 本租税特別措置等により150%の積立額は達成しているが、今後予想される大規模な自然災害の被害想定が前回要望時に比較して大きくなっていることから、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）  
 本租税特別措置の要望にあたっては、約800億円の異常危険準備金の積立てを目標としている。積立額がゼロの状態から、正味掛金収入（約290億円）の30%を毎年積み立てた場合、約10年で目標を達成する。（大規模災害が発生し、取り崩す毎に改めて所要の積立てが必要であることから、恒久的に本措置が必要であると考え。）
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等の適用数の実績は、以下のとおりである。算定根拠は各年の租税特別措置利用調査によるものである。  
 平成15年度～平成17年度 12組合  
 平成18年度～平成20年度 11組合  
 平成21年度～平成23年度 8組合
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は上記のとおりであるが、契約者の分布としては全都道府県をカバーするとともに契約者数も増加しており、所期の想定数と比較して、僅少・偏りの状況にはない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等の適用数の実績は、過去3カ年において、以下のとおりである。  
 平成21年度～平成23年度 8組合  
 今後も、同数程度の適用組合が自然災害共済を継続する見込みである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額の過去の実績は以下のとおりであり、本措置による減収見込み額は、3カ年平均として算定したものである。  
 平成23年度 4,388百万円  
 平成22年度 669百万円  
 平成21年度 4,227百万円

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 減収額の過去の実績は以下のとおりである。  
 平成23年度 4,388百万円  
 平成22年度 669百万円  
 平成21年度 4,227百万円  
 これにより、約700億円の異常危険準備金が積立てられており、一定の効果があると考えている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 本措置による減収見込み額（3,095百万円）は、過去の実績を元に算定したものである。これにより、所要（約800億円）の積立てが早期に実施できると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ (国税 36) (法人税) (地方税 36) (法人住民税、事業税)
2	要望の内容	消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とする。 また、同法第 57 条の 5 第 7 項に定める洗替保証限度率について、当年度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 12 年度 制度適用
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合は、一定の地域又は職域による人と人の結合であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。 消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員の保護のため、共済金の円滑な支払いが必要とされること。 予想外の損害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑かつ確実に共済契約者に支払うため十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、共済契約者たる組合員の保護を図る。  《政策目的の根拠》 共済事業を行う消費生活協同組合は、消費生活協同組合法第 50 条の 7 により、責任準備金の積み立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、消費生活協同組合法施行規則において、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること。 施策大目標 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る観点から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援するものであり、今後大規模な自然災害が発生した際の共済金の円滑な支払いに寄与する。
		② 減収額	8 組合 (平成 24 年度見込み)  3,095 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) ○異常危険準備金積立残高  71,000 百万円 (平成 23 年度) 67,111 百万円 (平成 22 年度) 77,665 百万円 (平成 21 年度)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度) 本措置がない場合、必要な異常危険準備金の積立てが遅れ、今後大規模な自然災害が発生した際に共済金が支払われないおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	今後大規模な自然災害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑に契約者に支払えるよう、租税特別措置により税負担を軽減することにより早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（事務処理の負担が軽減された医療機関の割合）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 適用数の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4割」と説明されているが、想定した適用数と過去の実績とが比較されていないため、適用数が想定外に僅少で偏りが無いことを適切に分析し、説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても説明が不足している。

    - 本租税特別措置等の適用数について、30,192件と記載しているが、示されている数値が過去又は将来のいずれの説明であるか不明であり、また、単年度のみ説明であることから、分析対象期間における適用数の実態について、年度及び算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、医療経済実態調査等より推計と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説

明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないため、本制度は有効に活用されている。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (国税1 所得税:他、法人税:義)															
2	租税特別措置等の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>3,000万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	72%	2,500万円超	3,000万円以下	70%	3,000万円超	4,000万円以下	62%	4,000万円超	5,000万円以下	57%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	72%															
2,500万円超	3,000万円以下	70%															
3,000万円超	4,000万円以下	62%															
4,000万円超	5,000万円以下	57%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成24年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)															
6	適用又は延長期間	恒久措置															
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。  《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。															
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標1) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること															
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。															

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。
8	有効性等	① 適用数等	30,192件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計
		② 減収額	平成22年 256億円、平成23年 245億円 平成24年 250億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) ※平成23年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%/平成22年56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は全会員の78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成20年では48.2%であったものが平成22年では56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成20年の85.2%から平成22年では92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 平成20年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度事後評価、平成 24 年度事前評価

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、その他の関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の達成目標（子どもが健やかに成長することができる社会を実現）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
        - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- ・政策目的の根拠について
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
（目的）
- 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）  
（改正後）  
（目的）
- 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもへの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。
- ・政策体系における政策目的の位置付けについて
- 【修正前】
- 基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する
- 施策大目標1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る
- 施策中目標2 地域における子ども・子育て支援策を推進する
- 【修正後】
- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
- 施策中目標1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 (国税37)所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目 (地方税38)個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税その他の関連する税目 <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	<p>○ 平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。</p> <p>○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	<p>○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 担当室長 黒田 秀郎(内線7791) 代表☎ 5253-1111 担当補佐 福井 香月(内線7880) 直通☎ 3595-2493 担当者 唐戸 直樹(内線7944) FAX 3595-2313 恵藤 淳矢(内線7951)</p> <p>○雇用均等・児童家庭局保育課 担当課長 橋本 泰宏(内線7921) 代表☎ 5253-1111 担当補佐 萩原 和宏(内線7924) 直通☎ 3595-2542 担当者 田上 喜之内(内線7920) FAX 3595-2674 森田 真司(内線7918)</p>
4	評価実施時期	平成24年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	—	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。</p> <p>こうした問題に対処するため、</p> <p>質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) 地域の子ども・子育て支援の充実</p> <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する</p> <p>施策大目標 1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る</p> <p>施策中目標 2 地域における子ども・子育て支援策を推進する</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—

		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)	—
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)	—
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)	—
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ)</li> <li>・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設</li> <li>・ 地域の子ども・子育て支援の充実</li> </ul> <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼</li> </ul>	

		<p>保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置</li> <li>・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置</li> <li>・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置</li> </ul>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月





農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）
農水02	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
農水03	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）
農水04	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
農水05	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
農水06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
農水07	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）
農水08	技術研究組合の所得計算の特例
農水09	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
農水10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
農水13	商業・サービス中小企業活性化税制
農水14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置
農水15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
農水18	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）
農水19	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水20	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水21	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水22	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水23	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水24	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

番号	制度名
農水25	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）
農水26	転廃業助成金等に係る課税の特例
農水27	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例
農水28	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水29	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水30	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水31	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水32	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（漁業信用基金協会）
農水33	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（ジェイエフマリンバンク支援協会）
農水34	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
農水35	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
農水36	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

前回要望時の想定件数は年間25件としていたが、実績については、東日本大震災の影響により、特に23年度は11件と減少したところ。今後、本租税特別措置の適用により増加に転じるとみられるが、引き続き震災の影響も残ると考えられることから、将来推計では24年度以降、年間13件としているところ。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

1. 平成24年度の減収額の見込みについては、認定した生産製造連携事業計画及び事業者からの聞き取りを基に試算しているところ。

具体的には、24年度に本租税特別措置の対象となる機械等を整備することとしている認定事業者に加え、同年度中に生産製造連携事業計画を作成し、機械等を整備することについて具体的な相談のあった事業者の数（適用見込み件数）に、1事業者あたりの投資額を乗じて、企業規模別（大手、中小）に特別適用対象額を算出。これに特別償却率及び法人税率を乗じて試算。

（単位：百万円）

〈特別適用対象額〉

	(大企業 (交付金なし) ・1事業者あたり投資額)	(事業者数)			
大企業	: 102	×	1	=	102
	(中小企業 (交付金あり) ・1事業者あたり投資額)	(中小企業 (交付金なし) (事業者数) ・1事業者あたり投資額)	(事業者数)		
中小企業	: 35	×	2	+	70
				×	10
				=	770

〈見込額〉

(特別適用対象額 (大企業))	(特別償却率)	(大企業法人税率)			
102	×	30%	×	25.5%	
(特別適用対象額 (中小企業))	(特別償却率)	(中小企業法人税率)			
+ 770	×	30%	×	15%	= 42

2. また、平成25年度、26年度の適用件数及び減収額の将来推計については、上記により算出した24年度の水準で推移するものと推計し、記載しているところ。

⑫ 税収減是認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

1. 本租税特別措置の税収減を是認するような効果を検証するにあたり、以下の数値を用いて試算を行ったところ。（補足説明の例示として23年度の額を記載）

(1) 企業負担分の投資効果

① 本租税特別措置対象設備への投資額（企業負担分）・・・〔I〕

【415百万円】

〔(I) 食品安定供給施設整備資金〔日本政策金融公庫〕：512百万円

※ 建屋等の本租税特別措置対象外の設備に対するものを含む。】

② 本租税特別措置対象設備への投資額（企業負担分）の経済波及効果・・・〔II〕

【1,079百万円】

(〔I〕企業負担投資) (指数)

$$415 \text{ 百万円} \times 2.60 = 1,079 \text{ 百万円}$$

※ 2.60は、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表（101部門）」より試算した波及効果の指数。

③ 本租税特別措置対象の設備に係る企業負担分の減税見込額・・・〔III〕

【26百万円】

(〔I〕企業負担投資) (特別償却率) (法人税率)

$$415 \text{ 百万円} \times 30\% \times 18\% \text{ (又は } 30\%) = 26 \text{ 百万円}$$

\* 中小企業は法人税率18%、大企業は法人税率30%で算出。

(2) 国の交付金

① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（本租税措置対象設備）・・・〔IV〕

【403百万円】

2. このうち、政策的な支援として措置されている〔I〕'（企業負担分に係る公的融資額）、〔IV〕（交付金の額）、〔III〕（減税見込額）のトータルで、減税見込額を除くことにより、減税見込額がどのくらい政策的支援に占めているかを推計（寄与率：2.8%）。

(〔III〕減税見込) (〔I〕' 低利融資) (〔IV〕交付金) (〔III〕減税見込)

$$26 \text{ 百万円} \div (512 \text{ 百万円} + 403 \text{ 百万円} + 26 \text{ 百万円}) = 2.8\%$$

また、企業負担（投資全体）の経済波及効果である〔II〕に、寄与率を乗ずることで、本租税特別措置により企業の投資が行われた場合の経済波及効果を算出している。

(〔II〕経済波及効果) (寄与率)

$$1,079 \text{ 百万円} \times 2.80\% = 30 \text{ 百万円}$$

3. 以上の手法により、政策的支援のうち本租税特別措置がどの程度社会的に経済波及効果を生んでいるかを算出し、本税制特別措置の減税見込額（26百万円）に対して社会的メリット（経済波及効果：30百万円）が上回っていることから、本租税特別措置の税収減を是認するような効果があるとしているところ。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）（国税5）（所得税：外、法人税：義）
2	要望の内容	米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人又は法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる制度の2年延長。
3	担当部局	生産局農産部穀物課
4	評価実施時期	平成24年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度：創設 平成23年度：2年間の延長〔米穀粉製造施設について、ひきうす式及び媒体式の粉碎装置を除外〕
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日（2年延長）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。 ・ 平成32年度生産数量目標：米粉用米50万トン、飼料用米70万トン 《政策目的の根拠》 ○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年4月24日法律第25号） 米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資する。 ○ 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 現在浸透しているパン食、麺食についての米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組む必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成26年度までに、生産製造連携事業計画を100件認定（平成23年度末現在：累積52件） （総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 生産製造連携事業計画認定件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 米粉用米など、新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、国産農畜産物の利用拡大等を通じ、農業と国民の結び付きを強

8	有効性等	① 適用数等	化する。
		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	

	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
適用件数	19件	15件	11件	13件	13件	13件
うち 新規参入者	9件	9件	4件	—	—	—

\*1：認定生産製造連携事業計画の事業者等からの聞き取りによる  
\*2：1法人で対象設備を複数取得し、特例措置を受けた場合には、1件でカウント

現在、本税制措置の適用を受けた者は東北から九州まで広範囲に及んでおり、また、既存の米加工業者のみならず、新規参入者の利用も多く見られるなど、特定の者に偏っていることはない。  
なお、東日本大震災の影響により、米粉・飼料用米の需要が鈍化傾向にあったため、これに伴い加工施設の整備も見送られたものが見受けられ、適用件数は前回要望時の想定5割程度となっているが、想定外に僅少とまでは言えない。また、展示会やフェアの開催等の米粉・飼料用米の需要拡大への取組は引き続き行われているところであり、本税制を措置することによって、適用件数は増加していくものと見込まれる。  
想定適用件数25件（前回要望時に想定した件数（2年平均））

	21年度	22年度	23年度	24年度見込	25年度見込	26年度見込
減収額	76百万円	84百万円	26百万円	42百万円	42百万円	42百万円

算定根拠：別添1参照

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～26年度）  
米粉用米・飼料用米の作付面積は、平成21年度の6,524ha、約36千トンから平成23年度の41,279ha、約223千トンに増加しているものの、本特例措置は、平成21年度に創設されまだ4年目であり、生産数量目標は達成されていない。米粉用米など米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、国産農畜産物の利用拡大等を通じ、農業と国民の結び付きを引き続き強化する必要。  
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～26年度）  
生産製造連携事業計画認定数は、平成23年度までで累計52件となっており、平成26年度の目標件数である100件の達成に向けては引き続き促進する必要。  
なお、東日本大震災の影響により、米粉・飼料用米の需要が鈍化傾向にあったため、加工施設の整備も見送られたものが見受けられたことから、生産製造連携事業計画認定数は13件（平成23年度）となっているところ。しかしながら、展示会やフェアの開催等の米粉・飼料用米需要拡大への取組は引き続き行われているところであり、本税制を措置することによって、認定件数は増加していくものと見込まれる。  
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成21年度～26年度）  
米粉用米・飼料用米の生産の状況を見ると、米粉製粉施設等の整備を行うことで生産を拡大しているところが多く、施設の導入が生産を押し上げているものと認識。従って、設備投資を促進させる役割を果たして

		<p>いる税制を延長しない場合は、米粉用米・飼料用米の生産・需要拡大に支障が生ずる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年度～26年度)                  新用途米穀加工品等製造設備に対する投資の経済波及効果を試算すると以下の表のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>1,393</td> <td>1,501</td> <td>415</td> <td>872</td> <td>872</td> <td>872</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>3,621</td> <td>3,902</td> <td>1,079</td> <td>2,267</td> <td>2,267</td> <td>2,267</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果については、認定生産製造連携事業計画の事業者等からの聞き取りによるデータに基づき投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。                  ※ 消費転換係数は0.73で算出。                  ※ 経済波及効果は2次効果まで算出。                  ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>また、当該設備投資の促進に寄与すると考えられる施策のうち、本税制措置の寄与率から当該措置の及ぼす経済波及効果を試算すると以下のとおりとなり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認できる効果があると言える。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄与率</td> <td>2.7%</td> <td>3.7%</td> <td>2.8%</td> <td>3.1%</td> <td>3.1%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>減税見込額</td> <td>76</td> <td>84</td> <td>26</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>本税制措置の 経済波及効果</td> <td>99</td> <td>144</td> <td>30</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠：別添3参照</p>		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	投資額	1,393	1,501	415	872	872	872	経済波及効果	3,621	3,902	1,079	2,267	2,267	2,267		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	寄与率	2.7%	3.7%	2.8%	3.1%	3.1%	3.1%	減税見込額	76	84	26	42	42	42	本税制措置の 経済波及効果	99	144	30	70	70	70
	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																													
投資額	1,393	1,501	415	872	872	872																																													
経済波及効果	3,621	3,902	1,079	2,267	2,267	2,267																																													
	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																													
寄与率	2.7%	3.7%	2.8%	3.1%	3.1%	3.1%																																													
減税見込額	76	84	26	42	42	42																																													
本税制措置の 経済波及効果	99	144	30	70	70	70																																													
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>交付金による支援は、地方公共団体の計画にも関連付けられた地域のモデル性の高い取り組みを対象としているため、これが制約となるが、税制による支援はそのような制約を課さずに新用途米穀加工品等製造設備の取得の負担軽減を行うことが可能であるため、設備投資を通じた取り組み拡大を図る上で、適切な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金                  (平成24年度予算：4,075百万円の内数)                  金融上の措置：食品安定供給施設整備資金                  (平成24年度予算：4,000百万円の内数)</p> <p>○ 予算上の措置                  生産・流通・加工・販売の一連の工程について、必要な機械・施設等の整備等を支援。                  本交付金は、市町村等の地方自治体と企業等が連携して取り組む、水田地域の活性化を図る上でモデル性の高い取組について支援するもの。                  新用途米穀加工品等製造設備の取得一般を対象として取組全体の拡大を図る本税制措置とは目的が異なる。</p>																																																	

		<p>○ 金融上の措置                  一連の工程について必要となる機械・施設及びこれに付帯する立ち上りの経費に係る低利融資。                  米粉・飼料用米の市場が比較的小さいことを背景に、民間金融機関からの資金調達円滑になされにくいことから、資金調達の円滑化を図るため、日本政策金融公庫による制度資金を措置したもの。                  設備投資時の税負担を軽減することにより、その時点でのキャッシュフローの改善を狙いとする本税制措置とはその役割を異にする。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

別添1

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

1. 減税見込額積算

・法人税(平成23年度)

$$\begin{aligned}
 \text{見込額} &= \text{(特例適用対象額)} \times \text{(特別償却率)} \times \text{(大企業法人税率)} \\
 &= 102 \times 30\% \times 30\% \\
 &+ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(特別償却率)} \times \text{(中小企業法人税率)} \\
 &+ 313 \times 30\% \times 18\% = 26
 \end{aligned}$$

単位:百万円

※1については、平成23年度における大企業の対象設備投資実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。  
 ※2については、平成23年度における中小企業の対象設備投資実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については平成23年度の活用状況を踏まえて試算。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
適用件数	19	15	11	13	13	13
減税見込額 (単位:百万円)	76	84	26	42	42	42

注) 1: 適用件数は、認定生産製造連携事業計画の事業者等からの聞き取りによる。  
 2: 1法人で対象施設を2つ取得し特例措置を受けた場合は、1件でカウント。

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度	食品機械・同装置 (1,393)		
22年度	食品機械・同装置 (1,501)		
23年度	食品機械・同装置 (415)		
24年度	食品機械・同装置 (872)		
25年度	食品機械・同装置 (872)		
26年度	食品機械・同装置 (872)		
27年度			
28年度			

## 別添3

## 1. 本税制の寄与率積算

## ・本税制寄与率(平成23年度)

$$\text{寄与率} = \frac{\text{(減税見込額)} \quad 26}{\text{(減税見込額)} \quad 26 + \text{(交付金)} \times 1 \quad 403 + \text{(低利融資)} \times 2 \quad 512} = 2.8\%$$

単位:百万円

※1については、平成23年度における農林漁村プロジェクト支援交付金の交付実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。  
 ※2については、平成23年度における日本政策金融公庫の低利融資の融資実績(公庫からの聞き取りによる)。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)
減税見込額	76	84	26
交付金総額	1,393	1,573	403
低利融資総額	1,319	620	512
本税制寄与率	2.7%	3.7%	2.8%

## 2. 本税制による経済波及効果積算

## ・本税制経済波及効果(平成23年度)

$$\text{経済波及効果} = \frac{\text{(全体の経済波及効果)} \times 3 \quad 1,079}{\text{(寄与率)} \quad 2.8\%} = 30$$

単位:百万円

※3については、平成23年度における対象設備投資全体による経済波及効果。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については平成21～23年度の平均寄与率を用いて試算。

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
経済波及効果 (投資全体)	3,621	3,902	1,079	2,267	2,267	2,267
寄与率	2.7%	3.7%	2.8%	3.1%	3.1%	3.1%
本税制の 経済波及効果	99	144	30	70	70	70



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取 得した場合の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額）は、制度の対象となる交付金の予算額の影響を受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（農業用固定資産を取得した実績の計画に対する達成率）の実現状況について、「23年度においては目標を達成している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにして、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「24年度以降も23年度実績と同程度で推移」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにして、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は、交付された交付金を原資として準備金を積み立て、農業用固定資産を取得するものであることから、その適用は、対象交付金の予算額の範囲内で行われるものである（適用法人数が増えても、対象交付金の予算額を超えて措置が適用されることはない。）。

このため、その減収額は、前年の適用実績額（準備金の積立額及び準備金又は交付金をそのまま活用して農業用固定資産を取得した額）に、対象交付金の予算額の増減率と税率を乗じる方法により推計しており、この結果、23年度から24年度及び25年度にかけては、適用法人数が増加しているにも関わらず、減収額は減少又は横ばいとなっている。

これらのことから、予算額が見通せない26年度については、直近の傾向を踏まえて、25年度推計値と同等とすることが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例（国税1）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	<p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 水田・畑作経営所得安定対策、農業者戸別所得補償制度及び環境保全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 農業収入金額 900                  農業経営費等 530                  農業経営基盤強化準備金繰入額 250                  課税対象所得＝（収入）－（損金）                  ＝900－（530＋250）＝120                  ※準備金は損金算入</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 積み立てた準備金取崩額 1000 と当該年の受領交付金 250 を用いて価額 1500 の農業用固定資産を取得した場合                  固定資産の帳簿価額＝1500－（1000＋250）＝250                  ※取得に充てた準備金取崩額 1000 と交付金の額 250 を圧縮記帳し、損金に算入</p> <p>〔要望内容〕                  適用期限（H25.3.31）の2年延長                  なお、農業者戸別所得補償制度の法制化の検討状況を踏まえて、要件の見直し等を要望する場合がある。</p>
3	担当部局	経営局経営政策課
4	評価実施時期	平成24年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  農業者戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）                  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策                  2 農業の持続的発展に関する施策                  (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進                  ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》                  2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》                  ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。                  （総務省ガイドライン等の要請により、目標の趣旨を変更せずに定量的な目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  本措置の適用実績                  法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成21年度 1,945 法人                  22年度 2,172 法人                  23年度 2,865 法人                  24年度（見込み） 3,068 法人                  25年度（見込み） 3,286 法人                  26年度（見込み） 3,519 法人                  ・算定根拠は別添参照。</p> <p>22年度の適用数2,172法人は、適用対象者数（農生産法人等の数：12,279）の約18%であり、黒字割合（25.5%：22年度国税庁統計による農林水産業）を勘案すれば、想定される適用件数に対し想定外に僅少とはなっていない（本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可）。</p> <p>また、本制度は、対象者を、認定農業者であること、対象交付金を受領していることといった要件により明確にしていることから、適用者が想定外に特定の者に偏っていない。</p>

	② 減収額	<p>平成21年度 2,951百万円                  22年度 3,554百万円                  23年度 4,204百万円                  24年度（見込み） 3,935百万円                  25年度（見込み） 3,937百万円                  26年度（見込み） 3,937百万円                  ・算定根拠は別添参照。</p>																																																				
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21～H26年度）                  競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。                  本制度は、農業者戸別所得補償制度等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21～H26年度）                  測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、23年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で82.4%、農業用機械等で89.5%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <p>このように、23年度においては目標を達成している結果となっているが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（23年度）</p> <p>① 農用地</p> <table border="1"> <tr> <td>取得計画面積</td> <td>769 ha</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>634 ha</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率(B/A)</td> <td>82.4%</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 農業用機械等</p> <table border="1"> <tr> <td>取得計画台数</td> <td>1,833台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>1,641台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率(B/A)</td> <td>89.5%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度 (推計)</th> <th>25年度 (推計)</th> <th>26年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地面積</td> <td>594ha</td> <td>537ha</td> <td>634ha</td> <td>634ha</td> <td>634ha</td> <td>634ha</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>17億円</td> <td>13億円</td> <td>16億円</td> <td>16億円</td> <td>16億円</td> <td>16億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>793台</td> <td>1,096台</td> <td>1,641台</td> <td>1,641台</td> <td>1,641台</td> <td>1,641台</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>32億円</td> <td>43億円</td> <td>63億円</td> <td>63億円</td> <td>63億円</td> <td>63億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1)及び(2)の取得実績は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。                  本措置は19年度の創設であり、19、20年度は準備金の積立が中心であったが、21年度以降は農地等の取得実績が伸びており、24年度以降も23年</p>	取得計画面積	769 ha	A	取得実績	634 ha	B	達成率(B/A)	82.4%		取得計画台数	1,833台	A	取得実績	1,641台	B	達成率(B/A)	89.5%			21年度	22年度	23年度	24年度 (推計)	25年度 (推計)	26年度 (推計)	農地面積	594ha	537ha	634ha	634ha	634ha	634ha	(取得価格)	17億円	13億円	16億円	16億円	16億円	16億円	農業用機械等	793台	1,096台	1,641台	1,641台	1,641台	1,641台	(取得価格)	32億円	43億円	63億円	63億円	63億円
取得計画面積	769 ha	A																																																				
取得実績	634 ha	B																																																				
達成率(B/A)	82.4%																																																					
取得計画台数	1,833台	A																																																				
取得実績	1,641台	B																																																				
達成率(B/A)	89.5%																																																					
	21年度	22年度	23年度	24年度 (推計)	25年度 (推計)	26年度 (推計)																																																
農地面積	594ha	537ha	634ha	634ha	634ha	634ha																																																
(取得価格)	17億円	13億円	16億円	16億円	16億円	16億円																																																
農業用機械等	793台	1,096台	1,641台	1,641台	1,641台	1,641台																																																
(取得価格)	32億円	43億円	63億円	63億円	63億円	63億円																																																



度実績と同程度で推移していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H25～H26年度)

本措置の今後の活用計画(平成23年度末ベース)は、以下のとおり。

農地の取得計画	3,683ha	119億円
農業用機械等の取得計画	5,611台	320億円
	計	439億円
準備金積立残高		294億円
今後の積立等必要額		145億円

(注) 1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。  
2 「本措置の今後の活用計画(平成23年度末ベース)」とは、23年度に本措置を活用した者の農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H19～26年度)

<経済波及効果の試算>

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等を取得等した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が1,600百万円、農業用機械等への投資が6,300百万円、減収額4,204百万円となる(いずれも23年度)。

農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として18,803百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額7,900百万円
- ・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で7,183百万円

第2次波及効果

- ・商業等で3,720百万円

(単位:百万円)

年度	19	20	21	22	23	24
減収額	844	2,297	2,951	3,554	4,204	3,935
波及効果(総額)	1,328	6,787	10,763	13,118	18,803	18,803

年度	25	26
減収額	3,937	3,937
波及効果(総額)	18,803	18,803

減収額が4,204百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は18,803百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年度の税込」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費

		用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税収が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等と考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。</li> <li>措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、適用可能な者の約7割が本措置を活用していることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つとなっているとして計算している。</li> <li>・適用対象者数(22年度) 12,279 法人(農業生産法人等の数) A</li> <li>・うち黒字法人数(A×25.5%) 3,131 法人 B</li> <li>(黒字割合(25.5%)は22年度国税庁統計による農林水産業)</li> <li>・本措置の適用者数(22年度) 2,172 法人 C</li> <li>・C/B 69%</li> <li>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用</li> <li>※消費転換係数は0.73で算出</li> </ul>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、農業者戸別所得補償制度等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>農業者戸別所得補償対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

## 1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率：(752,394百万円－736,927百万円)÷736,927百万円≒2.1%  
 対象交付金（予算）総額の23→24年度の増減率  
 (752,668百万円－752,394百万円)÷752,394百万円≒0.04%  
 対象交付金（予算）総額の24→25年度の増減率

- ② 農業経営改善計画認定数3ヵ年増加率平均（法人）：約7.1%  
 平成19年度末 12,251 (13,329－12,251)/12,251＝ 8.8%  
 平成20年度末 13,329 (14,273－13,329)/13,329＝ 7.1%  
 平成21年度末 14,273 (15,048－14,273)/14,273＝ 5.4%  
 平成22年度末 15,048 (8.8%+7.1%+5.4%)/3＝7.1%

- ③ ①の数値を基に、24年度～26年度の減税見込額を算出

(24年度)

$$23,358 \text{ 百万円 (平成23年度適用実績額)} \times (100+2.1\%) \text{ (①の交付金増加率 23→24年度)}$$

$$= 23,849 \text{ 百万円 (平成24年度適用見込額)}$$

$$23,849 \text{ 百万円} \times 15\% \times 1.1 = 3,935 \text{ 百万円}$$

(25年度)

$$23,849 \text{ 百万円 (平成24年度適用見込額)} \times (100+0.04\%) \text{ (①の交付金増加率 24→25年度)}$$

$$= 23,859 \text{ 百万円 (平成25年度適用見込額)}$$

$$23,859 \text{ 百万円} \times 15\% \times 1.1 = 3,937 \text{ 百万円}$$

(26年度)

25年度推計値と同等と推計

(減税見込額算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計（全数調査）。

## 2. 適用実績及び適用見込み

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
対象者数	17,754	12,279	13,204	14,198	15,267	16,417
適用法人等数	1,945	2,172	2,865	3,068	3,286	3,519
減税額 (百万円)	2,951	3,554	4,204	3,935	3,937	3,937

注1) 対象者数は、農業生産法人数（ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める集落営農組織数を含む。）

注2) 平成24年度の適用法人等数は、平成23年度実績2,865法人等数に、1の②で算出した農業経営改善計画認定数3ヵ年増加率平均（法人）約7.1%を乗じて算出し、平成25年度以降についても同様の方法で算出。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、過去における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、過去における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「基準値である平成18年度末～平成20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保）の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、将来における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。

なお、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「アンケート調査等から、平成25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出が期待される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>/<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）  
達成目標及び測定指標については、前回の評価を踏まえて改善できるよう検討し、
- (1) 進出企業等に対して行う設備投資等に関する調査において、所要のデータ収集が毎年可能であること
- (2) 租特を活用した事業者の企業活動の一面として把握でき、前回の達成目標や測定指標よりも他の外部要因の影響の程度が小さいと考えられる「雇用」に着目したこと
- (3) 当該企業の進出により、相当の新規雇用者数の確保が見込まれることから、「達成目標」を「振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする」とともに、測定指標は「振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数」としたものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 厳しい経済情勢や本特例の周知浸透の状況等から、適用数の想定については小さく5件程度と見込んでいたところであるが、実際の実績値はその前後に振れることは当初よりやむを得ないものと思料。  
近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、また、本特例は平成21年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられることなど、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、適用数の想定5件をある程度下回っていることをもって想定外に僅少といえるものではないと考えている。
  - ・ 適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであること、また、過去の実績においても、特定の者に偏って適用されているものではないこと等から、想定外に特定の者に偏っているものではないと考えている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
③及び⑩のとおり。
- ⑪ 税込減認の効果の実績確認（評価書中8③「効果・達成目標の実現状況」《税込減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
「投資額の25%」については、本特例適用者へのアンケート調査を基に算出している。  
アンケートにおいて、本特例適用者に対し、山村税制の存在が設備投資等の決定に影響したかどうかについて聞いたところ、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、設備投資額についても、その回答者の割合（25%）を適用し、設備投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)(国税12)(法人税:義)
2	要望の内容	山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)に基づき指定された振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備6/100)について、対象業種に農林水産物等販売業を追加した上で、適用期間を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設 平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外
6	適用又は延長期間	平成25年4月～平成27年3月
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。 しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。 このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。 なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 「(前略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(中略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、(中略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p>



	<p>○新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」  ～農林水産分野の成長産業化～ 「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) Ⅳ. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 (1)更なる成長力強化のための取組 ②食と農林漁業の再生 「(前略)「食」に関する将来ビジョン」に基づき、(中略)観光等の様々な領域で「食」を活用していく取組を加速化する」  [農林漁業再生戦略] 「(前略)6次産業化・成長産業化の推進や(中略)観光等の様々な領域での「食」の活用、(中略)木材利用の推進(中略)等のための施策を展開し、我が国の食と農林漁業を再生する」</p> <p>(別表)日本再生に向けた改革工程表 (2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～国土・地域活力戦略～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 3. 農村の振興(産業、農村機能) [政策分野] ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>

	<p>③: 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化等に資することから、振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標: 振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数。 目標値: 本特例の適用期間中(平成 25～26 年度)の各年度新規雇用者数 80 人 ①平成 21～23 年度の設備投資1件当たりの新規雇用実績: 約 1.8 人 ②平成 25、26 年度の適用見込み: 各年度 43 件 ① × ② = 80 人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>														
<p>8: 有効性等</p>	<p>①: 適用数等</p>	<p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21 年度 (実績)</th> <th>22 年度 (実績)</th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (見込)</th> <th>25 年度 (見込)</th> <th>26 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>26</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用数については、前回要望時(平成 22 年度)には、22 年度: 6 件、23 年度: 5 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 22 年度: 3 件、23 年度: 1 件となっているが、 (1)近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、 (2)本特例は平成 21 年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられること など、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、上記の適用数の実績値は僅少ではない。 また、適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。 本特例の適用数の今後の見通しについては、先に行った関係事業者に対するアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち6割の事業者が本特例の活用を検討していること、また、6次産業化の進展、本特例の周知浸透等により、相当の増加が期待されるものである。</p>		21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	適用数	6	3	1	26	43	43
	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)										
適用数	6	3	1	26	43	43										

②	減収額	(単位:百万円)																					
		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																
	減収額	17	4	1	53	57	57																
	※算定根拠は別添1参照。																						
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)                      「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。                      平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> </tr> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。一例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、工場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)                      前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である平成18年度末～平成20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。                      この要因として、条件不利地域である振興山村における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。                      また、今後実現される効果については、先のアンケート調査等から、平成25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出が期待されるところである。</p>						区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45
	区分	21年度	22年度	23年度																			
減少率	△0.19	△0.19	△0.31																				
区分	21年度	22年度	23年度																				
減少率	△0.38	△0.38	△0.45																				

		<p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。                      なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年3月)                      本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失・人口減少等に拍車をかけることにつながるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)                      本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例には税込減を是認できる効果がある。</p> <p style="text-align: right;">設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度 (実績)</td> <td>22年度 (実績)</td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (見込)</td> <td>25年度 (見込)</td> <td>26年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>53</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>822</td> <td>162</td> <td>58</td> <td>4,056</td> <td>4,392</td> <td>4,392</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>544</td> <td>108</td> <td>37</td> <td>2,673</td> <td>2,893</td> <td>2,893</td> </tr> </table> <p>※ 経済波及効果については、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」から得られた投資額を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。                      ※ 先のアンケート調査において、本特例を適用した事業者のうち、25%の事業者が「本特例が設備投資の決定に影響した」と回答しているため、本特例適用者の25%において、本特例が設備投資のインセンティブになっているとして、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。                      ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。                      ※ 消費転換係数は0.73で算出。                      ※ 経済波及効果は2次効果まで算定。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	17	4	1	53	57	57	投資額	822	162	58	4,056	4,392	4,392	経済波及効果	544	108	37	2,673	2,893	2,893
			21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																						
減収額	17	4	1	53	57	57																								
投資額	822	162	58	4,056	4,392	4,392																								
経済波及効果	544	108	37	2,673	2,893	2,893																								
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、振興山村における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かな必要最小限の措置であると考えられる。                      また、他の手段と比較した場合、                      (1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、                      (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p>																												



	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

1. 減税見込額積算

(1) 平成24年度(製造業及び旅館業の事業者)

○ 対象資産を取得した事業者のうち、30%が本特例を適用すると仮定し(※1)、減収見込額を算出。

機械等	=	9,409百万円	×	0.3	×	0.10	×	0.15	≒	42百万円
建物等	=	4,110百万円	×	0.3	×	0.06	×	0.15	≒	11百万円
合計										53百万円

(2) 平成25、26年度(製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者)

○ 製造業及び旅館業については上記(1)と同額(53百万円)。…①

○ 振興山村内に所在する農林水産物等販売業の事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定及び本特例の適用見込みを把握。  
対象資産を取得した事業者のうち、35%が本特例を適用すると仮定し(※4)、減収見込額を算出。

機械等	=	20百万円	×	22	×	0.35	×	0.10	×	0.15	≒	2百万円
建物等	=	20百万円	×	26	×	0.35	×	0.06	×	0.15	≒	2百万円
合計												4百万円

○ ①+② 53百万円+4百万円=57百万円

※1 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、60%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の30%)が本特例を適用すると仮定した。

※2 振興山村において、平成21～23年度に本特例の対象となる資産を取得した実績を基に、平成24年度以降も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額の見込みを算出(実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握)。

	(単位:百万円)					
	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平均)		
建物等	( 7,748	+ 10,198	+ 10,281	÷ 3	≒	9,409
機械等	( 3,802	+ 4,940	+ 3,589	÷ 3	≒	4,110

※3 アンケートにおいて、農林水産物等販売業の事業者の平成25年度における設備投資予定について、全回答者の1.7%が機械、2.0%が建物を取得する予定と回答していることから、振興山村に所在する農林水産物等販売業の事業者(1,288事業者)のうち、1.7%(22事業者)が機械、2.0%(26事業者)が建物を取得すると仮定。

※4 アンケートにおいて、「平成25年度に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した農林水産物等販売業の事業者のうち、70%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の35%)が本特例を適用すると仮定した。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
対象者数(社(者))	82	76	103	87	135	135
適用件数(件)	6	3	1	26	43	43
減税見込額(百万円)	17	4	1	53	57	57

注)1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。  
(21～23年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。  
実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。  
(24年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値(21～23年度実績の平均値)。  
【計算式】(82 + 76 + 103) ÷ 3 = 87(社(者))  
(25、26年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者数の推計値。  
製造業及び旅館業については、24年度と同数(87社(者))。  
農林水産物等販売業については、該当事業者(1,288事業者)のうち、1.7%が機械、2.0%が建物の取得すると仮定。  
【計算式】農林水産物等販売業の推計 1,288 × (1.7+2.0) ÷ 100 ≒ 48(社(者))  
製造業、旅館業(87) + 農林水産物等販売業(48) = 135(社(者))

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(21～23年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

平成24年度以降に比べ適用件数が低位であることについては、近年の厳しい経済情勢に加え、本特例が、関係事業者にあまり普及していないこと(アンケートにおいて、2千万以上の設備投資をした事業者のうち75%が本特例を知らなかったと回答している)に起因しているものと考えられる。

(24年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(87事業者)の30%(本特例の活用の検討者(60%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】 $87 \times 0.3 = 26$ (件)

(25、26年度)

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の特別償却の適用事業者数の推計値。

製造業及び旅館業については、24年度と同等(26件)。

農林水産物等販売業については、対象者数(48事業者)の35%(本特例の活用の検討者(70%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】農林水産物等販売業の推計  $48 \times 0.35 = 17$ (件)

製造業、旅館業(26) + 農林水産物等販売業(17) = 43(件)

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)
22年度	電気機械 (40.5)		
23年度	建築 (14.5)		
24年度	電気機械 (705.8)	建築 (308.3)	
25年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
26年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、過疎対策事業債の発行、政府系金融機関等からの低利貸付け等、他の政策手段の効果の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ること）の実現状況について、前回要望時の測定指標を用いて「前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況については、基準値である平成18年度末～20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明するとともに、今回の測定指標（「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）に係る平成21年度から23年度までの実績からも、「過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。」と説明しているが、いずれも、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について「民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
- 達成目標の目標値、達成時期に係る補足説明  
達成目標の目標値、達成時期については、平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上することを目的とし、記載していたところである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であることに加え、所期に想定していた適用者数は、平成22年度が62件、23年度が57件であり、22年度の実績66件、23年度の実績47件と比較し、想定外に僅少なものである。
- また、適用者の内訳を見ると、平成22年度の実績のあった適用者数66件のうち、適用市町村は45団体、23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村数は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長(国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置10/100、建物及びその附属設備6/100)について、適用期間を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年4月～平成27年3月
6	適用又は延長期間	平成25年4月～平成27年3月
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎地域自立促進特別措置法(以下、過疎法)に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。 なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中

		略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」
		○過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 1 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」
		○同法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」
		○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」
		○「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定) 「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」
		○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) 「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」
		○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」 Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2) 6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新



		商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」																																																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 3. 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>〔政策分野〕 ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>																																																												
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>																																																												
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1,836</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5,112</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,022</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24(見込み)</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,657</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H25(見込み)</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,930</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2,203</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。 ※H24（見込み）についてはH21～23の3年平均で算出。 H25（見込み）についてはH22～24（見込み）の3年平均で算出。 H26（見込み）についてはH23～25（見込み）の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>							適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	H22	63	3	0	5,112	26	0	H23	47	0	0	1,022	0	0	H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—	H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—	H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—
	適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)																																																										
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																								
H21	42	2	0	1,836	34	0																																																								
H22	63	3	0	5,112	26	0																																																								
H23	47	0	0	1,022	0	0																																																								
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—																																																								
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—																																																								
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—																																																								

	② 減収額	(単位:億円)																					
		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																
		5.6	15.4	3.1	6.8	7.5	5.7																
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。 平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>また、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 平成23年度の政策目標は達成しているが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるなか、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。 引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月) 前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。 この要因として、条件不利地域である過疎地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。 一方、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度(調査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、</p>						区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45
区分	21年度	22年度	23年度																				
減少率	△0.19	△0.19	△0.31																				
区分	21年度	22年度	23年度																				
減少率	△0.38	△0.38	△0.45																				

## 減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

### 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額	1,869,658	×	0.300	=	560,897	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			
・平成22年度減収額	5,138,310	×	0.300	=	1,541,493	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			
・平成23年度減収額	1,022,398	×	0.300	=	306,719	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			

		<p>過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度5.6億円、平成22年度15.4億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となり、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に過疎地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、過疎地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>(1)補助金は、地方公共団体等が定住等の促進のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、</p> <p>(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778百万円(H24当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。</p> <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住等の促進のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の民間事業者の過疎地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時



## 減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

## 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \times 0.255 = 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \times 0.255 = 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \times 0.255 = 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（これまでの指標：過疎化、高齢化等が進行している地域における年平均人口減少率、今後の指標：半島地域における製造業の製品出荷額の変化率及び観光入込客数の変化率）は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標（半島地域における製造業の製品出荷額の増加及び交流人口の増加）の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「半島地域における各指標の変化率（対前年比）を全国における各指標の変化率（対前年比）で除した値が、各年において1.0以上となる（全国値がマイナスの場合は、1.0未満となる）ことを目標としている。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回延長要望時においては、平成19年度57件、20年度69件、21年度53件、22年度64件、23年度72件と想定していたところであり、適用数は想定外に僅少ではない（5カ年平均では想定数と適用数はほぼ一致している。）。

また、本租税特別措置を適用した事業者の業種について、聞き取りにより確認したところ、食品製造業、電子部品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

算定根拠については、次のとおりである。

- ・ 平成21年度～23年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
- ・ 平成24年度（見込み）については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成19年度～23年度の5年平均で算出。
- ・ 平成25年度（見込み）については、平成20年度～24年度（見込み）の5年平均で算出。
- ・ 平成26年度（見込み）については、平成21年度～25年度（見込み）の5年平均で算出。

また、算定に用いた数値は、次の通りである。

（製造業）

平成19年度 56件  
平成20年度 68件  
平成21年度 55件  
平成22年度 86件  
平成23年度 47件

（農林水産物等販売業）

平成24～26年度（見込み）各年2件

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

○ 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を1：1で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している（すなわち、設備投資額がAであれば、法人税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ 、所得税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ となる）。

○ また、平成21年度～平成23年度は、特別償却制度の対象業種が、製造業及び旅館業であったため、制度全体の減収額は上記2業種の減収額を合計したものとなる。

平成21年度

設備投資額（機械・装置）： 32,484百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 7,018百万円（製造業6,816百万円、旅館業202百万円）

## 【農水05】

平成 22 年度

設備投資額（機械・装置）： 12,155 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 5,845 百万円（製造業 5,647 百万円、旅館業 198 百万円）

平成 23 年度

設備投資額（機械・装置）： 9,063 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 3,037 百万円（製造業 3,037 百万円）

○ その他の条件は以下のとおりである。

- ・ 特別償却率は、機械・装置＝10%、建物・附属設備＝6%とする。
- ・ 法人税率は30%、所得税率は33%とする。

○ これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

<法人税> …… A

設備投資額（機械・装置）× 1 / 2 × 10% × 30% + 設備投資額（建物・附属設備）× 1 / 2 × 6% × 30%

<所得税> …… B

設備投資額（機械・装置）× 1 / 2 × 10% × 33% + 設備投資額（建物・附属設備）× 1 / 2 × 6% × 33%

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

○ 算定根拠については、次の通りである。

- ・ 平成 21 年度～23 年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
- ・ 平成 24 年度（見込み）については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成 21 年度～23 年度の 3 年平均で算出。
- ・ 平成 25 年度（見込み）については、平成 22 年度～24 年度（見込み）の 3 年平均で算出。
- ・ 平成 26 年度（見込み）については、平成 23 年度～25 年度（見込み）の 3 年平均で算出。

○ また、算定に用いた数値については、次のとおりである（単位：千円）。

（製造業）

- ・ 平成 21 年度 39,300,685（機械・装置 32,484,376 + 建物・附属設備 6,816,309）
- ・ 平成 22 年度 17,801,565（機械・装置 12,154,797 + 建物・附属設備 5,646,768）
- ・ 平成 23 年度 12,100,318（機械・装置 9,063,153 + 建物・附属設備 3,037,165）

（農林水産物等販売業）

- ・ 平成 24 年度（見込み）463,477（機械・装置 139,043 + 建物・附属設備 324,435）
- ・ 平成 25 年度（見込み）318,331（機械・装置 95,499 + 建物・附属設備 222,832）
- ・ 平成 26 年度（見込み）350,447（機械・装置 105,134 + 建物・附属設備 245,313）

○ なお、算定式は、事前評価書の記載したとおりであるが、法人税と所得税の適用割合を 1 : 1 と仮定し、所得税率 0.33、法人税率 0.255 としている。

○ 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を 1 : 1 で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している（すなわち、設備投資額が A であれば、法人税を適用した者の設備投資額が  $1/2 \times A$ 、所得税を適用した者の設備投資額が  $1/2 \times A$  となる）。

○ 平成 24 年度～26 年度の設備投資額については、以下の通り算定した。

（製造業）

設備投資額については、次のとおり算出。

- ・ 平成 24 年度（見込み）については、平成 21 年度～23 年度の 3 年平均で算出。
- ・ 平成 25 年度（見込み）については、平成 22 年度～24 年度（見込み）の 3 年平均で算出。
- ・ 平成 26 年度（見込み）については、平成 23 年度～25 年度（見込み）の 3 年平均で算出。

（農林水産物等販売業）

設備投資額については、道府県からの聞き取りにより、過去 5 年の立地実績をもとに製造業と同程度の適用があると仮定（立地件数の 3 割が適用されると仮定）して算出。

- ・ 平成 24 年度（見込み）については、平成 19 年度～23 年度の 5 年平均で算出。
- ・ 平成 25 年度（見込み）については、平成 20 年度～24 年度（見込み）の 5 年平均で算出。
- ・ 平成 26 年度（見込み）については、平成 21 年度～25 年度（見込み）の 5 年平均で算出。

○ 上記を踏まえて算出した設備投資額は以下のとおりとなる。

（製造業）

平成 24 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 17,901 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 5,167 百万円

平成 25 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 13,040 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 4,617 百万円

平成 26 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 13,335 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 4,274 百万円

（農林水産物等販売業）

平成 24 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 139 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 324 百万円

平成 25 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 95 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 223 百万円

平成 26 年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）： 105 百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 245 百万円

- その他の条件は以下のとおりである。
  - ・ 特別償却率は、機械・装置＝10%、建物・附属設備＝6%とする。
  - ・ 法人税率は25.5%、所得税率は33%とする。

○ これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

<法人税> . . . A ‘  

$$\text{設備投資額（機械・装置）} \times 1 / 2 \times 10\% \times 25.5\% + \text{設備投資額（建物・附属設備）} \times 1 / 2 \times 6\% \times 25.5\%$$
 <所得税> . . . B ‘  

$$\text{設備投資額（機械・装置）} \times 1 / 2 \times 10\% \times 33\% + \text{設備投資額（建物・附属設備）} \times 1 / 2 \times 6\% \times 33\%$$

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 今回の要望における効果・達成目標は、製造業の製品出荷額等及び交流人口について、全国と半島地域の変化率（対前年比）を比較することとしている。半島地域における各指標の変化率（対前年比）を全国における各指標の変化率（対前年比）で除した値が、各年において1.0以上となる（全国値がマイナスの場合は、1.0未満となる）ことを目標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長 (国税25)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	半島振興対策実施地域における製造の事業、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備の新設又は増設（取得価格の合計額2,000万円超）した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械・装置:10/100、建物・付属施設:6/100）について、適用期間を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(製造業)昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2.4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21,23年度:適用期間の2年延長 (農林水産物等販売業) 平成23年度:追加
6	適用又は延長期間	平成25年4月～平成27年3月
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることから、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速している。 このため、半島地域において、半島振興法に基づき、半島循環道路、上水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、若年層の人口流出を抑制するための雇用の場の創出や地域経済の活性化を図り、半島地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。 なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 3. 農村の振興に関する施策 4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」 ○半島振興法（昭和60年法律第63号） ・第13条の2（農林水産業の振興） 「国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光



		<p>業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。」          ・第15条の2（地域間交流の促進）          「国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることにかんがみ、半島振興対策実施地域の活性化に資するため、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。」          ・第16条（税制措置）          「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）          第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果          (4)観光立国・地域活性化戦略          ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～          「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」           ～農林水産分野の成長産業化～          「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)          II 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン          プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化          「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」           III 今後取り組むべき施策の方向          プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化          (2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進          「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>[大目標]          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。          [中目標]          3. 農村の振興(産業、農村機能)          [政策分野]          ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          ・半島地域における製造業の製品出荷額等の増加          ・半島地域における交流人口の増加</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          ・半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。          ・半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。           ※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントの参加を目的に地域外から訪れた人の数を指す。          《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》           本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。          これらを通じて、地域においては労働需要が生じ雇用が創出されるなど半島地域の経済が活性化が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>														
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>55</td> <td>86</td> <td>47</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	適用数	55	86	47	64	65	64
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)										
適用数	55	86	47	64	65	64										
	<p>① 減収額</p>	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,156</td> <td>493</td> <td>343</td> <td>624</td> <td>469</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】          建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率          ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	1,156	493	343	624	469	472
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)										
減収額	1,156	493	343	624	469	472										
	<p>② 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成26年度)          「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。          平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成。           ○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]          (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31						
区分	21年度	22年度	23年度													
減少率	△0.19	△0.19	△0.31													

○ 中山間農業地域の人口の社会減(実績)  
(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額等の増大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。

これらを通じて、地域において労働需要が生じ雇用が創出されるなど、半島地域の経済が活性化する。

過去の実績によれば、食品製造業者が、本特例を活用し、新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られており、本特例は半島地域の経済活性化に繋がっていると考えられる。

平成23年度の政策目標は達成しているが、製造業に係る製品出荷額の変化率(対前年比)については、全国値が-20.9%であった一方、半島地域では-22.0%となっている。近年では、このように半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が続いている。

また、観光入込客数の対前年度比率(平成22年)については、全国値が97.1%であった一方、半島地域では90.8%となっており、半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況となっている(平成22年から統計の調査手法が変更となったため、平成21年度との比較ができないため参考値)。このような状況がみられるなか、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の半島地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。

この要因として、条件不利地域である半島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

一方で、本特例の活用による設備導入により、売上高の増加や雇用の創出が見られるなど、達成目標に資する効果が見られる事例も見られる。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の半島地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。

なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。

		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成26年度) 本特例措置が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、若年層の流出に拍車が掛かり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 直接的効果としては、本特例が措置されることによる企業の新規立地等により、当該企業からの税收が発生する。また、間接的效果として、地場産品の高付加価値化等による売上の増加や雇用創出(新規立地事業者について1事業者当たり30名程度(平成19～23年の5カ年平均))に伴う所得増による税收増が見込まれる。さらに、所得増がもたらす消費増大等の波及効果も期待される。これらを総合的に勘案すれば、税收減を是認するような効果はあるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、半島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、 (1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、 (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。 本特例は、民間事業者の投資を喚起するのみならず、商品販売額の増大や雇用創出効果等も期待され、的確性の高い施策と考えられる。 また、本特例は、特定分野の事業者を対象とするものではなく、半島地域全体の製造業、農林水産物等販売業を営む事業者を対象としている。一方で、実際の特例が適用される対象は、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資し事業を充実させた法人又は個人に限定されることから、必要最小限な措置と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778百万円(H24当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 該当無し
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（離島振興対策実施地域の人口）は、他の離島振興政策や同地域人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「当該償却を適用した企業のこれまでの実績によると、…1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与している」と説明しているが、租税特別措置等が雇用創出にどの程度寄与し、ひいては離島振興地域の人口減少の改善にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善）の実現状況について、「前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況について…直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「本特例の周知浸透等により、…雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 前回の延長要望時には平成22年度、23年度にそれぞれ5件程度の適用を見込んでいたが、経済の低迷状況や燃油高等の影響もあり結果として適用実績はなかった。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成21年度の減収額の算出根拠は以下のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)	(法人・所得税率)	
法人税	649百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 8.3百万円
所得税	649百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 10.7百万円

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収見込額の算出根拠は以下のとおり。

■法人税

○製造業・旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製造業)

$$792,047 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 158,409 \text{ 千円}$$

(旅館業)

$$90,325 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 18,065 \text{ 千円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

$$158 \text{ 百万円} \times 10/100 \times 1/2 \times 25.5\% = 2.0 \text{ 百万円}$$

(償却率) (法人税率)

(旅館業)

$$18 \text{ 百万円} \times 6/100 \times 1/2 \times 25.5\% = 0.1 \text{ 百万円}$$

(償却率) (法人税率)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用に供されたとすると、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 95 \text{ 百万円} \times 6/100 = 5.7 \text{ 百万円}$$

$$\text{機械} \quad 20 \text{ 百万円} \times 10/100 = 2.0 \text{ 百万円}$$

※単価は離島における取得実績平均（過去5ヶ年）

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、法人税の減収見込額は

$$7.7 \text{ 百万円} \times 1/2 \times 25.5\% = 1.0 \text{ 百万円}$$

(法人税率)

■所得税

○製造業・旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製造業)

$$792,047 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 158,409 \text{ 千円}$$

(旅館業)

$$90,325 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 18,065 \text{ 千円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

$$158 \text{ 百万円} \times 10/100 \times 1/2 \times 33\% = 2.6 \text{ 百万円}$$

(償却率) (所得税率)

(旅館業)

$$18 \text{ 百万円} \times 6/100 \times 1/2 \times 33\% = 0.2 \text{ 百万円}$$

(償却率) (所得税率)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用に供されたとすると、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 95 \text{ 百万円} \times 6/100 = 5.7 \text{ 百万円}$$

$$\text{機械} \quad 20 \text{ 百万円} \times 10/100 = 2.0 \text{ 百万円}$$

※単価は離島における取得実績平均（過去5ヶ年）

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、所得税の減収見込額は

$$7.7 \text{ 百万円} \times 1/2 \times 33\% = 1.3 \text{ 百万円}$$

(所得税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（国税26）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	離島振興対策実施地域における製造業、情報サービス業等及び旅館業（過疎に類する地区）の用に供する設備（取得価格の合計額2,000万円超）を取得、建設した場合に、その事業初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械・装置10/100、建物・付属設備6/100）について、適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長                  拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長                  拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長                  拡充（農林水産物等販売業を追加）                  除外（ソフトウェア業を除外）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長                  拡充（取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ）</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 拡充（情報サービス業を追加）                  除外（農林水産物販売業を除外）</p>
6	適用又は延長期間	平成25年4月～平成27年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。</p> <p>なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制（双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制）を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p>

<p>3. 農村の振興に関する施策 (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○ 離島振興法 ・ 第14条 「国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。」</p> <p>2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。」</p> <p>・ 第19条 「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」</p> <p>○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p> <p>～農林水産分野の成長産業化～ 「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○ 「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4 「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2) 6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p>
--	--

		<p>3. 農村の振興(産業、農村機能) [政策分野] ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H16:452千人→ H26 目標値:382千人 ※P (H23 目標値:402千人) ※( )は、H23 目標値と同様の考え方で H26 目標値を推定した場合の値。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。 特別償却制度の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑え、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> <p>① 適用数等 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度 (実績)</td> <td>22年度 (実績)</td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (見込)</td> <td>25年度 (見込)</td> <td>26年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>※・H21～H23は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果 ・H24～H26は関係都道府県に聞き取った結果をもとにした見込値</p> <p>② 減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度 (実績)</td> <td>22年度 (実績)</td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (見込)</td> <td>25年度 (見込)</td> <td>26年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>※H21～H23は関係都道府県から過去の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H24～H26は関係都道府県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式: 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。 平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減[実績] (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </table>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	適用数	2	0	0	0	3	3		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	19	0	0	0	7	7	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																
適用数	2	0	0	0	3	3																																
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																
減収額	19	0	0	0	7	7																																
区分	21年度	22年度	23年度																																			
減少率	△0.19	△0.19	△0.31																																			



(農村振興局 中山間地域振興課調べ)			
○ 中山間農業地域の人口の社会減(実績)			
(単位:%)			
区分	21年度	22年度	23年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45
(農村振興局 中山間地域振興課調べ)			
<p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>平成23年度の政策目標は達成しているが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 452千人(H16) → 417人(H21)</li> <li>・財政力指数※ 0.25(H20) → 0.20(H22)</li> <li>・高齢者比率※ 31.0%(H17) → 33.5(H22)</li> <li>・一人当たり平均課税所得※ 2,715千円(H19) → 2,611(H22)</li> </ul> <p>※全ての地域が離島である市町村について算出</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の離島地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である離島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p> <p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の離島地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特別措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。</p>			

		<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に離島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、離島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>(1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、</p> <p>(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p> <p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p> <p>なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778百万円(H24当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。</p> <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の民間事業者の離島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 (奄美群島)	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」: 評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。  
 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。  
 「◎」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの。(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(奄美群島の総人口)は、他の離島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している」と説明しているが、租税特別措置等が雇用の創出にどの程度寄与し、ひいては奄美群島の総人口の減少傾向の改善にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況について…直近(平成21年度末~23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。



注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の延長要望時には、平成23年度に2件程度の適用を見込んでいた。

平成16年度から20年度までの適用状況を見ると、年間1件程度で、適用業種は、製造業と農林水産物販売業となっており、適用数は想定外に僅少ではなく、特定の業種に偏って適用されていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算出根拠は以下のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)	(法人・所得税率)	
H21 法人税	83百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 1.06百万円
H21 所得税	83百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 1.37百万円
H22 法人税	51百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 0.65百万円
H22 所得税	51百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 0.84百万円
H23 法人税	185百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 2.36百万円
H23 所得税	185百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 3.05百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収見込額の算出根拠は以下のとおり。

<法人税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間（平成19年度～23年度）の平均設備投資額

824,881千円 ÷ 5年 = 164,976千円 (建物) 71,349千円  
(機械) 93,627千円

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)	(法人税率)	
(建物)	71百万円	× 6/100	× 1/2	× 25.5% = 0.5百万円
(機械)	94百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 1.2百万円

1.7百万円

【農水07】

<所得税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間（平成19年度～23年度）の平均設備投資額

824,881千円 ÷ 5年 = 164,976千円 （建物）71,349千円  
 （機械）93,627千円

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

（設備投資額） （特別償却率） （所得税率）  
 （建物） 71百万円 × 6/100 × 1/2 × 33.0% = 0.7百万円  
 （機械） 94百万円 × 10/100 × 1/2 × 33.0% = 1.5百万円

2.2百万円

計 法人税 1.7百万円 + 所得税 2.2百万円 = 3.9百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島） （国税27）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額2,000万円超、機械・装置10/100、建物等6/100）の適用期間を1年間延長する。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設（機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超） 平成11年度 適用期間の2年延長（機械等12/100 建物等7/100） 平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成13年度 適用期間の3年延長 （機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超） 平成16年度 適用期間の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等10/100 建物等6/100） 平成18年度 適用期間の1年延長 平成19年度 適用期間の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等10/100 建物等6/100） 平成23年度 適用期間の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）
6	適用又は延長期間	平成25年4月～平成26年3月
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応するため、民間事業者の奄美群島における設備投資等を促し、地域における雇用の増大等を通じて、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る必要がある。

なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。

《政策目的の根拠》

○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)  
3. 農村の振興に関する施策  
(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全  
①農村コミュニティの維持・再生  
「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)  
・第1条(目的)  
この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。  
・第6条の5(農林水産業の振興)  
国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)  
第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果  
(4)観光立国・地域活性化戦略  
～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～  
「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」  
  
～農林水産分野の成長産業化～  
「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」

○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)  
II 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン  
プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化  
「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」  
  
III 今後取り組むべき施策の方向  
プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化

(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進  
「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」

② 政策体系における政策目的の位置付け  
[大目標]  
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  
[中目標]  
3. 農村の振興(産業、農村機能)  
[政策分野]  
① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

③ 達成目標及び測定指標  
《租税特別措置等により達成しようとする目標》  
奄美群島内の総人口における平成16年度から平成20年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した25年度末の人口を目標値とする。  
《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  
目標値 奄美群島の総人口 平成25年度末 114千人以上  
(平成20年度末現在 122千人)  
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  
産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれることにより、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生、奄美群島の自立的発展に寄与すると考えられる。

8 有効性等  
① 適用数等 (単位:件)  

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)
適用数	1	1	3	1	1

 ※H21～H23は適用実績について県より聞き取った結果、H24～H25は県に聞き取った結果をもとにした見込値

② 減収額 (単位:百万円)  

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)
減収額	3	2	6	4	4

 ※県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値  
 計算式: 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率

③ 効果・達成目標の実現状況  
《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)  
「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。  
平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成。  
  
○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]  
(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度
減少率	△0.19	△0.19	△0.31

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。

一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進し、地域における定住化、集落機能の維持等を図り、コミュニティの維持・再生に資する必要がある。

平成23年度の政策目標は達成しているが、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。このような状況のなか、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の奄美群島における設備投資等が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。

この要因として、条件不利地域である奄美群島における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。

一方、平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の奄美群島における設備投資等が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。

		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19～24) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H20年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長・拡充されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。 《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17～24) 奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみれば奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に奄美群島における設備投資等を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、奄美群島における民間事業者の設備投資等や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、 (1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、 (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778百万円(H24当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の奄美群島における設備投資等を促すインセンティブを与える優遇措置である。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 該当なし
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（1組合当たりの研究開発費）は、経済情勢や本租税特別措置等の適用対象外の組合における事業費等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発の拡大）の実現状況について、「1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「技術研究組合の設備投資の押し上げ効果…減収額の約1.12倍」、「10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる」と説明しているが、押し上げ効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
平成21年の技術研究組合法（昭和36年法律第81号）改正前から存在する技術研究組合の一部の大型プロジェクトの金額が22年度及び23年度に減少するという特殊要因があり、目標未達成となったが、当該特殊要因を除けば、1組合当たりの事業費である研究開発費は、順調に増加している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の適用組合の組合員数は、各年度で100社から200社程度あり、規模や業種も多様な企業が参加している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙参照。



技術研究組合の所得計算の特例  
利用実績並びに利用見込及び積算根拠

1. 過去5年分の利用実績

区 分		H19'	H20'	H21'	H22'	H23'
①適用件数	組合数	13	12	9	15	13
	組合員数	192	182	105	167	159
②適用額(百万円)		5,178	5,649	12,170	6,536	1,007
③減収額(②×30%)		1,553	1,695	3,651	1,961	302

2. 平成24年度利用見込

区 分		H24'
①適用件数	組合数	16
	組合員数	211
②適用額(百万円)		2,088
③減収額(②×25.5%)		532

経産省・農水省・総務省から、現在の57組合にアンケート調査した本税制の適用件数・額の平成24年度見込に加え、平成24年度中に「新設かつ適用が見込まれる数・額(以下「新設適用数等」)」を、平成21～23年度の新設適用数等の平均から試算する等により算出。

3. 今後3年間の利用見込

区 分		H25'	H26'	H27'
①適用件数	組合数	20	24	28
	組合員数	253	296	339
②適用額(百万円)		2,542	2,998	3,456
③減収額(②×25.5%)		648	764	881

平成24年度の適用件数・額(上記2.)を基に、平成21年法改正前に設立した組合については、毎年度1割(これまでの組合の平均存続年数が約10年である事に基づく)つつ減少すると試算し、同法改正後に設立した組合については、「H21'～H22'、H22'～H23'、H23'～H24'の平均増加数・額」が毎年増加すると試算する等により算出。

※ アンケート調査結果は、公表を前提に各組合から収集した情報ではないため、算出に用いた具体的数値等については記載していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例(国税21)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	農林水産省技術会議事務局 研究推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間)
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 横断的に関係する施策 《政策分野》 農林水産分野の研究開発</p>

		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。																								
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY2*</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY2*	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211			
		区分	FY19	FY2*	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																			
		組合数	13	12	9	15	13	16																			
組合員数	192	182	105	167	159	211																					
② 減収額	(単位:百万円)	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532														
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																						
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																						
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度) 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減収額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査(H24年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。 ○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルによ</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																							
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																							
組合数	36	52	55	57																							
1組合当たり事業費	877	800	556	618																							
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																							

			り試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するもの同一の方法により試算。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。 なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。 なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。 また、出資制の法人は、「構成員の拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおりの。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} = \text{上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上



【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
 

大企業総額型	21 年度 13.5%、	22 年度 14.5%	→	<u>平均 14.0%</u>
大企業上乗せ措置	21 年度 7.2%、	22 年度 26.2%	→	<u>平均 16.7%</u>
中小企業総額型	21 年度 1.5%、	22 年度 1.3%	→	<u>平均 1.4%</u>
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.8%、	22 年度 0.1%	→	<u>平均 0.5%</u>

- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
<b>【合計】</b>	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
    - ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・（A）
    - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・（B）
  - ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・（C）
  - ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
  - ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出  
21 年度 33,218 百万円、22 年度 44,805 百万円
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・（E）
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・（F）

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

### 研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

#### 税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額:

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業:1.49(149%)、中小企業:1.41(141%)

○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

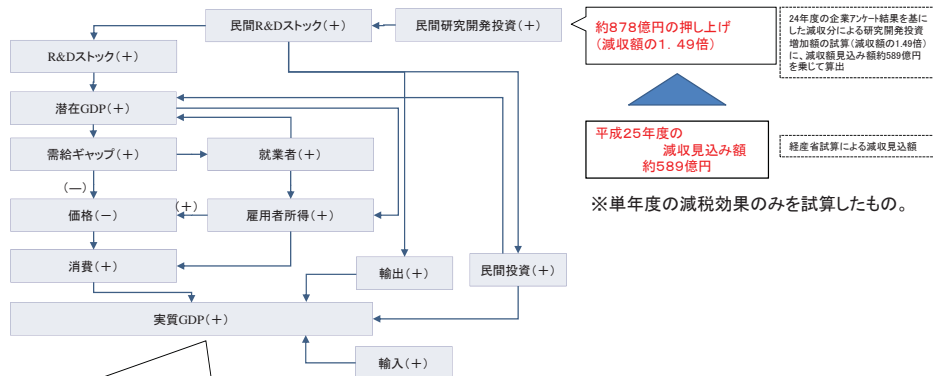


研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社基本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税18)(所得税、法人税:義)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	農林水産技術会議事務局研究推進課/食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)
		②:政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 《政策分野》 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
	③:達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。	

8	有効性等	①:適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>&lt;総額型控除上限20%→30%を活用する企業&gt;</p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計</p> <p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型控除上限20%→30%を活用する企業&gt;</p> <p>平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種</p> <p>下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限20%→30%適用企業業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
			業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																		
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					

<p>② 減収額</p>	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）                  &lt;総額型&gt;                  平成21年度 2,432億円(125億円)                  平成22年度 3,502億円(165億円)                  (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率                  (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="405 991 954 1347"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

<p>主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1485 424 2033 772"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓(マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																													
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																													
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																													
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																													
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																													
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																													
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																													
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																													
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																													
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																													

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円)             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                 <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:1.49倍</li> <li>中小企業:1.41倍</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額             <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:863億円(579億円×1.49倍)</li> <li>中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)</li> </ul> </li> <li>↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)             <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:3,532億円</li> <li>中小企業:64億円</li> </ul> </li> </ul> <p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国においては、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> </ul>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税21)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用</p>
3	担当部局	農林水産技術会議事務局研究推進課/食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p>
6	適用又は延長期間	<p>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</p> <p>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図る</p>

		<p>ため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保管理・整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>(参考)</p> <p>国税(総額型)における利用実績</p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績</p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成21年度 51.1%</p> <p>平成22年度 50.7%</p> <p>【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p>

以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。

本租特における利用実績  
 平成21年度 2,254事業年度  
 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。  
 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

②: 減収額

地方税における減収額  
 減収額実績  
 平成21年度 23億円  
 平成22年度 30億円  
 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み  
 平成23年度見込み 23億円  
 平成24年度見込み 21億円  
 平成25年度見込み 22億円  
 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)  
 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額  
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)  
 平成21年度 2,565億円(131億円)  
 平成22年度 3,726億円(174億円)  
 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)  
 平成23年度見込み 3,857億円(137億円)  
 平成24年度見込み 3,938億円(126億円)  
 平成25年度見込み 4,373億円(131億円)  
 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】  
 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考)国税のうち、総額型における減収額  
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)  
 平成21年度 2,432億円(125億円)  
 平成22年度 3,502億円(165億円)  
 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%  
 平成21年度 342億円(9億円)  
 平成22年度 460億円(12億円)  
 【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)  
 平成23年度 3,735億円(131億円)  
 平成24年度 3,759億円(120億円)  
 平成25年度 4,178億円(126億円)  
 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)  
 総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額  
 平成25年度見込み 589億円(11億円)  
 【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③: 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)  
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82

イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
------	------	------	------	------	------

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況(分析対象期間：平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分：  
 中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度地方税における減収額 1.9億円 ↓ (マクロモデルによる計算)</li> <li>10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響：11.1億円</li> </ul> <p>上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25～34年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制今回要望：控除上限20%→30%(国税)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 大企業：1.49倍 中小企業：1.41倍</li> <li>研究開発投資押し上げ額 大企業：863億円(579億円×1.49倍) 中小企業：15.5億円(11億円×1.41倍) ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業：3,532億円 中小企業：64億円</li> <li>平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減収が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3,596億円</li> </ul> <p>※地方税部分(要望措置の適用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度国税減収額 11億円 ↓ 地方税に換算：0.173倍</li> <li>平成25年度での地方税減収額：1.9億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.41倍</li> <li>研究開発投資押し上げ額：2.6億円(1.0億円×1.41倍) ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)：11.1億円</li> <li>10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約11.1億円</li> </ul>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> </ul>

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

		<p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
平成25年度減収見込額 12,594,000千円

## 【農水10】

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 2.3億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 2.1億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 2.2億円(2,178,762千円)

### (3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は6.4億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農用地利用集積計画及び農業委員会のあわせ並びに農地保有合理化法人等の農地売買等事業によって譲渡された農地面積）は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（年間 2.5 万 ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積）の実現状況について、「平成 21 年度実績 25,793ha（うち農業生産法人から 3,063ha）…平成 23 年度実績 26,399ha（うち農業生産法人から 2,688ha）」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、減収額の試算が行われているが、平成 25 年度以降の試算が原単位となる適用数の算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（年間 2.5 万 ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積）の実現状況の将来予測について、「平成 25 年度実績 47,029ha（うち農業生産法人から 5,811ha）…平成 27 年度実績 47,207ha（うち農業生産法人から 5,915ha）」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明



する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
前回要望時（平成3年）の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績（当該租税特別措置が適用された農地の集積面積）を基に達成目標の定量化を行っている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
②のとおり。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）及び減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
積算資料の「1 拡充を行わない場合」の平成25年度の適用見込みについては、当該年の前3ヶ年の平均によって推計している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税3）（地方税3）（法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、個人住民税：外、事業税：義）
2	要望の内容	個人又は農業生産法人が保有する農用地区域内の農地等を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除のうち、以下の場合について、控除額を800万円から1,200万円に引き上げること。 ① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合 ② 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合 ③ 農振法第23条に基づく農業委員会のあっせんにより譲渡した場合
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成24年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年度：創設（農業委員会のあっせんによる譲渡、控除額150万円） 昭和46年度：農地保有合理化法人に対する譲渡を特例の対象に追加 昭和48年度：控除額を250万円に引き上げ 昭和50年度：控除額を500万円に引き上げ 昭和56年度：農用地利用集積計画による譲渡を特例の対象に追加 平成元年度：1年間に限り控除額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成2年度：1年間に限り控除額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成3年度：控除額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。）で示された規模の経営体が耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。） 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。</p>

8	有効性等	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>																																																																																					
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農用地利用集積計画及び農業委員会のあっせん並びに農地保有合理化法人等の農地売買等事業によって、年間2.5万ha程度の農地を意欲ある農業者に集積 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農用地利用集積計画及び農業委員会のあっせん並びに農地保有合理化法人等の農地売買等事業によって譲渡された農地面積 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の適用を受ける施策は、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心的な経営体に対する農地の集積を促進するものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。</p>																																																																																					
		① 適用数等	<p>(単位：件、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成21年</th> <th colspan="2">平成22年</th> <th colspan="2">平成23年(推計)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①農用地利用集積計画による譲渡</td> <td>9,170</td> <td>13,235</td> <td>8,733</td> <td>12,060</td> <td>9,247</td> <td>13,520</td> </tr> <tr> <td>②農地売買等事業による譲渡</td> <td>1,915</td> <td>1,249</td> <td>1,873</td> <td>1,323</td> <td>1,909</td> <td>1,265</td> </tr> <tr> <td>③あっせんによる譲渡</td> <td>6,593</td> <td>11,309</td> <td>6,107</td> <td>10,882</td> <td>6,580</td> <td>11,614</td> </tr> <tr> <td>(参考)基盤強化法による全譲渡</td> <td>11,942</td> <td>21,366</td> <td>11,288</td> <td>19,247</td> <td>11,288</td> <td>19,247</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成24年(見込)</th> <th colspan="2">平成25年(見込)</th> <th colspan="2">平成26年(見込)</th> <th colspan="2">平成27年(見込)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>9,058</td> <td>13,012</td> <td>15,522</td> <td>22,143</td> <td>15,615</td> <td>22,411</td> <td>15,568</td> <td>22,282</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1,899</td> <td>1,279</td> <td>3,558</td> <td>5,344</td> <td>3,565</td> <td>5,333</td> <td>3,563</td> <td>5,337</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,427</td> <td>11,268</td> <td>10,766</td> <td>19,542</td> <td>10,854</td> <td>19,666</td> <td>10,814</td> <td>19,588</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①については「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」より。また、②、③については農地保有合理化法人及び農業委員会に対する実績調査より。 拡充によって、本特例措置の適用を受ける施策による農地の譲渡面積は年間2.5万ha程度から、年間4.7万ha程度に増加する見込みである。 また、平成23年度の適用実績（推計）は、分析対象期間の前3ヶ年の平均とほぼ同程度であり、想定外に僅少な数値ではなく、本特例措置は、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、偏りは無い。</p>		平成21年		平成22年		平成23年(推計)		件数	面積	件数	面積	件数	面積	①農用地利用集積計画による譲渡	9,170	13,235	8,733	12,060	9,247	13,520	②農地売買等事業による譲渡	1,915	1,249	1,873	1,323	1,909	1,265	③あっせんによる譲渡	6,593	11,309	6,107	10,882	6,580	11,614	(参考)基盤強化法による全譲渡	11,942	21,366	11,288	19,247	11,288	19,247		平成24年(見込)		平成25年(見込)		平成26年(見込)		平成27年(見込)		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	①	9,058	13,012	15,522	22,143	15,615	22,411	15,568	22,282	②	1,899	1,279	3,558	5,344	3,565	5,333	3,563	5,337	③	6,427	11,268	10,766	19,542	10,854	19,666	10,814	19,588
	平成21年		平成22年		平成23年(推計)																																																																																			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積																																																																																		
①農用地利用集積計画による譲渡	9,170	13,235	8,733	12,060	9,247	13,520																																																																																		
②農地売買等事業による譲渡	1,915	1,249	1,873	1,323	1,909	1,265																																																																																		
③あっせんによる譲渡	6,593	11,309	6,107	10,882	6,580	11,614																																																																																		
(参考)基盤強化法による全譲渡	11,942	21,366	11,288	19,247	11,288	19,247																																																																																		
	平成24年(見込)		平成25年(見込)		平成26年(見込)		平成27年(見込)																																																																																	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積																																																																																
①	9,058	13,012	15,522	22,143	15,615	22,411	15,568	22,282																																																																																
②	1,899	1,279	3,558	5,344	3,565	5,333	3,563	5,337																																																																																
③	6,427	11,268	10,766	19,542	10,854	19,666	10,814	19,588																																																																																



②: 減収額	(単位: 百万円)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①農用地利用集積計画による譲渡</td> <td>7,957</td> <td>7,082</td> <td>7,832</td> </tr> <tr> <td>②農地売買等事業による譲渡</td> <td>1,103</td> <td>1,047</td> <td>1,077</td> </tr> <tr> <td>③あっせんによる譲渡</td> <td>4,312</td> <td>3,991</td> <td>4,443</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>7,426</td> <td>21,839</td> <td>21,960</td> <td>21,870</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1,087</td> <td>5,086</td> <td>5,093</td> <td>5,091</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>4,249</td> <td>14,758</td> <td>14,838</td> <td>14,792</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①については「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」及び「田畑売買価格調査（全国農業会議所）」より。また、②、③については農地保有合理化法人及び農業委員会に対する実績調査より。 算定根拠は別途記載。</p>		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	①農用地利用集積計画による譲渡	7,957	7,082	7,832	②農地売買等事業による譲渡	1,103	1,047	1,077	③あっせんによる譲渡	4,312	3,991	4,443		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	①	7,426	21,839	21,960	21,870	②	1,087	5,086	5,093	5,091	③	4,249	14,758	14,838
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年																																	
①農用地利用集積計画による譲渡	7,957	7,082	7,832																																	
②農地売買等事業による譲渡	1,103	1,047	1,077																																	
③あっせんによる譲渡	4,312	3,991	4,443																																	
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																
①	7,426	21,839	21,960	21,870																																
②	1,087	5,086	5,093	5,091																																
③	4,249	14,758	14,838	14,792																																
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間 平成 23 年度)</p> <p>基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120 万 ha（全経営耕地面積の約 3 割）にとどまっており、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間 平成 21 年度～平成 27 年度)</p> <p>本特例措置の適用を受ける施策の実施主体である市町村等を対象にアンケートを実施したところ、当該施策によって行われた所有権移転のうち、7 割から 10 割について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p> <p>また、過去 3 年間における本特例の対象となる措置によって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は 25,486ha であり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与。</p> <p>平成 21 年度実績 25,793ha（うち農業生産法人から 3,063ha）          平成 22 年度実績 24,265ha（うち農業生産法人から 2,167ha）          平成 23 年度実績 26,399ha（うち農業生産法人から 2,688ha）（推計）          平成 24 年度実績 25,559ha（うち農業生産法人から 2,639ha）（見込）          平成 25 年度実績 47,029ha（うち農業生産法人から 5,811ha）（見込）          平成 26 年度実績 47,410ha（うち農業生産法人から 5,931ha）（見込）          平成 27 年度実績 47,207ha（うち農業生産法人から 5,915ha）（見込）</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間 平成 25 年度～平成 27 年度)</p> <p>効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心的な経営体に対する農地が従来を上回るペースで促進することが困難となり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大半を占める構造の実現が困難になる。</p>																																			

		<p>《租税減を是認するような効果の有無》(平成 25 年度～平成 27 年度)</p> <p>本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去 3 年間の 1 件当たりの平均集積面積は 1.46ha となっている。</p> <p>また、拡充によって更に 1 件当たり 1.6ha 程度の集積面積の増加が見込まれ、これにより、平均的な販売農家の経営規模（2.2ha：2010 年農林業センサス）の約 2.4 倍の農地の規模拡大に寄与。</p> <p>なお、本特例措置の適用を受ける施策の実施主体である市町村等を対象にアンケートを実施したところ、当該施策によって行われた所有権移転のうち、7 割から 10 割について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p>
9 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには議論があり、措置が困難な状況。</p> <p>こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占めているところ。</p> <p>また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金（補助事業）は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡（所有権移転）を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	9,013	9,106	9,059
減税見込額	5,947	5,285	5,845	5,535	5,555	5,645	5,578
うち法人分	99	127	140	134	134	136	135
適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	12,864	13,132	13,003
うち法人分	373	447	472	505	475	484	488

※農林水産省「土地管理情報収集分析調査」及び全国農業会議所「田畑売買価格等調査」より  
 農業経営基盤強化促進法による有償所有権移転件数(H22:11,288件)から、本特例措置の対象である個人及び農業生産法人による譲渡の件数(H22:8,733件)を抽出し、減税見込額を推計

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定

(1) 現状の平均適用件数等

単位:件、千円/10a、ha

	①平均適用件数	②平均売買価格	③平均売買面積	④控除額の活用率(②×③÷800万円)
北海道	2,394	200	5	114.6%
都府県	6,853	1,212	0.4	58.4%

※①及び③は農林水産省「土地管理情報収集分析調査」より、②は全国農業会議所「田畑売買価格調査」より

(2) 特例措置の活用割合

	⑤③の面積規模の農業経営体数	⑥特例措置を活用した経営体の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	19.0%
都府県	373,113	1.8%

※面積規模の農業経営体数は、「2010年農林業センサス」より

(3) 拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

	⑦拡充により課税額が0になる譲渡面積(1200万円÷②)	⑧⑦の面積規模の農業経営体数	⑨拡充による適用件数(④×⑥×⑧)	⑩拡充による適用面積(⑨×⑦)	⑪課税所得額(⑩×②)
北海道	6	2,922	554	3,324	6,643
都府県	1.0	554,838	5,955	5,955	72,155
合計			6,509	9,279	78,798

(4) 拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

単位:百万円

	課税額	減税見込額
所得税	76,899	10,381
法人税	1,899	325
合計	78,798	10,706

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	15,522	15,615	15,568
減税見込額	5,947	5,285	5,845	5,535	16,261	16,351	16,284
うち法人分	99	127	140	134	459	461	460
適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	22,143	22,411	22,282
うち法人分	373	447	472	505	756	766	769

① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	15,522	15,615	15,568
うち法人分	62	73	78	71	374	376	375
減収見込額(所得税・法人税)	5,947	5,285	5,845	5,535	16,261	16,351	16,284
うち所得税分	5,848	5,158	5,705	5,401	15,802	15,890	15,824
うち法人税分	99	127	140	134	459	461	460
適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	22,143	22,411	22,282
うち法人分	373	447	472	505	756	766	769

※農林水産省「土地管理情報収集分析調査」及び全国農業会議所「田畑売買価格等調査」より  
 農業経営基盤強化促進法による有償所有権移転件数(H22:11,288件)から、本特例措置の対象である個人及び農業生産法人による譲渡の件数(H22:8,733件)を抽出し、減税見込額を推計

2 住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	1,949	1,719	1,902	1,800	5,267	5,297	5,275

※1の所得税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5%の税率を乗じて算出。

3 法人住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	17	22	24	23	79	80	80

※1の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	43	56	61	68	232	233	232

※1の法人税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5.3%の税率を乗じて法人事業税(所得割)の減収額を算出。  
 また、法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて、地方法人特別税の減収額を算出。



② 農地保有合理化法人等に農地売買等事業のために譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	1,915	1,873	1,909	1,899	1,894	1,901	1,898
減税見込額	792	755	775	774	768	772	771
うち法人分	169	146	160	158	155	158	157
適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	1,289	1,278	1,282
うち法人分	192	186	189	189	188	189	189

※農林水産省による実績調査より

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定  
(1)現状の平均適用件数等

単位:件、千円/10a、ha

	①平均適用件数	②平均売買価格	③平均売買面積	④控除額の活用率(②×③÷800万円)
北海道	82	106	4	56.3%
都府県	1,827	546	0.5	34.2%

※農林水産省による実績調査より

(2)特例措置の活用割合

	⑤③の面積規模の農業経営体数	⑥特例措置を活用した経営体の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	0.7%
都府県	373,113	0.5%

※面積規模の農業経営体数は、「2010年農林業センサス」より

(3)拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

	⑦拡充により課税額が0になる譲渡面積(1200万円÷②)	⑧⑦の面積規模の農業経営体数	⑨拡充による適用件数(④×⑥×⑧)	⑩拡充による適用面積(⑨×⑦)	⑪課税所得額(⑩×②)
北海道		11	43	491	520
都府県	2.2	969,287	1,621	3,564	19,458
合計			1,665	4,055	19,978

(4)拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

単位:百万円

	課税額	減税見込額
所得税	16,114	2,175
法人税	3,863	661
合計	19,978	2,836

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	1,915	1,873	1,909	1,899	3,558	3,565	3,563
減税見込額	792	755	775	774	3,604	3,608	3,607
うち法人分	169	146	160	158	816	819	818
適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	5,344	5,333	5,337
うち法人分	192	186	189	189	1,133	1,134	1,134

② 農地保有合理化法人等に農地売買等事業のために譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	1,915	1,873	1,909	1,899	3,558	3,565	3,563
うち法人分	184	228	199	204	532	526	528
減収見込額(所得税・法人税)	792	755	775	774	3,604	3,608	3,607
うち所得税分	623	609	615	616	2,788	2,790	2,790
うち法人税分	169	146	160	158	816	819	818
適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	5,344	5,333	5,337
うち法人分	192	186	189	189	1,133	1,134	1,134

※農林水産省による実績調査より

2 住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	208	203	205	205	929	930	930

※1の所得税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5%の税率を乗じて算出。

3 法人住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	29	25	28	27	141	142	142

※1の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	74	64	70	80	412	413	413

※1の法人税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5.3%の税率を乗じて法人事業税(所得割)の減収額を算出。

また、法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて、地方法人特別税の減収額を算出。

③ 農業委員会のあっせんにより譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	6,371	6,459	6,419
減税見込額	3,033	2,870	3,165	3,023	3,019	3,069	3,037
うち法人分	972	595	808	792	732	777	767
適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	11,255	11,379	11,301
うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	1,860	1,969	1,950

※農林水産省による実績調査より

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定

(1) 現状の平均適用件数等

単位:件、千円/10a、ha

	①平均適用件数	②平均売買価格	③平均譲渡面積	④控除額の活用率(②×③÷800万円)
北海道	1,862	162	5	101.5%
都府県	4,719	933	0.5	56.5%

※農林水産省による実績調査より

(2) 特例措置の活用割合

	⑤③の面積規模の農業経営体数	⑥特例措置を活用した経営体の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	14.7%
都府県	373,113	1.3%

※面積規模の農業経営体数は、「2010年農林業センサス」より

(3) 拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

	⑦拡充により課税額が0になる譲渡面積(1200万円÷②)	⑧⑦の面積規模の農業経営体数	⑨拡充による適用件数(④×⑥×⑧)	⑩拡充による適用面積(⑨×⑦)	⑪課税所得額(⑩×②)
北海道	7	2,922	431	3,191	5,170
都府県	1.3	554,838	3,964	5,096	47,564
合計			4,394	8,287	52,733

(4) 拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

単位:百万円

	課税額	減税見込額
所得税	41,801	5,643
法人税	10,933	1,869
合計	52,733	7,512

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	10,766	10,854	10,814
減税見込額	3,033	2,870	3,165	3,023	10,531	10,581	10,549
うち法人分	972	595	808	792	2,601	2,646	2,636
適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	19,542	19,666	19,588
うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	3,922	4,031	4,012

③ 農業委員会のあっせんにより譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	10,766	10,854	10,814
うち法人分	853	744	785	794	1,685	1,695	1,695
減収見込額(所得税・法人税)	3,033	2,870	3,165	3,023	10,531	10,581	10,549
うち所得税分	2,061	2,275	2,357	2,231	7,931	7,935	7,913
うち法人税分	972	595	808	792	2,601	2,646	2,636
適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	19,542	19,666	19,588
うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	3,922	4,031	4,012

※農林水産省による実績調査より

2 住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	687	758	786	744	2,644	2,645	2,638

※1の所得税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5%の税率を乗じて算出。

3 法人住民税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	168	103	140	137	450	458	456

※1の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	424	259	352	345	1,134	1,154	1,149

※1の法人税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5.3%の税率を乗じて法人事業税(所得割)の減収額を算出。

また、法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて、地方法人特別税の減収額を算出。





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況）は、金融商品の需給関係や政治経済情勢などによる市場価格の変動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「改正法」という。）は、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の実現のための制度整備を行うものであり、現時点で総合的な取引所が創設されているわけではないので、達成時期を設定することは困難である。他方で、目標値については、本租税特別措置等の適用対象が平成24年5月現在で既存商品先物取引業者33社あり、既存商品先物取引業者が総合的な取引所に参加することが達成目標である。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

改正法は、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の実現に向けた環境・制度整備をするものであり、改正法附則第4条では、現行の商品先物取引法における委託者保護基金は、総合的な取引所が実現された場合に、金融商品取引法における投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。現行の委託者保護基金及び投資者保護基金は、どちらも租税特別措置法において「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」が認められており、改正法の施行時に現行の委託者保護基金に既に加している商品先物取引業者に限り本租税特別措置等を導入しても、新たな減収額は発生しないものとする。なお、改正法においては、既存の商品先物取引業者は、既に委託者保護基金に加しているため、総合的な取引所において取引しようとする場合の投資者保護基金への加入は免除されている。

さらに、現行の委託者保護基金は、平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフ（商品先物取引業者が破綻等した場合に基金から一般委託者への支払）実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円であり、そのためこれまでも減収額は発生しておらず、この状況を前提として将来の減収額を考えた。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

⑧の補足説明で示したとおり、本租税特別措置等による税収減は発生しない。なお現行の委託者保護基金においても、ペイオフが発生した実績がないため、これまでも減収額は発生していない。この状況を前提に本租税特別措置等の将来の税収減を考えると、税収減は発生しないと見込まれる。他方で、総合的な取引所が実現した場合に、本措置により、既存商品先物取引業者が新たな負担をすることなく従前と同様の委託者保護のセーフティネットが整備され、総合的な取引所への参加が可能となるため有効と考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置（国税20・地方税16（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備が行われた。当該改正における委託者保護基金に関する経過措置について、従来の税制面の取扱いと差が生じることのないよう、所要の税制措置を行う。 具体的には、改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。そのため、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置を行う。
3	担当部局	食料産業局 商品取引グループ
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	経過措置が有効な間（改正法附則第4条では、「当分の間」とされている）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 総合的な取引所の実現に向けた制度整備として、国会会で成立した改正法に設けられた経過措置に関し、税制面においても所要の措置を講ずることにより、総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行い、「新金融立国」を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この根拠を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○日本再生の基本戦略（2011年12月24日閣議決定）（抜粋） 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 （1）更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓） ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ＜当面、重点的に取り組む主な施策＞ ○総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進</p>



		<p>総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。</p> <p>○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年9月6日成立) 附則第4条の要旨 この法律の施行の際現に存する商品先物取引法上の委託者保護基金につき、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者のうち商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等の業務に係る金融商品取引業の登録を受けた一定の者に対し、投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができることとするほか、所要の規定を整備することとする。(附則第4条関係)</p> <p>○日本再生戦略(2012年7月31日閣議決定)(抜粋) IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ (1) 更なる成長力強化のための取組 ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 [金融戦略] 総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す (重点施策: アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立) 我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立すべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。 (別表) 日本再生に向けた改革工程表 (1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ~金融戦略~ 4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立 (1) アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上 総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備 清算証拠金・口座の一元化や税制(損益通算)等の検討、実施</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況(現在は総合的な取引所が創設されていないため、実績なし(平成24年8月))</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所が創設された場合、当該措置により、従前の租税特別措置によって認められている措置と同様の取扱いになり、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることなく、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>現在、商品先物取引業者は33社(平成24年5月28日現在、許可業者)であり、改正法附則第4条の経過措置は、総合的な取引所が創設された場合における既存の商品先物取引業者が対象となるため、現状では多くても33社の見込み。</p>
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。 ・総合的な取引所が創設された場合、本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年8月) ・総合的な取引所が創設された場合に、当該総合的な取引所で取引しようとする既存の商品先物取引業者に対して新たな負担を強いることになるため、総合的な取引所への参加が促進されない可能性がある。 ・総合的な取引所が創設されても、既存の商品先物取引業者の参加が促進されない場合、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の効果が失われることになる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年8月) 現状では、商品先物取引法第270条の委託者保護基金が行う同法第300条第1号及び第2号に掲げる業務につき、租特法第66条の11第1項第6号に規定する特定の業務として、その支出した金額につき負担金の損金算入の特例とされている。金融商品取引法における投資者保護基金についても同様に措置されている。改正法附則第4条の経過措置は、委託者保護基金が農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされるものである。当該経過措置に基づいた租税特別措置を設けることにより、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が新たな負担を強いられることなく、総合的な取引所へ参加できることになるため、当該措置は有効である。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	改正法附則第4条の経過措置に対応する措置であり、税法上、従前の租税特別措置における税制措置によって認められている措置(委託者保護基金、投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例)と同様の対応を要望するものであり妥当なものと考えられる。また、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがないよう措置するものであり、妥当なものと考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	各地方に所在する既存の商品先物取引業者が総合的な取引所に参加する場合の負担が軽減されることにより、地域経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（売上額D Iの変動）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（消費税率上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金などの政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③&lt;&lt;租税特別措置等による達成目標に係る測定指標&gt;&gt;欄への補足説明）

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額D Iを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

## ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- ・ 地方税における減収額試算
- 平成25年度 985百万円
- 平成26年度 985百万円
- 平成27年度 993百万円
- 試算根拠については別添のとおり。

## ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③&lt;&lt;租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況&gt;&gt;欄への補足説明）

③のとおり。

## ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③&lt;&lt;税収減を是認するような効果の有無&gt;&gt;欄への補足説明）

- ・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額177億円に対し、本措置によって設備投資額が164億円増加し、GDPが195億円押し上げられ、それに伴い3,152人の雇用創出効果がもたらされる。

## &lt;試算方法&gt;

- ・ GDP押し上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出効果については、試算したGDP押し上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出した。
- ・ 税収減を是認するような効果については、我が国経済全体として検証することとしているため、食品企業関係者について個別の試算はしていないところ。減収額については本租税特別措置等の対象事業者全体から食品企業関係者の割合を乗じて試算しているため、全体の額を基に効果の説明を行うこととしている。

## ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。



減税見込額積算資料

商業・サービス中小企業活性化税制（特別償却又は税額の特別控除） （食品企業者関係）	平成25年度減税見込額 985 百万円
--	------------------------

（根拠条項：一）

1. 減税見込額等の積算（平成25年度見込み）

（1）適用見込法人数

①  $(256,429 + 338,480 + 596,532) \times ② 0.238 \times ③ 0.84 \times ④ 0.1 \times ⑤ 0.11 = 2620$

- ① 平成22年度会社標本調査より、資本金1億円未満の卸売業、小売業、サービス業の企業数を計算
- ② 日本政策金融公庫全国中小企業動向調査結果により、設備投資実施企業割合を計算
- ③ 中小企業庁実施「租特アンケート調査」より、器具・備品を30万円以上で取得している企業数を計算
- ④ 租税特別措置利用企業数を租特アンケート調査の中促利用率を引用して推計
- ⑤ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

（2）減税見込額

【特別償却】

①  $1,382,437,000 \text{千円} \times ② 0.43 \times ③ 0.84 \times ④ 0.78 \times ⑤ 0.3 \times ⑥ 0.5 \times ⑦ 0.23 \times ⑧ 0.11 = 1,478,085 \text{千円}$

【税額控除】

①  $1,382,437,000 \text{千円} \times ② 0.43 \times ③ 0.84 \times ④ 0.22 \times ⑤ 0.07 \times ⑥ 0.55 \times ⑦ 0.11 = 465,231 \text{千円}$

○法人住民税

$(1,478,085 \text{千円} + 465,231 \text{千円}) \times 0.173 \text{(住民税)} = 336,194 \text{千円}$

○法人事業税

$(1,478,085 \text{千円} + 465,231 \text{千円}) \times ⑩ 0.8 \div ⑪ 0.23 \times 0.096 \text{(事業税率)} = 648,898 \text{千円}$

●減収見込額合計

$336,194 \text{千円} + 648,898 \text{千円} = 985,092 \text{千円}$

- ① 平成23年中小企業実態基本調査報告書より、資本金1億円以下での建物・構築物・建物付属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額を推計
- ② ①に占める建物付属設備、工具・器具・備品購入額の割合について、民間企業投資・除却調査により推計
- ③ 器具・備品の30万円以上での取得割合について、「平成23年度アンケート調査」より計算
- ④ 特別償却利用率 ⑤ 特別償却率 ⑥ 黒字企業割合（特別償却） ⑦ 法人税率
- ⑧ 税額控除利用率 ⑨ 税額控除率 ⑩ 黒字企業割合（税額控除）
- ⑪ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計
- ⑫ 平成24年度財務省減収額試算に占める特別償却分減収額の割合
- ⑬ 平成24年度財務省試算税率

2. 適用見込み（単位：百万円）

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用事業者数	2,620	2,724	2,834
減税見込額	985	985	993

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制(国税23)(所得税・法人税:義) (地方税18)(法人住民税、法人事業税:義)
2	要望の内容	次により、中小商業・サービス業の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中小法人 (2) 対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価額1台60万円以上 ②器具・備品 取得価額1台30万円以上 (3) 特別償却又は税額控除の選択適用 特別償却：取得価格の30% 税額控除：取得価格の7%
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況（中間整理）」（平成24年5月31日） ・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。



		<p>※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」(平成24年5月14日)</p> <p>・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討すべき。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。</p> <p>具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI（前期比）を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。</p> <p>(参考指標)</p> <p>平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差)は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>売上額DIの変動((独)中小企業基盤整備機構)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えようとするとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(適用事業者数見込み)</p> <p>平成25年度 2,020社</p> <p>平成26年度 2,724社</p> <p>平成27年度 2,834社</p> <p>(農林水産省推計)</p>

	② 減収額	<p>(減収額見込み)</p> <p>平成25年度 19.4億円</p> <p>平成26年度 19.5億円</p> <p>平成27年度 19.6億円</p> <p>(農林水産省推計)</p>												
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~26年4月)</p> <p>中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起(集客力の増加)のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。</p> <p>【直面している経営上の課題】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1位</th> <th>2位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>需要の停滞(43.9%)</td> <td>販売単価の低下、上昇難(11.2%)</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>需要の停滞(22.8%)</td> <td>大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>需要の停滞(25.0%)</td> <td>利用者ニーズの変化への対応(19.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成24年4月~6月実績)</p> <p>実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある&lt;注1&gt;。</p> <p>そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。</p> <p>&lt;注1&gt;</p> <p>(出典)法人企業統計</p>		1位	2位	卸売業	需要の停滞(43.9%)	販売単価の低下、上昇難(11.2%)	小売業	需要の停滞(22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)	サービス業	需要の停滞(25.0%)	利用者ニーズの変化への対応(19.5%)
	1位	2位												
卸売業	需要の停滞(43.9%)	販売単価の低下、上昇難(11.2%)												
小売業	需要の停滞(22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化(21.0%)												
サービス業	需要の停滞(25.0%)	利用者ニーズの変化への対応(19.5%)												

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～26 年 4 月)</p> <p>足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。</p> <p>本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、IT の活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告（中小企業庁委託「平成 21 年度商店街実態調査報告書」）もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT 化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加（集客力の向上）を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～26 年 4 月)</p> <p>本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～26 年 4 月)</p> <p>本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として 195 億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用に 3152 人創出するとの試算がある。（中小企業庁委託調査による試算）</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置の対象は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小商業・サービス業に限定しており、国民の納得できる必要最小減の特例措置となっている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていことから、目的及び適用の範囲が異なる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 減税見込額積算資料

商業・サービス中小企業活性化税制（特別償却又は税額の特別控除） （食品企業者関係）	平成25年度減税見込額 1,943 百万円
--	--------------------------

(根拠条項：－)

## 1. 減税見込額等の積算（平成25年度見込み）

## (1) 適用見込法人数

$$\textcircled{1} (256,429 + 338,480 + 596,532) \times \textcircled{2} 0.238 \times \textcircled{3} 0.84 \times \textcircled{4} 0.1 \times \textcircled{5} 0.11 = 2620$$

- ① 平成22年度会社標準調査より、資本金1億円未満の卸売業、小売業、サービス業の企業数を計算
- ② 日本政策金融公庫全国中小企業動向調査結果により、設備投資実施企業割合を計算
- ③ 中小企業庁実施「租特アンケート調査」より、器具・備品を30万円以上で取得している企業数を計算
- ④ 租税特別措置利用企業数を租特アンケート調査の中促利用率を引用して推計
- ⑤ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

## (2) 減税見込額

## 【特別償却】

$$\textcircled{1} 1,382,437,000 \text{ 千円} \times \textcircled{2} 0.43 \times \textcircled{3} 0.84 \times \textcircled{4} 0.78 \times \textcircled{5} 0.3 \times \textcircled{6} 0.5 \times \textcircled{7} 0.23 \times \textcircled{11} 0.11 = 1,478,085 \text{ 千円}$$

## 【税額控除】

$$\textcircled{1} 1,382,437,000 \text{ 千円} \times \textcircled{2} 0.43 \times \textcircled{3} 0.84 \times \textcircled{8} 0.22 \times \textcircled{9} 0.07 \times \textcircled{10} 0.55 \times \textcircled{11} 0.11 = 465,231 \text{ 千円}$$

●減収見込額合計（特別償却＋税額控除）1,478,085 千円＋465,231 千円＝1,943,316 千円

- ① 平成23年中小企業実態基本調査報告書より、資本金1億円以下での建物・構築物・建物付属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額を推計
- ② ①に占める建物付属設備、工具・器具・備品購入額の割合について、民間企業投資・除却調査により推計
- ③ 器具・備品の30万円以上での取得割合について、「平成23年度アンケート調査」より計算
- ④ 特別償却利用率 ⑤ 特別償却率 ⑥ 黒字企業割合（特別償却） ⑦ 法人税率
- ⑧ 税額控除利用率 ⑨ 税額控除率 ⑩ 黒字企業割合（税額控除）
- ⑪ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

## 2. 適用見込み（単位：百万円）

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用事業者数	2,020	2,724	2,834
減税見込額	1,943	1,951	1,959

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（当措置を利用して設備やシステムを導入する見込み金額）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置による投資押し上げ効果について、中小企業投資促進税制による設備投資押し上げ効果の値を用いた算出方法が適切・妥当であることを説明する必要がある。

また、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備）の実現状況の将来予測について、「設備等投資額（平成 25～27 年度）700 億円」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は見当たらない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。

これに対して、本特例措置は、農林水産物の付加価値の向上や農林水産業の業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗等の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置（国税8）（地方税1）（所得税：外、法人税：義、個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	以下の特別償却制度及び税額の特別控除の選択適用制度を創設する。 【制度の概要】 (1)対象業種：農業（関連のサービス業を含む。以下同じ。）、林業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、木材・木製品製造業、協同組合 (2)対象事業者：青色申告書を提出する農林水産業を営む者及び中小企業者等（農業協同組合等を含む。）又は個人事業者 (3)対象設備：①建物附属設備（取得価額1台60万円以上） ②機械・装置（取得価額1台30万円以上） ③器具・備品（取得価額1台30万円以上） (4)特例内容：取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課/生産局農産部農産企画課、畜産部畜産企画課/経営局協同組織課/林野庁経営課、木材産業課/水産庁水産経営課（参考：要望取りまとめ：経営局総務課）
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費税の段階的に引き上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林水産業等の経営の安定確保と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況（中間整理） （平成24年5月31日 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部） 3. 財政上・税制上その他の支援措置等 ◎ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ※なお、省内複数局庁が関係しており、政策体系上の位置づけが多岐にわ

			たるため、全ての関係局庁に関連のある位置づけを記載している。															
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林水産業や中小企業等を中心に価格転嫁が困難となることが懸念される実情を踏まえ、消費税の税率引き上げに伴う価格の上昇について、消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援する。併せて、消費税率の引き上げが2段階にわたって実施されることを踏まえ、値札張り替えなどの事務負担の軽減に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備するとともに消費税率引き上げに伴う影響への対応を行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  当措置を利用して設備やシステムを導入する見込み金額約 700 億円程度(各年度)を一応の目安として設定。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、農産物の高付加価値化等の投資促進及び流通段階の事務コストが軽減され、農林水産業等の経営の安定確保と活性化を図る。															
8	有効性等	①	適用数等	(単位：千件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>約 58</td> <td>約 58</td> <td>約 58</td> </tr> </tbody> </table> ※積算根拠は別紙参照。また、H26、H27については、平成 25 年度水準で推移すると仮定した。(本評価書において、以下同様)			年	H25	H26	H27	適用件数	約 58	約 58	約 58				
年	H25	H26	H27															
適用件数	約 58	約 58	約 58															
		②	減収額	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収見込額(国税)</td> <td>約 2,600</td> <td>約 2,600</td> <td>約 2,600</td> </tr> <tr> <td>減収見込額(地方税)</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> </tr> </tbody> </table>			年	H25	H26	H27	減収見込額(国税)	約 2,600	約 2,600	約 2,600	減収見込額(地方税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200
年	H25	H26	H27															
減収見込額(国税)	約 2,600	約 2,600	約 2,600															
減収見込額(地方税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200															
		③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～H27)  本措置により、農産物の高付加価値化等の投資促進及び流通段階の事務コストが軽減され、農林水産業等の活性化と雇用の維持・確保が図られる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H25～H27) 当措置を利用して設備やシステムを導入する見込み金額 (単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備等投資額</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> </tr> </tbody> </table>				H25	H26	H27	設備等投資額	約 700	約 700	約 700				
	H25	H26	H27															
設備等投資額	約 700	約 700	約 700															

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 農業者は生産物の価格形成力が弱く、消費税引上げに伴う価格転嫁が円滑に行われず、農業所得の減少による経営の不安定化が懸念され、ひいては、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林水産業等の経営の安定確保や活性化にも影響が及ぶ。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～27年度)  (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(国税)</td> <td>約 2,600</td> <td>約 2,600</td> <td>約 2,600</td> </tr> <tr> <td>減収額(地方税)</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> </tr> <tr> <td>投資押上げ効果(国税)</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> <td>約 3,200</td> </tr> <tr> <td>投資押上げ効果(地方税)</td> <td>約 3,900</td> <td>約 3,900</td> <td>約 3,900</td> </tr> </tbody> </table> 上記表のとおり、いずれの年度でも投資押上げ効果が減収額を上回るため、是認できる。  ※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、本措置の実績がまだ出ていないため、算出できない。 そのため、本措置の減収額に対する投資押上げ効果についてはH23の租特等評価書における「中小企業投資促進税制(経済産業省等)」で記載されている1.22倍程度の設備投資押上げ効果があるものとして算定。					H25	H26	H27	減収額(国税)	約 2,600	約 2,600	約 2,600	減収額(地方税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200	投資押上げ効果(国税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200	投資押上げ効果(地方税)	約 3,900	約 3,900	約 3,900
	H25	H26	H27																							
減収額(国税)	約 2,600	約 2,600	約 2,600																							
減収額(地方税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200																							
投資押上げ効果(国税)	約 3,200	約 3,200	約 3,200																							
投資押上げ効果(地方税)	約 3,900	約 3,900	約 3,900																							
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金等の措置と比べ、一定の要件を満たす設備投資に適用されることから、その効果は価格転嫁が困難な農林水産業者等に広く及ぶものである。 また、対象業種となる業種は他業種と比べて、景況の回復のテンポが遅く、消費税増税に伴う価格転嫁問題や急激な需要の増減の影響を受けやすいものであり、必要最小限の特例措置となっている。 加えて、税負担の軽減により、農林水産業者等の経営の安定が図られ、国内農林水産物の安定供給に寄与するものである。 なお、中小企業法人又は個人事業者を対象とする「商業・サービス中小企業活性化税制(仮称)」と同等の措置を講ずるものであり、税の公平性の観点からも妥当。																						
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 25 年度予算概算要求においては、消費税率の引き上げに関する広報活動を中心とした内容での要求を行っており、設備投資を行った者への支援を行う当税制措置との役割分担が出来ている。																						
		③	地方公共団体が協力する相	今回の消費税率の引上げには地域経済にも大きく影響を与えることが懸念される。																						



	当性	また、税金は国と地方で配分(消費税率 10%時においては国 7.8%、地方 2.2%)されることから、当該引き上げを円滑に行うことは、地方公共団体においても重要な課題であり、協力頂くことが相当。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

	[所得税・法人税]
食品製造業の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（食品企業者関係）	平成25年度減税見込額 526 百万円

(根拠条項：—)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用事業者数

食品製造業事業者数 46,983事業所（工業統計）× 2割×69.3%（注）＝6,511事業所①

(注) 年間販売金額 1 千万円以上の食品製造業数を推計

(中小企業庁「中小企業実態基本調査（平成 22 年度）」売上高階級別より)

(2) 投資促進税制対象設備取得額

①×95万円（本措置の適用取得価額の間値（下限30万円と上限160万円との中間値））  
＝6,185百万円

(3) 特別償却減税見込額＝ 6,185百万円×3/4×30%×30%＝418百万円②

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (法人税率)

(4) 税額控除減税見込額＝ 6,185百万円×1/4×7%＝108百万円③

(投資促進税制対象設備取得額) (税額控除選択率) (控除率)

418百万円 ② + 108百万円 ③ = 526百万円

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	46,983	46,983	46,983
適用件数	6,511	6,511	6,511
減税見込額 (百万円)	526	526	526

[法人住民税・事業税]	
食品製造業の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（食品企業者関係）	平成25年度減税見込額 225 百万円

(根拠条項：－)

1. 減税見込額積算

(1) 適用事業者数

食料品製造業事業者数 46,983事業所（工業統計）×2割×69.3%（注）＝6,511事業所①

（注）年間販売金額1千万円以上の食料品製造業数を推計  
（中小企業庁「中小企業実体基本調査（平成22年度）」売上高階級別より）

(2) 投資促進税制対象設備取得額

①×95万円（本措置の適用取得価額の間中値（下限30万円と上限160万円との中間値））  
＝6,185百万円

○法人事業税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (事業税率)

特別償却減税見込額＝6,185百万円×3/4×30%×9.6%＝134百万円②

○法人住民税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (法人税率) (住民税率)

ア 特別償却減税見込額＝6,185百万円×3/4×30%×30%×17.3%＝72百万円③

(投資促進税制対象設備取得額) (控除率) (住民税率)

イ 税額控除減税見込額＝6,185百万円×1/4×7%×17.3%＝19百万円④

○減税見込額

② 134百万円 + ③ 72百万円 + ④ 19百万円 = 225百万円

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	46,983	46,983	46,983
適用件数	6,511	6,511	6,511
減税見込額 (百万円)	225	225	225

減税見込額積算資料

[所得税]	
農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例 (特別償却又は税額の特別控除) (農業経営体(個人)関係)	平成25年度減税見込額 342 百万円

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（農業経営体（個人））

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…325千経営体（※1）…①

①のうち、青色申告者数… 個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合（※2）×事業所得者に占める青色申告割合（※3）  
＝325千経営体×（183万人／469万人）×56%  
＝71千経営体

（※1）「2010年農林業センサス」（農林水産省）から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人（畜産を除く）に個人経営体比率（個人経営体99%、法人経営体1%）を乗じて算出。

（※2）事業所得者数は「労働力調査年報」（総務省）の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」（総務省）の平成22年値

（※3）「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値

(2) 適用者数（農業経営体（個人））

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数… 年間販売金額1千万円以上のうち  
青色申告者71千経営体×1/3＝24千経営体

(3) 減税見込額（農業経営体（個人））

① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間中値（下限30万円と上限160万円との中間値）  
＝95万円と仮定

②減税見込額…適用者数×1台当たり取得価額×特別償却の率×所得税率  
＝24千経営体×95万円×30%×5%  
＝342百万円

2. 適用見込み（単位：百万円）

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	24千件	24千件	24千件
減税見込額	342	342	342

減税見込額積算資料

[法人税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例 (特別償却又は税額の特別控除)(農業経営体(法人)関係)	平成25年度減税見込額 141百万円
--	-----------------------

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数(農業経営体(法人))

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…3千経営体(※)

(※)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に法人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。

(2) 適用者数(農業経営体(法人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…3千経営体

(3) 減税見込額(農業経営体(法人))

① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間値(下限30万円と上限160万円との間値)  
=95万円と仮定

② 減税見込額…適用者数×取得価額×特別償却の率×法人税率(復興特別法人税含む)  
=3千経営体×95万円×30%×16.5%  
=141百万円

2. 適用見込み(単位：百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	3千件	3千件	3千件
減税見込額	141	141	141

減税見込額積算資料

[個人住民税、法人住民税、事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控除)(農業関係)	平成25年度減税見込額 1,700百万円
---	-------------------------

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用者数等

ア 農業経営体(個人)

(ア) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…325千経営体(※1)…①

①のうち、青色申告者数…個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合(※2)×事業所得者に占める青色申告割合(※3)  
= 325千経営体 × (183万人/469万人) × 56%  
= 71千経営体

(※1)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に個人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。

(※2) 事業所得者数は「労働力調査年報」(総務省)の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」(総務省)の平成22年値

(※3)「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値

(イ) 適用者数(農業経営体(個人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者71千経営体 × 1/3 = 24千経営体

イ 農業経営体(法人)

(ア) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…3千経営体(※)

(※)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に法人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。

(イ) 適用者数(農業経営体(法人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…3千経営体

【農水14】

(2) 減税見込額

ア 農業経営体（個人）

(ア) 個人住民税

適用者数×1台当たり取得価額（本措置の適用取得価額の間中値（下限30万円と上限160万円との中間値））×税額控除率  
 =24千経営体×95万円×7%  
 =1,596百万円  
 ※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

イ 農漁業経営体（法人）

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額×((法人税率)÷(法人税率+復興特別法人税率))×法人税割税率  
 =141百万円×15/16.5×17.3%  
 =22百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額×旧事業税率 = 855百万円(※)×9.6% = 82百万円  
 (※) 法人適用数(3千)×取得価額(95万円)×特別償却率(30%)

(ア) + (イ) = 104百万円

2. 適用見込み (単位：百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	27千件	27千件	27千件
減税見込額	1,700	1,700	1,700

減税見込額積算資料

	[所得税]
農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（畜産業経営体（個人）関係）	平成25年度減税見込額 39百万円

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（畜産業経営体（個人））

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の個人経営体(※1)…38千経営体…①

①のうち、青色申告者数…個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合(※2)×事業所得者に占める青色申告割合(※3)  
 =38千経営体×183万人/469万人×56%  
 = 8千経営体

※1 「2010年農林業センサス」（農林水産省）の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した個人経営体数

※2 事業所得者数は「労働力調査年報」（総務省）の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」（総務省）の平成22年値

※3 「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値

(2) 適用者数（畜産業経営体（個人））

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…売上高1千万円以上の個人経営体のうち青色申告者×1/3 = 3千経営体

(3) 総取得価額（畜産業経営体（個人））

① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間中値（下限30万円と上限160万円との中間値）  
 =95万円と仮定

② 総取得価額…適用者×1台当たり取得価額  
 = 3千経営体×95万円  
 =2,597百万円

(4) 減税見込額（畜産業経営体（個人））

減税見込額…総取得価額×特別償却の率×所得税率  
 =2,597百万円×30%×5%  
 =39百万円

2. 適用見込み (単位：百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	3千件	3千件	3千件
減税見込額	39	39	39

減税見込額積算資料

[法人税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（畜産業経営体（法人）関係）	平成25年度減税見込額 105 百万円
---	------------------------

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（畜産業経営体（法人））

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の法人経営体…2千経営体

※ 「2010年農林業センサス」（農林水産省）の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した法人経営体数

(2) 適用者数（畜産業経営体（法人））

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…2千経営体

(3) 総取得価額（畜産業経営体（法人））

① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間値（下限30万円と上限160万円との間値）  
=95万円と仮定

② 総取得価額…適用者×1台当たり取得価額  
=2千経営体×95万円  
=2,121百万円

(4) 減税見込額（畜産業経営体（法人））

減税見込額…総取得価額×特別償却の率×法人税率（復興特別法人税含む）  
=2,121百万円×30%×16.5%  
=105百万円

2. 適用見込み（単位：百万円）

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	2千件	2千件	2千件
減税見込額	105	105	105

減税見込額積算資料

[個人住民税、法人住民税、事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（畜産業関係）	平成25年度減税見込額 259 百万円
--	------------------------

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用者数等

ア 畜産業経営体（個人）

(ア) 対象者数

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の個人経営体<sup>(※1)</sup>…38千経営体…①

①のうち、青色申告者数…個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合<sup>(※2)</sup>×事業所得者に占める青色申告割合<sup>(※3)</sup>  
=38千経営体×183万人/469万人×56%  
=8千経営体

※1 「2010年農林業センサス」（農林水産省）の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した個人経営体数

※2 事業所得者数は「労働力調査年報」（総務省）の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」（総務省）の平成22年値

※3 「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値

(イ) 適用者数

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり3年に一度1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者×1/3=3千経営体

イ 畜産業経営体（法人）

(ア) 対象者数

畜産業経営体のうち、法人経営体…2千経営体

※ 「2010年農林業センサス」（農林水産省）の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した法人経営体数

(イ) 適用者数

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…2千経営体

(2) 減税見込額

ア 畜産業経営体（個人）

(ア) 個人住民税

【農水14】

適用者数×1台当たり取得価額（本措置の適用取得価額の間値（下限30万円と上限160万円との間値））×税額控除率  
 = 3千経営体×95万円×7%  
 =182百万円  
 ※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

イ 畜産業経営体（法人）

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額×((法人税率)÷(法人税率+復興特別法人税率))×法人税割税率  
 =105百万円×15/16.5×17.3%  
 =17百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額×旧事業税率=636百万円×9.6%=61百万円

(ア) + (イ) = 78百万円

2. 適用見込み (単位: 百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	4,967件	4,967件	4,967件
減税見込額	259	259	259

〔法人税〕

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置 (農業協同組合等関係)	平成25年度減税見込額 1,012百万円 (根拠条項: 一)
---	--------------------------------------

1 減税見込額等の積算

(1) 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額を以下により推計した。

(農協分)

- ① 平成22年度の各JAの業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出(47JA)  
 ・抽出合計額: 7,207百万円  
 ・抽出47JAは比較的規模の大きなJAとしたことから平均的になるよう補正值(1/2)を乗じた額: 3,604百万円  
 ・1JA当たり: 77百万円(3,604÷47JA)

② 平成22年度末農協数  
745JA

③ 投資額推計  
77百万円×745JA=57,365百万円・・・①

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より)  
 中小企業等投資促進税制: 29,496百万円・・・②  
 少額減価償却資産の特例: 1,565百万円・・・③

⑤ 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額  
 ①-②-③=26,304百万円・・・④

(連合会分)

① 平成22年度の全農、ホクレン、熊本経済連及び静岡経済連の業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出。  
 抽出合計額: 10,830百万円  
 1連合会当たり: 2,707百万円(10,830÷4)

② 平成22年度末経済連数  
9経済連

③ 投資額推計  
2,707百万円×9経済連=24,363百万円・・・①'

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より)  
 中小企業等投資促進税制: 15,135百万円・・・②'  
 少額減価償却資産の特例: 67百万円・・・③'

⑤ 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額  
 ①'-②'-③'=9,161百万円・・・④'

(合計)

④+④'=35,465百万円・・・⑤

(2) 平成22年度の中小企業等投資促進税の対象資産に対し実際に同制度を適用した取得価額の割合

① 対象資産取得額: ②+②'=44,631百万円・・・⑥

② 同制度を適用した取得価額  
 農協: 18,684百万円・・・⑦  
 経済連: 9,424百万円・・・⑧  
 合計: ⑦+⑧=28,108百万円・・・⑨

③ 割合: 62.9% (⑨÷⑥×100%)・・・⑩



(3) 税制対応円滑化税制（仮称）が中小企業等投資促進税制と同程度適用されると仮定し、適用される取得価額を推計。

$$\textcircled{5} \times \textcircled{10} = \underline{22,307} \text{百万円} \dots \textcircled{11}$$

(4) 平成22年度の中小企業等投資促進税制の特別償却額及び税額控除額が同制度を適用した取得価額に占める割合（毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より）。

- ① 特別償却額  
 農協分：710百万円・・・⑫  
 経済連分：67百万円・・・⑬  
 合計：777百万円・・・⑭
- ② 税額控除額  
 農協分：842百万円・・・⑮  
 経済連分：272百万円・・・⑯  
 合計：1,114百万円・・・⑰

- ③ 割合  
 特別償却額： $\frac{2,76\%}{(11 \div 9 \times 100\%)} \dots \textcircled{18}$   
 税額控除額： $\frac{3,96\%}{(17 \div 9 \times 100\%)} \dots \textcircled{19}$

(5) 税制対応円滑化税制（仮称）が適用される取得価額に占める特別償却額及び税額控除額が中小企業等投資促進税制と同程度の割合で適用されると仮定。

$$\begin{aligned} \text{特別控除額} &: \underline{616} \text{百万円} \quad (11 \times 18 \div 100\%) \dots \textcircled{20} \\ \text{税額控除額} &: \underline{883} \text{百万円} \quad (17 \times 19 \div 100\%) \dots \textcircled{21} \end{aligned}$$

(6) 法人税減税見込み額

$$\begin{aligned} \text{特別償却分} &: \textcircled{20} \times 19\% \text{ (法人税率)} \times 1.1 \text{ (復興特別法人税)} = 129 \text{百万円} \\ \text{税額控除分} &: 883 \text{百万円} \text{ (①と同額)} \\ \text{合計} &: \underline{1,012} \text{百万円} \end{aligned}$$

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	1,762	1,762	1,762
減税見込額	1,012	1,012	1,012

[法人税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置 (農業協同組合等関係)	平成25年度減税見込額	215百万円
	法人住民税	175
	法人事業税	22
	地方法人特別税	18

(根拠条項一)

1 減税見込額等の積算

(国税の減税額)

(1) 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額を以下により推計した。

(農協分)

- ① 平成22年度の各JAの業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出(47JA)  
 ・抽出合計額：7,207百万円  
 ・抽出47JAは比較的規模の大きなJAとしたことから平均的になるよう補正值(1/2)を乗じた額：3,604百万円  
 ・1JA当たり：77百万円(3,604÷47JA)

- ② 平成22年度末農協数  
745JA

- ③ 投資額推計  
77百万円×745JA=57,365百万円・・・①

- ④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額（毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より）  
 中小企業等投資促進税制：29,496百万円・・・②  
 少額減価償却資産の特例：1,565百万円・・・③

- ⑤ 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額  
①-②-③=26,304百万円・・・④

(連合会分)

- ① 平成22年度の全農、ホクレン、熊本経済連及び静岡経済連の業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出。  
 抽出合計額：10,830百万円  
 1連合会当たり：2,707百万円(10,830÷4)

- ② 平成22年度末経済連数  
9経済連

- ③ 投資額推計  
2,707百万円×9経済連=24,363百万円・・・①'

- ④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額（毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より）  
 中小企業等投資促進税制：15,135百万円・・・②'  
 少額減価償却資産の特例：67百万円・・・③'

- ⑤ 中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額  
①'-②'-③'=9,161百万円・・・④'

(合計)

$$\textcircled{4} + \textcircled{4}' = \underline{35,465} \text{百万円} \dots \textcircled{5}$$

(2) 平成22年度の中小企業等投資促進税制の対象資産に対し実際に同制度を適用した取得価額の割合

- ① 対象資産取得額：②+②' = 44,631百万円・・・⑥

- ② 同制度を適用した取得価額  
 農協：18,684百万円・・・⑦  
 経済連：9,424百万円・・・⑧  
 合計：⑦+⑧=28,108百万円・・・⑨

- ③ 割合：62.9% (⑨÷⑥×100%)・・・⑩

【農水14】

(3) 税制対応円滑化税制（仮称）が中小企業等投資促進税制と同程度適用されると仮定し、適用される取得価額を推計。

$$\textcircled{5} \times \textcircled{10} = \underline{22,307} \text{百万円} \dots \textcircled{11}$$

(4) 平成22年度の中小企業等投資促進税制の特別償却額及び税額控除額が同制度を適用した取得価額に占める割合（毎年5月～7月にかけて行う利用状況調査より）。

① 特別償却額  
 農協分：710百万円・・・⑫  
 経済連分：67百万円・・・⑬  
 合計：777百万円・・・⑭

② 税額控除額  
 農協分：842百万円・・・⑮  
 経済連分：272百万円・・・⑯  
 合計：1,114百万円・・・⑰

③ 割合  
 特別償却額： $\frac{2,76\%}{\textcircled{14} \div \textcircled{9} \times 100\%}$ ・・・⑱  
 税額控除額： $\frac{3,96\%}{\textcircled{17} \div \textcircled{9} \times 100\%}$ ・・・㉑

(5) 税制対応円滑化税制（仮称）が適用される取得価額に占める特別償却額及び税額控除額が中小企業等投資促進税制と同程度の割合で適用されると仮定。

$$\text{特別控除額} : \underline{616} \text{百万円} (\textcircled{11} \times \textcircled{18} \div 100\%) \dots \textcircled{20}$$

$$\text{税額控除額} : \underline{883} \text{百万円} (\textcircled{11} \times \textcircled{19} \div 100\%) \dots \textcircled{21}$$

(6) 法人税減税見込み額

$$\text{特別償却分} : \textcircled{20} \times 19\% (\text{法人税率}) \times 1.1 (\text{復興特別法人税}) = 129 \text{百万円}$$

$$\text{税額控除分} : 883 \text{百万円} (\text{㉑と同額})$$

$$\text{合計} : \underline{1,012} \text{百万円}$$

(地方税減税額)

(1) 法人住民税 1,012百万円 (法人税減税額)  $\times 17.3\% = \underline{175} \text{百万円}$

(2) 法人事業税 616百万円  $\times 3.6\% = \underline{22} \text{百万円}$

(3) 地方法人特別税 22百万円  $\times 81\% = \underline{18} \text{百万円}$

(4) 減税見込み額 (1) + (2) + (3) =  $\underline{215} \text{百万円}$

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	1,762	1,762	1,762
減税見込額	215	215	215

別添

[法人税：特別償却・税額控除]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (森林組合等関係)	平成25年度減税見込額 7百万円
--	---------------------

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

- ① 森林組合  
 3年平均 (190百万円/77%+90百万円/78%+117百万円/90%)  $\div 3 = 164$ 百万円
- ② 森林組合連合会  
 3年平均 (12百万円/100%+120百万円/96%+13百万円/100%)  $\div 3 = 50$ 百万円
- ③ 計 (森林組合+森林組合連合会) 214百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円=約10%
- ⑤ 214百万円  $\times 10\% = 21$ 百万円
- ⑥ 特別償却減税額 21百万円  $\times 16.5\%$  (法人税額) = 3百万円  
 (本措置の適用取得価額の間値95万円 (下限30万円と上限160万円との間値) を基に推計)

(2) 税額控除額

- ① 森林組合  
 3年平均 (43百万円+46百万円+12百万円)  $\div 3 = 34$ 百万円
- ② 森林組合連合会  
 3年平均 (2百万円+2百万円+8百万円)  $\div 3 = 4$ 百万円
- ③ 計 (森林組合+森林組合連合会) 38百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円=約10%
- ⑤ 38百万円  $\times 10\% = 4$ 百万円  
 (本措置の適用取得価額の間値95万円 (下限30万円と上限160万円との間値) を基に推計)

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み (単位：百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	654	654	654
適用事業者数	62	62	62
税額控除	4	4	4
特別償却	3	3	3

注) 適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(推計)である。  
 対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。  
 なお、平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み (単位：百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
 (当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 21百万円  $\div 30\% = 70$ 百万円
- ② 税額控除額 4百万円  $\div 7\% = 57$ 百万円

別添

〔所得税：特別償却・税額控除〕

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業者(個人))	平成25年度減税見込額 4 百万円
--	----------------------

## 1. 減税見込額等の積算

林業事業者

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業者の個人、法人別の割合

個人：584(林業個人) / 1,257(1,000m<sup>3</sup>以上素材生産している林業事業者) = 46%

法人：673(林業法人) / 1,257( ) = 54%

1,000万円以上の林業事業者数(個人、法人別)

個人：1,816×46%=835

法人：1,816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業者(個人)における青色申告者数

835×54.5%=455事業者

青色申告した林業事業者数/青色申告した森林組合等数

455/700= 65%

## (1) 特別償却額

21百万円×65% =14百万円

特別償却減税額 14百万円×5%= 1百万円

## (2) 税額控除額

4百万円×65% =3百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

## 2. 適用実績及び適用見込み(単位：百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	835	835	835
適用事業者数	455	455	455
税額控除	3	3	3
特別償却	1	1	1

注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に推計。

注2) 対象者は、林業事業者である。林業事業者とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。

注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

## 3. 投資額の算定根拠見込み(単位：百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

① 特別償却額 14百万円 ÷ 30% = 47百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

〔法人税：特別償却・税額控除〕

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業者(法人))	平成25年度減税見込額 6 百万円
--	----------------------

## 1. 減税見込額等の積算

林業事業者

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業者の個人、法人別の割合

個人：584(林業個人) / 1,257(1,000m<sup>3</sup>以上素材生産している林業事業者) = 46%

法人：673(林業法人) / 1,257( ) = 54%

1,000万円以上の林業事業者数(個人、法人別)

個人：1,816×46%=835

法人：1,816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業者(法人)における青色申告者数

981×54.5%=535事業者

青色申告した林業事業者数/青色申告した森林組合等数

535/700=76%

## (1) 特別償却額

21百万円×76% =16百万円

特別償却減税額 16百万円×16.5%=3百万円

## (2) 税額控除額

4百万円×76% =3百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

## 1. 適用実績及び適用見込み(単位：百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	981	981	981
適用事業者数	535	535	535
税額控除	3	3	3
特別償却	3	3	3

注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に推計。

注2) 対象者は、林業事業者である。林業事業者とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。

注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

## 3. 投資額の算定根拠見込み(単位：百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

① 特別償却額 16百万円 ÷ 30% = 53百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

【農水14】

別添

[法人税：特別償却・税額控除]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (木材・木製品製造業)	平成25年度減税見込額 34 百万円
--	-----------------------

1. 減税見込額等の積算

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象  
6,456 (木材・木製品製造業全体) / 415,184 (製造業全体) = 2%  
1,000万円以上の事業体数  
288,223 × 2% = 5,764  
事業所得者のうち青色申告者/事業所得者  
207万人 / 380万人 = 54.5%  
事業体における青色申告者数  
5,764事業体 × 54.5% = 3,136事業体  
青色申告した事業体数/青色申告した森林組合等数  
3,136 / 700 = 448%

- (1) 特別償却額  
21百万円 × 448% = 94百万円  
特別償却減税額 94百万円 × 16.5% = 16百万円
- (2) 税額控除額  
4百万円 × 448% = 18百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて  
中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	5,764	5,764	5,764
適用事業者数	3,136	3,136	3,136
税額控除	18	18	18
特別償却	16	16	16

- 注) 1 適用実績及び適用見込みは、中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に推計。  
2 対象者は、木材・木製品製造業(家具を除く)である。  
3 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

① 特別償却額 94百万円 ÷ 30% = 313百万円  
② 税額控除額 18百万円 ÷ 7% = 257百万円

別添

[法人住民税・事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (森林組合等関係)	平成25年度減税見込額 2 百万円
--	----------------------

1. 減税見込額等の積算

- (1) 特別償却額
- ① 森林組合  
3年平均 (190百万円/77% + 90百万円/78% + 117百万円/90%) ÷ 3 = 164百万円
- ② 森林組合連合会  
3年平均 (12百万円/100% + 120百万円/96% + 13百万円/100%) ÷ 3 = 50百万円
- ③ 計 (森林組合 + 森林組合連合会) 214百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円 = 約10%
- ⑤ 214百万円 × 10% = 21百万円
- ⑥ 特別償却減税額 21百万円 × 16.5% (法人税額) = 3百万円  
(本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計)

- (2) 税額控除額
- ① 森林組合  
3年平均 (43百万円 + 46百万円 + 12百万円) ÷ 3 = 34百万円
- ② 森林組合連合会  
3年平均 (2百万円 + 2百万円 + 8百万円) ÷ 3 = 4百万円
- ③ 計 (森林組合 + 森林組合連合会) 38百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円 = 約10%
- ⑤ 38百万円 × 10% = 4百万円 (4百万円)  
(本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計)

- (3) 地方税減税見込額
- ① 法人住民税額  
3百万円 × 17.3% = 1百万円
- ② 法人事業税  
21百万円 × 2.7% = 1百万円
- ③ 地方法人特別税  
21百万円 × 2.7% × 81% = 0百万円
- (減税見込額等の算出基礎としたデータについて)  
各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	654	654	654
適用事業者数	62	62	62
減税見込額	法人住民税	1	1
	法人事業税	1	1
	地方法人特別税	0	0

注) 適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(推計)(林野庁調べ)である。  
対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)  
なお、平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

① 特別償却額 21百万円 ÷ 30% = 70百万円  
② 税額控除額 4百万円 ÷ 7% = 57百万円

別添

[個人住民税・事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業体(個人))	平成25年度減税見込額 0.1百万円
--	-----------------------

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象  
1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人：584(林業個人) / 1,257 (1,000m<sup>3</sup>以上素材生産している林業事業体) = 46%  
法人：673(林業法人) / 1,257 ( ) = 54%

1,000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人：1,816 × 46% = 835  
法人：1,816 × 54% = 981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者  
207万人 / 380万人 = 54.5%

林業事業体(個人)における青色申告者数

835 × 54.5% = 455事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数  
455 / 700 = 65%

(1) 特別償却額

21百万円 × 65% = 14百万円

特別償却減税額 14百万円 × 5% = 1百万円

(2) 税額控除額

4百万円 × 65% = 3百万円

(3) 地方税減税見込額

① 個人住民税額

1百万円 × 10% = 0.1百万円

② 個人事業税

林業は非課税

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	835	835	835
適用事業者数	455	455	455
減税見込み	0.1	0.1	0.1
個人住民税			

注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に推計。

注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。

注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

林業事業体(個人)

① 特別償却額 14百万円 ÷ 30% = 47百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

[法人住民税・事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業体(法人))	平成25年度減税見込額 1百万円
--	---------------------

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象  
1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人：584(林業個人) / 1,257 (1,000m<sup>3</sup>以上素材生産している林業事業体) = 46%  
法人：673(林業法人) / 1,257 ( ) = 54%

1,000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人：1,816 × 46% = 835  
法人：1,816 × 54% = 981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者  
207万人 / 380万人 = 54.5%

林業事業体(法人)における青色申告者数

981 × 54.5% = 535事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数  
535 / 700 = 76%

(1) 特別償却額

21.4百万円 × 76% = 16百万円

特別償却減税額 16百万円 × 16.5% = 3百万円

(2) 税額控除額

4百万円 × 76% = 3百万円

(3) 地方税減税見込額

① 法人住民税額

3百万円 × 17.3% = 1百万円

② 法人事業税

林業は非課税

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

1. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	981	981	981
適用事業者数	535	535	535
減税見込み	1	1	1
個人住民税			

注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に推計。

注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。

注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

林業事業体

① 特別償却額 16百万円 ÷ 30% = 53百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円



別添

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (木材・木製品製造業)	[法人住民税・事業税]
	平成25年度減税見込額 8百万円

1. 減税見込額等の積算

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象  
 $6,456$  (木材・木製品製造業全体) /  $415,184$  (製造業全体) = 2%  
 1,000万円以上の事業体数  
 $288,223 \times 2\% = 5,764$   
 事業所得者のうち青色申告者/事業所得者  
 $207$ 万人 /  $380$ 万人 = 54.5%  
 事業体における青色申告者数  
 $5,764$ 事業体  $\times$  54.5% =  $3,136$ 事業体  
 青色申告した事業体数 / 青色申告した森林組合等数  
 $3,136 / 700 = 448\%$

- (1) 特別償却額  
 $21$ 百万円  $\times$  448% = 94百万円  
 特別償却減税額  $94$ 百万円  $\times$  16.5% = 16百万円
- (2) 税額控除額  
 $4$ 百万円  $\times$  448% = 18百万円
- (3) 地方税減税見込額
  - ① 法人住民税額  
 $16$ 百万円  $\times$  17.3% = 3百万円
  - ② 法人事業税  
 $94$ 百万円  $\times$  5.3% = 5百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	5,764	5,764	5,764
適用事業者数	3,136	3,136	3,136
減税見込み	法人住民税	3	3
	法人事業税	5	5

注) 1 適用実績及び適用見込みは、中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に推計。  
 2 対象者は、木材・木製品製造業(家具を除く)である。  
 3 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について  
 (当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額  $94$ 百万円  $\div$  30% = 313百万円
- ② 税額控除額  $18$ 百万円  $\div$  7% = 257百万円

減税見込額積算資料

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控除)(漁業経営体(個人)関係)	[所得税]
	平成25年度減税見込額 114百万円

(根拠条項: -)

1. 減税見込額等の積算

- (1) 対象者数(漁業経営体(個人))  
 漁業経営体のうち、個人経営体<sup>(※1)</sup>…115千経営体  
 そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数<sup>(※2)</sup>…23千経営体

※1、2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))の個人経営体数及び販売金額別個人経営体数による

- (2) 適用者数(漁業経営体(個人))  
 通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。  
 よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者  $\times$  1 / 3 = 8千経営体

- (3) 減税見込額(漁業経営体(個人))  
 ① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間値(下限30万円と上限160万円との中間値) = 95万円と仮定

② 総取得価額…適用者数  $\times$  1台当たり取得価額 = 8千経営体  $\times$  95万円 = 7,600百万円

③ 減税見込額…総取得価額  $\times$  特別償却の率  $\times$  所得税率 = 7,600百万円  $\times$  30%  $\times$  5% = 114百万円

2. 適用見込み(単位:件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	23千件	23千件	23千件
適用件数	8千件	8千件	8千件
減税見込額	114	114	114



減税見込額積算資料

[法人税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（漁業経営体（法人）関係）	平成25年度減税見込額 235 百万円
--	------------------------

（根拠条項：－）

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（漁業経営体（法人））

漁業経営体のうち、法人経営体<sup>(※1)</sup>…7千経営体

そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数<sup>(※2)</sup>…5千経営体

※1 「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち個人経営体以外の数値）

※2 「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。

(2) 適用者数（漁業経営体（法人））

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…5千経営体

(3) 減税見込額（漁業経営体（法人））

① 1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の間値（下限30万円と上限160万円との間値）  
=95万円と仮定

② 総取得価額…適用者数×1台当たり取得価額=5千経営体×95万円  
=4,750百万円

③ 減税見込額…総取得価額×特別償却の率×法人税率（復興特別法人税含む）  
=4,750百万円×30%×16.5%  
=235百万円

2. 適用見込み

（単位：件、百万円）

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	5千件	5千件	5千件
適用件数	5千件	5千件	5千件
減税見込額	235	235	235

減税見込額積算資料

[法人税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（漁業協同組合等関係）	平成25年度減税見込額 38 百万円
--	-----------------------

（根拠条項：－）

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用見込法人数（漁業協同組合等）

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計  
平成21～23年の平均：(158法人+157法人+169法人)÷3=161法人

(2) 減税見込額（漁業協同組合等）

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計

① 総取得価額

平成21～23年の平均：(114百万円+119百万円+127百万円)÷3×95/15=760百万円

※ 少額減価償却資産の適用取得価額の間値：15万円、本措置の適用取得価額の間値95万円（下限30万円と上限160万円との間値）を基に推計

② 減税見込額

760百万円×30%×16.5%=38百万円

※ ①で算出した取得価額×特別償却の率×法人税率（復興特別法人税含む）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

各都道府県や全国団体を通じて毎年実施している漁業協同組合、水産加工業協同組合等に対する「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の税制特例措置利用状況等調査のデータを基に推計。

2. 適用見込み

（単位：件、百万円）

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	2,224	2,224	2,224
適用法人数	161	161	161
減税見込額	38	38	38

注) 適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)を活用した推計値である。

※対象者数は、漁協+水産加工協+連合会=2,224

減税見込額積算資料

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計  
平成21～23年の平均：(158法人+157法人+169法人) ÷ 3 = 161法人

[個人住民税、法人住民税、事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例（特別償却又は税額の特別控除）（漁業関係）	平成25年度減税見込額 762 百万円
---	------------------------

(根拠条項：－)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用者数等

ア 漁業経営体（個人）

(ア) 対象者数

漁業経営体のうち、個人経営体<sup>(※1)</sup>…115千経営体

そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数<sup>(※2)</sup>…23千経営体

※1、2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))の個人経営体数及び販売金額別個人経営体数による

(イ) 適用者数

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者×1/3 = 8千経営体

イ 漁業経営体（法人）

(ア) 対象者数

漁業経営体のうち、法人経営体<sup>(※1)</sup>…7千経営体

そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数<sup>(※2)</sup>…5千経営体

※1 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち個人経営体以外の数値

※2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。

(イ) 適用者数

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…5千経営体

ウ 漁業協同組合等

(ア) 対象者数

漁協+水産加工協+連合会=2,224法人

(イ) 適用者数

(2) 減税見込額

ア 漁業経営体（個人）

(ア) 個人住民税

総取得価額×税額控除率

=7,600百万円×7%

=532百万円

※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

イ 漁業経営体（法人）

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額×((法人税率)÷(法人税率+復興特別法人税率))×法人税割税率

=235百万円×15/16.5×17.3%

=37百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額(総取得価額×特別償却率)×旧事業税率=1,425百万円×9.6%=137百万円

(ア) + (イ) = 174百万円

ウ 漁業協同組合等

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額×((法人税率)÷(法人税率+復興特別法人税率))×法人税割税率

=38百万円×15/16.5×17.3%

=6百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額(総取得価額×特別償却率)×旧事業税率=760百万円×6.6%=50百万円

(ア) + (イ) = 56百万円

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	30,224件	30,224件	30,224件
適用件数	13,161件	13,161件	13,161件
減税見込額	762	762	762



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点で、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標（土地の譲渡に係る租税特別措置の考慮の有無）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、分析対象期間内に適用実績がない中で、「消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものとする。」と説明しているが、その根拠が不明なため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果の実績について説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化）の実現状況について、「本措置により、…食品流通の効率化及び消費者の利便性の向上が図られる。」と説明しているが、本租税特別措置等の必要性が説明されることとどまっていることから、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送った。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税:義)【国税】
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人が所有する土地等を、食品流通構造改善促進法による認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供する土地として、地方公共団体等の出資を受けた事業実施法人に対して譲渡した場合に、譲渡した者はその1,500万円を上限として、譲渡所得から控除又は損金に算入することができる。
3	担当部局	食料産業局食品小売サービス課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成3年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者のフンストップショッピング志向、消費者の食品に関する情報提供等の付加的サービス機能へのニーズ増大、食品の小売市場の老朽化等に対応した食品商業集積施設の整備を推進することにより、食品流通の合理化及び高度化を図る。 《政策目的の根拠》 食品流通構造改善促進法(平成3年5月法律第59号) 第1条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業者の振興に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 食品産業の持続的な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・土地の譲渡に係る租税特別措置の考慮の有無



		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化により、食品商業施設の集積が図られることで、食料品小売業者等の労働生産性向上を通じた食品流通の効率化により、食品流通の合理化と高度化に寄与するものである。				
8	有効性等	①: 適用数等  (単位:件数) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21~23 年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>僅少であるが、今後、地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の認定計画(土地の譲渡を含む)があれば、当該措置は利用されるものと考えられる。 認定を受けた事業の用に供する土地を譲渡する全ての個人、法人を対象にしていることから、特定の者に偏っていない。</p>		21~23 年度実績	適用者数	0
		21~23 年度実績				
適用者数	0					
	②: 減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21~23 年実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table>		21~23 年実績	減収額	0
	21~23 年実績					
減収額	0					
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の実績が僅少(1件)であり、まだ政策目的が達成されとはいえない状況にあるが、当措置により用地提供者の税負担を軽減することにより、食品商業集積施設の用地取得を円滑に行い、施設整備が促進され、食品流通の合理化と高度化及び一般消費者の利益の増進に貢献するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の実績が僅少(1件)であり、計画は土地の譲渡を含むものではなかった。そのため、適用の実績は無いが、本措置により、食品商業施設の集積が円滑に図られることで、飲食料品小売業者等の労働生産性向上を通じた食品流通の効率化及び消費者の利便性の向上が図られる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の実績が僅少(1件)であり、土地を含む認定計画が無いことから減収は無い。しかし、今後、少子高齢化社会の進展するにつれて、消費者ニーズに対応した地域密着型の食品小売店の必要性の増大に対応する際に、食品商業集積施設整備は有効な手段であり、税収減による影響以上に、消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものとする。				
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 食品商業施設の集積のための用地取得の円滑化を図るための措置であり、用地所有者に対して用地の提供を推進させるためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講じることが相当である。				

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地方公共団体等からの支援は土地を譲渡された者に対するものであり、土地を譲渡した者への制度である本税制措置とは支援対象が違う。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 震災を踏まえ新たな土地利用計画の策定も考えられる中、本措置の継続は妥当。
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農地保有合理化法人等が買入協議によって取得した農地の面積）は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（農地保有合理化法人等が買入協議によって年間5,000ha程度の農地を取得）の実現状況について、「本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時（平成3年）の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績（当該租税特別措置が適用された農地の集積面積）を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

②のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人の所有する農用区域内の農用地が、農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の協議に基づく買入協議により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合には、その譲渡益の額のうち年1,500万円を限度として損金算入又は必要経費に算入できる。
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年度：創設 平成21年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。）で示された規模の経営体が耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。） 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地保有合理化法人等が買入協議によって年間 5,000ha 程度の農地を取得し、意欲ある農業者に集積 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農地保有合理化法人等が買入協議によって取得した農地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の適用を受ける農地の買入協議制度は、離農者から買い取った農地について、農地保有合理化法人等が、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心的な経営体へ売渡し等を行うものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大半を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 (分析対象期間: H21~23) 平成 21 年度実績 842 件 (うち法人: 14 件) 平成 22 年度実績 663 件 (うち法人: 7 件) 平成 23 年度実績 834 件 (うち法人: 13 件) (推計) (参考) 平成 18~20 年度平均 1,069 件 (うち法人: 15 件) 農地政策課調べ (農地保有合理化法人に対する実績調査) 平成 23 年度の適用実績 (推計) は、分析対象期間の前 3 ヶ年の平均の 8 割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。 また、本特例措置は、農用地区域内の農地を買入協議によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りは無い。</p>
	②: 減収額	<p>平成 21 年度実績 1,446 百万円 (うち法人: 14 百万円) 平成 22 年度実績 1,256 百万円 (うち法人: 36 百万円) 平成 23 年度実績 1,491 百万円 (うち法人: 30 百万円) (推計) 農地政策課調べ (農地保有合理化法人に対する実績調査)</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21~23) 基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120 万 ha (全経営耕地面積の約 3 割) にとどまっており、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21~23) 農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農地保有合理化法人が実施した買入協議によって行われた所有権移転の全てについて、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。 また、過去 3 年間に農地保有合理化法人等が買入協議によって取得した農用地区域内の農地の平均面積は 5,203ha であり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与 (農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約 27% を占めている)。 平成 21 年度実績 5,406ha (うち農業生産法人から 35ha) 平成 22 年度実績 4,751ha (うち農業生産法人から 128ha) 平成 23 年度実績 5,451ha (うち農業生産法人から 85ha) (推計) (参考) 平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積: 19,247ha</p>

		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21~23) 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去 3 年間の 1 件当たりの平均集積面積は 6.54ha (農地保有合理化法人に対する実績調査) となっている。 これにより、平均的な販売農家の経営規模 (2.02ha: 平成 23 年農業構造動態調査) の約 4.2 倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農地保有合理化法人が実施した買入協議によって行われた所有権移転の全てについて、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには議論があり、措置が困難な状況。 こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占めているところ。 また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金 (補助事業) は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡 (所有権移転) を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 -</p>
10	有識者の見解	<p>継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>-</p>



別添1

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

1. 減税見込額積算

・法人税(平成22年度).....①

$$\text{見込額} = \begin{matrix} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)※1} & \text{(1件当たり譲渡所得)※2} & \text{(法人税率)} \\ 7 & \times \left[ 2,333 \times 0.22 \right] \end{matrix}$$

・所得税(平成22年度).....②

$$\text{見込額} = \begin{matrix} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)※1} & \text{(1件当たり譲渡所得)※2} & \text{(所得税率)} \\ 656 & \times \left[ 1,238 \times 0.15 \right] \end{matrix}$$

※1、2については、農地保有合理化法人に対する実績調査により把握

○減税見込み額

①+② = 1,256 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	996	842	663	834
減税見込額(単位:百万円)	1,772	1,446	1,256	1,491

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（譲渡面積）は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑩ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて減収額の実績と効果を対比して説明しているが、不動産等への投資による経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しているため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（譲渡面積毎年 408 ㎡）の実現状況について、「平成 21 年度 669 ㎡」、「平成 22 年度 0 ㎡」、「平成 23 年度 1024 ㎡」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送った。  
 政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ②のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	農業協同組合法に規定する宅地等供給事業に基づき、組合が特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、1500万円までを控除することができる。
3	担当部局	農林水産省経営局協同組織課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度昭和49年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市近郊農地の開発利用が進む中で、組合が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用を推進し、土地の流動化を計画的に推進する。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日法律第106号）第22条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲ある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業と他目的利用とが調和した土地利用を計画的に推進するとともに、土地の流動化を推進するため、各年における年間の農業協同組合法に規定する宅地等供給事業に基づき、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られた面積（譲渡面積）408㎡（※）を目標（各年度）とする。  ※ 408㎡は、近年の譲渡面積を参酌し平成19及び20年度の譲渡面積のうち大きい方を採用 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  農業協同組合法に規定する宅地等供給事業に基づき、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られた面積(譲渡面積)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものに対して租税特別措置が行われるところ、租税特別措置等の達成目標の実現により、農業と他目的利用とが調和した土地利用が推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>							
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 適用者:2農協、適用件数:2件、適用面積:1,024㎡                  平成22年度 適用者:0農協、適用件数:0件、適用面積: 0㎡                  平成21年度 適用者:2農協、適用件数:2件、適用面積: 669㎡                  【僅少・偏りについて】                  適用件数は僅少で推移しているが、23年度の適用面積は過去5年間で最大となっているとともに、市街化区域(おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)内における農地面積も広範囲であることから、今後も本措置の活用が見込まれる。                  また、宅地等供給事業を行っている全ての農協を対象としているため、特定の者への偏りはない。</p> <p>【参考】                  ① 総合農協数:725                  ② 宅地等造成事業を行っている農協数:296                  ③ 宅地等造成事業を行っていない農協数:429(①-②)                  ※ 平成22事業年度総合農協統計表の数値を使用。</p>							
	② 減収額	<p>平成23年度 6百万円(損金算入額 20百万円)                  平成22年度 0百万円                  平成21年度 5百万円(損金算入額 15百万円)                  毎年5月～7月にかけて実施する、全国の総合農協等(経済連等含む)への前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。                  ※ 詳細は別添参照</p>							
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～23年度)                  農業と他目的利用とが調和した土地利用を計画的に推進するとともに、土地の流動化を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～23年度)                  農業と他目的利用とが調和した土地利用を計画的に推進するとともに、土地の流動化を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(単位:㎡)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>譲渡面積</td> <td>669</td> <td>0</td> <td>1,024</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～23年度)                  &lt;経済波及効果の試算&gt;                  不動産への投資が29百万円、減収額6百万円となる(いずれも平成23年度)。                  不動産への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として40百万円となる。</p>	年度	21	22	23	譲渡面積	669	0
年度	21	22	23						
譲渡面積	669	0	1,024						

		<p>生産誘発額の内訳                  第1次波及効果                  ・(直接効果)対象不動産の効果 29.0百万円                  ・(間接効果)金融・保険等で7.3百万円                  第2次波及効果                  ・商業等で3.3百万円</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>波及効果(総額)</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>減収額が6百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は40百万円と減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用                  ※ 消費転換係数は0.73で算出                  ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>	年度	21	22	23	減収額	5	0	6	波及効果(総額)	21	0	40
年度	21	22	23											
減収額	5	0	6											
波及効果(総額)	21	0	40											
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。</p>												
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>												
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。</p>												
10 有識者の見解		<p>震災を踏まえ新たな土地利用計画の策定も考えられる中、本措置の継続は妥当。                  (H24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>												
11 評価結果の反映の方向性		<p>本租税特別措置等を引き続き維持する。</p>												
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>なし。</p>												

## 別添

## ○適用実績及び適用見込み

(単位：㎡、件、千円)

区 分		2 1 年 度 (実績)	2 2 年 度 (実績)	2 3 年 度 (実績)
適用法人数		2	0	2
譲渡面積		669	0	1,024
譲渡金額		15,276	0	29,033
損金算入額		15,276	0	19,546
減 税 見 込 み 額	法人税（国税）	3,361	0	4,300
	地方税	1,576	0	2,018
	法人住民税	581	0	744
	法人事業税	550	0	704
	地方法人特別税	445	0	570

- (注) 1 毎年5月～7月にかけて実施する、全国の総合農協等（経済連等含む）への前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。
- 2 減税見込額は次により算出している。
- ①法人税：「損金算入額×0.22%」
  - ②法人住民税：「法人税×0.173%」
  - ③法人事業税：「損金算入額×0.036%」
  - ④地方法人特別税：「法人事業税×0.81%」

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載することができない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。
- ③ 達成目標及び測定指標（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 測定指標（意欲ある多様な農業者への農地集積率70%以上）は、本特例措置以外の租税特例措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであり、本特例措置が目標の達成にどの程度寄与するかの記載が困難であることはやむを得ないもの。また、本特例措置において、他の政策手段等の効果を大きく受けけない測定指標の設定も困難と考えている。  
 なお、農業生産基盤整備の実施地区における利用集積は、換地処分等と一体的に推進されるものであり、換地処分等の実績そのものが達成目標の実現に寄与しているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ②のとおり。
- ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 効果・達成目標（意欲ある多様な農業者への農地集積率70%以上）は、本特例措置以外の租税特例措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであり、本特例措置が目標の達成にどの程度寄与するかの記載が困難であることはやむを得ないもの。  
 なお、農業生産基盤整備の実施地区における利用集積は、換地処分等と一体的に推進されるものであり、換地処分等の実績そのものが達成目標の実現に寄与しているものである。
- ⑪ 税込減認の効果の実績確認（評価書中8③《税込減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 換地処分及び交換分合は一定の要件のもとで強制的に実施され、その結果、個人の意思に反して資産価値が変動することになる。このため、資産価値の変動に対する特例措置が講じられていることが前提となり、換地処分等の円滑な実施が図られるものであり、換地処分等による効果については、集積した農地の所有権を確定させるものであることから、特例措置が適用された時点にとどまらず、それ以降も永続的に効果が発現されるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が、土地改良法による換地処分又は交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額（交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額）の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。</p> <p>注）換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形状の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地（換地）を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分。また、交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番等の変更をすることなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定し、広く使いやすい農用地に集団化する事業。</p>
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 税制措置創設（恒久措置）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において意欲ある多様な農業者に対して農地の利用集積を図る必要がある。          このため、平成23年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」では、平成32年には農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることを見込んでいる。このため、農業生産基盤整備地区においては、目標年度を5年間前倒し、平成27年度までに意欲ある多様な農業者への農地集積率を70%以上とすることを目標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》          ○土地改良法（昭和24年法律第195号）          第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）          第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策          2 農業の持続的発展に関する施策          （4）優良農地の確保と有効利用の促進          ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進          土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。）          II. 目指すべき姿と考え方</p>

	<p>2. 基本的考え方                  (2) 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。</p> <p>○「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針（平成23年12月24日農林水産省とりまとめ。以下「取組方針」という。）</p> <p>Ⅱ. 戦略ごとの取組方針                  【戦略1】持続可能な力強い農業の実現                  2. 農地集積の推進                  土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の規模の5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す〔現状：3割〕。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》                  2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》                  ⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  平成32年までに農地面積の8割程度を、販売農家（7割程度、316ha）及び法人経営（1割程度、46万ha）に集積する目標に基づき、農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率については、目標年度を5年前倒し、平成27年度までに70%以上とする目標に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率について、平成27年度までに70%以上とする目標に寄与。                  ただし、農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本措置により換地処分及び交換分合の円滑な実施が図られ、農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積が進むことにより、平成32年度までに農地面積の8割程度を法人経営等により担われるとする政策目的に寄与する。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>適用件数（実績）（分析対象期間：平成21年度～23年度）                  （単位：法人）</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※H23適用見込みの算定根拠は別添1を参照                  本特例は、農業生産法人が換地処分又は交換分合により土地（交換取得資産）を取得した場合に適用されるものであるところ、法人経営であっても農地の所有権は個人名義であったり、事業実施後に法人化されることも多いことから、本措置の適用件数等は少なかったものと考えられるが、本措置がなければ、円滑な土地利用調整が進まず、地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施に支障を来すこととなる。                  また、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	H21	H22	H23	適用件数	11	8	5							
	区分	H21	H22	H23													
	適用件数	11	8	5													
② 減収額	<p>減収額（実績）（分析対象期間：平成21年度～23年度）                  （単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※H23減収見込みの算定根拠は別添1を参照                  減収額＝（交換取得資産価額－換地処分等により譲渡した資産の簿価額）×30%（法人税率：普通法人であって、資本金又は出資金が1億円を超えるものを想定）</p>	区分	H21	H22	H23	減収額	35	27	10								
区分	H21	H22	H23														
減収額	35	27	10														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～23年度）                  農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率（平成27年度までに70%以上）</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>農地集積率</td> <td>67%</td> <td>【67%】</td> <td>63%</td> </tr> </table> <p>※平成22年度の【 】内は、被災県（宮城県）を除いたデータ。                  平成21年度～23年度における農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率は、目標を達成している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～23年度）                  本特例の適用のあった土地改良事業実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>農地集積率</td> <td>86%</td> <td>90%</td> <td>99%</td> </tr> </table> <p>平成21年度～23年度における本特例の適用のあった土地改良事業実施地区における農地集積率は、租税特別措置等による達成目標に係る測定指標を上回る実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本特例の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。                  また、平成21年の農地法の改正により、農業生産法人への出資制限が緩和されたことに伴い、今後、農業生産法人数の増加が見込まれること、さらに、土地利用型農業について基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指すこととされており、これまで以上に本措置の活用が見込まれることから、引き続き本措置が必要である。</p>	区分	H21	H22	H23	農地集積率	67%	【67%】	63%	区分	H21	H22	H23	農地集積率	86%	90%	99%
区分	H21	H22	H23														
農地集積率	67%	【67%】	63%														
区分	H21	H22	H23														
農地集積率	86%	90%	99%														



(別添1)

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年度～23年度) 平成21年度～23年度の過去3ヶ年における本特例の適用のあった地区における農地集積率は、達成目標を上回る実績を上げており、農地集積を推進するという政策目的を実現するに当たり、税収減を是認するような効果が発揮されたものと考えている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	換地処分や交換分合による農地の交換等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置以外に支援策はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		継続は妥当。 (平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)【法人税】	平成23年度減税額 10百万円
--------------------------------------	--------------------

1. 減税額積算(平成23年度)

交換取得資産の価額から、当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を差し引いた残額が課税額(=損金算入額)となる。

課税額(損金算入額)に法人税率30%(普通法人であって、資本金又は出資金が1億円を超えるものを想定)をかけた数値を減税額とした。

・換地処分:  $0.2 \text{ 百万円} \times 30\% \approx 0.1 \text{ 百万円}$

・交換分合:  $3.2 \text{ 百万円} \times 30\% \approx 1.0 \text{ 百万円}$

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査により把握)

2. 適用実績

区 分		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)
適用法人数 (法人)	換地処分	5	1	1
	交換分合	6	7	4
損金算入額 (百万円)	換地処分	10	0.1	0.2
	交換分合	107	90	32
減税見込額 (百万円)	換地処分	3	0.0	0.1
	交換分合	32	27	10

【農水19】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし ※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり			<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし ※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし ※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。

なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
当措置は、国の責務により個人の財産権に対する補償を速やかに行うためのものであり、数値目標を設定すべきものではないと理解している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
②のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
本特例措置がインセンティブとなり、速やかな土地譲渡が行われたことにより、本特例措置の達成目標である「保安施設事業の施行の円滑化」が図られた。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
平成21年度の減収額は14万円であったが、本特例措置により保安施設事業が円滑に施行され、山地災害から国民の生命・財産が保全され、水源のかん養、生活環境の保全・形成等が図られたことから、これらの効果は減収額に替えられないため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
本措置は、補助等の支援措置に比べ迅速に機能するため、保安施設事業のための速やかな土地譲渡に寄与する。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(所得税:外、法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	個人、法人の有する保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合には、2,000万円の特別控除額を控除した残額についてのみ課税する。
3	担当部局	林野庁 森林整備部 治山課
4	評価実施時期	平成24年(2月～8月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 保安林の目的のうち、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するための保安施設事業の施行の円滑化を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 (4) 国土の保全等の推進 ② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 保安林又は保安施設地区の指定目的達成のため、保安施設事業の施行の円滑化を図る。ただし、台風等により発生した災害対策等として必要な保安施設事業を進める際の代償措置であることから、数値目標は設定しない。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 台風等により発生した災害対策等として必要な保安施設事業を進める際の代償措置であることから、数値目標は設定しない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林法第41条及び第45条に規定する保安施設地区の指定及び保安施設地区における受忍義務の賦課と一体となって公共事業の用地確保の

8	有効性等	① 適用数等	円滑化に資するものである。 平成21年度～平成23年度 1件（平成23年度は見込み） 台風等により発生した災害対策等として保安施設事業を実施するために、土地を国又は地方公共団体に譲渡した個人、法人を対象としており、特定のものには偏っていない。災害発生時等に必要な措置であって、災害数、災害の規模等により変化するため、措置適用数は1件であるがそのことをもって僅少であるとはいえない（平成18年～平成20年の措置適用数はなし）。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	年度	H21年度	H22年度	H23年度	件数	1件	0件	0件
		年度	H21年度	H22年度	H23年度						
		件数	1件	0件	0件						
② 減収額	平成21年度～平成23年度 14万円（減収額は控除額より算定した見込額）※算定根拠は別添1参照 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>14万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </table>	年度	H21年度	H22年度	H23年度	減収額	14万円	0万円	0万円		
年度	H21年度	H22年度	H23年度								
減収額	14万円	0万円	0万円								
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21～23年度） 本税制特例がインセンティブとなり、速やかな土地譲渡が行われたことにより、保安施設事業の施行が円滑に行われた。国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を推進するため、引き続き当該措置が必要。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21～23年度） －（台風等により発生した災害対策等として保安施設事業を実施する際の代償措置という性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、効果・達成目標の実現状況は記載していない。） 《収収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21～23年度） 土地を保有し続けられれば、受忍義務や権利制限の下におかれることとなる土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる相当の優遇措置を講じることにより、このような義務等を課せられない所有者との不公平を解消するとともに、事業用地の確保を円滑ならしめ、生活環境の悪化や災害の発生防止等を図るための保安施設事業を確実に実施することができる。										
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	保安施設事業を実施するための国又は地方公共団体への譲渡に限られるものであり、公益に資することが明確であるとともに、要件も明確となっている。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の措置はない。								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体に協力を求めるものではない。								
10	有識者の見解	公益性が高く、継続は妥当。（H24年8月農林水産省政策評価第三者委員）									
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続を希望する。									

12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
-----------------------	---

別添1

1. 減税見込額積算

・法人税(平成21年度)……①

単位:百万円

$$\text{見込額} = \overset{\text{(特例適用対象額)※1}}{0.78} \times \overset{\text{(法人税率)※2}}{0.18} = 0.14$$

※1については、林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成22年租税特別措置の利用状況調査結果により把握  
 ※2については、租税特別措置法42条の3の2により把握

○減税見込み額

① = 0.14 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、平成24年度以降については、災害の発生が予測できないため「-」とした。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
適用件数	1	0	0	-	-	-
減税見込額(単位:百万円)	0.14	0	0	-	-	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農用地利用集積計画によって譲渡された農地の面積）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（農用地利用集積計画によって、年間13,000ha程度の農地を意欲ある農業者に集積）の実現状況について、「過去3年間における農用地利用集積計画によって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は12,938haであり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 前回要望時（平成3年）の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績（当該租税特別措置が適用された農地の集積面積）を基に達成目標の定量化を行っている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ②のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）	
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人が所有する農用区域内の土地等を農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年800万円を限度として損金算入できる。	
3	担当部局	経営局農地政策課	
4	評価実施時期	平成24年2月～8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度：創設（農用地利用増進法に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用区域内の土地等を譲渡した場合） 平成元年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成2年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成3年度：限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成5年度：農業経営基盤強化促進法の改正により、「農業経営基盤強化法に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用区域内の土地等を譲渡した場合」を追加	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。）で示された規模の経営体が耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。  ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。） 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。
		② 政策体系における政策目的	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切

		の位置付け	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農用地利用集積計画によって、年間 13,000ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農用地利用集積計画によって譲渡された農地の面積 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の適用を受ける農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心となる経営体へ農地の集積を促進するものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大半を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	(分析対象期間：H21～23) 平成 21 年度実績 9,170 件（うち法人：62 件） 平成 22 年度実績 8,733 件（うち法人：73 件） 平成 23 年度実績 9,247 件（うち法人：79 件）（推計） （参考）平成 18～20 年度平均 9,828 件（うち法人：84 件） 「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」から推計 平成 23 年度の適用実績（推計）は、分析対象期間の前 3 ケ年の平均とほぼ同程度であり、想定外に僅少な数値ではない。 また、本特例措置は、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りは無い。
		② 減収額	平成 21 年度実績 5,947 百万円（うち法人：99 百万円） 平成 22 年度実績 5,285 百万円（うち法人：127 百万円） 平成 23 年度実績 5,845 百万円（うち法人：140 百万円）（推計） 「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」、「田畑売買価格等に関する調査結果（全国農業会議所）」から推計
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21～23） 基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120 万 ha（全経営耕地面積の約 3 割）にとどまっており、政策目的は実現していない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21～23） 農用地利用集積計画の作成主体である市町村を対象にアンケートを実施したところ、回答者があった市町村が作成した当該計画によって行われた所有権移転のうち、71.4%について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。 また、過去 3 年間における農用地利用集積計画によって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は 12,938ha であり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与（農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約 67%を占めている）。 平成 21 年度実績 13,235ha（うち農業生産法人から 373ha）

			平成 22 年度実績 12,060ha（うち農業生産法人から 447ha） 平成 23 年度実績 13,520ha（うち農業生産法人から 472ha）（推計）  （参考）平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積：19,247ha 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H21～23） 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去 3 年間の 1 件当たりの平均集積面積は 1.46ha となっている。 これにより、平均的な販売農家の経営規模（2.02ha：平成 23 年農業構造動態調査）の約 1.7 倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農用地利用集積計画の作成主体である市町村を対象にアンケートを実施したところ、回答者があった市町村が作成した当該計画によって行われた所有権移転のうち、71.4%について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには議論があり、措置が困難な状況。 こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占めているところ。 また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金（補助事業）は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡（所有権移転）を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除  
(農用地利用集積計画による譲渡)

## 1. 減税見込額積算

・法人税(平成22年度)……①

$$\text{見込額} = \begin{array}{c} \text{単位:百万円} \\ \text{(特別適用件数)}\ast 1 \\ 73 \end{array} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(1件当たり譲渡所得)}\ast 2 \\ 793 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(法人税率)} \\ 0.22 \end{array} \right]$$

・所得税(平成22年度)……②

$$\text{見込額} = \begin{array}{c} \text{単位:百万円} \\ \text{(特別適用件数)}\ast 1 \\ 8,660 \end{array} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(1件当たり譲渡所得)}\ast 2 \\ 397 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(所得税率)} \\ 0.15 \end{array} \right]$$

※1については、農林水産省「土地管理情報収集調査」により把握

※2については、全国農業会議所「田畑売買価格等調査」により把握

○減税見込み額

$$\text{①}+\text{②} = 5,285 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

また、上記計算には端数が含まれており、表記している数値と合わない場合がある。

## 2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	9,840	9,170	8,733	9,247
減税見込額(単位:百万円)	6,751	5,947	5,285	5,845

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農地の面積）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって年間1,200ha程度の農地を取得し、意欲ある農業者に集積）の実現状況について、「過去3年間における農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農用地区域内の農地の平均面積は1,279haであり、本特例措置が、農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時（平成3年）の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績（当該租税特別措置が適用された農地の集積面積）を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

②のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人が所有する農用地区域内の土地等を、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年800万円を限度として損金算入又は必要経費に算入できる。
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度：創設 昭和48年度：限度額をそれまでの150万円から250万円に引き上げ 昭和50年度：限度額をそれまでの250万円から500万円に引き上げ 平成元年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成2年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成3年度：限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成21年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。）で示された規模の経営体が耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。） 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。</p>



	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》</p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって年間1,200ha程度の農地を取得し、意欲ある農業者に集積</p> <p>総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の適用を受ける農地売買等事業は、離農者から買い取った農地について、農地保有合理化法人等が、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心となる経営体へ売渡し等を行うものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大半を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。</p>
	8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(分析対象期間：H21～23)</p> <p>平成21年度実績 1,915件（うち法人：184件）</p> <p>平成22年度実績 1,873件（うち法人：228件）</p> <p>平成23年度実績 1,909件（うち法人：199件）（推計）</p> <p>(参考)平成18～20年度平均 2,451件（うち法人：235件）</p> <p>農地政策課調べ（農地保有合理化法人に対する実績調査）</p> <p>平成23年度の適用実績（推計）は、分析対象期間の前3ヶ年の平均の8割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。</p> <p>なお、本特例措置は、農用地区域内の農地を農地保有合理化法人等に譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りはない。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成21年度実績 792百万円（うち法人：169百万円）</p> <p>平成22年度実績 755百万円（うち法人：146百万円）</p> <p>平成23年度実績 775百万円（うち法人：160百万円）（推計）</p> <p>農地政策課調べ（農地保有合理化法人に対する実績調査）</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21～23）</p> <p>基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120万ha（全経営耕地面積の約3割）にとどまっており、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21～23）</p> <p>農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農地保有合理化法人が実施した農地売買等事業による所有権移転のうち95.7%について、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p> <p>また、過去3年間における農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農用地区域内の農地の平均面積は1,279haであり、本特</p>

		<p>例措置が、農地の集積の推進に大きく寄与（農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約7%を占めている）。</p> <p>平成21年度実績 1,249ha（うち農業生産法人から192ha）</p> <p>平成22年度実績 1,323ha（うち農業生産法人から186ha）</p> <p>平成23年度実績 1,265ha（うち農業生産法人から189ha）（推計）</p> <p>(参考)平成22年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積：19,247ha</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H21～23）</p> <p>本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は0.66ha（農地保有合理化法人に対する実績調査）となっている。</p> <p>これにより、平均的な販売農家の経営規模（2.02ha：平成23年農業構造動態調査）の約1.3倍の農地の規模拡大に寄与。</p> <p>なお、農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農地保有合理化法人が実施した農地売買等事業による所有権移転のうち95.7%について、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには議論があり、措置が困難な状況。</p> <p>こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占めているところ。</p> <p>また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金（補助事業）は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡（所有権移転）を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解		<p>継続は妥当。</p> <p>(H24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11 評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



## 別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除  
(農地売買等事業による譲渡)

## 1. 減税額積算

・法人税(平成22年度)……①

$$\text{見込額} = \begin{matrix} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)※1} & \text{(1件当たり譲渡所得)※2} & \text{(法人税率)} \\ 228 & \times \left[ 289 \times 0.22 \right] \end{matrix}$$

・所得税(平成22年度)……②

$$\text{見込額} = \begin{matrix} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)※1} & \text{(1件当たり譲渡所得)※2} & \text{(所得税率)} \\ 1,645 & \times \left[ 243 \times 0.15 \right] \end{matrix}$$

※1、2については、農地保有合理化法人に対する実績調査により把握

○減税額  
①+② = 755 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

## 2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	1,939	1,915	1,873	1,909
減税見込額(単位:百万円)	777	792	755	775

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農業委員会のあっせんによって譲渡された農地の面積）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（農業委員会のあっせんによって年間11,000ha程度の農地を意欲ある農業者に集積）の実現状況について、「過去3年間に農業委員会のあっせんによって譲渡された農用区域内の農地の平均面積は11,268haであり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時（平成3年）の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績（当該租税特別措置が適用された農地の集積面積）を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

②のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人が所有する農用地区域内の土地等を農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定する農業委員会のあっせんにより譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年800万円を限度として損金算入又は必要経費に算入できる。
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年度：創設 昭和48年度：限度額をそれまでの150万円から250万円に引き上げ 昭和50年度：限度額をそれまでの250万円から500万円に引き上げ 平成元年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成2年度：1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 平成3年度：限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。）で示された規模の経営体が耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。  ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。） 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

		<p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業委員会のあっせんによって年間 11,000ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業委員会のあっせんによって譲渡された農地の面積 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の適用を受ける農業委員会のあっせんは、離農者から買い取った農地について、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心的な経営体へ譲渡することを促進するものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大半を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 (分析対象期間：H21～23) 平成 21 年度実績 6,593 件（うち法人：853 件） 平成 22 年度実績 6,107 件（うち法人：744 件） 平成 23 年度実績 6,580 件（うち法人：785 件）（推計） (参考) 平成 18～20 年度平均 7,381 件（うち法人：704 件） 農地政策課調べ（農業委員会に対する実績調査） 平成 23 年度の適用実績（推計）は、分析対象期間の前 3 ヶ年の平均の 9 割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。 また、本特例措置は、農用地区域内の農地を農業委員会のあっせんによって意欲ある農業者に対して譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りはない。</p>
	② 減収額	<p>平成 21 年度実績 3,033 百万円（うち法人：972 百万円） 平成 22 年度実績 2,870 百万円（うち法人：595 百万円） 平成 23 年度実績 3,165 百万円（うち法人：808 百万円）（推計） 農地政策課調べ（農業委員会に対する実績調査）</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21～23） 基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120 万 ha（全経営耕地面積の約 3 割）にとどまっており、政策目的は実現していない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21～23） 農業委員会を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農業委員会が実施したあっせんによって行われた所有権移転のうち、82.7% について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。 また、過去 3 年間に農業委員会のあっせんによって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は 11,268ha であり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与（農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約 59% を占めている）。 平成 21 年度実績 11,309ha（うち農業生産法人から 2,498ha） 平成 22 年度実績 10,882ha（うち農業生産法人から 1,534ha）</p>

		<p>平成 23 年度実績 11,614ha（うち農業生産法人から 2,027ha）（推計） (参考) 平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積：19,247ha</p>
		<p>《租税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H21～23） 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去 3 年間の 1 件当たりの平均集積面積は 1.77ha（農業委員会に対する実績調査）となっている。 これにより、平均的な販売農家の経営規模（2.02ha：平成 23 年農業構造動態調査）の約 1.9 倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農業委員会を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農業委員会が実施したあっせんによって行われた所有権移転のうち、82.7% について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには議論があり、措置が困難な状況。 こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占めているところ。 また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金（補助事業）は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡（所有権移転）を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>
10	有識者の見解	<p>継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>-</p>

## 別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除  
(農業委員会のあっせんによる譲渡)

## 1. 減税見込額積算

・法人税(平成22年度)……①

$$\text{見込額} = \begin{array}{c} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)}\ast 1 \\ 744 \end{array} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(1件当たり譲渡所得)}\ast 2 \\ 362 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(法人税率)} \\ 0.22 \end{array} \right]$$

・所得税(平成22年度)……②

$$\text{見込額} = \begin{array}{c} \text{単位:万円} \\ \text{(特別適用件数)}\ast 1 \\ 5,363 \end{array} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(1件当たり譲渡所得)}\ast 2 \\ 305 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(所得税率)} \\ 0.15 \end{array} \right]$$

※1、2については、農業委員会に対する実績調査により把握

○減税見込み額

$$\text{①}+\text{②} = 2,870 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

## 2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	7,041	6,593	6,107	6,580
減税見込額(単位:百万円)	3,591	3,033	2,870	3,165

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 前回の要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載していない。  
 また、本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農用区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された制度であり、定量的な達成目標の設定困難と考えている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ②のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 適用がなかったため、その旨を記載しているところ。実現状況は実績を元に記載することと理解しているが、実績がない場合はその寄与を算定することはできないと考えている。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 分析対象期間内において適用実績が無いことから効果を数値化し検証することができないものの、市町村長の勧告等により、市町村農振整備計画に基づき計画的に農用地等として利用すべき土地の農業上の利用が確保され、秩序ある土地利用が形成されるとともに、担い手農業者等へ土地が譲渡されることにより、農地の集積が図られることで、営農に要する費用（労働費や機械経費）等が永続的に節減できる効果があるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税・義）
2	租税特別措置等の内容	農用地区域内の土地が市町村農振整備計画で指定された用途に供されるよう、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第14条第2項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合には、年800万円を限度として特別控除できることとする措置。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 農村計画課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年度：農振法の勧告等の創設時に、併せて恒久措置として創設 昭和48年度：150万円から250万円に引上げ 昭和50年度：250万円から500万円に引上げ 平成元年度：500万円から800万円に引上げ（1年間の時限） 平成2年度：500万円から800万円に引上げ（1年間の時限） 平成3年度：500万円から800万円に引上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積（平成32年時点で415万ヘクタール）」としている。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ① 計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保を効果あるものとする。 ○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」ことを掲げている。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進</p>								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農用地区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された制度であり、あらかじめ目標数値等を設定することは困難。本措置は、この勧告等を前提するものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。</p> <p>(なお、所有権移転等に係る勧告は、昭和53年度以降合計13ha実施。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>勧告等が必要な場合には、本措置により所有権の移転等のその円滑な実施が可能となり、平成32年の農用地区域内農地面積415万ha確保に寄与。</p>								
	8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績) (分析対象期間:平成21年度～23年度)</p> <p>(単位:件、ha)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数・面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>本措置の前提となる所有権移転に係る勧告等は、分析対象期間中に実施されなかったところ。</p> <p>なお、本措置は、勧告等に従って土地を譲渡した者を対象としており、特定の者への偏りはない。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	適用件数・面積	0	0	0
区分	21年度	22年度	23年度							
適用件数・面積	0	0	0							
	② 減収額	<p>減収額(実績) (分析対象期間:平成21年度～23年度)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p>	区分	21年度	22年度	23年度	減収額	0	0	0
区分	21年度	22年度	23年度							
減収額	0	0	0							
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～23年度)</p> <p>○農用地区域内農地面積の確保面積(実績)</p> <p>(単位:万ha)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>407</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	面積	407	※	※
区分	21年度	22年度	23年度							
面積	407	※	※							

		<p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>※農用地区域内農地面積について、平成22年度及び23年度は、東日本大震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握することが困難な状況である</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度～23年度)</p> <p>勧告等が実施された場合には、所有権の移転が行われる際に、土地の譲渡を行う法人について譲渡の課税が軽減されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度～23年度)</p> <p>当措置は、市町村の勧告等による所有権移転を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10 有識者の見解		<p>適用要件の現出に備え、制度の継続は妥当</p> <p>(平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11 評価結果の反映の方向性		<p>引き続き継続。</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検課程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7④「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）は、「特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」（第1条）を目的としたものである。

この目的を達成するため、市町村は農林業等活性化基盤整備計画を作成して、農林業等の活性化を図るものとしているが、特定農山村地域は、その置かれている自然的、経済的、社会的条件が異なっており、地域ごとに特質があること等から、特定農山村法においては、国や都道府県が当該地域の活性化に向けた指針となるべき基本方針等を定め、これに即して市町村が当該基盤整備計画を作成するというような手法をとっていない。

このように、本措置の適用の前提となる所有権移転等促進計画（以下「促進計画」という。）は、当該基盤整備計画に即して、地域の実情に応じて市町村が作成するものであるため、達成目標の目標値及び達成時期並びに測定指標を設定することは、地域における創意工夫や市町村の主体性を阻害することとなること、また、地域の実情に応じて地域ごとに区々とならざるを得ない目標値、達成時期等を国が明示することには無理があること等から、これらの設定に馴染まないものである。

## ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

③で述べたとおり、促進計画は、農林業等活性化基盤整備計画に即して、地域の実情に応じて市町村が作成するものであるため、本措置の所期の想定を示すことは困難である。

本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえない。

## ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

農林業を取り巻く厳しい諸情勢等により、農林地等の所有権の移転等が生じ難い状況にあると考えられ、分析対象期間（平成21年度～23年度）において、本措置の適用実績がなかったことから、その旨を記載している。

このため、同期間における効果・達成目標の実現状況は明らかにできないが、中山間農業地域や特定農山村地域を取り巻く状況は、過疎化等により依然として厳しく、集落の衰退等が危惧されることから、本措置を継続していくことが必要である。

## ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8④「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

分析対象期間内において適用実績がないことから効果を数値化し検証することができないものの、促進計画に基づき、様々な土地利用とそれに伴う土地の権利移転を一括して処理することで、

意欲ある農林業者が生産に適した農林地等を取得したり、生産に適さない農林地等を農林産物の加工・販売施設用地として譲渡するなど、農林地等の所有権の移転等が円滑に進み、特定農山村地域における土地の効率的かつ総合的な利用が図られる。

このような農林地等の円滑な譲渡を通じて、農林地等の規模拡大に伴う農林業生産性の向上といった効果や、農林産物の加工・販売も行う経営の多角化による農林業の6次産業化等の実現に伴い、雇用の確保や所得の向上等による集落機能の維持等の効果が永続的に発現されるものと考えられる。

## ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

農地保有合理化事業を規定する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）及び特定農山村法は、いずれも平成4年6月に当省がとりまとめた「新しい食料・農業・農村政策の方向」を受けて、これを政策として具体化するために作られた法律である。

このうち、基盤法は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とそのような農業経営が生産の相当部分を担うような農業構造を早急に確立することをその狙いとした法律であり、「全国」を対象として実施されるものである。

一方、特定農山村法は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な「特定農山村地域」を対象として、農林業その他の事業の活性化を図ろうとするものである。

基盤法に規定する農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進するため、規模縮小農家等から農用地等を買入れ、意欲ある農業者に売り渡すこと等を実施するものである。また、基盤法は、「農業の健全な発展に寄与すること」を目的としているが、「林業」を対象としておらず、農地保有合理化事業においても「林地」を対象としていない。

一方、特定農山村法は、「豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」を目的とし、「林業」も対象としており、本法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」は「林地」についても対象としている。

このように、各法律の目的及び各事業の対象となる土地が異なること等を踏まえ、農地保有合理化事業で農林地所有権移転等促進事業の全てを網羅することができないと判断し、9②については、「他の支援措置や義務付け等はない」としたところである。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に規定する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農林地等を譲渡した場合、その譲渡益から800万円を特別控除できる制度。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と地域の特性に即した農林業等の振興を図る。                  なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)                  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策                  3. 農村の振興に関する施策                  (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全                  ①農村コミュニティの維持・再生                  農村コミュニティの維持・再生を図るため、各地で地域主体の様々な取組が行われている。その中には、生活支援、地域資源の活用や環境保全の取組等もみられるところであり、農村の有する多面的機能を維持する上でも、これら地域主体の取組を拡大することが求められている。このため、国と地方の役割分担も踏まえた上で、こうした取組を政府と地域が一体となって拡大するための対応方を検討する。</p> <p>○特定農山村法(平成5年6月16日法律第72号)                  法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。</p>

		<p>その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号<sup>(注)</sup>)を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。</p> <p>(注)法第2条第3項第3号                  農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)</p>												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》                  3. 農村の振興                  《政策分野》                  ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>												
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  特定農山村地域において、基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等について、過疎化、高齢化等により耕作放棄地等が生じないようにするなど、市町村が作成する促進計画により当該農林地等を営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡し、引き続き農林地等として農林業上の利用の確保が図られること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  本措置は、促進計画により譲渡された農林地等について、その譲渡後も引き続き農林地等として利用する場合に限り適用されるものである。                  本措置の適用の前提となる促進計画は、                  ① 農業経営の改善・安定を図ろうとする農業者の組織する団体又はその参加構成員からの申出があった場合、                  ② 市町村自らが特定農山村法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」を行おうとする場合                  等に、市町村が作成することとなる。                  促進計画は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を実現するために市町村が作成するものである。                  このため、各市町村ごとに促進計画の作成数、促進計画による譲渡件数・面積等に係る目標数値等を予め設定することは困難であり、本措置については、測定指標の設定に馴染まないものである。                  なお、これまでの促進計画の作成実績は8件、所有権の移転等の面積は約9haとなっており、豊かで住みよい農山村の育成に寄与している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。</p>												
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績) (分析対象期間:平成21年度～23年度)                  (単位:法人、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	21年度	22年度	23年度	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	21年度	22年度	23年度											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											



	<p>本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえない。</p> <p>また、本措置は、促進計画に沿って農林地等を譲渡した農林業者（農業生産法人）を対象としているものであり、特定の偏った者に限定しているものではない。</p> <p>さらに、本措置は、農政の重要な課題の一つである農地集積の取組にも寄与するものであり、また、これまでの実績（促進計画の作成件数：8件、所有権の移転等の面積：約9ha）も踏まえ、今後はある程度の水準で推移するものと考えられる。</p>																
② 減収額	<p>減収額(実績) (分析対象期間:平成 21 年度～23 年度)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	減収額	0	0	0								
区分	21 年度	22 年度	23 年度														
減収額	0	0	0														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～23 年度)</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成 23 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成しているが、これらの地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少率は増加傾向にあり、過疎化、高齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成 32 年度の政策目的達成に向け引き続き本措置は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～23 年度)</p> <p>本措置の適用の前提となる促進計画の作成については、これまで一定の実績(促進計画の作成件数:8件、所有権の移転等の面積:約9ha)が得られているが、平成 21 年度から 23 年度における本措置の適用実績はなかった。これは、農林業を取り巻く厳しい諸情勢等により、農林地等の所有権の移転等が生じ難い状況にあったものと考えられる。</p> <p>本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、農政の重要な課題の一つである「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)等に基づく「農地集積」の取組にも寄与するものであることから、引き続き本措置は必要である。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	区分	21 年度	22 年度	23 年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45
区分	21 年度	22 年度	23 年度														
減少率	△0.19	△0.19	△0.31														
区分	21 年度	22 年度	23 年度														
減少率	△0.38	△0.38	△0.45														

		<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～23 年度)</p> <p>過去3年間(平成 21 年度から 23 年度)の実績がないため、租税減は発生していないが、農林地等を譲渡した場合の課税の特例措置が担保されていることにより、農林地等の所有権の移転等が進み、譲渡後も農林地等の農林業上の利用の確保が図られ、農林業生産性の向上や集落機能の維持等の効果により、減収額を上回る効果があるものと考えられる。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与えるものであり、要件を満たす農林地等の譲渡について一律に適用でき、必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、①補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、②融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本措置の方が誘導効果が高く、妥当である。</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>—</p>
10 有識者の見解		<p>適用件数の現出に備え、制度の継続は妥当。</p> <p>(平成 24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11 評価結果の反映の方向性		<p>引き続き継続する。</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検課程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）をも踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
 平成24年6月に行った「林地譲渡に係る税制の特例に関するアンケート調査」において、平成20～22年度の間林地譲渡に係る税制の特例を適用したあつせんの実績があつた41団体を対象にアンケート調査を行い、全回答41団体中38団体が「本税制の特例がなければ、林地の譲渡は行われなかつたと思う」と回答したことを根拠としている（38/41で93%）。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標は、定性的なものであつたことから、今回はあえて明示することを見送つた。政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 ③のとおり。
- ⑪ 税込減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税込減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 ③のとおり。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 森林整備事業は間伐等に要する経費を補助するものであり、林業・木材産業改善資金についても、土地及び建物の取得費用は含まれず、土地そのものをあつせんするためのものではない。なお、株式会社日本政策金融公庫の制度金融に、林地を取得する者を支援するものがあるが、林地の売却を考えている者に対して意欲と能力のある林業者に林地を売却するインセンティブを働かせる本措置とは対象が異なっており、両措置が相まって、適切な森林整備と持続的な林業経営を促進するものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）（国税）（所得税：外、法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	森林組合等に委託して、森林法の規定による地域森林計画の対象とされた個人の有する土地を譲渡した場合、又は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあつせんにより、同法の規定による林業経営改善計画の認定を受けた者に個人又は農業生産法人の有する林地を譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年800万円を限度として損金算入できる。
3	担当部局	林野庁 林政部 経営課
4	評価実施時期	H24.2～H24.8
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設 （平成13年度：都道府県知事のあつせんによる場合を追加）
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者による森林経営計画の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。また、自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な森林所有者の森林については、意欲ある者への長期的な施業の委託等を進めるとともに、将来的には林業経営の委託への転換を目指すこととされている。 具体的には、平成32年度において、民有林の80%で森林経営計画が作成されることを目指す。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 ○ 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「望ましい林業構造の確立」の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」において、上記の政策目的の達成に向け、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める」とされている。 〔大目標〕 食糧の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展



	<p>〔政策分野〕 13 林業の持続的かつ健全な発展</p>																				
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度において、民有林の80%で森林経営計画の作成を目指す政策目的に資するよう、本措置においては、意欲ある者（一定規模以上の森林を保有して効率的かつ安定的な林業経営を担う者であり、別添1のとおり想定する。）（以下同じ。）による林地の利用集積を促進することを目標とする。</p> <p>具体的には、意欲ある者が進める森林経営計画（平成23年度までは森林経営計画の作成につながる森林施業計画）の1年間の増加面積に対する、本措置を利用して譲渡された林地面積の割合が、</p> <p>①森林経営計画制度が始まる前の平成21～23年度までは、概ね20% ②森林経営計画制度が開始された平成24～32年度までは、概ね5～10%を達成することを目標とする。</p> <p>なお、林地の売買は経済情勢により影響を受けるものであることから、達成目標に対する本措置の効果の寄与度は、アンケート調査結果（H23.6林野庁経営課実施）より、「本措置がなければ林地の譲渡は行われなかった」93%となった。</p> <p>〔達成目標①〕②までの期間</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21～H23</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>20%</td> </tr> </table> <p>〔達成目標②〕森林経営計画制度の開始後</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30～H32</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>7%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 意欲ある者が進める森林経営計画（平成23年度までは森林経営計画の作成につながる森林施業計画）の1年間の増加面積に対する、本措置を利用して譲渡された林地面積の割合を測定指標とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、意欲ある者に対して林地の利用集積を促進し、森林経営計画（平成23年度までは森林経営計画の作成につながる森林施業計画）に基づき、適切な森林施業を担保することにより、小規模かつ分散的な所有形態のままでは困難であった低コストで効率的な施業の実行が可能となり、効率的かつ安定的な林業経営の育成という政策目的の実現に向け寄与する。</p>	年度	H21～H23	目標	20%	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30～H32	目標	5%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
年度	H21～H23																				
目標	20%																				
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30～H32														
目標	5%	5%	6%	7%	8%	9%	10%														

8 有効性等	① 適用数等	<p>平成21年度実績 79件 763ha 平成22年度実績 97件 1,383ha 平成23年度実績 91件（見込） 968ha（見込）</p> <p>適用件数（平成21年度～平成23年度の平均）は89件であり、過去の実績（平成18年度～平成20年度の平均）79件と比較して、僅少ではない。</p> <p>また、適用面積（平成21年度～平成23年度の平均）は1038haであり、過去の実績（平成18年度～平成20年度の平均）507haと比較して、僅少ではない。</p> <p>本措置の利用者は、全国の任意の森林所有者に分散していることから、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>※算定根拠は別添2参照</p>
	② 減収額	<p>平成21年度実績 22百万円 平成22年度実績 26百万円 平成23年度実績 26百万円（見込）</p> <p>※算定根拠は別添2参照</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成23年度） 平成32年度において、平成24年度から始まる森林経営計画の民有林における作成率80%を達成することを目標としているところであり、平成24年度末時点における作成率を25%程度と見込んでいる。</p> <p>この森林経営計画につながる、長期施業受委託契約が必要となる私有林における森林組合の認定請求により作成された森林施業計画の作成率は、平成20年度16%、平成21年度18%、平成22年度19%と毎年度着実に増加しており、政策目的の実現に向けて推進している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成23年度） 意欲ある者が進める森林経営計画（平成23年度までは森林経営計画の作成につながる森林施業計画）の1年間の増加面積に対する、本措置を利用して譲渡された林地面積の割合が、森林経営計画制度が始まる前の平成23年度までは概ね20%を達成することを目標としている。</p> <p>評価期間である平成21～23年度の実績は、アンケート調査結果より寄与度を考慮して算定すると次のとおりであり、目標を達成している。</p> <p>政策目的の実現に向けて着実に推進しているが、民有林における森林経営計画の作成率80%を実現していないため、引き続き本措置を実施する必要がある。</p> <p>平成21年度実績 19% 平成22年度実績 34% 平成23年度実績 24%（見込） } 平均26% ※算定根拠は別添1参照</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 23 年度）</p> <p>林地のあっせんを行った者に対してアンケート調査を行ったところ、93%において「本措置がなければ林地の譲渡は行われなかった」と回答しており、本措置には林地の利用集積を促進する効果が認められる。</p> <p>本アンケート調査の結果にかかわらず、本措置により譲渡された林地の全てが税収減の対象となり、同時に、譲渡された林地の全てで森林施業計画（平成 24 年度以降は森林経営計画を含む。）に基づき適切な森林施業が行われることになる。これに伴い、雇用が創出されるとともに、木材の販売が行われることとなる。</p> <p>このような考えに基づき本措置による税収の増額を試算した上で、税制の寄与度を考慮しても、本措置による減収額を上回るため、本措置は税収減を是認する効果がある。</p> <p>[租税特別措置に係る効果] (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>税収の増額</td> <td>25</td> <td>45</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>上記のうち 93%</td> <td>23</td> <td>42</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添 3 参照</p>	年 度	H21	H22	H23 (見込)	減収額	22	26	26	税収の増額	25	45	32	上記のうち 93%	23	42	30
年 度	H21	H22	H23 (見込)															
減収額	22	26	26															
税収の増額	25	45	32															
上記のうち 93%	23	42	30															
9	相当性																	
	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な林業経営の育成という政策目的を実現するため、森林組合等や都道府県知事のあっせんにより行われる土地の売買について、その公益性に鑑み譲渡所得の負担を軽減するものであり、単なる私人間の売買とは異なり、公益上の要請に基づき売買が行われるものであることから、これに対する税負担について税法上一定の配慮を行うことが適切である。</p> <p>また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p>																
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	ほかの支援措置や義務付け等はない。																
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—																

10	有識者の見解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続を要望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

「租税特別措置等により達成しようとする目標」についての考え方

1 本措置を活用することが想定される意欲ある者について

本措置を活用し、林業経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な林業経営を目指す意欲ある者は、現状において一定規模以上の森林を保有している林家の一部であると想定される。

このような意欲ある者を、50ha以上の森林を保有している林家のうち、30%程度と想定する。

2010年世界農林業センサス（組替集計）によれば、これらの者の保有する森林面積は、38万ha程度と試算される。

$128万ha \times 30\% = 38万ha$

注：128万haは、50ha以上の森林を所有している林家の保有森林の総面積

2 「1」の意欲ある者が進める森林施業計画の作成の増加面積について

森林経営計画につながる、長期施業受委託契約が必要となる私有林における森林組合の認定請求により作成された森林施業計画の作成率は、平成20年度 16%、平成21年度 18%、平成22年度 19%と毎年度1%程度増加していることから、この期間において、「1」の意欲ある者による森林経営計画につながる森林施業計画の作成率も、毎年度1%程度増加していると考えられる。

したがって、「1」の意欲ある者による森林経営計画につながる森林施業計画は、平成20～22年度にかけて毎年度3,800ha程度増加しているものと考えられる。

$38万ha \times 1\% = 3,800ha$  ……達成目標 に関する増加面積

「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」についての検証

3 「1」「2」と本措置により譲渡された林地面積との関係について（別添1-別紙）

本措置により譲渡された林地面積の実績は、

- 平成21年度 763ha
- 平成22年度 1,383ha
- 平成23年度 968ha（見込）

となっている。

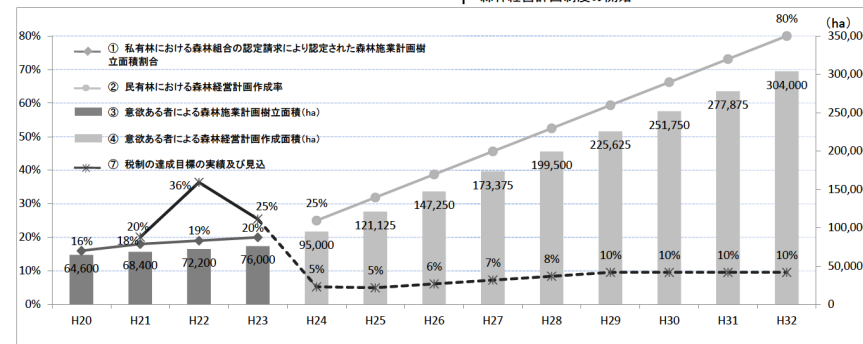
アンケート結果から本税制の寄与度93%を考慮した上で計算すると、これらは、「1」の意欲ある者が、平成20～23年度にかけて森林経営計画につながる森林施業計画を毎年度増加させた面積に対して、19～34%（平均26%）に相当する。

平成21年度	763ha	$\times 93\% \div 3,800ha =$	<b>19%</b>	} 達成目標の実現状況
平成22年度	1,383ha	$\times 93\% \div 3,800ha =$	<b>34%</b>	
平成23年度	968ha	$\times 93\% \div 3,800ha =$	<b>24%</b> (見込)	

意欲ある者による森林経営計画の作成率と達成目標

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①私有林における森林組合の認定請求により認定された森林施業計画樹立面積割合	16%	18%	19%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②私有林における森林経営計画作成率	-	-	-	-	25%	32%	39%	46%	53%	59%	66%	73%	80%
③意欲ある者による森林施業計画樹立面積 (ha)	64,600	68,400	72,200	76,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④意欲ある者による森林経営計画作成面積 (ha)	-	-	-	-	95,000	121,125	147,250	173,375	199,500	225,625	251,750	277,875	304,000
⑤本措置により譲渡された面積 (ha)	-	763	1,383	968	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200	2,500	2,500	2,500	2,500
⑥1年間に意欲ある者が進める森林施業計画又は森林経営計画の作成面積 (ha) [③又は④の年度間の差]	-	3,800	3,800	3,800	19,000	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125
⑦税制の達成目標の実績及び見込 [⑥÷⑤]	-	20%	36%	25%	5%	5%	6%	7%	8%	10%	10%	10%	10%

→森林経営計画制度の開始



\*平成24年以降の税制の達成目標の見込みは、平成21～23年度の実績の伸び率を勘案して設定した。



別添2

林地保有の合理化に伴い実施される森林施業による効果（試算）

本措置により、林地の譲渡を受けた者は、森林施業計画（平成24年度以降は森林経営計画を含む。）に基づき、最低でも5年間は、森林施業を継続するものとして試算した。

【森林施業の実施に伴う雇用創出による税収】  
 (施業種毎の雇用創出の効果)平成23年3月林政審議会資料(バックデータ)(別添3-別紙)により算出

間伐による効果(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))  
 67.2人日/ha  
 主伐による効果(ha当たり)  
 46.7人日/ha  
 造林・保育による効果(ha当たり)  
 86.8人日/ha  
 合計(間伐、主伐、造林・保育の計)  
**200.7人日/ha**

(各年度の税収の見込み)所得税(税率10%)、12,500円/人日は作業員の賃金  
 平成21年度  
 (763ha÷80年)×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=11,964千円  
 平成22年度  
 (1,383ha÷80年)×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=21,685千円  
 平成23年度  
 (968ha÷80年)×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=15,178千円

\*各年度の実績を80年で割る理由は、森林施業の1サイクル=80年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

\*作業員の賃金は、(別添3-別紙)の件数費から算出。  
 (16,000円/人日+14,000円/人日)÷2÷1.2=12,500円/人日

【森林施業の実施に伴う木材販売による税収】  
 (施業種毎の木材販売の効果)平成23年3月林政審議会資料(バックデータ)により算出  
 間伐による効果(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))  
 1,980千円/ha  
 主伐による効果(ha当たり)  
 3,500千円/ha  
 合計(間伐、主伐の計)  
**5,480千円/ha**

(各年度の税収の見込み)消費税(税率5%)  
 平成21年度  
 (763ha÷80年)×5,480千円×5%×5年=13,066千円  
 平成22年度  
 (1,383ha÷80年)×5,480千円×5%×5年=23,684千円  
 平成23年度  
 (968ha÷80年)×5,480千円×5%×5年=16,577千円

【見込まれる税収増の合計】 ((ア)+(イ))×税制の寄与度93%  
 平成21年度  
 (11,964千円 + 13,066千円) × 93% = **23,277千円**  
 平成22年度  
 (21,685千円 + 23,684千円) × 93% = **42,193千円**  
 平成23年度  
 (15,178千円 + 16,577千円) × 93% = **29,532千円**

税収の増額  
 (税収減を是認する効果)

1. 減税見込額積算(平成22年度実績)

・所得税(800万円以上)……① 単位:百万円

$$8 = \frac{\text{(適用件数)} \times 1}{7 \text{件}} \times \frac{\text{(特別控除額/件)}}{8} \times \frac{\text{(所得税率)} \times 2}{15\%}$$

・所得税(800万円未満)……② 単位:百万円

$$18 = \frac{\text{(特別適用対象額計)} \times 1}{118} \times \frac{\text{(所得税率)} \times 2}{15\%}$$

(適用90件の計)

※1については、都道府県への聞き取りにより把握

※2については、長期譲渡所得を適用

○減税見込み額  
 ①+② = 26百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については過去3年間の平均により算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)
適用件数	78	61	98	79	97	91
減税見込額(単位:百万円)	19	19	29	22	26	26
面積	372	392	757	763	1,383	968

注)森林組合等に聞き取り調査を実施し、回答を得られたものを集計している。回答のない場合もあり、全ての実績が網羅されているものではない。

5 目標を達成した場合の林業経営の具体像 (10年後)

(1) 施業地レベルの収支改善モデル (1ha当たりの比較)

平成23年3月29日 林政審議会資料

間伐(現状)		間伐(10年後)	
【素材生産量等】		【素材生産量等】	
素材生産量	55 m <sup>3</sup> /ha	素材生産量	55 m <sup>3</sup> /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性等】		【労働生産性等】	
生産性	3.3 m <sup>3</sup> /人日	生産性	10.1 m <sup>3</sup> /人日
作業員の人件費	16 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
【間伐収支】		【間伐収支】	
収支	45 千円/ha	収支	73 千円/ha
補助金なしの場合	▲336 千円/ha	(補助金なし)	

主伐、再造林・保育(現状)		主伐、再造林・保育(10年後)	
【素材生産量等】 (主伐)		【素材生産量等】 (主伐)	
素材生産量	350 m <sup>3</sup> /ha	素材生産量	350 m <sup>3</sup> /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性等】 (主伐)		【労働生産性等】 (主伐)	
生産性	7.5 m <sup>3</sup> /人日	生産性	13.1 m <sup>3</sup> /人日
作業員の人件費	16 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
【主伐収支】		【主伐収支】	
収支①	490 千円/ha	収支①	1,200 千円/ha
【造林・保育】		【造林・保育】	
造林・保育作業面積(累計) 8 ha		造林・保育作業面積(累計) 8 ha	
作業員の人件費	14 千円/人日	作業員の人件費	21 千円/人日
経費	1,900 千円/ha	経費	1,470 千円/ha
補助金	1,300 千円/ha	補助金	1,000 千円/ha
収支②	▲600 千円/ha	収支②	▲470 千円/ha
【造林・保育後の収支】		【造林・保育後の収支】	
収支	▲110 千円/ha	収支	730 千円/ha
(造林面積当たり)①+②		(造林面積当たり)①+②	

↑ 間伐人工 16.8人日/ha×4回=67.2人日/ha  
 木材販売額 49.5千円/ha×4回=1,980千円/ha (間伐実施時期:30,40,50,60年生時)

↑ 主伐人工 46.7人日/ha, 造林・保育人工 86.8人日/ha, 木材販売額 3,500千円/ha

**【間伐 現状と10年後の共通事項】**

- ・間伐(30~60年生のスギ人工林)
- ・丸太価格:9,000円/m<sup>3</sup>
- 注:国際商品であり、並材中心となった木材の価格が大きく上昇することは期待できない状況。このため、丸太価格は現状水準で試算。

**【間伐 効率化のポイント】**

- ・施業集約化の推進(事業規模の確保)
- ・路網整備の推進
- (車両系(緩傾斜地)の目標100~250m/ha (現状20m/ha程度))
- ・高性能林業機械の効率的稼働
- ・10年後は、補助金なしでも間伐可能

**【主伐 現状と10年後の共通事項】**

- ・主伐(皆伐)(80年生のスギ人工林)
- ・丸太価格:10,000円/m<sup>3</sup>

**【主伐、再造林・保育 効率化のポイント】**

間伐と同様の取組のほか、

- ・主伐の伐採作業時に機械地寄せ、コンテナ苗の活用等により、地寄せ・植栽経費を4割縮減
- ・加えて、下列の省力化等により、造林・保育経費全体でも2割以上のコスト縮減

**【作業システム】(間伐・主伐 共通)**

○ 4名1セット

【現状】	【10年後】
チェンソー 2台	→ チェンソー 1台
グラブ 1台	→ グラブ 1台
フォワーダ 1台	→ フォワーダ 1台
	ハーベスタ 1台

別添3-別添

バックデータ部分



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	転廃業助成金等に係る課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
当措置は、国対国の交渉結果による個人の財産権に対する補償を速やかに行うための措置であり、数値目標を設定すべきものではないと理解している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
②のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
本特例措置の適用を受けたことで、漁船事業者の転業及び廃業が円滑に行われたことにより、本措置の達成目標である「減船事業（国際漁業再編対策事業等）による助成金の効果を最大限に発揮すること」が図られた。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
平成21年度における減収額は27,940千円であるが、本措置によって、廃止事業者が受ける転廃業助成金に対する課税の特例を受けられたことで、廃止事業者は事業の廃止や他事業への転換を円滑に行えたところである。これらの本措置による効果は減収額に替えられないため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	<p>廃止業者等が交付を受けた転廃業助成金等の金額について、次の特例が適用される</p> <p>① 廃止業者等の機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に対応する部分(減価補填金)の金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>② 廃止業者等の営む事業の廃止又は転換を助成するための費用に対応する部分(転廃業助成金)の金額の全部又は一部に相当する金額をもって取得又は改良した固定資産について、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>※ 廃止業者等:事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約その他の国際約束の締結等があったことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人</p> <p>※ 転廃業助成金等:廃止業者等が交付を受けた、国若しくは地方公共団体の補助金又は残存事業者等の拠出した補償金であり、財務大臣が指定したもの</p>
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和47年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 減船等資源回復施策を通じた廃止業者の円滑な転廃業の実施により、健全な漁業経営者の確保及び資源の回復を図り、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成24年3月23日 閣議決定) 第2の4の(1)国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化</p>

			資源の状況が悪化し、休漁や漁獲量などの制限の取組では資源の管理と漁業経営の両立が困難となった場合には、生産体制の再編整備のための減船を支援することにより、離職者についても配慮しつつ過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理と残存漁業者の収益性を確保する。								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>漁業経営の安定</p>								
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>当措置は減船事業(国際漁業再編対策事業等)による助成金の効果を最大限に発揮するための措置である。実施される減船事業等により目的が異なることや、資源変動の将来予測等は困難なため、数値目標の設定は行わない。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置は、国際規制の強化や資源状況の変化が生じた際に臨時的に行う減船事業等を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、減船事業等により支出された転廃業助成金等について、課税の特例を受けることにより、減船事業者の円滑な転業及び廃業が行われることが期待される。このことにより、水産資源の回復及び残存漁業者の経営安定に寄与する。</p>								
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>(水産庁による聞き取りを行ったが、震災により一部書類等を紛失した対象者がおり、全ての適用実態の把握は困難)</p> <p>・平成18年～平成20年の適用件数の平均は2件であり、近年と比較して適用件数は僅少ではない。</p> <p>・本措置は減船事業等により転廃業助成金等を受けた全ての事業者を対象としており、対象者は偏っていない。</p>		21年度	22年度	23年度	適用件数	1件	0件	0件
	21年度	22年度	23年度								
適用件数	1件	0件	0件								

	②	減収額	<table border="1"> <tr> <td>減収額</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27,940千円</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(水産庁による聞き取り)</p> <p>(減収額算出根拠)</p> <p>(圧縮記帳額) × (法人税率) = (減収額)</p> <p>8,000千円 × 18% = 1,440千円…①</p> <p>88,336千円 × 30% = 26,500千円…②</p> <p>・① + ② = 27,940千円</p> <p>※適用者が中小企業のため、800万円まで軽減税率を適用。</p>	減収額	21年度	22年度	23年度		27,940千円	0	0
減収額	21年度	22年度	23年度								
	27,940千円	0	0								
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21～H23)</p> <p>我が国周辺の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の4割が低位水準にある。また、漁業生産の体制をみると、沿岸漁業においては漁業者の高齢化が、沖合・遠洋漁業においては漁船の高齢化が進行しており、これらの状況が続くと、今後、我が国の水産物を供給する力は急速に減退していくおそれがある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21～H23)</p> <p>—</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21～H23)</p> <p>国際約束の確実な履行により、国際的な資源管理に貢献するとともに、国際交渉における我が国全体の信頼・発進力の維持が図られた。</p>								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際的な規制の強化や資源の減少に伴って漁業の構造改革を進めるためには、一定の漁業者に漁業から撤退をしてもらう必要があり、その際に支払う補助金について、特例措置が受けられないとなると、減船が進まなくなる可能性があることから、必要な措置である(法人税法においても、国庫補助金等による固定資産取得にかかる課税の特例は設けられている。)</p> <p>また、本措置の適用により、転業を行おうとする者も減船に取り組むことができることから、円滑な減船の実施についての誘導効果があり、妥当である。</p>								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本措置は減船事業等により交付された転廃業助成金等にかかる課税に関する特例措置であることから、減船事業等の効果を減殺しないための措置であり、同様の目的の他の措置はない。</p>								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置の適用により地方公共団体に直接的な協力を求めるものではないが、減船事業等の円滑な実施による水産業の健全な発展は、地域経済・漁業等の振興及び地域の発展に貢献する。</p>								



10	有識者の見解	適用要件の現出に備え、制度の継続は妥当。 (H24年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

①のとおり。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

①のとおり。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

20年度に60億円、21年度に135億円のメーカー積み立てが行われているが、決算を公表している大手4社の決算営業利益と積立額の比較は表のとおりであり、通常、積立金の拠出は、営業利益の2～7割に相当するばかりか、営業利益が赤字の場合であっても拠出する必要があり、配合飼料メーカーにとって非常に大きな負担となっている。

仮に、特例措置がない場合は、営業利益の残額から納税をせざるをえず、配合飼料メーカーの経営を圧迫することとなり、経営が破綻した場合、基金の存続が危ぶまれる事態となるおそれが高い。

なお、測定指標については、「配合飼料メーカーの経営状況に関わらず、負担金等が必要な場合に拠出が行われること」とすることについて今後検討する。

（表） 単位：億円

	20年度			21年度		
	営業利益①	積立金②	②/①	営業利益③	積立金④	④/③
A社	25.2	5.9	23%	38.8	13.8	36%
B社	7.5	4.5	60%	25.8	10.0	39%
C社	▲3.7	3.9	—	12.9	9.3	72%

D社	▲2.9	2.3	—	6.8	4.6	68%
----	------	-----	---	-----	-----	-----

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例(国税)(法人税:義)															
2	租税特別措置等の内容	飼料穀物の国際相場の高騰等による配合飼料価格の短期的かつ急激な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、(社)配合飼料供給安定機構は、国と配合飼料メーカーの拠出により異常補填基金を造成し、民間の自主的な積立てによる通常補填基金からの補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がり際に際し異常補填基金からの補填を実施している。 本特例措置は、配合飼料メーカーが、(社)配合飼料供給安定機構に対し、異常補填積立金を納付した場合に、当該積立金の額について全額を必要経費又は損金の額に算入することを可能とするものである。															
3	担当部局	生産局畜産部畜産振興課															
4	評価実施時期	平成 24 年 2 月～8 月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 50 年度															
6	適用期間	恒久措置															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成 22 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上に向け、生産数量目標として平成 32 年度に国内生乳生産量 800 万トン、国内肉類生産量 316 万トンとすることを掲げている。 このような中、我が国の畜産物生産費における飼料費の占める割合は 4～6 割と非常に高いにもかかわらず、配合飼料の原料の大部分は海外からの輸入に依存しており、配合飼料価格は国際穀物相場、為替等の影響を大きく受ける。 したがって、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、異常補填基金を円滑に造成し、畜産経営者に対し補填を適切に実施することにより、畜産経営の安定を図り、もって、「食料・農業・農村基本計画」における生産数量目標の達成に資することを目的として、本特例措置を講じている。</p> <p>《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)(抜粋) 第 2 食料自給率の目標 表 1 生産数量目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度生産 (万トン)</th> <th>平成 32 年度生産 (万トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生乳</td> <td>795</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>牛肉</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>豚肉</td> <td>126</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>鶏肉</td> <td>138</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)牛肉、豚肉、鶏肉を合計した肉類計は 20 年度、32 年度ともに 316 万トン</p>		平成 20 年度生産 (万トン)	平成 32 年度生産 (万トン)	生乳	795	800	牛肉	52	52	豚肉	126	126	鶏肉	138	138
	平成 20 年度生産 (万トン)	平成 32 年度生産 (万トン)															
生乳	795	800															
牛肉	52	52															
豚肉	126	126															
鶏肉	138	138															

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>											
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 負担金等が必要な場合に拠出が行われること 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常補填基金への積立必要額に対する積立実績額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 配合飼料メーカーの負担を軽減することにより、継続的かつ円滑な基金造成が可能となる。その結果、畜産経営の安定を通じて畜産物生産の拡大が図られ、「食料・農業・農村基本計画」における平成 32 年度の生産数量目標の実現に寄与することとなる。</p>											
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 21 年度 35 法人 平成 22 年度 0 法人 平成 23 年度 0 法人 配合飼料メーカーは、平成 21 年度に多額の積立て(13,500 百万円)を実施したこと等から、22 年度及び 23 年度は基金への積み増しを行わなかったため、本措置の適用実績はない。 平成 21 年度の適用者数 35 法人については、通常補填基金の積立てを行う配合飼料メーカーの数と一致しており、想定通りである。 算定根拠は別紙参照</p>										
		② 減収額	<p>平成 21 年度 4,050 百万円(推計) 平成 22 年度 0 百万円 平成 23 年度 0 百万円 算定根拠は別紙参照</p>										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21～H23) (単位: 万トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生乳生産量</td> <td>788</td> <td>763</td> <td>753</td> </tr> <tr> <td>肉類生産量</td> <td>325</td> <td>321</td> <td>316</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年度において、生乳生産量は 753 万トン、肉類生産量は 316 万トンと、32 年度の生産数量目標に対しそれぞれ 94.1%、100.0%となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21～H23) 配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための異常補填基金に対して負担金を拠出した法人が、当該負担金を損金算入できることで当該法人の税負担が軽減されることにより、異常補填基金への積立必要額が</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	生乳生産量	788	763	753	肉類生産量	325
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度										
生乳生産量	788	763	753										
肉類生産量	325	321	316										

			<p>全額積み立てられており、本措置による達成目標は実現されている。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)                  異常補填基金に対して配合飼料メーカーが積立金を拠出する行為は畜産経営の安定という公益目的のための負担行為。その恩恵は拠出者以外にも及ぶため、拠出者に対して負担の軽減を図ることは、負担行為が引き続き継続されるためにも重要。                  分析対象期間における減収額は4,050百万円であるが、配合飼料メーカーが負担金を損金算入できることにより、異常補填基金の造成が円滑に行われた結果、メーカーの積立による基金造成額13,500百万円が畜産経営の安定のための補填に使用されることとなり、減収額を上回る効果が発生している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>負担を軽減すべき者に対して支援を行うには他の支援措置に比べて迅速に機能する税制が有効。</p> <p>異常補填基金に対しては、配合飼料価格安定対策費補助金でも支援をしているが、本補助金は基金自体への支援であるのに対して、当措置は基金に対して積立てを行った者への負担軽減を目的としており、役割分担はされている。</p> <p>本特例措置により直接的な恩恵を受ける配合飼料メーカーが所在する地方公共団体と、異常補填基金からの補填を受けることにより間接的に本特例措置の恩恵を受ける畜産農家が所在する地方公共団体が必ずしも一致しないとの事情はあるが、畜産は産業規模が大きく関連分野の裾野も広いことから、畜産経営の安定が図られなかった場合、地域経済や税収基盤に大きな影響を及ぼすこととなる。したがって、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		<p>継続は妥当。 (H24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

1. 減税見込額の積算

各年度の積立額に法人税率（30%）を乗じる方法で推計。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	21年度	22年度	23年度
対象者数	35社	—	—
適用件数	35社	—	—
損金算入額	13,500百万円	—	—
減税見込額	4,050百万円	—	—

注) 対象者数、適用件数、損金算入額は、社団法人配合飼料供給安定機構からの聞き取りによる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（農地利用集積円滑化団体への負担金等の拠出者の増）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 分析対象期間内に適用実績がないなかで、「農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業・・・に関する業務の推進に寄与」と説明しているが、その根拠が明らかでないため、税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本租税特別措置の前回要望（平成21年度）は、農地法等の改正に伴い、関係する措置を一括して要望したところであり、本特例措置独自の達成目標は設定していない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	法人(個人)が、農地利用集積円滑化団体(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)に対して、同団体が行う農地売買等事業(貸借に限る。)、研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導及び農業用機械の普及に関する業務の基金に対する負担金又は掛金を支出した場合、支出相当額について損金(必要経費)算入の特例が受けられる。
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成24年6月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年度:創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示された規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日 食と農林漁業の再生推進本部決定) Ⅲ. 農林漁業再生のための7つの戦略 【戦略1】競争力・体質強化 ～ 持続可能な力強い農業の実現 ～ (2) 農地集積の推進 農地集積のための取組や集落営農の推進などの方策を、地域の特徴に応じて組み合わせることにより、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)</p>

		《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地集積の推進のため、農地利用集積円滑化団体が行う業務の基金造成に係る負担金等の拠出者を増やす。 総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農地集積の推進のため農地利用集積円滑化団体への負担金等の拠出者の増。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うための基金に充てるための負担金の支出を促すことは、農地利用集積円滑化事業の継続的な実施のために必要であり、そのことにより農地集積の推進に寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	平成 21 年度実績 0 件 平成 22 年度実績 0 件 平成 23 年度実績 0 件 経営局農地政策課調べ 約 100 ある一般社団法人または一般財団法人の農地利用集積円滑化団体のうち特定の基金を造成しているのは約 1 割である。本特例措置の適用者はないが、農地利用集積円滑化事業は平成 21 年 12 月の農地法等の改正により創設され、その実施主体である農地利用集積円滑化団体が本格的に全国に設立されたのは平成 22 年夏以降であり、設立されて間もないため、本事業創設から約 2 年間で基金造成を行った農地利用集積円滑化団体の実績はない。 しかしながら、今後、農地の受け手への支援である規模拡大加算や出し手への支援である農地集積協力金の取組において、農地利用集積円滑化団体が担う役割は大きくなることが見込まれる。同団体の活動が活発化することに伴い、基金造成の必要性も高まり、本特例措置の適用が見込まれるものと思料。
	② 減収額	平成 21 年度実績 0 百万円 平成 22 年度実績 0 百万円 平成 23 年度実績 0 百万円 経営局農地政策課調べ
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 21～23 年度) 基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120 万 ha (全経営耕地面積の約 3 割) にとどまっており、政策目的は実現していない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 21～23 年度) 過去 3 年間における本措置の適用者数は無いため、政策目標は実現していない。 平成 21 年度実績 0 件 平成 22 年度実績 0 件 平成 23 年度実績 0 件 経営局農地政策課調べ

		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 21～23 年度) 基本方針・行動計画において、持続可能な力強い農業を実現するためには、地域における徹底した話し合いを通じた農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る必要性が明記されており、各地域における農地の利用集積の取組を促進することが極めて重要。 本措置は、法人等が負担金の拠出を行うことに対するインセンティブを付与するものであり、これにより、農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業(貸借に限る。)、研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導及び農業用機械の普及に関する業務の推進に寄与するものである。 このため、本措置がない場合、負担金等の拠出者の増も見込まれず、達成目標の実現に影響すると考えられる。 税収減を是認する有効性については、例えば、法人から 100 万円が農地利用集積円滑化団体に負担金として支出された場合、当該法人は 100 万円の損金算入が認められ、その分について税収減となるが(23 年度の法人税率は 18～30%であり、税収減は 18～30 万円)、国が直接その同額の資金を農地利用集積円滑化団体に助成する場合、国は 100 万円の支出を伴うこととなるため、当該税制措置は国庫支出の抑制にも寄与するものと考えられる。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農地の利用集積の促進は農業を持続可能な力強いものとしていくためにも各地域で取り組まれるべき課題である。各地域において農地の貸付けの仲介役を担う農地利用集積円滑化団体はこうした公的課題に対応する上でも重要な役割を担っており、当該団体の基金に資金拠出を行う個人、法人に対して当該資金拠出を損金扱いとして公的事業向けへの拠出にインセンティブを与えることは、国庫支出の抑制にも寄与するため、妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解		継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11 評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 達成目標に係る測定指標については、新規又は追加の基金の造成としたところであり、景気動向等の外部要因の影響度等を明らかにすることは困難である。また、当該期間に基金の積み上げがないことから、本租税特別措置等の寄与度が計れず、評価書中の記載としている。
- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 調査対象期間内に、基金の積み上げがなかったことから、税収減を是認するような効果の有無は計れないものの、基金が積みあがっているため、活動は出来るという趣旨を記載している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	1 対象者 負担金を拠出する法人(農業団体等) 2 特例の内容 上記法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用又は運用される青年等就農促進法に基づき都道府県青年農業者等育成センターが行う基金に係る負担金のうち、農業の技術又は経営方法の習得のための情報提供、相談活動等の業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入(全額)の特例の適用がある。
3	担当部局	経営局就農・女性課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度(創設年度) 平成16年度(青年等就農促進法改正) 青年等就農促進法改正により、育成センターの業務として無料職業紹介事業を追加。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。 青年新規就農者数(39歳以下)年間1万5千人程度(平成27年度) 《政策目的の根拠》 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年2月15日法律第2号) 第16条 センターが行う第6条第2号から第6号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。 ② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展 [政策分野] 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 負担金拠出 育成センターの運営費等が必要な場合に、農業団体等法人が継続して負担金の拠出を行うこと ※分析対象期間中の実績がないため寄与度は測れない 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による新規又は追加の基金の造成 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規就農総合支援事業により、新規就農者の大幅な増加が見込まれ、育成センターの業務は一層重要となることから、育成センターにおける特定の基金造成に対し、税制特例措置の適用を受けることで、農業団体等の負担が軽減され、新規就農者の育成確保対策を継続的に実施することにより、青年農業者等の就農促進に寄与する。</p>
	8 有効性等	<p>① 適用数等 過去3年間の実績 該当無し (当該基金が積み上がっており、基金に対する負担金の必要がなかったため該当無し。)</p> <p>② 減収額 該当無し</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~23年度) 青年等の就農促進を図ることにより農業の健全な発展と農村の活性化に寄与するため継続的に実施中。 青年新規就農者数(39歳以下)年間1万5千人程度(平成27年度) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 育成センターにおいて基金が積み上がっていることから、農業団体等の負担の継続は行われていない。  《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21~23年度) 負担金については、過去の拠出により、当該基金が積み上がっているため、分析対象期間における基金の積み増しはなく、従って減収も発生していないが、引き続き政策目的の達成のため活動は継続しており、減収額(0)を上回る効果がある。</p>
	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、公益の実現のために負担金を支出した法人等に対する負担の軽減措置であり、補助金等の場合と比較して、迅速に機能するため手段として妥当。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ・育成センターは、幅広い人材の育成・確保、情報提供・相談体制、体験・研修及び定着等段階に応じたきめ細かい支援対策を講じている。 ・農業団体等が、育成センター業務に係る基金に充てるための負担金を拠出した場合に対して、損金算入の特例以外の支援措置は無い。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	継続は妥当。 (平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	力強い農業の実現に向けて新規就農の増大を図る必要がある中、新規就農総合支援事業の実施に取り組む育成センターの業務は一層重要となることから、育成センターにおける特定の基金造成に対し、税制特例措置の適用を受けることで、農業団体等からの負担金拠出が容易となり、新規就農者の育成確保対策を積極的に実施することにより、青年農業者等の就農促進に寄与することから、現行制度を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]

① 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「負担金の拠出に対する本措置の寄与率 70%（民間金融機関に対するアンケート調査）」と説明しているが、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

アンケート調査の結果、「本特例措置が負担金抛出の判断に重大な影響がある」と及び「本特例措置が負担金抛出の判断に影響がある」と回答した融資機関の割合が全体の70%であった。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	民間融資機関が信用力の脆弱な農業者等に対して農業経営に必要な資金を融通するに当たり、その信用力を補完し円滑な融資を行うことを目的として、農業信用基金協会の債務保証を付する場合であって、同協会に設置されている保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した場合には、当該負担金の額を損金の額に参入する特例が受けられる。
3	担当部局	経営局金融調整課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年(創設)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)第1条 この法律は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及び…(略)…を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤) [政策分野] 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業信用基金協会の債務保証を利用し、信用力の脆弱な農業者等に対して農業経営に必要な資金を融通する民間融資機関が、基金への負担金の抛出を行うこと。 負担金の抛出に対する本措置の寄与率 50%超(分析対象期間毎) (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 負担金の抛出に対する本措置の寄与率 50%超

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>信用力の脆弱な農業者等が融資を受ける際、借入金利の負担軽減と併せて、公的保証機関である農業信用基金協会の保証により、その信用力を補完することにより、「資金の融通の円滑化」が図られている。</p> <p>本措置は、民間融資機関の負担を軽減しようとするものであり、このことにより、農業信用基金協会の保証による信用力の補完を継続して行うことに寄与するものである。</p>								
有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>101</td> <td>110</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:各農業信用基金協会に対する調査の集計値)</p> <p>適用法人数は年度単位で見ると約 850 の対象融資機関数のうち約1割の融資機関が本特例を活用していることとなる。負担金の拠出は各融資機関ごとに、それぞれの保証残高等に応じて拠出されるものであり、新規に保証契約を締結する場合、又は継続して保証契約を締結している融資機関にあっては、償還額を超える引受額が生じた場合に、負担金を拠出するものであることから、適用法人数が約1割であっても僅少でもなく、偏りもない。</p>	年度	H21	H22	H23	適用法人数	101	110	91
	年度	H21	H22	H23						
	適用法人数	101	110	91						
② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:各農業信用基金協会に対する調査の集計値)</p>	年度	H21	H22	H23	減収額	103	79	57	
年度	H21	H22	H23							
減収額	103	79	57							
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度)</p> <p>保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した法人が、当該負担金を損金算入できることにより、当該法人の税負担が軽減されている。</p> <p>このことにより、円滑な基金造成が促進され、同基金を裏付けとした保証が引き受けられることにより、「資金融通の円滑化」が図られ、政策目的は実現されている状況。</p> <p>なお、民間融資機関が新規に保証付き融資を実行する都度、同基金に対して負担金が支出されることから、引き続き政策目的の実現を図るためにも本措置は必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度)</p> <p>保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した法人が、当該負担金を損金算入できることにより、当該法人の税負担が軽減されており、本措置による達成目標は実現されている状況。</p> <p>なお、民間融資機関が新規に保証付融資を実行する都度、同基金に対して負担金が支出されることから、引き続き達成目標の実現を図るためにも本措置は必要である。</p> <p>また、負担金の拠出に対する本措置の寄与率は 70%であった。(民間金融機関に対するアンケート調査)</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度)</p> <p>本措置は、民間融資機関が負担金の拠出を行うことに対するインセンティブを付与するものであり、これにより農業信用基金協会の財務基盤の強化が図られ、債務保証等により農業者等の信用力が補完され、もって必要な資金調達の円滑化に寄与するものである。</p> <p>このため、本措置が無かった場合、過度の負担による負担金の拠出が出来ない法人の出現が考えられ、その結果、政策目的の実現に大きく影響すると</p>									

		<p>考えられる。</p> <p>さらに本措置による税の減収額と、国が負担金を直接支出する場合の支出額とを比較した場合には、国の支出額が税收減を上回るため、本措置による税收減は是認することができるものと考えている。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、信用力の脆弱な農業者等への資金を円滑に融通するための裏付けとしての基金の造成に対する負担金支出が円滑に行われるよう、民間融資機関の税負担を軽減することにより継続的に行うものであり、補助金や規制などの他の支援措置によることは困難。</p> <p>なお、民間融資機関に対し、貸付けに対する債務保証に係るコスト等への支援はできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体に協力を求めるものではない。</p>
10	有識者の見解	<p>継続は妥当。</p> <p>(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>	
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>—</p>	





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（要基金造成額の対象農協等からの計画的拠出実績）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

分析対象期間の平成21年～23年度には拠出がないが、平成20年度に積立てた基金が平成21～23年度においても効果を発揮していることから、分析対象期間を平成20年度～平成23年度とする（評価書は、実質平成20年度～23年度について記載）。

また、平成20年度において、農協では当該措置により当期剰余金の1.8%の負担軽減効果がある（農協における当期剰余金147,966百万円、拠出額12,265百万円、税の減収額2,698百万円）。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	ジェイエイバンク支援協会が設置する支援基金に充てるための負担金を信用事業を行う農業協同組合、信用農業協同組合連合会等(以下農協等という)が拠出した場合、当該負担金について全額損金算入することができる(負担金の徴収額×22%の減税効果)。
3	担当部局	経営局金融調整課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度創設
6	適用期間	平成21年3月31日(必要に応じ告示期限を更新)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農漁協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援し、もって地域農漁業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」) (目的) 第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るために必要な措置を講ずることにより、農業者及び水産業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農水漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤) [政策分野] 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な支援を行うための支援基金の造成が必要な場合に、農協等の負担の軽減により、円滑に負担金の拠出を行うこと。 (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要基金造成額の対象農協等からの計画的拠出実績(%) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織

			統合に必要な支援を行うための支援基金の負担金を拠出する農協等の負担を軽減するものであり、負担を軽減することにより支援基金が円滑に造成され十分なセーフティネット体制が図られることとなる。この結果、引き続き農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、農協系統信用事業全体の健全性の維持・強化に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	平成 21～23 年度は、基金が一定程度積み上がっていることから負担金の徴収を見合わせたため適用なし。 なお、平成 20 年度の本措置の適用については、支援基金への負担が必要となる全ての農協等(820 件(負担金の徴収先数))が該当しており、想定外に僅少でもなく、また特定の者に偏っているともいえない。
		② 減収額	平成 21～23 年度は基金が一定程度積み上がっていることから負担金の徴収を見合わせたため適用なし。 なお、平成 20 年度は 3,551 百万円(負担金の徴収額×22%)。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 支援基金への負担金を拠出する農協等の負担が軽減されることにより円滑な基金造成が促進され、農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善や組織統合に必要な支援体制の整備が図られているところ。 期間中農協等の破綻は発生しておらず政策目標は実現されているところであり、引き続き農協等の健全性を確保し、金融機能の維持を図るべく、適時適切に本措置により対応する必要。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 本措置により、負担金を拠出する農協等の負担軽減により支援基金の円滑な造成が促進され、破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な支援を行う体制の整備が図られている。平成 21 年度～23 年度は、負担金徴収を見合わせたため適用はないものの、セーフティネット制度の性格上、支援基金の造成が必要な場合に、迅速かつ機動的に負担金を徴収する必要がある。 (平成 20 年においては、全対象農協等から負担金を徴収したところ。) 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 農協等が支援基金に負担金を拠出し、農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な支援体制を整備することにより、農協等の健全性や金融機能の維持を図り、その結果として農業者等地域の組合員へ恩恵を与えるもの。 したがって、本措置により農協等に対し負担軽減を図り、円滑な当該支援基金の造成を図ることは極めて重要である。 仮に本措置がない場合、これまでと同程度の支援基金を公的資金で代替することが考えられるが、農協等からの負担金による方が税收減を上回る支出削減効果があると考えられるため、本措置による税收減は是認できると考えている。 (平成 20 年度の場合、農協等からの負担金 16,140 百万円、税の減収額 3,551 百万円。)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、支援基金への負担金を拠出する農協等に対する負担の軽減により、支援に必要な基金の円滑な造成が促進されるものであり、補助金等公的資金の場合と比較して、迅速かつ機動的に機能が発揮され、かつ国庫負担が避けられる手段として適当。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関等として重要な役割を果たしている農協等が破綻した場合、当該地域の信用秩序の維持及び地域経済に重大な支障が生じるおそれがあるため、地方公共団体が協力することは妥当。
10	有識者の見解		継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（漁業信用基金協会）	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況（負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超）について、「負担金の拠出に対する本措置の寄与率 71%（民間金融機関に対するアンケート調査）」と説明しているが、寄与率 70%の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が示されておらず、これを明らかにした上で、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義) (漁業信用基金協会)
2	租税特別措置等の内容	民間融資機関等が信用力の脆弱な漁業者等に対して漁業経営に必要な資金を融通するに当たり、その信用力を補完し円滑な融資を行うことを目的として、漁業信用基金協会の債務保証を付する場合であって、同協会に設置されている保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した場合、当該負担金の額を全額損金算入することができる。
3	担当部局	水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用力の脆弱な漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号) 第1条 この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁業信用基金協会の債務保証を利用し、信用力の脆弱な漁業者等に対して漁業経営に必要な資金を融通する民間融資機関等が、基金への負担金の拠出を行うこと。 負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超（分析対象期間毎） （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 信用力の脆弱な漁業者等が融資を受ける際、借入金利の負担軽減と併</p>

			<p>せて、公的保証機関である漁業信用基金協会の保証により、その信用力を補完することにより、「資金の融通の円滑化」が図られている。</p> <p>本措置は、民間融資機関等の負担を軽減しようとするものであり、このことにより、漁業信用基金協会の保証による信用力の補完を継続して行うことに寄与するものである。</p>								
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:各漁業信用基金協会に対する調査の集計値(一般社団法人漁業信用基金中央会調査))</p> <p>当負担金は、漁業信用基金協会が民間融資機関に対し代位弁済を実行する際に拠出されるものであり、適用要件を満たす代位弁済が行われる際に発生するものである。代位弁済が発生するかどうかについては、想定が出来ず、また、適用件数が多いから良いというものではないため、当該適用実績が僅少かどうかの判断はできない。また、民間融資機関全てが対象であるため、偏りもない。</p>		21年度	22年度	23年度	適用件数(件)	9	5	3
	21年度	22年度	23年度								
適用件数(件)	9	5	3								
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:各漁業信用基金協会に対する調査の集計値(一般社団法人漁業信用基金中央会調査))</p>		21年度	22年度	23年度	減収額(百万円)	13	6	0.2
	21年度	22年度	23年度								
減収額(百万円)	13	6	0.2								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成23年度)</p> <p>保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した民間融資機関等が、当該負担金の額を全額損金算入できることにより、当該民間融資機関等の税負担が軽減されている。</p> <p>このことにより、円滑な基金造成が促進され、同基金を裏付けとした保証が引き受けられることにより、「資金融通の円滑化」が図られ、政策目的は実現されている状況。</p> <p>なお、漁業信用基金協会が民間融資機関等に対し代位弁済を実行する際に同基金に対して負担金が支出されることから、引き続き政策目的の実現を図るためにも本措置は必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成23年度)</p> <p>保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した民間融資機関等が、当該負担金の額を全額損金算入できることにより、当該民間融資機関等の税負担が軽減されている。</p> <p>このことにより、民間金融機関等が負担金の拠出を行うことに対するインセンティブが付与され、負担金が拠出されている。</p> <p>なお、漁業信用基金協会が民間融資機関に対し代位弁済を実行する際に同基金に対して負担金が支出されることから、引き続き達成目標の実現を図るため、本措置は必要である。</p> <p>また、負担金の拠出に対する本措置の寄与率は71%であった。(民間金融機関等に対するアンケート調査)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成23年度)</p> <p>本措置は、民間融資機関等が負担金の拠出を行うことに対するインセンティブを付与するものであり、これにより漁業信用基金協会の財務基盤の強化が図られ、債務保証等により漁業者等の信用力が補完され、もって必要な資金</p>								

			<p>調達を円滑化に寄与するものである。</p> <p>このため、本措置が無かった場合、過度の負担による負担金の拠出が出来ない法人の出現が考えられ、その結果、政策目的の実現に大きく影響すると考えられる。</p> <p>さらに本措置による税の減収額と、国が負担金を直接支出する場合の支出額とを比較した場合には、国の支出額が税収減を上回るため、本措置による税収減は是認することができるものと考えている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、信用力の脆弱な漁業者等への資金を円滑に融通するための裏付けとしての基金の造成に対する負担金支出が円滑に行われるよう、民間融資機関等の税負担を軽減することにより継続的に行うものであり、補助金や規制等などの他の支援措置によることは困難。</p> <p>なお、民間融資機関等に対し、貸付けに対する債務保証に係るコスト等への支援はできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方の民間融資機関等が破綻した場合、当該地域の信用秩序の維持及び地域経済に重大な支障が生じるおそれがあるため。</p>
10	有識者の見解		<p>継続は妥当。 (H24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き制度を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（ジェイエフマリンバンク支援協会）	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（要基金造成額の対象漁協等からの計画的拠出実績）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

分析対象期間の平成21年～23年度に租税特別措置の適用は受けていないが、平成20年度に積み立てた基金が平成21年～23年度においても効果を発揮していることから、分析対象期間を平成21年～23年度とする（評価書は、実質平成20年～23年度について記載）。

また、平成20年度において、信漁連等では当該措置により当期剰余金の2.3%の負担軽減効果がある（信漁連等における当期剰余金7,633百万円、拠出額814百万円、税の減収効果179百万円）。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義) (ジェイエフマリンバンク支援協会)
2	租税特別措置等の内容	漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会等がジェイエフマリンバンク支援協会に設置された支援基金に充てるための負担金を支出した場合、当該負担金の額を全額損金算入することができる(負担金の徴収額×22%の減税効果)。
3	担当部局	水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年創設
6	適用期間	平成15年2月28日～平成21年3月31日(必要に応じ告示により期限を更新)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農漁協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援し、もって地域農漁業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」) (目的) 第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るために必要な措置を講ずることにより、農業者及び水産業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な支援を行うための支援基金の造成が必要な場合に、漁協等の負担の軽減により、円滑に負担金の拠出を行うこと。 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要基金造成額の対象漁協等からの計画的拠出実績(%) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 セーフティネット制度である当該支援基金を十分な体制とすることは、個々の漁協等の破綻を未然に防止し、漁協系統信用事業全体の健全性の維持・強化が図られ、「漁業経営の安定」に資するものであり、本措置は漁協系統信用事業の安定に寄与している。

8	有効性等	①: 適用数等	平成 21～23 年度は、租税特別措置法に基づく損金算入の特例の適用外。 なお、平成 20 年度の負担金の適用件数は193件
		②: 減収額	平成 21～23 年度は、租税特別措置法に基づく損金算入の特例の適用外。 なお、平成 20 年度は178百万円(負担金の徴収額×22%)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 漁協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善や組織統合に必要時に十分な支援を可能とする基金の造成が達成されており、セーフティネット体制の整備が図られているところ。 なお、適用期間中漁協等の破綻は未然に防止されており、引き続き漁協等の健全性を確保し、金融機構の維持を本措置により図ることとしている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成 20 年度までの適用期間中に、本措置により漁協系統金融機関の破綻未然防止措置に必要な基金が造成され、地域における金融機能の維持に寄与した。  《税収減を是認するような効果の有無》 ジェイエフマリンバンク支援協会に対して漁協等が負担金を支出しセーフティネットを構築する行為は、漁協等の金融機能の健全性を確保するために重要であるだけでなく、その恩恵は漁業者のみならず、地域の他の金融機関等の出資者にも及ぶため、漁協等に対して負担の軽減を図ることは、重要である。 仮に本措置がない場合、これまでと同程度の支援基金を公的資金で代替することが考えられるが、負担金による方が税収減を上回る支出削減効果があると考えられるため、本措置による税収減は是認することができる
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、公益の実現のために拠出した法人等に対する負担の軽減措置により、基金の円滑な整備が促進されるものであり、公的資金を導入する場合と比較して、迅速かつ機動的に措置を機能させるための手段として適当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関等として重要な役割を果たしている漁協等が破綻した場合、当該地域の信用秩序の維持及び地域経済に重大な支障が生じるおそれがあるため、地方公共団体が協力することは妥当。
10	有識者の見解		継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		本措置は、必要に応じ財務大臣の指定を受けることによって適用されるものであり、制度を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の交換分合により土地等を取付した場合の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回の要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、記載していない。

また、本措置の前提である農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）（又は集落地域整備法（昭和62年法律第63号。以下「集落法」という。））に基づく交換分合は、市町村農振整備計画等において定めた又は変更しようとする農用地区域等における土地利用の方向と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが特に必要であると認めるケースに備えて用意された制度であり、定量的な達成目標の設定は困難と考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置の前提である農振法（又は集落法）に基づく交換分合は、市町村農振整備計画等において定めた又は変更しようとする農用地区域等における土地利用の方向と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが特に必要であると認めるケースに備えて用意された制度であり、適用数を想定することはできない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

実現状況は適用実績を元に記載することと理解しているが、実績がない場合はその寄与を算定することはできないと考えている。

⑩ 税込減は認の効果の実績確認（評価書中8③<<税込減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

分析対象期間内において適用実績が無いことから効果を数値化し検証することができないものの、交換分合により、優良農地が確保され、秩序ある土地利用が形成されるとともに、点在する農地の集団化等により担い手農業者等の規模拡大及び農地の集積が図られることで、営農に要する費用（労働費や機械経費）等が永続的に節減できる効果があるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の交換分合により土地等を取付した場合の課税の特例(国税)(法人税: 義)
2	租税特別措置等の内容	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第13条の2第2項又は集落地域整備法(以下「集落法」という。)第11条第1項に基づいて、市町村が農用地区域内の農地を確保するため特定の交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置。
3	担当部局	農林振興局 農村政策部 農村計画課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度:農振法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設 昭和63年度:集落法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(平成32年時点で415万ヘクタール)」としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ①計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保を効果あるものとする。</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を掲げている。</p> <p>○集落地域整備法(昭和62年法律第63号) 法の目的として、第1条に、「土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域につい</p>

		て、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もってその地域の振興と秩序ある整備に寄与する」ことを掲げている。																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>特定の交換分合は、市町村農振整備計画等(農用地区域等)に定める土地利用の方向と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが「特に必要があると認める(農振法等)」ケースに備えて用意された制度であり、あらかじめ目標数値等を設定することは困難。本措置は、この特定の交換分合を前提とするものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。</p> <p>(なお、本措置の適用実績は、昭和62年7ha、平成5年11ha)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定の交換分合が必要な場合には、本措置によりその円滑な実施が可能となり、平成32年の農用地区域農地面積415万ha確保に寄与。</p>																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績)(分析対象期間:平成21年度~23年度)</p> <p>(単位:法人、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数・面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林振興局 農村計画課調べ)</p> <p>本措置の前提となる特定の交換分合は、分析対象期間中に実施されなかったところ。</p> <p>なお、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としており、特定の者への偏りはない。</p> <p>② 減収額</p> <p>減収額(実績)(分析対象期間:平成21年度~23年度)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林振興局 農村計画課調べ)</p>	区分	21年度	22年度	23年度	適用件数・面積	0	0	0	区分	21年度	22年度	23年度	減収額	0	0	0
区分	21年度	22年度	23年度															
適用件数・面積	0	0	0															
区分	21年度	22年度	23年度															
減収額	0	0	0															

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度~23年度)</p> <p>○農用地区域内農地面積の確保面積(実績)</p> <p>(単位:万ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>407</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林振興局 農村計画課調べ)</p> <p>※農用地区域内農地面積について、平成22年度及び23年度は、東日本大震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握することが困難な状況である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度~23年度)</p> <p>特定の交換分合が実施された場合には、土地の交換を行う法人について一時に譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度~23年度)</p> <p>当措置は、市町村の発意による交換分合を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	面積	407	※	※
区分	21年度	22年度	23年度							
面積	407	※	※							
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>								
10	有識者の見解	<p>土地利用の方向性に公益的機能も考えられ、継続は妥当。</p> <p>(平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>								
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続。</p>								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>—</p>								



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載することができない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 農住組合による交換分合は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、土地の交換が必要な場合に行われるものであることから、あらかじめ測定指標を設定することは馴染まないもの。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 農住組合による交換分合は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、土地の交換が必要な場合に行われるものであることから、あらかじめ測定指標を設定することは馴染まないものであり、分析対象期間において、本特例措置の適用実績がなかったため、同期間における効果・達成目標の実現状況を定量的に明らかにすることは困難である。
- ⑩ 税込減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税込減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）  
 分析対象期間内において適用実績がないことから効果を数値化し検証することはできないものの、計画的な土地利用を図る手法の一つである交換分合の活用によって、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、心安らぐ緑地空間の提供及び農業体験・交流活動の場の提供等が可能となる効果があり、これにより都市農業の振興が図られることとなる。  
 これらの効果については、消費者モニター1,800人を対象としたアンケート調査（農林水産省「食料・安全・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」（平成23年5月公表））の「都市農業が果たしていると考えられる役割・機能」において、「大いに果たしている」又は「ある程度果たしている」と考える者の割合が全体の5割を超えており、多くの都市住民の理解が得られている。  
 また、交換分合の活用によって得られる効果は特例措置が適用された時点にとどまらず、それ以降も永続的に効果が発現されるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課 国土交通省都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年2月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 税制措置創設（恒久措置）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  都市農業の役割や都市住民のニーズ等を踏まえ、都市及びその周辺の地域における農業の振興を図る。                  このため、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等により、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○農住組合法（昭和55年法律第86号）                  第1条 この法律は、住宅の需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ当該市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うために必要な組織を設けることができるようにし、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的社会的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もつてこれらの地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）                  第3 農業の振興に関する施策                  3 農業の持続的発展に関する施策                  （3）都市及びその周辺の地域における農業の振興                  新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進する。</p> <p>○「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針（平成23年12月24日農林水産省とりまとめ。以下「取組方針」という。）                  II. 戦略ごとの取組方針                  【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化                  5. 消費者と絆の強化</p>

		① 多様な都市と農村との交流を促進するため、グリーンツーリズムなど集落ぐるみの取組を進めるとともに、都市農業がもつ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進める。												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3. 農村の振興（産業、農村機能） 《政策分野》 ⑩都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供し、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解が促進されることにより、都市農業の振興のための原動力が形成されることから、都市的域における市民農園の区画数を平成25年度までに15.8万区画（H23現在：14.9万区画）とする目標に寄与。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農住組合は、農地所有者3人以上が発起人となって設立されるものであるとともに、農住組合による交換分合は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るために土地の交換が必要な場合に行われるものであることから、予め目標値等を設定することは困難。本措置は、この交換分合を前提とするものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、農地の交換を行った法人の税負担の軽減が担保され、交換分合が円滑に推進されることにより、農業上の利用と他の利用との調整が図られ、「農」の営みを体験する場をより多くの都市住民に提供することが可能となることから、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進しつつ、都市農業の振興を図るとする政策目的に寄与する。												
8 有効性等	① 適用数等	適用件数（実績）（分析対象期間：H21～23） （単位：法人、ha） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記期間中の適用実績はないものの、現在9地区で農住組合が事業を行っており、本措置の適用が見込まれることから、本措置は引き続き必要である。 また、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としているため、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	H21	H22	H23（見込）	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	H21	H22	H23（見込）											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											
	② 減収額	減収額（実績）（分析対象期間：H21～23） （単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H21	H22	H23（見込）	減収額	0	0	0				
区分	H21	H22	H23（見込）											
減収額	0	0	0											

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21～23） ○都市的域における市民農園の区画数〔実績〕 （単位：万区画） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画数</td> <td>14.0</td> <td>14.7</td> <td>(14.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H23年度については精査中。 H21～23における都市的域における市民農園の区画数は、目標を概ね達成している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21～23） 平成21年度から23年度における本措置の適用実績はなかったが、平成17年の特定農地貸付法の改正により可能となった農業者以外の個人又は企業等による市民農園の開設が順調に増加していること、また、平成23年12月の取組方針において、都市農業が持つ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進めることとされており、この目標達成に向けて、計画的な土地利用を図る手法の一つである交換分合のさらなる活用が見込まれることから、これまで以上に本措置の必要性は高い。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H21～23） 過去3年間（平成21年度から23年度）の実績がないため、税収減は発生していないが、交換分合による課税の特例措置が担保されていることにより、農業上の利用と他の利用との調整が図られ、「農」の営みを体験する場をより多くの都市住民に提供することが可能となることから、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進しつつ、都市農業の振興を図ることにより、減収額を上回る効果があるものと考えられる。</p>	年度	H21	H22	H23	区画数	14.0	14.7	(14.9)
年度	H21	H22	H23							
区画数	14.0	14.7	(14.9)							
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置（補助事業）と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。								
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置以外に支援策はない。								
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—								
10 有識者の見解		地域や都市住民に及ぶ効果も考えられ、継続は妥当。 （平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員）								
11 評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。								
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、当該理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間研究開発投資の対GDP比率）は、食品製造業及び農薬製造業以外の企業の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、研究開発投資の押し上げ効果（押し上げ率）について、アンケート調査から「大企業1.26倍、中小企業1.59倍」と説明しているが、当該アンケートの対象には食品製造業及び農薬製造業以外にも含まれているところ、食品製造業及び農薬製造業に対しても「大企業1.26倍、中小企業1.59倍」という値を用いることが適当であることについて説明する必要がある。

更に、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
恒久措置である本税制措置については今回が初めての評価であるため、適用数については、平成18～20年度の実績と比較することにより検証している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (法人税、所得税:義)【国税】、(法人住民税)【地方税】
2	租税特別措置等の内容	<p>1 対象者 食品製造業及び農業製造業</p> <p>2 特例の内容 【国税】 支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得税額又は法人税額から控除。 (1)と(2)を合わせた控除税額の上限又は(3)の控除税額の上限は、所得税額又は法人税額の20%を限度とする税額控除。 ※ なお、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。 (1) 試験研究費の総額の8～10%（試験研究費割合が10%未満の場合、試験研究費割合×0.2+8%）の額を税額控除。 (2) 産学官連携の共同研究・委託研究を行った場合、特別試験研究費の額の12%を税額控除。 (3) 中小企業者等については試験研究費の額の12%を税額控除。</p> <p>【地方税】 中小企業者については、支出した法人税額から支出した試験研究費の額の12%を控除した後の法人税額を、法人住民税の課税標準とする。</p>
3	担当部局	食料産業局新事業創出課/農林水産技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	H24. 2～8
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%を税額控除</p> <p>昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成15年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>我が国の食と農林漁業は、所得の減少と、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しており、食と農林漁業の競争力・体質強化は待ったなしの課題である。食品産業においては、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競合が激化する中でその役割が引</p>

	<p>き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農業製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まり、持続可能な強い農業の実現に向け、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。</p> <p>我が国食品製造業及び農業製造業の発展を図るためには、企業等による研究開発の促進が重要な課題である。</p>
	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4 % 以上にする。</p> <p>2 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定） 6 次産業化の基礎となる革新技術の開発や生産から消費に至るフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等を実現するためには、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた政策を立案し、実行する必要がある。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率を、主要先進国の中で最高水準（第 1 位）に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の約 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p> <p>食品製造業及び農業製造業の研究開発投資を増進させることによって、食料の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている。食品製造業においては、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農業製造業においては、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給するための研究開発を促進することに寄与する。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 23 年度に食品製造業及び農業製造業等（8 業種 478 社）に対して実施した利用状況実態調査では、調査対象の 8 業種全てで利用が確認されており、特定の者に偏っているとは言えない。</p> <p>また、上記調査による利用割合から算出した適用件数は、平成 18～20 年度 3 年平均 1,399 件（うち中小企業 292 件）と比較してもほぼ同等の適用件数があり、本特例措置の適用件数が想定外に僅少とは言えない。</p> <p>食品製造業及び農業製造業の適用件数（うち中小企業）（推計） 平成 21 年度（実績）1,400 件（350 件） 平成 22 年度（実績）1,184 件（338 件） 平成 23 年度（見込）1,184 件（338 件） （出典：総務省「平成 23 年度科学技術研究調査」の食品企業及びその他化学工業の企業等数にアンケート調査に基づく利用割合を掛けて算出。） ※ 算定根拠は別添 1 参照</p>																																															
	② 減収額	<p>【国税】 食品製造業及び農業製造業における減収額（うち中小企業）（推計） 平成 21 年度（実績）10,089 百万円（1,132 百万円） 平成 22 年度（実績）10,097 百万円（1,458 百万円） 平成 23 年度（見込）9,673 百万円（1,602 百万円） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。農業製造業は製品出荷額の比率（農業製造業／化学工業）を化学工業の控除額にかけて算出。23 年度の見込み額は 23 年度利用状況アンケート調査結果による増減率を反映。） ※ 算定根拠は別添 1 参照</p> <p>【地方税】（推計）（法人住民税率：17.3%） 平成 21 年度（実績）196 百万円 平成 22 年度（実績）252 百万円 平成 23 年度（見込）277 百万円 ※ 算定根拠は別添 1 参照</p>																																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 16 年～平成 23 年） 現在、我が国の官民合わせた研究開発投資の GDP 比率は 3.36%。主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資を合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> <th>2008 年</th> <th>2009 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table>		2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04
	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年																																												
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																												
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																												
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																												
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																												
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																												
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																												
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																												



		<table border="1"> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成16年～平成23年) 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成16年～平成23年) 研究開発税制による押し上げ効果(経済産業省試算) 大企業：1.26倍 中小企業：1.59倍 ※算定根拠は別添1参照</p> <p>食品産業及び農業製造業における研究開発投資押し上げ額 【国税】 大企業：12,188百万円 (9,673百万円×1.26) 中小企業：2,547百万円 (1,602百万円×1.59) 【地方税】 2,547百万円×0.173(法人住民税率) = 441百万円</p>	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																																																	
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																																																	
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																																																	
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																																	
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																																																	
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																																																	
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																																																	
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																																																	
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																																																	
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																																																	
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																																																	
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																																																	
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																																																	
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																																																	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>限定的な予算措置(補助金等)の研究開発支援と比較して税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支援することが可能であり、研究開発内容を限定しないため民間企業の研究開発の促進を図るためにはより効果的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置(補助金等)は、助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である本税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>																																																																																				

	③ 地方公共団体が協力する相当性	地域の食品製造業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しといった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税制により食品産業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展につながると考えられる。
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 継続は妥当。
11	評価結果の反映の方向性	対GDP民間研究開発投資比率が微増で推移していることから当該税制措置の一定の効果が伺える。今後も本特例措置の継続が必要である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

〔試験研究税制 : 税目 所得税・法人税・法人住民税〕

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (恒久措置)  
(食品産業及び農薬製造業)

## 1. 適用数の算定

23 年度利用状況アンケート調査結果による適用件数及び利用割合

平成 18 年度 (実績)	27 件 (7%)	うち中小企業	4 (1%)
平成 19 年度 (実績)	34 件 (9%)	うち中小企業	6 (2%)
平成 20 年度 (実績)	35 件 (8%)	うち中小企業	7 (2%)
平成 21 年度 (実績)	38 件 (8%)	うち中小企業	6 (2%)
平成 22 年度 (実績)	35 件 (7%)	うち中小企業	5 (2%)
平成 23 年度 (見込)	35 件 (7%)	うち中小企業	5 (2%)

(調査対象数 : 8 業種、478 事業者)

(食品製造業)

食品製造業及び農薬製造業の企業数 (資料 : 企業数は総務省「平成 23 年度科学技術研究調査」の食品製造業及びその他化学工業企業数の合計)

平成 18 年度	16,945 件
平成 19 年度	17,880 件
平成 20 年度	17,518 件
平成 21 年度	17,497 件
平成 22 年度	16,919 件
食品製造業及び農薬製造業における適用件数 (推計)	
平成 18 年度	$16,945 \times 7\% = 1,186$ 件
平成 19 年度	$17,880 \times 9\% = 1,609$ 件
平成 20 年度	$17,518 \times 8\% = 1,401$ 件 (18~20 年度平均 1,399 件)
平成 21 年度	$17,497 \times 8\% = 1,400$ 件
平成 22 年度	$16,919 \times 7\% = 1,184$ 件
平成 23 年度	$16,919 \times 7\% = 1,184$ 件
(うち中小企業)	
平成 18 年度	$16,945 \times 1\% = 169$ 件
平成 19 年度	$17,880 \times 2\% = 358$ 件
平成 20 年度	$17,518 \times 2\% = 350$ 件 (18~20 年度平均 292 件)
平成 21 年度	$17,497 \times 2\% = 350$ 件
平成 22 年度	$16,919 \times 2\% = 338$ 件
平成 23 年度	$16,919 \times 2\% = 338$ 件

## 2. 減税額の算定

(1) 平成 23 年度実施の利用状況アンケート調査結果

食品製造業及び農薬製造業 (調査対象数 : 8 業種、478 事業者)

特別控除実績額 : 平成 21 年度	2,561 百万円
平成 22 年度	2,802 百万円 (増減率 : 9.4%)
平成 23 年度	2,684 百万円 (増減率 : ▲4.2%)

(中小企業)

特別控除実績額 : 平成 21 年度	215 百万円
平成 22 年度	183 百万円 (増減率 : ▲15.4%)

(2) 平成 21 年度、22 年度実績の推計

## ① 食品製造業

試験研究費に係る特別控除額 (資料 : 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)

・平成 21 年度の控除実績額 : (総額型)	8,586 百万円
(中小企業)	1,107 百万円
・平成 21 年度控除実績額合計 :	$8,586 + 1,107 = 9,693$ 百万円
・平成 22 年度の控除実績額 : (総額型)	8,107 百万円
(中小企業)	1,438 百万円
・平成 22 年度控除実績額合計 :	$8,107 + 1,438 = 9,545$ 百万円

## ② 農薬製造業 (推計) (資料 : 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)

ア 化学工業の試験研究費に係る特別控除額

・平成 21 年度の控除実績額 : (総額型)	71,270 百万円
(中小企業)	4,744 百万円
・平成 22 年度の控除実績額 : (総額型)	118,255 百万円
(中小企業)	4,495 百万円

イ 農薬製造業の化学工業に占める割合 (資料 : 経済産業省「工業統計表」)

・平成 21 年度 :	0.52%
・平成 22 年度 :	0.45%

ウ 農薬製造業の控除実績の推計

・平成 21 年度控除実績 (総額型)	$71,270 \times 0.0052 = 371$ 百万円
(中小企業)	$4,744 \times 0.0052 = 25$ 百万円
・平成 21 年度控除実績額合計 :	$371 + 25 = 396$ 百万円
・平成 22 年度控除実績 (総額型)	$118,255 \times 0.0045 = 532$ 百万円
(中小企業)	$4,495 \times 0.0045 = 20$ 百万円
・平成 22 年度控除実績額合計 :	$532 + 20 = 552$ 百万円

## ③ 食品製造業及び農薬製造業の試験研究費に係る特別控除実績額 (合計) (推計)

・平成 21 年度 (総額型)	$9,693 + 396 = 10,089$ 百万円
(中小企業)	$1,107 + 25 = 1,132$ 百万円
・平成 22 年度 (総額型)	$9,545 + 552 = 10,097$ 百万円
(中小企業)	$1,438 + 20 = 1,458$ 百万円

(3) 平成 23 年度の控除実績額見込み (推計)

(総額型)	平成 23 年度 : $(1 - 0.042) \times 10,097 = 9,673$ 百万円
(中小企業)	平成 23 年度 : $(1 + 0.099) \times 1,458 = 1,602$ 百万円



(4) 法人住民税額の推計（法人住民税率：17.3%で試算）

平成21年度：1,132 × 17.3% = 196百万円

平成22年度：1,458 × 17.3% = 252百万円

平成23年度：1,602 × 17.3% = 277百万円

3. 押し上げ効果（押し上げ率）の試算

（経済産業省試算：23年度経済産業省実施アンケート結果に基づく試算）

(1) 大企業

① 研究開発費の押し上げ額：

（各社の23年度研究開発投資見込み額×各社の押し上げ率）の合計=80,002百万円

② 税額控除額：総額型控除予定額（総額型）63,390百万円

③ 減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 1.26

(2) 中小企業

① 研究開発費の押し上げ額：

（各社の23年度研究開発投資見込み額×各社の押し上げ率）の合計=246.5百万円

② 税額控除額：総額型控除予定額（総額型）155.0百万円

③ 減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 1.59



經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
経産02	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設
経産03	創設時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
経産04	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
経産05	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
経産06	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
経産07	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例
経産08	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
経産09	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産10	中小企業者等の法人税率の特例
経産11	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
経産12	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T O Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
経産13	商業・サービス中小企業活性化税制
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
経産16	技術研究組合の所得計算の特例
経産17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
経産18	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化
経産19	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
経産20	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
経産21	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
経産22	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
経産23	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置

番号	制度名
経産24	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産26	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
経産27	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置
経産28	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
経産29	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置





【経産01】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	要望の内容	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、新たな制度及び組織への移行後、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるよう税制上の所要の措置を講じる。
3	担当部局	経済産業省大臣官房政策評価広報課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行するに当たり、税制上の所要の措置を講ずる。
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行するに当たり、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるようにするため、税制上の所要の措置を講ずることが必要。  《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け —
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —

8	有効性等	① 適用数等 —
		② 減収額 —
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 — 《税込減を是認するような効果の有無》 —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 独立行政法人制度から新たな法人制度及び組織への移行に当たり、各法人の名称等が変更されるものの、目的や業務の範囲が変更されるものではなく、引き続き現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —
		③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（ベンチャー企業によるIPO数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国のベンチャー企業について、米国やアジアの急成長するベンチャー企業と同様の成長を実現）の実現状況の将来予測について、定性的に「創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する」と説明しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、当該効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

達成目標に係る目標値及び達成時期については、本課税措置の適用を受けられるような事業拡大を積極的に行うベンチャー企業を5年間で倍増させることを目標としたい。すなわち、現状では240社が適用できるものと見込まれるところ、平成31年3月末までに、適用企業数を480社まで拡大させる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙参照。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

仮に上記政策目標を達成した場合の法人税等の増収額を試算すると、700億円程度の増収が見込まれるため、本措置による税収減を十分に是認できる。

（算出方法）

- ・本措置を適用するベンチャー企業数が5年間で240社増加すると仮定。
- ・こうしたベンチャー企業の平均的な収益水準は年間900百万円程度（出所：JVR「VC投資先新興市場IPO企業研究」）。また、低成長を余儀なくされているベンチャー企業の収益水準は年間48百万円程度（出所：経産省委託調査「平成23年度ベンチャー企業等における資本政策に関する調査」）と見込まれる。
- ・本措置を適用する上記240社については、事業拡大に伴う収益の増加が見込まれるが、これによる増収額は $(900\text{百万円}-48\text{百万円}) \times 240\text{社} \times \text{実効税率} 35\% = 72,000\text{百万円}$ 。
- ・他方、本措置を適用することによる減収額は年間2,500百万円であるため、当該減収額を加味しても、 $72,000\text{百万円}-2,500\text{百万円} = 69,500\text{百万円}$ の増収となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

税制措置は、補助金等他の政策手段と比較した場合、利用者の負担を等しく公平に軽減するものであるが、本措置が事業拡大に取り組むベンチャー企業に一律に適用されるべき措置である点に鑑みれば、税制措置とすることが適当と思われる。また、仮に本措置と同じ政策効果を補助金により達成しようとする、新たな基金の造成と複数年度に渡る長期管理が必要となり、執行コストが著しく大きくなるというデメリットもある。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

創業資金にかかる金融上の支援措置等は既に整備されているものの、成長が見込まれるベンチャー企業を対象に、創業後の事業拡大とりわけ雇用の拡大を支援する施策はない。

## 「ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置」の減収額試算

## 1. 取得可能なデータによる減収額の試算

- 2005年度～2009年度の5決算年度の財務情報がとれるVB46社（全てIPOを行ったVB）のデータに基づいて試算を実施。  
（出所：JVR「VC投資先新興市場IPO企業研究」）
- このうち、従業員増加要件（前年度比2人以上かつ10%以上増加）をいわずれか1年度でも満たすベンチャー企業は22社存在。
- 2005年～2009年度の各年度の減収額の平均値を試算すると2.2億円。（国税：1.9億円 地方税：0.3億円）。

## 2. マクロベースへの引き延ばし

- 我が国VCの投資先数は2011年3月末で約10,000社。  
（出所：VEC「2011年度ベンチャービジネスに関する年次報告」）
- このうち、IPOを行うなど成長する可能性が高く、本措置の対象となることが想定されるVBは500社程度。  
（出所：同上）  
 $10,000\text{社} \times 5\% (\text{Exit件数全体に対するIPO件数の比率}) = 500\text{社}$
- 以上から、1で試算された減収額をマクロベースに引き延ばすと以下の通り。

対象企業数 : 22社÷46社×500社=240社  
減収額 : 2.2億円÷46社×500社=25億円（国税：21億円 地方税4億円）

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設                  国税2（法人税：義）                  地方税9（自動連動）（法人住民税：義、法人事業税：義）</p>										
2	<p>要望の内容</p> <p>創業間もない成長性の高いベンチャー企業に対して、雇用創出と事業拡大を支援するため、法人税の軽減措置を創設する。</p> <p>(1) 対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の要件をみたす企業が対象。</li> <li>① 創業（設立）10年未満の中小企業であること</li> <li>② 特定の株主グループからの投資の合計が5/6を超えない会社であること</li> <li>③ 大規模法人（資本金1億円超等）および大規模法人と特殊の関係にある法人の所有に属さないこと</li> <li>④ 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと</li> </ul> <p>⑤</p> <table border="1" data-bbox="427 783 992 1102"> <thead> <tr> <th>設立経過年数</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。</td> </tr> <tr> <td>1年以上～2年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。</td> </tr> <tr> <td>2年以上～5年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。</td> </tr> <tr> <td>5年以上～10年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 当該事業年度中に雇用者数を前年度対比で10%以上かつ2人以上増加させている会社であること</p> <p>(2) 具体的な優遇措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初めて適用を受けた年度の前年度の支払給与を基準に、最長で5年の間、支払給与の増加額の20%の税額控除ができることとする。</li> <li>● また、各年度における税額控除の上限を法人税額の20%に相当する金額とするが、当該税額控除の上限を超えた部分については、4年間を限度に繰越控除を可能とする。</li> </ul>	設立経過年数	要件	1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。	1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	2年以上～5年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。	5年以上～10年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。
設立経過年数	要件										
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。										
1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。										
2年以上～5年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。										
5年以上～10年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。										

3	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(新設要望)
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業が創業し、着実に事業を拡大させ、成長していくことが不可欠である。</p> <p>我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピード・規模の面で見劣りする。</p> <p>この背景には、我が国のベンチャー企業の多くが、創業後の収益落ち込み期*（死の谷）を乗り越えることができない、または、乗り越えるのに長い時間を要することがある。ベンチャー企業が死の谷から脱却するためには、事業規模を拡大させ、収益を積み上げていく必要があるが、ベンチャー企業の多くは、事業拡大を積極的に行う資金的な余力がなく、十分な成長を行えない状況となっている。</p> <p>そのため、今後の成長が見込まれる企業（例えば、創業間もない頃から、黒字基調を維持し、積極的に事業拡大）を対象に、ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講じる。</p> <p>※ 一般に、創業間もないベンチャー企業は、創業前に費やした先行投資等のコストがある一方で十分な売上を確保できないため、収益が創業直後において一度下落した後に回復する傾向がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>創業間もないベンチャー企業の多くは、スタートアップ時点のコスト（開業費用等）が負担となり、十分な雇用創出や事業拡大を行うことができない。</p> <p>そのため、今後の成長が見込まれるベンチャー企業に対して、死の谷から早期に脱却し、雇用創出や事業拡大を促進するため、税制面での優遇措置を講じる必要性は高い。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>平成24年7月31日閣議決定された「日本再生戦略」では「中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々</p>	



		<p>な段階の起業を促進する施策、(中略)を実施する」と記載。</p> <p>日本再生戦略</p> <p>IV. 2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～</p> <p>(1) 更なる成長力強化のための取組</p> <p>① 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 [中小企業戦略]</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国のベンチャー企業について、米国やアジアの急成長するベンチャー企業と同様の成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>参考指標は、ベンチャー企業によるIPO数等。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する有効な施策である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>&lt;本措置の適用見込み&gt;</p> <p>本税制措置の対象として、240社のベンチャー企業が見込まれる。</p> <p>&lt;算出根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2005年度～2009年度の財務情報がとれるベンチャー企業46社(全てIPOを実施)を対象に検証したところ、本制度の適用を受けられる可能性のある企業は22社。</li> <li>● 将来的にIPOするものと見込まれるベンチャー企業が500社※程度存在すると想定されることから、<math>500 \times (22/46) = 240</math>社が本制度を利用できる見込み。</li> </ul> <p>※ 2011年末時点にベンチャーキャピタルが投資をしているベンチャー企業1万社のうち、IPOに至る割合は5%程度。</p> <p>② 減収額</p> <p>税の減収額：約25億円(国税：21億円、地方税：4億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記22社で試算した減収額を240社(マクロベース)に引き延ばしたもの。</li> </ul> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピードや事業規模で見劣りする。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>現状、多くのベンチャー企業が、最小限の人員・設備で事業をスタートさせているが、なかなか事業規模を拡大できず、「死の谷」を乗り越えることが出来ない、或いは、乗り越えるのに長い時間を要する状況にある。本措置により、創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する有効な施策である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本措置がない場合には、創業間もないベンチャー企業が死の谷から脱することができず、十分な成長を行うことができない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により、ベンチャー企業の新しいビジネス・技術の創出および成長を支援することは、周辺ビジネスの拡大も含め、我が国経済全体の活性化に繋がり、税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講じる上では、創業間もない成長力の高いベンチャー企業に対して一律かつ公平に適用される税制による措置が適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>成長性の高いベンチャー企業を対象として、創業後の雇用創出と事業拡大を促進していく税制は現時点では存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解	特になし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし(新設要望)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	府省名	経済産業省
税目	登録免許税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（我が国における開業率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 税収減と効果を対比して説明しているが、5,281億円のGDP押し上げ効果と65,000人の雇用創出効果に関する試算方法及び根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（開業率が廃業率を上回る）の実現状況の将来予測について、定性的に「2000年のフランスにおいて本特例措置と同様に登録税を撤廃した際に、翌年度において約3%の創業数の増加が確認されており、本特例措置も一定の創業促進効果が期待できる」と説明しているが、登録免許税の撤廃に伴う企業増加率を6.94%と一定に取り扱う根拠及びフランスにおける登録税減免措置と企業増加率の関連性の説明の根拠が不明なため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

中小企業庁委託調査による試算では、創業時の登録免許税と印紙税の課税免除による減収額 163 億円に対し、本特例措置によって 5,281 億円の GDP 押し上げ効果と 65,000 人の雇用創出効果がもたらされる。

（試算方法）

GDP 押し上げ効果と雇用創出効果の試算については、本特例措置の対象としている資本金 2,000 万円以下の企業の売上高の平均を割り出した上で、産業連関表を利用して 1 社当たりの経済波及効果と雇用創出効果を推測し、本特例措置で予測される企業増加数を乗じたものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

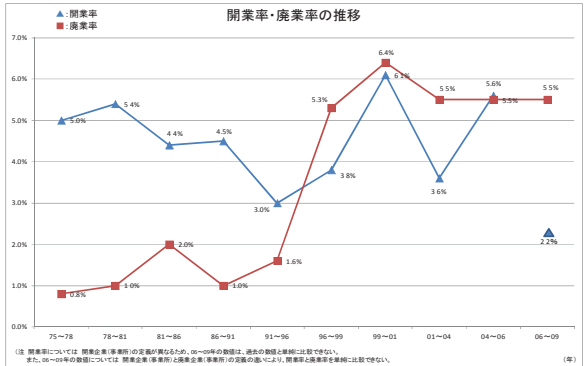
本特例措置は、創業希望者全員の創業する際のハードルを下げ、先進国並の創業環境を確保するものである。金融措置や予算措置（“ちいさな企業” 未来補助金）については、事業計画を策定することのできる一定の者について、当該事業計画に基づき融資や助成を行うものである。また、エンジェル税制については、創業後間もない企業に対して投資を行う個人投資家向けの措置である。

以上から、本特例措置と他の措置との間では、明確な役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

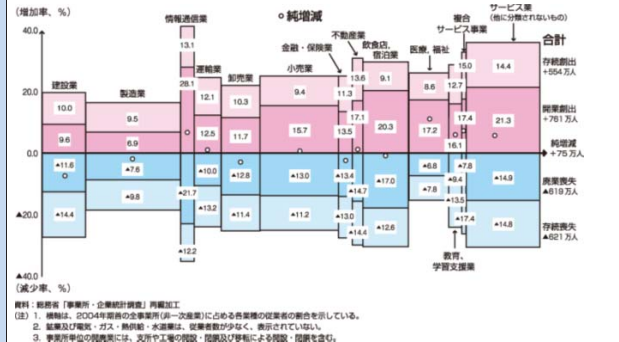
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設 (国税3)(登録免許税、印紙税:外)
2	要望の内容	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立(新設合併、組織変更、新設分割によるものを除く。)する際の登録免許税の免税措置及び定款の原本に係る印紙税(4万円)の免税措置を講じる。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課 中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	当分の間の措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 諸外国と比べて高く、資本金の額が少ない小規模株式会社ほど負担が大きい我が国における株式会社設立手続に係るコストを軽減し、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、日本再生戦略で掲げられた目標である2015年までの開業率と廃業率の均衡、2020年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成し、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業を増やす。 《政策目的の根拠》 IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ [中小企業戦略] 中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々な段階の起業を促進する施策、創業時・創業後の経営面の知識サポートの抜本強化、ベンチャーに挑戦する人材を鍛え、市場志向で新事業を創出する「場」の創設等を実施する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・開業率が廃業率を定常的に上回る ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するもの。 (関連する閣議決定) ○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) 2015年度の中間目標：開業率と廃業率の均衡

		2020年度までの目標：開業率が廃業率を定常的に上回る
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		我が国における開業率
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開業率が廃業率を定常的に上回ることになれば、我が国の企業数は減少することなく、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業の増加につながる。
8	有効性等	① 適用数等 株式会社設立数 平成25年度 85,825件 平成26年度 91,781件 平成27年度 98,150件 (経済産業省推計)
		② 減収額 平成25年度 163.0億円 平成26年度 174.4億円 平成27年度 186.5億円 (経済産業省推計)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：25年度～) 我が国の開業率は足下では廃業率を大きく下回るが、本特例措置により、他の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて創業を促進することで、開業率の上昇が見込まれる。



(出典) 中小企業庁「2011年度版中小企業白書」  
また、創業による雇用の創出については、下図(2004年から2006年)に書けての業種別の雇用変動率を、存続事業所における雇用創出、開

業事業所における雇用創出、廃業事業所における雇用喪失、存続事業所における雇用創出に分解した図)を見ると、2004年から2006年にかけて創出された雇用の約6割は開業事業所で創出されていることから、本特例措置による創業の促進により、雇用の拡大が図られる。



(出典) 中小企業庁「2011年度版中小企業白書」

さらに、小規模企業は、「顧客対応の速さ、小口受注などに対する柔軟さ」、「アフターサービスの充実」の面での強み、すなわち組織の柔軟性、機動性、サービスという点での強みを有しているとの分析もあり(中小企業庁「2005年版中小企業白書」)、本特例措置により資本金が少ない小規模株式会社の創業が促進され、その機動力や柔軟性が十分に発揮されることで、地域のニーズに応えるきめ細やかなサービスや商品が新たに提供される社会が実現することとなる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：25年度～)  
我が国の開業率は足下で低迷しており、他の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、創業を促進することにより、日本再生戦略で掲げられた目標である2015年までの開業率と廃業率の均衡、2020年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成する。  
なお、本特例措置の効果としては、2000年のフランスにおいて本特例措置と同様に登録税を撤廃した際に、翌年度において約3%の創業数の増加が確認されており、本特例措置も一定の創業促進効果が期待できる。  
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：25年度～)  
デフレ、円高の長期化等経済を巡る状況が厳しい中で地域の雇用や社会を支える一方で、経営環境の変化による影響を受けやすい中小企業は、厳しい状況に置かれている。

創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設  
 ー減収見込額試算積算根拠ー

			<p>そのため、本特例措置が新設されなかった場合には、既存の企業に比べて、大きな雇用創出効果が期待できる創業の促進が、他の予算措置、金融措置等が講じられたとしても限定的となることから、開業率が廃業率を定常的に上回るという目標の実現は困難となり、地域経済の停滞、雇用の減少につながるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：25年度～）                  過去フランスにおいて創業する際の登録税が廃止された時の創業数の増加状況から本措置による国内の創業の増加状況を試算すると1年で約5,000社増加が見込まれるところ。                  本特例措置により、上記程度の企業が増加した場合、減収額152.3億円に対して、5,281億円のGDP押し上げ効果と65,000人の雇用創出効果が見込まれる（中小企業庁委託調査による試算）。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>創業の拡大を図る観点から株式会社設立手続に係るコストを軽減する本特例措置は、創業希望者が実際に創業する際に一律公平に適用されるべきものであり、金額等で執行の制限がかかる予算措置や金融措置では無く、租税特別措置によって実施することが妥当である。</p> <p>また、本特例措置は、最低資本制度の撤廃によって小規模資本金での会社設立割合が高まっている状況の中、資本金規模が小さい株式会社設立の場合ほど設立コストに占める負担が大きくなっている登録免許税、印紙税の免税措置を、小規模資本金での株式会社設立の場合に限り対象に実施するものであり、これにより、特定の業種での創業に偏ることなく、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品を新たに提供する多様な形態の創業が促進され、引いては多様な社会ニーズに応えることにもなることから、国民の納得できる必要最低限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置は、創業時における株式会社設立手続に係るコストの軽減を図るものであり、予算措置、金融措置や、創業して間もない企業に対して投資を行う個人投資家向けの措置であるエンジェル税制などの他の税制措置と一体的に、我が国における創業支援を行うものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>	
10	有識者の見解		－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

平成24年度減税見込額（試算）

**15250百万円**

資本金2000万円未満の新規株式会社設立数 80256件（平成23年度法務省登記統計実績）

- 登録免許税  
 80256件×15万円＝120.4億円 → 減収額▲120.4億円
- 印紙税  
 80256件×4万円＝約32.1億円 → 減収額▲32.1億円
- 【合計】平成24年度試算  
 登録免許税120.4億円 + 印紙税32.1億円 = 152.5億

平成25年度減税見込額（試算）

**16300百万円**

資本金2000万円未満の平成25年度新規株式会社設立数の推計値  
 80256件×1.0694（本措置による企業数想定増加率※）＝85825件

- 登録免許税  
 85825件×15万円＝128.7億円 → 減収額▲128.7億円
- 印紙税  
 85825件×4万円＝34.3億円 → 減収額▲34.3億円
- 【合計】平成25年度試算  
 登録免許税128.7億円 + 印紙税34.3億円 = 163.0億

平成26年度減税見込額（試算）

**17440百万円**

資本金2000万円未満の平成26年度新規株式会社設立数の推計値  
 85825件×1.0694（※）＝91781件

- 登録免許税  
 91781件×15万円＝137.7億円 → 減収額▲137.7億円
- 印紙税  
 91781件×4万円＝36.7億円 → 減収額▲36.7億円
- 【合計】平成26年度試算  
 登録免許税137.7億円 + 印紙税36.7億円 = 174.4億



平成 27 年度減税見込額（試算）

**18650 百万円**

資本金 2000 万円未満の平成 27 年度新規株式会社設立数の推計値

91781 件×1.0694(※)=98150 件

○登録免許税

98150 件×15 万円=147.2 億円 → 減収額▲147.2 億円

○印紙税

98150 件×4 万円 =39.3 億円 → 減収額▲39.3 億円

【合計】平成 25 年度試算

登録免許税 147.2 億円 + 印紙税 39.3 億円 = 186.5 億

※本措置による企業数想定増加率

2000 年フランス創業の際の登録税減免措置時の創業費用の減少率

4,200 フラン（66,780 円）→2,700 フラン（42,930 円）

→減少率 35.7%

本措置における創業費用の減少比率

24 万円 → 5 万円

→減少率 79.2%

※24 万円には登録免許税及び印紙税の他に公証人の公証手数料 5 万円が含まれている。

2000 年フランス創業の際の登録税減免措置時の企業増加率

209,648 件（1999 年） → 216,214 件（2000 年）

→上昇率 3.13%

フランス創業費用減少率：フランス企業増加率

=本措置創業費用減少率：本措置企業増加率

35.7%：3.13%=79.2%：X

X（本措置企業増加率）=6.94%





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ③ 「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じた「石油製品の安定的な供給」については、本租税特別措置等以外の要因の影響を受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を図ることのできる測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じた「石油の安定的な供給」の実現状況の将来予測について、「課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度が創設されることで、将来の減収額の見込みのとおり、石油精製業者の過大な負担は改善される。また、この負担軽減措置により、石油精製業者の経営基盤が強化されるとともに、石油精製業者によるサプライチェーンへの投資によりサプライチェーンの維持・強化につながるので、本措置は石油製品の安定的な供給に資するものである。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置の直接的な目標は、「租税特別措置等に係る事前評価書」等に記載しているとおり、「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」である。

本租税特別措置は、石油精製業者の収益源にならない課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに対する石油石炭税の還付制度を創設することで、石油精製業者の過度な負担（収益源にならない非製品ガスの分も石油石炭税を納税している状態）を改善するものである。このため、本租税特別措置の目標として定量的な目標値を設置することは、目標の性質上、馴染まない。

一方、本租税特別措置を講ずることで、石油精製業者の負担が軽減されることは明らかであるため、目標の性質上定量的な目標値が設定できないとしても、本租税特別措置の効果の検証が困難という指摘は適切ではない。

なお、「石油製品の安定的な供給」は、「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じて期待される間接的な目標である。石油製品が安定的に供給されているかどうかは、供給量と需要量により判断されるものである。供給量が需要量を下回れば、安定的な供給が確保されていないということである。供給量及び需要量は日々変化するため、石油製品が安定的に供給されているかどうかは、その時々判断されるものである。このため、あらかじめ定量的な目標値を設定することは馴染まない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年度 15社  
平成26年度 15社  
平成27年度 15社

（根拠）

平成24年度8月時点の石油精製業者数は15社であり、石油産業関係者へのヒアリングより、平成25年度から平成27年度における適用数は変化しないと見込まれる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成25年度 約185億円  
平成26年度 約182億円  
平成27年度 約179億円

平成25年度の減収額については、平成23年資源・エネルギー統計における石油精製業者による石油ガスの消費量より試算

$$9,069,290\text{k}1 \times 2,040 \text{円/k}1 = 185 \text{億円}$$

平成22年度の石油製品需要は約194百万k1、平成32年度の石油製品需要の見通しが約165百万k1である（総合資源エネルギー調査会基本問題委員会（第27回）資料より）ことから、石油製品需要が毎年約1.6%減少すると仮定。

非製品ガスは、石油製品の生産に伴い不可避免的に発生するものであるため、非製品ガスも平成25年度以降、同様に毎年1.6%減少するものと仮定して平成26年度及び平成27年度の減収額を試算した。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度が創設されることで、将来の減収額の見込みのとおり、石油精製業者の過度な負担は改善される。

また、この負担軽減措置により、石油精製業者の経営基盤が強化されるとともに、石油精製業者によるサプライチェーンへの投資によりサプライチェーンの維持・強化につながるため、本措置は石油製品の安定的な供給に資するものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設（国税4）（石油石炭税：外）
2	要望の内容	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税を、石油精製業者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p><b>1. 社会保障・税一体改革大綱における位置付け</b></p> <p>・社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、「酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。」とされている。</p> <p><b>2. 石油製品を巡る環境変化</b></p> <p>・石油製品を巡る環境変化としては、第一に、国内需要の急速な減少や国内市場における競争の激化等を受けて、石油精製業者等の経営環境が益々悪化する中で、東日本大震災時に明らかになったようにエネルギー供給のラストリゾートとして、原油から石油製品へと精製し、国内の最終消費者に届けるという、石油サプライチェーン全体を維持していかなければならないこと。第二に、原油価格が高止まり、家計の大きな圧迫要因となっていることが挙げられる。</p> <p>東日本大震災において、石油がエネルギー供給のラストリゾートであり、石油サプライチェーンの重要性があらためて認識された。</p> <p>石油は、タンクローリー等により機動的な輸送が可能（可搬容易性）、自動車用燃料・暖房用燃料・自家発電用燃料等幅広く利用できる（用途多様性）、低コストで保管できる（貯蔵容易性）といった他のエネルギー</p>

ギーよりも優れた利点から、被災地において利用できるエネルギーとして高いニーズがあった（被災地からの物資の支援要請のうち、約29%が石油供給の要請）。

こうしたニーズに対応して、製油所における機動的な石油製品の増産、大きな被害を免れた油槽所やSS（サービスステーション）の供給拠点としての利用により、被災地等で必要とされる石油製品を被災者等に供給した。

東日本大震災の発災後早々に被災地への石油供給を開始し（一方で、都市ガスの全面復旧には5月3日、電力の全面復旧には6月18日までの長時間を要している。）、被災地に約1.6万klの石油製品を供給した。その供給先は石油販売業者、病院・避難所、警察・消防・地方自治体・自衛隊等、通信・運輸・マスコミ等と多岐にわたっている。

こうした経験から、今後も災害時において他のエネルギーよりも石油製品のニーズが高いと考えられるので、災害時に石油を迅速に供給できるように、平時から石油サプライチェーン全体を維持していくことが、エネルギー安全保障上重要である。

一方、我が国の石油製品の需要は減少傾向にある。2000年から2011年にかけて石油製品の需要は約2割減少した。また、2010年から2011年にかけても、石油製品（火力発電用燃料であるB・C重油を除く）の需要は引き続き減少しており、東日本大震災以降も需要減少の大きな流れは変わらない。

さらに、中長期的にも石油製品の需要は減少する見込みである。エネルギー基本計画の見直しの中で議論されているエネルギーミックスの各選択肢においても、2030年の石油製品の最終需要は、ガソリンの大幅な需要減少（約6割減少）を中心として、2010年に比べて3割以上減少すると見込まれている。

このように中長期的にも収益が伸びない市場構造の中で、石油精製業者には、平時及び有事において石油製品の安定供給を担うことが期待されている。

また、海外からは安価な石油製品が輸入されていることから、国産の石油製品は価格を引き下げざるを得ない。さらに、アジア地域等に目を転じれば、大規模な生産能力を持つ製油所の新規建設が相次いでおり、国際的にも供給過剰の見通しである（2009年にアジア地域における精製能力（2,800万b/d）は、同地域の需要（2,400万b/d）を上回り、今後もこの傾向が継続する見通し。）。このように、我が国の石油市場は、需要が減少していく中で、アジア地域等から安価な輸入品が瞬く間に輸入される環境にある。現に、近年、国内需要が減少する中、石油製品の国内供給量に占める輸入品の割合は増加傾向にある（2007年14%→2011年19%）。

このように、中長期的にも収益が伸びず、かつ、競争が激しくなっ

		<p>いる市場構造の中で、石油精製業者にはエネルギー供給のラストリゾートである石油の安定的な供給が期待されている。石油精製業者が、このような期待に応えるためには、石油精製業者に対する過度な負担を改善することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、現在の石油石炭税においては、石油製品の原料となる原油に対して課税されているが、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生するもので、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスは、石油精製業者の収益源にはならないので、現在の石油石炭税は、石油精製業者に対し過度な負担である。</li> <li>また、輸入品の石油製品に対しては、石油製品本体のみに石油石炭税が課税されている。なお、諸外国においては非製品ガスに対して課税していない。</li> </ul> <p><b>3. 国民生活への影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、消費税率の引き上げは、消費税導入時から石油諸税と単純併課されている石油製品については、個別間接税のない商品に比べて特に負担が重くなる。生活必需品である石油製品への課税額の急上昇を通じて家計への過度な負担も生じる。</li> </ul> <p><b>4. 還付制度の創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こうしたことから、石油精製業者への過度な負担を改善して、石油精製業者による石油製品の安定供給を図るために、課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設することが必要である。</li> <li>課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税は、一部、石油販売業者や消費者に転嫁されており、国民負担を軽減する観点からも早急に解消すべき。</li> </ul>
②	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給が図られている。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数及び適用範囲は全ての石油精製業者（15社※）の見込み。 ※平成24年8月時点の石油精製業者数
		② 減収額	18,500百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 石油精製業者に対する過度な負担が続くことで、石油製品の安定供給への影響が懸念される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本措置は、石油精製業者に対する過度な負担を改善するための必要最低限の措置である。</li> <li>石油製品の生産量は予め予測できないため、補助金等の予算で手当てすることは不可能であることから、租税特別措置以外の他の手段での公平な措置は困難である。</li> <li>本措置により、石油精製業者に還付される石油石炭税は、課税の公平性確保の範囲内にとどまり、必要最低限の措置である。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（石油・天然ガスの自主開発比率、自主開発鉱石の自給率）は、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資・債務保証等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%程度等）の実現状況について、「平成20年度から平成23年度までで、19.6%から22.6%へと推移」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%程度等）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
本税制は我が国の石油・天然ガスや金属鉱物資源の自主開発比率、自給率の向上に資することを目的としており、この目的については閣議決定を始めとする政府の計画、対策等において以下のよう

「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」 P. 8

資源確保を巡る状況が厳しさを増す中で、我が国にとって必要な資源・燃料を中長期的に開発・確保していくためには、官民の連携体制、資源開発主体とエンドユーザーの連携体制を構築し、国として特に必要な資源、戦略資源国を特定した上で、効果的に集中投資して行く体制を構築する必要があります。

「エネルギー需給安定行動計画」

P. 11 3) 多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）  
発電に利用される燃料の安定供給のために資源・燃料戦略を推進する。

「エネルギー基本計画(H22)」

P. 5 第1章 基本的視点 1. 総合的なエネルギー安全保障の強化

国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。

P. 12 第3節 政策手法のあり方

本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、・・・

P. 16 (イ) 我が国企業による上流権益獲得に対する支援

・・・JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。

「資源確保戦略」

P. 7 (4) 資源権益獲得に対する資金供給の機能強化

資源確保をめぐる状況が激変する中で、世界では資源の上流開発を担う企業の資金規模が急速に拡大している。我が国上流開発を担う企業は規模において大きく水を明けられている。このギャップを埋めるべく、政府による資金供給機能拡充を図る。

「日本再生戦略」

P. 25、P. 26 グリーン成長戦略

(重点施策：グリーン部素材が支えるグリーン成長の実現)

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池の高性能化、自動車や航空機の軽量化・省エネ、高断熱住宅等に関する部素材などは、現時点では日本が高い競争力を有しているものの、部素材メーカー単独では製品開発まで行えず、必ずしも部素材の強みを最終製品に反映できていない。(中略) 製品化を見据えた川上川下の共同技術開発の支援を行う。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

金属鉱業に関しては、前回の当該租税特別措置の期間中の達成目標は、我が国が権益を有する既存鉱山の自主開発比率として、重要なベースメタルである銅については概ね平成20年度から平成24年までは33%で推移、その後、平成27年には48%に上昇すると設定しているところである。また、石油・天然ガスについても、平成20年をベースに期間中の自主開発比率の押し上げ効果について言及している。これら目標値は、エネルギー基本計画（平成22年）の策定に伴い、非鉄金属鉱物については「自給率」を目標として設定し直すことが適切であり、それに従えば銅の平成19年度の自給率は48.9%となる。また、石油・天然ガスについても、同様に平成20年をベースとすれば自主開発比率19.6%である。同計画においては、「化石燃料の自主開発資源比率を、2030年に倍増（現状約26%）させるとの目標の実現のため、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上（現状は約20%）、石炭の自主開発比率を60%以上（現状約40%）に引き上げることを目指す。ベースメタル（銅・亜鉛）については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを目指す。」と位置付け、新たな目標水準を設定したところ。同目標については、分析対象期間の終了年度である平成23年度において評価書中7③で示したとおり、それぞれ銅が54.2%、石油・天然ガスが22.6%と数値の上昇が見られ、2030年の目標年度に向けた着実な進展と言える。

これを踏まえ、今後とも本租税特別措置制度を維持し、2030年に向けてさらに自主開発比率、自給率の向上を目指すことが合理的である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

資源開発には数年から十数年の期間を要する必要があるため、「自主開発比率の向上」「自給率の向上」という施策の成果が現れるまでには期間を要する。したがって、達成目標を2030年という中長期の目標とすることが適切である。

自主開発比率、自給率の向上には、本租税特別措置等のみならず予算、税制、金融措置（出融資）、さらには資源外交などのツールを総合的に駆使して目標達成を図っている。

一方、鉱山開発は一定のリスクを伴うものであり、成功事例がある裏で、失敗事例（有望鉱床の発見につながらない事例）もまた存在するところ。また、一つのプロジェクトで様々な政策支援ツールが活用されている実態がある。このような鉱山開発の事情を踏まえると、測定指標として自主開発比率等を設定しているが、本租税特別措置等の効果がどの程度寄与するかを詳細に明らかにすることは難しい。

- ⑤ 過去実績の適用数等の僅少性、偏倚性（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、我が国の資源・エネルギーの自主開発比率、自給率向上を目的として石油・天然ガスや金属鉱物の採掘を行う事業者を適用対象とするものであり、適用の基準も明確に定められている。これに基づき、探鉱準備金制度については石油・天然ガス・非鉄金属等合わせて平成23年度実績で37法人が利用しているところ。これは、制度の利用が想定される鉱山会社の操業の実態を踏まえ、関係業界団体を通じ非鉄金属鉱業については1社、石灰石鉱業については96社、石油天然ガス鉱業については11社等を対象として利用実績をとりまとめた結果を記載しており、適用数の僅少性、適用の偏りについては認められない。

本制度は損金算入して積み立てた探鉱準備金を「新鉱床探鉱費」として支出した際に特別控除できるものであり、鉱山会社が利益を出しつつ制度を利用することを前提としている。赤字決算の会

【経産05】

社は利用できない制度である。しかし、我が国の非鉄金属、非金属、石灰石鉱山のうち最も多い石灰石鉱山を例にとると、平成8年度に合計2億トンだった生産量が平成23年度には1億3千万トンと65%に落ち込むなど経営環境が悪化してきており、利益が出ない企業が多い状況にある。実際、経済産業省で平成22年度に国内の非鉄金属、非金属、石灰石の約350企業（約400鉱山）（業界団体に加盟していない鉱山も含む）を対象に収支等のアンケート調査を実施したところ、回答分

（56%）については3割が赤字決算で、うち、中小企業鉱山（鉱山全体数の9割以上）に限ると34%が赤字決算である。本制度は一定程度の規模の鉱区を有し、探鉱の余地のある社で、かつ赤字ではない企業が適用対象となる。従って、比較的規模の大きい企業から構成される石灰石鉱業の団体加盟各社を対象として調査した結果、25社の利用実績があったことは、上記に述べた国内鉱山の経営実勢を踏まえると、適用数が僅少とはいえないと考えている。

金属鉱山は、国内唯一の稼働中鉱山で本制度の利用実績がある。

また、石油・天然ガスを採掘する事業者はもともと数が少なく、天然ガス鉱業会を通じてほぼ網羅的に把握されている。現在は例年11社を対象に利用実績を調査して23年度実績で10社の利用（準備金積立）の報告があったところで、あり適用数が僅少ということはない。

海外探鉱準備金制度については、利用に当たっての要件（国内鉱業者要件、海外自主開発法人要件）を満たす事業者が3社しか存在しないことから、現在まで年1社程度の利用実績にとどまっている。

海外探鉱準備金制度については、利用に当たっての要件（国内鉱業者要件、海外自主開発法人要件）を満たす事業者が3社しか存在しないことから、現在まで年1社程度の利用実績にとどまっている。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用数の将来（平成24年度）の推計については、業界関連団体を通じ、平成23年度の利用実績を聴取する際に本租税特別措置の利用実績のあった企業等に対して今後の利用見込みについて照会し、回答を得たものを記載している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

税収の平年度減収額については、54億円（財務省試算）。業界関連団体を通じ、本租税特別措置の利用実績のあった企業等に対して今後の本税特別措置の利用見込みについて照会し、特別控除額について把握。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の将来推計については、延長要望に係る部分については54億円（財務省試算）。拡充に係る部分の税額（741百万円）については別紙参照。

減収見込額(国税・延長に係る減収額+拡充による減収額)

内訳

①適用期限の延長に係る部分	5,400	百万円	(←財務省試算額による)
②拡充に係る部分	741	百万円	
<b>合計</b>	<b>6,141</b>	<b>百万円</b>	

拡充に係る部分の試算根拠

【海外探鉱準備金】

前提：国内鉱業者要件が緩和され、出資比率要件が20%まで引き下げ、また、準備金は全て海外新鉱床探鉱費に使用され、全額特別控除を受ける。

(非鉄金属)

	H25FY	H26FY	H27FY	H28FY	H29FY	平年度 特別控除
特別控除額	2,691	3,166	3,001	2,906	2,775	2,908

$$2,908 \times 25.5\% = 741 \text{ 百万円}$$

(平年度特別控除額) (法人税率)

**減収見込額(地方税・平年度)**

内訳

①適用期限の延長に係る分	2,713	百万円 (A)+(C)
②拡充に係る分	373	百万円 (B)+(D)
<b>合計</b>	<b>3,086</b>	<b>百万円</b>

**I. 法人住民税 1,062 百万円**

①適用期限の延長に係る部分の試算根拠  
 $5,400 \times 17.3\% = 934$  百万円 (A)(←財務省試算額による)  
 (法人税の減収額) (税率)

②拡充に係る部分の試算根拠  
 $741 \times 17.3\% = 128$  百万円 (B)  
 (法人税の減収額) (税率)

**II. 法人事業税 2,023 百万円**

①適用期限の延長に係る部分の試算根拠  
 ・適用期限延長に係る法人税特別控除額合計額  
 $5,400 \text{百万円} / 25.5\% = 21,176$  百万円  
 ・減収見込額  
 $21,176 \times 8.4\% = 1,779$  百万円 (C)(←財務省試算額による)  
 (所得の減収額) (税率:外形+外形外)

②拡充に係る部分の試算根拠  
 ・拡充に係る法人税特別控除額合計額 2,908 百万円  
 ・減収見込額  
 $2,908 \times 8.4\% = 244$  百万円 (D)  
 (所得の減収額) (税率:外形+外形外)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(所得税、法人税)(国税9・地方税13(自動連動))(法人税・義、法人住民税・義、事業税・義)
2	要望の内容	平成25年3月31日で適用期限の到来する本制度について、所要の見直しを行ったうえで、3年間延長する。 鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者要件、現地法人に対する出資比率、内国法人による鉱石引取要件等について所要の見直しを行う。 (海外探鉱準備金の拡充内容) ・適用期限の延長。 ・国内鉱業者に海外で鉱業を行っている者を含める。 ・海外鉱山(自主開発法人)への出資比率(現行50%以上)を引き下げる。 ・海外鉱山(自主開発法人)からの鉱石引取比率(現行50%以上)を引き下げる。 ・対象鉱種を拡大する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和40年度「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 平成13年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成25年度 延長要望(3年間)及び拡充要望
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○石油・天然ガスの安定供給確保 石油・天然ガスは、昨今の中国やインドを中心とした新興国における需要の急増等に伴い、その需給逼迫が懸念され、また、東日本大震災に伴う原子力発電所の運転停止により、我が国の石油・天然ガス需要が増加していることから、我が国企業による石油・天然ガスの自主開発の促進等を通じて、我が国の石油・天然ガスの安定供給の確保を図る。  ○鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的な鉱物資源の安定供給の確保を図る。 《政策目的の根拠》 ・「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」(平成23年12月) ・「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月) ・「エネルギー基本計画」(平成22年6月) ・「資源確保戦略」(平成24年6月)

		・「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月)																																																																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策																																																																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス 我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上(2030年までに40%程度)をはかり、もって安定供給を確保する。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス 我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上(2030年までに40%程度)をはかり、もって安定供給を確保する。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(＝鉱業資本を回収)することを可能となり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進めていくが可能となる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p>																																																																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>〔探鉱準備金〕 ○利用企業数 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>企業数</td><td>38</td><td>32</td><td>36</td><td>32</td><td>37</td><td>31</td><td>34</td></tr> </table> <p>○準備金積立額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>積立額</td><td>37,772</td><td>34,561</td><td>30,193</td><td>35,289</td><td>39,058</td><td>32,106</td><td>34,241</td></tr> </table> <p>(注)石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p> <p>〔海外探鉱準備金〕 ○利用企業数 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>企業数</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> </table> <p>○準備金積立額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>積立額</td><td>2,539</td><td>726</td><td>19</td><td>0</td><td>94</td><td>0</td><td>168</td></tr> </table> <p>(注)日本鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	企業数	38	32	36	32	37	31	34	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	積立額	37,772	34,561	30,193	35,289	39,058	32,106	34,241	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	企業数	3	1	1	0	1	0	1	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	積立額	2,539	726	19	0	94	0	168
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
企業数	38	32	36	32	37	31	34																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
積立額	37,772	34,561	30,193	35,289	39,058	32,106	34,241																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
企業数	3	1	1	0	1	0	1																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
積立額	2,539	726	19	0	94	0	168																																																											

	② 減収額	<p>〔探鉱準備金〕 ○特別控除額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>特別控除額</td><td>19,216</td><td>18,533</td><td>22,918</td><td>19,861</td><td>16,623</td><td>24,241</td><td>20,435</td></tr> </table> <p>(注)石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p> <p>〔海外探鉱準備金〕 ○特別控除額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23 見込</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>特別控除額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	特別控除額	19,216	18,533	22,918	19,861	16,623	24,241	20,435	年度	H19	H20	H21	H22	H23 見込	H24 見込	H25 見込	特別控除額	0	0	0	0	0	0	0																	
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																												
特別控除額	19,216	18,533	22,918	19,861	16,623	24,241	20,435																																												
年度	H19	H20	H21	H22	H23 見込	H24 見込	H25 見込																																												
特別控除額	0	0	0	0	0	0	0																																												
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19～23 年度) (自主開発比率の推移) (単位: %)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th></th><th>H19FY</th><th>H20FY</th><th>H21FY</th><th>H22FY</th><th>H23FY</th></tr> <tr><td>石油</td><td>自主開発比率</td><td>18.9</td><td>15.8</td><td>18.5</td><td>17.9</td><td>18.1</td></tr> <tr><td>石油・天然ガス</td><td>自主開比率(注 1)</td><td>—</td><td>19.6</td><td>23.1</td><td>23.5</td><td>22.6</td></tr> <tr><td>銅鉱石</td><td>自給率(注 2)</td><td>48.9</td><td>47.6</td><td>49.6</td><td>52.5</td><td>54.2</td></tr> <tr><td>鉄鉱石</td><td>自主開発比率</td><td>17.8</td><td>21.1</td><td>22.9</td><td>20.3</td><td>20.8</td></tr> <tr><td>ウラン</td><td>自主開発比率</td><td>6.2</td><td>5.7</td><td>6.7</td><td>11.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>石炭</td><td>自主開発比率</td><td>43.7</td><td>40.7</td><td>48.6</td><td>44.0</td><td>47.0</td></tr> </table> <p>(注 1) 自主開発比率は、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注 2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17～平成 23 年度) ○石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げることとした政策目標に対し、平成 20 年度から平成 23 年度までで、19.6%から 22.6%へと推移した。</p> <p>○金属鉱物 我が国の銅鉱石の自給率は平成 17 年度 46%だったものが、平成 23 年度には、54%に上昇しており、本制度により、自給率はさらに向上すると見込まれる。 鉄鉱石は、平成 19 年度以降、自主開発権益比率は概ね 20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成 21 年から開始されたことにより、今後、同鉱山における生産量は増加が見込まれ、これにより自主開発比率は上昇する効果が見込まれる。</p>			H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	石油	自主開発比率	18.9	15.8	18.5	17.9	18.1	石油・天然ガス	自主開比率(注 1)	—	19.6	23.1	23.5	22.6	銅鉱石	自給率(注 2)	48.9	47.6	49.6	52.5	54.2	鉄鉱石	自主開発比率	17.8	21.1	22.9	20.3	20.8	ウラン	自主開発比率	6.2	5.7	6.7	11.0	9.6	石炭	自主開発比率	43.7	40.7	48.6	44.0	47.0
		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																													
石油	自主開発比率	18.9	15.8	18.5	17.9	18.1																																													
石油・天然ガス	自主開比率(注 1)	—	19.6	23.1	23.5	22.6																																													
銅鉱石	自給率(注 2)	48.9	47.6	49.6	52.5	54.2																																													
鉄鉱石	自主開発比率	17.8	21.1	22.9	20.3	20.8																																													
ウラン	自主開発比率	6.2	5.7	6.7	11.0	9.6																																													
石炭	自主開発比率	43.7	40.7	48.6	44.0	47.0																																													

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19～23年度)</p> <p>○拡充・延長されなかった場合、準備金が積み立てできず、新鉱床探鉱費が減少、探鉱活動が縮小する。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の達成が困難となるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は企業自らの意思により利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度であることから、補助金等より政策手段としての確。</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、JOGMECの出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構</li> </ul> <p>海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金)</p> <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構</li> </ul> <p>海外探鉱等事業への出融資・債務保証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構</li> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構</li> </ul> <p>海外ウラン探鉱支援事業(補助金)</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成21年度



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	府省名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難であることから、達成目標の目標水準を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数は、平成 21 年度相続認定 153 件、贈与認定 29 件等と把握されているが、本租税特別措置等が適用される企業数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、「雇用が確保されたことによる経済波及効果について、事業活動の継続に係る効果（廃業防止効果）によって年間約 1,570 億円、雇用の確保に係る効果によって年間約 97 億円の合計約 1,667 億円の経済波及効果が生じると試算される（中小企業庁委託調査による）」とされているが、算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、また、「事業活動の継続に係る効果（廃業防止効果）によって年間約 2,000 億円、雇用の確保に係る効果によって年間約 50 億円の合計約 2,050 億円の経済波及効果が生じると試算される（中小企業庁委託調査による試算）」と説明しているが、試算の内容及び試算に用いた数値の根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について平成 24 年度しか把握されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。



注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置は、相続税・贈与税の負担によって事業活動の継続に支障が生じることがあることから、確認、認定行為を通じた相続税・贈与税の納税猶予措置を講じることで、後継者を決定した上での円滑な事業承継を促し、事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的としているが、現時点までに、相続税・贈与税の負担による事業承継の問題が顕在化した企業のうち、現行の要件を満たすことが可能な企業の利用実績が制度創設から約500件となっている。

なお、前回の要望時点において、後継者不在を理由に廃業する社約7万社及びそれに伴う雇用喪失20～35万人を未然に防ぐことを目標として掲げているが、事業承継は、相続の時期の予測はできず、経営者の世代交代も会社ごとにタイミングも異なる中で、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえれば、中長期的、継続的に取り組むべき性質のものである。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

（事前評価書における経済波及効果額の訂正）

事前評価書に記載した経済波及効果である「廃業防止効果による年間約1,570億円及び雇用確保効果による年間約97億円」は、平成21年から平成24年までの約3年半にわたる効果であり、訂正後の年間の効果額は、「廃業防止効果による年間約450億円及び雇用確保効果による年間約27億円」となる。

（経済産業省からの補足説明）

減収額に関して、国税庁統計年報によると、相続税に関しては平成20年から平成22年累計で約140億円、贈与税に関しては平成22年で約56億円（平成20年、21年に関しては非公表）であり、これらの合計は約196億円となる。したがって、減収額に比して約8.5倍（1,667億円/196億円）の効果がある。

経済波及効果の試算内容に関しては、事業所企業統計調査（総務省）のデータ等を用いて中小企業全体の平均的な雇用維持率（①）を算出し（約98%）、①に相続税又は贈与税の申告期限から1年後を迎えている認定企業の相続又は贈与当時の従業員数（16,293人）を乗じ、当該認定企業が税制を利用しなかった場合の雇員数（②）を算出し（16,121人）、当該認定企業が認定後1年後における従業員数（16,812人）と②の差を抽出し（691人）、その雇用確保による経済波及効果を算出（中小企業庁委託調査による試算。）（③）。さらに、平成24年中小企業税制に関するアンケートを用いて本特例措置の要件充足が困難で納税猶予を利用しない場合に廃業を検討する者の割合（④）を算出し（16.2%）、④に当該認定企業数（293社）を乗じて、本税制によって廃業が防止されたとあろう企業数（⑤）を算出し（47.5社）、廃業回避の経済波及効果を算出（中小企業庁委託調査による試算。）（⑥）。最後に③に⑥を合計して廃業防止・雇用確保効果を算出している。

【経産06】

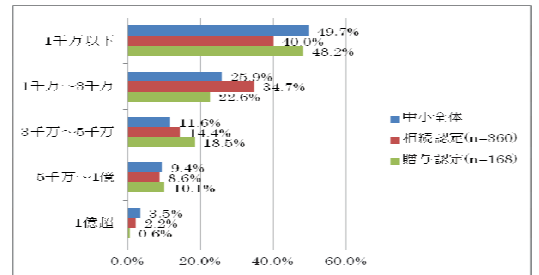
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

経済波及効果に関しては、相続税の基礎控除等の見直し、経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題のより一層の顕在化、本要望による適用要件の見直し、及び、予算事業等におけるPR効果などにより、現行の約4倍の効果を見込んでいる。

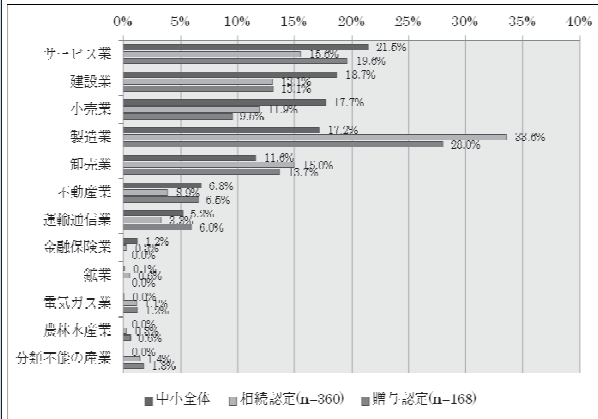
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（国税11）（相続税：外、贈与税：外）
2	要望の内容	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「社会保障・税一体改革法」という。）や平成24年度税制改正大綱において検討事項と位置付けられたこと等を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促進するため、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める。</li> <li>・先代経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める。</li> <li>・相続・贈与時の従業員数の8割以上を5年間毎年確保しなければならない要件について、5年間平均で8割以上確保しなければならない要件に改める。また、5年間で一度でも8割を下回った場合には、その時点で納税猶予が打ち切られ、猶予税額を全額一括納付しなければならないことについて、5年間平均で8割を下回った場合に、その下回った割合に応じた税額を納付しなければならないこととする。</li> <li>・後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、5年経過時点で納税を免除することとする。</li> <li>・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。</li> </ul>
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>平成22年度改正 特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成23年度改正 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継法」という。）が平成20年10月（一部規定は平成21年3月）に施行された。</p> <p>非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継法第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けることが前提とされており、また、当該制度の適用の継続に当たっては、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件が経営承継法施行規則（平成21年経済産業省令第22号）によって課されている。</p>

		<p>(参考1) 社会保障・税一体改革法(抜粋)                  第七条 四 イ                  事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第21条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。                  附則第21条                  資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。</p> <p>(参考2) 平成24年度税制改正大綱(抜粋)                  7. 検討事項                  (4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。</p> <p>(参考3) 中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)                  2. 基本原則                  ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。                  3. 行動指針                  八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす                  (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4. 取引・経営の安心</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  本特例措置は、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目標とする。                  &lt;達成目標&gt;                  本特例措置の活用を促進するための方策を講ずることにより、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。                  &lt;目標達成時期&gt;                  相続の開始(先代経営者の死亡)の時期を予測することは必ずしも容易でな</p>

		<p>く、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であるといえる。                  このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  本特例措置を適用するための前提となる経営承継法に基づく経済産業大臣の認定を受けた者の数とする。                  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>															
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>《表1》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み(出典:中小企業庁調べ)</p> <table border="1" data-bbox="1487 550 2024 654"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>62</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。                  ・平成24年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。</p> <p>(参考1) 偏りの無いことの説明                  ○認定企業の資本金別分布                  認定企業の資本金別の分布《図1》をみると、中小企業全体の資本金分布と比べても大きな遜色はなく、幅広く利用されていることがうかがえる。                  (集計期間:平成20年10月～平成24年6月)                  《図1》</p>  <p>出典:認定企業(中小企業庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)</p>		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)	相続認定	153	133	62	98	贈与認定	29	67	72	70
	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)													
相続認定	153	133	62	98													
贈与認定	29	67	72	70													

(参考2) 認定企業の業種別分布  
 ほぼ全ての業種が本特例措置の適用対象となっており、認定企業の業種別の分布(図2)を見ると、中小企業全体の業種別分布と比べても大きな遜色はなく、幅広く利用されていることがうかがえる。  
 (集計期間:平成20年10月～平成24年6月)  
 《図2》



(出典:認定企業(中小企業庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

②: 減収額 《表2》相続税・贈与税の納税猶予適用額 (単位:億円)

	H20	H21	H22
相続税	56	43	41
贈与税	—	—	56

(出典:国税庁「税務統計」)

(注1)平成20～21年の贈与税は非公表のため不明。  
 (注2)平成20年は10月から12月までに限る。

③: 効果・達成目標の実現状況  
 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20年10月～H24年6月)  
 本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。  
 制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計500件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21年度～H24年度)

《表1(再掲)》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み  
 (出典:中小企業庁調べ)

	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)
相続認定	153	133	62	98
贈与認定	29	67	72	70

・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。  
 ・平成24年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。

これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。

《表3》認定企業における雇用者数(全認定企業における相続・贈与時点の人数)  
 (出典:中小企業庁調べ)

	相続税認定企業 (360件)	贈与税認定企業 (168件)	合計
総数	16,930人	11,605人	28,535人
1社平均	46.0人	69.1人	53.2人
中間値	21.0人	26.5人	22.0人

(分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況を見ると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+519人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。

《表4》認定企業の雇用者数の推移(全認定企業のうち、相続税・贈与税の申告期限から1年後(報告基準日)を迎えた認定企業の雇用者数の推移)  
 (出典:中小企業庁調べ)

	相続税認定 (216件)	贈与税認定(77件)	合計
①相続・贈与時	10,669人	5,624人	16,293人
②報告基準日	10,863人	5,949人	16,812人
増減	+194人	+325人	+519人

(分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度)

本特例措置の活用を促進するための方策を講じなかった場合には、年間約2,050億円の経済押し下げ効果が見込まれると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。

《税収減を是認するような効果の有無》  
 (分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

認定企業の事業活動の継続が実現し、雇用が確保されたことによる経済波及効果について、事業活動の継続に係る効果(廃業防止効果)によって年間約1,570億円、雇用の確保に係る効果によって年間約97億円の合計約1,667

			<p>億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成27年度)</p> <p>本特例措置の活用を促進するための方策を講じることにより、事業活動の継続に係る効果(廃業防止効果)によって年間約2,000億円、雇用の確保に係る効果によって年間約50億円の合計約2,050億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、非上場株式等が流動性の低いものであり、後継者が相続等又は贈与により非上場株式等を取得した場合の相続・贈与税の納税資金確保が困難であることにかんがみ、特別に軽減措置を講じようとするものである。したがって、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げている(出典:平成22年中小企業白書)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、雇用の8割以上を確保する等の要件を課すことにより相続税・贈与税の納税を猶予している。このため、申告時点で税負担を免除する方式ではなく、申告時には納税猶予とし、要件を満たさなくなった場合に納税させる納税猶予方式を採用している。</p> <p>さらに、課税の公平性の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予するのではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予している。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;予算措置の役割&gt;</p> <p>予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのためのものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成24年度予算額2.4億円)</li> <li>・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成24年度予算額30億円の内数)</li> </ul> <p>&lt;法律の役割&gt;</p> <p>経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺留分に関する民法特例</li> </ul> <p>&lt;金融支援の役割&gt;</p>

			<p>金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、個人事業主の事業承継にも活用できることが大きな特徴である。したがって、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融支援①(信用保証制度)</li> <li>・金融支援②(日本政策金融公庫)</li> <li>・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)</li> </ul> <p>&lt;他の税制措置との役割&gt;</p> <p>事業承継に係る他の税制措置として小規模宅地等の課税の特例があるが、これは個人事業主が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、相続した小規模宅地等の課税価格を軽減しようとするものであり、非上場株式等の相続に伴う相続税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)</li> </ul> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	小規模会社の非上場株式会社等についての課税価格の計算の特例	府省名	経済産業省
税目	相続税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難であることから、達成目標の目標水準を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例の適用者数）は、他の予算・税制等による支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、「本特例措置により、事業活動の継続にかかる効果（廃業防止に係る効果）によって年間約 160 億～200 億円の経済波及効果が生じ」という説明の根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「経済センサス基礎調査（平成 21 年）等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「適用者数、課税価格の減少見込額、減収見込額」を示して説明しているが、減収額の試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について「事業活動の継続にかかる効果（廃業防止に係る効果）及び雇用確保に係る効果によって、本特例措置が無かった場合と比べて平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で年間約 160～200 億円の経済波及効果があると試算される（中小企業庁委託調査による試算）」と説明されているが、当該試算及び試算に用いた数値等が不明なため、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注 1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。



注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例措置は、相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続を開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とするものであるため、政策目的の実現に当たっては、相続税の負担軽減に対して有効な政策手段をとるべきであり、租税特別措置等とすることが相当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例(国税12)(相続税:外)
2	租税特別措置等の内容	小規模会社の後継者が相続等により取得した財産のうちに、その相続の直前において当該小規模会社の事業の用に供されていた当該小規模会社所有の宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下「特例対象事業用宅地等」という。)を含めて評価した当該小規模会社の非上場株式等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべきその非上場株式等の価額は、その非上場株式等の価額から、特例対象事業用宅地等の価額に 80/100 を乗じて計算した金額を減じた金額とする。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している小規模会社の事業承継を円滑化することにより、小規模会社の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号) 第七条 四 イ 事業承継税制(租税特別措置法第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 4 までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第 21 条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。</p> <p>附則第 21 条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる。</p> <p>「中小企業憲章」(平成 22 年 6 月閣議決定) 2. 基本原則 ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>

	②	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																							
		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【達成目標】 本特例措置を講ずることにより、相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。</p> <p>【目標達成時期】 相続の開始(先代経営者の死亡)の時期を予測することは必ずしも容易でなく、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であるといえる。</p> <p>このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例の適用者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、小規模会社の事業承継の円滑化が図られることを通じて小規模会社の事業活動の継続に寄与し、雇用の確保や地域経済の活力維持につながる。</p>																						
		8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【適用数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,295</td> <td>2,398</td> <td>2,559</td> </tr> </table> <p>(出典) 中小企業庁推計</p> <p>② 減収額</p> <p>【減収額】(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>(出典) 中小企業庁推計</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H25 年度～H27 年度) 雇用や地域経済の活力維持の担い手である小規模会社の事業承継の円滑化を図ることにより、一定の経済波及効果及び雇用維持効果がある(下記参照)ため、地域経済の活力維持や雇用の確保に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H25 年度～H27 年度)</p> <p>【達成目標の実現状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,295</td> <td>2,398</td> <td>2,559</td> </tr> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	適用者数	2,295	2,398	2,559		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	減収額	39	40	41		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	適用者数	2,295
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
適用者数	2,295	2,398	2,559																							
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
減収額	39	40	41																							
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
適用者数	2,295	2,398	2,559																							

			<p>(出典)中小企業庁推計</p> <p>【租税特別措置等の効果】 (分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 本特例措置による事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る効果)及び雇用確保に係る効果によって、本特例措置が無かった場合と比べて平成25年度から平成27年度までの3年間で年間約160～200億円の経済波及効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 本特例が新設されなかった場合には、年間約160～200億円の経済押し下げ効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25年度～H27年度) 本特例措置により、事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る効果)によって年間約160億円～200億円の経済波及効果が生じ、減収見込額に対し、約4～5倍の税収減を是認するような効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業の事業承継の円滑化を支援する税制措置としては、非上場株式等に係る納税猶予制度があるが、従業員数が少数の小規模会社においては、雇用の8割以上を確保する要件を充足することがより困難であることから利用を躊躇する傾向が強く、その結果、廃業を検討したり、後継者の納税資金負担などによる会社資金の流出により、本来事業承継が行われるべき小規模会社が弱体化し、その存続が危ぶまれる可能性がある。</p> <p>したがって、小規模会社については、納税猶予ではなく、本特例措置を適用して相続税の納税負担を軽減し、小規模会社の事業承継の円滑化をより一層促進することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>&lt;予算措置&gt; 予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名) ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成24年度予算額2.4億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成24年度予算額30億円の内数)</p> <p>&lt;法律&gt; 経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名) ・遺留分に関する民法特例</p> <p>&lt;金融支援&gt; 金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦</p>

			<p>しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融支援①(信用保証制度)</li> <li>・金融支援②(日本政策公庫)</li> <li>・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)</li> </ul> <p>&lt;他の税制措置&gt; 事業承継に係る他の税制措置として、非上場株式等の納税猶予制度があるが、これは非上場株式等の相続・贈与に伴う相続税・贈与税の納税を猶予するものであり、相続税の課税価格の計算についての特例である本特例措置とは措置内容が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式等についての相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の2)</li> <li>・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7)</li> <li>・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の4)</li> </ul> <p>また、事業承継に係る他の税制措置として、小規模宅地の課税の特例があるが、これは個人事業主が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、相続した小規模宅地等の課税価格を軽減しようとするものである。本特例措置は、相続した非上場株式等の課税価格を軽減しようとするものであり、措置内容が異なる。</p> <p>(措置名) ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69条の4)</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、中小企業の利用者負担の軽減について説明することどまっており、本租税特別措置等による効果がどの程度あるのか説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 信用補完制度、緊急保証について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、租税特別措置等の効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、中小企業の利用者負担の軽減について説明することどまっており、本租税特別措置等による効果がどの程度あるのか説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数・減収額の将来推計について「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数・適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数・減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標に記載した「中小企業者等の資金調達の円滑化を支援」という点については、以下のとおり説明している。

- ・中小企業者等の資金繰りは、緊急保証や東日本大震災復興緊急保証等の対策で下支えしている。
- ・また、本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定程度寄与している。
- ・信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があつたものと考えられる。

なお、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等の状況変化が生じて、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することは重要である。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数における本特例措置の適用数は概ね一定割合にあるので、想定外に僅少ではない。

中小企業白書2012の「産業別企業数（全国値）」によれば、中小企業者等の構成比は、建設業（12.4%）、製造業（10.6%）、卸売業（5.8%）、小売業（19.2%）、不動産業、物品賃貸業（8.4%）、宿泊業、飲食サービス業（14.4%）等となっており、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする信用保証協会の性質を鑑みると、中小企業者等の経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等の要因の変動によって、信用保証協会の利用者数の増減は生じたとしても、ある特定の属性（業種、規模等）を持つ中小企業者等の利用だけが極端に増減し、想定外に特定の者に偏りが生じることはない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能（合計1.6億円）だったところ、有担保保証の保証承諾に占める割合（金額）は、平成20年度以降、11%~13%程度と一定で推移している。

なお、これは、無担保保証がより多く利用できる中でも、本特例措置が中小企業者等の資金繰りにおける担保活用のインセンティブの一つとして効果を発揮しているためと考えられる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

⑨のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (国税13)(登録免許税:外)
2	要望の内容	本特例措置は、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律1.5/1,000に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部金融課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和46年に創設 ・以後2年ごとに単純延長 ・平成23年に軽減率を縮減して延長 (担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成22年度末までに成立しなかったため、平成23年4月1日~6月30日までは1/1,000、平成23年7月1日~平成25年3月31日までは1.5/1,000
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日~平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。 (指標:保証承諾実績、資金繰りDI) 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針においては、政府が具体的に取組を進めることの一つに「中小企業向けの金融を円滑化すること」が明記され、その政策的重要性が改めて示されている。 信用補完制度は、平成23年度に約11兆5,533億円の保証承諾をしており、平成23年度末に約34兆4,464億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は信用保証協会法及び中小企業信用保険法に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。 本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与するため、必要不可欠な施策である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																		
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例措置等により、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本特例措置の適用件数</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、保証料のほか、登録免許税についても負担する必要がある。</p> <p>本特例措置により、中小企業者等の登録免許税の負担が4/1,000等から一律1.5/1,000に軽減されることから、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与している。</p>																		
8	有効性等	① 適用数等	<p>[適用件数の推移] (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>5,022</td> <td>4,343</td> <td>3,058</td> <td>1,995</td> <td>1,801</td> <td>1,626</td> <td>1,468</td> <td>1,325</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: H19~H22(実績) 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」 H23~H26(推計) 経済産業省試算</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規等で設定する場合(下記③等)に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業者等に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。</p> <p>&lt;平成23年度の例&gt; ((社)全国信用保証協会連合会アンケートより)</p> <p>① 保証承諾件数・・・約87.0万件</p> <p>② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数・・・約1.7万件</p> <p>③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数・・・約1,800件</p> <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づく「中小企業者等」とされており、本特例措置は特定の者に偏って適用されない。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	件	5,022	4,343	3,058	1,995	1,801	1,626	1,468	1,325
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26													
件	5,022	4,343	3,058	1,995	1,801	1,626	1,468	1,325													
		② 減収額	<p>[減収額の推移] (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>952</td> <td>823</td> <td>263</td> <td>183</td> <td>171</td> <td>160</td> <td>149</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: H19~H22(実績) 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 H23~H26(推計) 経済産業省試算</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	額	952	823	263	183	171	160	149	139
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26													
額	952	823	263	183	171	160	149	139													

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成24年6月)</p> <p>中小企業者等の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日~平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日~)等の対策により下支えしており、足元は改善傾向にある。</p> <p>緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加しなかったが、保証承諾に占める割合(金額)は、平成20年度以降、一定で推移(11%~13%程度)している。本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。</p> <p>信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があつたものと考えられる。</p>																		
		<p>【資金繰りDI】</p> <p>(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁))</p>																			
			<p>【保証承諾実績】</p> <p>(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>合計</th> <th>うち緊急保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>130,273</td> <td>15,929</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>195,811</td> <td>92,059</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>166,252</td> <td>100,293</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>141,723</td> <td>80,933</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>115,533</td> <td>80,795</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H23年度: 一般保証 65,658、セーフティネット保証 31,718、うち緊急保証 18,157</p>	年度	合計	うち緊急保証	H19年度	130,273	15,929	H20年度	195,811	92,059	H21年度	166,252	100,293	H22年度	141,723	80,933	H23年度	115,533	80,795
年度	合計	うち緊急保証																			
H19年度	130,273	15,929																			
H20年度	195,811	92,059																			
H21年度	166,252	100,293																			
H22年度	141,723	80,933																			
H23年度	115,533	80,795																			





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（異常危険準備金の積立残高）は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのか不明であり、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等が異常危険準備金の積立増加にどの程度寄与しているのか明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにすることが求められる。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のものを下回っている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみら

れたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）  
異常災害に対応できる財務基盤の確保に係る指標となる異常危険準備金の積立残高について、現段階ではその目安として、伊勢湾台風級の大規模自然災害による損害額を想定して積み立てているが、異常危険準備金は、異常災害が発生した場合に共済金の支払原資として取り崩される一方で、異常災害の発生は予測が困難であることから、達成目標の達成時期を明らかにすることは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置の過去の適用数については、以下のとおり。  
2団体（平成23年度）  
2団体（平成22年度）  
2団体（平成21年度）  
2団体（平成20年度）  
3団体（平成19年度）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は3団体であることから、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。  
なお、平成19年度から、広島県及び三重県以外の各都道府県の協同組合に係る異常危険準備金の積立てについて、連合会に一元化されたことに伴い、対象法人数が減少（45組合→3組合）している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置は、異常危険準備金の積立残高が一定額を超える場合（火災共済協同組合にあつては、その事業年度における正味収入共済掛金の60%、同連合会にあつては、その事業年度における正味収入共済掛金の75%）には適用されないことから、平成24年度の各団体の異常危険準備金の積立残高や正味収入共済掛金の推計に鑑みれば、本租税特別措置が適用される団体数は1と見込まれている。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
平成19年度から平成23年度までの減収額の合計は、259百万円に対して、異常危険準備金の残高は平成19年度の平成23年度までの比較で510百万円増加しており、減収額に比し約2倍程度の異常危険準備金の積立残高の増加となっている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【経産09】

共済制度は、民民の契約によるものであり、本来的に共済掛金と共済金との収支相等の原則で運営すべきものであるため、予算措置で支援することは妥当ではなく、民間団体である火災共済協同組合及び同連合会における、異常危険準備金の積立ての促進の観点からは、租税特例措置によることが相当である。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置以外に、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長 (国税14・地方税14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。  ※平成24年9月6日において、中小企業等協同組合法の一部改正が成立したことを受けて、平成26年4月1日から、現行の「火災共済協同組合」は「火災等共済組合」となる。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用 ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%)に引き下げ ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%)、 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%)、 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%)、 昭和57年度 60%(75%)
6	適用又は延長期間	平成25年度から3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤の安定を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。 同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければいけないことが明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合及び同連合会が異常危険準備金を確実に積立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全な発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用状況</p> <p>1 団体（平成 24 年度見込み）（減収見込額▲1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 25 年度見込み）（減収見込額▲1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 26 年度見込み）（減収見込額▲1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 27 年度見込み）（減収見込額▲1 百万円）</p> <p>なお、本措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は 3 団体。</p>
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>66 百万円（平成 19 年度）</p> <p>63 百万円（平成 20 年度）</p> <p>60 百万円（平成 21 年度）</p> <p>36 百万円（平成 22 年度）</p> <p>34 百万円（平成 23 年度）</p> <p>（出所：火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算）</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p> <p>○異常危険準備金積立残高（本措置の対象となる3団体の合計）</p> <p>9,688 百万円（平成 19 年度）</p> <p>9,980 百万円（平成 20 年度）</p> <p>10,232 百万円（平成 21 年度）</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度）</p> <p>10,198 百万円（平成 23 年度）</p> <p>（出所：火災共済協同組合決算書等）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）を下回っている。引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置がない場合、火災共済協同組合及び同連合会の税負担が増すことにより、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払が困難になるおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置により、火災共済協同組合及び同連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p> <p>本措置における損金算入の特例 4% は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災共済協同組合 60%、同連合会 75% 以下の低水準の場合に限り認められるものであり、適切な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者である中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の法人税率の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中小企業の業況判断D I、中小企業景況調査、中小企業の資金繰り判断D I、実質GDP）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、「減収額 1,044 億円に対し、本措置によって国内生産額が 3,302 億円増加し、GDP が 1,722 億円押し上げられ、それに伴い 21,162 人の雇用創出効果もたらされるという試算」の具体的内容が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業者等が我が国で地域経済の柱となり、雇用の大半を担っていることを踏まえ、こうした中小企業者等を支えるために講じられているものである。具体的には、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、恒常的に日本経済を成長に繋げていくことを目標としており、その参考指標として、前回要望時には、「中小企業の資金繰り判断BSI（「法人企業景気予測調査」財務総合政策研究所）」や実質GDPの数値等を用いることとしている。

この参考指標についてみると、中小企業の資金繰りBSIは平成24年7～9月期で▲11.7、また、2011年度の実質GDP成長率も依然として▲0.0という状況であり、中小企業の経営安定とその活性化・競争力の強化を通じた日本経済の成長が十分達成されているとは言い難い状況となっている。

他方、足下では、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で世界景気に減速感が広がっており、こうした海外経済の状況が、金融資本市場を通じた影響も含め、日本の景気を下押しするリスクとなっている。さらに、平成25年3月末の金融円滑化法の期限の到来や平成26年4月と平成27年10月の消費税率の二段階の引き上げが予定されており、中小企業の資金繰りや実質GDPの水準も更に押し下がるリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、恒常的に日本経済を成長につなげるものであることから、特定の時期の特定の指標で測定するのではなく、中小企業者等全体の景況等を捉える資金繰りDIや業況判断DI、実質GDPの数値を参考とすることが適切である。

## ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21年度、平成22年度の数値は実績である。

## ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回評価時には、平成21年度以降の適用見込みとして、経営環境の若干の改善による利益計上法人比率の増加により、平成20年度実績と同程度以上になることが見込まれると推計している。実績としては、平成20年度の利益計上法人比率が28.28%に対して、平成22年度の利益計上法人比率が27.00%となっており、中小企業者等は景気動向等外部環境の変化に特に影響を受けやすく、また過去の赤字である繰越欠損金を当期利益から控除した結果として欠損法人となっているケースもあることを勘案すれば、概ね想定内の推移となっている。また、本措置は全ての利益計上中小法人に適用される措置であり、適用に特段の偏りは生じない。

## ⑦⑧ 減収額の実績把握・減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

## 【減収額】

- ・平成21年度（22%→18%）：国税：1,100億円（財務省試算）、地方税：190億円
- ・平成22年度（22%→18%）：国税：914億円（財務省試算）、地方税：158億円
- ・平成23年度（22%→18%）：国税：895億円（財務省試算）、地方税：155億円
- ・平成24年度（18%→15%）：国税：783億円（経済産業省試算）、地方税：135億円  
（\* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模 国税：392億円、地方税：68億円）
- ・平成25年度（15%→11%）：国税：1,044億円（経済産業省試算）、地方税：181億円  
（\* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模 国税：757億円、地方税：131億円）
- ・平成26年度：同上
- ・平成27年度：（15%→11%）：国税：1,044億円（経済産業省試算）、地方税：181億円

## ＜積算根拠＞

※平成24年度以降の国税減収額は下記式で計算。

$$\text{軽減税率対象所得見込額} \times (\text{軽減税率} - \text{改正後の軽減税率}) = \text{減収見込額}$$

※軽減税率対象所得見込額は26,100億円程度

$$\text{財務省の試算減収額} 1,044 \text{ 億円} \div (19\% - 15\%) = 26,100 \text{ 億円}$$

※地方税については、法人住民税：(国税減収額×0.173)円、法人事業税：0円で試算。

## ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中小企業の資金繰りBSIは平成24年7～9月期で▲11.7、また、2011年度の実質GDP成長率も依然として▲0.0という状況であり、中小企業の経営安定とその活性化・競争力の強化を通じた日本経済の成長が十分達成されているとは言い難い状況となっている。

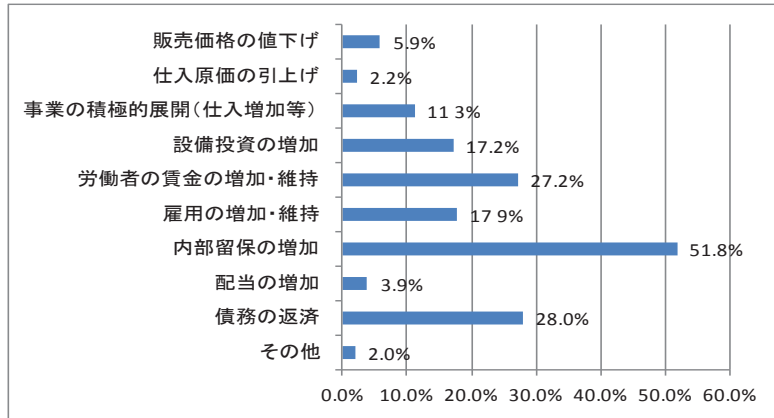
他方、足下では、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で世界景気に減速感が広がっており、こうした海外経済の状況が、金融資本市場を通じた影響も含め、日本の景気を下押しするリスクとなっている。さらに、平成25年3月末の金融円滑化法の期限の到来や平成26年4月と平成27年10月の消費税率の二段階の引き上げが予定されており、中小企業の資金繰りや実質GDPの水準も更に押し下がるリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

## ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は全ての中小企業者等が利用しうる措置であり、また、本措置によって生じたキャッシュフローについても制度上及び実質的にも用途が制限されているものではない。実際に、中小企業庁委託調査では、本措置によって増加したキャッシュフローは内部留保の増加（51.8%）、債務の返済（28.0%）、労働者の賃金の増加・維持（27.2%）、雇用の増加・維持（17.9%）等様々な用途で利用されており、中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化に資していることが確認できる。

【経産10】

【中小法人税率軽減による増加C Fの使い道】（複数回答：n=1, 120）  
 （用途を特定できない企業及び欠損法人の回答は除く）



(出典) 中小企業庁委託調査から集計

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額1,044億円に対し、本措置によって国内生産額が3,302億円増加し、GDPが1,722億円押し上げられ、それに伴い21,162人の雇用創出効果もたらされる。

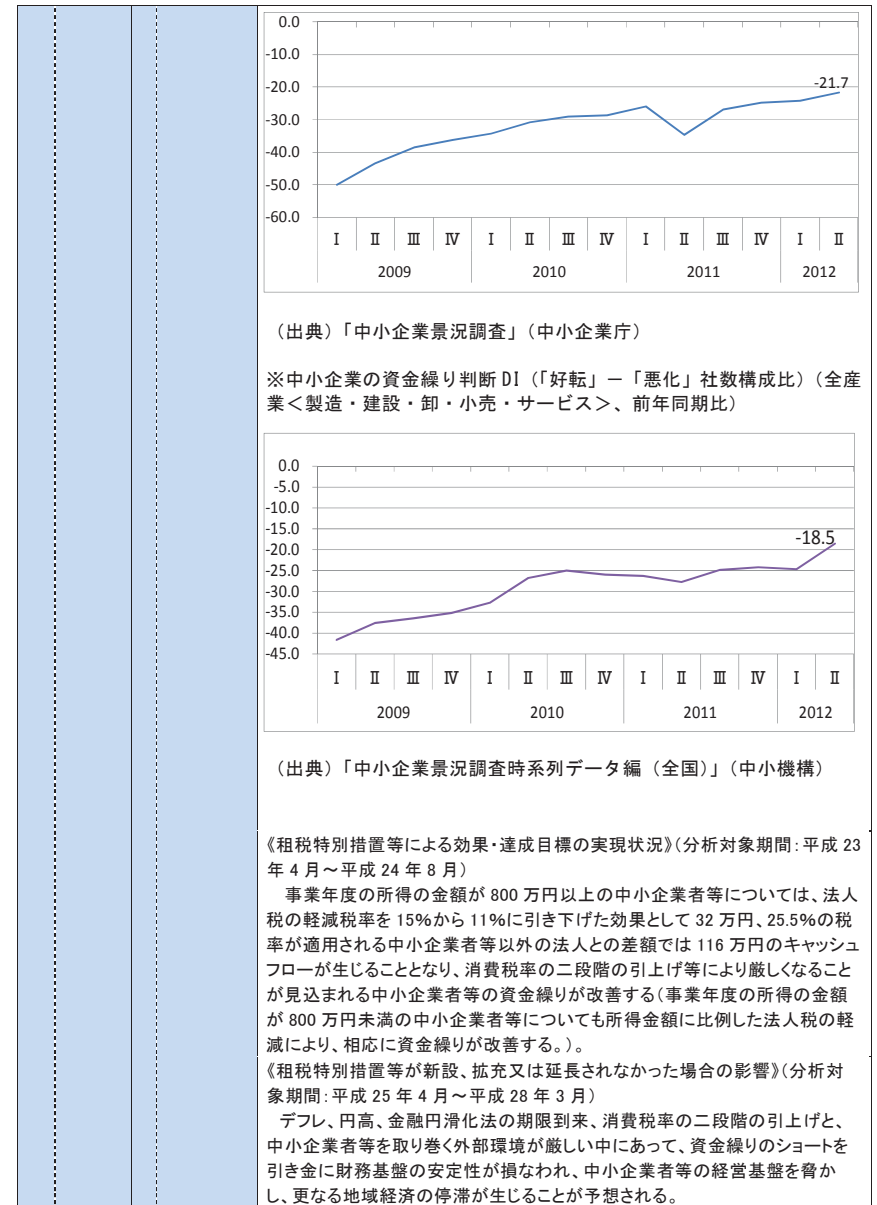
<試算方法>

減収額から中小企業者等の実効税率の低下幅を算出し、当該実効税率の低下が新規創業の促進や設備投資の増加、労働所得の増加、資本所得の増加にもたらす影響を、土居丈朗（2010）「法人税の帰着に関する動学的分析—簡素なモデルによる分析—」等の分析におけるパラメータを基に試算し、全体のGDP押し上げ効果を算出しており、そこから産業連関表や雇用表を基に、国内生産額や雇用創出効果を算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例 (国税19・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される法人税の税率(軽減税率)を本則の19%(租税特別措置の15%)から11%まで引き下げることを目指す。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設(基本税率30%、軽減税率22%、特例税率18%、所得区分800万円以下) 平成24年度 拡充(基本税率25.5%、軽減税率19%、特例税率15%、所得区分同上)
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げを通じて、その活性化や競争力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第24条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。 また、平成21年衆院選時の「民主党マニフェスト」では、「中小企業の法人税率を18%から11%に引き下げ」、平成22年参院選時の「民主党マニフェスト」において、「中小企業向けの法人税率の引き下げ(18%→11%)」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業者等の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保・増加、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))や「中小企業の資金繰り判断DI」(中小機構)、実質GDPの数値等を参考にする。

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国企業の99.7%を占め、雇用の66.0%を担う中小企業者等は、我が国経済と雇用を支える基盤であることから、本特例措置により中小企業者等のキャッシュフローの改善や財務基盤の強化を図り、自助努力で成長する中小企業を後押しすることで、日本経済の自立的な経済成長に貢献することが可能である。</p>
a	有効性等	① 適用数等	<p>※適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度：697,692件</li> <li>・平成22年度：688,997件</li> <li>・平成23年度：688,997件（直近実績と同程度並と想定）</li> <li>・平成24年度：688,997件（同上）</li> <li>・平成25年度：688,997件（同上）</li> <li>・平成26年度：688,997件（同上）</li> <li>・平成27年度：688,997件（同上）</li> </ul> <p>（出典）H22「会社標本調査」により経済産業省試算（国税庁）</p>
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度(22%→18%)：1,100億円</li> <li>・平成22年度(22%→18%)：914億円(財務省試算)</li> <li>・平成23年度(22%→18%)：895億円(財務省試算)</li> <li>・平成24年度(18%→15%)：783億円(経済産業省試算)</li> <li>（* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模392億円）</li> <li>・平成25年度(15%→11%)：1,044億円(経済産業省試算)</li> <li>（* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模757億円）</li> <li>・平成26年度：同上</li> <li>・平成27年度：同上</li> </ul> <p>（出典）財務省試算より経済産業省試算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月～平成24年8月)</p> <p>本特例措置を創設した平成21年度以降、中小企業の資金繰りDIや業況判断DIは一部で回復の兆しが見え始めたが、平成23年3月の東日本大震災や近年の継続的な円高等により、依然として業況判断DIは▲21.7、資金繰りDIは▲18.5と大幅なマイナス水準となっている。他方、2011年度の実質GDP成長率が▲0.0%という状況の下、平成24年度末の金融円滑化法の期限の到来とともに、平成26年4月、平成27年10月の消費税率の二段階の引上げが決定されていることを踏まえれば、先行き不透明な中で、中小企業者等は、更なる利益の圧縮、資金繰りの圧迫化等により、一層厳しい経営を強いられるおそれがあり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業者等は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る軽減税率の更なる引下げを行い、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤の安定・強化を図ることで、その成長力を高め、地域経済の活性化、雇用の確保・増加を図り、もって日本経済の自立的な経済成長に貢献することが必要である。</p> <p>※中小企業の業況判断DI（「好転」－「悪化」前期比季節調整値）（全産業）</p>



【経産10】

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。具体的には、軽減税率の引下げによる減収額1,044億円に対し、本措置によって国内生産額が3,302億円増加し、GDPが1,722億円押し上げられ、それに伴い21,162人の雇用創出効果がもたらされるという試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現状の先行き不透明な経済状況や今後の金融環境の悪化と消費税負担の増加は、環境変化に特に影響を受けやすい中小企業者等に更なる利益の圧縮、資金繰り圧迫をもたらす懸念があり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。こうした状況下において、本特例措置は、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤を強化するものであることから、政策手段としての的確である。</p> <p>また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>今後の先行き不安の大きな要因となっている金融円滑化法の期限到来や消費税率の二段階の引上げについては、全ての中小企業者等が影響を受けるものであることから、これらへの対策は全ての中小企業者等を対象にした租税特別措置によって実施することが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務づけ等は存在しない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8、租税特別措置法施行令第27条の3の2において措置された場合、国税との自動連動を図る)ことが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況）は、金融商品の需給関係や政治経済情勢などによる市場価格の変動等他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「改正法」という。）は、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の実現のための制度整備を行うものであり、現時点で総合的な取引所が創設されているわけではないので、達成時期を設定することは困難である。他方で、目標値については、本租税特別措置等の適用対象が平成24年5月現在で既存商品先物取引業者33社あり、既存商品先物取引業者が総合的な取引所に参加することが達成目標である。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

改正法は、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の実現に向けた環境・制度整備をするものであり、改正法附則第4条では、現行の商品先物取引法における委託者保護基金は、総合的な取引所が実現された場合に、金融商品取引法における投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。現行の委託者保護基金及び投資者保護基金は、どちらも租税特別措置法において「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」が認められており、改正法の施行時に現行の委託者保護基金に既に加している商品先物取引業者に限って本租税特別措置等を導入しても、新たな減収額は発生しないものとする。なお、改正法においては、既存の商品先物取引業者は、既に委託者保護基金に加しているため、総合的な取引所において取引しようとする場合の投資者保護基金への加入は免除されている。

さらに、現行の委託者保護基金は、平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフ（商品先物取引業者が破綻等した場合に基金から一般委託者への支払）実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円であり、そのためこれまでも減収額は発生しておらず、この状況を前提として将来の減収額を考えた。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

⑧の補足説明で示したとおり、本租税特別措置等による税収減は発生しない。なお現行の委託者保護基金においても、ペイオフが発生した実績がないため、これまでも減収額は発生していない。この状況を前提に本租税特別措置等の将来の税収減を考えると、税収減は発生しないと見込まれる。他方で、総合的な取引所が実現した場合に、本措置により、既存商品先物取引業者が新たな負担をすることなく従前と同様の委託者保護のセーフティネットが整備され、総合的な取引所への参加が可能となるため有効と考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置（国税24・地方税21（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備が行われた。当該改正における委託者保護基金に関する経過措置について、従来の税制面の取扱いと差が生じることのないよう、所要の税制措置を行う。 具体的には、改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。そのため、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置を行う。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	経過措置が有効な間（改正法附則第4条では「当分の間」とされている）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 総合的な取引所の実現に向けた制度整備として、今国会で成立した改正法に設けられた経過措置に関し、税制面においても所要の措置を講ずることにより、総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行い、「新金融立国」を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この根拠を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○日本再生の基本戦略（2011年12月24日閣議決定）（抜粋） 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 （1）更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓） ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 &lt;当面、重点的に取り組む主な施策&gt; ○総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進 総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点</p>

		<p>について方針を取りまとめた上で、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。</p> <p>○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年9月6日成立) 附則第4条の要旨 この法律の施行の際現に存する商品先物取引法上の委託者保護基金につき、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者のうち商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等の業務に係る金融商品取引業の登録を受けた一定の者に対し、投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができることとするほか、所要の規定を整備することとする。(附則第4条関係)</p> <p>○日本再生戦略(2012年7月31日閣議決定)(抜粋) IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ (1) 更なる成長力強化のための取組 ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 【金融戦略】 総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す (重点施策: アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立) 我が国の金融・資本市場の魅力向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。 (別表) 日本再生に向けた改革工程表 (1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ~金融戦略~ 4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立 (1) アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上 総合的な取引所実現に向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備 清算証拠金・口座の一元化や税制(損益通算)等の検討、実施</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況(現在は総合的な取引所が創設されていないため、実績なし(平成24年8月))</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 証券・金融と商品とを一体として取り扱うことのできる総合的な取引所が創設された場合、当該措置により、従前の租税特別措置によって認められている措置と同様の取扱いになり、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがなく、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加</p>

			が促進される。
8	有効性等	① 適用数等	現在、商品先物取引業者は33社(平成24年5月28日現在、許可業者)であり、改正法附則第4条の経過措置は、総合的な取引所が創設された場合における既存の商品先物取引業者が対象となるため、現状では多くても33社の見込み。
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品とを一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品とを一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。 ・総合的な取引所が創設された場合、本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年8月) ・総合的な取引所が創設された場合に、当該総合的な取引所で取引しようとする既存の商品先物取引業者に対して新たな負担を強いることになるため、総合的な取引所への参加が促進されない可能性がある。 ・総合的な取引所が創設されても、既存の商品先物取引業者の参加が促進されない場合、証券・金融と商品とを一体的に取り扱う総合的な取引所の効果が失われることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年8月) 現状では、商品先物取引法第270条の委託者保護基金が行う同法第300条第1号及び第2号に掲げる業務につき、租税法第66条の11第1項第6号に規定する特定の業務として、その支出した金額につき負担金の損金算入の特例とされている。金融商品取引法における投資者保護基金についても同様に措置されている。改正法附則第4条の経過措置は、委託者保護基金が農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされるものである。当該経過措置に基づいた租税特別措置を設けることにより、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が新たな負担を強いられることなく、総合的な取引所へ参加できることになるため、当該措置は有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	改正法附則第4条の経過措置に対応する措置であり、税法上、従前の租税特別措置における税制措置によって認められている措置(委託者保護基金、投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例)と同様の対応を要望するものであり妥当なものと考えられる。また、総合的な取引所が創設された場

			合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがないよう措置するものであり、妥当なものと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	各地方に所在する既存の商品先物取引業者が総合的な取引所に参加する場合の負担が軽減されることにより、地域経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。また、初年度5件が僅少でないことについて説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上する。」と説明されているが、説明の根拠が不明であり、また、企業の収益力の向上に本租税特別措置等の効果がどの程度寄与するかが明らかでないため、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）  
達成目標に係る測定指標について、毎年度の活用件数を5件程度と推計している。本租税特別措置等の適用期限である平成27年度末までに計15件程度の活用を目指す。達成時期は、本租税特別措置等の適用期限である平成27年度末である。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数については、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価TOBの割合を乗じて、毎年度5件程度と推計しているもの。政策目的及び目標達成のため、本租税特別措置等適用期限である平成27年度末までに計15件程度の活用を促進したい。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収額（平成25年度）については、前年（平成24年度）の国内でのTOBにおける株式譲渡損益総額から非居住株主における株式譲渡損益総額を差し引き、国内税法の対象となる株式譲渡損益総額を算出し、当該金額を個人株主分及び法人株主分に按分した上で、株対価TOBの割合及び個人・法人株主ごとの税率を乗じて算出した。平成26年度、平成27年度についても同様の減収額が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する法律（平成11年法律第131号）の特例が設けられた昨年7月以降、同法の利用による自社株対価TOBの利用実績はない。その要因を分析するため平成23年度に実施した法人向けアンケートによれば、約90%が応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成24年度に実施した個人投資家向け及び法人向けアンケートによれば、個人投資家については約85%、事業会社については約80%が応募株主の課税関係がTOB応募の検討に消極的な要素になると考えている。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
本租税特別措置等と産活法との役割分担の説明は以下のとおり。

対象会社株主が買付会社に株式を渡す場合には株式譲渡として課税が発生するため、対価として現金が入らない自社株対価TOBにおいて課税繰延措置がなければ、対象会社の株主がTOBに応じない可能性が高い。加えて、TOBをはじめとするM&Aは企業にとってリスクを伴う高度な経営判断であり、このような株主が応じない懸念が強い状態では、企業が自社株対価TOBをM&Aのツールとして選択することは困難であり、アンケート結果でも、産活法の改正を踏まえて自社株対価TOBの実施を検討したいとする企業の約9割が、課税が自社株対価TOB実施上の制約になると回答している。

上述のように、会社法上の問題と課税上の問題は別個の問題であって、産活法による特例措置は「1. 会社法上の問題」の解決策となっているものの、「2. 課税上の問題」については何ら解決に寄与するものではなく、産活法による会社法の特例措置があることをもって税制措置の相当性を論ずることは意味をなさない。なお、株式譲渡に係る課税の問題を解決するための補助金等の他の政策措置は講じられていない。

自社株対価TOBは、欧米諸国においてはM&Aのための有効な手段として認識・活用されているにもかかわらず、我が国においては実施されてこなかった。主な理由は以下の2点と考えられる。

## 1. 会社法上の問題

自社株対価TOBは、TOBを実施する会社（買付会社）が、TOBの対象となる会社（対象会社）の株主から対象会社の株式を取得する対価として自社の株式を交付するものであり、事前に株主総会で決議することやTOB中の株価変動について取締役が填補責任を追うことなどが会社法（平成17年法律第86号）で規定されており、実施に当たっての大きな制約となっていた。

## 2. 課税上の問題



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 TOB に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等 国税 23 (法人税：義、所得税：外) 地方税 20 (自動連動) (法人住民税：義、法人事業税：義、個人事業税：外、個人住民税：外)
2	要望の内容	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」）の認定を受けて事業者が行う自社株対価 TOB について、以下の措置を講ずる。  ① TOB に応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延べ ② TOB に応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③ 一定の要件のもと、TOB に応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加  ※自社株対価 TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望であるため該当なし。
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 3 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨年 7 月に施行された改正産活法では会社法の特例を設けることで自社株対価 TOB を行いやすくしているが、自社株対価 TOB の対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価 TOB に応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価 TOB が活発に行われる環境を整備し、戦略的な事業再編による我が国企業の成長と国際競争力の強化を図る  《政策目的の根拠》 ・日本再生戦略 P95(平成 24 年 7 月) 「企業の戦略的な事業再編の促進」 「M&A 等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の効果検証・追加措置検討」  ・新成長戦略 p30(平成 22 年 6 月) 「(3)企業の戦略的な事業再編の促進 M&A 等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討」

			・産業構造ビジョン p212 (平成 22 年 6 月) 「③企業組織再編法制関係 (ア) 自社株式を対価とする TOB の簡易化」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自社株式を対価とする株式取得を通じた企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力の強化。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 自社株対価 TOB の活用件数を指標とし、各社の選択と集中の進捗を測定する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株対価 TOB による企業再編・事業再編の実施を通じて、企業の成長と国際競争力の強化が見込まれる。	
8	有効性等	① 適用数等	初年度 5 件程度を想定している。
		② 減収額	初年度約 26 億円を想定している。 17 億円(国税) 9 億円(地方税)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 自社株対価 TOB の対象会社株主に係る株式譲渡損益・譲渡所得等の課税が繰延られることにより、改正産活法の認定による自社株対価 TOB の利用が促進され、戦略的な事業再編が進み我が国企業の成長と国際競争力の強化が図られる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上する。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 平成 23 年度実施の法人向けアンケート結果によれば、今後自社株対価 TOB の活用を検討する企業のうち、約 90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成 24 年度実施の個人投資家向け及び法人向けアンケート結果によれば、個人投資家については約 85%、事業会社については約 80%が、「応募株主の課税関係」が TOB 応募の検討に消極的な要素になると回答がなされていることが



			<p>ら、本措置が新設されなかった場合、自社株対価 TOB による企業再編・事業再編が停滞し、我が国企業の成長が妨げられる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)</p> <p>長いスパンで見ると、自社株対価 TOB による企業再編・事業再編の実施を通じて「選択と集中」を進め、競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形で税収増につながる効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>平成 23 年度実施の法人向けアンケート結果によれば、今後自社株対価 TOB の活用を検討する企業のうち、約 90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成 24 年度実施の個人投資家向け及び法人向けアンケート結果によれば、個人投資家については約 85%、事業会社については約 80%が、「応募株主の課税関係」が TOB 応募の検討に消極的な要素になるとの回答がなされていることから、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上し、将来的には地方経済の活性化につながる。</p>	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（売上額D Iの変動）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）に説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（消費税率引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」及び「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額D Iを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税における減収額試算

平成25年度	89.6億円
平成26年度	89.9億円
平成27年度	90.3億円

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

③のとおり。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額177億円に対し、本措置によって設備投資額が164億円増加し、GDPが195億円押し上げられ、それに伴い3,152人の雇用創出効果もたらされる。

<試算方法>

・ GDP押し上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出効果については、試算したGDP押し上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出した。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪

影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制 (国税25・地方税22 法人税、法人住民税、事業税:義 所得税:外)
2	要望の内容	次により、中小商業・サービス業の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中小法人 (2) 対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価額 1台 60万円以上 ②器具・備品 取得価額 1台 30万円以上 (3) 特別償却又は税額控除の選択適用 特別償却：取得価格の30% 税額控除：取得価格の7%
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。 《政策目的の根拠》 (参考) ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・ 中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況（中間整理）」（平成24年5月31日） ・ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>

		<p>※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」（平成24年5月14日） ・ 現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討すべき。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。 具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI（前期比）を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。</p> <p>(参考指標) 平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差)は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上額DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 (適用事業者数) 平成25年度 23,819社 平成26年度 24,772社 平成27年度 25,763社 (経済産業省推計)</p> <p>② 減収額 (減収額) 平成25年度 176.7億円 平成26年度 177.4億円 平成27年度 178.1億円 (経済産業省推計)</p>

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起（集客力の増加）のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。</p> <p>【直面している経営上の課題】</p> <table border="1" data-bbox="407 470 999 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>1位</th> <th>2位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>需要の停滞 (43.9%)</td> <td>販売単価の低下、上昇難 (11.2%)</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>需要の停滞 (22.8%)</td> <td>大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%)</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>需要の停滞 (25.0%)</td> <td>利用者ニーズの変化への対応 (19.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成24年4月～6月実績)</p> <p>実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある&lt;注1&gt;。</p> <p>そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における魅力向上や業務改善等に資する投資を促進することとなり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;注1&gt;</p> <div data-bbox="465 986 958 1316" style="text-align: center;"> <p>中小商業・サービス業の設備投資の推移</p> </div> <p>(出典) 法人企業統計</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成25年4月～平成26年4月)</p>		1位	2位	卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難 (11.2%)	小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%)	サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への対応 (19.5%)
	1位	2位											
卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難 (11.2%)											
小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%)											
サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への対応 (19.5%)											

		<p>足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えていないものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。</p> <p>本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告(中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」)もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加(集客力の向上)を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成25年4月～平成26年4月)</p> <p>本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用に3152人創出するとの試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置の対象は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小商業・サービス業に限定しており、国民の納得できる必要最小減の特例措置となっている。</p> <p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10 有識者の見解		-
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

【経産14】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおりの。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立て、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(\text{2兆3500億円} = \text{上記(A)に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
 

大企業総額型	21 年度 13.5%、	22 年度 14.5%	→	<u>平均 14.0%</u>
大企業上乗せ措置	21 年度 7.2%、	22 年度 26.2%	→	<u>平均 16.7%</u>
中小企業総額型	21 年度 1.5%、	22 年度 1.3%	→	<u>平均 1.4%</u>
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.8%、	22 年度 0.1%	→	<u>平均 0.5%</u>

- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
    - ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・（A）
    - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・（B）
  - ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・（C）
  - ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
  - ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出  
21 年度 33,218 百万円、22 年度 44,805 百万円
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・（E）
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・（F）

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
 3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
 23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
 23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
 「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

### 研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

#### 税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減収額の約1.49倍、中小企業は減収額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額:

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業:1.49(149%)、中小企業:1.41(141%)

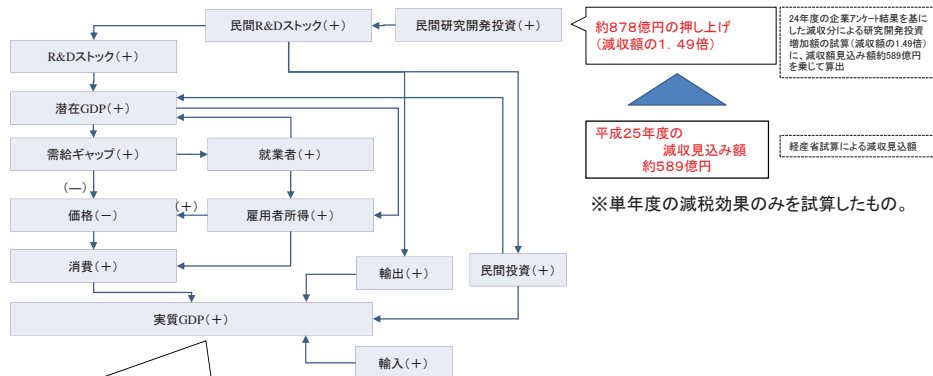
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税26)(法人税:義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>	
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
②: 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						



	<p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="405 738 952 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

		<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1489 193 2040 480"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓ (マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;                  ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円)                  ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                  大企業:1.49倍                  中小企業:1.41倍                  ・研究開発投資押上げ額                  大企業:863億円(579億円×1.49倍)                  中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)                  ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)                  大企業:3,532億円                  中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																															
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																															
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																															
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																															
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																															
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																															
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																															
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																															
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																															
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																															
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																															

【経産14】

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>・我が国においては、</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
  - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回るが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【経産15】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	<b>1815.9</b>
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	<b>10842.4</b>
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	<b>12658.3</b>

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)(国税27、地方税23(自動運動))(法人税、法人住民税、事業税・義、所得税・外)</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空調設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p>

3	担当部局		資源エネルギー庁長官官房総合政策課給政策室
4	評価実施時期		平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。
6	適用又は延長期間		平成25年4月1日から平成28年3月31日までに延長 (現行：平成23年6月30日から平成26年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P.8~9該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援してることが必要である。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減)</li> <li>・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約 66,000 平成25年度(見込み) 約 100,000 平成26年度(見込み) 約 126,000 平成27年度(見込み) 約 148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しが行なわれている状況である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、</p>

			<p>3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。</p> <p>これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資 額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額  
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（1組合当たりの研究開発費）は、経済情勢や本租税特別措置等の適用対象外の組合における事業費等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発の拡大）の実現状況について、「1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「技術研究組合の設備投資の押し上げ効果…減税額の約1.12倍」、「10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる」と説明しているが、押し上げ効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。



注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
平成21年の技術研究組合法（昭和36年法律第81号）改正前から存在する技術研究組合の一部の大型プロジェクトの金額が22年度及び23年度に減少するという特殊要因があり、目標未達成となったが、当該特殊要因を除けば、1組合当たりの事業費である研究開発費は、順調に増加している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の適用組合の組合員数は、各年度で100社から200社程度あり、規模や業種も多様な企業が参加している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙参照。

技術研究組合の所得計算の特例  
利用実績並びに利用見込及び積算根拠

1. 過去5年分の利用実績

区 分		H19'	H20'	H21'	H22'	H23'
①適用件数	組合数	13	12	9	15	13
	組合員数	192	182	105	167	159
②適用額(百万円)		5,178	5,649	12,170	6,536	1,007
③減収額(②×30%)		1,553	1,695	3,651	1,961	302

2. 平成24年度利用見込

区 分		H24'
①適用件数	組合数	16
	組合員数	211
②適用額(百万円)		2,088
③減収額(②×25.5%)		532

経産省・農水省・総務省から、現在の57組合にアンケート調査した本税制の適用件数・額の平成24年度見込に加え、平成24年度中に「新設かつ適用が見込まれる数・額(以下「新設適用数等」)」を、平成21～23年度の新設適用数等の平均から試算する等により算出。

3. 今後3年間の利用見込

区 分		H25'	H26'	H27'
①適用件数	組合数	20	24	28
	組合員数	253	296	339
②適用額(百万円)		2,542	2,998	3,456
③減収額(②×25.5%)		648	764	881

平成24年度の適用件数・額(上記2.)を基に、平成21年法改正前に設立した組合については、毎年度1割(これまでの組合の平均存続年数が約10年である事に基づく)つつ減少すると試算し、同法改正後に設立した組合については、「H21'～H22'、H22'～H23'、H23'～H24'の平均増加数・額」が毎年増加すると試算する等により算出。

※ アンケート調査結果は、公表を前提に各組合から収集した情報ではないため、算出に用いた具体的数値等については記載していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例(国税28)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	産業技術環境局 技術振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間)
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211		
		区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																		
		組合数	13	12	9	15	13	16																		
組合員数	192	182	105	167	159	211																				
② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,553</td> <td>1,695</td> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532													
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																					
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度) 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減収額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査(H24年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。 ○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																						
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																						
組合数	36	52	55	57																						
1組合当たり事業費	877	800	556	618																						
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するもの同一の方法により試算。</p> <p>「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。 なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。</p> <p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。 なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。 また、出資制の法人は、「構成員の拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（2020年に全国のガソリンの3%相当以上のバイオ燃料導入を目指すこと）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（バイオ燃料の導入量）は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）によって導入義務量が設定されており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度約5万KL、22年度約21万KL、23年度約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成24年度見込み約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「**租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況**」欄への補足説明）

前回要望時（平成23年度要望）の目標の根拠になっており、目標達成期間が到来しているものはエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づく目標である。

本法に基づく告示において、2011年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計は原油換算21万KL（エタノール換算34.6万KL）と定めている。

今回要望においても適用数量の欄に平成23年度は「約36万KL」と記載しているとおり、前回要望時の目標は現時点では達成している。

エネルギー供給構造高度化法に基づく石油精製業者に対するバイオエタノール導入目標は、2017年度までの計画として以下のとおり定められている。バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性があるため、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
21万KL	21万KL	26万KL	32万KL	38万KL	44万KL	50万KL

（単位は原油換算量（万KL））

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「**適用数等**」欄への補足説明）

前回要望時（平成23年度要望）は適用件数として平成22年度、平成23年度ともに100件以上と想定していた。実績としては平成22年度116件、平成23年度129件であり、想定以上の申請があった。

前回要望時（平成23年度要望）は適用事業者数として平成22年度、平成23年度ともに10社以上と想定していた。実績としては平成22年度14社、平成23年度16社である。

適用を受ける可能性のある事業者（「揮発油等の品質の確保等に関する法律」における揮発油等特定加工業者として登録されている事業者）は20社程度であることから適用者の隔たりはないと考える。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「**適用数等**」欄への補足説明）

バイオ燃料の導入見込みは導入義務のある石油精製業者の導入量見込みと義務が課されていない非石油精製業者の導入量見込みに分けて考えている。算定根拠は以下のとおり。

<算定根拠>

平成24年度の石油精製業者の義務量＝原油換算21万KL＝エタノール換算34.6万KL

平成24年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算0.35万KL

平成24年度の適用数量＝34.6万KL＋0.35万KL≒約35万KL

平成25年度の石油精製業者の義務量＝原油換算26万KL＝エタノール換算42.8万KL

平成25年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算0.35万KL

平成25年度の適用数量＝42.8万KL＋0.35万KL≒約43万KL

※非石油精製業者の導入量見込みは平成23年度実績と同程度と推定。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「**税収減を是認するような効果の有無**」欄への補足説明）

過去における効果は、以下のとおりであり、本特例措置が開始された平成20年度から着実に導入量が伸びてきたのは、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正してきたことによる効果が非常に大きい。

<適用数量>

- ・平成20年度 約1万KL
- ・平成21年度 約8万KL
- ・平成22年度 約37万KL
- ・平成23年度 約36万KL

<減収額>

- ・平成20年度の減収額 約4億円※
- ・平成21年度の減収額 約45億円
- ・平成22年度の減収額 約199億円
- ・平成23年度の減収額 約192億円

※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、20年度の減収額は約1ヶ月間のもの。

<算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8円/L）

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「**税収減を是認するような効果の有無**」欄への補足説明）

将来における効果は、以下のとおりであり、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正することにより、バイオ燃料の導入を着実に進めていく。

<適用数量>（見込み）

- ・平成24年度 約35万KL
- ・平成25年度 約43万KL
- ・平成26年度 約53万KL
- ・平成27年度 約63万KL
- ・平成28年度 約73万KL
- ・平成29年度 約83万KL

<減収額>（見込み）

- ・平成24年度の減収額 約188億円
- ・平成25年度の減収額 約232億円
- ・平成26年度の減収額 約286億円
- ・平成27年度の減収額 約339億円
- ・平成28年度の減収額 約392億円
- ・平成29年度の減収額 約443億円

<算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8円/L）



【経産17】

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

バイオ由来燃料混合ガソリンの価格は通常ガソリンと比べて、1リットル当たり約1.8円程度割高であるが、そのコスト差分の最大1.6円分を本租税特別措置により補填しており、残りを「バイオE T B E関税の無税化措置」等で補填している。

そのため、他の政策手段と比較して、コスト差分を補填する効果が大きい本租税特別措置を講じなければバイオ由来燃料の導入は進まなくなる。

（参考）

本租税特別措置による減税額見込み 約188億円（平成24年度）

バイオE T B E関税の無税化措置による減税額見込み 約20億円（平成24年度）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例（国税29）（揮発油税：外）
2	要望の内容	○ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度を延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課燃料政策企画室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度創設
6	適用又は延長期間	平成25年度～平成29年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>○ バイオ燃料の導入は、全国のガソリンスタンド（SS）で平成19年度に50ヶ所、平成20年度に新たに50ヶ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約3200ヶ所（平成24年7月現在）のSSで導入している。</p> <p>○ バイオ燃料の規格については、平成15年に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、ガソリンにバイオエタノールを最大3%混和することを可能とする規格の整備が行われ、平成24年3月には、最大10%混和することを可能とする規格の整備が行われた。</p> <p>○ 現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）により、石油事業者にはバイオ燃料の導入義務量が設定されており、当該導入義務量は平成29年度まで段階的に増加するよう設定されていることから、石油事業者が導入義務量分を供給（義務履行）し、計画を達成するためには、バイオ燃料の導入を着実に進めていく必要がある。他方で、バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、経済原理だけでは導入が進まない。したがって、本措置を延長し、バイオ燃料混合ガソリンとガソリンの価格差を是正して、バイオ燃料の導入を着実に進めていくことが必要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法（平成21年8月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけ。</li> <li>・「政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促</li> </ul>



		<p>進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」(同法第13条)</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)          ・「LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。」          ・「そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。(「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、コスト高が混合したガソリンの販売価格に転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L(バイオエタノール混合割合が3%の場合又はバイオETBE(バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物)混合割合が7%の場合。以下同じ。)控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○ 適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成20年度の適用件数 6件(3社)※          平成21年度の適用件数 80件(13社)          平成22年度の適用件数 116件(14社)          平成23年度の適用件数 129件(16社)          平成24年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)          平成25年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。</p> <p>○ 適用数量&lt;経済産業省調べ&gt;</p> <p>平成20年度 約1万KL          平成21年度 約8万KL          平成22年度 約37万KL          平成23年度 約36万KL          平成24年度見込み 約35万KL          平成25年度見込み 約43万KL          (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p>

	②: 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度の減収額 約4億円※</li> <li>平成21年度の減収額 約45億円</li> <li>平成22年度の減収額 約199億円</li> <li>平成23年度の減収額 約192億円</li> <li>平成24年度の減収額見込み 約188億円</li> <li>平成25年度の減収額見込み 約232億円 (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</li> </ul> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>&lt;算出式&gt;減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L)</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ 本税制措置等を活用し、平成21年度から平成23年度まで、それぞれ5万KL、21万KL、21万KLのバイオエタノールの導入が図られている。平成24年度についても、21万KLのバイオエタノールの導入が図られる見込み。これにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られている。(単位は原油換算)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>平成21年度 約5万KL(原油換算)          平成22年度 約21万KL(原油換算)          平成23年度 約21万KL(原油換算)          平成24年度見込み 約21万KL(原油換算)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ バイオ燃料とガソリンの混合方式には、バイオエタノールをガソリンに混合する「直接混合」と、バイオETBEをガソリンに混合する「ETBE方式」がある。我が国におけるガソリンに混合されたバイオ燃料におけるバイオETBEの割合は、99%(平成23年度)である。バイオETBEをガソリンに7%混合すると、設備投資にかかる費用等を含めてガソリン1L当たり約1.6円程度のコスト高となる。</p> <p>バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性がある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。</p> <p>本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることとなり、バイオ燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため、税収減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ燃料の原料コスト高分をバイオ燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p><b>【規制措置】</b></p> <p>○ 「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけるものであり、今後、導入量自体は増加するが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。</li> <li>・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第13条）。</li> </ul> <p><b>【通常ガソリンとの価格差の是正】</b></p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であることのほか、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p>&lt;予算&gt; 「バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。</li> </ul> <p>&lt;関税&gt; 「バイオE T B E関税の無税化措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオE T B E関税についても無税化し、原料の割高等のバイオE T B E混合ガソリンのコスト高分を低減させるもの。</li> </ul> <p>（仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオE T B E混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。）</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（外からの投資件数・投資金額、社債の海外投資家保有比率、発行額のGDP比）は、市況等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、「社債（振替社債）に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値及び計算式を示して説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 将来における税収減を是認するような効果が発現するのかについて、「社債（振替社債）に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが不明なため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
本租税特別措置等は、一定の結果を達成すれば役目を終えるという性質のものではなく、恒久的に存在することによって、海外投資家による振替社債等の保有、及びそれによる我が国資本市場の活性化を通じた我が国企業の円滑な資金調達という目的が達成されるものなので、引き続き実施すべき合理性があることは明らかである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債の実績は平成24年6月末時点で銘柄数及び金額は6,570億円（345件）であり、平成22年6月末時点の同559億円（55件）から着実に増加している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債の実績は平成24年6月末時点で銘柄数及び金額は6,570億円（345件）であり、平成22年6月末時点での同559億円（55件）から着実に増加している。当該制度が恒久的なものとはならなかったため、恒久化を前提とした想定数と比較すると少なくなっているが、社会通念上「僅少」というべき数ではなく、また適用にも偏りはない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債等につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度：15億円、平成23年度：31億円、平成24年度：26億円である。算出方法は暦年のものと同様、初年度の平成22年度については各月末の残高の平均、平成23年度及び平成24年度はそれぞれ平成24年3月末及び平成24年6月末の残高を使用した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化 国税 33（法人税：義、所得税：外） 地方税 28（自動連動）（法人住民税：義、法人事業税：義、個人事業税：外、個人住民税：外）
2	要望の内容	海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図るために、振替社債の利子等に係る非居住者及び外国法人に対する非課税措置の適用期限を恒久化する。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 22 年度 創設
6	適用又は延長期間	適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）の撤廃・恒久化を希望。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。 《政策目的の根拠》 新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)（抜粋） 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標と成果 (3) アジア経済戦略 (アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増) 日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 2. 対外経済政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業が国内で発行する社債に対する海外投資家からの投資を拡大させ、もって我が国企業の資金調達を支援する。

H	有効性等	①: 適用数等 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①振替社債に対する海外投資からの投資件数・投資金額、②我が国企業の発行する社債の海外投資家保有比率、③同発行額の GDP 比等を総合的に判断し、上記政策目標の達成度合いを測ることとしたい。なお、①については、平成 22 年 6 月末時点の 559 億円（55 件）から足もとの平成 24 年 6 月末時点で 6,570 億円（345 件）と着実に増加。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 振替社債に対する海外投資からの投資件数・投資金額をみると、平成 22 年 6 月末時点の 559 億円（55 件）から足もとの平成 24 年 6 月末時点で 6,570 億円（345 件）と着実に増加しており、政策目標の達成に大きく寄与。
		②: 減収額 現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われていることから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。 上記、振替社債に対する海外投資家による投資実績は、本非課税措置の効果により実現したものであり、仮に本措置を廃止した場合には、海外投資からの投資が殆ど受けられない、制度開始以前の状況に戻るものが想定される。このため、仮に本措置を廃止した場合にも、税収は増加することなく、よって、本措置の減収額は見込まれない。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H22 年 6 月～H24 年 2 月） 本措置の導入以降、我が国企業の発行する社債（振替社債）に対する外国投資家の投資額は平成 22 年 6 月時点の 559 億円から足もとの平成 24 年 6 月時点で 6,570 億円と着実に増加している。もっとも、欧米主要国と比べれば、依然として国の経済規模に対する社債発行額が少ないほか、海外投資家の保有比率も低く、今後の拡大の余地が大きい。このため、上記政策目標を達成するためには、引き続き措置を維持し、国際的に遜色のない資金調達環境を確立する必要性が高い。この点、そもそも、社債の発行市場はその時々々の市況に大きな影響を受けるところ、前回要望以降、ギリシャ・ショック、欧州債務問題等に端を発する市場の混乱から上記目標を達成するに至っていない。もっとも、本措置の導入以降、市況の混乱の影響は受けつつも、我が国企業の発行する社債（振替社債）に対する外国投資家の投資は着実に増加しているため、本措置を恒久化し、上記政策目標を達成していく必要がある。



			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H22年6月～H24年2月)</p> <p>本措置の導入以降、我が国企業の発行する社債(振替社債)に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。もっとも、引き続き、欧米主要国と比べ、社債の海外投資家の保有比率低く、引き続き拡大に取り組む必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H25年4月～)</p> <p>本措置は、あくまで国際的イコールフットイングを実現し、我が国企業の国際的に遜色のない資金調達環境を確保するための施策であり、これまで上記の通り、海外投資家による投資残高を拡大してきた。欧米主要国が非課税措置を継続する中、仮に本措置の期限が切れ、日本のみが海外投資家に対して課税を再開すれば、当該投資家による急速な日本社債離れが起こることが想定される。具体的には、海外投資家による振替社債の投資が殆ど行われなかった、本措置導入以前の状況に戻るものと思われる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H22年6月～H24年2月)</p> <p>上記の通り、本措置の導入以降、我が国企業の発行する振替社債に対する外国投資家の投資額は着実に増加しており、同様の課税環境が維持されれば、今後も同ペースでの増加が見込まれる。このように、企業が当該社債発行による資金調達を拡大させることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するほか、日本の金融市場全体の魅力を高めるなど、副次的な効果も大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税率は、国際的なイコールフットイングの観点から、海外投資家に公平に適用されるべきものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p> <p>現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。</p> <p>本措置により、我が国企業の資金調達環境を整備することは、当該企業の地域における経済活動の拡大に資するものであり、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		特になし。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数）は、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられているような他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」については、「38の重点施策」の1つとして、「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」が定められている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
評価書中8①「適用数等」欄の【算出方法】の①及び②の算定根拠については、以下のとおり。  
①に関しては、信用調査機関のデータに基づく条件変更先数の推計30～40万社のうち、再生支援等が必要な割合を、当庁ウェブサイトで公表されている「自己査定による債務者区分の推移」（<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819/07.pdf>）から16%と仮定計算（（要管理先+破綻懸念先の債権額）÷（その他要注意先+要管理先+破綻懸念先の債権額））した上で、算出したものである。  
また、②に関しては、中小企業庁ウェブサイトで中小企業再生支援協議会の活動状況と公表されている数値（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/2304.htm>）であり、その算定に用いた数値も記載されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
個別の事業再生事案を補助対象とすることはできないことから、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を促す施策としては、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
個別の他の政策手段はない。事業再生を支援したり、これを行うことを義務付けることは適切ではないことから、役割分担の対象となるものがないことから、「一」としたところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充（国税34、地方税29（自動連動））（法人税、法人住民税、法人事業税：義）
2	要望の内容	金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制（評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除）」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。 このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。 加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上（損金算入）を認めること。
3	担当部局	中小企業庁経営支援課・金融課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。 また、中小企業金融円滑化法が最終期限（平成25年3月末）を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成24年4月20日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。 上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p>

【経産19】

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化</p>
	8 有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>500～600 社</p> <p>【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計): 5～6 万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成 17 年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合: 1%</p> <p>※①×②=500～600 社</p> <p>②: 減収額</p> <p>—</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月) 企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 25 年 3 月) 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化が図られないことにより、中小企業の倒産が増加する可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月) 税収減は生じないと考えられる。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図るものであり、本措置は妥当なものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 現行の特例措置は、原子力発電所の事故が、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性をもっているところ、原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するために、避難解除区域における既存事業者（3/11時点で当該区域に事業所を有していた者）の事業再開の促進及び当該事業者の支援を目的として、平成24年4月に新設された。同年7月末時点で、避難解除区域にて事業再開している事業者は、約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）  
 達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 ④と同じ

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。
- ⑪ 収税減是認の効果の実績確認（評価書中8③「収税減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、収税が減収したことが見込まれる。一方、収税減は一定程度あったものの、当該措置により、避難解除区域への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる収税増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 収税減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「収税減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、減収額の見込みを示すことはできないが、一定程度、収税が減少すると見込まれる。一方、収税減が一定程度発生するものの、当該措置により、避難指示解除準備区域等への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる収税増の効果）が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）に基づき、避難指示解除準備区域等が新たに設定されたところ、現在避難解除区域において認められている特例措置（特別償却、税額控除）と同様の特例措置を、避難指示解除準備区域等においても適用することが、必要かつ適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の手段として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、これは事業再開等の際の初期投資に対する支援であるのに対し、税制は事業継続中における支援であり、支援する段階が異なるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) (国税35・地方税30(自動運動)) (個人住民税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。  ・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。  ・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今般の警戒区域等の見直しの結果、避難指示解除準備区域が新たに設定されたが、同区域は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実で、当面、避難指示が継続されるが、除染等を迅速に行い、一日も早い帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅、製造業等の事業再開等を柔軟に認めることとされている。 これらを踏まえ、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を促進すること、及び帰還者を支援すること。 《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 (略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまら

			ず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援することで、地元雇用等の回復等につながり、被災地域の復興に資する。
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 特例措置が避難指示解除準備区域に適用されない場合、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還への支援が不十分となり、被災地域の雇用回復が遅れるおそれ。 《税収減を是認するような効果の有無》 避難指示解除準備区域内の事業所の事業再開を促進することで当該区域の雇用の回復が図られる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成24年7月末現在、約20の事業所が避難指示解除準備区域内で事業を再開していることを確認。 特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。  
 ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新規事業者数及び雇用の回復数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開の促進及び当該事業者への支援に主眼を置いた制度であり、平成24年7月末時点で避難解除区域にて事業再開している事業者は約700事業者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）  
 達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 ④と同じ
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収すると見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、税収減是認の効果の将来見込みは困難であるが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減は一定程度発生するものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があると考えられる。
- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の支援策で、避難解除区域等への新規事業者の立地を促す支援措置として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、同補助金は新規立地の際の初期投資に対する支援であるのに対し、本特例措置は立地が完了して事業を開始した後における支援であるため、役割分担がなされている。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用 (国税36・地方税31(自動運動)) (個人住民税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・現行の避難解除区域等(※)に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>(※)税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・よって、避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の対象に新規事業者を追加する。</p>
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据えて生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれた制度になっているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。</p> <p>したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福島復興再生特別措置法</li> <li>●福島復興再生基本方針</li> </ul> <p>3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢</p> <p>(2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施</p>

		(略)	国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新規事業者数及び雇用の回復数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することで、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件である、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。</p> <p>特例措置が新規事業者に適用されない場合、雇用の回復が遅れるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還が促進される。</p>



9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた1万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	府省名	経済産業省
税目	自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
    - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況は説明されているが、前回要望時の目標が達成されている場合は引き続き実施する理由、達成されていない場合はその原因分析が記載されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（自動車税グリーン化の軽減対象者新規登録台数、新車販売台数に占める次世代自動車の割合及び国内自動車販売台数の推移）は、補助金等の政策手段の効果や経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
    - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「大きな効果を発揮している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
    - [将来の見込み]
    - ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性について説明されているものの、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を

行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50%と記載しており、前回要望時からは変更していない。  
 達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成21年度11%、22年度12%、23年度16%となっており、前回要望時実績（21年度）から目標の達成に近づいている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
 目標達成時期は、閣議決定に定められた達成時期を用いている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用台数（国土交通省データ）は百万台超と多数にのぼっており、想定外に希少という状況ではない。また、本租特は軽減対象となる自動車を取得した者はすべからく適用を受けることが出来る制度であり、特定業種、特定地域の住民といった偏ったものが恩恵を受ける制度ではない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）及び  
 「クリーンディーゼル自動車販売見込み台数：27,490台」については企業からのヒアリングによるもの。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 ⑥のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連) (地方税法附則第12条の3、地方税法施行規則附則第5条・第5条の2) (地方税1)(自動車税:外)
2	要望の内容	○車体課税の抜本的見直しとして自動車重量税(国税)の廃止、自動車取得税(地方税)の廃止を要望しているが、自動車取得税、自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税廃止後においても環境対応車の普及促進のためグリーン化を拡充する。  ○次世代自動車として普及を促進しているクリーンディーゼル自動車を自動車税のグリーン化特例の対象車に追加する。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(自動車税のグリーン化の経緯) ○平成13年度創設  ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽課対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮  ○平成16年度 ・平成17年排出ガス基準値に見直し  ○平成18年度 ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更  ○平成20年度 ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更  ○平成22年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外  ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減率を25%及び50%と段階的に設定
6	適用又は延長期間	平成24年度～平成25年度
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ① 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、自動車取得税及び自動車重量税について、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負

		担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。また、社会保障と税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日)に基づき、第7条第1号力の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までに結論を得る。  ② 自動車取得税、自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、グリーン化の観点から次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。  ③ 特にクリーンディーゼル自動車をはじめとした次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。普及拡大により更なる競争力強化を図る。乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。 《政策目的の根拠》  ○所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律13号)附則第104条第3項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。  ○社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。  ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(議員修正後) (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。  ○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日) 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ(※法案修正後はカ)の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までに結論を得る。  ○京都議定書目標達成計画(平成20年3月) 燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。  ○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。
--	--	---

	<p>○新成長戦略（平成22年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車（エコカー等）の普及促進</li> <li>・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与</li> <li>・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</li> </ul> <p>○日本再生戦略（平成24年7月）</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 社会保障・税一体改革大綱等に基づき、自動車取得税、自動車重量税については、消費税率8%への引上げ時までに簡素化、負担の軽減、グリーン化を実現。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2020年までに実現すべき成果目標として新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>&lt;新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)&gt;</p> <p>平成21年度 11% 平成22年度 12% 平成23年度 16%</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)&gt;</p> <p>平成19年度 532万台 平成20年度 470万台 平成21年度 488万台 平成22年度 460万台 平成23年度 475万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p>

		<p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
	② 減収額	<p>○過去5年間の軽減額試算      ○過去5年間の重課額試算</p> <p>平成18年度 ▲172億円      平成19年度 193億円 (18年度登録) 平成19年度 ▲224億円      平成20年度 203億円 (19年度登録) 平成20年度 ▲192億円      平成21年度 205億円 (20年度登録) 平成21年度 ▲224億円      平成22年度 211億円 (21年度登録) 平成22年度 ▲249億円      平成23年度 241億円 (22年度登録) (国土交通省試算)              (国土交通省試算)</p> <p>○クリーンディーゼル自動車の対象追加による減収見込額</p> <p>平成25年度 ▲6.2億円 (経済産業省試算)</p> <p>※積算根拠</p> <p>①平成25年度のクリーンディーゼル自動車販売見込み台数 : 27490台</p> <p>②クリーンディーゼル自動車1台あたりの自動車税の課税額 45000円/年 (販売台数の最も多いCX-5を想定)</p> <p>③自動車税のグリーン化特例による減税率 50%(次世代自動車)</p>

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成26年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21年度～平成27年度)</p> <p>○日本再生戦略等において、2020年までに実現すべき成果目標として新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%という目標を掲げているが、これは必要案政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成23年度では、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台</p>

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成23年度 200万台</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
		<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)</p> <p>ー平成24年度予算額:292億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両との価格差の1/2以内を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車取得税、重量税等の廃止、抜本的見直しを通じて自動車産業ひいては日本経済の活性化を図りつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである</p>



	④ 地方公共団体が協力する相当性	<p>① 道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税（又は軽自動車税）の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>② 自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超（全就業人口の約1割）の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③ 上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④ また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 （26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化）</p> <p>平成20年度事後評価書 （15. ものづくり産業振興）</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない			<input type="checkbox"/> 説明あり
			<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「課税の公平性を確保することができた」と説明しているが、測定指標が設定されておらず、また、本租税特別措置等との程度新規参入比率の向上に寄与したかが明らかでないため（③参照）、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
平成23年度においては、全大口供給量のうち一般ガス事業者以外の者による大口供給量の占める割合が、17%に達している。同割合は、公平な競争環境が整備された結果、事業者間の競争が活性化されたことを示す指標と考える。今後とも、公平な競争環境を整備し、ガス市場の活性化を図るためには、引き続き措置の継続が必要であり、さらに同割合が伸びることが期待されるが、本指標の変化は事業者間の競争が活性化していることを示すものの、どの水準になれば目的を達成するという性質のものではない。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）  
本措置の目的は、課税の公平性を確保することによりガス自由化市場の公平な競争環境を整備すること。効率的かつ安定的なガス供給を実現するための本特例措置の必要性については、ガス市場の完全な自由化等の抜本的な制度改革が行われるまでの間は、今後も変わることがないが、現時点でその時期を明記することは不可能。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数については、分析対象期間のうち、本特例措置の適用が開始された平成20年以降における適用事業者数である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
ガスの大口市場への新規参入については、多額の設備投資や、供給のためガスの安定的な調達が必要とされるため、相応の経営体力のある主体が参入することが想定されており、4社という適用数が、想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っているというものではない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数については、分析対象期間のうち、本特例措置の適用が開始された平成20年以降における適用事業者数である。また将来における適用数の見込みについては、「3」となる。（別紙参照）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収額の実績は以下の通り。  
平成20：41百万円、平成21：37百万円、平成22：40百万円
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
将来における適用数は、3社の見込みであり、減収が過小となっている可能性はない（別紙も参照）。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置の目的は、特定の事業者に対する優遇措置ではなく、託送料相当額に対する二重課税を排除し、既存事業者と新規参入者のイコールフットイングを確保することにより、公平な競争環境を整備することである。ガス市場の完全な自由化等の抜本的な制度改革が予定されていない現状においては、他の政策手段はないと考えられる。

### 減収見込額の積算内訳

(ガス供給業に係る大口需要向け託送料金を控除する収入割の特例措置)

年度	事業者数	託送供給量 (百万MJ)	支払託送料 (百万円) a	減収見込額 (百万円) a × 1.267%	変動要因等
H24	3	46,611	3,220	40.8	
H25	3	44,458	3,474	44.0	新規契約等に伴う託送供給量の増加により、支払託送料は増加する見込み。なお一部の事業者で、既存需要家の負荷率の悪化を予想していることから、託送供給量全体としては減少の見込み。
H26	3	52,373	4,119	52.2	一部の事業者で、新規契約等に伴う託送供給量の大幅な増加を見込んでいる。

出典：新規参入者へのアンケート調査

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設(2年間の特例措置) 平成22年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による大口需要家向け市場への参入の促進を図る。  《政策目的の根拠》 エネルギー・環境に関する選択肢(平成24年6月29日、エネルギー・環境会議決定)において、「国民一人一人が需要家として、あるいはエネルギーの生産者として、主体的にエネルギーを選択することが必要となる。多様な主体が参画できる、需要家主体、分散型の新しいエネルギーシステムに転換していく。この重点としてエネルギー・電力システム改革を実行する。」とされている。 (参考) 平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、ガス供給網の拡大強化を図るため、「ガスの託送供給制度の改善等によるガス導管網等の第三者利用の促進、パイプラインの相互連結の促進等を図る。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特例措置により、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することを達成している。
8	有効性等	① 適用数等 4

	② 減収額	42百万円(平成23年度)																																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~23年度)</p> <p>一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給 <span style="float:right">単位:百万立米/46MJ</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総販売量(A)</td> <td>34,802</td> <td>33,969</td> <td>33,614</td> <td>35,732</td> <td>36,753</td> </tr> <tr> <td>一般ガス事業者による大口供給</td> <td>19,028</td> <td>18,500</td> <td>18,074</td> <td>19,058</td> <td>19,844</td> </tr> <tr> <td>新規参入者による大口供給(B)</td> <td>2,137</td> <td>2,569</td> <td>2,822</td> <td>3,641</td> <td>4,073</td> </tr> <tr> <td>全大口供給量(C)</td> <td>21,165</td> <td>21,068</td> <td>20,895</td> <td>22,699</td> <td>23,918</td> </tr> <tr> <td>総販売量に占める大口供給量の割合 C/A</td> <td>60.8%</td> <td>62.0%</td> <td>62.2%</td> <td>63.5%</td> <td>65.1%</td> </tr> <tr> <td>全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C</td> <td>10.1%</td> <td>12.2%</td> <td>13.5%</td> <td>16.0%</td> <td>17.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成20~23年度) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられたことにより、新規参入比率が高まるとともに、課税の公平性を確保することができた。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 ガスの自由化市場の公平な競争環境が損なわれ、ガス需要家の利益が阻害される。また、課税の公平性が失われる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができる。</p>		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	総販売量(A)	34,802	33,969	33,614	35,732	36,753	一般ガス事業者による大口供給	19,028	18,500	18,074	19,058	19,844	新規参入者による大口供給(B)	2,137	2,569	2,822	3,641	4,073	全大口供給量(C)	21,165	21,068	20,895	22,699	23,918	総販売量に占める大口供給量の割合 C/A	60.8%	62.0%	62.2%	63.5%	65.1%	全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C	10.1%	12.2%	13.5%	16.0%	17.0%
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																							
総販売量(A)	34,802	33,969	33,614	35,732	36,753																																							
一般ガス事業者による大口供給	19,028	18,500	18,074	19,058	19,844																																							
新規参入者による大口供給(B)	2,137	2,569	2,822	3,641	4,073																																							
全大口供給量(C)	21,165	21,068	20,895	22,699	23,918																																							
総販売量に占める大口供給量の割合 C/A	60.8%	62.0%	62.2%	63.5%	65.1%																																							
全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C	10.1%	12.2%	13.5%	16.0%	17.0%																																							
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業税の課税標準の算定にあたり、「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは、課税の公平性の観点から、施策の適正な執行を図るものであり妥当なものと考ええる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>ガスの大口需要家向け市場において、公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につながる。</p>																																										
10	有識者の見解	—																																										
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																																										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - ① 政策目的（電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすること）の根拠を「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）としているが、政策目的そのものの根拠ではないため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることを明らかにし、説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
  - ③ 本租税特別措置等の達成目標（課税の公平性を実現）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

  - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、定性的に「電気料金が低減することとなる」と説明しているだけであり、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

  - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、一般電気事業者からの聴取により減収額の見込みを算出しているが、適用対象者である卸電気事業者や特定規模電気事業者が含まれておらず、減収規模の見込みが過小となっているおそれがあることから、減収額の見込みに疑問がある。
  - ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



&lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
租税負担率を引き下げることが必要であり、他の政策手段はない。

## 外形標準課税方式による法人事業税(23年度実績)

(億円)

	10社計
A. 所得割による課税標準額	▲ 7,929
B. 付加価値割による課税標準額	13,942
C. 資本割による課税標準額	17,368

現行収入金課税方式による課税標準額		131,262
H23 (実績)	収入割による税額 (a)	1,663
現行収入金課税 に一部外形標準 課税を組入れ	収入割による税額	1,280
	うち、法人事業税による税額	516
	うち、地方法人特別税による税額	764
	付加価値割による税額 (=B*0.48%)	67
	資本割による税額 (=C*0.2%)	35
	計 (b)	1,381
減収見込額 (b-a)		△ 282

【参考】「その他の事業」と同様の外形標準課税とする

外形標準課税 方式による 事業税額	所得割による税額 (=A*7.2%)	31
	付加価値割による税額 (=B*0.48%)	67
	資本割による税額 (=C*0.2%)	35
	計 (c)	133
減収見込額 (c-a)		△ 1,530

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること(外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金額課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつあり、更に電力システム改革に関する議論も行われている状況。 こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金額課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。  以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月9日閣議決定)中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策名:3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外形標準を基礎とする課税方法に変更することにより、これまでの重い税負担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。
8	有効性等	① 適用数等	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(4社)及び特定規模電気事業者(64社)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		② 減収額	平成25年度ベース減収額(見込): 282億円程度(一般電気事業者10社計) ※一般電気事業者より聴取。
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月~) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者、卸電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、これらはすべて需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。  《租税特別措置等による達成目標の実現状況》  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金額課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解	—	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
    - ① 政策目的（ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業者の健全な発達に向けた公平な競争条件の確保）の根拠を「平成24年度税制改正大綱」としているが、政策目的そのものの根拠ではないため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることを明らかにし、説明する必要がある。
  - 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の達成目標（課税の公平性を実現）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
    - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

  - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の目的を説明することどまるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者調査値）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合<sup>\*1</sup>の納税見込額を控除して、②資本金1億円以下のガス事業者については、他産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を控除して算出している。現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、将来の減収額も同規模になる。

平成23年度想定減収額

	全ガス事業者 (公営事業者除く)	資本金1億円超 のガス事業者	資本金1億円以下 のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	397億円	386億円	11億円
要望内容での納税見込額 (ガス事業者調査値 <sup>*2</sup> )	334億円	[収入割3/4+外形] 329億円	[全て所得課税] 5億円
想定減収額	63億円	57億円	6億円

※1 現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他産業は所得割）とし、残りを他産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。なお、地方法人特別税は、収入割額もしくは所得割額の148%として算出している。

※2 上記①②の考えに基づき、ガス事業者調査値（財務データ等）を使って算出したもの。

1. 地方法人特別税を含めた減収見込額積算内訳（23年度実績をもとに試算、括弧内は事業税のみでの金額）

収入金課税の場合の納税額	39,717 (22,513)	百万円
要望内容での納税額		
【資本金1億円超】		
収入割3/4+付加価値割及び資本割	32,935 (14,720)	百万円
【資本金1億円以下】		
所得割	546 (302)	百万円
差 引	6,236 (7,491)	百万円

2. 法人事業税における収入金額課税の沿革

年度	収入金額課税事業	税率
S24	電気供給業、ガス供給業、運送業	1.0%
S25	〃	1.6% 〔電気供給業・ガス供給業については昭和25年1月から同年8月までの間は2.4%〕
S29	・生命保険業が新たに加えられた。 ・運送業のうち地方鉄道事業および軌道事業以外は所得課税となる。 〔ただし、地方鉄道事業でも地方鉄道整備法の規定による補助金を受けたものは所得課税〕	1.5%
S30	損害保険業が新たに加えられた。	〃
S32	地方鉄道事業および軌道事業が所得課税となる。 したがって収入金額課税事業は以下の4事業。 電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	〃
H11	〃	1.3%
H16	※一般産業に外形標準課税が導入された。	〃
H18	保険業法改正により創設された少額短期保険業と生命保険業、損害保険業を合わせて「保険業」と定義。 収入金額課税事業は以下の3事業。 電気供給業 ガス供給業 保険業	〃
H20	※法人事業税の税率が引き下げられ、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」が創設された。	0.7%

3. 資本金別事業者数

資本金額	3千万円以下	3千万円超 5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超	計
事業者数	16	29	55	62	18	180

(平成23年4月現在)

(中小企業割合)

$$100 \div 180 = 56\%$$

4. 全国都市ガス欠損事業者数（私営のみ）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
欠損社数 (社)	26	24	29	34	26	27	33	46	45	48	62	57	21	31
欠損金額 (百万円)	1,240	1,517	1,859	1,418	3,067	2,387	1,585	3,035	9,334	2,897	7,553	8,225	1,255	1,874

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として現行の収入金課税方式に付加価値額・資本金等の額による外形標準課税を組み入れる。ただし、中小ガス事業者は「その他の事業」と同一の扱いとする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。</p> <p>ガス供給業には、「料金認可により価格転嫁が容易であること」、「料金認可制では所得が低く抑えられるため、その他の事業と同一の扱いでは事業規模に見合った課税とならないこと」から収入金課税とされてきた。</p> <p>しかし、ガス供給業については料金規制の適用がない大口需要に対する自由化範囲が16年4月から50万m<sup>3</sup>以上に、19年4月からはさらに10万m<sup>3</sup>以上(23年度総ガス販売量の65.1%が自由化範囲)へと拡大され、さらに、近時は、LPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅との競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。</p> <p>こうした自由化の進展やエネルギー間の競争激化に伴い、料金低廉化の要請が高まる中、事業税の収入金課税のような負担の重い税制は、課税の公平性の観点からは是正されるべきである。</p> <p>《政策目的の根拠》 3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。</p> <p>平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において、「現在、収入金課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。」と明記されたところ。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③：達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガス供給業は、法人事業税として収入金(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する。</p> <p>&lt;測定指標(租税負担率の業種間比較)&gt; (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>4.5 (3.2)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>1.2 (1.5)</td> <td>2.7 (0.6)</td> <td>1.4 (0.4)</td> <td>5.0 (5.3)</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6.1 (3.5)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>2.8 (0.5)</td> <td>2.1 (2.2)</td> <td>1.3 (1.0)</td> <td>1.1 (0.5)</td> <td>7.5 (5.8)</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6.0 (3.3)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.0 (0.5)</td> <td>0.7 (0.2)</td> <td>1.5 (0.8)</td> <td>1.1 (0.4)</td> <td>9.2 (5.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段は事業税外形部分、固定資産税等 出典:法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)	H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)	H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																														
H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)																														
H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)																														
H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)																														
8	有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社のうち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下)であり、欠損が発生している事業者は約1/6となっている。</p> <p>本措置を実現し、地方税法上で規定することとなった場合、現行の地方税法の扱いと同様に、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p> <p>②：減収額</p> <p>(金額:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>180</td> <td>179</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>想定減収額</td> <td>6,649</td> <td>6,876</td> <td>4,189</td> <td>5,051</td> <td>6,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. H19は収入割税率1.3%にて試算。H20以降は地方法人特別税を含めた額。 注2. 出典:都市ガス事業者調査</p> <p>③：効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:) —</p>		H19	H20	H21	H22	H23	適用社数	180	179	181	180	180	想定減収額	6,649	6,876	4,189	5,051	6,236																		
	H19	H20	H21	H22	H23																																	
適用社数	180	179	181	180	180																																	
想定減収額	6,649	6,876	4,189	5,051	6,236																																	



			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)</p> <p>本措置(収入金額をベースにした新しい外形標準課税)により、その他の産業との租税負担率の格差が是正され、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式を他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p> <p>補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が19年4月から10万m<sup>3</sup>以上(全販売量の約6割)まで拡大するなど、着実に進展する中、その他の事業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、需要家(約2,799万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年11月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合、天然ガスコージェネレーションの設備容量）は、天然ガスコージェネレーション以外のエネルギーによる発電電力量の動向や、再生可能エネルギーに対する既存の需要等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数の将来（平成25年度～27年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合＝約15%（約1,500億kWh）、設備容量＝約1,650万kW）の実現状況について、点検結果表の別紙のとおり説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。」と説明されているが、新設の補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

本想定を達成するためには、コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善が必要。しかしながら、これらの改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが重要である。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置の対象設備の導入見込みは、以下のとおり。

- 平成25年：約9万kW
- 平成26年：約11万kW
- 平成27年：約15万kW

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

なお、本特例措置の対象設備は、2013年からの3年間で約35万kWの導入が見込まれる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収（コージェネレーションの耐用年数は15年）が見込めることから、特例措置として有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	
2	要望の内容	コージェネレーションおよびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。	
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る（エネルギー源の多様化）。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する（エネルギーの高度利用）。 《政策目的の根拠》 エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された（平成23年12月21日エネルギー環境会議「基本方針」）。 これを受け、政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成24年6月29日）の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となることが示されている。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%（約1,500億kWh）まで増加させる。（出典：エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」）

			<p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW(2030年)と想定されている。(出典：総合資源エネルギー調査会平成24年4月26日第20回基本問題委員会)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のキャッシュフローが改善され、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれるため、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 300件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 382件(見込)</p> <p>平成27年度 493件(見込)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 1.7億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 3.6億円(見込)</p> <p>平成27年度 5.9億円(見込)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成18年度 400万kW</p> <p>平成19年度 431万kW</p> <p>平成20年度 448万kW</p> <p>平成21年度 448万kW</p> <p>平成22年度 452万kW</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO<sub>2</sub>に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO<sub>2</sub>、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている(総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会(平成24年5月14日)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」)。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較(投資回収年数)が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は、短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが必要。補助金は、省エネ率が</p>

		分担	<p>高く省エネ量の多い厳選されたトップランナー設備を対象としているため、その省エネ量は限定的とならざるを得ない。本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収(コージェネレーションの耐用年数は15年)が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※東京都では「東京産電力300万kW創出プロジェクト」(平成23年12月22日発表)の中で、コージェネレーションシステムの導入を、都内の発電能力を拡大する重要な政策の一つとして位置づけている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネレーションの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料) ②省CO<sub>2</sub></p> <p>③発電コストの最適化 ④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

**減収見込額の積算内訳**  
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(単位:百万円)	投資額	19,471	24,772	31,979	41,281	53,290	
平成25年取得分	課税標準		18,089	15,520	13,316		
	減税額		169	145	124		
" 26年 "	課税標準			23,013	19,745	16,941	
	減税額			215	184	158	
" 27年 "	課税標準				29,708	25,490	21,870
	減税額				277	238	204
" 28年 "	課税標準					38,350	32,904
	減税額					358	307
" 29年 "	課税標準						49,506
	減税額						462
減税額合計			169	360	586	754	973
			5年間平均 568				

特例措置の内容:課税標準を最初の3年間1/3とする。

## 【試算の基礎】

## 1. 各年度の投資額

(1)平成25年・26年は、グリーン投資減税投資額調査<sup>※1</sup>による導入見込額に、本措置による増加を加味した額。

※1:業界団体へのヒアリング調査

(2)平成27年以降は、平成24年見込額から25年見込額の伸び率<sup>※2</sup>約29%を、前年の額に乗じて試算。

※2:本来は、直近の実績伸び率を用いるべきであるが、平成23年実績額は、震災の影響により大幅に減少しており、また、震災後、コージェネレーション導入の必要性が高まっていることを考慮して、平成24年から25年の見込額の伸び率を用いた。

## 2. 課税標準額、減税額

(1)取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))

(2)取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)

(3)減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 1/3) (最初の3年間)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分  
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、また「本特例措置の実現による事務負担軽減効果は約 330 億円であり、・・・我が国経済全体として約 680 億円の経済波及効果が生じると試算される」の試算方法が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「中小企業実態基本調査により推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにしつつ説明する必要がある。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、達成目標の目標値及び達成時期が示されているにとどまり、本租税特別措置等による効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業者の事務負担軽減等のための措置としては、法人税等における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」があるが、今回要望する本特例措置とは税目が異なるため、適切かつ明確な役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置 (地方税17)(固定資産税:外)
2	要望の内容	・新規要望 取得価額30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する措置を設ける。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年度より3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 厳しい経営環境にあり、事務処理能力に制約のある中小企業者等における事務効率の向上に資する設備投資を促進し、今般の消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促す。 《政策目的の根拠》 転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況(中間整理)(消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部)(平成24年5月31日) 「民主党が取りまとめた『転嫁対策・価格表示のあり方について』において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。」  転嫁対策・価格表示のあり方について (民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT)(平成24年5月14日) 「事務処理にかかる負担の軽減に向けた設備やシステムの導入支援(中略)など、(中略)現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業(中略)の実情を十分に踏まえた上で、適切な(中略)税制措置等を検討すべき。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の中でも特に規模の小さな中小企業者等においては、消費税率の二段階の引上げへの対応として事務効率の向上が不可欠であることから、個人事業主に関しては、平成25年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を、法人に関しては、平成25年に実施する「中小企業税制アンケート」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「中小企業税制アンケート」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成23年に中小企業庁が実施した消費税実態調査によると、売上・仕入や経費等の計算方法として、現在手計算で経理処理をしている中小企業者等が約44%にのぼっている。売上規模では、売上高5千万円以下の中小企業者等で約46%、売上高1千万円以下では約64%の中小企業者等が依然として手計算で経理処理している状況にある。</p> <p>また、これらの中小企業者等の大半は経理事務に1人ないしは2人で対応している状況であり、経理事務負担が重くなっている。</p> <p>今般の消費税率の二段階の引上げにより、これらの中小企業者等の事務負担は増加することとなるため、パソコン等の導入など事務効率の向上に資する設備投資を促進することは、消費税率の引上げへの円滑な対応に寄与するものである。</p> <p>さらに、本特例措置を実現し、少額償却資産の管理や納税事務負担を軽減することで、すでにパソコン等を導入している中小企業者等についても、消費税率の引上げによる業績への影響を最低限にとどめることに寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(各年度における固定資産税課税免除の適用者数) (将来推計) [適用者数]</p> <p>平成25年度 363,424者 平成26年度 367,646者 平成27年度 369,478者 (出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)により推計。</p> <p>本特例措置は、すべての業種で適用可能とするものである。 また、本特例措置の将来の推計適用数は平成25年度で36万社を超えることが見込まれており、僅少とはいえない。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>(将来推計)</p> <p>平成25年度 16億円 平成26年度 17億円 平成27年度 17億円 (出典:中小企業庁試算)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>今般の消費税率の二段階の引上げへの中小企業者等の円滑な対応を促すためには、事務効率の向上に資する設備投資を促進して中小企業者等の事務処理能力の向上を図ることが必要である。</p> <p>一般的に、通常の経済活動としては、パソコン等の事務効率の向上に資する設備であっても、その設備投資が、トータルで事務管理コストの低減につながらない場合には投資を控えることとなる。現行の固定資産税については、少額償却資産であっても、合計額が150万円以上となれば課税対象となり、償却資産の管理や納税事務が発生することから、高機能な設備が多数の設備を導入しなければトータルでの事務管理コストの軽減につながらず、経営環境の厳しい中小企業者等では投資を控える傾向にある。実際、平成23年に中小企業庁が実施したアンケート調査でも、約6割の中小企業者等が、償却資産の管理、申告事務が負担となっていると回答しており、一般消費者を含めた全体のパソコン普及率が8割に近い中でも、中小企業者等の約44%(売上高1千万円以下の中小企業者等については約64%)が依然として手計算で経理処理している状況にある。</p> <p>したがって、本特例措置を実現することは、少額償却資産に係る固定資産</p>

		<p>税の管理、納税事務負担をなくすこととなり、パソコン等の設備投資の促進につながるものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>平成25年度の指標については、以下の数値を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>中小企業者等は、現在においても消費税に関する事務として、売上・仕入・経費について、取引毎に課税取引か否かの判断をして記帳する等の消費税特有の記帳・経理及び申告・納税の負担を負っている。</p> <p>本特例措置が新設されず、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応がなされなかった場合には、新・旧税率の帳簿上の管理などの追加的な事務負担の発生に伴い、その業績に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>本特例措置の実現による事務負担軽減効果は約330億円であり、その事務負担軽減効果により、中小企業者等における営業活動等を強化する余力が生じることで、我が国経済全体として約680億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事務処理能力に制約のある中小企業者等全体の課題である消費税率の二段階の引上げに円滑に対応するための措置であることから、補助金等一部の者のみしか対象とならない措置と比べて、より多くの中小企業者等が対象となる税制措置として講じることが妥当である。</p> <p>また、本特例措置の適用となる設備の取得価額も30万円未満として、政策目的に照らし適切な範囲内での設備投資の促進を図るものであり、国民の納得が得られる必要最低限度の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置の他に設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、主として生産性向上のための機械・装置、器具・備品の一部(電子計算機、デジタル複合機、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器)のうち、取得価格が一定額以上(機械・装置:160万円/1台、電子計算機:120万円/1台あるいは複数台、デジタル複合機:120万円/1台、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器:120万円以上/1台あるいは30万円以上の複数台)のものを対象としている一方で、本特例措置は30万円未満の少額償却資産のみを対象としており、対象範囲が異なる。</p> <p>なお、国税については、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が措置されているが、地方税については措置されていない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、中小企業者等に対して、事務効率の向上に資する設備投資を促進し、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促し、地域経済と地域雇用を支える中小企業者の活力を維持することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

【経産28】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税18)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)  「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図る

		ため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 ○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」  ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、...民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。



	<p>本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出した結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="443 427 965 683"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>5.6%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																		
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																		
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%																																		
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																		
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																		
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																		
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%																																		
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																		
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%																																		
② 減収額	<p>地方税における減収額 減収額実績 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>減収額見込み 平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円 平成25年度見込み 22億円 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(減収額実績の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度見込み 3,857億円(137億円)</p>																																				

	<p>平成24年度見込み 3,938億円(126億円) 平成25年度見込み 4,373億円(131億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計</p> <p>(参考)国税のうち、総額型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30% 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 663億円(12億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度 3,735億円(131億円) 平成24年度 3,759億円(120億円) 平成25年度 4,178億円(126億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(参考) 総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額 平成25年度見込み 589億円(11億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p>																																																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <table border="1" data-bbox="1512 973 2060 1353"> <caption>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円  
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額  
(大企業579億円、中小企業11億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果  
大企業:1.49倍  
中小企業:1.41倍
- ・研究開発投資押し上げ額  
大企業:863億円(579億円×1.49倍)  
中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)  
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)  
大企業:3,532億円  
中小企業:64億円

・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円  
↓ 地方税に換算:0.173倍
- ・平成25年度での地方税減収額:1.9億円  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.41倍
- ・研究開発投資押し上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)  
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約11.1億円

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

・我が国においては、  
①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ)  
②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、  
③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。  
すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。

		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されているが、前回達成時の目標が達成されている場合は引き続き実施する理由、達成されていない場合はその原因分析が示されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性について、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（燃料電池インフラ、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備）については、達成目標の一部（天然ガス充電設備）について、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（燃料供給設備の設置状況及び低公害車・次世代自動車の普及状況）は、補助金等の政策手段の効果あるいは経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
      - 「本特例措置による負担の軽減は効果を上げている」と説明されており、その根拠として「対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている」、「NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、22年度において、二酸化炭素:97.8%、浮遊粒子状物質:93.0%と全体的に改善傾向にある」と記載されているが、燃料供給設備の設置数は平成21年度の357件より減少しており、また、前掲要望時の評価書において「NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成20年度においては、二酸化炭素:95.5%、浮遊粒子状物質:99.3%」とされており、浮遊粒子状物質の環境基準達成状況につ



いては平成20年度よりも低い達成状況となっている。こういった達成状況の下でなぜ効果を上げているといえるのか、適切な説明を行う必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、将来における収収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「引き続き燃料供給設備の整備が進捗し、次世代自動車の普及拡大が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

### 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性について説明されているものの、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段と比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段として補助事業があるとしているが、本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されていないため、役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50%と設定しており、前回要望時からは変更していない。

なお、9月14日に公表された「革新的エネルギー・環境戦略」（エネルギー・環境会議：国家戦略室）においても「新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに50%とすることを目指す」と明記されている。

達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%となっており、前回要望時実績（平成21年度）から目標の達成に近づいている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置等の達成目標として、水素充てん設備については2015年までに100箇所整備することを目標としている。

目標達成時期は、閣議決定に定められた達成時期を用いているもの。

NOx・PM法に基づく大気汚染に関する環境基準の達成については、対策地域において、平成32年度までに大気環境基準を確保。平成27年度までに、全ての観測測定局における大気環境基準を達成することを目標としている（閣議決定事項）。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の実績及び見込みについては、業界団体等からのヒアリングによるもの。（詳細は「別紙」参照。）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

天然ガス自動車スタンド321箇所（平成23年現在）のうち、ガス事業者は154箇所、それ以外の企業等は167箇所のスタンドを整備しており、適用に偏りがあるとはいえない。

水素充てん設備については、燃料電池自動車は2015年から市場投入される計画であることから、現在の設備は全て実証用であり、したがって事業者も限定されている。また、地方自治体、財団法人、大学等が設備を導入するケースもあり、本制度が適用されないケースもある。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④のとおり。

低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置  
(減税見込)

	設備額 (百万円)	施設数	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計 (百万円)
			減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	
H17FY	100	42	0.9	17.6	0.8	15.7	0.7	13.7															0
取得分	250	0	0.9	0	0.8	0	0.7	0															0
小計				17.6		15.7		13.7															0
H18FY	100	24			0.9	10.1	0.8	9	0.7	7.8													0
取得分	250	2			0.9	2.1	0.8	1.9	0.7	1.6													0
小計						12.2		10.9		9.4													0
H19FY	100	8					0.9	3.4	0.8	3	0.7	2.6											2.6
取得分	250	1					0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	0.8											0.8
小計								4.5		3.9		3.4											3.4
H20FY	100	19						0.9	8	0.8	7.1	0.7	6.2										13.3
取得分	250	0						0.9	0	0.8	0	0.7	0										0
小計									8		7.1		6.2										13.3
H21FY	100	5								0.9	2.1	0.8	1.9	0.7	1.6								5.6
取得分	250	3								0.9	3.2	0.8	2.8	0.7	2.5								8.5
小計											5.3		4.7		4.1								14.1
H22FY	100	6										0.9	2.5	0.8	2.2	0.7	2						6.7
取得分	250	4										0.9	4.2	0.8	3.7	0.7	3.3						11.2
小計													6.7		5.9		5.3						17.9
H23FY	100	12											0.9	5	0.8	4.5	0.7	3.9					9.5
取得分	250	3											0.9	3.2	0.8	2.8	0.7	2.5					6
小計														8.2		7.3		6.4					15.5
H24FY	100	15												0.9	6.3	0.8	5.6	0.7	4.9				11.2
取得分	250	5												0.9	5.3	0.8	4.7	0.7	4.1				9.4
小計															11.6		10.3						20.6
H25FY	100	15															0.9	6.3	0.8	5.6			5.6
取得分	350	17															0.9	25	0.8	22.2			22.2
小計																		31.3					27.8
H26FY	100	28																	0.9	11.8			11.8
取得分	350	31																	0.9	45.6			45.6
小計																							57.4
合計				17.6		27.9		29.1		21.3		15.8		17.6		18.2		24.2		48			94.2

※ 減収額 = 設備額 × 減価償却 × 特例措置(1/3) × 税率(1.4 / 100) × 施設数

※ 水素重点設備の金額は、H24FYまでは試験用の2.5億円、H25FYからは商用の3.5億円を適用

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置 (地方税19)(固定資産税:外)
2	要望の内容	燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充てん設備、天然ガス充てん設備)に係る固定資産税の課税標準について、取得から3年間に限り2/3の額とする特例措置を2年間延長する。 (対象設備) 水素充てん設備(2,000万円以上) 天然ガス充てん設備(2,000万円以上) ※( )内は対象となる設備の取得価格要件
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度 創設</li> <li>平成11年度 延長</li> <li>平成13年度 延長</li> <li>平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>平成17年度 延長</li> <li>平成19年度 延長</li> <li>平成21年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充</li> <li>平成23年度 電気充電設備を対象から除外</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。 低公害車のうち燃料電池自動車、天然ガス自動車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としており、また、2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標としている。 これらの目標を踏まえ、水素充てん設備などの燃料供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定) 運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、世界最高水準の燃費技術により燃費の一層の改善を図るとともに、燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</p>

		<p>○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定) 我が国の自動車産業の技術力・競争力の強化にもつなげつつ、排出量のうち約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減を行うため、現在、新車販売のうち約50台に1台の割合である次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定) エネルギー消費効率の高い自動車の普及は、消費者の効用をできる限り変えずに行える有効な省エネルギーの手段の一つである。このため、必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。 (中略) 中長期的には、航続距離等の様々な外的要素により、多様な車種の用途・役割に応じた棲み分けが進展する可能性も踏まえ、CNG自動車(天然ガス自動車)、LPG自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラ等の利用環境整備を図る。</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月閣議決定) 【成長戦略実行計画(工程表)】 I 環境・エネルギー大国戦略 ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進及びロードマップの作成 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 【日本再生に向けた改革工程表】 (1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出～グリーン成長戦略～ ・2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%。 ・2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。 ○乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。 ○NOx・PM法に基づく大気汚染に係る環境基準の達成。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○燃料供給設備の設置状況</p> <p>○低公害車・次世代自動車の普及状況</p>																																																																	
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>燃料電池自動車、天然ガス自動車といった次世代自動車については、燃料供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっており、燃料供給設備の整備が進むことにより、次世代自動車の普及を促進することができる。</p> <p>また、燃料供給設備の取得者に対して、税制上の特例措置による維持費用の負担を軽減することにより、燃料供給インフラの整備が進むことが期待できる。</p>																																																																	
			<p>○適用件数(試算)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充てん設備</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充てん設備</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p> <p>&lt;参考&gt;燃料供給設備の設置数の推移(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充てん設備</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充てん設備</td> <td>327</td> <td>344</td> <td>342</td> <td>333</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>337</td> <td>355</td> <td>357</td> <td>347</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低公害車ガイドブック、日本ガス協会 HP 等から作成</p> <p>&lt;参考&gt;低公害車の普及状況(単位:台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>64</td> <td>51</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>34,203</td> <td>37,117</td> <td>38,861</td> <td>40,429</td> <td>41,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)日本ガス協会 HP、JHFC 資料等から作成</p> <p>&lt;参考&gt;新車販売に占める次世代自動車の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11%</td> <td>12%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	水素充てん設備	3	3	4	7	10	天然ガス充てん設備	74	51	32	30	23		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	水素充てん設備	10	11	15	14	16	天然ガス充てん設備	327	344	342	333	321	合計	337	355	357	347	337		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	燃料電池自動車	51	66	64	51	48	天然ガス自動車	34,203	37,117	38,861	40,429	41,463		H21FY	H22FY	H23FY	
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																															
水素充てん設備	3	3	4	7	10																																																															
天然ガス充てん設備	74	51	32	30	23																																																															
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																															
水素充てん設備	10	11	15	14	16																																																															
天然ガス充てん設備	327	344	342	333	321																																																															
合計	337	355	357	347	337																																																															
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																															
燃料電池自動車	51	66	64	51	48																																																															
天然ガス自動車	34,203	37,117	38,861	40,429	41,463																																																															
	H21FY	H22FY	H23FY																																																																	
	11%	12%	16%																																																																	
② 減収額	<p>○減収額見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>29.1 百万円</td> <td>21.3 百万円</td> <td>15.8 百万円</td> <td>17.6 百万円</td> <td>18.2 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>24.2 百万円</td> <td>48.0 百万円</td> <td>94.2 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省試算</p>		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY		29.1 百万円	21.3 百万円	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円		H24FY	H25FY	H26FY		24.2 百万円	48.0 百万円	94.2 百万円																																															
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																															
	29.1 百万円	21.3 百万円	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円																																																															
	H24FY	H25FY	H26FY																																																																	
	24.2 百万円	48.0 百万円	94.2 百万円																																																																	
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>○燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料供給設備については平成23年度の普及が337基となったものの「日本再生戦略」において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としており、また、2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の</p>																																																																			

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標としていることから、その目標達成のためには、引き続き支援が必要。</p> <p>○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%と増加傾向にあるものの、目標の達成には引き続き燃料供給インフラの整備が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>燃料供給設備の整備により次世代自動車の普及は進んでおり、本特例措置による負担の軽減は効果をあげている。</p> <p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている。</p> <p>○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%に増加。</p> <p>○NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成22年度において、二酸化窒素:97.8%、浮遊粒子状物質:93.0%と全体的に改善傾向にある。</p> <p>○本措置を継続することにより、引き続き燃料供給設備の整備が進捗し、次世代自動車の普及が拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及目標(乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%)は、自動車メーカーの販売計画等を基に、政府が必要な政策支援を積極的に講じた場合に達成可能な数値を目標として掲げたものであり、これまで実績を上げてきた本特例措置が延長されず、支援が後退した場合、事業者の自主的な努力だけでこれら目標の達成は困難。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>○燃料供給設備の整備が進捗することにより、次世代自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。</p> <p>○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車、天然ガス自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
			② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	<p>大気汚染問題への対応、地球温暖化対策は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。</p> <p>燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり、全国一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、低公害車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 21 年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成 22 年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>





国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
国交03	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
国交04	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
国交05	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
国交06	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
国交10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
国交11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
国交12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
国交14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長
国交16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設
国交17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
国交18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
国交19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充
国交20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
国交21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
国交22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化
国交23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

番号	制度名
国交24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長
国交25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
国交26	船舶に係る特別償却制度の延長



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「①適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立て、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} = \text{上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

## 【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

## 1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- |           |              |             |   |                 |
|-----------|--------------|-------------|---|-----------------|
| 大企業総額型    | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → | <u>平均 14.0%</u> |
| 大企業上乗せ措置  | 21 年度 7.2%、  | 22 年度 26.2% | → | <u>平均 16.7%</u> |
| 中小企業総額型   | 21 年度 1.5%、  | 22 年度 1.3%  | → | <u>平均 1.4%</u>  |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、  | 22 年度 0.1%  | → | <u>平均 0.5%</u>  |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

## 2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

## 【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・（A）
  - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・（B）
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・（C）
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- |       |             |       |            |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・（E）
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・（F）

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

### 研究開発税制の押し上げ効果の考え方（大企業分及び中小企業分）

#### 税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果（直接的効果）

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額：

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額：23年度控除額（総額型）

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業：1.49(149%)、中小企業：1.41(141%)

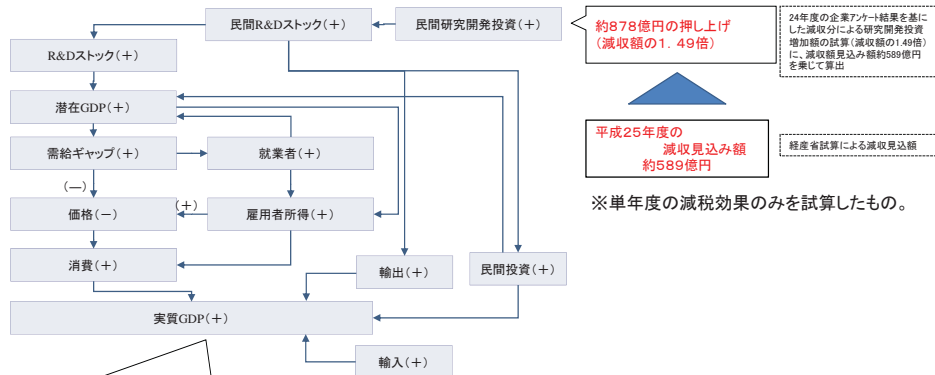
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579	×	1.49倍	863	3,532
中小企業	11	×	1.41倍	15.5	64
合計	589	×	1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税34)(法人税:義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	大臣官房技術調査課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進する に包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</li> </ul>	

	<p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																			
化学	56	7																																			
電気機器	25	3																																			
精密機器	14	2																																			
輸送用機器	12	0																																			
機械	9	0																																			
食料品	8	1																																			
ゴム製品	7	2																																			
情報・通信業	4	1																																			
金属製品	3	1																																			
その他	20	5																																			
	<p>② 減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</li> </ul> <p>〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 460億円(12億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																				



	<p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																																										
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> </tbody> </table>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																																						
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																																																						
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																																																						
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																																																						
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																																																						
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																																																						
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																																																						
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																																																						
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																																																						
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																																																						
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																																																						
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																																						
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																																																						
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																																																						
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																																																						

	<table border="1"> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p>&lt;控除上限型&gt;                  平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果                  ・減収額:589億円程度                  ↓(マクロモデルによる計算)                  ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p>&lt;今回要望:控除上限20%→30%&gt;                  ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円)                  ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果                  大企業:1.49倍                  中小企業:1.41倍                  ・研究開発投資押上げ額                  大企業:863億円(579億円×1.49倍)                  中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)                  ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)                  大企業:3,532億円                  中小企業:64億円</p> <p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円</p>	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																						
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																						
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																						
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																						
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																						
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																						
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																						

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月(平成24年度税制改正要望時)	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	国土交通省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税34)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)  「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図る

		ため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進する に包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。  本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度



したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。  
また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額  
減収額実績  
平成21年度 23億円  
平成22年度 30億円  
【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み  
平成23年度見込み 23億円  
平成24年度見込み 21億円  
平成25年度見込み 22億円  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)  
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額  
減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  
平成21年度 2,565億円(131億円)  
平成22年度 3,726億円(174億円)  
【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)  
平成23年度見込み 3,857億円(137億円)  
平成24年度見込み 3,938億円(126億円)  
平成25年度見込み 4,373億円(131億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額  
減収額実績(うち、税法上の中小企業分)  
平成21年度 2,432億円(125億円)  
平成22年度 3,502億円(165億円)  
【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%  
平成21年度 342億円(9億円)  
平成22年度 663億円(12億円)  
【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)  
平成23年度 3,735億円(131億円)  
平成24年度 3,759億円(120億円)  
平成25年度 4,178億円(126億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)  
総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額  
平成25年度見込み 589億円(11億円)  
【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)  
我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資

の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円  
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《租税減税を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額  
(大企業579億円、中小企業11億円)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果

- 大企業:1.49倍
- 中小企業:1.41倍

・研究開発投資押し上げ額

- 大企業:863億円(579億円×1.49倍)
- 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

- 大企業:3,532億円
- 中小企業:64億円

・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円

↓ 地方税に換算:0.173倍

・平成25年度での地方税減収額:1.9億円

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.41倍

・研究開発投資押し上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円

・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約11.1億円

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

・我が国においては、  
①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ)  
②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、  
③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。  
すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。  
研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。  
予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階

		における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

## 【国交02】

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

### (3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	府省名	国土交通省
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（P F I 事業規模）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2010～20年のP F I 事業規模：少なくとも10兆円以上）の実現状況の将来予測について、定性的に「P F I 事業規模の拡大に資する」と説明しているが、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

大規模修繕が必要となる公共施設等について、予算措置等の政策手段により大規模修繕に備えた措置を実現しようとした場合、PFI事業を実施する民間事業者を利用料金収入等により回収を行うというインセンティブは働きにくいですが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働くと考えられる。これは「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において示された独立採算型PFI事業の拡大に資するものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段としては補助金や規制等が考えられるが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働き、独立採算型PFI事業の拡大に資すると言える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設 (国税36)(法人税:義) (地方税32)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。  PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。一定期間ごとに大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。
3	担当部局	総合政策局官民連携政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>《政策目的の根拠》 上記ご参照</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進する に包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
8	有効性等	① 適用数等 《適用数の実績把握》 本要望は2013年度以降に事業化するPFI事業を対象とするもの。  《適用数の将来予測》 大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。  ② 減収額 －  ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～平成32年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成32年度) 大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～平成32年度) 大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、PFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。
10	有識者の見解		－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（営業用倉庫からのCO<sub>2</sub>排出削減量）は、他の地球温暖化対策等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（営業用倉庫からのCO<sub>2</sub>排出量削減）の実現状況について、「平成23年度末における…営業倉庫の排出削減量は89,095トン」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「効率的で環境負荷低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年（2020）度末までにCO<sub>2</sub>排出量を1990年比25%削減する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本特例の適用数 45 件のうち、事業者数は 35 社であり、特定の倉庫業者に偏っているものではない。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
本租税特別措置により、402 百万円（平成 17 年度から 23 年度までの累計）の税収減に対して、89,095 トンのCO<sub>2</sub>排出削減効果があり、一定程度の効果があったものと考え。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
本租税特別措置により、年間 55 百万円の減収見込みに対して、年間 2.2 万トンのCO<sub>2</sub>排出削減を目標としており、一定程度の効果があるものと考え。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (国税33)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業者のうち9割を占める中小零細事業者においては、多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な状況である。このことから、流通業務総合効率化事業について、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限る)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷揃の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課物流産業室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成 12 年度 延長 (16/100)</p> <p>平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成 18 年度 延長 (10/100)</p> <p>平成 19 年度 延長 (10/100)</p>



		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し																		
6	適用又は延長期間	2年間																		
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総合物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。</p>																		
8	有効性等	<p>① 適用数等 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>176</td> </tr> </table>	年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	件数	6	17	23	28	37	37	28	176
年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計												
件数	6	17	23	28	37	37	28	176												

		<p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>*平成 23 年度は見込み</p> <p>《将来の推計》 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>32</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>283</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計</p> <p>平成 17 年度から平成 23 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 168 件、税制利用棟数は 45 棟あり、約 27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は 31 年、冷蔵倉庫は 21 年、倉庫附属設備は 12 年であり、毎年設備投資が行われるものではない。</p>	年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計	件数	32	37	38	283																		
年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
件数	32	37	38	283																										
②	減収額	<p>《過去の実績》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>402</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>*平成 23 年度は見込み</p> <p>《将来の推計》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>61</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>566</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計</p>	年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	減収額	6	31	51	66	88	92	68	402	年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計	減収額	61	57	46	566
年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計																						
減収額	6	31	51	66	88	92	68	402																						
年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計																										
減収額	61	57	46	566																										
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 23 年度)</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日の物流総合効率化法施行後、平成 24 年 3 月末現在で 168 件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160)件の排出削減量は 89,095 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 31%) 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32 年(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年比 25%削減する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 24 年度)</p> <p>環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成 24 年度末までに CO2 排出量を 20 万トン削減する(営業倉庫については 12 万トン(1990 年比 11%相当)を削減)と目標を定めていた。 平成 23 年度末における総合物流効率化計画の認定件数は 168 件、そのうち営業倉庫(160 件)の排出削減量は 89,095 トンであり、平成 24 年度末までにあと約 3 万トンを削減する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 26 年度)</p> <p>近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020)年度末までに 25%(1990 年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>CO2 削減量ト</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>89,095</td> </tr> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	件数	22	29	35	29	18	12	15	160	CO2 削減量ト	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095	
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計																						
件数	22	29	35	29	18	12	15	160																						
CO2 削減量ト	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095																						



		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置等はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>－</p>
10	有識者の見解	－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、過疎対策事業債の発行、政府系金融機関等からの低利貸付け等、他の政策手段の効果の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ること）の実現状況について、「工場立地件数」及び「雇用増加人員」に係る平成21年度から23年度までの実績から、「過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
 達成目標の目標値、達成時期については、過疎法の期限である平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上することを目的とし、記載していたところである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であることに加え、所期に想定していた適用者数は、平成22年度が62件、23年度が57件であり、22年度の実績66件、23年度の実績47件と比較し、想定外に僅少なものではない。  
 また、適用者の内訳を見ると、平成22年度の実績のあった適用者数66件のうち、適用市町村は45団体、23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村数は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長（国税38）（法人税：義）
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2年間延長する。  延長：2年間 特別償却率：機械及び装置（10/100） 建物及び附属設備（6/100） 取得価額：2,000万円超
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加（直近12年） 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度：適用期限の2年延長 平成19年度：適用期限の2年延長 平成21年度：適用期限の1年延長 平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度：適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。                  また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。                  過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》                  過疎地域自立促進特別措置法第30条                  「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術</p>

	<p>を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進                  施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>
③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8 有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1,836</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5,112</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,022</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24(見込み)</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,657</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H25(見込み)</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,930</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2,203</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。                  ※H24(見込み)についてはH21~23の3年平均で算出。                  H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。                  H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。                  また、適用者数の内訳を見ると、平成23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	H22	63	3	0	5,112	26	0	H23	47	0	0	1,022	0	0	H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—	H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—	H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—
				適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)																																																		
製造業	旅館業		コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																			
H21	42	2	0	1,836	34	0																																																			
H22	63	3	0	5,112	26	0																																																			
H23	47	0	0	1,022	0	0																																																			
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—																																																			
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—																																																			
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—																																																			
②: 減収額	<p>平成21年度 5.6億円                  平成22年度 15.4億円                  平成23年度 3.1億円                  平成24年度(見込み) 6.8億円                  平成25年度(見込み) 7.5億円                  平成26年度(見込み) 5.7億円</p>																																																								
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H23)                  本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。                  これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。                  また、本特例措置の延長により、平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。                  ※H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。                  H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~H23)                  直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。                  所期の目標であった「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」について、平成22年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書に</p>																																																								

		<p>おける指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度5.6億円、平成22年度15.4億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となり、税收減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解	なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

## 減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

### 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額	1,869,658	×	0.300	=	560,897	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			
・平成22年度減収額	5,138,310	×	0.300	=	1,541,493	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			
・平成23年度減収額	1,022,398	×	0.300	=	306,719	(千円)
(特別償却実績額)			(法人税率)			

## 減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

## 【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \times 0.255 = 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \times 0.255 = 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \times 0.255 = 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、過去における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、過去における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「基準値である平成18年度末～平成20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況（振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保）の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、将来における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。

なお、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「アンケート調査等から、平成25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出が期待される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>/<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
 達成目標及び測定指標については、前回の評価を踏まえて改善できるよう検討し、  
 (1) 進出企業等に対して行う設備投資等に関する調査において、所要のデータ収集が毎年可能であること  
 (2) 租特を活用した事業者の企業活動の一面として把握でき、前回の達成目標や測定指標よりも他の外部要因の影響の程度が小さいと考えられる「雇用」に着目したこと  
 (3) 当該企業の進出により、相当の新規雇用者数の確保が見込まれることから、「達成目標」を「振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする」とともに、測定指標は「振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数」としたものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 ・ 厳しい経済情勢や本特例の周知浸透の状況等から、適用数の想定については小さく5件程度と見込んでいたところであるが、実際の実績値はその前後に振れることは当初よりやむを得ないものと思料。  
 近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、また、本特例は平成21年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられることなど、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、適用数の想定5件をある程度下回っていることをもって想定外に僅少といえるものではないと考えている。  
 ・ 適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであること、また、過去の実績においても、特定の者に偏って適用されているものではないこと等から、想定外に特定の者に偏っているものではないと考えている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 ③及び①のとおり。
- ⑪ 税込減認の効果の実績確認（評価書中8③「効果・達成目標の実現状況」《税込減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 「投資額の25%」については、本特例適用者へのアンケート調査を基に算出している。  
 アンケートにおいて、本特例適用者に対し、山村税制の存在が設備投資等の決定に影響したかどうかについて聞いたところ、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と回答していることから、設備投資額についても、その回答者の割合（25%）を適用し、設備投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区) (国税37)(法人税:義)
2	要望の内容	山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)に基づき指定された振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備6/100)について、対象業種に農林水産物等販売業を追加した上で、適用期間を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設 平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。                  しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。                  このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。                  なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)                  3. 農村の振興に関する施策                  (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全                  ①農村コミュニティの維持・再生                  「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号                  「(前略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(中略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条                  「国は、前条の目的を達成するため、(中略)資金の融通の適正円滑化その</p>

	<p>他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p> <p>～農林水産分野の成長産業化～ 「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農工商連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を掘り出し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 (1)更なる成長力強化のための取組 ②食と農林漁業の再生 「(前略)「食」に関する将来ビジョン」に基づき、(中略)観光等の様々な領域で「食」を活用していく取組を加速化する」</p> <p>[農林漁業再生戦略] 「(前略)6次産業化・成長産業化の推進や(中略)観光等の様々な領域での「食」の活用、(中略)木材利用の推進(中略)等のための施策を展開し、我が国の食と農林漁業を再生する」</p> <p>(別表)日本再生に向けた改革工程表 (2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～国土・地域活力戦略～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 22 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>
③ 達成目標及び測定	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促さ</p>

	<p>指標</p> <p>れ、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化等に資することから、振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標：振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数。 目標値：本特例の適用期間中(平成25～26年度)の各年度新規雇用者数80人  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{①平成21～23年度の設備投資1件当たりの新規雇用実績：約1.8人} \\ \text{②平成25、26年度の適用見込み：各年度43件} \\ \text{①} \times \text{②} \div 80 \text{人} \end{array} \right)</math></p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>														
8 有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>26</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用数については、前回要望時(平成22年度)には、22年度：6件、23年度：5件の適用を想定し、それぞれ実績値は22年度：3件、23年度：1件となっているが、 (1)近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、 (2)本特例は平成21年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられること など、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、上記の適用数の実績値は僅少ではない。</p> <p>また、適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>本特例の適用数の今後の見通しについては、先に行った関係事業者に対するアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち6割の事業者が本特例の活用を検討していること、また、6次産業化の進展、本特例の周知浸透等により、相当の増加が期待されるものである。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	適用数	6	3	1	26	43	43
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)									
適用数	6	3	1	26	43	43									
	<p>②：減収額</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>53</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	17	4	1	53	57	57
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)									
減収額	17	4	1	53	57	57									



③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成23年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成23年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: center;">(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: center;">(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。一例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、工場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	区分	21年度	22年度	23年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45
	区分	21年度	22年度	23年度													
減少率	△0.19	△0.19	△0.31														
区分	21年度	22年度	23年度														
減少率	△0.38	△0.38	△0.45														
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>前所要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である平成18年度末～平成20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である振興山村における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p> <p>また、今後実現される効果については、先のアンケート調査等から、平成25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出が期待されることである。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、</p>																	

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年3月)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失と、更なる人口減少や集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例には租税減を是認できる効果がある。</p> <p style="text-align: center;">設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>53</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>822</td> <td>162</td> <td>58</td> <td>4,056</td> <td>4,392</td> <td>4,392</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>544</td> <td>108</td> <td>37</td> <td>2,673</td> <td>2,893</td> <td>2,893</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果については、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」から得られた投資額を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。</p> <p>※ 先のアンケート調査において、本特例を適用した事業者のうち、25%の事業者が「本特例が設備投資の決定に影響した」と回答しているため、本特例適用者の25%において、本特例が設備投資のインセンティブになっているとして、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※ 消費転換係数は0.73で算出。</p> <p>※ 経済波及効果は2次効果まで算定。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	17	4	1	53	57	57	投資額	822	162	58	4,056	4,392	4,392	経済波及効果	544	108	37	2,673	2,893	2,893
			21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																						
減収額	17	4	1	53	57	57																								
投資額	822	162	58	4,056	4,392	4,392																								
経済波及効果	544	108	37	2,673	2,893	2,893																								
<p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、振興山村における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かな必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>(1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、</p> <p>(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p>																														

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

1. 減税見込額積算

(1)平成24年度(製造業及び旅館業の事業者)

○ 対象資産を取得した事業者のうち、30%が本特例を適用すると仮定し(※1)、減収見込額を算出。

機械等	=	9,409百万円	×	0.3	×	0.10	×	0.15	≒	42百万円
建物等	=	4,110百万円	×	0.3	×	0.06	×	0.15	≒	11百万円
合計										53百万円

(2)平成25、26年度(製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者)

○ 製造業及び旅館業については上記(1)と同額(53百万円)。・・・①

○ 振興山村内に所在する農林水産物等販売業の事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定及び本特例の適用見込みを把握。  
対象資産を取得した事業者のうち、35%が本特例を適用すると仮定し(※4)、減収見込額を算出。

機械等	=	20百万円	×	22	×	0.35	×	0.10	×	0.15	≒	2百万円
建物等	=	20百万円	×	26	×	0.35	×	0.06	×	0.15	≒	2百万円
合計												4百万円

○ ①+② 53百万円+4百万円=57百万円

※1 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、60%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の30%)が本特例を適用すると仮定した。

※2 振興山村において、平成21～23年度に本特例の対象となる資産を取得した実績を基に、平成24年度以降も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額の見込みを算出(実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握)。

	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平均)		
建物等	=	( 7,748	+ 10,198	+ 10,281 )	÷ 3	≒ 9,409
機械等	=	( 3,802	+ 4,940	+ 3,589 )	÷ 3	≒ 4,110

※3 アンケートにおいて、農林水産物等販売業の事業者の平成25年度における設備投資予定について、全回答者の1.7%が機械、2.0%が建物を取得する予定と回答していることから、振興山村に所在する農林水産物等販売業の事業者(1,288事業者)のうち、1.7%(22事業者)が機械、2.0%(26事業者)が建物を取得すると仮定。

※4 アンケートにおいて、「平成25年度に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した農林水産物等販売業の事業者のうち、70%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の35%)が本特例を適用すると仮定した。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
対象者数(社(者))	82	76	103	87	135	135
適用件数(件)	6	3	1	26	43	43
減税見込額(百万円)	17	4	1	53	57	57

注)1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。  
(21～23年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。  
実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。  
(24年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値(21～23年度実績の平均値)。  
【計算式】(82 + 76 + 103) ÷ 3 = 87(社(者))  
(25、26年度)  
振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者数の推計値。  
製造業及び旅館業については、24年度と同数(87社(者))。  
農林水産物等販売業については、該当事業者(1,288事業者)のうち、1.7%が機械、2.0%が建物の取得すると仮定。  
【計算式】農林水産物等販売業の推計 1,288 × (1.7+2.0) ÷ 100 ≒ 48(社(者))  
製造業、旅館業(87) + 農林水産物等販売業(48) = 135(社(者))



2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(21～23年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

平成24年度以降に比べ適用件数が低位であることについては、近年の厳しい経済情勢に加え、本特例が、関係事業者にあまり普及していないこと(アンケートにおいて、2千万以上の設備投資をした事業者のうち75%が本特例を知らなかったと回答している)に起因しているものと考えられる。

(24年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(87事業者)の30%(本特例の活用の検討者(60%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】 $87 \times 0.3 = 26$ (件)

(25、26年度)

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の特別償却の適用事業者数の推計値。

製造業及び旅館業については、24年度と同等(26件)。

農林水産物等販売業については、対象者数(48事業者)の35%(本特例の活用の検討者(70%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】農林水産物等販売業の推計  $48 \times 0.35 = 17$ (件)

製造業、旅館業(26) + 農林水産物等販売業(17) = 43(件)

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位: 百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)
22年度	電気機械 (40.5)		
23年度	建築 (14.5)		
24年度	電気機械 (705.8)	建築 (308.3)	
25年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
26年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率及び観光入込客数の変化率）は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標（半島地域における製造業の製品出荷額等の増加及び交流人口の増加）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「製造業に係る製品出荷額の変化率（対前年比）については、全国値が-20.9%であった一方、半島地域では-22.0%となっている。また、観光入込客数の対前年比率（平成22年）については、全国値が97.1%であった一方、半島地域では90.8%となっている。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標（半島地域における製造業の製品出荷額等の増加及び交流人口の増加）の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「半島地域における各指標の変化率（対前年比）を全国における各指標の変化率（対前年比）で除した値が、各年において1.0以上となる（全国値がマイナスの場合は、1.0未満となる）ことを目標としている。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、半島地域の交流人口について、平成22年の数値を平成17年対比102%とすることである。直近値（平成21年）は、平成17年対比で98.1%となっており、達成されていない（平成22年から統計の調査手法が変更となり、平成22年の数値を平成21年以前と時系列で比較できないことから、平成21年を直近年としている。また、政策目標の見直しに伴い、現在では、事前評価書（効果・達成目標の実現状況）に記載した目標となっている。）。

目標が達成されていない原因としては、景気後退や気象災害に伴う観光客の減少等が考えられる。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回延長要望時においては、平成19年度57件、20年度69件、21年度53件、22年度64件、23年度72件と想定していたところであり、適用数は想定外に僅少ではない（5カ年平均では想定数と適用数はほぼ一致している。）。

また、本租税特別措置を適用した事業者の業種について、聞き取りにより確認したところ、食品製造業、電子部品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されていない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

推計方法については、次のとおりである。

- ・ 平成21年度～23年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
- ・ 平成24年度（見込み）については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成19年度～23年度の5年平均で算出。
- ・ 平成25年度（見込み）については、平成20年度～24年度（見込み）の5年平均で算出。
- ・ 平成26年度（見込み）については、平成21年度～25年度（見込み）の5年平均で算出。

また、算定に用いた数値は、次の通りである。

（製造業）

平成19年度 56件

平成20年度 68件

平成21年度 55件

平成22年度 86件

平成23年度 47件

（農林水産物等販売業）

平成24～26年度（見込み）各年2件

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を1：1で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している（すなわ

## 【国交07】

ち、設備投資額がAであれば、法人税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ 、所得税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ となる。

- また、平成21年度～平成23年度は、特別償却制度の対象業種が、製造業及び旅館業であったため、制度全体の減収額は上記2業種の減収額を合計したものとなる。

平成21年度

設備投資額（機械・装置）： 32,484百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 7,018百万円（製造業6,816百万円、旅館業202百万円）

平成22年度

設備投資額（機械・装置）： 12,155百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 5,845百万円（製造業5,647百万円、旅館業198百万円）

平成23年度

設備投資額（機械・装置）： 9,063百万円

設備投資額（建物・附属設備）： 3,037百万円（製造業3,037百万円）

- その他の条件は以下のとおりである。
  - ・ 特別償却率は、機械・装置＝10%、建物・附属設備＝6%とする。
  - ・ 法人税率は30%、所得税率は33%とする。
- これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

＜法人税＞・・・A  
設備投資額（機械・装置） $\times 1/2 \times 10\% \times 30\%$ ＋設備投資額（建物・附属設備） $\times 1/2 \times 6\% \times 30\%$

＜所得税＞・・・B  
設備投資額（機械・装置） $\times 1/2 \times 10\% \times 33\%$ ＋設備投資額（建物・附属設備） $\times 1/2 \times 6\% \times 33\%$

### ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 算定根拠については、次のとおりである。
  - ・ 平成21年度～23年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
  - ・ 平成24年度（見込み）については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成21年度～23年度の3年平均で算出。
  - ・ 平成25年度（見込み）については、平成22年度～24年度（見込み）の3年平均で算出。
  - ・ 平成26年度（見込み）については、平成23年度～25年度（見込み）の3年平均で算出。
- また、算定に用いた数値については、次のとおりである（単位：千円）。（製造業）
  - ・ 平成21年度 39,300,685（機械・装置 32,484,376＋建物・附属設備 6,816,309）
  - ・ 平成22年度 17,801,565（機械・装置 12,154,797＋建物・附属設備 5,646,768）

- ・ 平成23年度 12,100,318（機械・装置 9,063,153＋建物・附属設備 3,037,165）（農林水産物等販売業）
  - ・ 平成24年度（見込み） 463,477（機械・装置 139,043＋建物・附属設備 324,435）
  - ・ 平成25年度（見込み） 318,331（機械・装置 95,499＋建物・附属設備 222,832）
  - ・ 平成26年度（見込み） 350,447（機械・装置 105,134＋建物・附属設備 245,313）
- なお、算定式は、事前評価書の記載したとおりであるが、法人税と所得税の適用割合を1：1と仮定し、所得税率0.33、法人税率0.255としている。

- 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を1：1で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している（すなわち、設備投資額がAであれば、法人税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ 、所得税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ となる）。

- 平成24年度～26年度の設備投資額については、以下の通り算定した。（製造業）

設備投資額については、次のとおり算出。

  - ・ 平成24年度（見込み）については、平成21年度～23年度の3年平均で算出。
  - ・ 平成25年度（見込み）については、平成22年度～24年度（見込み）の3年平均で算出。
  - ・ 平成26年度（見込み）については、平成23年度～25年度（見込み）の3年平均で算出。

- （農林水産物等販売業）

設備投資額については、道府県からの聞き取りにより、過去5年の立地実績をもとに製造業と同程度の適用があると仮定（立地件数の3割が適用されると仮定）して算出。

  - ・ 平成24年度（見込み）については、平成19年度～23年度の5年平均で算出。
  - ・ 平成25年度（見込み）については、平成20年度～24年度（見込み）の5年平均で算出。
  - ・ 平成26年度（見込み）については、平成21年度～25年度（見込み）の5年平均で算出。

- 上記を踏まえて算出した設備投資額は以下のとおりとなる。（製造業）

平成24年度（見込み）  
設備投資額（機械・装置）： 17,901百万円  
設備投資額（建物・附属設備）： 5,167百万円

平成25年度（見込み）  
設備投資額（機械・装置）： 13,040百万円  
設備投資額（建物・附属設備）： 4,617百万円

平成26年度（見込み）  
設備投資額（機械・装置）： 13,335百万円  
設備投資額（建物・附属設備）： 4,274百万円

- （農林水産物等販売業）

平成24年度（見込み）

設備投資額（機械・装置）：139 百万円  
 設備投資額（建物・附属設備）：324 百万円

平成 25 年度（見込み）  
 設備投資額（機械・装置）：95 百万円  
 設備投資額（建物・附属設備）：223 百万円

平成 26 年度（見込み）  
 設備投資額（機械・装置）：105 百万円  
 設備投資額（建物・附属設備）：245 百万円

- その他の条件は以下のとおりである。
  - ・ 特別償却率は、機械・装置＝10%、建物・附属設備＝6%とする。
  - ・ 法人税率は 25.5%、所得税率は 33%とする。

- これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

<法人税>・・・A<sup>4</sup>  

$$\text{設備投資額（機械・装置）} \times 1 / 2 \times 10\% \times 25.5\% + \text{設備投資額（建物・附属設備）} \times 1 / 2 \times 6\% \times 25.5\%$$

<所得税>・・・B<sup>4</sup>  

$$\text{設備投資額（機械・装置）} \times 1 / 2 \times 10\% \times 33\% + \text{設備投資額（建物・附属設備）} \times 1 / 2 \times 6\% \times 33\%$$

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 今回の要望における効果・達成目標は、製造業の製品出荷額等及び交流人口について、全国と半島地域の変化率（対前年比）を比較することとしている。半島地域における各指標の変化率（対前年比）を全国における各指標の変化率（対前年比）で除した値が、各年において 1.0 以上となる（全国値がマイナスの場合は、1.0 未満となる）ことを目標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長（国税23）（法人税：義）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。
3	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	（製造業）昭和 61 年度：創設 昭和 63 年度、平成 2,4 年度：適用期間の 2 年延長 平成 6 年度：適用期間の 1 年延長 平成 7,9,11,13,15,17,19,21,23 年度：適用期間の 2 年延長  （農林水産物等販売業） 平成 23 年度：追加
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることから、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が進行している。 このため、半島地域において、半島振興法に基づき、半島循環道路、上水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、若年層の人口流出を抑制するための雇用の場の創出や地域経済の活性化を図ることを目的とする。  なお、この目的の達成目標としては、製造業に係る製品出荷額等及び半島地域の交流人口の増加を設定する。  《政策目的の根拠》 ・半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号） 第 13 条の 2（農林水産業の振興） 第 15 条の 2（地域間交流の促進） 第 16 条（税制措置） ・国土形成計画（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定。観光振興、都市や他の半島地域との交流の促進）
		② 政策体系における政策目的 国土交通省政策評価体系 政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 2 5 都市再生・地域再生を推進する



	の位置付け	に包含
③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額等の増加 ・ 半島地域における交流人口の増加
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。 ・ 半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。  ※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントの参加を目的に地域外から訪れた人の数を指す。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化 する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額等の増 大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な 農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外 の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。 これらを通じて、地域においては労働需要が生じ雇用が創出されるなど半島 地域の経済が活性化すると考えられる。
8 有効性等	① 適用数等	平成 21 年度 : 適用 55 件 平成 22 年度 : 適用 86 件 平成 23 年度 : 適用 47 件 平成 24 年度 : 適用 64 件(見込み) 平成 25 年度 : 適用 65 件(見込み) 平成 26 年度 : 適用 64 件(見込み) ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計
	① 減収額	平成 21 年度 : 1,156 百万円 平成 22 年度 : 493 百万円 平成 23 年度 : 343 百万円 平成 24 年度 : 624 百万円(見込み) 平成 25 年度 : 469 百万円(見込み) 平成 26 年度 : 472 百万円(見込み) 【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人 税率 ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計

② 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)
	本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化 する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額等の増 大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な 農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外 の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。 これらを通じて、地域において労働需要が生じ雇用が創出されるなど、半島 地域の経済が活性化する。 過去の実績によれば、食品製造業者が、本特例を活用し、新たな工場を新 設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が 可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られており、本特例は 半島地域の経済活性化に繋がっていると考えられる。
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)
	製造業に係る製品出荷額の変化率（対前年比）については、全国値が -20.9%であった一方、半島地域では-22.0%となっている。近年では、こ のように半島地域に減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が生じている。 また、観光入込客数の対前年比率（平成 22 年）については、全国値が 97.1%であった一方、半島地域では 90.8%となっており、半島地域の減 少幅が、全国の減少幅を上回る状況となっている（平成 22 年から統計の調 査手法が変更となったため、平成 21 年との比較ができないため参考値）。  一方で、本特例の活用による設備導入により、売上高の増加や雇用の創出 が見られるなど、達成目標に資する効果が見られる事例も見られる。これを踏 まえれば、引き続き、本特例により雇用の場の創出や地域経済の活性化を図 る必要がある。  なお、今回の要望に当たっては、達成目標として、新たに「製造業の製品出 荷額等」を追加しているが、これは、製造業に係る特例措置の効果をより適切 に把握するためのものである。
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)
	本特例措置が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退する ことで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念さ れる。これにより、若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速 するおそれがある。
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)
	直接的効果としては、本特例が措置されることによる企業の新規立地等によ り、当該企業からの税収が発生する。また、間接的効果として、地場産品の高 付加価値化等による売上の増加や雇用創出（新規立地事業者について1事 業者当たり 30 名程度(平成 19～23 年の 5 力年平均))に伴う所得増による税 収増が見込まれる。さらに、所得増がもたらす消費増大等の波及効果も期待 される。これらを総合的に勘案すれば、税収減を是認するような効果はあるも



			のと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>このような中、本特例措置は、民間事業者の投資を喚起するのみならず、商品販売額等の増大や雇用創出効果等も期待され、的確性の高い施策と考えられる。</p> <p>また、本特例措置は、特定分野の事業者を対象とするものではなく、半島地域全体の製造業、農林水産物等販売業を営む事業者を対象としている。一方で、実際の特例が適用される対象は、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資し事業を充実させた法人又は個人に限定されることから、必要最小限な措置と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>なお、半島地域に対象とした予算措置としては、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（離島振興対策実施地域の人口）は、他の離島振興対策や同地域人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

## [過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「当該償却措置を適用した企業のこれまでの実績によると、…1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与する」と説明しているが、租税特別措置等が雇用創出にどの程度寄与し、ひいては離島振興地域の人口減少の改善にどの程度寄与するのかにについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善）の実現状況について、「平成21年度末実績では、離島地域の人口の実績値（417千人）は、推定した目標値（416千人）を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

## [将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成24年度末の実績見込は398千人となり、目標値395千人を上回る見込み」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の延長要望時には平成22年度、23年度にそれぞれ5件程度の適用を見込んでいたが、経済の低迷状況や燃油高等の影響もあり結果として適用実績はなかった。また、これまでの適用状況をみると酒類製造業、清涼飲料水製造業、化学薬品製造業のほか、旅館・民宿業等多様な業種が対象になっており、適用実績に偏りはないと考える。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成21年度の減収額の算出根拠は以下のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)		(法人・所得税率)	
法人税	649百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5%	= 8.3百万円
所得税	649百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0%	= 10.7百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収見込額の算出根拠は以下のとおり。

■法人税

○製造業・旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製造業)

$$792,047 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 158,409 \text{ 千円}$$

(旅館業)

$$90,325 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 18,065 \text{ 千円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

$$158 \text{ 百万円} \times 10/100 \times 1/2 \times 25.5\% = 2.0 \text{ 百万円}$$

(償却率) (法人税率)

(旅館業)

$$18 \text{ 百万円} \times 6/100 \times 1/2 \times 25.5\% = 0.1 \text{ 百万円}$$

(償却率) (法人税率)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用に供されたとすると、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 95 \text{ 百万円} \times 6/100 = 5.7 \text{ 百万円}$$

$$\text{機械} \quad 20 \text{ 百万円} \times 10/100 = 2.0 \text{ 百万円}$$

※単価は離島における取得実績平均（過去5ヶ年）

【国交08】

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、法人税の減収見込額は

$$7.7 \text{ 百万円} \times 1/2 \times 25.5\% = 1.0 \text{ 百万円}$$

(法人税率)

■所得税

○製造業・旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製造業)

$$792,047 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 158,409 \text{ 千円}$$

(旅館業)

$$90,325 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 18,065 \text{ 千円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

$$158 \text{ 百万円} \times 10/100 \times 1/2 \times 33\% = 2.6 \text{ 百万円}$$

(償却率) (所得税率)

(旅館業)

$$18 \text{ 百万円} \times 6/100 \times 1/2 \times 33\% = 0.2 \text{ 百万円}$$

(償却率) (所得税率)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用に供されたとする、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 95 \text{ 百万円} \times 6/100 = 5.7 \text{ 百万円}$$

$$\text{機械} \quad 20 \text{ 百万円} \times 10/100 = 2.0 \text{ 百万円}$$

※単価は離島における取得実績平均(過去5ヶ年)

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、所得税の減収見込額は

$$7.7 \text{ 百万円} \times 1/2 \times 33\% = 1.3 \text{ 百万円}$$

(所得税率)

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

離島振興に係る予算上の措置は、国、地方公共団体等を対象に、農林水産基盤、道路などの社会基盤を整備する公共事業や地域間交流の促進、人材育成等を支援する事業を行うものである。

当該税制措置以外の手段として、国が特定の民間事業者に対して直接的に予算補助を行うことについては、公共性や公益性の観点から難しいと判断される。

したがって、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者にインセンティブを与える当該税制措置が最も適切であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 (国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業(過疎に類する地区)の用に供する設備に係る特別償却制度(機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100)を2年間延長する。
3	担当部局	国土政策局離島振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物販売業を除外)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある条件を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図り、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制する。</p> <p>《政策目的の根拠》 離島振興法第19条「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標: 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標: 39 離島等の振興を図るに包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H20 初期値:409 千人→ H27 目標値:353 千人
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。 特別償却制度の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑えることに寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	・ H 2 1            2 件 ・ H 2 2            0 件 ・ H 2 3            0 件 ・ H 2 4            0 件 ・ H 2 5            3 件 ・ H 2 6            3 件 ※ H21～H23 は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果、H24～H26 は関係都道府県に聞き取った結果をもとにした見込値
	② 減収額	・ H 2 1            1 9 百万円 ・ H 2 2            0 百万円 ・ H 2 3            0 百万円 ・ H 2 4            0 百万円 ・ H 2 5            7.2 百万円 ・ H 2 6            7.2 百万円 ※ H21～H23 は関係都道府県から過去の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H24～H26 は関係都道府県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16～H26) 平成 21 年度末実績では、離島地域の人口の実績値 (417 千人) は、推定した目標値 (416 千人) を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。平成 19 年度実績値 (436 千人) と平成 21 年度実績値 (417 千人) から算出した減少率と同様の減少率で推移すると仮定すると、平成 24 年度末の実績見込は 398 千人となり、目標値 395 千人を上回る見込みであるが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。 ・ 人口            452 千人 (H16) → 417 人 (H21) ・ 財政力指数※ 0.25 (H20) → 0.20 (H22) ・ 高齢者比率※ 31.0% (H17) → 33.5 (H22) ・ 一人当たり平均課税所得※ 2,715 千円 (H19) → 2,611 (H22) ※全ての地域が離島である市町村について算出

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H16～H26) これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口の目標値を H21 時点で 416 千人としていたところ、結果として 417 千人となった。 以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。 このため、引き続き当該措置が必要であると考え。 離島振興対策地域の総人口 H16 実績値:452 千人 → H21 実績値:417 千人 (H21 目標値:416 千人)
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16～H26) 当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H16～H26) 当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1 件あたり製造業 50 名程度、旅館業 10 名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。 なお、本制度は、平成 5 年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している」と説明しているが、租税特別措置等が雇用の創出にどの程度寄与し、ひいては奄美群島の総人口の減少傾向の改善にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年7月1日現在の推計人口は116千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末116千人と同程度」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成25年度末総人口114千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。



注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
前回の延長要望時には、平成23年度に2件程度の適用を見込んでいた。  
平成16年度から20年度までの適用状況を見ると、年間1件程度で、適用業種は、製造業と農林水産物販売業となっており、適用数は想定外に僅少ではなく、特定の業種に偏って適用されていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収額の算出根拠は以下のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)	(法人・所得税率)	
H21 法人税	83百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 1.06百万円
H21 所得税	83百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 1.37百万円
H22 法人税	51百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 0.65百万円
H22 所得税	51百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 0.84百万円
H23 法人税	185百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 2.36百万円
H23 所得税	185百万円	× 10/100	× 1/2	× 33.0% = 3.05百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収見込額の算出根拠は以下のとおり。

<法人税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間（平成19年度～23年度）の平均設備投資額

$$824,881 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 164,976 \text{ 千円} \quad \begin{array}{l} \text{(建物)} 71,349 \text{ 千円} \\ \text{(機械)} 93,627 \text{ 千円} \end{array}$$

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

	(設備投資額)	(特別償却率)	(法人税率)	
(建物)	71百万円	× 6/100	× 1/2	× 25.5% = 0.5百万円
(機械)	94百万円	× 10/100	× 1/2	× 25.5% = 1.2百万円

1.7百万円

【国交09】

<所得税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間（平成19年度～23年度）の平均設備投資額

824,881千円 ÷ 5年 = 164,976千円 （建物）71,349千円  
 （機械）93,627千円

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

	(設備投資額)		(特別償却率)		(所得税率)	
(建物)	71百万円	×	6/100	×	1/2	×
(機械)	94百万円	×	10/100	×	1/2	×
					33.0%	=
						0.7百万円
					33.0%	=
						1.5百万円

2.2百万円

計 法人税 1.7百万円 + 所得税 2.2百万円 = 3.9百万円

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

奄美群島における振興開発施策に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等を対象に、社会基盤を整備する公共事業や人材育成等を支援する非公共事業を行うものである。

また、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設置された独立行政法人奄美群島振興開発基金により、民間事業者が事業実施に当たって必要な金融支援（保証・融資）を実施している。

当該税制特例措置は、民間事業者を対象に、事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、公共事業等の予算上の措置や当該基金による金融支援と相互に補完し合いながら、奄美群島の各種生産活動を活性化し、奄美群島の自立的発展に寄与するものである。

当該税制特例措置以外の手段として、国が特定の民間事業者に対して直接的に予算補助を行うことについては、公共性や公益性の観点から難しいと判断される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 （国税25）（法人税：義）
2	要望の内容	【特別償却制度の延長】 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額2,000万円超、機械・装置10/100、建物等6/100）の適用期間を1年間延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設（機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等7/100） 平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成13年度 適用期限の3年延長 （機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超） 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等10/100 建物等6/100） 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超） 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等10/100 建物等6/100） 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面で諸格差がまだ残されている。高齢化の

		<p>進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》          ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)          第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 0 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 3 9 離島等の振興を図るに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          奄美群島内の総人口における平成16年度から平成20年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した25年度末の人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          目標値 奄美群島の総人口 平成25年度末 114千人以上          (平成20年度末現在 122千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 H21:1件 H22:1件 H23:3件 H24:1件 H25:1件 H26:1件          ※H21～H23は適用実績について県より聞き取った結果、H24～H26は県に聞き取った結果をもとにした見込値</p> <p>② 減収額 H21:2.5百万円 H22:1.5百万円 H23:5.5百万円 H24:3.9百万円 H25:3.9百万円 H26:3.9百万円          ※県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値          計算式:建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17～24年度)          平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。          一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19～24年度)          奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成24年7月1日現在の推計人口は116千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末116千人と同程度であるが、今回要望の目標値である平成25年度末総人口114千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19～24)          奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H20年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17～24)          奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。          こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等          本特例措置は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるものとして設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資を行った民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担          本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性          -</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし ○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし ○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大すること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（投資法人の圧縮記帳の適用実績）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等

による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
 本件要望は、投資法人につき、圧縮記帳の適用を通じて資金調達を多様化し（内部留保による買換え資金の確保のこと）、物件の買換えを後押しする要望である。そのため、「投資法人の圧縮記帳の適用実績額」というのが、投資法人が内部留保し買換え資金として用いた金額と一致するため、測定指標として適切である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成24年7月末 上場投資法人35社  
 平成23年7月末 上場投資法人37社  
 なお、上場投資法人は、全て導管性要件を満たしている。なお、上場準備段階の投資法人については、通常、導管性要件を満たしていない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っているという状況はない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 ③に記載のとおり、「圧縮記帳の適用実績」は、測定指標として適切である。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 資金調達の多様化のために、補助金という手段は不適切であると考え。一方、投資法人における内部留保という形による資金留保（調達）は、税務上の導管性要件により制約されていることから、租税特別措置の改正により対応する必要がある。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の政策手段はなし。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し (国税40)(法人税:義) (地方税35)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の90%超配当要件の見直しを行うこと(拡充)。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成10年度に創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・投資法人を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化すること。 ・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュアアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック(住宅・オフィスビル・商業施設等)の形成・維持・バリュアアップ(耐震改修、省エネ改修等)、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略 ～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋) 「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。」 「財務基盤安定に向けた資金調達手段多様化等の検討」 「保有不動産の買換え促進策の検討」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」</p> <p>施策目標31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p> <p>業績目標173 「不動産証券化実績総額」</p>

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人を用いた不動産証券化の実績累計総額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>
		①: 適用数等	上場投資法人35社(24年7月末)
		②: 減収額	—
9	相当性	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減は生じないと考えられる。</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化し、また、多様な資金調達方法の提供により、投資法人による物件取得が積極化することで、不動産証券化市場の活性化へと繋がることから、要望している措置は妥当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割	—



		分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	税込減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-R E I T の資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図ること）のうち、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本件措置が適用される投資法人数、J-R E I T の資産規模の拡大）は、不動産投資活性化に係る規制緩和、国際的な経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要があります。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-R E I T の資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図ること）の実現状況の将来予測について、定性的に「本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-R E I T の資産規模の拡大が図られる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において掲げられている「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化」に対応するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
日本再生戦略に掲げられた「Jリーートの資産規模について、2015年度までに40%増（2011年度比）、2020年度までに倍増（2011年度比）」すること及び本租税特別措置が適用される投資法人の増加を目標とするものであるが、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、現時点において具体的目標値を掲げることは困難。  
また、本租税特別措置の達成目標及び測定指標としては、政府全体の方針として閣議決定された上記が最適であると考えられる。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
投資信託・投資法人法制の見直しについて、業界団体・個社から海外不動産取得に係る要望が多数寄せられていることから、業界におけるニーズが高いと考えられる。  
しかしながら、本租税特別措置等は新スキーム導入に係るものであり、実際に当該スキームを導入するか否かは、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、直ちに「現時点でのニーズ＝将来における適用数」となるわけではなく、現時点において、具体的に本特別措置等の適用数の将来推計を定量的に予測することは困難。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
海外不動産の取得を行う投資法人に対し、直接に補助金を交付することはおよそ現実的ではない。また、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する不動産取得を可能とするためには、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高いが、補助金の交付等では当該政策目的を実現することができないことから、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係） （国税39）（法人税：義）
2	要望の内容	海外不動産の取得を目的とした現地SPCの株式又は出資を取得する場合には、投資法人に対する当該株式又は出資に係る50%以上保有規制を撤廃すること。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図ること。 またJ-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国の不動産取得を可能とするため、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高い。 しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている（投信法）。さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図ること ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置が実現することにより、投資家への多様な商品提供を図られるとともに、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の実現に資する。

8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成 24 年8月末時点で 35 法人が上場している。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月) 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図られる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月) 本件措置が実現することにより、本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月) 本件措置が実現しなければ、不動産への直接投資規制が存在する国等における日本企業の活動に対する制約要素となると見込まれる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年4月～平成 28 年3月) 税収減はないと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の効果・達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的(新たな財政上の措置等も不要)な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件措置が実現すれば、地方在住の投資家も含め投資家に対し、多様な商品が提供されることになることから、相当である。
10	有識者の見解		金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ中間論点整理において、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直しに関して、どのような規制が適切か事務的に検討すべきとされている。

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（研究所用施設等の施設立地数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成すること）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 21 年度から平成 23 年度までの間に大学、研究所等が 114 施設から 115 施設へと変わったものの、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結、見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加はみられなかった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「推計値は過去 5 か年実績の平均値等により算定したものである。」と説明しているが、適用額の算定に用いた取得価額、償却率及び法人税率等の数値及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「130 施設という平成 26 年度末までの目標数の達成は困難な状況にあるが、本特例により施設の立地を誘導し、今後も引き続き立地数を増加させていく必要がある。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するの



かが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
- 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年六月九日法律第七十二号。以下「法」という。）第1条において「この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もつて我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。」とし、あわせて、法第三条において「国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針を決定しなければならない。」と定めている。
- 関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）では、第1章都市建設の目標、1意義及び理念において「今日、世界経済の一翼を担うまでに発展した我が国が、今後、国際社会の一員として、人類の平和と繁栄に一層貢献するためには、科学技術創造立国、さらには世界から尊敬される文化立国を目指して、基礎科学の充実強化、創造的な学術・研究の振興及び新産業の創出を図り、あわせて、日本固有の文化の継承・発展とともに、世界の異なる文化との交流・融合を図ることにより、新しい文化を創造・発信する必要がある。このような創造的な学術・研究の振興等を図るための基盤として、既存の文化・学術・研究の集積の活用と連携のもとに、良好な自然・生活環境を備え将来の可能性に対応しうる新しい都市の建設に対する要請はますます高まっている。関西文化学術研究都市の建設は、このような要請にこたえるため、近畿圏において培われてきた豊かな文化・学術・研究の蓄積をいかし、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、次の基本的視点に立って創造的かつ、国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指すものであり、新しい近畿の創生に貢献することはもとより、我が国及び世界の文化・学術・研究の発展並びに国民経済の発達に寄与するものである。」としている。
- また、第2章都市建設における学術、産業及び行政の各分野の協力の方針、（3）国及び地方公共団体の役割分担において「都市建設の進ちょくに応じ、良好な生活及び研究活動の基盤となる公共・公益的施設の計画的、段階的な整備に努めるとともに、文化学術研究施設等の整備、誘導を推進する。また、各分野における文化・学術・研究活動に対し、必要な支援及び指導に努める。さらに、本都市の都市計画や都市建設を総合的に推進するために、関係する地方公共団体の連携を図る。」としている。
- 税制上の措置としては、法第10条において「国は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。」と定めている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- これまでに87の研究用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると115の施設が立地と記載。今回目標設定の変更年度にあたり、最新の目標を記載。なお、前回目標（平成24年度末）は156施設。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【国交12】

海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結、見直しや海外投資の拡大等により、学研地区内における新規立地についても大幅な増加は見られなかったと記載。

適用対象については、文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置と記載。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の支援措置や義務付け等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (国税9)(法人税:義)
2	要望の内容	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。 ・建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100 ・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100 平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃) 平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100 平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100 平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100 平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 平成24年4月1日現在、文化学術研究施設用地858haのうち、312ha(約36.4%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。集積メリットの発揮のためには、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要であると考えている。

		<p>関西文化学術研究都市建設法</p> <p>第一条 この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法第3条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）の序章において、建設の目的が記載されている。</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、研究所用施設等の施設立地数を目標としており、平成26年度までの施設立地目標は130施設である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																					
8 有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">【単位：件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>前所要望時の適用想定件数は年間3件程度となっており、想定を大きく外れるものではない。</p> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値である。</p> <p>なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1	機械及び装置	2	2	2	2	2	2
		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																
建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1																	
機械及び装置	2	2	2	2	2	2																	
② 減収額	<p style="text-align: right;">【単位：百万円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値等により算定したものである。</p> <p>【算定根拠】</p> <p>取得価額(建物・機械)×適用数×特別償却率×法人税率</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6	機械及び装置	14	3	11	11	11	11	
	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																	
建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6																	
機械及び装置	14	3	11	11	11	11																	

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>平成21年度から平成23年度までの間に大学、研究所等が114施設から115施設へととなったものの、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結、見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加はみられなかったが、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、今後2年間において本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>平成18年度までの立地施設数は96施設、平成23年度は115施設と増加傾向を示しているものの、130施設という平成26年度末までの目標数の達成は困難な状況にあるが、本特例により施設の立地を誘導し、今後も引き続き立地数を増加させていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成26年度)</p> <p>同都市の主要なクラスターである木津地区は現在土地造成中で、今後2年間において本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、本特例措置の延長がされなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例により、税収は減少するものの、平成18年度までの就業者(研究者)数は5,399人、平成23年度は7,260人と増加傾向にあり、周辺地域の雇用創出などの経済効果も見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等、産業の高度化等の効果が期待される。</p>
	9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。このような事業者の初期投資の負担を軽減する措置として補助金も考えられるが、補助制度では予算総額が決まっているため、他の事業者との競争等の事情により、必ずしも補助金が交付されない可能性がある。一方、特別償却制度は要件に合致すれば投資初年度の税の減免が受けられるため、確実な負担の軽減を図ることができる上、投資資本の早期回収の効果があり、立地誘導する上で手段としての確かな措置である。適用対象に関しても投資資金額が2億円以上(機械等で240万円以上)のものに限定しており、必要最小限の措置と言える。また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

【国交12】

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が取用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了＜点検結果表の別紙＞③参照）は、土地代金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する）の実現状況の将来予測について、「達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」/「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
測定指標に関する目標値（目標水準）は、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了、達成時期は、平成27年度末とする。  
本措置により実現しようとする政策目的は「震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保することであり、「住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる」ことを政策目的に係る達成目標としている。  
また、達成目標に係る測定指標については、評価書記載の「譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数」から、「平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了」という指標に変更した。「被災地における住宅確保のための用地の取得数」という数値的指標を設定していない理由は、本措置により実現しようとする政策目的が、必要な数の居住施設が迅速かつ確実に確保されることであり、目標が達成されたか否かの判断基準についても、整備に当たり支障となる課題の解決された数が多ければ良いというものではなく、迅速に課題が解決される方がより適当であると判断したためである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数は以下のとおり予測。  
宮城県において調査したところ、現在予定している防災集団移転促進事業（防集）の対象地区は計200地区である。うち、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、かつ、売買契約の件数が判明している地区（12地区）において、譲渡所得が2,000万円を超える見込みの件数は33件。  
宮城県の防集の対象地区で、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、現在売買契約の件数が判明していない地区（10地区）において、先の12地区に比し（ $10 \div 12$ ） $\approx 0.8$ の規模と想定し、 $33 \times 0.8 \approx 26$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。  
現時点で、防集は被災地全体で250地区程度予定されており、宮城県以外の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外では（ $33 + 26$ ） $\times 0.25 \approx 15$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
減収額については、⑥で予測した適用数をもとに、以下のとおり予測。  
⑥で述べた売買契約の件数が判明している12地区において、付近の地価等を参考に、譲渡所得が2,000万円を超える見込みである33件について仮の課税所得を積算し、次の計算式により減収額を予測。現行制度（2,000万円特別控除）適用による課税所得（想定）1,067百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る所得税率） $\approx 160$ 百万円。5,000万円特別控除適用による課税所得（想定）490百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る税率） $\approx 73$ 百万円。よって減収額は73百万円 $- 160$ 百万円 $\approx 87$ 百万円（地方税 $\triangle 29$ 百万円）

⑥で述べた現在売買契約の件数が判明していない10地区における減収額を次の計算式により予測。12地区に比し（ $10 \div 12$ ） $\approx 0.8$ 倍の規模と想定し、よって、 $87$ 百万円 $\times 0.8 \approx 69$ 百万円（地方税 $\triangle 23$ 百万円）

現時点では、宮城県以外の防集の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外での減収額を、次の計算式により予測。（ $87$ 百万円 $+ 69$ 百万円） $\times 0.25 \approx 39$ 百万円（地方税 $\triangle 13$ 百万円）

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
上記③のとおり、平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了を測定指標とし、本要望に係る措置が当該用地の取得の一層の後押しとなることで、達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了しているものと予測する。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
税収減の対象となる期間は、評価書の「適用及び延長期間」に示すとおり、平成28年3月31日までであり、これは、集中復興期間の期末までである。また、適用の対象者は、住まいを失った被災者の住宅確保のために必要な土地の地権者であり、減収額の見込の積算根拠にあるとおり、国税で適用期間計195百万円、地方税で同65百万円である。これらのことから、措置の適用期間・適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、住まいを失い居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に貢献し、復興基本方針にある「恒久的な住まいを着実に確保」することに大きく寄与するものと言える。したがって、費用に比して、得られる効果は大きいものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
住まいを確保するに当たり土地を提供しようとする者に対する政策目的を達成するための他の政策手段として、現行では、特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成28年3月31日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等へ買い取られる場合における土地等の譲渡所得の2,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、およそ復興に関連する事業等であれば適用されるのに対し、本要望に係る措置は、多くの土地を短期的に大量に取得しなければならない事情があり、適地が少ない中で代替地の設定も困難である、公益性・強制性の高い事業の用に供する土地の取得に適用しようとする点で、現行の制度とは適用の対象が異なるもの。  
また、他の政策手段として、現行では、土地収用法等の規定に基づき収用される場合、収用権を背景に買い取られる場合、50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買い取られる場合における土地等の譲渡所得の5,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、50戸以上の一団地の土地に適用されるのに対し、本要望に係る措置は、住宅の戸数に関わらず適用される点で、現行の制度とは対象が異なるもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用 (国税41)(法人税:義) (地方税33)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設を含む。以下同じ。)に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合において、当該土地を譲渡した者の譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除を適用する。(新設)
3	担当部局	国土交通省都市局都市安全課、土地・建設産業局地価調査課公共用地室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。 この目的のため、住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる。 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数

8	有効性等	① 適用数等	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地交渉の進捗が図られることにより、住宅団地の用地の確保が困難な被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって、被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。 H25:33者 H26:26者 H27:15者
		② 減収額	H25:▲87百万円 H26:▲69百万円 H27:▲39百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成27年度) 東日本大震災復興特別区域法において、公営住宅等に関する規制・手続の特例措置を設けており、規制・手続の緩和という観点から、被災者の居住環境の安定性を確保している。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成27年度) 防災集団移転促進事業等の移転事業を進める地方公共団体のうち、既に用地を選定し地権者と交渉を進めているものの当該事業が進捗することにより、早期の居住施設建設が見込まれ、被災者の居住の安定がいち早く図られる。また、制度の導入により、これから用地を選定する段階の地方公共団体においても、適地が少ない中で用地の選択肢の幅が広がることが予想される。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成27年度) 地方公共団体による土地の取得が進まず、居住施設の建設事業が停滞するため、仮設住宅の解消が遅れ、被災者の居住環境が不安定な状況に晒され続けることとなる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成27年度) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの被災者の居住施設を供給するには、その用地に相当の地積を要する。当該居住施設の確保のための事業は、多くの被災者の居住に関わる公益性の高いものであり、かつ、当該事業のための土地の確保は、建設に不可欠なものであり、土地譲渡の推進のため、税制上の支援措置が必要である。 なお、復興整備計画において、真に必要な程度の事業規模にて事業計画が作成・公表されることにより、無秩序な事業範囲の拡大は生じない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本要望は、既存の特別控除額を大きく超える譲渡所得の発生する土地売買契約が散見されることによるものであり、これをカバーする特別控除の措置が必要かつ十分な手段である。控除しきれない額に相当する額を補助金等で助成する性質のものでもなく、規制的手段により解決が図られるものでもない。  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —	

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額及び都市機能更新率（建築物更新関係）は、認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に関する租税特別措置（〔国交15〕の点検結果表を参照）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果の別紙＞⑪参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。）の実現状況について、「民間都市再生事業計画は、平成24年7月12日現在47件が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

(i) 国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果の達成状況は、23年度末までの実績として建設投資額の実績をベースに経済波及効果を算出すると、6兆2536億円となり、目標値（平成24年度：6.8兆円）は達成していないものの、前回要望時（平成21年度末までに4兆9186億円）と比べると目標の達成に向けて着実に進展している。

なお、当該目標については、日本再生戦略で政府が定める定量的目標が設定されたことから、任意の目標値ではないものを採用したものである。

(ii) 都市機能更新率（建築物更新関係）の達成状況は39.3%であり、目標値（平成25年度末：41%）は達成していないものの、前回要望時（平成21年度末までに37.7%）と比べると目標の達成に向けて着実に進展している。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

○ 要望する租税特別措置等の延長期間を超えて目標達成時期が設定されていることに対する理由の説明

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、平成32年までの成果目標及び平成27年度までの中間目標が設定されたところ。本件については中間目標を達成目標としたものであるが、引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的な目標値を当該測定指標としたもの。なお、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能であると考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の要望時の見込計画数は平成21年度11計画、22年度11計画、23年度10計画に対して、適用実績は計画ベースで21年度8計画（18事業者）、22年度8計画（18事業者）、23年度8計画（20事業者）の実績となっており、想定外に僅少ではないものと考えられる。

また、事業者数についても平均して、1計画当たり2以上の事業者に対して本特別措置が適用されているほか、各年度において複数の計画で適用を受けている事業者は1社のみであることから、想定外に偏りが生じてはいないと考えられる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用数の将来推計にかかる推計方法等は以下の通り。

	都市再生緊急整備地域	特定都市再生緊急整備地域
①新規適用件数（*1）	1計画	1計画
②H24年度にH23年度より継続して適用される件数（見込）	3計画	—



【国交14】

③H24年度見込件数 (①+②)	4計画	H24年度については適用見込みがない	4計画
④H24年度で適用が終了する件数(見込)	1計画	—	
⑤H25年度に継続して適用される件数 (③-④)	3計画	—	5計画
⑥H25年度見込件数 (①+⑤)	4計画	1計画	
⑦H25年度で適用が終了する件数(見込)	0計画	—	
⑧H26年度に継続して適用される件数 (⑥-⑦)	4計画	1計画	7計画
⑨H26年度見込件数 (①+⑧)	5計画	2計画	

(\*)1 平成17～23年度計9件で年平均9件/7年≒1件  
 特定都市再生緊急整備地域の適用があるのは平成24年度からであり、平成23年度以前については適用がない。

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)  
 算定根拠として示した計算式のうち、取引価額は平成23年度末までに当該特例の適用対象となる建築物の平均取得価額、償却率は建物部分につき50年定額、設備部分につき15年定率とし、法人税率は25.5%として算定を行った。  
 平均取得価額は、約404億円である。なお、各事業の取得価額は、数が多数に及ぶこと並びに個別案件の簿価を掲載することは、事業者の理解を得られにくいことから平均取得価額のみを記載としている。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明)  
 将来推計として税収減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税収減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。  
 なお、平成23年度までに竣工した認定事業(32事業)における建設投資累計額は12,409億円、経済波及効果は32,557億円の実績と試算され、減収額合計205億円に対して税収増効果は3,347億円の実績と試算される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明)  
 将来推計として税収減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税収減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。  
 なお、現在認定済の事業(48事業)における建設投資累計額は20,989億円、経済波及効果は55,069億円の見込と試算され、減収額合計459億に対して税収増効果は5,611億の見込と試算される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(国税6)(法人税:義)
2	要望の内容	都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合(ワンストップ)を含む。)に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・法人税の割増償却(認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間))  (適用要件) 平成27年3月31日までに取得し、供用すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。  《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられたことを受け、民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、1年前倒しで延長し、平成29年3月31日までとすること等を内容とする、都市再生特別措置法の改正を行い、平成23年7月に施行されたところである。 また、都市再生を推進している大都市の交通結節点等において、震災発生時の避難者・帰宅困難者対策を強化すべきことが明らかになったことを踏まえ、都市の再生と併せて、国・地方公共団体・民間事業者が協力して都市の防災機能を確保すべく、都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年3月30日に第180回国会で成立したところ。 直近では、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)におい



			て、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成24年7月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定である。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含	
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく。 それにより、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額 目標値：4兆円～5兆円 ・都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成25年度41%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。	
8	有効性等	①: 適用数等 (実績) 21年度：18件（8計画） 22年度：18件（8計画） 23年度：20件（8計画） (見込) 24年度：7件（4計画） 25年度：5計画 26年度：7計画 ※見込値については、引き続き継続して適用される件数の実績と、平成17年度から平成23年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。	
	②: 減収額	(実績) 21年度：3,647百万円 22年度：3,195百万円 23年度：3,646百万円 (見込) 24年度：1,278百万円 25年度：1,693百万円 26年度：2,132百万円	

			【算定根拠】 取得価額（建物・設備）×償却率×割増率×法人税率×適用数
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度） 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに63地域、7,783haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成24年7月12日現在、47件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。  一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「通勤時間」「市街地における緑地面積割合」等の面が「弱み」とされている上に、5～10年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。  こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。  このような状況下においては、国が、認定事業者を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度） 民間都市再生事業計画は、平成24年7月12日現在47件が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。 本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成26年度） 資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。  《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度） 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。 本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再

【国交14】

			<p>生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相応性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年8月(平成 23 年度税制改正要望時)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
    - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額及び都市機能更新率（建築物更新関係）は、都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（〔国交14〕の点検結果表を参照。）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化を進めることで、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。）の実現状況について、「都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。」と説明しているが、平成21年度以降、当該租税特別措置の適用実績は全くなく、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。  
 ・租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- [将来の見込み]
- 将来における税収減を是認するような効果が発現するのかについて、定性的に「本特例措置により、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進み、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られ、都市が活性化する。」と説明しているが、その根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点

検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、算定根拠として計算式が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）、平成24年度から26年度までの取引価額等の推計方法が明らかでなく、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき推計する必要がある。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「引き続き本特例を措置することで、都市の再生を図り、都市の魅力を高めていく必要がある。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

#### ＜点検結果表の別紙＞

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標として、都市機能更新率（建築物更新関係）が挙げられる。平成25年度末までの目標値をもとに、23年度末の目標値を試算すると、39.4%になる。一方で、23年度末までの実績は39.3%であり、おおむね目標を達成したものと見える。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）  
 ○ 要望する租税特別措置等の延長期間を超えて目標達成時期が設定されていることに対する理由の説明  
 「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、平成32年までの成果目標及び、平成27年度までの中間目標が設定されたところ。本件については中間目標を達成目標としたものであるが、引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的な目標値を当該測定指標としたもの。なお、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能であると考えている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 2008年9月のリーマンショック以降、日本経済を含めた世界経済の先行不透明感は否めないものとなっており、かかる状況下、土地買取りリスクを有する不整形な事業用地等での都市開発事業の取組自体、積極的に実施していく環境にはなかったことから、事業適正化計画へのニーズも少なく、近年本特例の適用が低迷している要因となっているものと考えられ、適用に偏りがあるものではない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成24年度の適用見込数は、現状具体的な案件がないことから0としたもの。平成25年度及び26年度については、11年度から23年度までの適用実績のうち、都市再生緊急整備地域内での適用件数（18件）から所得税・法人税を合わせて年間1件の適用見込みとし、法人税について26年度に1件の適用見込みとしたもの。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 算定根拠の計算式は以下の通り。  

$$(\text{平均譲渡所得額} - \text{特例措置により課税される譲渡所得額} \text{【収入金額} - \text{必要経費】}) \times \text{法人税率} \times \text{適用件数}$$
 平均譲渡所得は、交換・譲渡対象となった適用実績の面積平均値に都市再生緊急整備地域のうち、地価公示地点のある44か所の平均地価公示を乗じた数値を、法人税率は25.5%を使用。その他の譲渡所得額等は譲渡所得に一定の割合を乗じて算出を行った。

【国交15】

それぞれの計画における具体的な数値の提示には、多くの分量を要し、簡潔かつ的確に説明することは困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長（国税8）（法人税：義）
2	要望の内容	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）により国土交通大臣の認定を受けた事業用地適正化計画（以下、認定計画）に定められた事業用地の区域内に存する隣接土地又は当該隣接土地地上の権利と、当該認定計画に係る認定事業者の有する土地建物等で区域外にあるものとの交換等をした場合の課税の特例措置として、以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の課税繰延（80%）</li> </ul>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成11年 創設  平成14年 適用期限の3年延長  平成17年 適用期限の2年延長  平成18年 計画の対象に中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画の区域を追加  平成19年 適用期限の2年延長  適用要件から三大都市圏の既成市街地等を除外  平成21年 適用期限の2年延長  平成23年 適用期限の2年延長  課税繰延率：100%→80%  適用対象地域を緊急整備地域内に限定</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》  事業用地適正化計画に係る税制特例は、民間事業者が土地の有効利用に資する都市開発事業を行う場合において、地権者に土地の交換に伴う税負担を軽減することによって、必要となる所有権や借地権の取得を促進し、事業成立性の向上を図り、もって民間都市開発の推進に資する制度である。  都市再生特別措置法に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備をすべき地域として指定される都市再生緊急整備地域については、従来民間事業者が保有していた土地とその周辺土地を合わせることで、都市の魅力向上に資する大規模で優良な民間都市開発事業を実施する必要性が高い。  実際にこれまで同計画が認定された地域も、総認定数31件に対し、都市再生緊急整備地域（認定後に指定されたものも含む。）が18件（9計画）と約3割を占めている上に、東京23区、大阪市及び名古屋市の区域が21件と大都市におけるニーズが高いことがわかる。  「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進</p>



		<p>め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられている。</p> <p>また、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成24年7月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定となっている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化を進めることで、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額 目標値：4兆円～5兆円</li> <li>都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成25年度41%</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国が認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る税制上の特別措置を引き続き戦略的・重点的に講じることによって、都市の再構築を図る民間都市開発事業を誘発することができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>（実績）</p> <p>平成11年度：2件 平成12年度：3件 平成13年度：4件 平成14年度：4件 平成15年度：1件 平成16年度：1件 平成17年度：0件 平成18年度：0件 平成19年度：0件 平成20年度：1件 平成21年度：0件 平成22年度：0件 平成23年度：0件</p> <p>（見込）</p> <p>平成24年度：0件 平成25年度：0件 平成26年度：1件</p> <p>※見込値は、平成11年度から平成23年度までの適用実績の年平均値から</p>

		推計。
	② 減収額	<p>（実績）</p> <p>平成11年度：43百万円 平成12年度：25百万円 平成13年度：102百万円 平成14年度：10百万円 平成15年度：8百万円 平成16年度：4百万円 平成17年度：0百万円 平成18年度：0百万円 平成19年度：0百万円 平成20年度：11百万円 平成21年度：0百万円 平成22年度：0百万円 平成23年度：0百万円</p> <p>（見込）</p> <p>平成24年度：0百万円 平成25年度：0百万円 平成26年度：4百万円</p> <p>【算定根拠】</p> <p>（平均譲渡所得額－特例措置により課税される譲渡所得額【収入金額－必要経費】）×法人税率×適用数</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度）</p> <p>資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進することを通じて我が国の活力の源泉である都市の活性化を図っていくことは、今日的な政策として合理的であるので、本税制特例により引き続き都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進していくことが不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度）</p> <p>都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>引き続き本特例を措置することで、都市の再生を図り、都市の魅力を高めていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成26年度）</p> <p>優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進まず、その結果、都市の活性化が促進されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21年度～平成26年度）</p> <p>本特例措置により、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進み、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られ、都市が活性化する。</p>

【国交15】

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の譲渡・取得に際しては、当該譲渡・取得について課税されることとなるが、都市の再構築のための事業用地の集約・整形化の促進という政策目的を達成するためには、当該譲渡・取得に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>本特例措置は、事業用地となる土地の交換等による集約・整形化を促進し、都市の再構築を図るため、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域の地域における民間都市開発事業に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 設定された達成目標（主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけること）には、都市の低炭素化促進に係る記述がなく、本租税特別措置等の政策目的（社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市機能の集約等を行い、都市機能の質を向上させることにより、都市の低炭素化に資する都市再生を促進すること）との関係が分かりにくいものとなっているため、その効果を検証しやすくするために、本租税特別措置等との関係が明確な達成目標を示す必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（人口10万人以上の各都市の都市機能集積率）は、市街地再開発事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果の別紙＞⑫参照）。

- ⑥ 本租税特別措置等の減収額の将来（平成25年度～30年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、毎年法人税0.01百万円、法人住民税0.2万円の減収としているが、試算の原単位となる適用数の将来推計の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「その達成にあたり本特例措置の創設が必要」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）  
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第1条に、「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、（中略）、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする」旨、定められている。
- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
減収額は約0.01百万円を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、都市機能集積率の前年度比が前年度比+0%以上となることを見込んでいる。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設 (国税2)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)に規定する集約都市開発事業について、下記の措置を創設する。 事業のために長期保有(所有期間5年間超)の土地等を譲渡する場合※ ・法人税5%重課の適用除外  ※ 用途(医療施設、保育所、店舗等含む)等の要件あり
3	担当部局	都市局都市計画課、市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年12月31日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市機能の集約等を行い、都市機能の質を向上させることにより、都市の低炭素化に資する都市再生を促進する。  《政策目的の根拠》 低炭素法において、低炭素建築物の普及の促進に係る目的が定められている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、従前の土地所有者に対する税制上のインセンティブを与えることで、集約都市開発事業の用地を確保するための有効な手段となり、事業の実現を促すことで、都市機能集積率の上昇に寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等	集約型都市開発事業として認定されうる事業は、毎年度2地区程度を見込んでいる。
		②: 減収額	毎年度2地区の事業が行われた場合、約0.01百万円の減収を見込んでいる。 算定根拠: 課税標準(1210万円※1)×1地区あたり件数(0.01件※2)×地区数(2地区)×重課適用除外(5%)÷1万円…法人税減収額 法人税減収額(1万円)×法人住民税率(17.3%)÷0.2万円…法人住民税減収額  ※1H22国税庁「申告所得税標本調査」より推計 ※2市街地再開発事業における類似税制の適用件数から推計
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 集約都市開発事業は、病院、事務所、共同住宅その他多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備を行うものであり、当該事業を通じて都市機能の拡散に歯止めをかけることで、都市の低炭素化に資する都市再生の実現が可能となる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、集約都市開発事業を行う用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市の低炭素化に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	集約都市開発事業に係る権利者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。



	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	集約都市開発事業により整備される特定建築物に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び特定建築物の取得者に対する優遇措置である。 一方で本特例措置は集約都市開発事業に貢献した権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、都市の低炭素化に資する事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	集約都市開発事業は、市町村が策定した低炭素まちづくり計画の区域内で、市町村の認定によって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の割合（「都市機能更新率」）を平成26年度に41.8%（暫定値）とすることは、民間企業の開発意欲等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 適用数の過去の実績について、定性的に「本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。」と説明されているが、実際に適用を受けた事業者に係る商業・業務用途等について説明がないため、適用数が想定外に偏りが無いことを適切に分析し、説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標（都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。）の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成23年度には39.3%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来（平成24年度～26年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、平成 24 年度から 26 年度においては、各年度当たり約 35 百万円の減収を見込んでいるとしているが、試算の原単位となる適用数の将来推計の説明及び算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 26 年度に 41.8%（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<政策目的の根拠>欄への補足説明）  
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 1 条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定められている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
前回要望時（平成 23 年度要望）は、5 年間の延長要望を行っており、目標として都市機能更新率を平成 27 年度に 42.6%とすることを設定していた。  
改正協議の結果、2 年延長となり、平成 23 年度の都市機能更新率は 39.3%にとどまっていることから、今回要望に係る平成 26 年度 41.8%の達成に向け、引き続き本特例措置が必要となる。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）  
○ 過去の実績について、適用数が想定よりも僅少となった原因の補足説明  
前回要望時に年間 100 件程度の適用を見込んでいたところ、社会経済環境の悪化に伴う着工遅延等により事業完了地区が減少したことから、法人税の適用件数は 30 件程度にとどまっている。  
なお、本特例措置の適用に偏りが無いことは、自治体アンケートによって確認している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長 (国税10)(法人税:義)
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 延長 平成23年度 縮減(対象を4階建て以上の耐火建築物に限定)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する。  《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成26

		年度に41.8%(暫定値)とすることを目標とする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床の処分を円滑に行うため、保留床取得者に税制上のインセンティブを与えることで早期の保留床取得を促すものであり、民間事業者等の保留床取得者全般に広く利用されている。 本特例措置による民間事業者等の積極的な保留床取得は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市機能更新率についても順調に達成されている。
8	有効性等	①: 適用数等 過年度の適用数は、平成21年度:37件、平成22年度:32件、平成23年度:15件となっている。 平成24年度から平成26年度においては、各年度38件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
		②: 減収額 過年度の減収額は、平成21年度:49百万円、平成22年度:5百万円、平成23年度:3百万円であった。 平成24年度から平成26年度においては、各年度あたり約35百万円の減収を見込んでいる。 算定根拠:年あたりの割増償却額の平均×法人税率
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成26年度) 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成26年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成23年度には39.3%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成26年度に41.8%(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成26年度) 本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成26年度)</p> <p>本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、事業中の全国155地区(平成24年3月31日現在)及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>市街地再開発事業に関しては、本特例措置の他に各種の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特例控除等を受けられる事業の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（施設整備に係る都市計画事業の事業期間を半年以上、短縮すること）は、地権者との用地交渉等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市計画事業の事業期間を短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果の別紙＞⑫参照）。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「1地区あたり18件程度」の適用を見込んでると算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果の別紙＞⑥参照）、適用数の根拠が不明なため、適用数の見込みについて、その根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、都市計画事業の事業期間が半年から1年程度短縮されることとなる。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説



明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）  
津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第1条において、「津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、（略）一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定め（略）、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」旨、定められているものである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
本要望は新たに「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業に位置づけるものであるが、当該特例措置は適用対象となる事業（例えば流通業務団地造成事業、工業団地造成事業等。）によりその政策目的、目標が異なる。よって、本特例措置と比較可能性を有しない既存措置については、記載していない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本要望は新たに「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業に位置づけるものであるが、当該特例措置は適用対象となる事業（例えば流通業務団地造成事業、工業団地造成事業等。）によりその政策目的、目標が異なる。よって、本特例措置と比較可能性を有しない既存措置については、記載していない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本要望は新たに「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業に位置づけるものであるが、当該特例措置は適用対象となる事業（例えば流通業務団地造成事業、工業団地造成事業等。）によりその政策目的、目標が異なる。よって、本特例措置と比較可能性を有しない既存措置については、記載していない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用件数については、評価書作成時、精査中であった。1地区あたり18件程度の適用を見込んでおり、全体で18地区×19地区=340地区程度の適用が見込まれている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本要望は新たに「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業に位置づけるものであるが、当該特例措置は適用対象となる事業（例えば流通業務団地造成事業、工業団地造成事業等。）によりその政策目的、目標が異なる。よって、本特例措置と比較可能性を有しない既存措置については、記載していない。

【国交18】

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

事業認可前は施行者に収用権がなく、地権者の同意無くしては土地売買契約が成立しないため、地権者が課税上損をするタイミングで契約が成立することは考えにくい（居住用資産の買換え特例や3,000万円控除等の特例が適用可能で、かつ当該特例措置で地権者への課税が避けられる等の事情を満たす場合に限られるものと思料）。よって、減収見込みは生じないものと整理している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例措置による減収額は見込んでいない。また、税制措置の効果としては、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画事業で整備するスケジュールが短縮できるものである旨、説明済みである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充 （国税3）（法人税：義） （地方税7）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	東日本大震災被災地において整備されることが想定される一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるよう、拡充する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。  《政策目的の根拠》 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号）において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る目的が定められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市計画事業の事業期間を短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 施設整備に係る都市計画事業の事業期間を半年以上、短縮する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。

8	有効性等	①：適用数等	主に被災地で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業の相当数での適用が見込まれる。 平成24年8月末現在、復興整備計画の作成を予定している岩手、宮城、福島県の3県の津波被災41市町村のうち、復興整備事業として一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備を計画し、復興交付金が配分されているのは13市町村であり、地区数は延べ19地区である（国土交通省都市局把握分）。
		②：減収額	本特例措置に係る減収額は生じない。
		③：効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波による災害の発生のおそれが高く、災害防止・軽減の必要性が高いと認められる区域において、市街地が有すべき諸機能に係る施設を一体的に整備するため、都市施設の類型に追加されたものであり、当該施設を整備する都市計画事業を早期かつ円滑に実現させることで、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることが可能となる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度) 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、都市計画事業の事業期間が半年から1年程度短縮されることとなる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度) 事業の推進のための円滑な用地取得ができず、地権者の生活再建が遅れることとなる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度) 本特例措置に係る減収額は生じない。
9	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	都市計画事業に係る地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。 一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。

		③：地方公共団体が協力する相当性	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業は市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市緑化等による温室効果ガス吸収量）は、都市緑化の推進等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標（二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図ること）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

 ⑫ 将来における税収減を是認するような効果が発現するのかについて、定性的に「本特例措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。」と説明しているが、その根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来（平成25年度～28年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）。
    - 本租税特別措置等の減収額の将来（平成25年度～28年度）推計についての算定根拠が明らかでないため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、試算・推計方法を明らかにし、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「特別緑地管理機構制度の活用により、行政としての取り組みに加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、あわせて、目標の達成に寄与するものである。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来

予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

## 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることについて、「本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、NPO等市民団体等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。」と説明されているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## <点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
前回要望時（平成7年）における具体的な達成目標は設定されておらず、緑地管理機構の買入れを背景とした特別緑地保全地区の指定の促進により、緑豊かな都市環境の形成、環境と調和した都市の実現等の幅広い視点からの環境保全に資することを目的としている。今般、都市の低炭素化の促進に関する法律が成立した趣旨を鑑み、引き続き上記の目的を達成すべく、本租税特別措置等を引き続き実施する必要性があることは明白である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
今回要望する租税特別措置の有効性としての適用数に、毎年度1件/年と記載していることから、将来予測の説明であることは明らかである。また、過去、緑地管理機構による都市緑地法第17条に基づく買入れによる本租税特別措置の適用は現時点で確認されていないことから、過去の実績について記載されなかったもの。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
過去、緑地管理機構による都市緑地法第17条に基づく買入れによる本租税特別措置の適用について、具体的な想定数を掲げておらず、また現時点でその適用が確認されていないことから、過去の実績について記載されなかったもの。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
今回要望する租税特別措置の有効性としての適用数に、毎年度1件/年と記載していることから、将来予測の説明であることは明らかである。  
また、「算定根拠については、記載欄の大きさ等から本評価書内で示すことが困難であったために記載されなかったもの。」としたが、今般、【別紙】の通り、算定根拠を記す。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
過去、緑地管理機構による都市緑地法第17条に基づく買入れによる本租税特別措置の適用は現時点で確認されていないことから、過去の実績について記載されなかったもの。



適用件数調査(別紙)

特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充

適用件数： 所得税(適用個人)  
 平成24年度 0 件  
 平年度 2 件

法人税(適用法人)  
 平成24年度 0 件  
 平年度 1 件

1. 前提条件

- (1) 想定 の 買取り件数/年 (平成22年度末現在、全て地方公共団体による買取り) 84 件 (1)  
 (平成18年度～平成22年度における買取り実績420件÷5年にて算出)  
 ※適用個人及び適用法人の合計件数
- (2) (1)のうち、特定緑地管理機構が買取りを希望する割合
- |         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 平成 24年度 | 0 % | (2)-1 |
| 平成 25年度 | 2 % | (2)-2 |
| 平成 26年度 | 3 % | (2)-3 |
| 平成 27年度 | 4 % | (2)-4 |
| 平成 28年度 | 5 % | (2)-5 |

※原則として、地方公共団体が買い取る事が主であるため。  
 ※特定緑地管理機構の指定は、市町村による低炭素まちづくり計画策定後となるため、  
 適用は平成25年度以降で、指定件数の増加に応じて適用件数も増加するものと想定。

- (3) (1)のうち、適用個人と適用法人の内訳
- |    |      |       |
|----|------|-------|
| 個人 | 80 % | (3)-1 |
| 法人 | 20 % | (3)-2 |

2. 適用件数の算出

〈平成25年度〉[適用件数]		
(1) × (2)-1 × (3)-1	個人	0 件
(1) × (2)-1 × (3)-2	法人	0 件
〈平成26年度〉[適用件数]		
(1) × (2)-2 × (3)-1	個人	1 件
(1) × (2)-2 × (3)-2	法人	0 件
〈平成27年度〉[適用件数]		
(1) × (2)-3 × (3)-1	個人	2 件
(1) × (2)-3 × (3)-2	法人	1 件
〈平成28年度〉[適用件数]		
(1) × (2)-4 × (3)-1	個人	3 件
(1) × (2)-4 × (3)-2	法人	1 件
〈平成29年度〉[適用件数]		
(1) × (2)-5 × (3)-1	個人	3 件
(1) × (2)-5 × (3)-2	法人	1 件
〈平年度〉[適用件数]		
	個人	2 件
	法人	1 件

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充 (国税5)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を特定緑地管理機構(※)に譲渡した場合の法人税等について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。  ※ 今般の通常国会で成立した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)において、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長は、緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人等、又は特定非営利活動法人を特定緑地管理機構として指定することができることとし、特定緑地管理機構は、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構(租税特別措置法第65条の3において、上記法人税に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除を措置済)とみなす旨が規定されている。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年:都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構が買入れる場合を追加。 (租税特別措置法第65条の3)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  建築物や自動車などに由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市において、二酸化炭素の吸収源対策やヒートアイランド対策となる緑地の保全及び緑化の推進に係る課税特例措置を講ずることで、都市の低炭素化を図る。                  《政策目的の根拠》                  京都議定書目標達成計画(H20閣議決定(改訂))、ヒートアイランド対策大綱(H16関係省庁連絡会議)等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案(平成22年3月12日閣議決定)においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされているところである。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標3 地球環境の保全                  施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図る。                  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  都市緑化等による温室効果ガス吸収量                  107万トン-CO2/年(平成28年度) ※次期社会資本整備重点計画</p>



8	有効性等	① 適用数等	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による買取対象である地方公共団体及び緑地管理機構に特定緑地管理機構が加わることで、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。 毎年度：1件/年 ※原則として、地方公共団体が買い取るのが主であるため。
		② 減収額	本拡充措置は、特別緑地保全地区内の土地所有者の申し出に対して買取を行うことが可能となる相手方として新たに特定緑地管理機構が加わるものであり、減収額は生じない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 都市の低炭素化については、緑地の保全及び緑化の推進施策の実施を通じ、二酸化炭素の吸収源の確保、ヒートアイランド現象の緩和による間接的な二酸化炭素排出量の抑制、低炭素化につながる集約型都市構造の実現等に取り組んでいるところであるが、それらの取り組みを継続し、一層の低炭素型都市の実現並びに地球温暖化防止を進める必要がある。 地球温暖化防止に関しては、都市緑化等については、森林と並ぶ吸収源対策として気候変動枠組み条約事務局にその結果を毎年報告しており、2010年分については、約105万トン-CO2の吸収量が確認されているところである。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 都市緑化等による二酸化炭素の吸収量の確保並びに都市の低炭素化を進めるにあたっては、緑化の推進及び緑地の保全活動を通じた都市内の緑地の確保と樹木等の育成を促進する緑地の適正な管理が求められる。そのほか、市街地及びその周辺における緑地保全を進めることで、都市の拡散の抑制やヒートアイランド対策効果を通じた都市の低炭素化に寄与するものである。 このうち緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の指定及びその買取・管理を進める必要がある。地方公共団体と同様の租税特別措置が講じられた特別緑地管理機構制度の活用により、行政としての取り組みに加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、あわせて、目標の達成に寄与するものである。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 市長村レベルのNPO等市民団体による緑地保全を妨げることとなり、地方公共団体に緑地の保全・管理が偏ることで、地方自治体の負担増加や管理が行き届かない事象が発生し、ひいては緑地の荒廃に至ることで、都市の低炭素化の阻害が懸念される。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 本特例措置の拡充による税収減は生じない見込みである。 なお、本特例措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資

			する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、NPO等市民団体等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	市町村自らが指定する特定緑地管理機構による緑地の管理・保全が推進されることは、地方公共団体の負担軽減の他、市町村に特化した市民団体であるが故に市町村との間における良好なコミュニケーションと市民発意の積極的な緑地保全を促進することから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			<input type="checkbox"/>
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうちいまだ浸水のおそれのある家屋数）は、公共事業による河川改修等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

また、「本件税制の存置により、…税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約 20,000m<sup>3</sup>程度の対策容量が確保されており、「税制を存置することの効果は高い」と説明しているが、租税特別措置等が対策容量の確保にどの程度寄与し、ひいては目標である過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、いまだ浸水のおそれのある家屋数の減少にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、…平成 23 年度時点の実績は約 390 万戸」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 25 年度からは…過去 10 ヶ年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が

目標の達成にどの程度寄与するのが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (国税29)(法人税)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	水管理・国土保全局治水課、水資源部水資源政策課、下水道部下水道企画課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m3以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m3以上→200m3以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m3以上→100m3以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m3→300m3以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m2以上→5,000m2以上
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。  近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。  一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。

		<p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画 1-3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (1) 大規模水害の未然の防止等</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜大規模水害の未然の防止等＞ 人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大規模水害の未然の防止等 ＜水害対策に関する指標＞ 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度末)→約4.9万戸(H26年度末)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】</p>

		<p>H20年度以前については(社)雨水貯留浸透技術協会が、H21年度以降については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 (推計方法は別紙に記載)</p>
	② 減収額	<p>H10年度：0.4百万円、H11年度：3百万円、H12年度：19百万円、H13年度：35百万円、H14年度：28百万円、H15年度：76百万円、H16年度：38百万円、H17年度：49百万円、H18年度：62百万円、H19年度：73百万円、H20年度：46百万円、H21年度：83百万円、H22年度：49百万円、H23年度：97百万円、H24年度：81百万円、H25年度：89百万円、H26年度：96百万円</p> <p>【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成19年度 525万戸 → 平成23年度 390万戸 本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。 本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることにより、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。 社会資本整備重点計画において、中核・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成24年度までに約235万戸にする目標を掲げているところ、平成23年度時点の実績は約390万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。 平成25年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去10ヶ年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成26年度) 例えば新川(愛知県)を例に取ると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が1.1倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。 本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>



		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19年度～平成23年度)</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m<sup>3</sup>程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池(貯留量12,500m<sup>3</sup>)の整備では施工期間4年、建設費約1.7億円(用地費含まず)を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税収の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共(国・地方公共団体)が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p style="text-align: center;">—</p>

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1) 政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策—特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証—」 (平成22年3月国土交通省)」</p> <p>(2) 政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p style="padding-left: 20px;">小幡 純子 (上智大学法科大学院院長) 城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授) 小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) 重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授) 清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3) 具体的提言等 評価書31頁11～14行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31頁32～36行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既存市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p> <p>平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)</p>

(別 紙)

適用件数・減収額の推計  
【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数 を推計するために、任意のアンケート調査を実施
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分  
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。

なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50% と仮定。

2. H25～H26 年度の適用件数・減収額の推計<貯留施設>

- ①直近 6 年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいて H25～H26 の適用件数を推計。

近似式  $y=0.8571x-1416.6$

→ 適用件数 H25=308 件、H26=310 件

- ②貯留施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1 件当たり貯留施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 308 件 × 5,406 万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,524 万円

H26 = 310 件 × 5,406 万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,547 万円

※貯留施設の 1 件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物 1 件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1 件あたり 5,406 万円 で設定。

※割増償却率  $0.083 \times 10\% = 0.0083$ （耐用年数 30 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年に該当。

※法人税率 25.5%

3. H25～26 年度の適用件数・減収額の推計<浸透施設>

- ①直近 4 年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$y=7.9x-15844$

→ 適用件数 H25=59 件、H26=66 件

- ②浸透施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1 件当たり浸透施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 59 件 × 14,293 万円 / 件 × 0.0250 × 0.255 = 約 5,376 万円

H26 = 66 件 × 14,293 万円 / 件 × 0.0250 × 0.255 = 約 6,014 万円

※1 件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件 1 件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。

1 件あたり 14,293 万円 で設定。

※割増償却率  $0.250 \times 10\% = 0.0250$ （耐用年数 10 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト 又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年に該当。

※法人税率 25.5%

4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25 年度		
(貯留施設)	適用件数 308 件	減収額 3,524 万円
(浸透施設)	適用件数 59 件	減収額 5,376 万円
計	適用件数 367 件	減収額 8,900 万円
H26 年度		
(貯留施設)	適用件数 310 件	減収額 3,547 万円
(浸透施設)	適用件数 66 件	減収額 6,014 万円
計	適用件数 376 件	減収額 9,561 万円





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
  - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【国交21】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	<b>1815.9</b>
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	<b>10842.4</b>
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	<b>12658.3</b>

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税) (国税42)(法人税:義) (地方税37)(法人住民税:義、法人事業税:義)</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備:熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率:「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け</p> <p>対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日</p>

	<p>から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>水管理・国土保全局下水道企画課 住宅局住宅生産課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成24年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>平成25年4月1日から平成28年3月31日までに延長 (現行:平成23年6月30日から平成26年3月31日まで)</p>
7	<p>必要性等</p> <p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を継続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P. 8~9該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援してることが必要である。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p> <p>②:政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う に包含</p> <p>③:達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p>



		<p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減)</li> <li>・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>適用事業者数(見込み) 平成24年度(見込み) 約66,000 平成25年度(見込み) 約100,000 平成26年度(見込み) 約126,000 平成27年度(見込み) 約148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。) ※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		<p>②: 減収額</p> <p>平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円</p>
		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。 しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しがなされている状況である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税收減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。 一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。 また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】 税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。 これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>



	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資 額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額  
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（海外投資家の我が国公社債等市場への参加）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率）は、国内投資家の投資状況及び国内市場の動向等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ④⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成24年6月30日現在で、「101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1,457億円」と把握されているが（ただし、本租税特別措置等の適用数の過去の実績について年度ごとに把握されていないため、適用数の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。）、本租税特別措置等が適用される振替社債等の発行体数等の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点

検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでないため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「(現行の時限的な利子非課税制度の下と)最低でも同程度の投資は見込まれる上に、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況(評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明)  
本租税特別措置等は、一定の結果を達成すれば役目を終えるという性質のものではなく、恒久的に存在することによって、海外投資家による振替社債等の保有及びそれによる我が国資本市場の活性化という目的が達成されるものなので、引き続き実施すべき合理性があることは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)  
本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債等につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度:15億円、平成23年度:31億円、平成24年度:26億円である。算出方法は暦年のものと同様、初年度の平成22年度については各月末の残高の平均、平成23年度及び平成24年度はそれぞれ平成24年3月末及び平成24年6月末の残高を使用した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化 (国税43)(法人税:義)
2	要望の内容	現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等の利子に係る非課税制度の期限(平成25年3月31日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室 道路局総務課道路政策企画室 土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室 水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正にて3年間の時限的措置として導入。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人、Jリークの資金調達を円滑化を図る。 《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)94頁中「2020年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家の我が国公社債等市場への参加。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の恒久化により、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、我が国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増す。潜在的な投資家層が増加すれば、債券取引もそれに伴い活発化し、流動性も増大して、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能も向上し、より効率的な市場の実現に資することとなる。また、投資家層の厚みが増せば、資金調達に係る需給が逼迫する可能性も減少し、不当に不利な発行条件での発行や、他社の大規模資金調達が予想される場合の駆け込み発行もなされなくなり、企業等の安定した資金調達に寄与する。
		② 減収額	平成24年6月30日現在で、101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1457億円が適用対象となっている。
		③ 効果・達成目標の実現状況	平成24年6月30日現在で、101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1457億円が適用対象となっている。 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活発化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足る投資家層の厚みは未だ形成途上にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成24年6月30日現在で101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1457億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 税収減はないと見込まれる。



9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担  ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>従前我が国の社債等市場に海外投資家が参加してこなかった主な理由は、投資家の居住国での課税前の利回りを低下させることとなる、源泉国たる我が国での利子への課税であり、これが存在する限り、国内発行社債等の海外での販促活動等の施策も奏功し難い。従って、海外投資家を我が国の社債等市場に呼び込むには、現行の時限的な非課税制度を恒久化することが最適な策であり、かつ他の全ての施策の前提となるものであって、妥当である。また、先進諸外国では海外投資家の受ける社債等の利子は原則非課税であり、我が国が海外投資家にのみ振替社債等の利子を非課税としても、それは「債券の利子は投資家の居住国にて課税する。」との潮流に合わせるに過ぎず、何ら課税の公平を損なうものではなく、むしろ海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性を排除し、内外の無差別取扱の実現に資するものであって、妥当である。非課税制度の適用者の数については、そもそも適用の可能性があるので、普通社債等を公募することができる信用力の高い発行体に限られており、単純に絶対数のみから適用実績が少ないと判断すべきではない。また、現状においては時限的措置であることから、海外投資家側で国内発行社債の投資の前提となる調査、分析に多くの人的、物的資源を投入できず、そのため、信用力の高い発行体の中でも、営む事業の性質上収益の変動が少ないことから特に信用力の高いものと考えられている発行体（電力会社等）、及び海外 IR 活動に注力している発行体に限られているところ、恒久化の暁には、海外投資家としても我が国で発行される社債等への投資に対する調査及び分析に係る体制を充実させ、これまで投資がなされていなかった銘柄への投資が行われることが見込まれるため、妥当である。</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の達成目標（2020年を用途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約1%とすることを目安とする。）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
      - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合及び高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合）は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における補助金等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

  - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租税特別措置等の必要性が説明されることと相俟って、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「国土交通省アンケート」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
  - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が1.5%（H20）から1.7%（H23）に向上している。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
    - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「アンケートの結果によれば、税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブに

つながると考える者の割合 21%」と説明しているが、「インセンティブにつながる  
と考える者の割合 21%」の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、  
アンケート結果の 21%という数字が、本租税特別措置等の寄与率となることを説  
明しておらず、これらを明らかにした上で、本租税特別措置等の効果・達成目標  
の実現状況について適切に説明を行う必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護な  
どのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租  
税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等  
の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明  
する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点  
検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、  
当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

## 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切で  
あることについて「割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を  
図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないこと  
から、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である」と説明されているが、  
補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比  
較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたも  
のの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・  
分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現  
状況>欄への補足説明）

「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において、高齢者人口に対する高齢者向けの住まい  
の割合は 1.7%（H23）と明示しており、2020 年において 3～5%という目標はまだ達成されてお  
らず、また、前回要望時における目標達成時期（2020 年）は未到来である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

- ・ 適用数等の算定については、別紙参照。
- ・ 評価書における適用数の将来推計（平成 24 年度～平成 26 年度の見込み）について、それぞれ  
「3302 戸」である（別紙参照）。
- ・ 別紙の「1. 対象戸数の推計」において、「10 戸以上の建物は全体の 91%と見込む」とする根  
拠について、平成 24 年 6 月に国土交通省が実施したサービス付き高齢者向け住宅の事業者に対  
するアンケート結果において、新規供給されたサービス付き高齢者向け住宅で 10 戸以上の建物  
は有効回答全体の 91%（138 棟中 126 棟）を占めていたため、当該数値を推計の際に利用してい  
る（別紙参照）。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

- ・ 減収額の算定については、別紙参照。
- ・ 別紙の平成 23 年度における初年度の「3. 減収額見込み」については、「耐用年数 35 年以上 1.7  
百万円、耐用年数 35 年未満 9.0 百万円、合計 10.7 百万円」である（別紙参照）。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

- ・ 減収額の算定については、別紙参照。
- ・ 別紙の「1. 対象戸数の推計」において、「耐用年数 35 年以上のものが全体の 37%と見込む」  
とする根拠について、平成 24 年 6 月に国土交通省が実施したサービス付き高齢者向け住宅の事  
業者に対するアンケート結果において、耐用年数が 35 年以上となる構造の建物の割合が有効回  
答全体の 37%（94 棟中 35 棟）を占めていたため、当該数値を推計の際に利用している（別紙参  
照）。

平成18年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の件数

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	238 戸…①
耐用年数35年以上	226 戸…①
耐用年数35年未満	12 戸…① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円…②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022 …③
耐用年数35年未満	0.030 …③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	5.0 割増…④
	耐用年数35年未満	3.6 割増…④

○戸当たり割増償却費

減価償却資産の残存割合(10%)を考慮して、②×(1-0.1)×③×④より、

耐用年数35年以上 (初年度)	9 万円…⑤
耐用年数35年未満 (初年度)	9 万円…⑤

耐用年数35年以上 (平年度)	15 万円…⑤
耐用年数35年未満 (平年度)	15 万円…⑤

3. 減収見込み

・税率 30.0 %…⑥

減収見込額は、①×⑤×⑥×⑦×⑧より、

(初年度) 耐用年数35年以上	6 百万円
耐用年数35年未満	0 百万円
合計	6 百万円

(平年度) 耐用年数35年以上	10 百万円
耐用年数35年未満	1 百万円
合計	11 百万円

平成19年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	35 戸…①
耐用年数35年以上	33 戸…①
耐用年数35年未満	2 戸…① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円…②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022 …③
耐用年数35年未満	0.030 …③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	4.0 割増…④
	耐用年数35年未満	2.8 割増…④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %…⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度) 耐用年数35年以上	1 百万円
耐用年数35年未満	0 百万円
合計	1 百万円

(平年度) 耐用年数35年以上	1 百万円
耐用年数35年未満	0 百万円
合計	1 百万円

平成20年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

	162 戸・・・①
耐用年数35年以上	154 戸・・・①
耐用年数35年未満	8 戸・・・① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円・・・②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	・・・③
耐用年数35年未満	0.030	・・・③
(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)		

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率	耐用年数35年以上	4.0 割増・・・④
	耐用年数35年未満	2.8 割増・・・④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %・・・⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度)	耐用年数35年以上	4 百万円
	耐用年数35年未満	0 百万円
	合計	4 百万円
(平年度)	耐用年数35年以上	6 百万円
	耐用年数35年未満	0 百万円
	合計	6 百万円

平成21年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅生活支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者向け優良賃貸住宅が併設されるもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	0 戸	・・・①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	・・・①

と見込まれる。

(2) 一般型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者向け優良賃貸住宅が併設されていないもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

耐用年数35年以上のものは、	50 戸	・・・①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	・・・①

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的な高齢者賃貸住宅)

(1)の場合	970 万円	・・・②
(2)の場合	900 万円	・・・②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	・・・③
耐用年数35年未満	0.030	・・・③
(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)		

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合	耐用年数35年以上	5.5 割増	・・・④
	耐用年数35年未満	4.0 割増	・・・④
(2)の場合	耐用年数35年以上	2.8 割増	・・・④
	耐用年数35年未満	2.0 割増	・・・④

3. 減収見込み

・税率 30.0 %・・・⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤(又は①'×②'×③×④'×⑤)より、

(1)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
(2)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.8 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.8 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	1 百万円
		耐用年数35年未満	0 百万円
		合計	1 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、1 百万円となる。

平成22年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

(1) 高齢者居宅生活支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されるもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

0 戸と見込まれ、		
耐用年数35年以上のものは、	0 戸	.....①
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	.....①

と見込まれる。

(2) 一般型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されていないもので本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

0 戸と見込まれ、		
耐用年数35年以上のものは、	0 戸	.....①'
耐用年数35年未満のものは、	0 戸	.....①'

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的な高齢者賃貸住宅)

(1)の場合	1000 万円	.....②
(2)の場合	750 万円	.....②'

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	.....③
耐用年数35年未満	0.030	.....③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合			
耐用年数35年以上	5.5 割増	.....④	
耐用年数35年未満	4.0 割増	.....④	
(2)の場合			
耐用年数35年以上	2.8 割増	.....④'	
耐用年数35年未満	2.0 割増	.....④'	

3. 減収見込み

・税率 30.0 %...⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤(又は①'×②'×③×④'×⑤)より、

(1)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
(2)の場合	(初年度)	耐用年数35年以上	0.0 百万円
		耐用年数35年未満	0.0 百万円
		合計	0.0 百万円
	(平年度)	耐用年数35年以上	0 百万円
		耐用年数35年未満	0 百万円
		合計	0 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、**0**百万円となる。

平成23年度 サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

別紙

本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

781 戸と見込まれ、		
耐用年数35年以上のものは、	110 戸	.....①
耐用年数35年未満のものは、	671 戸	.....①

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費

(1)の場合	900 万円	.....②
(2)の場合	800 万円	.....②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上	0.022	.....③
耐用年数35年未満	0.030	.....③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

耐用年数35年以上	4.0 割増	.....④
耐用年数35年未満	2.8 割増	.....④

3. 減収見込み

・税率 20.0 %...⑤

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度)	耐用年数35年以上	1.7 百万円
	耐用年数35年未満	10.1 百万円
	合計	11.9 百万円
(平年度)	耐用年数35年以上	3 百万円
	耐用年数35年未満	15 百万円
	合計	18 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、**18**百万円となる。



サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 減収試算(国税)

<法人税>

【サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長による減収額】

1. 対象戸数の推計

2020年に約3,612万人と推計される(国立・社会保障人口問題研究所 H24推計)高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を3%とすることを目標とすると、2020年までに高齢者向けの住まいが、約108万戸整備されている必要がある。  
2011年における高齢者向けの住まいは約52万戸であることから、毎年6万戸の高齢者向けの住まいが供給されることを目指し、このうち政策支援措置の対象となるサービス付き高齢者向け住宅の戸数を毎年30000戸と見込む。

うち、法人によって供給される戸数は、現在供給されているサービス付き高齢者向け住宅のうち法人が供給しているものの割合が98%(国土交通省調べ)であることから、  
29400 戸と見込まれ、  
割増償却利用率が56.1%(登録事業者の業種別割合を勘案した黒字率)、アンケートを元に得た本税制利用割合を乗じた率)とすると、割増償却の適用を受けられる戸数は、  
16493 戸と見込まれる。  
うち床面積が25㎡以上のものを、全体の22%と見込むと、  
3629 戸  
うち、10戸以上の建物には全体の91%と見込むと、  
3302 戸  
うち、耐用年数35年以上のものが全体の37%と見込むと、  
(1)耐用年数35年以上のものは、  
1222 戸  
(2)耐用年数35年未満のものは、  
2080 戸

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的なサービス付き高齢者向け住宅)

(1)の場合 900 万円 .....⑧  
(2)の場合 800 万円 .....⑧

○償却率(定額法)

(1)の場合 0.022 .....⑨  
(2)の場合 0.030 .....⑨

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合 4.0 割増 .....⑩  
(2)の場合 2.8 割増 .....⑩

○割増償却費

(1)の場合 7.92 万円 .....⑪  
(2)の場合 6.72 万円 .....⑪

3. 減収見込み

○法人税率 .....⑫  
40.0 %

○減収見込額は、⑦×⑩×⑫(又は⑦'×⑩'×⑫)より、

耐用年数35年以上	39	百万円
耐用年数35年未満	56	百万円
合計	95	百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(国税32)(法人税:義)
2	要望の内容	(1)現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増)で償却する。  (2)要望の内容 本特例の適用期限(平成25年3月31日)の2年間延長
3	担当部局	住宅局安心居住推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 ○「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)において、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられている。 (※)平成23年1月25日においては、改正高齢者住まい法が成立していなかったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)に

		<p>において、基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。」ことが挙げられている。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置づけられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置づけられている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図るに包含。</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020 年を目的に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。</p> <p>この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約 1% とすることを目安とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を 2020 年を目的に欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8 有効性等	①: 適用数等	<p>平成 18 年度 238 戸</p> <p>平成 19 年度 35 戸</p> <p>平成 20 年度 162 戸</p> <p>平成 21 年度 50 戸</p> <p>平成 22 年度 0 戸</p> <p>平成 23 年度 781 戸</p> <p>平成 24 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 25 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 26 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p>

		<p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約 3300 戸程度と見込まれる。</p> <p>平成 23 年度に供給されたサービス付き高齢者向け住宅戸数（床面積 25 ㎡以上のもの：1527 戸（国土交通省推計））や昨今の経済状況を考慮すると、適用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されている。</p>
	②: 減収額	<p>平成 18 年度 11 百万円</p> <p>平成 19 年度 1 百万円</p> <p>平成 20 年度 6 百万円</p> <p>平成 21 年度 1 百万円</p> <p>平成 22 年度 0 百万円</p> <p>平成 23 年度 18 百万円</p> <p>平成 24 年度 95 百万円（見込み）</p> <p>平成 25 年度 95 百万円（見込み）</p> <p>平成 26 年度 95 百万円（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p> <p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度 158 百万円と見込まれる。</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年度～平成 23 年度）</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。</p> <p>本租税特別措置は、2011 年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数である約 3 万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が 1.5%（H20）から 1.7%（H23）となっており、向上している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度）</p> <p>〈税による直接的な押し上げ効果〉</p> <p>平成 23 年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約 7,000 戸のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積要件（専用部分 25 ㎡以上）を満たすもの 22%</li> </ul>

		<p>・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブにつながると思われる者の割合 21%（国土交通省による供給事業者向けアンケート）</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度）          租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p> <p>なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと思われる者の割合は 63%（国土交通省による供給事業者向けアンケート）</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度）          今後急増する単身高齢者や要介護高齢者（※）に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考          単身高齢者は約 1.7 倍（2005 年→2025 年）          要介護高齢者は約 1.5 倍（2010 年→2025 年）          要支援 1 及び 2、要介護 1 の高齢者は平成 12 年と平成 23 年を比較すると約 2.7 倍に増加</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリアフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるため、その負担軽減に割増償却が有効である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業          「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p>&lt;対象&gt;          登録されたサービス付き高齢者向け住宅等</p> <p>&lt;補助額&gt;          建築費の 1/10 改修費の 1/3（国費上限 100 万円/戸）</p> <p>上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、明確に役割分担が図られている。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅の供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保寄与することとなる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月（平成 23 年度税制改正要望時）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、定性的に「新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進が図られていることから、税収減を是認する効果が認められる。」と説明しているが、その根拠が不明なため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合を14%（平成21年度）から30%（平成32年度）まで上昇）の実現状況について、不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合について、平成21年度の約14%から22年度には約17%に上昇と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合について、平成21年度14%から平成32年度までに30%にする）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」に

については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
 

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第14条においては、2,000㎡以上の特別特定建築物については「建築物移動等円滑化基準」に適合しなければならないと規定していることに加え、第17条においては、特定建築物のうち、より高度なバリアフリー化基準である「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合した場合には認定を受けることが出来るとし、より高度なバリアフリー化を促進する仕組みとしているものである。

また、第3条第1項の規定に基づき主務大臣が定める基本方針「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、「特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。」とされている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 

前回要望時の目標は、政策評価の見直し途中であったため暫定値として平成24年度において30%としていたが、平成23年度（直近）の達成状況は20%となっており、引き続き本租税特別措置が必要である。なお、今回は目標値を正式に設定している。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）
  - 達成目標及び測定指標の達成時期が適用期間（又は延長期間）を超えている理由の説明
 

政策評価体系の業績指標において、平成32年度において30%を目標として定めており、当該最終目標である平成32年度について記載したものである。なお、税制延長期間の平成26年度における目標は、税制改正要望において21%と設定している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
  - 過去の実績について、適用数が想定外に僅少ではなかったことに対する補足説明
 

前回延長要望時においては、平成23年度 21件、平成24年度 21件と想定していた。直近の平成23年度実績は14件であり、所期の想定と比較して僅少であるとはいえない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
  - ・ 平成20年度～平成23年度の適用実績の平均から、各14件（所得税含む）と推計している。  
 $(19+15+9+14) \div 4 = 14$ （件/年）
  - ・ 平成24年 14件、平成25年 14件、平成26年 14件と見込んでいる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）



【国交24】

- ・ 建築統計年報から非木造建築物の平均単価を参考として 18 万円/㎡を採用し、また、直近の特例適用可能建築物の平均面積から 16,000 ㎡の建築物をモデルケースと設定して、39 年で償却するものとした平年ベースの減収額を計算している。  
2,880 百万円×0.026（償却率）×10%（割増償却）×25.5%（税率）×13 件×5 年=124 百万円
- ・ 平成 24 年 124 百万円、平成 25 年 124 百万円、平成 26 年 124 百万円と推計している。

⑬ 補助金等の施策に比較し、民間建築主が自主的にバリアフリー化を行った場合にはエリア等により対象を限定せずその負担軽減を図る本特例措置は、より少ない国庫負担により、バリアフリー化の目的に寄与するものである。

⑭ 本特例措置は、建築物全体を対象として、建築物の用途を問わずに民間建築主にバリアフリー化に要する負担軽減のインセンティブを与える支援策としての役割を担っているものであり、他の政策手段（バリアフリー環境整備促進事業）とはその趣旨や対象を異にしており、適切な役割分担を果たしている。なお、バリアフリー環境整備促進事業は、市街地内の移動円滑化経路を整備するため、建築物内外のスロープやエレベーター等の移動システムで商業用以外の公益的施設に至る経路を形成するものを対象として支援を行っているものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長 (国税15)(法人税:義)
2	要望の内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定特定建築物(床面積(増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積)が2,000㎡以上50,000㎡未満であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの)の割増償却制度(現行割増償却率10%、5年間)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充(老人ホーム等、増改築) 平成15年度 適用期限の2年延長 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長(50,000㎡未満へ)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 デパート、病院、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。  《政策目的に係る達成目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)  《政策目的の根拠》 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律91号)



		②: 政策体系における政策目的の位置付け	「国土交通省 政策評価体系」 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を促進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 誘導的なバリアフリー化の基準に適合した新築が進むことで、多くの高齢者・障害者が利用する建築物全体のバリアフリー化の促進が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等	適用実績 平成21年度 15件 平成22年度 9件 平成23年度 14件 平成24年度～平成26年度 14件(見込み)  ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。  ※平成24～26年度については、過去の適用実績をふまえた見込み値であり、うち1件は所得税。  過去の適用件数は上記のとおりであり、おおむね想定どおり有効に活用されている。 なお、過去の適用実績では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。
		②: 減収額	減収額 平成21年度 238百万円 平成22年度 71百万円 平成23年度 136百万円 平成24年度～平成26年度 124百万円(見込み)  ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。 ※減収見込みについては、延床面積16,000㎡で18万円/㎡の建築物を想定し、毎年13件の適用があるものとして試算した。
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成26年) 多くの高齢者・障害者が利用する建築物の建築に当たり、誘導的なバリアフリー基準に適合させるためには、多大な追加的コスト負担を必要とする。本税制特例(割増償却)は、当該追加的コスト負担を行う民間事業者の投資直後における税負担を軽減させるものであり、負担に対するインセンティブとなることで、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化を促進しようとするものである。

			実際に、本税制特例は、大規模ショッピングセンター等の集客力のある施設や病院、老人センター等の高齢者等が主に利用する施設について、毎年度14件程度適用されており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進に寄与している。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成26年) 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成21年度:約14% → 平成22年度:約17%  直近の評価である「平成23年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年～平成26年) 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、百貨店等不特定多数の者又は高齢者・障害者が主に利用する建築物)のフローのうち、誘導基準に適合するものの割合を平成32年度末までに30%以上とする目標の達成が困難となる。 誘導的なバリアフリー基準を満たさない建築物が新たに建築され、不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー化が進まない結果、高齢者等の社会参加・自立が促進されないことになる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成26年) 本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進が図られていることから、税収減を是認する効果が認められる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例措置のみである。 本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却(10%5年間)が的確かつ必要最小限な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例は、建築物全体を対象として、建築物の用途を問わずに、民間建築主のバリアフリー化に要する負担軽減のインセンティブを与える支援策としての役割を担っている。

【国交24】

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（我が国商船隊における外航日本船舶数及び我が国商船隊における外航日本船舶数と、我が国商船隊が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）の合計数）は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすること及び外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持すること）の実現状況について、「平成23年央で136隻」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）

で概ね 265 隻とすること及び外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 450 隻とし、これを平成 29 年度まで維持することの実現状況の将来予測について、「5年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 265 隻とすることとともに、外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 450 隻とし、これを平成 29 年度まで維持」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）  
根拠法令等としては「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」があり、その記載箇所は以下のとおり。また、政策目的である外航日本船舶の増加については、その目標達成率が国土交通省の業績指標にも位置づけられており、ひいては国土交通省の政策目標及び施策目標に根付くものであるため、国土交通省の政策体系の中で明らかに優先度の高いものと言える。

○安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について  
（平成 19 年 12 月 20 日交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申）

第 1 章 安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方

2. 我が国経済・国民生活に対する外航海運の意義・必要性等

(3) 日本籍船・日本人船員の意義・必要性

② 日本籍船・日本人船員の意義・必要性

A) 法的位置付けを基にして考えられる日本籍船・日本人船員の意義・必要性

a) 経済安全保障のための管轄権が及ぶ輸送体制の確保

i) 四面環海、資源に乏しい我が国においては、経済安全保障の観点から、日本の管轄権が及ぶ一定の日本籍船を保有することが必要である。日本籍船は、日本の立法上及び執行上の管轄権下にあるため、非常時等において、日本政府による日本籍船に対する公権力の行使が可能である等日本政府が国家としての対応措置を執ることができる。また、このような日本の管轄権を適切かつ確実に行使することが期待される日本人船員を常時確保しておく必要がある。（以下略）

(4) 日本籍船・日本人船員の必要規模

上述のとおり、平時より一定規模の日本籍船・日本人船員を確保することが必要であり、その必要規模を試算した。試算に際しては、平成 9 年の海運造船合理化審議会海運対策部会の答申「新たな経済環境に対応した外航海運のあり方」における日本籍船の必要規模の試算の考え方も参考にしつつ、以下のようなケースを想定する。

① 全て日本籍船で輸送しなければならない状態が 1 年程度継続

② ①の状態において一定規模の国民生活・経済活動水準を確保するための日本への輸入を対象とした輸送力に対応する日本籍船の必要規模を試算

一定規模の国民生活・経済活動水準としては、最低限の水準として、少なくとも健康で文化的な最低限度の生活水準と、当該水準に相当する経済活動水準が適当であると考えた。その水準の算出に当たっては、生活保護世帯の水準や最低賃金の水準を参考としたところ、最低限の水準は、概ね通常時の約 3 割強と試算された。また、日本人船員の必要規模の試算については、最低限必要な日本籍船に乗り組む船舶職員は全て日本人とするの考え方を採り、以下のようなケースを想定する。

① 日本籍船の必要規模を前提に、日本人船員の必要規模を試算

② 日本籍船に乗り組む船舶職員（船長 1 名、航海士 3 名、機関長 1 名、機関士 3 名）は全て日本人

③ 通年運航を可能とする最少限の船舶職員数

【国交25】

これらに基づき試算すると、最低限必要な日本籍船は約 450 隻となり、これらの日本籍船を運航するのに必要な日本人船員は約 5,500 人となる。一方、平成 18 年に外航海運業界は、業界の総意として、日本籍船を 5 年で 2 倍、日本人船員を 10 年で 1.5 倍に増加させることを目標とする旨を表明している。日本籍船・日本人船員の現状規模を踏まえれば、日本籍船約 450 隻、日本人船員約 5,500 人という必要規模を短期間で達成することは困難であり、今後、日本籍船・日本人船員の計画的な増加を図るべくさらに検討することが必要である。

減収見込額は、国税と地方税の納税見込額の合計金額について、①トン数標準税制が準日本船舶にまで拡充されない場合の納税見込額と②トン数標準税制が準日本船舶にまで拡充された場合の納税見込額との差を、各年度について推計し、平年度の減収額を求めたものである。

算定に用いた数値について、単価としては日本船舶及び準日本船舶の 1 隻あたり通常法人税額とみなし法人税額を単価として用い、数量としては日本船舶及び準日本船舶の平成 25 年度から 29 年度までの隻数見込みを用いた。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

税制新設要望時（平成 20 年度税制改正時）の達成目標は、①外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化、②外航日本船舶・日本人船員の確保・育成と定性的なものであった。その達成状況は、以下の通りであり、未だに目標は達成されていない。

①については、外航海運の世界では多くの国が導入している制度を導入するも、外国が全ての支配船舶を適用範囲としている一方、日本は、トン数標準税制の適用対象を外航日本船舶に限定しており、国際的な競争条件の均衡化は達成されていない。

②については、トン数標準税制を適用している計画の認定を受けた事業者 10 社について、上記計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、経済安全保障のために必要とされる外航日本船舶・日本人船員（450 隻、5500 人（平成 19 年 12 月 20 日交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申にもとづく））の確保はいまだ達成されていない。なお、東日本震災や原発事故を契機として、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている状況である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

「計画開始時」は平成 20 年度、「第 1 期」は平成 21 年度、「第 2 期」は平成 22 年度、「第 3 期」は平成 23 年度。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

外航日本船舶数 136 隻（平成 23 年現在）に対して、トン数税制認定事業者の外航船舶数は 132 隻（平成 24 年 3 月現在）であり、過去の適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っているとは言えない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

計画開始時から第 5 期終了時にかけての隻数実績及び見込みについては、「日本船舶・船員確保計画」の船舶の確保に係る認定基準（計画内の 5 年間で 2 倍に増加させること）を満たせると思料されることから、当該計画を認定した事業者の数値を合算し、算出しているものである。年度ごとの隻数実績及び見込みについては、下記のとおり。

基準日 (法施行日)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
77.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	131.8 隻	144.8 隻	160.8 隻

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充 （国税21）（法人税：義） （地方税9）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<p>【拡充要望】</p> <p>① 特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加する。</li> <li>各年度の対象隻数は、外航日本船舶の各年度増加隻数の3倍の準日本船舶隻数とする（ただし、各年度の適用隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする）。</li> <li>対象事業者は、平成25年度末までに「日本船舶等・船員確保計画」の新規又は変更認定を受けた船舶運航事業者とする。</li> </ul> <p>② 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国外航船社が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益を損金算入した後の利益に応じて納税額を算出することができる制度。</li> </ul> <p>準日本船舶のみなし利益水準（100純トンあたり）は、外航日本船舶の1.5倍とする。</p>
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度 創設（平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間（5年間）内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。）</p> <p>平成23年度 拡充要望（平成24年度以降の検討課題となる）</p> <p>平成24年度 拡充要望（平成24年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」こととされた）</p>
6	適用又は延長期間	5年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力を確保しつつ、外航日本船舶増加のペースアップを図るとともに、外航日本船舶を補完するものとして「準日本船舶」を確保することにより、経済安全保障の早急な確立を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申 （平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包括</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とする。</li> <li>外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とする。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国商船隊における外航日本船舶数</li> <li>我が国商船隊における外航日本船舶数と、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）の合計数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶は450隻とされていることから、</p> <p>①外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とすること</p> <p>②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とすることは、いずれも、政策目的の実現に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用実績（※）】</p> <p>・トン数標準税制認定事業者数：10社（平成24年3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>第1期実績</th> <th>第2期実績</th> <th>第3期実績</th> <th>増減 (計画開始時→ 第3期実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶数</td> <td>76.4隻</td> <td>95.4隻</td> <td>118.9隻</td> <td>131.8隻</td> <td>55.4隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各認定事業者の「日本船舶・船員確保計画」に基づき作成。</p>		計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)	外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻
			計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)								
		外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻								
② 減収額	<p>【実績（※）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の減税額合計：476百万円</li> <li>平成22年度の減税額合計：12,033百万円</li> <li>平成21年度の減税額合計：2,372百万円</li> </ul> <p>（「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者10社の合計。）</p> <p>【見込（※）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度拡充による減税見込額（平成25年度から平成29年度までの5年間の平年度減税額）：1,090百万円</li> </ul> <p>※減税額はいずれも国税と地方税の合計額。 ※各認定業者実績値及び見込値（日本船主協会アンケート）に基づき作成。</p>														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成20年～28年度）</p> <p>「日本船舶・船員確保計画（以下、『計画』という）」の認定を受けたトン数標準税制認定事業者10社について、下記の通り計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>【計画の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月時点認定事業者数：10社</li> <li>外航日本船舶の確保計画：77.4隻（計画開始時）→160.8隻（第5期終了時）</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20年～28年度）</p> <p>【本制度の創設時における達成目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化</li> <li>② 外航日本船舶・日本人船員の確保・育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>①については、トン数標準税制という外航海運の世界では国際標準となっている制度を日本船舶に対して導入したことは一定の達成目標への寄与が認められる一方、諸外国の多くが自国籍船以外もトン数標準税制としている点については、国際的な競争条件の均衡化に向けた課題として残っている。</li> <li>②については、上欄で記したように、トン数標準税制を適用してい</li> </ul> </li> </ol>														

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>る「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者10社について、計画開始時点の77.4隻から160.8隻（平成25年末時点）へと2.1倍の外航日本船舶の隻数増加が計画されており、これまでの外航日本船舶の減少傾向から増加に向かっており、船員の確保にも着実な取り組みが見込まれ、現行制度が有効に活用されていることがわかるが、我が国の経済安全保障の確立の観点では、必要規模確保の早期実現が求められる。</p> <p>【租税特別措置等による効果】</p> <p>トン数標準税制の適用対象に、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、①平成23年央で136隻である外航日本船舶を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることとともに、②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することの実現にも寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年～29年度）</p> <p>仮にトン数標準税制の拡充が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立</li> <li>②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</li> </ol> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25年～29年度）</p> <p>過去の減税額及び達成目標の実現状況は①及び②のとおりであり、本制度の創設時における達成目標の実現に向けての一定程度の効果が確認されているところ。</p> <p>トン数標準税制の拡充により、以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立</li> <li>②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</li> </ol>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易協定（内国民待遇）に抵触するおそれ。また、経済協力開発機構（OECD）において、造船に関して、平成6年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」（造船協定）が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。</p> <p>なお、規制・補助金等はない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本租税特別措置により、外航日本船舶増加のベースアップがなされ、また、日本商船隊の競争力が確保されることは、直接的には我が国が国外航船社による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解	「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月答申）」では、非常時における最低限必要な外航日本船舶を450隻と試算しており、経済安全保障の観点からの外航日本船舶の重要性にかんがみ、外航日本船舶の増加を図ることが至急の課題となっている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月（平成24年度税制改正要望時）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況の一部が説明されておらず、また本租税特別措置等を引き続き実施する合理性についての説明が不足しているため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「新造船におけるCO2排出量」、「新造船におけるNOx排出量」、「我が国商船隊の輸送比率」及び「年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数の割合」）は、他の租税特別措置である買換特例制度等の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定の一部が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
  - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

      - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（CO2削減、NOx削減等）の実現状況について一部が把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。また、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

    - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点

検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来（平成 24 年度、25 年度及び 26 年度）の推計についての算定根拠の一部が「過去の実績をもとに推計」と説明されているが、どのような算定根拠を用いて推計したのかが不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来（平成 24 年度、25 年度及び 26 年度）の推計についての算定根拠の一部が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について「オーナーが保有する外航船舶約 800 隻の維持・拡大及び環境負荷低減船の導入」、「年約 4% の船隊規模の拡大」、「我が国商船隊の輸送比率について、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね 10% を維持」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）  
（海洋産業の振興及び国際競争力の強化）  
第二十四条 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 53 号）」審議における附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
- 一、日本船舶・船員確保計画の認定状況やトン数標準税制の適用状況を継続的に把握し、その効果を検証するとともに、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。  
（略）
- 京都議定書目標達成計画（「〇エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進」部分から抜粋）  
「船舶部門においては、環境に優しく経済的な次世代内航船（スーパーエコシップ）等新技术を導入した船舶の開発・普及を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。また、船舶の燃費性能を評価する指標を確立し、燃費性能に優れた船舶の普及を推進する。」
- 海洋基本計画（「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」（1）経営基盤の強化から抜粋）「省エネルギー型船舶や省人型船舶への転換等による経営体質強化を促進する。」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
（外航船舶）  
前回要望時の平成 23 年度は、平成 27 年度まで我が国商船隊の輸送比率を維持すること及び平成 27 年度までに外航日本船舶数を 260 隻とすることを目標としたが、平成 23 年度の我が国商船隊の輸送比率は 9% であり、目標としていた輸送比率を維持することは出来なかった。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
（外航船舶）  
達成時期が当該適用期間を超えているのは、法定耐用年数により、環境にやさしい船舶へのリプレイスされることを考慮し、目標達成時期を設定したものである。



【国交26】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

（外航船舶）

外航船舶については年間建造隻数が限られており、過去の適用数が想定外に僅少であるとは言えない。また、前回延長要望時に想定されていた平成23年度の適用見込み数は、外航日本船舶が5隻、外航日本船舶以外の船舶が32隻であった。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

（外航船舶）

平年度の対象隻数を本租税特別措置の利用実績（過去3年平均）から求め、さらにエネルギー効率設計指標による二酸化炭素削減基準を本租税特別措置の対象要件に追加することにより、適用数を求めたもの。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

（外航船舶）

平年度の対象隻数を本租税特別措置の利用実績（過去3年平均）から求め、さらにエネルギー効率設計指標による二酸化炭素削減基準を本租税特別措置の対象要件に追加することにより適用数を算定し、将来の減収額を求めたもの。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

（外航船舶）

実現状況については、平成23年度の我が国商船隊の輸送比率は9%、CO2排出量は平成16年度比7.5%削減、本租税特別措置の適用される船舶からのNOx排出量は平成22年度比22%削減されていると把握している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の延長 (国税20)(法人税:義)
2	要望の内容	(外航船舶) 【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。 【特例措置の内容】 外航日本船舶……特別償却率 18/100 外航日本船舶以外の船舶……特別償却率 16/100 対象要件:従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成25年1月1日以降に契約した新造船に義務づけられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも一定の率、効率改善することを追加する。 二酸化炭素排出規制前に建造した船舶及び二酸化炭素排出規制対象外船舶については、現行の設備要件を継続する。 (内航船舶) 【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。 【特別措置の内容】 内航環境低負荷船……16/100 高度内航環境低負荷船……18/100
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年度 創設 (外航船舶) 平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長 (トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長 (経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) (内航船舶) 平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 拡充・延長 (スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%) 平成23年度 縮減・延長 (推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)
6	適用又は延長期間	2年間



7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、初期投資額が大きい船舶の省エネ・環境負荷低減に資する船舶への代替建造を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定期に維持し、安定的かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。</p> <p>内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、環境性能に優れた船舶への代替建造を促進し、モーダルシフトの担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋基本法(平成19年法律第33号)第24条</li> <li>・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成20年法律第53号)」審議における附帯決議</li> </ul> <p>(内航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)</li> <li>・海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)</li> </ul>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減: 平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)</li> <li>・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</li> <li>・我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%を維持</li> </ul> <p>(内航船舶)</p> <p>① 省エネ化、CO2・NOx排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減: 平成32年度までに25%の削減を行う(平成16年度比)</li> <li>・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</li> </ul> <p>② 環境低負荷船等の普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間建造隻数に占める内航環境低負荷船等の隻数割合35%以上(平成32年度時点)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新造船におけるCO2排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める二酸化炭素放出抑制指標)</li> <li>・新造船におけるNOx排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める窒素酸化物の放出量)</li> <li>・我が国商船隊の輸送比率(世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合)</li> <li>・年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数の割合</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っている</li> </ul>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>くことが必要であるとの考え方を基本とし、特別償却制度を具体的な取り組み事項として位置づけ、引き続き、特別償却制度によるさらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとともに、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の海上荷動量が4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%維持することは、日本商船隊に対する国内船主の船舶供給が可能になり、船体規模の維持・拡大が実現されたといえる。</li> <li>・大型内航船舶から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われることによって、地球温暖化対策の推進に寄与。</li> </ul> <p>(外航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位: 隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>36</td> <td>46</td> <td>32</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位: 隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはない。</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	7	5	3	5	4	4	外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7	高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4
			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																					
		外航日本船舶	7	5	3	5	4	4																																					
外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34																																							
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																							
内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7																																							
高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4																																							
②: 減収額	<p>(外航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,618</td> <td>1,584</td> <td>702</td> <td>1,130</td> <td>904</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>8,904</td> <td>11,796</td> <td>7,734</td> <td>7,636</td> <td>6,832</td> <td>6,832</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904	外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																							
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																							
外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904																																							
外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																																							

	<p>(内航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船</td> <td>291</td> <td>271</td> <td>285</td> <td>228</td> <td>266</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船</td> <td>41</td> <td>286</td> <td>132</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より          ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266	高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																
内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266																
高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183																
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成16年度～平成23年度)</p> <p>(外航船舶)              オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現及び環境負荷低減船舶の導入促進が可能。</p> <p>(内航船舶)              船舶特別償却制度により、環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航船舶の建造意欲が増進され、内航海運の安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスが図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成16年度～平成23年度)</p> <p>(外航船舶)              オーナーは、特別償却制度を適用することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶建造時のキャッシュフローを確保することができる。この結果、船舶の建造サイクルが短縮化され、オーナーが保有する外航船舶約800隻の維持・拡大及び環境負荷低減船舶の導入を図ることができる。</li> <li>日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られることにより、年約4%の船隊規模の拡大が実現され、我が国商船隊の輸送比率について、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね10%を維持することが可能となる。</li> </ul> <p>(内航船舶)              ・内航環境低負荷船の取得時において、船舶特別償却制度によって生じる手元資金によって、資金調達負担を軽減、これにより、一層の内航環境低負荷船の導入促進を図ることが可能となる。              ・内航環境低負荷船の増加に伴って、CO2及びNOx排出削減量が増大する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成16年度～平成23年度)              仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>(外航船舶)              ① オーナーの船舶の建造サイクルが長期化し、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すとともに、環境負荷低減船舶の普及を妨げることになる。              ② オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</p>																					

	<p>(内航船舶)</p> <p>① 必要な手元資金を確保できないため、内航環境低負荷船への代替建造を妨げることになる。              ② 内航環境低負荷船への代替建造が進まず、既存船舶による運航が継続することになるため、CO2及びNOx排出削減に関する目標達成が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成16年度～平成24年度)              ・本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。              ・本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、年約4%の船隊規模の拡大を実現することで、我が国外航海運企業のシェアを維持することが可能となる              ・本租税特別措置により、日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。              ・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っていくことが必要であるとの考え方を基本とし、本租税特別措置により、さらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとことで、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことが可能となる。              ・大型内航船から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われていくことによって、内航海運業界全体としての環境負荷低減の底上げを図っていくことが可能となる。</p>
9 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航船舶)              外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されている。              また、本特例制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によることが妥当であると考えられる。</p> <p>(内航船舶)              本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、内航環境低負荷船への転換を促進しており、政策目的の達成手段として有効である。              本租税特別措置の適用にあたっては、環境トップランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることから、対象船舶(総トン数</p>

		300G/T 以上) に対しての適用隻数が、僅少であるとは言えず、妥当であると考えられる。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買換特例制度: 船主(オーナー)の船舶建造支援による日本商船隊の維持・拡大</li> <li>・ 固定資産税非課税措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進</li> <li>・ 登録免許税の税率軽減措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進</li> </ul> <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航船舶取得の支援策としては、3つの租税特別措置が併存。中小企業投資税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、買換特例制度は船価高騰時における船舶代替の促進を目的としていることに対して、本租税特別措置は、環境負荷低減の技術革新等諸要件に対応した船舶の普及・促進を目的としており、明確な役割分担がなされている。</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)



環境省





番号	制度名
環境省	
環境01	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）
環境02	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
環境03	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）
環境04	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
環境05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
環境06	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
環境07	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
環境08	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
環境09	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（産業界等からの基金への出えん実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数として、平成10年度から23年度までの間に適用を受けた団体数及び個別企業数が把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金の出えんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図ること）の実現状況について、産業界等からの基金への出えん実績（出えん額及び支援件数）を平成10年度から23年度に渡って定量的に説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 不法投棄事案がどれだけの規模でいつ発生するか等を推測することは困難であり、これに対処する基金の額についてもどれだけ必要か具体的な達成目標として設定することは難しい。そのため、目標が達成されているかの判断については、安定して一定の基金が着実に造成され維持されていることと考えており、達成されているといえる。引き続き本措置を実施することで、基金の水準を維持していくことが必要である。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
 不法投棄事案がどれだけの規模でいつ発生するか等を推測することは困難であり、具体的な基金の目標値及び達成時期を示すことは難しい。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 減収額を超える出えん額、支援の実績があり、添付資料のグラフのとおり不法投棄件数は減少傾向を示している。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等の手段をとることによって造成された基金は、発覚した不法投棄案件への速やかな対応を可能にしている。  
 一方、補助金等の予算措置は、案件の規模等によって対処されるものであり、早期に生活環境保全上の支障の除去等を行うためには、基金が安定した一定額を確保していることが望ましく、基金の造成を確保するために租税特別措置等の手段をとることが必要である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等の手段をとることによって事業者により基金が造成され、発覚した不法投棄案件への速やかな対応が可能となる。  
 一方、補助金等の予算で対応する場合、予算要求段階で案件の規模等の情報が必要となり、基金と比較して支援までに時間がかかる。  
 また、規制の強化は、不法投棄の発生を防ぐ観点から有効な措置と考えられる。

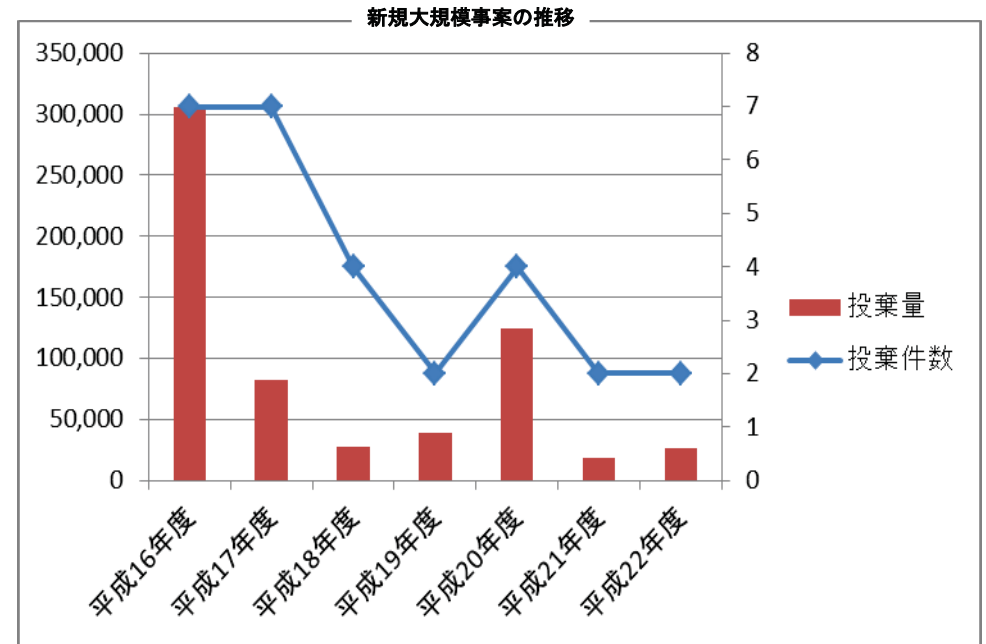
租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金の損金算入（産業廃棄物適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）（所得税：外）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った投棄者の資金不足などの理由から、都道府県等が代わって不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去を行う場合、その原状回復に要する費用の支援のために設ける基金の造成に当たって、産業廃棄物の排出事業者等が基金に拠出する出えん金については、損金算入を認める。
3	担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成10年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の事業実施に要する将来費用を確保し、行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》                  廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第13条の13本文には、「適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。」とあり、第5号には、「産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う、都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去の実施、資金の出えんその他の協力をを行うこと。」とある。                  また、同法第13条の15には、「適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。」とある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 施策に含まれる目標の名称 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等

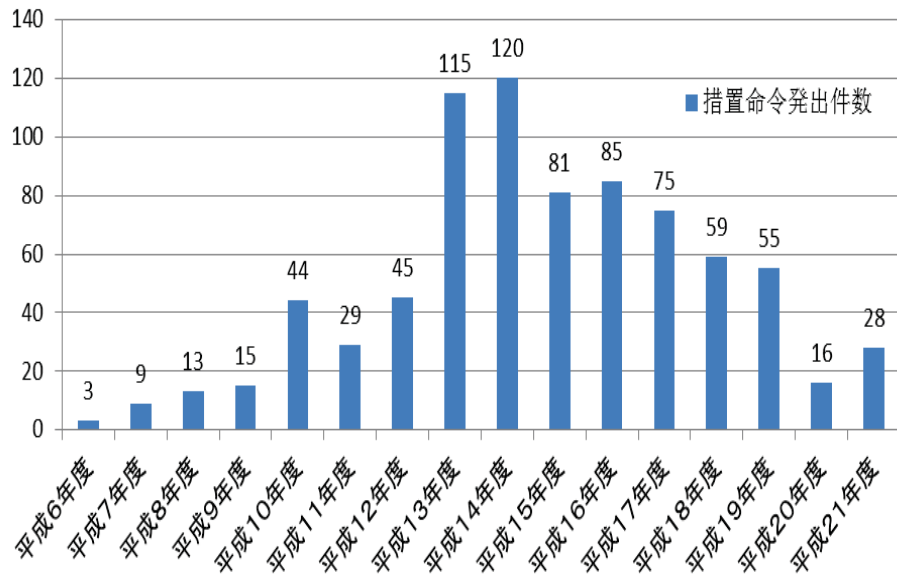
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金のえんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業界等からの基金へのえん実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業界等からの基金へのえん金が損金算入とされることにより、基金の造成が着実に図られ、都道府県等への必要な支援が行われることにより適切に支障除去等が行われ、不法投棄等の大規模化の防止、減少に寄与する。</p>																																													
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>当該租税特別措置の適用を受けた件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> <th>個別企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>33</td><td>36</td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>12</td><td>30</td><td>49</td></tr> <tr><td>13</td><td>29</td><td>40</td></tr> <tr><td>14</td><td>29</td><td>70</td></tr> <tr><td>15</td><td>35</td><td>74</td></tr> <tr><td>16</td><td>35</td><td>80</td></tr> <tr><td>17</td><td>34</td><td>83</td></tr> <tr><td>18</td><td>35</td><td>85</td></tr> <tr><td>19</td><td>31</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>21</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>22</td><td>32</td><td>83</td></tr> <tr><td>23</td><td>32</td><td>83</td></tr> </tbody> </table>	年度	団体数	個別企業数	10	33	36	11	2	0	12	30	49	13	29	40	14	29	70	15	35	74	16	35	80	17	34	83	18	35	85	19	31	83	20	32	84	21	32	84	22	32	83	23	32	83
		年度	団体数	個別企業数																																												
10	33	36																																														
11	2	0																																														
12	30	49																																														
13	29	40																																														
14	29	70																																														
15	35	74																																														
16	35	80																																														
17	34	83																																														
18	35	85																																														
19	31	83																																														
20	32	84																																														
21	32	84																																														
22	32	83																																														
23	32	83																																														
② 減収額	<p>当該租税特別措置の適用による減収額(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>96,906</td></tr> <tr><td>12</td><td>38,025</td></tr> <tr><td>13</td><td>120,571</td></tr> <tr><td>14</td><td>100,292</td></tr> <tr><td>15</td><td>95,468</td></tr> <tr><td>16</td><td>84,829</td></tr> <tr><td>17</td><td>71,241</td></tr> <tr><td>18</td><td>59,097</td></tr> <tr><td>19</td><td>56,771</td></tr> <tr><td>20</td><td>54,843</td></tr> <tr><td>21</td><td>53,080</td></tr> <tr><td>22</td><td>46,761</td></tr> <tr><td>23</td><td>46,387</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は、基金へのえん額に法人税率を乗じて算出</p>	年度	減収額	10	69,000	11	96,906	12	38,025	13	120,571	14	100,292	15	95,468	16	84,829	17	71,241	18	59,097	19	56,771	20	54,843	21	53,080	22	46,761	23	46,387																	
年度	減収額																																															
10	69,000																																															
11	96,906																																															
12	38,025																																															
13	120,571																																															
14	100,292																																															
15	95,468																																															
16	84,829																																															
17	71,241																																															
18	59,097																																															
19	56,771																																															
20	54,843																																															
21	53,080																																															
22	46,761																																															
23	46,387																																															
	③ 効果・達成目標の実	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 租税特別措置の創設以来、基金からは80件の支援が行われ、適切に支障</p>																																														

		現状	<p>除去等が行われてきた。また、基金によるスキームとあいまって国、自治体、産業界による未然防止策等が効果を上げてきたことにより、新たに発覚する不法投棄等は減少傾向にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 産業界等からの基金へのえん実績等 (単位:百万円・件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>えん額</th> <th>支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>200</td><td>0</td></tr> <tr><td>11</td><td>323</td><td>3</td></tr> <tr><td>12</td><td>126</td><td>4</td></tr> <tr><td>13</td><td>401</td><td>4</td></tr> <tr><td>14</td><td>334</td><td>8</td></tr> <tr><td>15</td><td>318</td><td>17</td></tr> <tr><td>16</td><td>282</td><td>15</td></tr> <tr><td>17</td><td>237</td><td>9</td></tr> <tr><td>18</td><td>196</td><td>7</td></tr> <tr><td>19</td><td>189</td><td>3</td></tr> <tr><td>20</td><td>182</td><td>2</td></tr> <tr><td>21</td><td>176</td><td>3</td></tr> <tr><td>22</td><td>155</td><td>3</td></tr> <tr><td>23</td><td>154</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>支障除去事業に要する費用の確保がなされ、不法投棄案件も減少傾向となっている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 当該租税特別措置により、産業界等からの基金へのえん金は継続してえんされ、行政による措置命令の発出件数も当該措置の創設前と比べ、増加している。また、不法投棄の大規模事案(5,000 トンを超えるもの)も減少しており、当該措置は有効に機能している。</p>	年度	えん額	支援件数	10	200	0	11	323	3	12	126	4	13	401	4	14	334	8	15	318	17	16	282	15	17	237	9	18	196	7	19	189	3	20	182	2	21	176	3	22	155	3	23	154	2
		年度	えん額	支援件数																																												
10	200	0																																														
11	323	3																																														
12	126	4																																														
13	401	4																																														
14	334	8																																														
15	318	17																																														
16	282	15																																														
17	237	9																																														
18	196	7																																														
19	189	3																																														
20	182	2																																														
21	176	3																																														
22	155	3																																														
23	154	2																																														
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去事業の支援策として、基金の造成が確保され、支援が行われることの効果は不法投棄等の減少につながっており、当該基金について税制上損金算入を認めることは、重要な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去には、多額の費用が必要となる。不法投棄等の支障除去は原因者がそれを撤去するのが原則であるが、十分な資力がない場合、本基金による支援制度が活用される。また、補助金等の予算措置や規制の強化などの政策と併せて行うことで、不法投棄や不適正な処理の減少にさらに効果を発揮している。</p>																																															

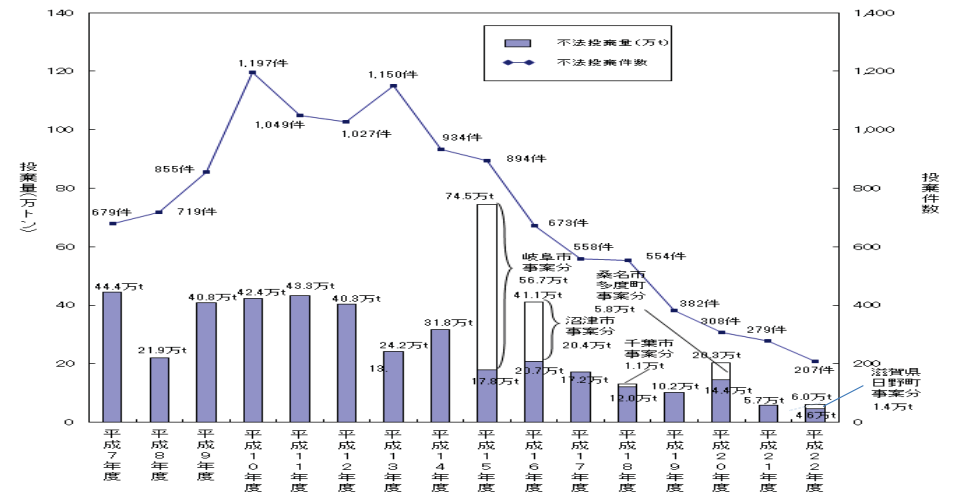
	③	地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		今後とも、引き続き措置していくことが適切かつ重要である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



## 措置命令発出件数の推移



## 不法投案件数及び投棄量の推移(新規判明事案)



- 注)
1. 不法投案件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
  2. 上記棒グラフ白抜き部分について、  
岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。  
平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
  3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。  
なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している(平成22年2月15日時点)。
  4. 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

※ 平成22年度の数値については、速報値であるため、今後変わる可能性がある。





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 減収額の将来推計（減収額0）について、法定耐用年数が短縮することにより減価償却費が増大し、単年度でみた場合、現状（法定耐用年数17年）よりも税収減が発生するため、減収額の見込みに疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①＜政策目的の根拠＞欄への補足説明及び「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

＜政策目的の根拠の補足説明＞

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）において、以下のとおり規定しているところ。

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

廃棄物処理業用設備（パワーショベル等）については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、廃掃法が規定する許可条件を維持するためには、現行の法定耐用年数（17年）を待たずして、早期に更新されているのが現状である。そのため、法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがあることから是正が必要である（関連法令の該当箇所については下記参照）。

○廃掃法において、廃棄物処理業等の許可に関して、以下のとおり規定されている。

（一般廃棄物処理業）

第七条（略）

2～9（略）

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・二（略）

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四（略）

11・12（略）

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14～16（略）

（産業廃棄物処理業）

第十四条（略）

2～9（略）

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二（略）

11（略）

12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13～17（略）

※「一般廃棄物処理基準」は廃掃法第六条の二第二項において、「市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）」と定義されている。

※「産業廃棄物処理基準」は、廃掃法第十二条において、「政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）」と定義されている

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）において、廃棄物処理業用設備の耐用年数に関して、以下のとおり規定されているところ。

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道及び公共施設等運営権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

二 所得税法施行令第六条第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産別表第二（機械及び装置の耐用年数表）

55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
	その他の設備 主として金属製のもの	一七

＜政策体系における政策目的の位置付けの補足説明＞

政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

【環境02】

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本要望の内容は、正に、現行の耐用年数省令において17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮することであり、「省令の改正により実態に即した耐用年数が設定されたか」という指標以外に適切な測定指標はないと考える。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- (a) 廃棄物処理業用設備を備えていない廃棄物処理業者は存在しないと考えられる。（ある業を行う場合に、その営業に必要な設備を備えていない業者はないと考える。）
- (b) 兼業業者については、兼業先の業種による耐用年数を設定している可能性があるため、過大な適用者数とならないよう排除した。
- (c) 全ての廃棄物処理業用設備をリース契約により備えることは希であるため、考慮していない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

耐用年数省令により、実態に見合っていない耐用年数が設定されていることについて、当該耐用年数省令を見直すこと以外の手段は想定されない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮 (国税1)(所得税:外)(法人税:義)
2	要望の内容	現行17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮する。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」中、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、法定耐用年数を短縮する。
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課・廃棄物対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直しにおいて、同省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」について、区分の大括り化が図られ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類されることとなった。
6	適用又は延長期間	恒久
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○実態との乖離の是正 廃棄物処理業用設備(パワージョベル等)については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、実態に見合った法定耐用年数を設定することにより、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開のための安定的な経営を確保し、廃棄物の適正処理を確保する。 《政策目的の根拠》 -
		② 政策体系における政策目的の位置付け
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物処理業における必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営を確保することで、廃棄物の適正処理を確保する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 実態に見合った法定耐用年数を設定し、事業者への過度な負担とならないようにすることにより、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開に向けた基盤、ひいては廃棄物の適正処理が確保される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>約 9500 事業者 〔算定根拠〕 廃棄物処理業者数約 10 万者 × 専業業者率約 9.5% = 9500 事業者</p>
		② 減収額	<p>0 〔算定根拠〕 耐用年数の短縮とは減価償却の期間の短縮を求めるものであり、納税額自体に変更はないため。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物処理業用設備に対して適切なタイミングで設備投資が行われる結果、廃棄物の適正処理が確保される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物の適正処理の確保に必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営が確保される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 本措置は、税込減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を改正する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	府省名	環境省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中間貯蔵施設等の用地の面積）は、中間貯蔵施設等の設置に向けた必要な財政措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
 中間貯蔵施設の整備に係るロードマップにおいては、平成25年度から用地取得を開始することとしているが、現時点で中間貯蔵施設等の設置場所が決定しておらず、目標値等をお示しすることは困難である。また、本租税特別措置は用地取得を円滑化に実施することが目的であることから、用地の面積以外に適切な測定指標はないと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 中間貯蔵施設等の整備の際に適用する予定であり、今後設置場所が決定する中で明らかになるものと考えている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
 現時点で中間貯蔵施設等の設置場所が決定しておらず、将来予測を定量的に示すことは困難である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 平成25年度予算の概算要求時点においては、施設整備のための用地費を事項要求としているところ。一方で、代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受けることについては、予算措置では達成できず、本租税特別措置による必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）（国税2）（地方税1）（所得税：外）（法人税：義）（個人住民税：外）（法人住民税：義）（法人事業税：義）
2	要望の内容	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）に基づき国が設置する汚染廃棄物等の処理施設について、譲渡所得の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象に追加する。
3	担当部局	環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  法に基づく除染等の措置等によって生じる除去土壌等を保管する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等を整備することで、除染の迅速化、市町村が設置する仮置場の環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、住民が受ける放射線の影響を低減化する。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○法に基づく基本方針（平成23年11月11日）                  6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項                  (1)汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等                  「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。」</p> <p>○福島復興再生基本方針（平成24年7月13日）                  第3部 福島全域の復興及び再生                  第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項                  2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項                  (4)除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等                  「除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保や中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」</p>

【環境03】

			<p>○指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日)</p> <p>2. 基本的な処理の方針</p> <p>「既存の最終処分場による処分が実施できず、最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、最終処分場の立地のための用地を確保しやすくする観点から、…国は、最終処分場を都道府県内に集約して設置することとする。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>放射性物質による環境の汚染への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等</li> </ul>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中間貯蔵施設等の整備に向けた用地取得</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中間貯蔵施設等の用地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中間貯蔵施設等については円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があるところ、本措置により用地交渉を円滑化することが可能であることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の迅速な整備を行うことにより、除染の迅速化等が図られ、よって、住民が受ける放射線の影響の低減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化が図られることが可能であり、非常に有効な手段である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、用地交渉を円滑化することができず、中間貯蔵施設等の整備に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置は、税収減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中間貯蔵施設等は、地域の関係者等との調整を経て、計画的かつ確実に整備される必要があり、簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、中間貯蔵施設等の設置を達成するための政策手段としての確であると考えられる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成24年度予算等で、中間貯蔵施設等の設置に向け、必要な財政的措置を講じているところ。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、税収減を伴わない措置であり、地方税収の減少も伴わない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



【環境04】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税5)(法人税:義)(所得税:外)(地価税:外)(相続税:外) (登録免許税:外)(消費税:外)(印紙税:外) (地方税5)(個人住民税:外)(法人住民税:義)(住民税(利子割):外)(法人事業税:義)(不動産取得税:外)(固定資産税:外)(事業所税:外)(都市計画税:外)(自動車税:外)(軽自動車税:外)(自動車取得税:外)(鉱区税:外)(水利地益税:外)(共同施設税:外)(宅地開発税:外)	
2	要望の内容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)に基づく次の独立行政法人の制度及び組織の見直し(名称変更等)に伴い、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、住民税(利子割)、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税について、税制上の所要の措置を講ずること。  ○ 独立行政法人環境再生保全機構 ○ 独立行政法人国立環境研究所 ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構	
3	担当部局	○ 独立行政法人環境再生保全機構 環境省総合環境政策局総務課 ○ 独立行政法人国立環境研究所 環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室 ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構 原子力規制委員会発足まで: 経済産業省原子力安全・保安院企画調整課 原子力規制委員会発足以降:原子力規制委員会	
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  《政策目的の根拠》

		② 政策体系における政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性等	① 適用数等	
		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき	

【環境04】

		妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		





【環境05】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(\text{2兆3500億円} = \text{上記(A)に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合  
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、  
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

## 【別紙②】

減収見込額等の算出根拠  
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

## 1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- |           |              |             |            |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型    | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置  | 21 年度 7.2%、  | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型   | 21 年度 1.5%、  | 22 年度 1.3%  | → 平均 1.4%  |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、  | 22 年度 0.1%  | → 平均 0.5%  |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

## 2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

## 【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
  - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合  
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合  
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計  
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- |       |             |       |            |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合  
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円  
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

【環境05】

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）  
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円  
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円  
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額  
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$   
「20%→30%」部分  
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

研究開発税制の押し上げ効果の考え方（大企業分及び中小企業分）

税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果（直接的効果）

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額：

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額：23年度控除額（総額型）

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業：1.49(149%)、中小企業：1.41(141%)

○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

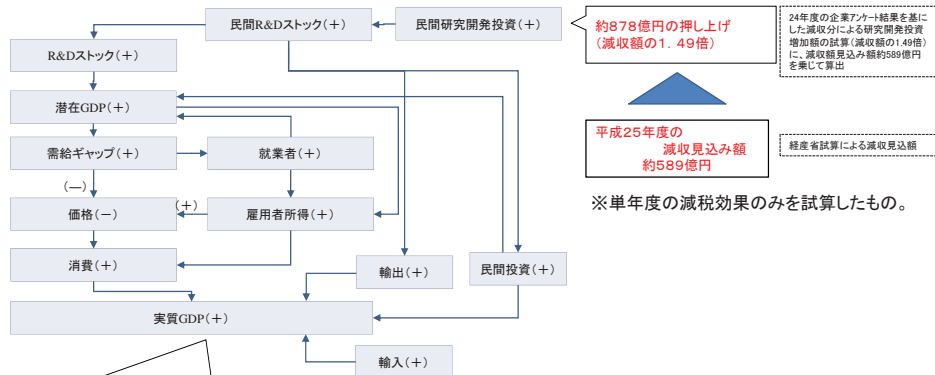


研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】  
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある  
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社基本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税6)(法人税:義)(所得税:外)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長</li> </ul>
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</li> </ul>
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
	③: 達成目標及び測定指標	

①: 政策目的及びその根拠

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  
2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

《政策目的の根拠》  
「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」  
(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)

②: 政策体系における政策目的の位置付け

9. 環境政策の基盤整備  
9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発  
○日本再生戦略  
「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」

○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)  
「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」

○環境基本計画(平成24年4月閣議決定)  
「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取組民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」

③: 達成目標及び測定指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》  
民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  
民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p> <p>また、研究開発投資には環境分野に対する研究開発投資を含むため、研究開発投資の対GDP比率を高めることにより、開発された技術の社会実装による環境問題の解決や持続可能な社会の構築にも資することが可能。</p>																																				
8: 有効性等	①: 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社基本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																				
総計	158	22																																				
化学	56	7																																				
電気機器	25	3																																				
精密機器	14	2																																				
輸送用機器	12	0																																				
機械	9	0																																				
食料品	8	1																																				
ゴム製品	7	2																																				
情報・通信業	4	1																																				
金属製品	3	1																																				
その他	20	5																																				

	平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より																																																																		
② 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）                  &lt;総額型&gt;                  平成21年度 2,432億円(125億円)                  平成22年度 3,502億円(165億円)                  (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 460億円(12億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計                  &lt;総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)&gt;                  平成23年度見込み 3,735億円(131億円)                  平成24年度見込み 3,760億円(120億円)                  平成25年度見込み 4,178億円(126億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>&lt;総額型のうち、控除上限20%→30%&gt;                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率                  (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えら</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

	れる。																																																																																				
	<p>なお、我が国の環境分野の研究費及び研究費全体に占める割合は毎年度増加しているが、研究費全体の低迷を受け、額自体は減少している。</p> <p>【我が国の環境分野の研究費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費(億円)</td> <td>9,804</td> <td>10,771</td> <td>11,055</td> <td>10,407</td> <td>10,379</td> </tr> <tr> <td>研究費全体に占める割合(%)</td> <td>5.3</td> <td>5.7</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:総務省「平成23年科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)                  平成25年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。                  経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	研究費(億円)	9,804	10,771	11,055	10,407	10,379	研究費全体に占める割合(%)	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																																																
研究費(億円)	9,804	10,771	11,055	10,407	10,379																																																																																
研究費全体に占める割合(%)	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1																																																																																
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																																
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																																																
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																																																
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																																																
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																																																
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																																																
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																																																
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																																																
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																																																
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																																																
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																																																

		算)。」  <控除上限型> 平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果 ・減収額:589億円程度 ↓ (マクロモデルによる計算) ・GDP 押下げ影響:約3, 596億円
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)  <今回要望:控除上限20%→30%> ・平成25年度減収額 (大企業 579 億円、中小企業 11億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49 倍 中小企業:1.41 倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863 億円(579 億円×1.49 倍) 中小企業:15.5 億円(11 億円×1.41 倍) ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3, 532億円 中小企業:64億円  ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3, 596億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ・ 我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。

		分担 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	環境省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
  - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
    - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。



注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【環境06】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	<b>1815.9</b>
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	<b>10842.4</b>
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	<b>12658.3</b>

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)(国税8、地方税9(自動連動))(法人税、法人住民税、事業税・義、所得税・外)
2	要望の内容	<p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空調設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p>

3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。	
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までに延長 (現行：平成23年6月30日から平成26年3月31日まで)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P. 8~9 該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援してことが必要である。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減)</li> <li>・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約 66,000 平成25年度(見込み) 約 100,000 平成26年度(見込み) 約 126,000 平成27年度(見込み) 約 148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒した例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しが行なわれている状況である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、</p>

			<p>3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。</p> <p>これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額  
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	府省名	環境省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（2011年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計：原油換算 21 万 KL（エタノール換算 34.6 万 KL））は既に達成されていると説明しているが（＜点検結果表の別紙＞②参照）、引き続き実施する理由が説明されておらず、当該理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（2020年に全国のガソリンの3%相当以上のバイオ燃料導入を目指すこと）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（バイオ燃料の導入量は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）によって導入義務量が設定されており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことが説明されているが、所期の想定と比較して適用に偏りが無いことについても説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度約5万KL、22年度約21万KL、23年度約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

  - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような

効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 24 年度見込み約 21 万 KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 前回要望時（平成 23 年度要望）の目標の根拠になっており、目標達成期間が到来しているものはエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に基づく目標である。  
 本法に基づく告示において、2011 年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計は原油換算 21 万 KL（エタノール換算 34.6 万 KL）と定めている。  
 今回要望においても適用数量の欄に平成 23 年度は「約 36 万 KL」と記載しているとおり、前回要望時の目標は現時点では達成している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
 前回要望時（平成 23 年度要望）は平成 22 年度、23 年度ともに 100 件以上と想定していた。実績としては平成 22 年度 116 件、23 年度 129 件であり、想定以上の申請があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
 バイオ燃料の導入見込みは導入義務のある石油精製業者の導入量見込みと義務が課されていない非石油精製業者の導入量見込みに分けて考えている。算定根拠は以下のとおり。  
 <算定根拠>  
 平成 24 年度の石油精製業者の義務量＝原油換算 21 万 KL＝エタノール換算 34.6 万 KL  
 平成 24 年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算 0.35 万 KL  
 平成 24 年度の適用数量＝34.6 万 KL＋0.35 万 KL≒約 35 万 KL  
  
 平成 25 年度の石油精製業者の義務量＝原油換算 26 万 KL＝エタノール換算 42.8 万 KL  
 平成 25 年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算 0.35 万 KL  
 平成 25 年度の適用数量＝42.8 万 KL＋0.35 万 KL≒約 43 万 KL  
 ※非石油精製業者の導入量見込みは平成 23 年度実績と同程度と推定。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）  
 過去における効果は、以下のとおりであり、本特例措置が開始された平成 20 年度から着実に導入量が伸びてきたのは、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正してきたことによる効果が非常に大きい。  
 <適用数量>  
 平成 20 年度 約 1 万 KL  
 平成 21 年度 約 8 万 KL  
 平成 22 年度 約 37 万 KL  
 平成 23 年度 約 36 万 KL  
 <減収額>

【環境07】

- ・平成 20 年度の減収額 約 4 億円※
- ・平成 21 年度の減収額 約 45 億円
- ・平成 22 年度の減収額 約 199 億円
- ・平成 23 年度の減収額 約 192 億円

※本税制措置の創設は平成 21 年 2 月 25 日からであり、20 年度の減税額は約 1 ヶ月間のもの。  
 <算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8 円/L）

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

バイオ由来燃料混合ガソリンの価格は通常ガソリンと比べて、1 リットル当たり約 1.8 円程度割高であるが、そのコスト差分の最大 1.6 円分を本租税特別措置により補填しており、残りを「バイオ ETBE 関税の無税化措置」等で補填している。

そのため、他の政策手段と比較して、コスト差分を補填する効果が大きい本租税特別措置を講じなければバイオ由来燃料の導入は進まなくなる。

（参考）

本租税特別措置による減税額見込み 約 188 億円（平成 24 年度）

バイオ ETBE 関税の無税化措置による減税額見込み 約 20 億円（平成 24 年度）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 （国税 1 1）（揮発油税：外）（地方揮発油税：外）
2	要望の内容	○ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度を延長する。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成 24 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度創設
6	適用又は延長期間	平成 25 年度～平成 29 年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>○ バイオ燃料の導入は、全国のカソリンスタンド（SS）で平成 19 年度に 50 ヶ所、平成 20 年度に新たに 50 ヶ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約 3200 ヶ所（平成 24 年 7 月現在）の SS で導入している。</p> <p>○ バイオ燃料の規格については、平成 15 年に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、ガソリンにバイオエタノールを最大 3%混和することを可能とする規格の整備が行われ、平成 24 年 3 月には、最大 10%混和することを可能とする規格の整備が行われた。</p> <p>○ 現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）により、石油事業者にはバイオ燃料の導入義務量が設定されており、当該導入義務量は平成 29 年度まで段階的に増加するよう設定されていることから、石油事業者が導入義務量分を供給（義務履行）し、計画を達成するためには、バイオ燃料の導入を着実に進めていく必要がある。他方で、バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、経済原理だけでは導入が進まない。したがって、本措置を延長し、バイオ燃料混合ガソリンとガソリンの価格差を是正して、バイオ燃料の導入を着実に進めていくことが必要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年 8 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけ。</li> <li>・政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促</li> </ul>

			<p>進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」(同法第13条)</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)          ・「LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。」          ・「そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。(「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、コスト高が混合したガソリンの販売価格に転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L(バイオエタノール混合割合が3%の場合又はバイオETBE(バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物)混合割合が7%の場合。以下同じ。)控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成20年度の適用件数 6件(3社)※          平成21年度の適用件数 80件(13社)          平成22年度の適用件数 116件(14社)          平成23年度の適用件数 129件(16社)          平成24年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)          平成25年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。</p> <p>○ 適用数量&lt;経済産業省調べ&gt;</p> <p>平成20年度 約1万KL          平成21年度 約8万KL          平成22年度 約37万KL          平成23年度 約36万KL          平成24年度見込み 約35万KL          平成25年度見込み 約43万KL          (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p>

		② 減収額	<p>・平成20年度の減収額 約4億円※          ・平成21年度の減収額 約45億円          ・平成22年度の減収額 約199億円          ・平成23年度の減収額 約192億円          ・平成24年度の減収額見込み 約188億円          ・平成25年度の減収額見込み 約232億円          (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>&lt;算出式&gt;減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ 本税制措置等を活用し、平成21年度から平成23年度まで、それぞれ5万KL、21万KL、21万KLのバイオエタノールの導入が図られている。平成24年度についても、21万KLのバイオエタノールの導入が図られる見込み。これにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られている。(単位は原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>平成21年度 約5万KL(原油換算)          平成22年度 約21万KL(原油換算)          平成23年度 約21万KL(原油換算)          平成24年度見込み 約21万KL(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ バイオ燃料とガソリンの混合方式には、バイオエタノールをガソリンに混合する「直接混合」と、バイオETBEをガソリンに混合する「ETBE方式」がある。我が国におけるガソリンに混合されたバイオ燃料におけるバイオETBEの割合は、99%(平成23年度)である。バイオETBEをガソリンに7%混合すると、設備投資にかかる費用等を含めてガソリン1L当たり約1.6円程度のコスト高となる。</p> <p>バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性がある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。</p> <p>本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることとなり、バイオ燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため、税收減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ燃料の原料コスト高分をバイオ燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【規制措置】</p> <p>○ 「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけるものであり、今後、導入量自体は増加するが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。</li> <li>・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第13条）。</li> </ul> <p>【通常ガソリンとの価格差の是正】</p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であることのほか、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p>&lt;予算&gt; 「バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。</li> </ul> <p>&lt;関税&gt; 「バイオE T B E関税の無税化措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオE T B E関税についても無税化し、原料の割高等のバイオE T B E混合ガソリンのコスト高分を低減させるもの。</li> <li>（仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオE T B E混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。）</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	府省名	環境省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分  
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。  
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合、天然ガスコージェネレーションの設備容量）は、天然ガスコージェネレーション以外のエネルギーによる発電電力量の動向や、再生可能エネルギーに対する既存の需要等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。  
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。  
 ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来（平成25年度～27年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。  
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合＝約15%（約1,500億kWh）、設備容量＝約1,650万kW）の実現状況について、点検結果表の別紙のとおり説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分  
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。」と説明されているが、新設の補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

本想定を達成するためには、コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善が必要。しかしながら、これらの改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが重要である。このため、本特例措置をはじめ、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置の対象設備の導入見込みは、以下のとおり。

- 平成25年：約9万kW
- 平成26年：約11万kW
- 平成27年：約15万kW

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

なお、本特例措置の対象設備は、2013年からの3年間で約35万kWの導入が見込まれる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収（コージェネレーションの耐用年数は15年）が見込めることから、特例措置として有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（地方税6）（固定資産税：外）
2	要望の内容	コージェネレーションおよびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る（エネルギー源の多様化）。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する（エネルギーの高度利用）。 《政策目的の根拠》 エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された（平成23年12月21日エネルギー環境会議「基本方針」）。 これを受け、政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成24年6月29日）の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となること示されている。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1－2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%（約1,500億kWh）まで増加させる。（出典：エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」）

			<p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW(2030年)と想定されている。(出典:総合資源エネルギー調査会平成24年4月26日第20回基本問題委員会)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のキャッシュフローが改善され、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれるため、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 300件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 382件(見込)</p> <p>平成27年度 493件(見込)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 1.7億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 3.6億円(見込)</p> <p>平成27年度 5.9億円(見込)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成18年度 400万kW</p> <p>平成19年度 431万kW</p> <p>平成20年度 448万kW</p> <p>平成21年度 448万kW</p> <p>平成22年度 452万kW</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO<sub>2</sub>に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO<sub>2</sub>、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている(総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会(平成24年5月14日)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」)。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較(投資回収年数)が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は、短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが必要。補助金は、省エネ率</p>

		分担	<p>が高く省エネ量の多い厳選されたトッランナー設備を対象としているため、その省エネ量は限定的とならざるを得ない。本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収(コージェネレーションの耐用年数は15年)が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※東京都では「東京産電力300万kW創出プロジェクト」(平成23年12月22日発表)の中で、コージェネレーションシステムの導入を、都内の発電能力を拡大する重要な政策の一つとして位置づけている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネレーションの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料) ②省CO<sub>2</sub></p> <p>③発電コストの最適化 ④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

**減収見込額の積算内訳**  
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(単位:百万円)	投資額	19,471	24,772	31,979	41,281	53,290	
平成25年取得分	課税標準		18,089	15,520	13,316		
	減税額		169	145	124		
" 26年 "	課税標準			23,013	19,745	16,941	
	減税額			215	184	158	
" 27年 "	課税標準				29,708	25,490	21,870
	減税額				277	238	204
" 28年 "	課税標準					38,350	32,904
	減税額					358	307
" 29年 "	課税標準						49,506
	減税額						462
減税額合計			169	360	586	754	973
			5年間平均 568				

特例措置の内容:課税標準を最初の3年間1/3とする。

## 【試算の基礎】

## 1. 各年度の投資額

(1)平成25年・26年は、グリーン投資減税投資額調査<sup>※1</sup>による導入見込額に、本措置による増加を加味した額。

※1:業界団体へのヒアリング調査

(2)平成27年以降は、平成24年見込額から25年見込額の伸び率<sup>※2</sup>約29%を、前年の額に乗じて試算。

※2:本来は、直近の実績伸び率を用いるべきであるが、平成23年実績額は、震災の影響により大幅に減少しており、また、震災後、コージェネレーション導入の必要性が高まっていることを考慮して、平成24年から25年の見込額の伸び率を用いた。

## 2. 課税標準額、減税額

(1)取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))

(2)取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)

(3)減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 1/3) (最初の3年間)

【環境09】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であるとと考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝  
4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8  
億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）  
＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税8)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型・高水準型: 平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」 (日本再生戦略: 平成24年7月閣議決定)

			「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示): 平成22年11月29日決定)
		②	政策体系における政策目的の位置付け  9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発  ○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」  ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」  ○環境基本計画(平成24年4月閣議決定) 「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取組民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」
		③	達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	①	適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】  国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】

		<p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合                  平成21年度 51.1%                  平成22年度 50.7%                  【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績                  平成21年度 2,254事業年度                  平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。                  また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>5.6%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																			
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																			
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%																																			
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																			
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																			
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																			
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%																																			
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																			
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%																																			
②	減収額	<p>地方税における減収額                  減収額実績                  平成21年度 23億円                  平成22年度 30億円                  【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>減収額見込み                  平成23年度見込み 23億円                  平成24年度見込み 21億円                  平成25年度見込み 22億円                  【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(減収額実績の算出方法)                  「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p>																																				

		<p>(参考)国税における減収額                  減収額実績(うち、税法上の中小企業分)                  平成21年度 2,565億円(131億円)                  平成22年度 3,726億円(174億円)                  【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)                  平成23年度見込み 3,857億円(137億円)                  平成24年度見込み 3,938億円(126億円)                  平成25年度見込み 4,373億円(131億円)                  【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】                  ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計</p> <p>(参考)国税のうち、総額型における減収額                  減収額実績(うち、税法上の中小企業分)                  平成21年度 2,432億円(125億円)                  平成22年度 3,502億円(165億円)                  【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30%                  平成21年度 342億円(9億円)                  平成22年度 663億円(12億円)                  【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)                  平成23年度 3,735億円(131億円)                  平成24年度 3,759億円(120億円)                  平成25年度 4,178億円(126億円)                  【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(参考)                  総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額                  平成25年度見込み 589億円(11億円)                  【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p>																																				
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)                  我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> </tbody> </table>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																	
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																	
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																	
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																	
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																	
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																	

カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分：

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析す

るに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円  
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響：11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望：控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額  
(大企業579億円、中小企業11億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果  
大企業：1.49倍  
中小企業：1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額  
大企業：863億円(579億円×1.49倍)  
中小企業：15.5億円(11億円×1.41倍)  
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)  
大企業：3,532億円  
中小企業：64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円  
↓ 地方税に換算：0.173倍
- ・平成25年度での地方税減収額：1.9億円  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額：2.6億円(1.9億円×1.41倍)  
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)：11.1億円
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約11.1億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担  ③ 地方公共団体が協力する相当性	・我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。  予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。  我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度	

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)  
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%  
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

平成21年度 4,411事業年度 × 51.1%  
 = 2,254事業年度  
  
 平成22年度 5,313事業年度 × 50.7%  
 = 2,693事業年度

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円  
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円  
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

## 【環境09】

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

### (3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。



防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
防衛02	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
防衛03	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
防衛04	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【防衛01】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについて、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用及びその強制力を背景とした買取りに伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りの必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要があると考えている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

○ 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。

○ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

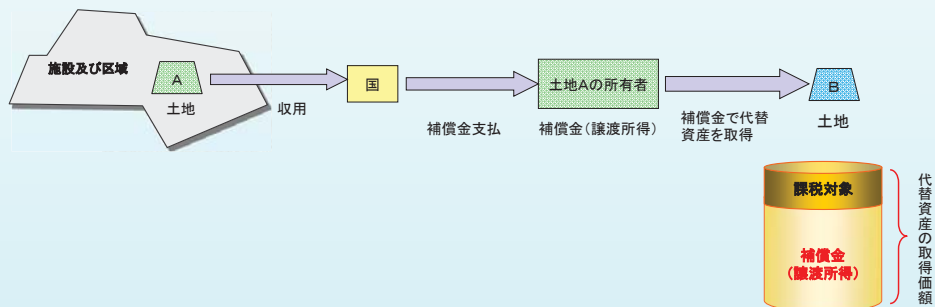
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の特例。

(別添)

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

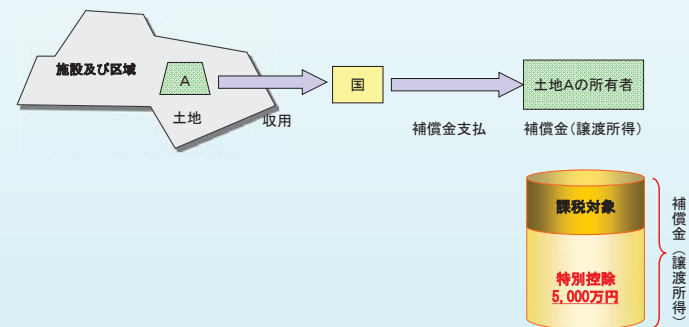
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりの土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりの土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。

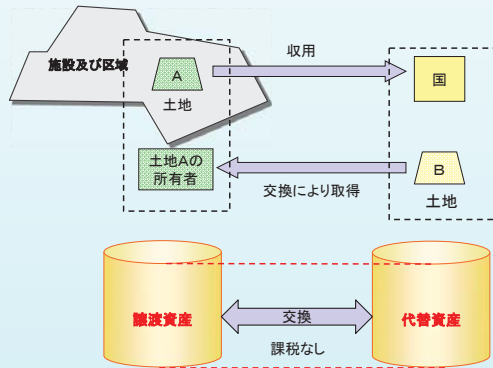




交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

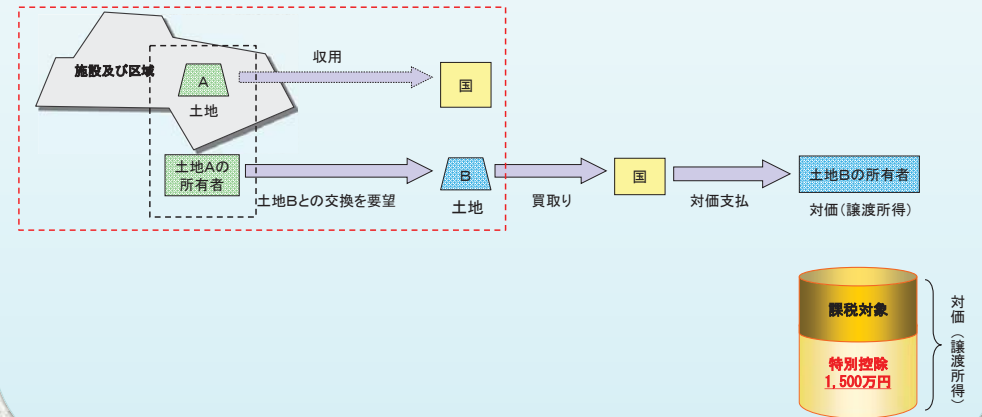
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用される時に、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



		租税特別措置等に係る政策の事後評価書	
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保する必要があることから、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金を取得し、その補償金等により代替資産の取得をした場合、個人にあっては、取得した補償金等の額がその代替資産の取得価額以下であるときは、その譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡益の額(圧縮限度額)の範囲内でその代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条、第33条の5、第33条の6、第64条、第64条の2、第68条の70及び第68条の71</p>	
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室	
4	評価実施時期	平成24年7月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	①	<p><b>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</b> 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我</p>

			<p>が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保する必要があることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p><b>《政策目的の根拠》</b> ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1(a) ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度) ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義)： 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築</p> <p>防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策(広義)： 関係機関や地域社会との協力の推進</p> <p>施策(狭義)： 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p><b>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</b> 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p><b>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</b> 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p><b>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</b> 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、</p>

			並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	○ 過去の実績：国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用においては、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏るものではない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) — 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) — 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抄）

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（抄）

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

## 【防衛01】

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

### VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

#### (6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

### ○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

#### I 計画の方針

- 5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

#### III 自衛隊の能力等に関する主要事業

##### 5 防衛力の能力発揮のための基盤

###### (6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。



【防衛02】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについて、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用及びその強制力を背景とした買取りに伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りの必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要性があると考えている。

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

## ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、実績を所期の目標値との比較は行っていない。

## ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

譲渡価格（買収費）×95%（取得費（土地の場合、買い入れたときの購入代金や購入手数料などの合計額）による減）×税率＝税額

[平成21年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

譲渡価格（311百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）＝44百万円（A）

個人（短期）

譲渡価格（11百万円）×95%（取得費による減）×30%（税率）＝3百万円（B）

法人

譲渡価格（1,243百万円）×95%（取得費による減）×30%（税率）＝354百万円（C）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（311百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（273百万円）]×15%（税率）＝3百万円（A'）

個人（短期）

[譲渡価格（11百万円）×95%（取得費による減）（千円）－控除額（5千万円限度）（10百万円）]×30%（税率）＝0千円（B'）

法人

[譲渡価格（1,243百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（50百万円）]×30%（税率）＝339百万円（C'）

（減収額）

$(A+B+C) - (A' + B' + C') = 59$  百万円

[平成22年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

譲渡価格（860百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）＝123百万円（A）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（860百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（638百万円）]×15%（税率）＝27百万円（A'）

（減収額）

$(A) - (A') = 96$  百万円

[平成23年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

## 【防衛02】

譲渡価格（761 百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）=108 百万円（A）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（761 百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5 千万円限度）（425 百万円）]×15%（税率）=44 百万円（A'）

（減収額）

（A）－（A'）=64 百万円

### ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8 ③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

国はこれまで、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用を確保し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を確実に履行し、我が国の安全及び極東における国際の平和及び安全の維持を図ってきているところである。

このため、本点検期間（平成 21 年度～平成 23 年度）においては、国による駐留軍の用に供する土地等の権原を取得するため 54 件の土地の買収を行う必要が生じ、その全てを円滑に完了することができている。

当該買収における本租税特別措置の適用実績は 46 件となっており、適用のなかった 8 件については、相手方が地方公共団体や同一土地所有者等で従前に同様の租税特別措置を受けたことのある者等、いずれも国の他の制度との整合性から当初から適用を除外することとしていたものであることから、点検期間中においては、本制度上予定していた全ての買収事案に当該租税特別措置が適用されているところである。

国としては、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得が必要となった段階で、土地所有者等が望む場合には、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるよう措置することが、当該権原の取得の円滑化に資するとして措置してきたことに鑑みれば、制度の対象と想定していた全ての買収事案において本租税特別措置が適用されたことは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に相応の貢献があったものと考えており、引き続きこの制度を維持することが、今後の買収等を円滑に行う上で必要不可欠なものであると考えている。

よって、本租税特別措置については、③において述べたように、目標である駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に個別具体的にどの程度の効果があったかということ測定するための指標を設けることは、その性格から馴染まないものと考えており設定していないが、上記の適用実績についても、その適用が最終的に相手方である土地等の所有者の裁量に委ねられており、当該買収の成否や円滑化に直ちに連動しているものではないことから、あくまでも適用の実績を示す数値に止まり、当該目標の寄与度を示す指標となり得るものではないことから、実績数値による寄与度等の判定は特に行っていない。

なお、本租税特別措置の適用を選択した土地等所有者個人に対する効果を示すとすれば、平成 21 年度～平成 23 年度実績（46 件）3,027 百万円の譲渡所得に対し、租税特別措置により 219 百万円の課税を免除したところである。

### ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

防衛省の政策目的は、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全等を確保し国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている中で、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには必要不可欠であり、我が国の安全等に寄与するため、日米安保条約等において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許されている旨規定されているため、駐留軍の用に供する必要な土地等の権原を取得することとしている。このように、政策目的を果たし、条約の義務を履行するということは、我が国の平和のみならず、極東の平和にも寄与することとなるということと、本租税特別措置により一定の税収減が生じることを比較考量すれば、税収減を是認するに至る効果を有するものであることは明白であると考えている。

### ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から 5,000 万円を控除する特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

#### ○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

#### ○ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

#### ○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

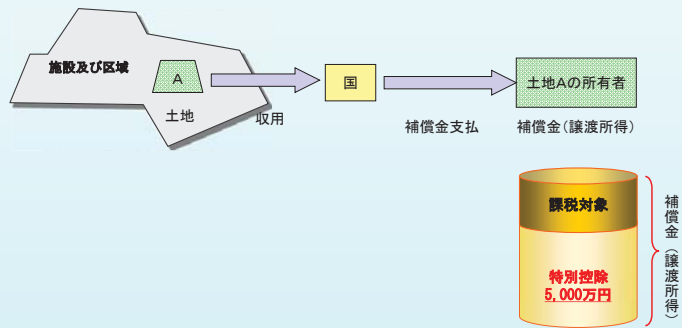
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から 1,500 万円を控除する等の特例。

(別添)

収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

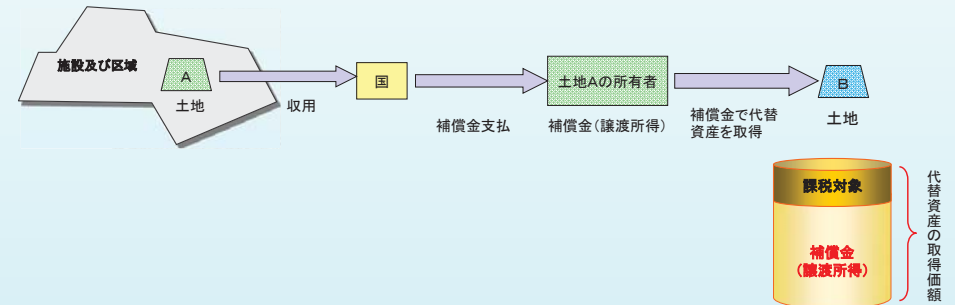
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

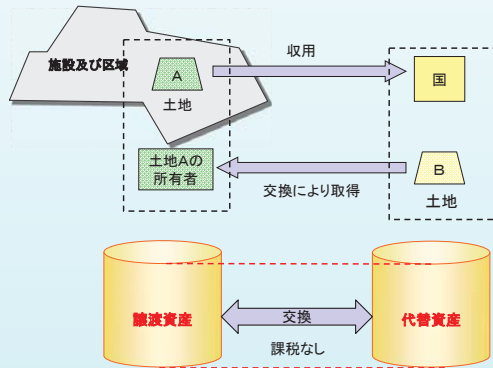
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりの土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりの土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

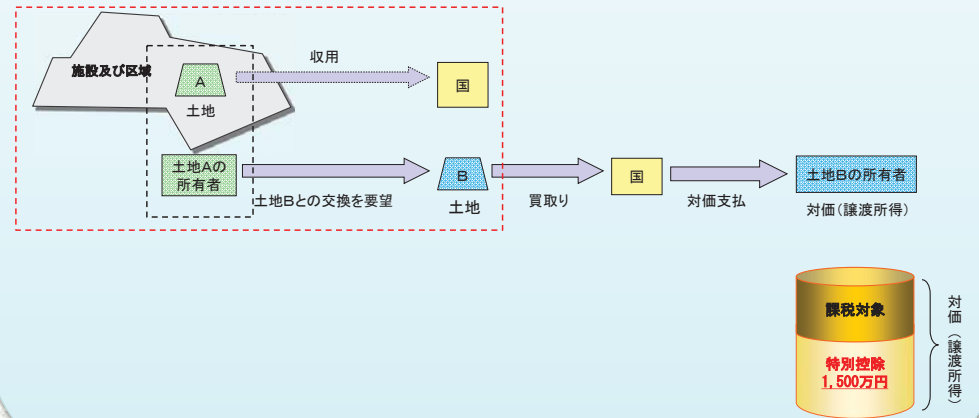
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。





		租税特別措置等に係る政策の事後評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 控除の内容 駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は取用され、土地等の所有者が補償金等を取得した場合、個人にあっては、租税特別措置法第33条又は第33条の2の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り譲渡所得から5,000万円を特別控除し、法人にあっては、租税特別措置法第64条等の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り、5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4、第65条の2、第68条の73</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和28年創設</p> <p>昭和38年改正 特別控除額:700万円に引き上げ</p> <p>昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ</p> <p>昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ</p> <p>昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ</p> <p>平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p>

			<p>る。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1(a) ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度) ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標: 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義): 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持 施策(広義): 関係機関や地域社会との協力の推進 施策(狭義): 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達</p>	

【防衛02】

			成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 過去の実績</p> <p>国による買収に係る適用数については、 平成21年度 10件（個人：9件、法人：1件） 平成22年度 24件（個人：24件） 平成23年度 12件（個人：12件）</p> <p>なお、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用に係る適用については、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。</p> <p>○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>※データは、平成24年7月、防衛省地方協力局施設管理課用地取得室で作成</p>
		② 減収額	<p>○ 過去の実績</p> <p>国による買収に係る減収額については、 平成21年度 5,900万円（個人：4,400万円、法人：1,500万円） 平成22年度 9,600万円（個人：9,600万円） 平成23年度 6,400万円（個人：6,400万円）</p> <p>※1 減収額は、個人については、5,000万円（譲渡価格が5,000万円に満たない場合はその額）×取得費95%×税率15%（短期譲渡所得に該当するものは30%）、法人については、5,000万円（譲渡価格が5,000万円に満たない場合はその額）×取得費95%×税率30%の減収があったものとして算出</p> <p>※2 データは、平成24年7月、防衛省地方協力局施設管理課用地取得室で作成</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p><b>《政策目的の実現状況》</b> （分析対象期間：平成21年度～平成23年度）</p> <p>国による買収により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することができたことから、施設及び区域の安定的な使用が確保され、駐留軍に施設及び区域を提供することができた。このことから、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行したこととなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与した。</p> <p><b>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》</b> （分析対象期間：平成21年度～平成23年度）</p> <p>本租税特別措置が適用されることにより、国による買収により駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることができた（平成21年度～平成23年度：46件）。</p> <p><b>《税収減を是認するような効果の有無》</b> （分析対象期間：平成21年度～平成23年度）</p> <p>本租税特別措置により、国による買収によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得したことで施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行することができた。このことから、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与しており、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有している。</p>

	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		



(別紙)

## ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抄）

(昭和35年条約第6号)

## 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

## ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

(昭和35年条約第7号)

## 第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

## ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（抄）

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は取用に関し規定することを目的とする。

## ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

## II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

## IV 我が国の安全保障の基本方針

## 2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

## VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

## (6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

## ○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

## I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

## III 自衛隊の能力等に関する主要事業

## 5 防衛力の能力発揮のための基盤

## (6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

【防衛03】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得について、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用に伴い生じた代替資産を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得の必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要性があると考えている。

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

## ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

## ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例

を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

## ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

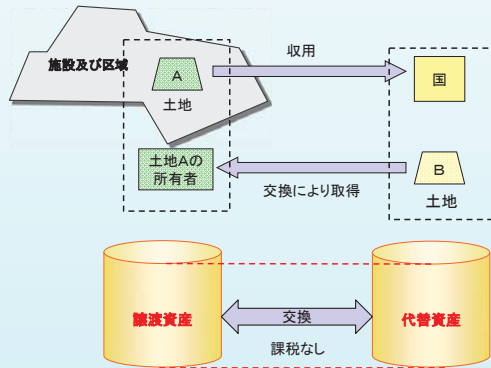
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例  
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除  
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除  
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の特例。

(別添)

交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

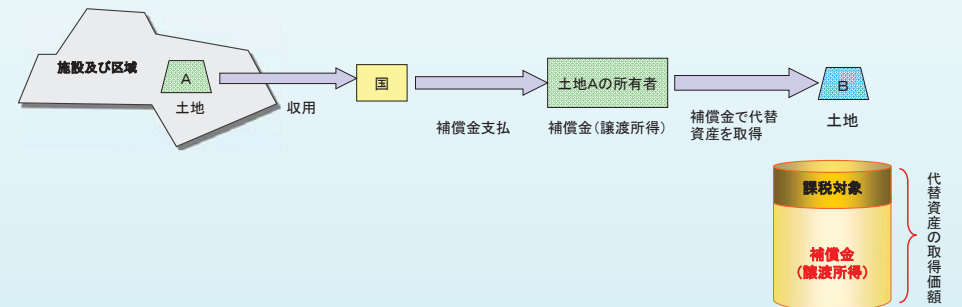
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

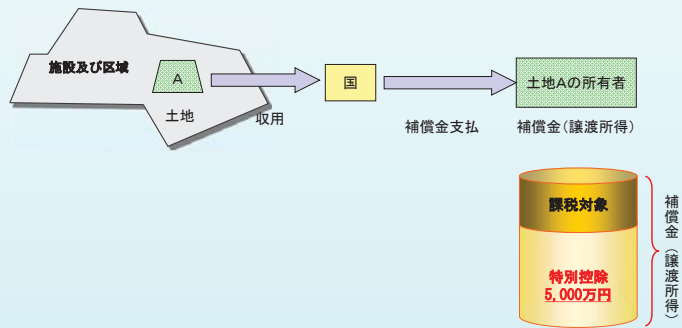
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりの土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりの土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

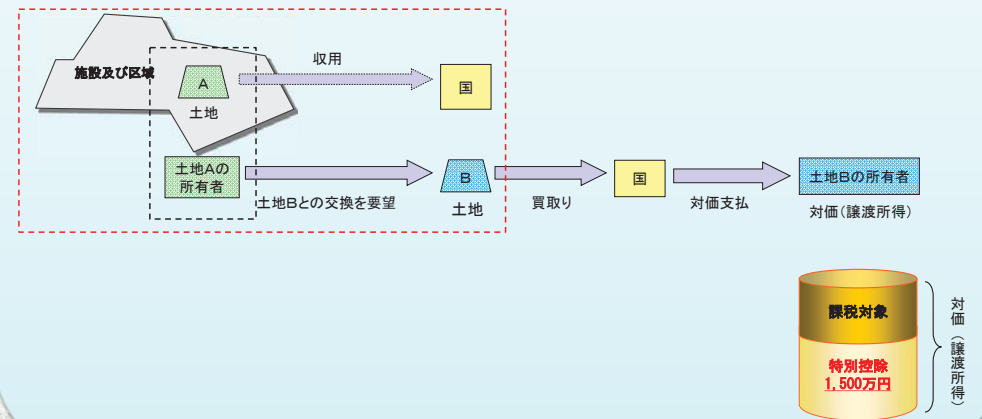
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるときに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。





租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき取用され、個人又は法人の土地等が交換処分等されたことにより、当該資産と同種の資産を取得する場合、個人にあっては、取用、買取り又は交換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(圧縮限度額)の範囲内でその交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の2、第65条、第68条の72</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p><b>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</b> 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、</p>

		<p>日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p><b>《政策目的の根拠》</b> ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1(a) ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度) ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
②	政策体系における位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標: 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義): 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策(広義): 関係機関や地域社会との協力の推進 施策(狭義): 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
③	達成目標及び測定指標	<p><b>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</b> 駐留軍用地特措法に基づく取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p><b>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</b> 駐留軍用地特措法に基づく取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p><b>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</b> 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。</p>



8	有効性等	① 適用数等	○ 過去の実績：駐留軍用地特措法に基づく収用において、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、駐留軍用地特措法に基づき収用される場合の土地等の所有者(個人又は法人)であり、特定の者に偏るものではない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(抄)

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得について、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用に伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得の必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要があると考えている。

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

## ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

## ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例

を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

## ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

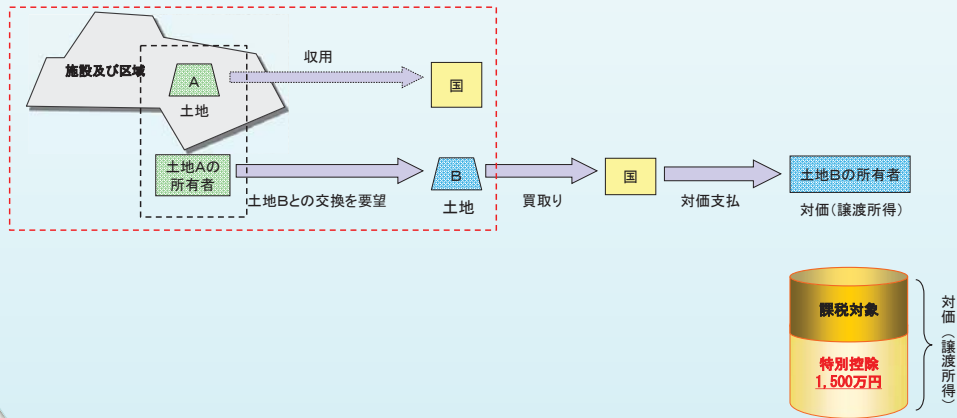
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例  
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除  
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。
- 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例  
国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

(別添)

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

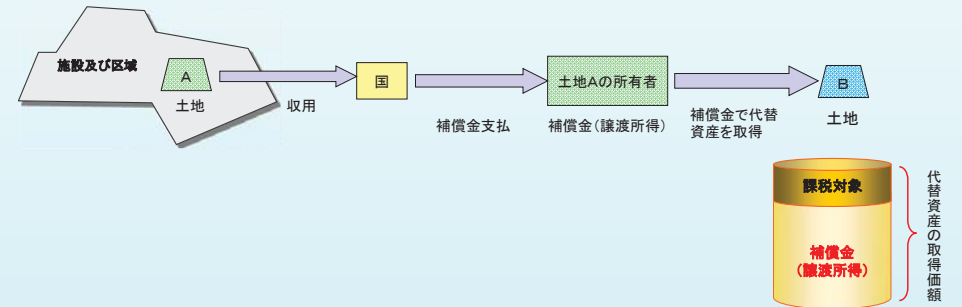
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるときに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対償に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりに土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりに土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。

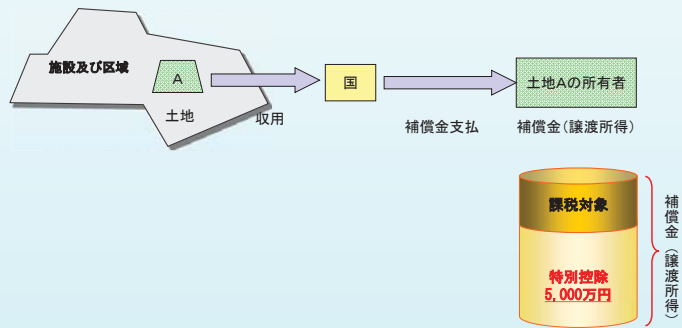




収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

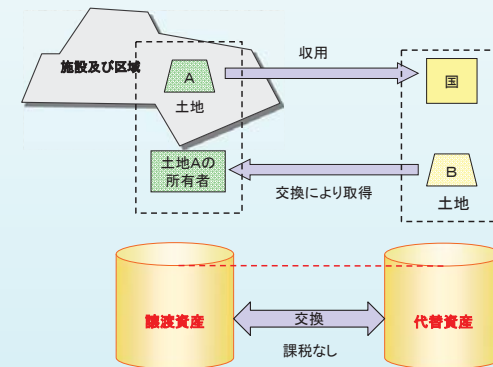
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は取用され、個人又は法人の土地等が取用の対償に充てるため買い取られた場合、個人にあつては、その譲渡所得から1,500万円を控除、法人にあつては、その譲渡所得から1,500万円を損金の額に算入する等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法（昭和33年法律第26号）第34条の2、第65条の4、第68条の5</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年創設 昭和50年改正 1,500万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p><b>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</b> 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施</p>

		<p>設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p><b>《政策目的の根拠》</b> ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1（a） ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度） ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企第3761号。23.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 我が国の安全保障の目標（①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献）を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策（狭義）： 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策（広義）： 関係機関や地域社会との協力の推進 施策（狭義）： 基地周辺対策の推進（補償の実施等を含む。）</p>
③	達成目標及び測定指標	<p><b>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</b> 駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p><b>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</b> 駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p><b>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</b> 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。</p>

8	有効性等	①	適用数等	○ 過去の実績：駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用において、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏るものではない。
		②	減収額	—
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③	地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解			
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(抄)

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は取用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日  
安全保障会議決定  
閣議決定

I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。



### 3 点検項目ごとの評価の実施状況表

租特に係る政策評価を「事前評価（新設）」、「事前評価（拡充・延長等<sup>(注1)</sup>）」及び「事後評価」の3つに分類し、点検結果表における点検項目ごとの評価の実施状況の区分別件数及びそのうち課題等<sup>(注2)</sup>があった件数を府省別に整理<sup>(注3)</sup>している。

なお、各分類に係る評価が実施されていない府省については、表に記載していない。

(注1) 租特の「拡充」、「延長」又は「拡充・延長」に係る評価が該当する。

(注2) 「課題あり」

: 評価書の説明・分析に疑問点・問題点等があるもの、又は点検過程で新たに示された補足説明によっても疑問点・問題点等の一部が残るもの。点検結果表の課題欄では「○」、又は「⊗」と記載している。

「課題なし」

: 評価書において評価に求められる一定水準の説明が行われているもの、又は点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では無印、又は「※」と記載している。

「うち補足説明によるもの」

: 点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では「※」と記載している。

(注3) 独立行政法人改革に伴う法人の名称変更等に係る評価（4件）は除いている。



① 政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	5	3	3	0
金融庁	3	0	3	3	0
復興庁	1	0	1	0	0
総務省	2	2	0	0	0
文部科学省	1	0	1	1	0
厚生労働省	7	2	2	2	3
農林水産省	3	3	0	0	0
経済産業省	12	9	1	1	2
国土交通省	4	1	3	2	0
環境省	3	2	1	1	0
合計	44	24	15	13	5

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	6	2	2	0
金融庁	4	3	1	1	0
復興庁	5	0	5	3	0
総務省	6	6	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0
厚生労働省	11	11	0	0	0
農林水産省	11	11	0	0	0
経済産業省	16	15	1	1	0
国土交通省	22	16	6	6	0
環境省	4	4	0	0	0
合計	89	74	15	13	0

○ 事後評価

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	0	1	1	0
財務省	1	1	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0
農林水産省	22	22	0	0	0
環境省	1	1	0	0	0
防衛省	4	4	0	0	0
合計	30	29	1	1	0

② 所期の目標(直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標)が既に達成されていないかが説明されているか。

○ 事前評価(新設)

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		課題なし		
		うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価(拡充・延長等)

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		課題なし		
		うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	
内閣府	8	2	0	0	0	3	3	3
金融庁	4	0	0	0	0	3	3	1
復興庁	5	0	0	0	0	3	3	2
総務省	6	5	3	0	0	1	1	0
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	3	3	1	1	3	3	3
農林水産省	11	9	3	0	1	1	1	0
経済産業省	16	4	3	0	1	9	9	2
国土交通省	22	6	2	0	2	11	11	3
環境省	4	2	2	0	0	1	1	1
合計	89	33	18	1	5	35	35	15

○ 事後評価

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		課題なし		
		うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	うち 補足説明 によるもの	課題あり	
金融庁	1	0	0	0	0	1	1	0
財務省	1	0	0	0	0	1	0	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	22	3	1	0	1	17	17	0
環境省	1	0	0	0	0	1	1	0
防衛省	4	0	0	0	0	4	4	0
合計	30	3	1	0	1	24	23	1

③ 達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定性的記述			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	6	0	0	0	1	1	1
金融庁	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
復興庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総務省	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	0	0	5	0	0	0	0	0	2
農林水産省	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
経済産業省	12	2	1	8	0	0	2	0	0	0
国土交通省	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0
環境省	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0
合計	44	2	1	34	1	1	2	1	1	4

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定性的記述			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	0	0	3	0	0	1	0	0	0
復興庁	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0
総務省	6	3	1	3	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	2	0	9	0	0	0	0	0	0
農林水産省	11	4	1	7	0	0	0	0	0	0
経済産業省	16	3	0	9	0	0	3	0	0	1
国土交通省	22	3	1	19	0	0	0	0	0	0
環境省	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	89	19	3	60	0	0	9	0	0	1

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定性的記述			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
農林水産省	22	5	3	9	7	2	1	0	0	0
環境省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
防衛省	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0
合計	30	7	4	11	7	2	1	4	4	0

④ 過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0
金融庁	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0
復興庁	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0
総務省	6	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	5	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
農林水産省	11	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	16	10	3	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
国土交通省	22	18	3	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0
環境省	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
合計	89	60	14	4	0	0	0	0	0	0	23	23	2

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	1	5	5	2
金融庁	4	0	0	0	3	3	1
復興庁	5	0	0	0	4	4	1
総務省	6	4	2	0	1	1	1
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0
厚生労働省	11	2	1	1	3	2	5
農林水産省	11	7	4	0	3	3	1
経済産業省	16	4	3	0	9	9	3
国土交通省	22	5	4	3	9	9	5
環境省	4	2	1	0	0	0	2
合計	89	26	16	5	37	36	21

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	0	0	0	1	1	0
財務省	1	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	1
農林水産省	22	22	14	0	0	0	0
環境省	1	0	0	0	0	0	1
防衛省	4	0	0	0	4	4	0
合計	30	22	14	0	6	6	2

⑥ 将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	1	0	0	2	2	0	0	0	3	1	1	1
金融庁	3	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
復興庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
総務省	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
農林水産省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	12	6	1	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0
国土交通省	4	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0
環境省	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0
合計	44	15	3	6	4	4	4	2	2	4	2	2	7

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	2	0	1	0	0	1	0	0	0	3	3	1
金融庁	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1
復興庁	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1
総務省	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
農林水産省	11	9	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
経済産業省	16	7	4	2	2	2	0	0	0	0	5	5	0
国土交通省	22	15	6	1	1	1	1	0	0	1	1	1	2
環境省	4	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	89	47	20	6	4	4	2	0	0	4	16	16	10

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
農林水産省	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
環境省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
防衛省	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
合計	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30



⑦ 過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	4	0	0	0	0	0	4	4	0
金融庁	4	0	0	0	0	0	1	1	1	2
復興庁	5	1	0	0	0	0	0	4	4	0
総務省	6	5	1	0	0	0	0	1	1	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	5	3	2	0	0	0	3	3	1
農林水産省	11	11	3	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	16	9	3	2	0	0	1	4	4	0
国土交通省	22	16	3	1	0	0	1	3	3	1
環境省	4	3	1	0	0	0	0	1	1	0
合計	89	56	15	5	0	0	3	21	21	4

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	30	1	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	3	0	0	1	1	1	1	1	2
金融庁	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
復興庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
総務省	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	4	1	1	0	0	0	0	0	2
農林水産省	3	2	1	0	1	1	0	0	0	0
経済産業省	12	6	4	4	1	1	1	0	0	0
国土交通省	4	0	0	1	1	1	2	0	0	0
環境省	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	44	18	6	8	5	5	7	1	1	5

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	3	0	0	0	0	0	4	4	1
金融庁	4	0	0	0	0	0	3	0	0	1
復興庁	5	1	0	0	0	0	0	2	2	2
総務省	6	4	2	0	1	1	0	1	1	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	3	1	1	1	1	0	0	0	6
農林水産省	11	8	5	1	2	2	0	0	0	0
経済産業省	16	7	4	1	2	2	1	3	3	2
国土交通省	22	13	8	4	2	2	2	0	0	1
環境省	4	3	1	0	1	1	0	0	0	0
合計	89	44	22	7	9	9	6	10	10	13

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
農林水産省	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
環境省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
防衛省	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
合計	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30

⑨ 過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	把握あり			把握なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	把握あり			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	2	3	3	3
金融庁	4	0	0	1	1	1	2
復興庁	5	0	0	0	5	5	0
総務省	6	3	1	3	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	3	0	7	0	0	1
農林水産省	11	3	0	8	0	0	0
経済産業省	16	3	0	10	2	2	1
国土交通省	22	2	0	15	0	0	5
環境省	4	2	0	2	0	0	0
合計	89	18	1	48	11	11	12

○ 事後評価

府省名	件数	把握あり			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	1	1	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省	22	10	6	9	3	3	0
環境省	1	0	0	1	0	0	0
防衛省	4	3	0	0	1	1	0
合計	30	16	7	10	4	4	0

⑩ 将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	予測あり			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの	
内閣府	8	0	0	2	1	1	5
金融庁	3	0	0	2	0	0	1
復興庁	1	0	0	0	0	0	1
総務省	2	0	0	2	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	0	0	5	0	0	2
農林水産省	3	0	0	3	0	0	0
経済産業省	12	0	0	6	0	0	6
国土交通省	4	0	0	2	0	0	2
環境省	3	1	0	0	1	1	1
合計	44	1	0	22	2	2	19

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	予測あり			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの	
内閣府	8	0	0	3	0	0	5
金融庁	4	0	0	3	0	0	1
復興庁	5	0	0	3	2	2	0
総務省	6	3	1	3	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	3	0	2	0	0	6
農林水産省	11	3	0	6	0	0	2
経済産業省	16	3	1	4	2	2	7
国土交通省	22	2	0	17	0	0	3
環境省	4	2	0	2	0	0	0
合計	89	18	2	43	4	4	24

○ 事後評価

府省名	件数	予測あり			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	1
農林水産省	22	—	—	—	—	—	—	22
環境省	1	—	—	—	—	—	—	1
防衛省	4	—	—	—	—	—	—	4
合計	30	—	—	—	—	—	—	30

⑪ 過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
復興庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	7	—	—	—	—	—	—	7
農林水産省	3	—	—	—	—	—	—	3
経済産業省	12	—	—	—	—	—	—	12
国土交通省	4	—	—	—	—	—	—	4
環境省	3	—	—	—	—	—	—	3
合計	44	—	—	—	—	—	—	44

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	2	2	2	1	1	3
金融庁	4	0	0	1	1	1	2
復興庁	5	0	0	0	5	5	0
総務省	6	0	0	2	3	3	1
文部科学省	2	0	0	0	2	2	0
厚生労働省	11	0	0	6	2	2	3
農林水産省	11	1	0	7	2	2	1
経済産業省	16	0	0	8	4	4	4
国土交通省	22	0	0	15	2	2	5
環境省	4	0	0	1	2	2	1
合計	89	3	2	42	24	24	20

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	0	0	0	1	1	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0
農林水産省	22	12	12	10	0	0	0
環境省	1	0	0	1	0	0	0
防衛省	4	1	1	0	3	3	0
合計	30	14	13	12	4	4	0

⑫ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	4	3	3	1
金融庁	3	0	0	0	0	0	3
復興庁	1	0	0	1	0	0	0
総務省	2	0	0	2	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	0	0	5	0	0	2
農林水産省	3	1	1	2	0	0	0
経済産業省	12	1	1	9	0	0	2
国土交通省	4	0	0	3	0	0	1
環境省	3	1	0	0	0	0	2
合計	44	3	2	26	3	3	12

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	0	0	4	0	0	4
金融庁	4	0	0	1	0	0	3
復興庁	5	2	2	2	0	0	1
総務省	6	2	2	2	1	1	1
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0
厚生労働省	11	3	2	2	0	0	6
農林水産省	11	3	3	5	0	0	3
経済産業省	16	4	4	9	0	0	3
国土交通省	22	2	2	11	0	0	9
環境省	4	2	2	2	0	0	0
合計	89	20	19	38	1	1	30

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	1
農林水産省	22	—	—	—	—	—	—	22
環境省	1	—	—	—	—	—	—	1
防衛省	4	—	—	—	—	—	—	4
合計	30	0	0	0	0	0	0	30



⑬ 政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	7	4	1	0	0	0
金融庁	3	2	1	0	1	1	0
復興庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	2	1	0	1	0	0	0
文部科学省	1	0	0	1	0	0	0
厚生労働省	7	5	2	2	0	0	0
農林水産省	3	3	1	0	0	0	0
経済産業省	12	11	5	1	0	0	0
国土交通省	4	3	1	0	1	1	0
環境省	3	2	0	1	0	0	0
合計	44	35	14	7	2	2	0

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	8	4	0	0	0	0
金融庁	4	3	2	1	0	0	0
復興庁	5	4	3	0	1	0	0
総務省	6	5	0	1	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	7	1	4	0	0	0
農林水産省	11	11	0	0	0	0	0
経済産業省	16	13	4	3	0	0	0
国土交通省	22	19	4	3	0	0	0
環境省	4	3	1	1	0	0	0
合計	89	75	19	13	1	0	0

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省	22	22	1	0	0	0	0
環境省	1	1	1	0	0	0	0
防衛省	4	4	0	0	0	0	0
合計	30	30	2	0	0	0	0

⑭ 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	3	0	0	2	0	0	2	2	1
金融庁	3	2	0	0	0	0	0	1	1	0
復興庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
総務省	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	7	2	0	0	3	0	0	1	1	1
農林水産省	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0
経済産業省	12	3	0	0	6	3	0	3	3	0
国土交通省	4	1	0	0	1	0	0	2	2	0
環境省	3	0	0	0	1	0	0	2	2	0
合計	44	13	0	0	16	4	0	12	12	3

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
内閣府	8	5	0	0	3	1	0	0	0	0
金融庁	4	1	0	0	1	0	0	2	2	0
復興庁	5	0	0	0	0	0	0	5	4	0
総務省	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	2	0	0	7	0	0	2	2	0
農林水産省	11	1	0	0	10	0	0	0	0	0
経済産業省	16	3	0	0	9	0	0	3	3	1
国土交通省	22	5	0	0	13	0	0	3	3	1
環境省	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
合計	89	17	0	0	55	1	0	15	14	2

○ 事後評価

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの			うち 補足説明 によるもの		
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
農林水産省	22	14	1	0	7	0	0	1	1	0
環境省	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
防衛省	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0
合計	30	15	1	0	7	0	0	8	8	0



## 【資料1】

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

### 第2章 新しい税制改正の仕組み

#### 2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

##### (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

## 【資料 2】

### 租税特別措置の見直しに関する基本方針

〈平成22年度税制改正大綱の別紙1〉

#### 1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

#### 2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。

なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

### 【資料3】

#### 政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

〈租税特別措置の見直しに関する基本方針の別添〉

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
    - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
    - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
  
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
    - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
    - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
  
  - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
    - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
    - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。



## 【資料4】

### 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

〈平成22年度税制改正大綱の別紙2〉

#### 1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

#### 2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
  - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
  - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
  - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

## 【資料 5】

### 中期財政フレーム（平成24年 8 月31日閣議決定）（抄）

政府は、「財政運営戦略」（平成22年 6 月22日閣議決定）において、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームの枠組みを導入した。

「財政運営戦略」においては、平成23年度から平成25年度を対象とする最初の中期財政フレームを定めるとともに、「毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降 3 年間の新たな中期財政フレームを定める」こととしている。これに基づき、昨年 8 月の平成24年度から平成26年度を対象とする中期財政フレームの改訂を前提に、今回、平成25年度から平成27年度を対象とする中期財政フレームを以下のように策定し、新たな歳入・歳出両面にわたる取組を定める。

#### 2 中期財政フレーム改訂の具体的内容

##### ② 歳入面での取組

（略）

租税特別措置については、平成22年度から平成24年度までの税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースで見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、財政運営戦略Ⅱ 2.（1）にのっとり、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

## 【資料6】

### 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕  
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

#### I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22 年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されている

かが明記されたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

## II 評価の方法

### 1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

### 2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

### 3 評価の実施主体

#### (1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

#### (2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

### 4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

#### (1) 事前評価

##### ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

## イ 租税特別措置等の必要性等

### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

### (ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

## ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っ



ていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

#### エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

### (2) 事後評価

#### ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

#### イ 租税特別措置等の必要性等

##### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているか

を説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

#### オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

### 5 評価の実施時期等

#### (1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

#### (2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいる

ことから、改めて事後評価を実施することは要しない。

## 6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

## 7 その他

### (1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

### (2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の枠組みの下、適切に対応する。

### (3) 分析内容の充実

今後新たに取り組んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実を図っていくことが重要である。